

サステナビリティレポート 2026



目次

目次	2
編集方針／会社概要	3
トップコミットメント 会長 CEO	4
トップコミットメント 社長 COO	5
担当役員メッセージ	6

伊藤忠グループの サステナビリティ



歴史と価値創造モデル	8
方針・基本的な考え方	12
ガバナンス	16
戦略	20
サステナビリティ関連のリスク管理	24
指標と目標	25
外部との協働	41

Environment

環境



環境方針	46
環境マネジメント	47
気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)	50
汚染防止と資源循環	70
水資源の保全	82
自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)	86
クリーンテックビジネス	118
ESG データ (環境)	133

Society

社会



労働慣行	142
人材育成	157
労働安全衛生・健康経営	163
人権	171
顧客責任	180
バリューチェーンにおけるサステナビリティ	190
社会貢献活動	209
ESG データ (社会)	214

Governance

ガバナンス



コーポレート・ガバナンス	220
リスクマネジメント	250
コンプライアンス	258

サステナブルファイナンス	265
社会からの評価	267
第三者保証報告書	272

編集方針

伊藤忠商事のサステナビリティレポートは、株主・投資家・お取引先をはじめとする幅広いステークホルダーの皆さまに、当社のサステナビリティ推進方針や考え方・目標・体制・具体的な取組みを深く理解していただくことを目的としています。また、伊藤忠商事では、「事業活動を通じて社会の期待に応えていくことが、その持続可能性（サステナビリティ）を保ち、更なる成長につながる」と認識しています。このような考えのもと、前年度の取組み内容を中心に持続可能な社会の実現への貢献を意識しつつ、ESG パフォーマンスデータとともに詳細をご報告します。

報告対象期間

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日）
但し、活動や取組み内容は一部それ以前からのもの、及び直近のものも含まれます。

報告対象範囲

伊藤忠商事株式会社（国内7店、海外85店）及び主要グループ会社を含みます。

第三者保証

ESG データのページにおいて★マークを付したデータについては、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000または3410に準拠した第三者保証を実施しています。詳細は「独立した第三者保証報告書（P272～P274）」をご参照ください。

発行情報

公表月：2026年7月
次回公表月：2027年7月予定（前回発行月：2025年6月）

参考にしたガイドライン

国連グローバル・コンパクトの10原則や、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）を始めとする、以下のような国際ガイドラインや原則等を参照しています。

- SDGs（持続可能な開発目標）
 - 国連グローバル・コンパクト（10原則）
 - 国際人権規約
 - 先住民の権利に関する国際連合宣言
 - 国連法執行官による力と銃器の使用に関する基本原則
 - 日本経団連：企業行動憲章・地球環境憲章
 - 日本貿易会「商社環境行動基準」「サプライチェーンCSR 行動指針」「気候変動対策長期ビジョン」
 - IFRS ISSB S1、S2（旧 IIRC 含む）
 - SASB（サステナビリティ会計基準審議会）スタンダード
 - CSRD ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）
 - ISO26000（社会的責任に関する手引き）
 - TCFD 提言
- パリ協定（COP21）
 - 国連世界人権宣言
 - 国連ビジネスと人権に関する指導原則
 - 労働における基本的原則及び権利に関するILO 宣言
 - OECD 多国籍企業ガイドライン
 - GRI スタンダード
 - SSBJ（サステナビリティ会計基準審議会）基準
- 環境省「環境報告ガイドライン」
 - ISO14001（環境マネジメントシステム）
 - TNFD 提言

会社概要

社名	伊藤忠商事株式会社	代表取締役会長 CEO	岡藤 正広
創業	1858年	資本金	2,534億円
設立	1949年12月1日	営業所数	国内 7店 海外 87店
本店所在地		従業員数※	連結 114,570人 単体 4,125人 （2026年3月31日現在）
東京本社	〒107-8077 東京都港区赤坂2丁目17番地22号 赤坂トラストタワー	※ 連結従業員数は、就業人員数（臨時従業員数を含まない）です。	
大阪本社	〒530-8448 大阪市北区梅田3丁目1番3号		

問い合わせ	伊藤忠商事株式会社 サステナビリティ推進部 代表電話：03－3497－2121
-------	--

サステナビリティに関する情報開示について

刊行物	内容	PDF	HTML
サステナビリティレポート	伊藤忠商事のサステナビリティへの取組みについて、幅広いテーマを網羅する形で情報開示を行っています。PDFは年次の報告書として発行しており、当社のESGへの取組みを継続的な観点でご覧頂くことができます。当サイトにおいては、期中に行った活動について速報性を持って情報を発信しています。	●	●
統合レポート	投資家をはじめとする幅広いステークホルダーに向けて経営実績、今後の成長戦略等とともにサステナビリティへの取組みに関する特に重要な情報を総合商社の事業活動の特性を踏まえた切り口で財務・非財務情報を一体的に報告しています。	●	●
コーポレート・ガバナンス報告書	「コーポレートガバナンス・コード」に記載された原則に従い、当社のコーポレート・ガバナンスの考え方や体制等を報告しています。機関設計、運用状況、実効性評価等ガバナンス面のより詳細な情報を発信しています。	●	
有価証券報告書	日本の金融商品取引法第24条第1項に基づき作成し、関東財務局へ提出しています。財務状況に関するより詳細な情報を発信しています。	● （和文のみ）	

見通しに関する注意事項

本レポートには、過去と現在の実事だけでなく、将来に関する予測・予想・目標・計画が含まれています。これらの将来情報は、当該情報更新時点までに入手可能な情報に基づくもので、種々の要因により影響を受け、実際の結果と大きく異なることがあります。本レポートの利用は利用者の判断によって行って頂くをお願いします。

トップコミットメント 会長CEO

代表取締役会長 CEO

岡藤 正広



社会課題の解決に挑む成長投資こそが、次代の「稼ぐ」を創り出す

2025年度、伊藤忠商事は連結純利益 9,003 億円という過去最高益を達成しました。非資源分野の収益拡大に加え、これまで着実に積み重ねてきた投資の成果が表れた結果です。一方、私の心境は決して満足のいくものではありませんでした。中東情勢の緊迫化等を背景とした資源価格の高騰により、資源比率の高い他商社の時価総額が大きく伸びるのを、内心忸怩たる思いで見つめていました。

当社は非資源ナンバーワンの商社として確固たる地位を築いてきましたが、現状に甘んじることなく、資源・非資源を問わず「投資なくして成長なし」と全方位で取組んでいく必要があります。そのためには外部環境の追い風に頼るのではなく、自らの知恵と汗で稼ぎ出す。その結果、業績と企業ブランド価値の向上が実現していくものと考えています。

私は常々、商いの基本は「か・け・ふ（稼ぐ、削る、防ぐ）」だと言い続けてきました。昨今の気候変動や人権問題、サプライチェーンの分断といった社会課題への対応は、まさにこの「防ぐ」に当たります。しかし、ただリスクを回避し守りに入るものではありません。当社は社会課題解決の目標達成に向けて、経営資源、すなわち投資や人的資本を重点的に配分し、サステナビリティ分野や現場の課題にも常に先手を打つ姿勢を貫いてきました。こうした挑戦を世界中の成長分野や社会課題解決に直結する領域へと広げています。新規・既存事業を問わず、「現場に足を運んで、自分の目と耳で確かめる」ことを徹底し、スピード感を持って実行するその積み重ねが、伊藤忠の企業価値向上と持続的な成長を力強く後押ししています。それが結果として新たなビジネスチャンスを生み、次代の「稼ぐ」に繋がっていくのです。

例えば、セルビア共和国における大規模廃棄物発電プロジェクトでは、長年環境問題となっていた廃棄物をエネルギー源へ転換し、地域の電力供給と温室効果ガス削減、循環型社会の構築に大きく貢献しています。こうした取組みは、単に商売の継続性を守る「稼ぐ」ためだけでなく、現地地域の環境・生活・社会課題を解決する「防ぐ」ことにも直結しています。廃棄物の適切な処理や再生エネルギー化は、地域社会の持続可能性を高め、地元住民の健康や雇用、生活環境の保全にも繋がるものです。サステナビリティ経営の深化は、当社のみならず、全てのステークホルダーや現地社会の未来を守る行動そのものです。

また、重要なのが「人」への投資です。伊藤忠の最大の財産は人であり、少数精鋭で高効率な経営を支えているのは、社員一人ひとりの商人魂に他なりません。目まぐるしく変わるマーケットのニーズを的確に捉えるには、多様な現場の活きた視点が必須であると考えています。このため、いつでも社員が心身ともに最高のパフォーマンスを発揮できるよう、ダイバーシティ推進や健康経営の一環である朝型勤務等の施策を重視し、実施しています。こうしたウェルビーイングの取組みを通じて、人的資本の価値を最大限に引き出し、企業ブランド価値の向上に繋げています。人への投資こそが、当社の未来をつくる最大の成長戦略であり続けます。

どのような時代の変化にあっても、伊藤忠商事は現場を重視し、自らの目で状況を見極め、柔軟かつ果断に事業を推進してまいります。今後も「三方よし」の精神のもと、成長投資を通じてサステナビリティ経営を加速させ、全てのステークホルダーの皆様と共に、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。伊藤忠商事の更なる成長と挑戦に、どうぞご期待ください。

2026年7月

代表取締役会長 CEO 岡藤 正広

トップコミットメント 社長 COO



代表取締役社長 COO

石井 敬太

現場力とAIで挑む、 持続的な企業価値向上

現在、世界は地政学リスクの顕在化やサプライチェーンの分断など、かつてない激動の事業環境に直面しています。この不確実な時代を乗り越え、持続的な成長を遂げる上で鍵となるのは、当社の最大の強みである「現場力」です。現場目線で挑む安定供給という総合商社の使命と、AI活用による「ハンズオン経営」の進化を通じて、企業価値の向上を追求していきます。

近年、米国の関税政策等に伴う経済的なサプライチェーンの分断が進行していましたが、2026年に入り、中東情勢の緊迫化をはじめとする地政学リスクが一段と深刻さを増しています。エネルギー・化学品カンパニーが扱うナフサなどの基礎原料は、万が一供給が途絶えれば、あらゆる

産業のサプライチェーンが機能不全に陥るリスクを孕んでいます。私はかつてビジネスの最前線で、この恐ろしさを「現場の肌感覚」として強く認識してきました。未曾有の分断リスクが現実のものとなる中、社会や産業の基盤を支える物資の安定供給を死守することこそが、我々総合商社の最大の使命です。

脱炭素社会を見据えながらも、その実現には現実的な対応が求められます。「エネルギー安全保障」という現実的な課題を直視し、サプライヤーやパートナーと協働し、足元のトランジション（移行）を確実に支えながら、サプライヤーを含めたお取引先様の課題に寄り添う。徹底した「現場目線」で事業を構築していく姿勢こそが、当社の強みです。

また、各産業において生成 AI による事業モデルの変革が急速に進んでおり、今や「生成 AI の活用度合い」が企業間の業績格差に直結する時代となりました。当社はいち早く社内 AI（i-Colleague 等）を導入し、業務の高度化を進めていますが、その活用にあたっては、プライバシーや人権、バイアスにも十分配慮しながら、責任ある形で運用していくことが重要です。また AI はあくまでも有用なツールであり、リアルの現場における大事な決断はこれからも人間が行うことに変わりありません。

AI の活用によって定型業務から解放された社員は、より現場に深く入り込むことで、当社の強みである「ハンズオン経営」を進化させ、市場の変化を機敏に捉え、新たな商売を手繰り寄せることに集中できます。これが圧倒的な「働きがい」を生み出します。社会全体でウェルビーイングへの関心が高まっていますが、当社にとってそれは新しい概念ではありません。これまでも健康経営を通じて、社員一人ひとりの心身の健康と活力、働きがいの向上に取り組んできました。「厳しくとも働きがいのある会社」である当社にとって、従業員のウェルビーイングを支えることは、「個の力」を最大化し、それらを結集した総合力を高めることであり、企業価値創造の最大の源泉にほかなりません。

創業者から受け継ぐ「三方よし」の企業理念のもと、当社は財務・非財務の両面を磨き続けることで、企業ブランド価値を向上させてきました。

これからいかなる激動の時代が訪れようとも、この精神を体現し続けることに変わりはありません。全社一丸の「ワンチーム」となって、ビジネスによる社会課題の解決を通じて、中長期的な企業価値向上へと力強く突き進んでまいります。

2026年7月

代表取締役社長 COO 石井 敬太

担当役員メッセージ



代表取締役
上席執行役員 CAO
西口 知邦

歴史が実証した「三方よし」とサステナビリティ、新たな基準と課題への挑戦

創業から100年以上継続している世界の企業のうち、約半数は日本企業であると言われています。この長く続くという事実こそが、現代でいうサステナビリティ、すなわち持続可能性の証と言えます。

一方で、急変する地政学リスクや技術革新の加速など、経営・社会の両面で不確定要素が高まるなか、企業がサステナビリティを着実に推進していくことは、決して容易ではありません。だからこそ、長期視点に立った不断の努力と、変化を恐れずにアップデートし続ける姿勢が求められていると考えます。

昨今、サステナビリティの定義が拡大し、企業に対する期待は日々多様化しています。伊藤忠商事は、各ステークホルダーの短期・中長期的な期待にお応えするべく、着実に営業実績を積み重ねると同時に、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）による基準や、気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）など、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する国内外の枠組みに沿った施策と情報開示を進めています。

こうした取り組みを通じて、持続可能性と社会からの信頼をいかに確保していくのかという問いに対する答えは、創業以来一貫して変わりません。

それは、創業者である初代・伊藤忠兵衛の言葉に由来するグループ企業理念「三方よし（売り手よし・買い手よし・世間よし）」です。

自社の利益を追求するだけでなく、取引先、株主、投資家、顧客、社員を始めとする様々なステークホルダーの期待と信頼にお応えし、実業を通じてサステナビリティを推進し、且つ社会課題の解決やSDGsへの貢献も果たす「三方よし」の精神を核として、170年近くにわたり事業を通じた価値創造を続けてまいりました。

持続的な企業価値の向上と社会課題の解決を同時に追求するこの考え方は、今日のサステナビリティ経営にも通じる、普遍的な理念と考えます。

当社は、ステークホルダーへの適切な対応はもちろん、現場主義を徹底したサプライチェーンマネジメントや人権デューデリジェンス、事業を展開する各国・地域への配慮と経済的貢献を通じて、幅広い期待にお応えし、信頼の構築と維持を目指しています。

具体的には、人権問題や違法伐採を防ぐためのトレーサビリティを確保した天然ゴム事業、廃棄物埋め立ての衛生問題の解決とGHG排出量削減に貢献する廃棄物処理発電や水リスクに対応するための海水淡水化事業など、多様な環境・社会課題の解決に資するビジネスを展開しています。また、労働生産性向上と「厳しくとも働きがいのある会社」の実現を目指し、朝型勤務制度の導入やがん治療と仕事の両立支援を含めた働き方改革を始めとする人的資本強化を進めています。

先行きが不透明な経済環境のもと、サステナビリティに関する課題や挑戦は今後も増え続けると考えます。しかしながら、現代のサステナビリティの源流ともいえる「三方よし」の精神のもと、様々な時代の変化を乗り越えてきた持続可能な企業として、そして信頼される「商人」として、当社はこれからも変わらぬ努力と挑戦を続けてまいります。

2026年4月

代表取締役 上席執行役員 CAO 西口 知邦

伊藤忠グループの サステナビリティ

Sustainability



歴史と価値創造モデル

創業からの経営理念

グループ企業理念「三方よし」

伊藤忠グループは、グループ企業理念「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」のもと、自社の利益だけではなく、投資家や株主の皆様、取引先、社員をはじめ、周囲の様々なステークホルダーの期待と信頼に応えることで、社会課題の解決に貢献することを目指しています。



金澤翔子氏の書「三方よし」

初代忠兵衛と「三方よし」

当社の創業は、安政5（1858）年、初代の伊藤忠兵衛が出身地である滋賀県豊郷村から長崎を目指して麻布の行商に出たことにさかのぼります。

初代忠兵衛は、近江商人の経営哲学「三方よし」の精神を事業の基盤としていました。

「三方よし」は、「売り手よし」「買い手よし」に加えて、幕藩時代に近江商人がその出先で地域の経済に貢献し、「世間よし」として経済活動が許されたことに起源があり、現代サステナビリティの源流ともいえるものです。「三方よし」のルーツは、初代忠兵衛の座右の銘「商売は菩薩の業、商売道の尊さは、売り買い何れをも益し、世の不足をうずめ、御仏の心にかなうもの」とされています。信頼・信用をベースとする「三方よし」の精神は、創業以来160年を超えて現在も当社に受け継がれ、未来においても受け継いでいく不変の精神です。



初代伊藤忠兵衛
(1842～1903)



近江商人
(滋賀大学経済学部附属史料館所蔵)

今も受け継がれる創業者の精神

合理的・先進的な経営

明治5（1872）年に「店法」を定め、経営の近代化を目指しました。これは、企業理念と企業行動指針、人事制度、就業規則を合わせたような内規で、伊藤忠商事の経営の理念的根幹となっていました。また、店員とのコミュニケーションを重視した会議制度の採用や、利益三分主義※の成文化等、当時としては画期的な経営方式を次々と取り入れ、店員との相互信頼の基盤を構築するとともに、合理的な経営を実現していきました。

※ 利益三分主義：店の純利益を本家納め、本店積立、店員配当の三つに分配するというもので、店員と利益を分かち合う、まだ封建色が濃い時代としては大変先進的な考え方

現場主義・顧客目線

「地主の足跡は田畑の肥料となり、牧主の眼光は牛馬の毛沢を増す」と掲げ、経営者に率先垂範して現場に出ていくことを求めました。また、全ての店員は出店配属して手厚い現場教育を施し、高いコンプライアンス意識を持って日々研鑽することや、顧客に対して最も敬意を厚くすることを説いていました。こうした「現場主義」「顧客目線」は、現在の「マーケットイン」にも繋がる重要な視点です。

社員は家族

店員に対して深い愛情を持ち、店員を家族のように扱っていました。毎月の1と6がつく日に全店員参加で無礼講のスキ焼きパーティを開催していたのもその一例です。また、当時としては珍しい、全店員が写っている集合写真が当社には多く残されており、これも社員を大切にしていた現れと考えられています。こうした「社員は家族」という精神は、現在の当社の「働き方改革」にも脈々と息づいています。



当時の大福帳



伊藤本店店員の集合写真（明治33年頃）

歴史と価値創造モデル

160年を超える歴史とサステナビリティ

伊藤忠グループがなぜ 160 年を超える長きにわたり発展し続けているか。それは、創業以来受継がれる「三方よし」の精神のもと、常に顧客と社会の期待に応え、企業の信頼を構築してきたからに他なりません。「三方よし」に立脚した当社グループの取組みは、現在、企業の価値向上・サステナビリティ・ロンジェビティ（長寿）に貢献するものとして、国内のみならず、米国ハーバード・ビジネス・スクールの事例研究対象に選定される等、海外からも高い関心を集めています。

当社グループは今後も、「三方よし」の実践により企業価値の更なる向上を図り、持続的な成長を実現していきます。



近代設備を完備した本店（大正4年）



信頼とサステナビリティ

サンドラ・J・サッチャー

ハーバード・ビジネス・スクール教授（経営実践）

国際的に評価されている「信頼」の研究者。組織の信頼構築と回復、そのためにリーダーが果たすべき役割について研究。『The Power of Trust』を含む3冊の書籍、110件のビジネスケースを始めとする教材を著述。ハーバード以前には20年間、実業界で活動。投資信託会社フィデリティ・インベストメントの上級幹部、企業や非営利団体の役員、Better Business Bureau（商事改善協会）の会長等を歴任。信頼度調査を実施するエデルマン・トラスト・インスティテュートのアドバイザリーボード役員。

三方よしの哲学「売り手よし、買い手よし、世間よし」を初めて聞いたとき、「信頼」を示す完璧な表現として心に響きました。それは、「買い手よし、世間よし」の実践によって相手からの信頼を自覚し、その信頼に応えるべきという伊藤忠商事の明確な意図を示すものです。

倫理的な行動は自己犠牲を伴うと考える人は多いですが、三方よしが経営哲学として特に役立つのは、企業が他者を助けるために、自社の利益を追求する必要があるという前提に立っているところです。これが、企業の行動や構造に「信頼」が自然に組み込まれるアプローチに繋がるのです。

伊藤忠商事は、サステナビリティを通じて信頼を構築している企業の好事例です。会社自体の長期的持続可能性と、事業を展開する地域社会のサステナビリティという2つの側面が、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の推進によって結びついています。サステナビリティの推進は社会からの明確な期待であり、伊藤忠商事はそれを実現させるためのモデルを示しているのです。多層的なサステナビリティ関連ガバナンス体制のもと、サステナビリティ取組みは企業のトップによって承認・監督されています。また、そのアプローチの強みの一つは、ボトムアップ方式でもあることです。8つのカンパニーが、社会に貢献しつつ採算に見合うサステナビリティアクションプランを策定しています。それぞれがサステナビリティ推進におけるビジネスリーダーシップという社会からの期待に応えるものとして、他社にとっても好事例であり、全体的に見れば壮大かつ大胆なビジョンを描いています。

研究によると、信頼は内から外に向けて築かれることが分かっています。三方よしの「売り手よし」は、外の顧客を大切にすることだけでなく、従業員を育成し、貢献に報いるという企業の姿勢にも表れています。朝型勤務制度や、がんと仕事の両立支援といった会社独自の人事施策がその一例です。これらの取組みは三方よしの精神性から生み出されたもので、伊藤忠商事の特徴である創造性と、実用的な意思決定力を顕著に示すものです。これらはまた、労働生産性や従業員の忠誠心、会社への信頼向上にも繋がっています。信頼を研究する学者として、伊藤忠商事が160年間にわたり三方よしの哲学を実践して繁栄してきたという事実は、非常に印象深いものです。伊藤忠商事は、信頼を企業の基盤として活かしつつ、状況の変化に応じて進化し続ける経営哲学の重要性を示しています。

歴史と価値創造モデル

8つのカンパニー

繊維カンパニー

ファッションからハイテク資材まで、様々な分野で暮らしに新たな価値と感動を提供

機械カンパニー

大型プラントやインフラ、航空機、船舶、自動車、建機、産機まで幅広く事業を展開

金属カンパニー

鉱物資源の開発、安定供給を通じ、世界の経済発展と環境保護へグローバルに貢献

エネルギー・化学品カンパニー

幅広いバリューチェーンを活かした新たな価値創造に向けてグローバルに活動

食料カンパニー

食料原料供給から製造・流通・リーテイルまで、食の安全・安心に貢献しながらグローバルに展開

住生活カンパニー

生活資材関連から住宅の開発や販売、それを支える物流までグローバルに事業を展開

情報・金融カンパニー

ICT・BPO等のサービス分野を核としたビジネス開発機能と顧客網を活かし、新たな市場の創出と拡大をリード

第8カンパニー

当社の様々なビジネス基盤を最大限活用し、「マーケットインの発想」により新たなビジネス・客先を開拓

企業価値拡大の軌跡

一歩一歩着実に、収益力を向上

創業以来蓄積してきた「強み」を糧に、幾多の苦難を乗り越えてきました。2010年以降はその成長のスピードを加速させ、掲げた目標を一つ一つ確実に達成する「コミットメント経営」の下、着実に収益力を向上させています。

1858年～

創業
繊維分野中心

1950年代～

自動車・石油・食料も含めた「総合化」

1980年代～

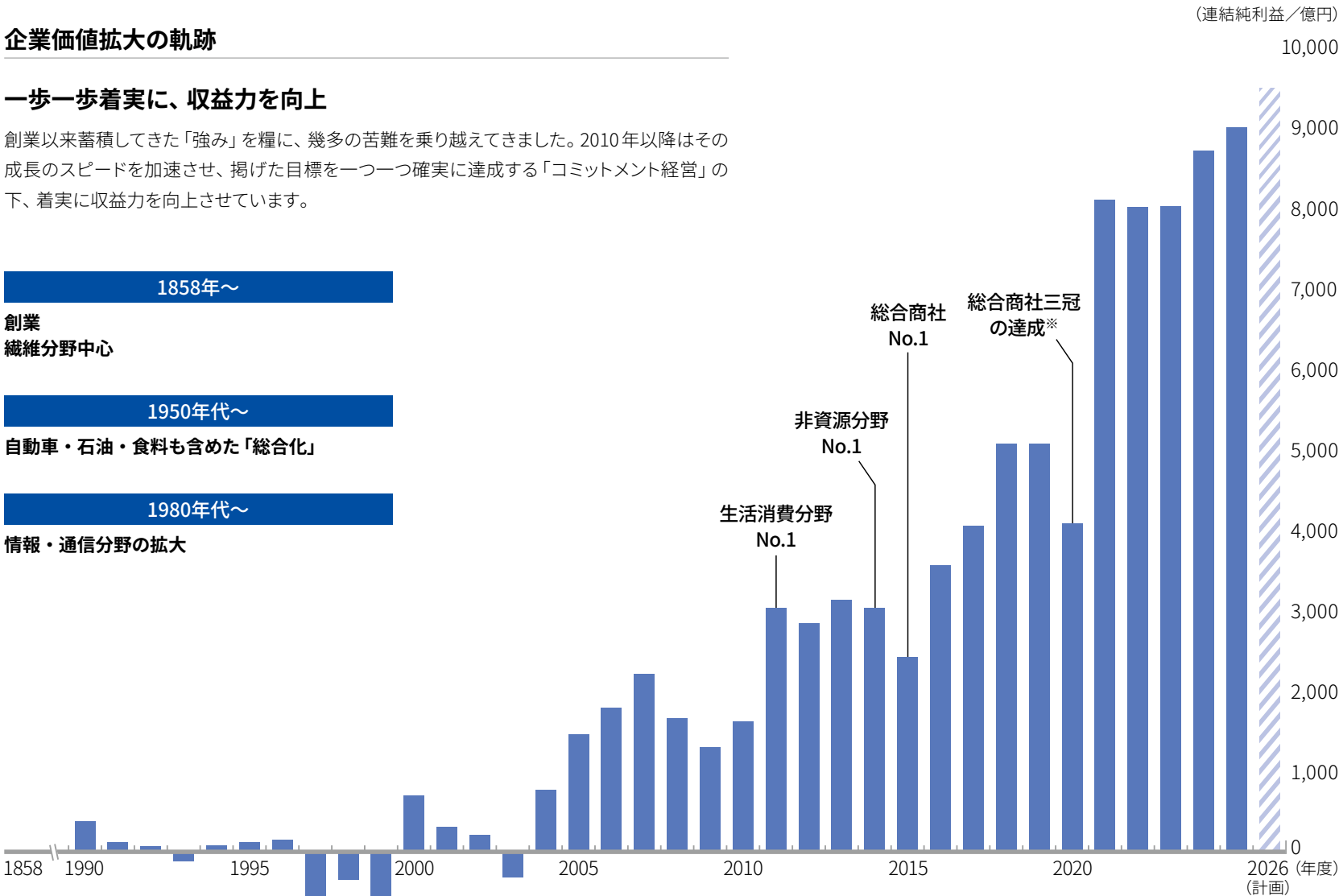
情報・通信分野の拡大

1990年代～

バブル期の負の遺産一掃
ファミリーマート株式取得等、現在に繋がる布石を打つ

2010年代～

川下起点の変革力発揮による総合力強化



※ 連結純利益、株価、時価総額

歴史と価値創造モデル

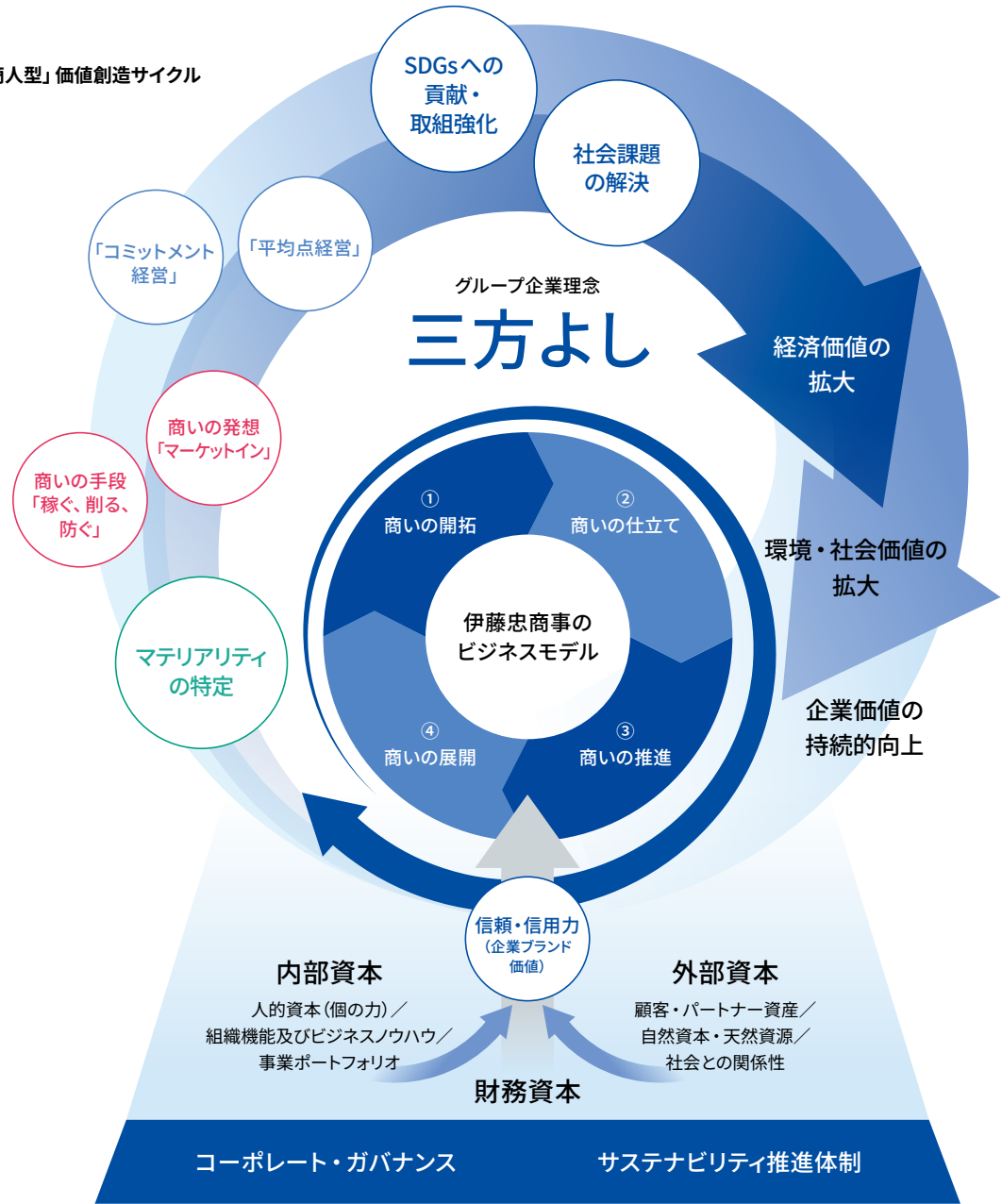
『三方よし資本主義』と「商人型」価値創造サイクル

当社グループは、持続可能な社会を目指し、全てのステークホルダーに貢献する資本主義、すなわち『三方よし資本主義』を標榜し、本業を通じて生活基盤の維持・環境改善等、「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に貢献します。

創業の精神であるグループ企業理念「三方よし」を核とし、環境・社会・ガバナンス（ESG）の視点を取入れたサステナビリティ上の7つの重要課題（マテリアリティ）を特定し、経営方針に基づいた本業を通じ、社会課題の解決を目指します。これにより、経済価値と環境・社会価値の双方を拡大し、企業価値の持続的向上を図ります。

SDGs への取組みにおいては、前中期経営計画「Brand-new Deal 2023」の柱の1つである「SDGs への貢献・取組強化」を現経営方針でも継続し、「脱炭素社会を見据えた事業拡大」「循環型ビジネスの主導的展開」「バリューチェーン強靱化における持続的成長」を積極的に推進することで、社会的要請への対応と事業拡大を両立していきます。

■「商人型」価値創造サイクル



方針・基本的な考え方

サステナビリティ推進基本方針

伊藤忠グループ 「サステナビリティ推進基本方針」

伊藤忠の創業の精神である企業理念「三方よし」のもと、グローバルに事業を行う伊藤忠グループは、地球環境や社会課題への対応を経営方針の最重要事項の一つとして捉え、持続可能な社会の実現に貢献します。本方針は企業行動指針「ひとりの商人、無数の使命」及び企業行動倫理規範に基づいて策定しています。

1. マテリアリティの特定と社会課題の解決に資するビジネスの推進

国際社会の一員として、自社のみならず社会にとっても持続可能な成長につながるマテリアリティを策定し、事業活動を通じて企業価値向上を目指します。

2. 社会との相互信頼づくり

正確で明瞭な情報開示及び開示情報の拡充に努め、ステークホルダーとの双方向の対話を通じて、社会からの期待や要請を受けとめ、それらを実践していくことで信頼される企業を目指します。

3. 持続可能なサプライチェーン・事業投資マネジメントの強化

地球環境の保全や気候変動の緩和と適応、汚染防止と資源循環、生物多様性及び生態系の保護、人権と労働における基本的権利に対し、問題の未然防止及び継続的な配慮に努め、持続可能な事業活動を推進します。

事業投資先や取扱商品のサプライチェーン上の資源（大気、水、土地、食糧、鉱物、化石燃料、動植物等）の有効利用、人権の尊重、及び労働安全衛生への配慮に努めます。取引先に対しては当社グループのサステナビリティに対する考え方への理解と実践を求め、持続可能なバリューチェーン構築を目指します。

各国法制度及び国際規範を尊重し、世界各国・地域の文化、伝統、慣習の理解に努め、公正かつ誠実な企業活動を展開します。

4. サステナビリティ推進に向けた社員への教育・啓発

「サステナビリティを推進するのは社員一人ひとり」であることから、社員に対し重要課題に関する意識を醸成するための教育・啓発活動を行います。社員一人ひとりが、本方針に基づき各組織のアクションプランを実行します。

代表取締役 上席執行役員 CAO 西口 知邦

2006年4月制定

2022年4月改訂

方針・基本的な考え方

サステナビリティ推進にあたっての参考ガイドライン・原則等

サステナビリティ推進にあたっては、国連グローバル・コンパクトの10原則や、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)を始めとする、以下のような国際ガイドラインや原則等を参照しています。

- SDGs (持続可能な開発目標) ※
 - 国連グローバル・コンパクト (10原則)
 - 国際人権規約
 - 先住民の権利に関する国際連合宣言
 - 国連法執行官による力と銃器の使用に関する基本原則
 - 日本経団連：企業行動憲章・地球環境憲章
 - 日本貿易会「商社環境行動基準」「サプライチェーンCSR 行動指針」「気候変動対策長期ビジョン」
 - IFRS ISSB S1、S2 (旧 IIRC 含む)
 - SASB (サステナビリティ会計基準審議会) スタンダード
 - CSRD ESRS (欧州サステナビリティ報告基準)
 - ISO26000 (社会的責任に関する手引き)
 - TCFD 提言
- パリ協定 (COP21)
 - 国連世界人権宣言
 - 国連ビジネスと人権に関する指導原則
 - 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言
 - OECD 多国籍企業ガイドライン
 - GRI スタンダード
 - SSBJ (サステナビリティ会計基準審議会) 基準
 - 環境省「環境報告ガイドライン」
 - ISO14001 (環境マネジメントシステム)
 - TNFD 提言

※ SDGs (持続可能な開発目標)：2015年に終了したミレニアム開発目標 (MDGs) に続く、2030年までの持続可能な開発目標。貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会等、以下17の目標が定められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



伊藤忠グループのサステナビリティの考え方

伊藤忠グループは、創業の精神でもある企業理念「三方よし (売り手よし、買い手よし、世間よし)」、すなわち、自社の利益だけではなく、投資家や株主の皆様、取引先、社員をはじめ、周囲の様々なステークホルダーの期待と信頼に応え、本業を通じて社会課題の解決に貢献することを目指しています。そのために、環境・社会・ガバナンス (ESG) の視点を取入れ、社会影響と事業影響という2つの観点から7項目のマテリアリティを特定し、それらに対してリスクと機会の両方の観点から対応していくことで社会課題を解決し、持続可能な社会に貢献していきます。同時に、このような活動を継続することが、当社グループの中長期的な企業価値向上に繋がると考えています。

当社グループは、2024年4月に公表、2026年5月に見直した長期の経営方針「The Brand-new Deal ～利は川下にあり～」においても「業績の向上」「株主還元」と並んで「企業ブランド価値の向上」を実現することを掲げています。更に、「企業ブランド価値の向上」に向け、「人的資本の強化」「ステークホルダーとの対話強化」「SDGs への貢献・取組強化」を3本柱に掲げています。

創業以来160年超にわたり、積み重ねてきた先進的な取り組みにより得られた外部からの高い評価を通じ、当社グループの企業ブランドを築き上げ、財務面の成長との相乗効果を生んで、企業価値を高めてきました。特に当社グループは、強みである生活消費分野における消費者接点を活用し、全社員で「マーケットインの発想」のもと、市場・社会・生活者の声に耳を傾けること、また地道な「定性面の磨き」を継続することで、企業ブランド価値の更なる向上を目指します。

経営方針

『The Brand-new Deal』～利は川下にあり～

営業から管理部門に至る全社員が常にマーケティング力を磨き
創業以来160年超にわたって築き上げてきた川上・川中における資産・ノウハウを駆使し
より消費者に近い川下ビジネスを開拓・進化させ
企業価値の持続的向上を目指す

業績の向上	投資なくして成長なし	積み重ねてきた先進的な取り組みにより、外部からの高い評価を通じて「企業ブランド」を築き上げ、財務面の成長との相乗効果を生み、企業価値を向上 「マーケットインの発想」の下、市場・社会・生活者の声に耳を傾け地道な定性面の磨きの継続により、ブランド価値の更なる向上を目指す
企業ブランド価値の向上	定性面の磨き	
株主還元	総還元性向40%以上 累進配当	
		人的資本の強化 ステークホルダーとの対話強化 SDGs への貢献・取組強化

方針・基本的な考え方

マテリアリティ

伊藤忠商事は、2018年4月当時の中期経営計画策定時に、環境・社会・ガバナンス（ESG）の視点を取り入れたマテリアリティを特定しました。これらのマテリアリティに本業を通して取組み、持続可能な社会に貢献していきます。社会の今と未来に責任を果たす当社のサステナビリティへの取組みは、2015年に国連で採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）※」達成にも寄与しています。

※ SDGs (Sustainable Development Goals)：国連加盟国が2015年9月に採択した2030年までの持続可能な開発目標。

- マテリアリティ選定・レビュープロセス（P15）
- マテリアリティごとのリスク・機会とインパクト（P21）
- サステナビリティアクションプラン（P28）



技術革新による商いの進化

新技術へ積極的に取組み、産業構造の変化に既存ビジネスの枠組みを超えて挑戦することにより、新たな価値創造を行います。



気候変動への取組み （脱炭素社会への寄与）

気候変動による事業影響への適応に努めると共に、脱炭素社会へ寄与する事業活動の推進や、温室効果ガス排出量削減に取組みます。



働きがいのある職場環境の整備

社員一人ひとりが誇りとやりがいを持ち、多様性を活かして、能力を最大限発揮できる環境を整備します。



人権の尊重・配慮

事業活動を通じた人権の尊重と配慮に取組み、事業の安定化を実現すると共に、地域社会の発展に寄与します。



健康で豊かな生活への貢献

全ての人のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、健康で豊かな生活の実現に貢献します。



安定的な調達・供給

生物多様性等、環境に配慮し、各国の需要に合わせた資源の有効利用と安定的な調達・供給に取組むことで、循環型社会を目指します。



確固たるガバナンス体制の堅持

取締役会は独立した客観的な立場から経営に対する実効性の高い監督を行うと共に、意思決定の透明性を高めることにより、適正かつ効率的な業務執行を確保します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



方針・基本的な考え方

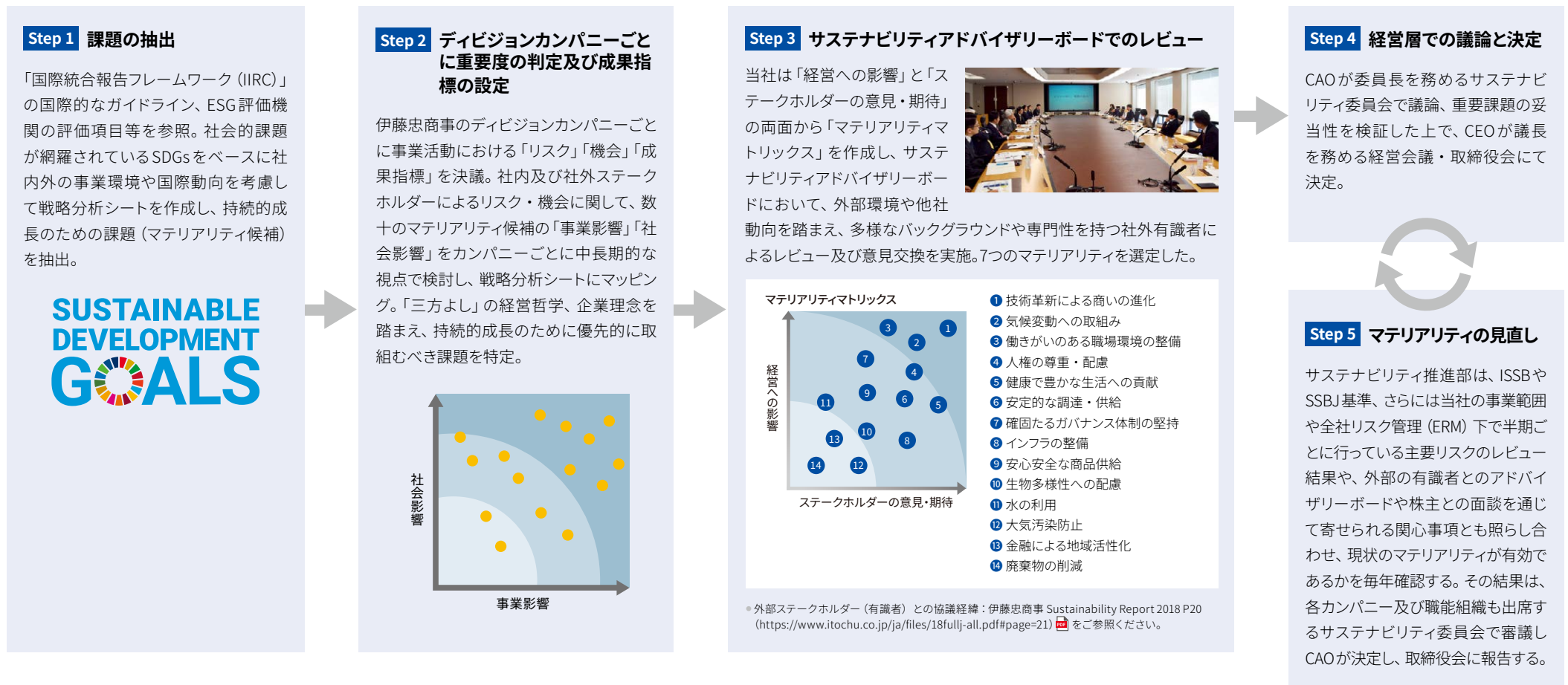
マテリアリティの特定・レビュープロセス

伊藤忠商事は 2013 年に初めてマテリアリティを特定して以降、国際社会の動向やステークホルダーからの期待等を踏まえ毎年見直しを実施しています。

現マテリアリティは、SDGs の採択、パリ協定の発効等の社会情勢及び事業環境の変化、及び企業理念「三方よし」を踏まえ、当社の持続的成長や事業を通じた社会に対するインパクトを考慮し、2018 年 4 月に策定しました。当初のマテリアリティが環境や社会への配慮（CSR）を中心としたものであったの

に対し、「本業を通じた取組み」「経営戦略との整合」「中長期の社会的な変化」「ガバナンスの要素の追加」を踏まえ、改定を実施したものです。2025 年度も当社のリスクや機会、外環境等も踏まえてマテリアリティを見直した結果、変更の必要はないことを確認しました。

マテリアリティの特定及びレビューのプロセスは、図示している通りです。



ガバナンス

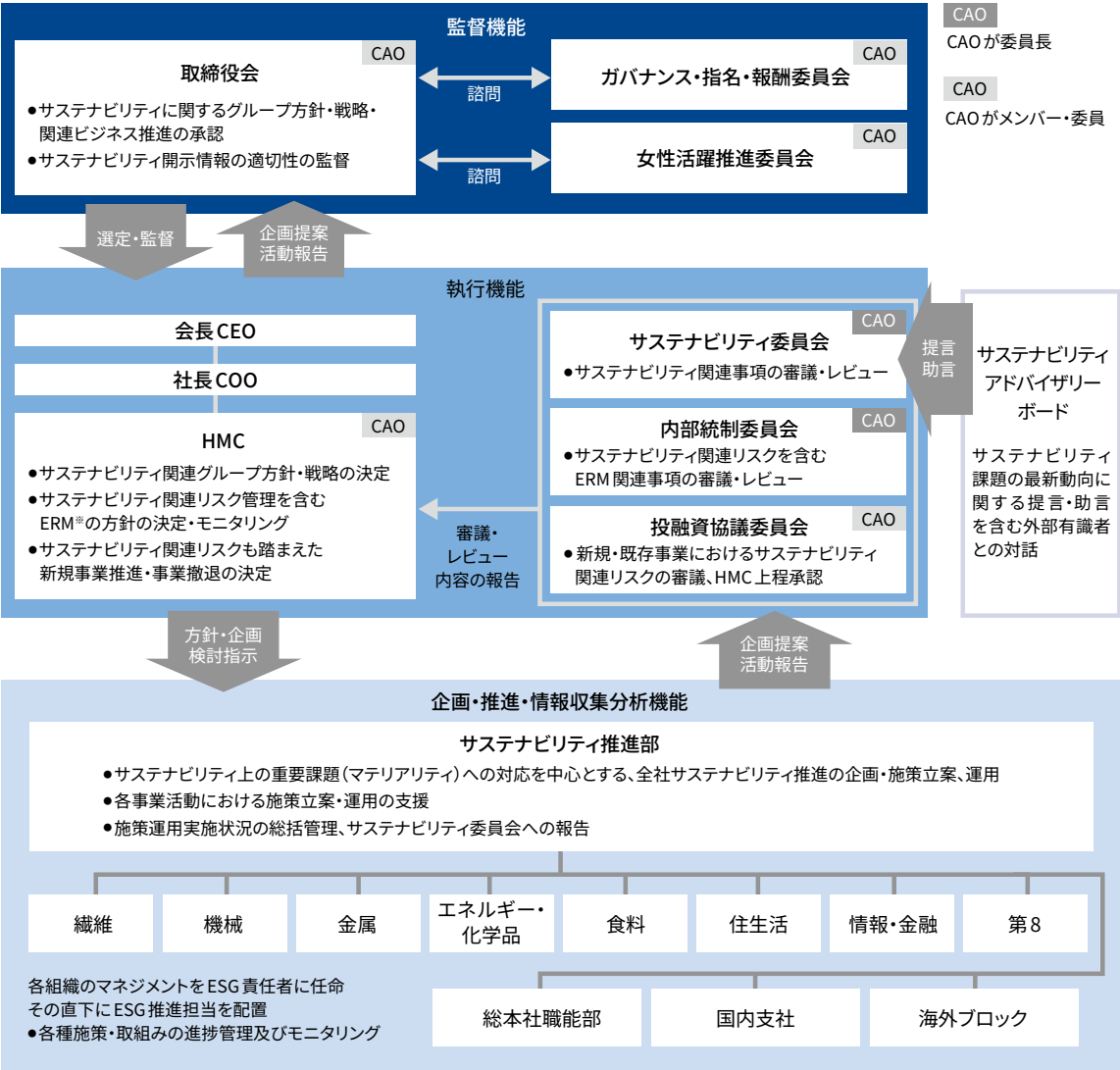
体制・システム

伊藤忠商事では、全社サステナビリティ推進のための施策は、サステナビリティ推進部が企画・立案し、担当役員である CAO の決定のもと、各組織の ESG 責任者及び推進担当者が実行していきます。また方針の策定や重要な案件については主要な社内委員会の一つである「サステナビリティ委員会」で審議・レビューしています。CAO は、サステナビリティ委員長としての役割に加え、取締役会、HMC 及び投融資協議委員会に参加します。サステナビリティ推進の主たる活動状況を定期報告として取締役会へ報告しており、当社が環境や社会に与える影響と、環境や社会の変化が当社に及ぼす影響の両面を考慮し、意思決定を行います。

定期的に機関投資家との面談やアドバイザリーボード等、社内外のステークホルダーとの対話を図ることによって当社に対する社会の期待や要請を把握し、それらを持続可能な経営や本業を通じた社会課題の解決につながる取組みを推進するために活かしています。

※ CAO : Chief Administrative Officer
HMC : Headquarters Management Committee

■ サステナビリティ関連のガバナンス体制図 (2026年6月19日現在)



※ ERM: Enterprise Risk Management (全社的リスクマネジメント)

ガバナンス

取締役会

伊藤忠グループは、サステナビリティ課題への対応を経営の重要課題の一つと認識し、取締役会にてサステナビリティに関するグループ方針・戦略・関連ビジネス推進の承認をするとともに、サステナビリティ開示情報の適切性を監督しています。

マテリアリティに関しては、リスクと機会への対応方針やサステナビリティアクションプランで示している具体的対応アプローチ、成果指標、進捗度合等の重要事項のレビューを通し、取締役会がマテリアリティの妥当性を監督しています。

環境・社会リスクを含むサステナビリティ関連のリスクと機会に対応する事業戦略・投資戦略の執行（戦略の見直し・事業撤退判断を含む）に関して、伊藤忠商事では全ての新規投資案件に対し、事前の ESG リスク評価として「投資等に関わる ESG チェックリスト」を使用し、サステナビリティ関連のリスクに関する方針、体制及び取組み状況を把握、分析したうえで、重要事項を協議する HMC にてサステナビリティ関連のリスクを検証しています。

また、投資実行後は、サステナビリティ関連のリスクの予防を目的とする事業会社のサステナビリティ・モニターレビューや、人権デューデリジェンス、環境汚染等の未然防止を目的とする現地訪問調査等を多面的に実施しています。

バリューチェーン上の管理については、サプライヤーの ESG 取組み状況を確認するサステナビリティ調査を毎年実施しています。また、気候変動や自然資本へのリスクと機会に関する取組みは TCFD や TNFD フレームワークに基づく分析・開示を行っています。これらの審議内容や取組みについては、定期的に CAO から取締役会に報告され、取締役会が監督しています。

取締役会のスキル・コンピテンシー

伊藤忠商事の CAO は SDGs・ESG 分野の専門的経験・知見を有しており、サステナビリティに関する各種施策の立案・実施を担当するサステナビリティ推進部より月 2 回程度の頻度で定期報告を受けています。また、外部有識者を招聘して毎年開催するサステナビリティアドバイザリーボードでの講義、意見交換を通じて、サステナビリティに関する世の中の動向、当社への期待、対応すべき課題に対する知見を深めています。

当社代表取締役である CAO は、会社の全般的経営方針及び経営に関する重要事項を協議する HMC のメンバーとサステナビリティ委員会の委員長を兼務しており、サステナビリティに関する統括責任者としてサステナビリティ委員会で審議した事項を決定しています。なお、重要事項については、CAO 決定後に、HMC で承認しています。当該決定事項は、CAO からサステナビリティ推進の主たる活動状況と共に年 3 回程度取締役会に報告することで、取締役会の監督にあたってのコンピテンシーを確保していると考えています。

サステナビリティ委員会

サステナビリティ関連事項に対応するための各種施策の立案・実施に関する審議を行うサステナビリティ委員会は、サステナビリティ関連目標の設定や進捗管理、リスクと機会の識別・評価・管理を行っています。取締役会はサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する事業戦略・投資戦略の執行（戦略の見直し・事業撤退判断を含む）を監督しています。また、各カンパニー及び職能部署の経営管理者を ESG 責任者に任命し、ESG 責任者がサステナビリティ関連事項について各種施策・取組みの進捗を管理し、サステナビリティ委員会に報告しています。

2025年度サステナビリティ関連審議・報告実績

（部署名は当時）

サステナビリティ 関連会議体	メンバー	開催数	主な承認・審議・報告内容
取締役会	取締役・監査役	4回	- サステナビリティ委員会での審議内容及び CAO 決定事項の報告 - ESG 評価関連の報告 - 社会貢献活動報告
サステナビリティ 委員会	委員長： CAO 委員： 業務部 広報部 人事・総務部 法務部 財務部 経理部 統合 RM 部 IR 部 営業カンパニー 常勤監査役	3回	承認事項 - 有価証券報告書サステナビリティ関連開示 - 環境方針改訂 報告事項 - マテリアリティの確認 - サステナビリティアクションプランレビュー - 伊藤忠グループ サステナビリティ・モニターレビュー結果 - GHG 関連報告（GHG 排出量、GHG 削減貢献量） - 水・廃棄物関連新目標の立案 - ISO14001環境マネジメントレビュー

ガバナンス

サステナビリティアドバイザリーボード

サステナビリティアドバイザリーボードは、伊藤忠商事のビジネスが多様化・広域化する中で、経営幹部と外部ステークホルダーとの対話を通じ、目指すサステナビリティの方向性と社会のニーズとの合致を確認し、サステナビリティ推進に活かすことを目的として設置したものです。当社では毎年開催しています。

サステナビリティアドバイザリーボード2025実施概要

2025年度のアドバイザリーボードは、「ESG 投資を取り巻く環境と企業価値の向上」をテーマに、有識者 3 名をお迎えし、2026 年 2 月に開催しました。まず当社の ESG 経営とサステナブルファイナンスについて現状や課題を紹介しました。

続いて有識者の方々からはそれぞれ異なった立場から講義をいただきました。サステナビリティ経営研究所の富田氏より、サステナビリティや ESG の歴史的変遷や国際的な潮流、企業経営に求められる柔軟な対応について、IFRS 財団 ISSB 理事の小森氏より、ISSB 基準によるサステナビリティ関連財務情報の開示の重要性や、経営戦略と連動した実質的な情報開示のポイントについて、AIGCC の鷹羽氏より、投資家の立場から企業に期待する気候変動対策や、その評価フレームワークについて最新動向の講義をいただきました。

2025 年は反 ESG の動きの加速や、欧州のサステナビリティ開示法令の軌道修正などが起きるなか、特に米国ではもともと ESG に優れた企業であってもサステナビリティ関連の開示が後退することが起き、一方、日本企業では、変わらず取り組みや情報開示を拡充している企業もあるなど、企業各社の対応が多様化している状況でした。今回のアドバイザリーボードにおける意見交換を通じて、企業が環境・社会・ガバナンス等に取り組むことは、法制化のレベルで浸透しており、引き続き投資家から企業に対する新たな取り組みや開示への期待が底堅いことを確認しました。伊藤忠グループでは、今後とも気候変動や人権など様々サステナビリティ上の課題に対して本業を通じて取り組み、ステークホルダーの皆様にはわかりやすく伝えていくよう努めていきます。



サステナビリティアドバイザリーボード2025の様子



左より鷹羽氏、小森氏、富田氏

過去の実施概要

(役職は当時)

2025年度	ESG 投資を取り巻く環境と企業価値の向上
	アドバイザリーボードメンバー ●小森 博司氏 IFRS 財団国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 理事 ●富田 秀実氏 一般社団法人サステナビリティ経営研究所 代表理事 ●鷹羽 美奈子氏 アジア気候変動投資家グループ カントリーヘッド・ジャパン 伊藤忠商事メンバー ●小林 文彦 代表取締役 副社長執行役員 CAO ●奥寺 俊夫 機械経営企画部長 ●鈴木 航太郎 金属経営企画部長 ●田中 達也 エネルギー・化学品経営企画部長 ●小倉 和志 住生活経営企画部長 ●浅野 哲也 情報・金融経営企画部長 ●岡 徹 第8経営企画室長 ●吉越 景 繊維経営企画部 ●亀崎 哲史 食料経営企画部 ●垣見 俊之 人事・総務部長 ●相馬 謙一郎 財務部長 ●古幸 新治 経理部長代行 ●加藤 宏基 IR部長代行 ●田部 義仁 サステナビリティ推進部長 (司会)
2024年度	GHG 排出量削減のためのサプライヤーエンゲージメント アドバイザリーボードメンバー ●西田 光宏氏 経済産業省 GX グループ GX 投資促進課長 ●山岸 尚之氏 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 自然保護室長 ●富田 秀実氏 一般社団法人サステナビリティ経営研究所 代表理事
2023年度	自然資本・生物多様性・TNFD アドバイザリーボードメンバー ●浜島 直子氏 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室長 ●藤田 香氏 東北大学 グリーンミライ創造機構／ 大学院生命科学研究所 教授 兼 日経 ESG シニアエディター ●富田 秀実氏 LRQA サステナビリティ株式会社代表取締役
2022年度	サプライチェーンと人権 外部講師 ●豊田 原氏 経済産業省 大臣官房 ビジネス・人権政策調整室長 アドバイザリーボードメンバー ●松井 智予氏 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 ●若林 秀樹氏 国際協力 NGO センター理事・THINK Lobby 所長、GCNJ 理事
2021年度	カーボンクレジット アドバイザリーボードメンバー ●梶川 文博氏 経済産業省 環境経済室長 ●高村 ゆかり氏 東京大学 未来ビジョン研究センター教授 ●富田 秀実氏 LRQA サステナビリティ株式会社 代表取締役

ガバナンス

サステナビリティの社内浸透

伊藤忠商事は、サステナビリティ活動の推進にあたり、グループを含む役員及び従業員に一層の理解を促し、最新の世界動向に則した社会課題の解決に事業を通じて取組んでいくため、様々な社内啓発活動を行っています。

サステナビリティ推進に関する啓発活動の実施

サステナビリティの社内浸透と意識調査を目的として、当社の役員・全従業員を対象に「サステナビリティ一般教育」を毎年実施しています。この研修は、環境、ビジネスと人権等に関する世の中の動向やその状況を受けた当社の取組み、方針、施策について理解を促す内容としています。また、受講終了時に実施するアンケートに寄せられた意見や理解度の状況を翌年度の研修に活かしています。

	テーマ	受講率
2025年度	CAOメッセージ、経営方針とサステナビリティ、環境・社会リスク対応、社会貢献活動による企業価値向上、サステナビリティ関連財務開示の義務化	100%
2024年度	CAOメッセージ、経営方針とサステナビリティ、GHG排出量削減目標と削減貢献量、環境・社会リスク対応、(トピック) 自然資本	100%
2023年度	CAOメッセージ、三方よし資本主義、企業価値向上に資する非財務の役割、開示要請の広がり、環境GHGから自然資本へ拡大、社会・人権	100%
2022年度	SDGsとサステナビリティ（最新動向、サステナビリティアクションプラン、GHG排出量削減・気候変動対策、ビジネスと人権、サプライチェーンマネジメント等）	100%
2021年度	SDGsとサステナビリティ（最新動向、伊藤忠グループのリスクと機会、GHG排出量削減・気候変動対策、ビジネスと人権、サプライチェーンマネジメント等）	100%

サステナビリティセミナー

様々なサステナビリティ課題に関して社外の方の見識や意見を取り入れることで、伊藤忠グループの従業員の実践的な知見が向上することを目指し、サステナビリティセミナーを2007年から継続的に開催しています。

2024年度は、環境省自然環境局生物多様性主流化室の永田室長をお招きし、国際的な生物多様性枠組み、日本のネイチャーポジティブ経済移行戦略から企業の具体的な取組み例について講演いただきました。

2025年度は、株式会社オウルズコンサルティンググループの矢守執行役員／パートナーに、明日から始める「ビジネスと人権」と題して、当社の経営基盤である「か・け・ふ（稼ぐ・削る・防ぐ）」の3つの視点から考える企業が対応すべき人権尊重の取組みについて講演いただきました。当日は100名以上の従業員が参加し、現場目線を織り交ぜた講演により、実践的な人権尊重の取組みを学ぶことができました。



オウルズコンサルティンググループ
矢守執行役員／パートナー

2025年度	明日から始める「ビジネスと人権」～「か・け・ふ」の視点から考える人権尊重とは～
2024年度	ビジネスにおける自然資本への配慮・共存の重要性について
2023年度	生物多様性に関する研修（基礎編、実践編）、気候変動情報開示及びシナリオ分析に向けた説明会
2022年度	伊藤忠グループにおけるScope3排出量の算定方法について
2021年度	CO2っていつ、どこで生じるの？～Life Cycle Assessment（LCA）勉強会

サステナビリティ推進に関する研修の実施

サステナビリティの社内浸透を目的とし、社内向けの各種研修において、サステナビリティ推進に関する研修を実施し、それぞれの業務領域、職責に応じて理解しておくべき環境、人権等に関する知識理解、サステナビリティ意識の向上に努めています。

研修名	対象者	研修内容	2025年度参加人数
ESG推進担当説明会	ESG推進担当	伊藤忠グループのESG推進担当者としての基礎知識及び遂行業務の説明	90
新入社員研修	新入社員	伊藤忠グループのサステナビリティ推進について	155
新任課長研修	新任課長	伊藤忠グループのサステナビリティ推進とその重要性	53
グループ会社新任役員研修	グループ会社の新任役員	伊藤忠グループのサステナビリティ推進とグループ間連携の重要性	95
サステナビリティ調査説明会	サステナビリティ調査実施担当者	「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」及びサステナビリティ調査における重要項目	85

戦略

サステナビリティ推進の流れ

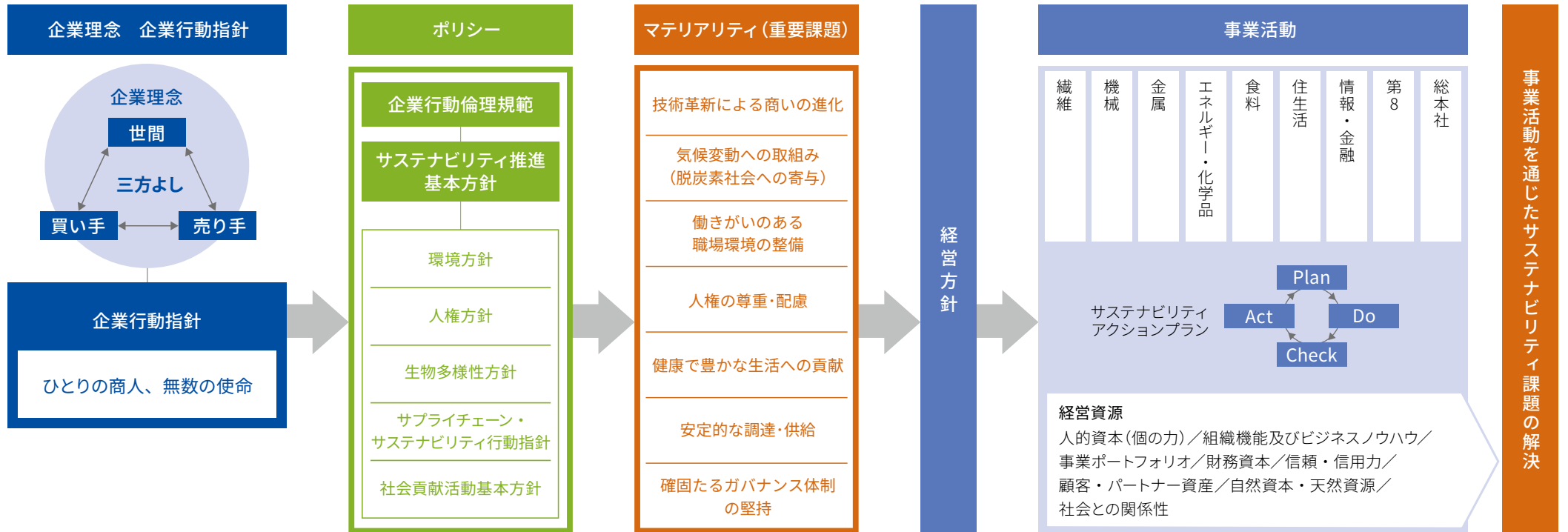
伊藤忠グループは、企業理念や外的環境の変化を踏まえた「サステナビリティ推進基本方針」を定め、組織的・体系的にサステナビリティに資する取組みを推進しています。具体的には、当社グループのマテリアリティをサステナビリティアクションプランに落とし込み、経営方針及び経営計画に基づき推進するトレーディングや事業投資を通じて、課題解決に繋がっていきたいと考えています。

「サステナビリティアクションプラン」では、取組むべき課題、リスクと機会、対象事業分野、具体的対応

アプローチ、成果指標、進捗度合を管理しています。毎年成果指標に基づくレビューを8つのカンパニー及び機能組織ごとに実施し、サステナビリティ委員会に進捗状況を報告します。このような PDCA サイクルを回し開示することにより、確実な推進を目指しています。

当社グループのサステナビリティ推進基本方針は P12 をご覧ください。

■ サステナビリティ推進の流れ



戦略

マテリアリティごとのリスク・機会とインパクト

伊藤忠商事は、国際的な開示基準である GRI スタANDARDや SASB スタANDARDの考え方をベースに、欧州の CSRD（企業サステナビリティ報告指令）の詳細な報告基準である ESRS の考え方及び、IFRS の開示基準 ISSB をもとにした日本の SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の開示基準とも照らし合わせ、環境・社会の変化が当社の事業に与えるリスクと機会について、また当社が社会に与えるインパクトにつ

いて、発生頻度と深刻度の二軸で評価しました。これらの内容を有識者にも相談しながら毎年見直すことで、経営方針に沿った新たな戦略やリスク管理の立案等に役立てています。

環境・社会面の変化により、当社の事業に影響を与えると考えられるリスクと機会は以下の通りです。

マテリアリティ	リスク	機会
 技術革新による 商いの進化	- IoT、AI 等、新技術の台頭に伴う既存ビジネスモデルの陳腐化 - 先進国での人手不足や、効率化が遅れている事業での優秀な人材の流出 等	- 新市場の創出や、革新性のあるサービスの提供 - 新技術の活用による、人的資源や物流の最適化、働き方改革推進による競争力強化 等
 気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)	移行リスク - 温室効果ガス排出に対する事業規制等による、化石燃料需要の減少、関連資産の価値低下、炭素税や再生可能エネルギー使用によるコスト増加 物理的リスク - 生態系保護に資するためコスト増加、異常気象（干ばつ、洪水、台風、ハリケーン等）発生増加による事業被害 等	- 気候変動の緩和に寄与する、再生可能エネルギー等の事業機会の増加 - 異常気象に適応できる供給体制強化等による顧客維持・獲得 等
 働きがいのある 職場環境の整備	- 団体交渉権や団結権の阻害による自社従業員による不満が蓄積し、労働生産性の低下、訴訟リスクの発生 - 成果に応じた評価・報酬を実現しない場合、優秀な人材の流出によるビジネスチャンス逸失 - 過剰労働による健康被害や人権侵害に伴う健康関連費用の増加、レピュテーションリスクの発生 等	- 働きがいのある職場環境の整備やスキル向上の機会を提供することによる労働生産性の向上、健康力・モチベーション向上 - 多様な人材が活躍する環境を整え、優秀な人材の確保、環境の変化やビジネスチャンスへの対応力強化 等
 人権の尊重・配慮	- バリューチェーン上の労働者・関係者に対する人権問題発生に伴う事業遅延や継続リスク - 提供する社会インフラサービスにおける人権侵害発生による、事業不安定化・信用力低下 等	- 地域社会との共生による、事業の安定化や優秀な人材確保 - サプライチェーン人権への配慮、労働環境の改善に伴う生産性向上 - 安全かつ安定的な商品供給体制の構築 等
 健康で豊かな 生活への貢献	- 消費者やサービス利用者の安全や健康問題発生時の信用力低下 - 政策変更に基づく、市場や社会保障制度の不安定化による事業影響 等	- 食の安全・安心や健康増進の需要増加 - 個人消費の拡大やインターネットの普及に伴う情報・金融・物流サービスの拡大 等
 安定的な調達・供給	- 環境問題の発生や地域社会との関係悪化に伴う、反対運動の発生による影響 - 事業活動の現地エコシステムの変化により持続可能な調達・供給力が低下 - 地政学や為替変動等に起因するインフレによる調達・供給力が低下 等	- 新興国の人口増及び生活水準向上による資源需要の増加 - 生態系に配慮した持続可能な資源や素材の安定供給による、顧客の信頼獲得や新規事業の創出 等
 確固たるガバナンス 体制の堅持	コーポレート・ガバナンス、内部統制の機能不全、法令違反に伴う事業継続リスク、予期せぬ損失の発生 等	強固なガバナンス体制の確立による意思決定の透明性の向上、変化への適切な対応、安定的な成長基盤の確立 等

戦略

マテリアリティごとのリスク・機会とインパクト

環境・社会面の変化により、当社が影響を与えると考えられる社会へのインパクトは以下の通りです。

マテリアリティ	インパクト分類	インパクト記載
 技術革新による 商いの進化	技術革新	- DX推進により、産業全体の生産性の向上・業務効率化を促進する。 - 新たな技術（Fintech／IoT／AI／遠隔技術等）やビジネスモデルにより、新規事業の創出や消費者接点を活かした革新的なサービスの提供を推進する。
 気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)	GHG 排出量	日本政府目標を遵守し、2050年までに GHG 排出量「実質ゼロ」を実現し、更に、排出量削減に貢献するビジネスの積極推進を通じ、2040年までに「オフセットゼロ」を目指すことにより、気候変動による影響低減に貢献する。
	気候変動の機会	- 船舶・海運分野において、アンモニア燃料船の開発・保有運航・燃料供給を含む統合型プロジェクトを推進し、GHG 排出量ネットゼロに貢献する。 - 再生可能エネルギー発電所の開発・保有・運営により再生可能エネルギーの安定供給を実現し、気候変動の影響低減に貢献する。 - 電力供給バランス最適化に役立つ AI 蓄電池を安定供給することにより、気候変動の影響低減に貢献する。 - 電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）等の販売促進により、運輸部門の温暖化対策に貢献する。 - 地域熱供給における、環境に配慮したエネルギーの面的利用の取組みを推進により、気候変動の影響低減に貢献する。
	気候変動への適応	農業・林業分野における、天候リスク分散のための原産地多角化と地域産業の育成を通じて、異常気象・温暖化による影響を低減する。
	移行リスク	- 一般炭炭鉱権益からの完全撤退に向けた取組み推進により、気候変動の影響低減に貢献する。 - 専門企業との協働による GHG 削減を考慮した資源（Transition Fuel）開発案件への取組みにより、気候変動の影響低減に貢献する。
	資本導入	- CCS（CO₂貯留）・CCU（CO₂活用）等の温室効果ガス排出削減に寄与する技術開発への投資継続により、気候変動の影響低減に貢献する。 - 水素・アンモニア等の燃料、ニッケル・PGM等の原材料、蓄電池等の製造・供給に必要な素材の安定供給に関わる事業推進により、気候変動の影響低減に貢献する。 - 土木・建設等に欠かせないセメントの代替材として、持続可能な副産物の利用拡大を図り、気候変動の影響低減に貢献する。
	汚染防止と資源循環	主に欧州と中東地域において現地専門企業と協働で廃棄物処理・廃棄物発電事業を推進し、気候変動の影響低減及び汚染防止に貢献する。
	水資源	主に欧州と中東地域における現地専門企業との共同での水処理事業推進により、水資源の有効活用の促進、環境負荷の低減に貢献する。
 働きがいのある 職場環境の整備	労働慣行	- あらゆる差別禁止、育児・介護・疾病等のある社員も活躍できる環境整備により、多様な人材の活躍を支援する。 - 労働衛生サービスの充実による社員の健康の増進、及び現場の労働安全衛生マネジメントシステムによる衛生・労働安全の確保を推進する。 - 労働基準の浸透、働き方改革、福利厚生の充実により、労働生産性及び社員エンゲージメントの向上を推進する。 - すべての階層に対するグローバル視点の研修プログラムと、目標管理による人事制度の開発・活用により、優秀な人材の育成を推進する。
 人権の尊重・配慮	労働慣行	公正な採用・ハラスメント防止・人権研修・ホットライン設置により、人権に関する負のインパクトを軽減する。
	鉱山	- 環境・衛生・労働安全（EHS）や地域住民との共生に十分配慮し、持続可能な鉱山事業を推進する。 - 鉱山の事業実施地域において、地域社会への医療・教育等に貢献する。
	森林	木材・パーム油・天然ゴム・食糧等の原料調達におけるバリューチェーンの透明性を高めることにより、森林・環境・地域住民に対する負の影響を防止する。
	バリューチェーン	- 新規事業と事業投資先、及び主要サプライヤーへの人権・社会・環境に関する調査実施により、バリューチェーン全体における人権・社会・環境への直接・間接的な負の影響を軽減する。 - 人権デューデリジェンスの実施により、バリューチェーン全体における人権・社会・環境に関する負の影響を軽減する。
	地域貢献	地域社会に対する社会貢献活動の推進により、スポーツや文化交流等が可能な共生型まちづくりを実現する。

戦略

マテリアリティごとのリスク・機会とインパクト

マテリアリティ	インパクト分類	インパクト記載
 健康で豊かな生活への貢献	食品安全	● 食品の安全・安心な食品を安定的に調達すべくサプライヤーの選択と集中を行うことにより、顧客に安全な商品を提供する。 ● サプライヤーと協働し、食品情報・栄養バランス確保された商品を提供することにより人々の健康促進に貢献する。
	医療健康	● 先端医療機器・高度医療サービスの提供、安全な医薬品等の展開により、人々の健康増進に寄与する。
	リテールファイナンス	● 生活・事業継続のために資金調達を必要とする人々（低所得者層等）を支援する金融サービス拡充により、健康で豊かな生活に貢献する。
 安定的な調達・供給	森林	● 木材・パーム油・天然ゴム・食糧・繊維原料等の原料調達におけるバリューチェーンの透明性を高める製品認証とトレーサビリティにより、森林破壊・資源の乱獲を防止し、地域住民及び生物多様性への負の影響を防止する。
	プラスチック	● バイオプラスチック等の環境素材の供給とリサイクル・リユースプログラムの確立により、海洋プラスチックや廃プラスチック等の社会問題の解決に貢献する。
	電力・鉱山・油ガス田	● 投資案件（電力・鉱山・油ガス田等）において、ESGリスク評価により、生物多様性への影響を把握し低減する。
	資源安定供給	● 天候リスク分散のための産地多角化と地場産業の育成を通じた新たな産地開拓により、農産物・農産加工品の安定供給に貢献する。 ● 優良パートナーとの協業により、従来の実績を強化する鉱山資源、次世代燃料（水素・アンモニア）のバリューチェーンを維持し、資源の安定供給に貢献する。
	バリューチェーン	● バリューチェーン上の関係者の人権尊重と環境経営に関するコミュニケーションの強化により、経済・環境・人々への直接・間接的な負の影響を防止する。 ● サステナブル素材の更なる拡充と取扱いの拡大により、繊維製品の安定供給に貢献する。
	汚染防止と資源循環	● 自社オフィス及び廃棄物処理・食品等の事業活動において、資源の有効活用の促進、環境負荷の低減に貢献する。 ● 化学品の関連法規の規制を遵守し、人の健康や環境にもたらす悪影響を最小化し、化学品の安定供給に貢献する。
 確固たるガバナンス体制の堅持	水資源	● 自社オフィスと事業活動における水の効率的な使用推進、水ストレス地域等における水処理事業推進により、水資源の有効活用の促進、環境負荷の低減に貢献する。
	ガバナンス	● 経営に対する実効性の高い監督を行うと共に、意思決定の透明性を高め、また適正かつ効率的な業務執行を確保することにより、持続的な成長によりステークホルダーの期待に応える。 ● グループリスクマネジメント体制構築と、継続的な業績の維持により、ステークホルダーの期待に応える。 ● コンプライアンスを遵守する社員の意識の更なる醸成により、経済（競争慣行、調達慣行等）への悪影響を低減する。

サステナビリティ関連のリスク管理

全社的リスクマネジメントシステムへの統合

伊藤忠グループは、リスク管理を経営の重要課題と認識し、COSO-ERM フレームワークの考え方を参考に、当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定め、全社的リスクマネジメント体制及び手法を整備しています。将来の当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性のあるものを重要なリスクと考え、特定した主要なリスクに対応する社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク・取引限度額の設定や報告・監視体制等を整備することで、リスクと機会を統括的かつ個別的に管理しています。

伊藤忠商事は半期ごとに全社の主要なリスクの見直しを行っており、その結果から、サステナビリティ関連のリスクは、ガバナンス、コンプライアンス、情報セキュリティ、労務管理、人材、環境・社会等、多岐にわたることを認識しています。各リスク責任部署が中心となり、社内管理制度の策定やモニタリングを行い、その結果を全社的リスクマネジメントのガバナンスプロセスに沿って適切に報告・監視する形で、リスク管理の強化に努めています。

詳細は、リスクマネジメント（P250）や各主要リスクの関連ページをご覧ください。

サステナビリティ関連のリスクと機会

サステナビリティ関連のリスクと機会の評価

伊藤忠商事では気候変動・自然資本・サプライチェーン・人権等のサステナビリティに係る規制等の動向、及び世界各地の事業に与えるサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報収集を定期的に行っています。それらの情報を踏まえ、リスクや機会の発生頻度及び深刻度、操業／活動範囲等の評価指標を用いて、右の一覧にある環境・社会面のテーマやガバナンス面について、営業部門や一部職能部でリスクと機会を定量評価し、社会へのインパクトと当社グループへのインパクトの両面から影響度合いを可視化し、特に重要なリスクや機会を把握しています。

■ 主な環境・社会リスクに関する社内のリスク管理制度

分野	環境	社会
テーマ	気候変動 汚染 資源循環 水資源 生物多様性	人的資本 労働安全 人権尊重 顧客責任 サプライチェーン
事業投資	●新規投資先：投資等に関わる ESG チェックリスト ●グループ会社：モニターレビュー（環境・社会リスク）	
トレード	●新新規商品：商品別サステナビリティ調査 ●新規取引先：サステナビリティ行動指針 ●既存取引先：サステナビリティ調査	
テーマ別	気候変動 TCFD	自然資本 TNFD 人権尊重 人権デューデリ ジェンス

サステナビリティ関連のリスクと機会の管理

伊藤忠グループでは、全社的リスクマネジメントシステムのガバナンスのもと、以下のような事業活動に伴う環境・社会関連のリスクと機会の管理を行っています。

事業投資

新規投資時には、その案件が社会、環境に与える影響や、投資対象のガバナンスの状況を「投資等に関わる ESG チェックリスト」により事前に評価しています。その上で、各事業セグメントの DMC（Division Company Management Committee）において、経営方針及び経営に影響を及ぼす投資・融資・保証・事業等が審議され、カンパニープレジデントがそれらを決定します。投資後はグループ会社に対するモニターレビューを毎年実施しています。

トレード

新規商品群を取扱う場合は、著しい環境・社会面のリスクを LCA（ライフサイクルアセスメント）的分析手法を用いて調査し、適切な法規制対応を行うための体制とモニタリング制度を整えています。新規取引先には当社のサステナビリティ行動指針を通知し、当社の ESG に対する考え方に理解を求めること、重要な取引先には毎年サステナビリティ調査にて取引先の ESG 対応状況を確認し、懸念点がある場合は対面や現地訪問により詳細を確認し必要な措置を講じていきます。

テーマ別管理

気候変動は TCFD、自然資本は TNFD のフレームワークに沿って、環境変化による事業への影響と対応策の有効性を分析しています。また、人権侵害に加担していないかサプライヤーやグループ会社に対して実地調査を行う人権デューデリジェンスにも取組んでいます。

事業運営レベルの管理

更に、当社グループでは、迅速な意思決定を実現するため各カンパニーに権限を委譲し、事業運営に伴うサステナビリティ関連のリスクと機会の管理を行っています。各カンパニーにおける経営及び事業活動の統括責任者であるカンパニープレジデントの諮問機関である DMC は、環境・社会等のサステナビリティ関連を含むビジネスのリスクと機会を毎年レビューし、リスク管理を含む各種施策・ビジネスの優先順位を定めて計画を策定しています。各カンパニーの計画は、HMC（Headquarters Management Committee）及び（または）監督機関である取締役会に上程され、最終的に取締役会がサステナビリティの観点から総合的に分析・審議した上で承認しています。

指標と目標

サステナビリティアクションプラン

特定したマテリアリティに対する取組みを促進・モニタリングする社内の仕組みとして、事業分野ごとにサステナビリティアクションプランを毎年作成し、レビューしています。それぞれの事業分野において重要な「サステナビリティに関する課題」と「リスク」と「機会」をカンパニーごとに抽出し、中長期的な「コミットメント」、それを達成するための「具体対応アプローチ」及び「成果指標」を定めたサステナビリティアクションプランを策定しています。対象部署ごとに PDCA サイクルシステムに則って、毎年サステナビリティ

アクションプランのレビューを行っています。

また、総本社職能部、国内支社・支店、海外拠点等も組織ごとに、それぞれのビジネスや機能に沿ったサステナビリティアクションプランを策定し、事業活動を支える基盤を更に盤石にすることを目指しています。

伊藤忠商事にとって重要度が高い上位 4 つのマテリアリティについては、部署ごとのアクションプランに加えて、全社的な中長期の数値目標を設定し、進捗を管理しています。



技術革新による商いの進化

中長期目標

伊藤忠グループは、2040年度までに GHG 排出量を上回る削減貢献量を創出する（オフセット・ゼロ）。

本マテリアリティに対する目標設定の背景

技術革新が進むことにより、クリーンテック事業の開発や普及、また商品やサービスの環境配慮設計や資源循環に資する取組み、AIやDX化による作業効率化等が期待される。商いが進化する指標として、当社は喫緊の課題である GHG の「削減貢献量」創出量を設定している。

実績

- 創出した削減貢献量
- 2025年度 13.2百万 t-CO₂e
 - 2024年度 9.7百万 t-CO₂e
 - 2018年度 1百万 t-CO₂e



技術革新による商いの進化：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
繊維	9 産業とインフラの未来につなぐ	技術革新	業務プロセスの改善・効率化	繊維製品全般	グループ全体の DX 推進により、繊維産業の持続化向上に努めます。	ITやデータ活用のシステム構築等によるグループ会社の業務プロセスの効率化、在庫最適化、CRM 強化等に貢献。	グループ会社の DX を推進し、ITやデータ活用等による収益拡大、業務効率化、コスト削減、在庫／廃棄ロス削減を目指す。	● 2025年3月に Google 主催の生成 AI アワードで、印紙税判定エージェントシステムが優秀賞を受賞。その後も Google の生成 AI サービスを活用して、HS CODE エージェント・契約検討 AI 等、AI エージェントを多数実装し、単体・グループ会社を合わせて約1,300人に業務活用を拡大。生成 AI 活用により、単体・グループ会社で月13,000時間の業務を削減（アンケート回答者522名の申告実績に基づく）。 ● 生成 AI を活用した VoC ツールの導入プロジェクトがグループ会社6社で進行中。商品企画の精度向上や接客改善等、業務効率化のみならずビジネスモデルの高度化を目指す。 ● 小売系グループ会社7社で生成 AI を活用した在庫最適化ツール導入等による改革が進み、ドーム社で大幅な在庫削減を達成するなど、7社合計の ROA が、2024年度の2.5%から2025年度は4.4%へ改善する見通し。
機械	7 再生可能エネルギーを普及させる 13 気候変動に具体的な対策を	● 気候変動の機会 ● 技術革新	● 気候変動への取組み ● 次世代ビジネスの発掘・推進	船舶・海運分野	アンモニア燃料船の開発・保有運航・燃料供給拠点整備・燃料調達を包括する『統合型プロジェクト』推進を通じて船舶・海運分野における脱炭素に貢献します。	日本企業連合を核としたアンモニア燃料船の共同開発、同船舶の保有運航に加え、船用アンモニア燃料の供給拠点整備、燃料調達を伊藤忠主導で行うことによりパイロット案件の早期具体化を目指す。	2027年以降のアンモニア燃料船の普及とサプライチェーン構築を促進し、海事産業の脱炭素に貢献。	● 国際海運の脱炭素化への貢献を目指し、アンモニア燃料船の「統合型プロジェクト」として以下取組み中。 (1) アンモニア燃料船開発 (2) 保有運航 (3) 燃料供給拠点開発 (4) 燃料アンモニア調達（及び生産案件開発） ● アンモニア焚き大型バラスト船のエンジン開発は、2026年2月に完了。2026年度に造船所との仕様及び造船見積り協議に移行。 ● アンモニア燃料供給拠点開発は、シンガポールを優先開発し、続いて欧州主要港／スエズ運河／パナマ運河他を開発中。2024年7月にシンガポール政府から潜在的アンモニア燃料のバンカリング事業者として選定。本事業向けアンモニア・バンカリング船を2025年7月に発注。同船は2027年9月完工予定。シンガポールでの実証に向け当局含む関係者と協議中。 ● シンガポール、欧州でのバンカリング拠点向けにインドネシア、インド等のグリーンアンモニア生産案件を推進中。

指標と目標



技術革新による商いの進化：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
機械		● 気候変動の機会 ● 技術革新	● 気候変動への取組み ● 次世代ビジネスの発掘・推進	乗用車・商用車販売	電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、環境負荷低減車等の導入により環境に優しいモビリティ社会を実現します。	EV・HV・環境負荷低減車及び関連部品等の環境に配慮した高効率製品の取扱いを増やすことで環境対策車の普及に貢献。	取引先自動車メーカーによるEV・HV・環境負荷低減車等のラインアップ拡充、及び環境に配慮した関連製品の販売拡大。	● 昨年度実施した「EVision」の実証による知見をもとに、EVの充電運用と施設の電力デマンドコントロールを連携させたエネマネサービス「SmartEver」を、いすゞ及び株式会社アイ・グリッド・ソリューションズと共同で開発、サービスを開始。 ● 2025年11月より、いすゞ、ファミリーマート及び横浜市と連携し、国内初となる左右両側同時交換方式のバッテリー交換ステーションと「エルフEV」3台を活用した配送実証を横浜市内で開始。約80店舗への商品配送を通じて、商用車EVの高稼働運用、バッテリー交換による充電ダウンタイム削減、事業性・脱炭素効果の検証を行い、バッテリー交換式EVトラックの早期実用化を目指す。
機械	 	● 気候変動の機会 ● 技術革新	● 気候変動への取組み ● 次世代ビジネスの発掘・推進	航空分野	水素燃料電池エンジンの普及を通じ、航空業界の脱炭素化を達成します。	水素燃料電池エンジンの商用化に向け、水素関連企業との協力を通じ、水素インフラの構築を含め、社会受容性を向上させる。	● 小型及び大型プロペラ機に搭載可能な水素燃料電池電動エンジンの開発・商用化。 ● 燃料電池・電動モーター等の電動エンジンに搭載される主要部品の活用。	● 2024年1月、航空機用の水素燃料電池エンジンを開発するZeroAviaへ出資。日本・アジア地域における同エンジンの販売促進及び、空港を中心とした水素インフラの構築支援を推進。 ● 2025年11月、英国民間航空局より世界初の水素関連企業として設計組織認証を取得。型式認証取得に向けた適格性を有する航空企業であることを示すものであり、エンジン開発は着実に進捗。
金属	 	● 気候変動の機会 ● 資本導入 ● 技術革新	● 気候変動への取組み ● 次世代ビジネスの発掘・推進	● 資源リサイクル事業 ● 鉱山事業 ● 環境対策事業 ● 素材関連事業	● 環境への影響を十分に考慮しつつ、資源の安定供給という社会的使命・責任を果たします。 ● 自動車の軽量化・EV化関連事業等、温室効果ガス（GHG）削減に寄与する事業、また不可欠な素材の安定供給を通じて、気候変動問題に貢献します。	● 循環型ビジネスを主導的に展開。 ● 製鉄・電力等の対面業界の脱炭素化に資する資源・原料としての水素・アンモニア等の社会実装に向けた取組みを推進。 ● ニッケル、PGM等、水素やグリーン素材・エネルギー、蓄電池等の製造・供給に必要な素材の安定供給に寄与する事業を推進。 ● CCS（CO₂貯留）・CCU（CO₂活用）等のGHG排出削減に寄与する技術開発への関与を継続。 ● 石炭ビジネスについては、引続きトレードによる資源の安定供給という社会的使命・責任を果たしつつ、一般炭炭鉱権益からの完全撤退に向けた取組みを推進。 ● 自動車軽量化・EV化に寄与するビジネス（アルミ、銅等）の取組み強化。	● 循環型ビジネスの推進。 ● 製鉄・電力等の対面業界の脱炭素化に資する資源・原料としての水素・アンモニア等の社会実装に向けた取組みの推進。 ● 水素、グリーン素材・エネルギー製造、CCS（CO₂貯留）・CCU（CO₂活用）等のGHG排出削減に寄与する技術開発、事業化に向けた検討の推進。 ● 一般炭炭鉱権益からの撤退に向けた取組み。 ● 自動車軽量化・EV化に寄与するビジネス（アルミ、銅等）の取組みの実現。	● JFEスチールやUAE鉄鋼最大手EMSTEEL等と共に、鉄鋼業界のグリーン化に貢献する低炭素還元鉄サプライチェーン構築に向けた詳細な事業化調査を着実に推進。2024年5月には、ブラジル鉄鉱石事業（CSN Mineração社（CM社））で生産される高品位鉄鉱石の活用を含む、鉄鋼業の脱炭素化に関する覚書をCM社、日本貿易保険と締結。 ● コンビニ等店舗設備・什器等の再利用・再資源化や、リサイクル事業者の全国ネットワークを活用した金属スクラップ・廃棄物処理の拡大・高度化を中心に、3R+W（Reduce／Reuse／Recycle＋Waste Management）を推進。限られた資源の有効活用と環境素材の供給に寄与。 ● 水電解装置を用いたグリーン水素生産設備・輸送機器・水素ステーションの設計・EPC・運用、及び水素の販売を行うデンマークEverfuel社に出資。2025年2月には、同国初となる商業用途でのグリーン水素製造を開始。地産地消のグリーン水素バリューチェーン構築を着実に推進。 ● 米国ネブラスカ州においてTotalEnergies社とTree Energy Solutions社が推進する合成メタン（e-メタン）製造事業（Live Oakプロジェクト）に基本設計（FEED）段階から参画すべく、大阪ガス、東邦ガス等と共に共同開発契約を締結。本事業にて、2030年度中のe-メタンの製造開始及び日本への輸出を目指す。 ● 電気自動車・燃料電池車の世界的な普及に伴い、大幅な需要拡大が見込まれるPGM（白金族金属）／ニッケル事業（Platreef案件）の実現に向け推進すると共に、トレード取扱いを拡大。 ● CO₂固定化技術を有する豪州MCI Carbon社に出資し、同社の技術展開を支援。2024年12月には、世界初となる廃コンクリートや鉄鋼スラグ等の複数原材料を処理可能な炭酸塩製造実証プラントの建設を完了。2025年1月にはUBE三菱セメントと覚書を締結し、製造プラント建設や事業化に向けた原料調達・販売のサプライチェーン構築を推進。 ● 自動車軽量化・EV化に寄与するアルミトレード事業を着実に推進。2025年度の取扱数量は約50万t。環境配慮型アルミニウムの販売も着実に拡大。 ● SDGsへの貢献・取組み強化の観点より一般炭炭鉱権益から撤退する方針のもと、既に、持分数量の大宗を占めていたコロンビアDrummond一般炭炭鉱権益と、原料炭と共に一般炭も生産する豪州Ravensworth North炭鉱権益を売却実行済み。

指標と目標

技術革新による商いの進化：アクションプラン

カンパニー	SDGs目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
金属		技術革新	DX関連ビジネスの発掘・推進	- 鉱山事業 - 資源関連事業 - 物流事業	現場作業員の健康・安全に十分配慮し、操業効率の向上、人手不足懸念の解消に貢献します。	- DXを活用した鉱山操業や設備管理の効率化を推進。 - 坑内掘り採掘機材や、鉱山トラックの自動運転化の推進。	操業現場における従業員の健康・安全性の改善、及び操業効率の向上に寄与する取組みの推進。	- Companhia Siderúrgica Nacional社と出資先鉱山事業（CdP 鉱山）における安全性向上・操業効率化や、同鉱山及び同社製鉄所等の低炭素化に寄与すべく、脱炭素・DX分野で協議検討する旨の覚書を締結し実証試験を開始。 - ブラジルCdP 鉱山においてGE Digital社が保有する操業管理／資産管理効率化システムの本稼働を開始し、プラント実収率が向上。現在は、同システムの他の操業サイト・他地域への横展開も検討中。
食料		技術革新	次世代ビジネスの発掘・推進	食料・食品関連全般	- RPA (Robotic Process Automation) やAI等のシステム化推進により食料・食品関連分野全般における生産性の向上・業務効率化を目指します。 - 伊藤忠グループの資産と新技術を融合することにより、革新的なサービス・新規事業の創造を目指します。	- 食品流通分野を中心に新システム・新技術を導入・活用することで、生産性向上及び業務効率化を図る。 - 小売顧客のニーズを捉え、グループの幅広い商品群・機能・ノウハウを組合わせて、独自性のある新たな価値を創造する。	- AI等のシステム導入による食料分野における生産性向上及び業務効率化の推進状況。 - 伊藤忠グループが展開する食品卸事業等を通じた新商品・新サービスの展開状況。	- 小売業8社に対してバリューチェーン最適化に資するサービスを提供。 (1) 需要予測関連サービスを小売業2社へ導入。店舗発注量の早期確定により物流効率を改善。利用メーカー・卸売業は延べ170社。 (2) 店舗発注効率化サービスを小売業6社へ導入。店舗発注数量の調整機能を提供し、店舗オペレーションを効率化。 - メーカー物流効率化やセンター在庫適正化に関するPOC（実証実験）を特定小売業と実施。特定の条件下において、センター納品時の積載率24%改善・センター作業人時4%削減の効果が認められた。
情報・金融		技術革新	産業・物流・交通・インフラの整備	ICT／通信インフラ構築事業	ICTソリューションの提供を通じて、安全・安心かつ利便性の高い社会インフラの実現に寄与します。	新商品・サービスのソーシング（発掘・調達）機能を発揮することで、ICTソリューションの付加価値化を追求。	- ソーシング先の拡大。 - SX※1やGX※2関連の新規サービス・事業の開発と導入。 ※1 SX：Sustainability Transformation ※2 GX：Green Transformation	- 新たにAI／エンタープライズセキュリティ分野（4社）のベンダーを開拓。 - ネットワーク運用の効率化と柔軟性の向上、及びデータ利活用に資するサービス、ソリューションを提供。 - SX及びGX領域での新規事業創出を目指し、企業のサステナビリティ経営を支援するために、企業のESGデータの収集・分析から開示レポート作成までを一貫して行うERPの提供及び非財務情報の開示支援やCO2排出量削減コンサルティングの提供。 - 安全・安心かつ利便性の高い社会インフラの実現に寄与すべく、更なる事業拡大を目指す。
第8		技術革新	次世代ビジネスの発掘・推進	コンシューマービジネス	伊藤忠グループの資産と新技術を融合することにより、革新的なサービス・新規事業の創出を目指します。	リテールビジネス推進によりお客様との接点を拡大し、グループの幅広い商品群・機能・ノウハウを組合わせ、お客様や地域社会に役立つ独自性のある新たな価値を創造する。	伊藤忠グループの持つビジネス基盤を最大限活用し、新たなビジネス・客先の開拓を目指す。	- 高度な認識技術を持つ人型AIアシスタントを独自開発するクーガー社と資本業務提携締結（2020年1月）。同社技術を活用し、ファミリーマート店舗における店長業務サポートを行うAIモデルを開発。2026年3月末時点で約13,000店舗（前年同月末比約1.9倍）に導入すると同時に、生成AIの搭載によりコミュニケーション機能を更に向上。天候等の各種情報を加味した発注アドバイス等による店舗オペレーションの負担軽減と、店舗巡回社員（スーパーバイザー）の業務効率化に貢献。 2020年10月、広告配信事業会社である（株）データ・ワンをファミリーマート・NTTドコモ・サイバーエージェントと設立。他小売業とのデータ連携が近年加速し、店舗での購買データ付の広告ID5,500万超、取引データ年間10兆円分と、国内でも類のない規模に拡大。お客様の嗜好に合わせたクーポン配信等、マーケティングの高度化を通じお客様の購買体験向上を実現。 2021年9月にメディア事業会社（株）ゲート・ワンをファミリーマートと設立。ファミリーマート店内に大型サイネージを設置し店舗をメディア化。2026年3月末時点で約11,000店舗へ設置し、1日1,500万人にリーチする国内最大規模のリテールメディアを確立。商品広告のみならず、お客様が楽しめるような番組コンテンツや、災害関連情報や熱中症対策等、地域の生活者・来訪者に有益な内容をタイムリーに配信。来店されるお客様へ今までにない店舗体験の提供を目指す。

指標と目標



気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)

中長期目標

伊藤忠グループにおけるGHG排出量を2018年度比で2040年度までに75%減、2050年度までにネットゼロを実現する。

本マテリアリティに対する目標設定の背景

パリ協定及び日本の政府目標に賛同し、伊藤忠グループは、Scope1／2／3のGHG排出量の削減目標を定め、一般炭権益からの完全撤退やクリーンテック事業等への取組みを推進する。

実績

	2018年度	2024年度	2025年度
Scope1／2／3計*	242百万 t-CO ₂ e	178百万 t-CO ₂ e	174百万 t-CO ₂ e
2018年度比削減率	—	26%	28%

* Scope1／2／3 (当社・子会社) および化石燃料事業・権益 (当社・子会社・関連会社・一般投資)



気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
機械		気候変動の機会	気候変動への取組み	発電事業全般	再生可能エネルギー発電と従来型発電のバランスの取れた電源開発により、国・地域ごとに最適化された持続可能な形でその発展に貢献します。	国・地域の分析を通じて、再生可能エネルギー発電の投資機会を積極的に追求。	2030年度：再生可能エネルギー比率20%超 (持分容量ベース。エネルギー・化学品カンパニー含む全社数値) を目指し、今後の取組みに反映。	2022年度に再生可能エネルギー開発会社 Tyr Energy Development Renewables を設立。開発済み太陽光資産の売却実績は、2025年度に2件実行、累計15件。現在米国10州で24件 (約4.3GW) の太陽光発電を開発中。 - 世界最大の独立系発電所運転・保守サービス会社である当社の米国連結子会社 NAES Corporation は、約1,000か所 (3GW相当) の再生可能エネルギー発電所へ運転保守サービスを提供。 2023年6月北米再生可能エネルギー資産を投資対象とするファンドを設立。同ファンドを通じて、2025年度に1件追加し、累計3件406MWの投資を実行済み。 2025年1月に米国ノースダコタ州で建設中のボウマン風力発電所 (208MW)、2025年10月に米国コロラド州で建設中のブラック・ホロウ・サン発電所 (258MW) への出資を合意、再生可能エネルギー資産への投資を着実に実行。 - 発電事業持分容量ベースでの再生可能エネルギー比率は2026年3月現在19.9% (前年比1.2%増)。
機械		- 気候変動の機会 - 技術革新	- 気候変動への取組み - 次世代ビジネスの発掘・推進	船舶・海運分野	アンモニア燃料船の開発・保有運航・燃料供給拠点整備・燃料調達を包括する『統合型プロジェクト』推進を通じて船舶・海運分野における脱炭素に貢献します。	日本企業連合を核としたアンモニア燃料船の共同開発、同船舶の保有運航に加え、船用アンモニア燃料の供給拠点整備、燃料調達を伊藤忠主導で行うことによりパイロット案件の早期具体化を目指す。	2027年以降のアンモニア燃料船の普及とサプライチェーン構築を促進し、海事産業の脱炭素に貢献。	- 国際海運の脱炭素化への貢献を目指し、アンモニア燃料船の「統合型プロジェクト」として以下取組み中。 - アンモニア燃料船開発 - 保有運航 - 燃料供給拠点開発 - 燃料アンモニア調達 (及び生産案件開発) - アンモニア焚き大型バラ積船のエンジン開発は、2026年2月に完了。2026年度に造船所との仕様及び造船見積り協議に移行。 - アンモニア燃料供給拠点開発は、シンガポールを優先開発し、続いて欧州主要港／スエズ運河／パナマ運河他を開発中。2024年7月にシンガポール政府から潜在的アンモニア燃料のバンカリング事業者として選定。本事業向けアンモニア・バンカリング船を2025年7月に発注。同船は2027年9月完工予定。シンガポールでの実証に向け当局含む関係者と協議中。 - シンガポール、欧州でのバンカリング拠点向けにインドネシア、インド等のグリーンアンモニア生産案件を推進中。
機械		- 気候変動の機会 - 技術革新	- 気候変動への取組み - 次世代ビジネスの発掘・推進	乗用車・商用車販売	電気自動車 (EV)、ハイブリッド車 (HV)、環境負荷低減車等の導入により環境に優しいモビリティ社会を実現します。	EV・HV・環境負荷低減車及び関連部品等の環境に配慮した高効率製品の取扱いを増やすことで環境対策車の普及に貢献。	取引先自動車メーカーによるEV・HV・環境負荷低減車等のラインアップ拡充、及び環境に配慮した関連製品の販売拡大。	- 昨年度実施した「EVision」の実証による知見をもとに、EVの充電運用と施設の電力デマンドコントロールを連携させたエネマネサービス「SmartEVer」を、いすゞ及び株式会社アイ・グリッド・ソリューションズと共同で開発、サービスを開始。 2025年11月より、いすゞ・ファミリーマート及び横浜市と連携し、国内初となる左右両側同時交換方式のバッテリー交換ステーションと「エルフEV」3台を活用した配送実証を横浜市内で開始。約80店舗への商品配送を通じて、商用車EVの高稼働運用、バッテリー交換による充電ダウンタイム削減、事業性・脱炭素効果の検証を行い、バッテリー交換式EVトラックの早期実用化を目指す。

指標と目標

気候変動への取組み（脱炭素社会への寄与）：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
機械	6 12	●水資源 ●汚染防止と資源循環	水・衛生インフラの整備	水／環境プロジェクト	水・環境事業を通じて、水・廃棄物の適切な処理、有効利用、衛生環境の向上、経済活動の発展、及び地球環境保全に寄与します。	水・環境事業の拡大を通じ、水の適切な利用・処理及び資源の有効活用を促進、環境負荷を低減。	環境に対する社会要請及びサーキュラーエコノミー促進に繋がる、高付加価値な水・環境関連事業の推進。	水分野 ●豪州メルボルン市の水需要の約30%及びオマーンの首都圏150万人の水需要3割を供給する海水淡水化事業を推進中。 環境分野 ●英国：一般廃棄物焼却処理・発電3事業を運営中。同国にて年間約85万tの廃棄物を処理し、10万世帯分の国内家庭消費電力に相当する電力を供給。 ●セルビア：同国初となる統合型廃棄物管理事業。同国最大の環境・社会問題であった温室効果ガス（GHG）の排出や汚染水の漏出削減等に貢献。廃棄物処理発電施設が2024年7月より商業運転を開始。ゴールドスタンダードからカーボנקレジットの認証を取得。2025年度のGHG削減貢献量は約10万t-CO ₂ e/年。 ●UAE：ドバイ首長国で初の廃棄物処理・発電事業。同首長国で排出される一般廃棄物の半数に及ぶ190万t/年を処理する世界最大級のプラント。2024年8月より商業運転開始。毎年約217万t-CO ₂ e/年のGHG削減に貢献する見込み。 ●サウジアラビア：ジュベイル工業都市、工業系廃棄物処理事業へ参画中。
機械	7 13	●気候変動の機会 ●技術革新	●気候変動への取組み ●次世代ビジネスの発掘・推進	航空分野	水素燃料電池エンジンの普及を通じ、航空業界の脱炭素化を達成します。	水素燃料電池エンジンの商用化に向け、水素関連企業との協力を通じ、水素インフラの構築を含め、社会受容性を向上させる。	●小型及び大型プロペラ機に搭載可能な水素燃料電池電動エンジンの開発・商用化。 ●燃料電池・電動モーター等の電動エンジンに搭載される主要部品の活用。	●2024年1月、航空機用の水素燃料電池エンジンを開発するZeroAviaへ出資。日本・アジア地域における同エンジンの販売促進及び、空港を中心とした水素インフラの構築支援を推進。 ●2025年11月、英国民間航空局より世界初の水素関連企業として設計組織認証を取得。型式認証取得に向けた適格性を有する航空企業であることを示すものであり、エンジン開発は着実に進捗。
金属	7 13	●気候変動の機会 ●資本導入 ●技術革新	●気候変動への取組み ●次世代ビジネスの発掘・推進	●資源リサイクル事業 ●鉱山事業 ●環境対策事業 ●素材関連事業	●環境への影響を十分に考慮しつつ、資源の安定供給という社会的使命・責任を果たします。 ●自動車の軽量化・EV化関連事業等、温室効果ガス（GHG）削減に寄与する事業、また不可欠な素材の安定供給を通じ、気候変動問題に貢献します。	●循環型ビジネスを主導的に展開。 ●製鉄・電力等の対面業界の脱炭素化に資する資源・原料としての水素・アンモニア等の社会実装に向けた取組みを推進。 ●ニッケル、PGM等、水素やグリーン素材・エネルギー、蓄電池等の製造・供給に必要な素材の安定供給に寄与する事業を推進。 ●CCS（CO ₂ 貯留）・CCU（CO ₂ 活用）等のGHG排出削減に寄与する技術開発への関与を継続。 ●石炭ビジネスについては、引続きトレードによる資源の安定供給という社会的使命・責任を果たしつつ、一般炭炭鉱権益からの完全撤退に向けた取組みを推進。 ●自動車軽量化・EV化に寄与するビジネス（アルミ、銅等）の取組み強化。	●循環型ビジネスの推進。 ●製鉄・電力等の対面業界の脱炭素化に資する資源・原料としての水素・アンモニア等の社会実装に向けた取組みの推進。 ●水素、グリーン素材・エネルギー製造、CCS（CO ₂ 貯留）・CCU（CO ₂ 活用）等のGHG排出削減に寄与する技術開発、事業化に向けた検討の推進。 ●一般炭炭鉱権益からの撤退に向けた取組み。 ●自動車軽量化・EV化に寄与するビジネス（アルミ、銅等）の取組みの実現。	●JFEスチールやUAE鉄鋼最大手EMSTEEL等と共に、鉄鋼業界のグリーン化に貢献する低炭素還元鉄サプライチェーン構築に向けた詳細な事業化調査を着実に推進。2024年5月には、ブラジル鉄鉱石事業（CSN Mineração社（CM社））で生産される高品位鉄鉱石の活用を含む、鉄鋼業の脱炭素化に関する覚書をCM社、日本貿易保険と締結。 ●コンビニ等店舗設備・什器等の再利用・再資源化や、リサイクル事業者の全国ネットワークを活用した金属スクラップ・廃棄物処理の拡大・高度化を中心に、3R+W（Reduce／Reuse／Recycle＋Waste Management）を推進。限られた資源の有効活用と環境素材の供給に寄与。 ●水電解装置を用いたグリーン水素生産設備・輸送機器・水素ステーションの設計・EPC・運用、及び水素の販売を行うデンマークEverfuel社に出資。2025年2月には、同国初となる商業用途でのグリーン水素製造を開始。地産地消のグリーン水素バリューチェーン構築を着実に推進。 ●米国ネブラスカ州においてTotalEnergies社とTree Energy Solutions社が推進する合成メタン（e-メタン）製造事業（Live Oakプロジェクト）に基本設計（FEED）段階から参画すべく、大阪ガス、東邦ガス等と共に共同開発契約を締結。本事業にて、2030年度中のe-メタンの製造開始及び日本への輸出を目指す。 ●電気自動車・燃料電池車の世界的な普及に伴い、大幅な需要拡大が見込まれるPGM（白金族金属）／ニッケル事業（Platreef案件）の実現に向け推進すると共に、トレード取扱いを拡大。 ●CO ₂ 固定化技術を有する豪州MCI Carbon社に出資し、同社の技術展開を支援。2024年12月には、世界初となる廃コンクリートや鉄鋼スラグ等の複数原材料を処理可能な炭酸塩製造実証プラントの建設を完了。2025年1月にはUBE三菱セメントと覚書を締結し、製造プラント建設や事業化に向けた原料調達・販売のサプライチェーン構築を推進。 ●SDGsへの貢献・取組み強化の観点より一般炭炭鉱権益から撤退する方針のもと、既に、持分数量の大半を占めていたコロンビアDrummond一般炭炭鉱権益と、原料炭と共に一般炭も生産する豪州Ravensworth North炭鉱権益を売却実行済み。

指標と目標



気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
エネルギー・化学品		- 移行リスク - 資源安定供給	気候変動への取組み	石油・ガス権益、液化天然ガス(LNG)プロジェクト	GHG排出量削減を考慮した資源 (Transition Fuel) の生産を行い、産業の発展・基盤構築に寄与する安定供給を行います。	高い技術力と豊富な経験を有する優良パートナーとの協働による資源開発案件への取組み。	持続可能な社会実現に向けた転換期におけるエネルギーの安定供給を念頭に、化石燃料では相対的に環境負荷の少なく、また、低炭素燃料の原料源にもなるガスプロジェクトへの参画機会追求。	持続可能な社会実現に向け、Transition Fuel 及び低炭素燃料の原料源として、新規ガスプロジェクトへの参画具現化、及び脱炭素に係る協業へ向けた優良パートナーとの協議を継続実施中。
エネルギー・化学品		気候変動の機会	地域社会・環境に配慮したエネルギー利用	地域熱供給	環境に配慮した熱エネルギーの面的利用の取組みを推進します。	- 神宮外苑地区における近隣ステークホルダーとの適切なコミュニケーションによる熱供給の普及推進。 - 高効率な熱供給プラントの設計・建設・運転。	神宮外苑地区における地域熱供給の安定的な操業維持と、近隣地域への熱供給の普及推進。	- 近隣地域への高効率な熱供給の普及推進に向け、関係するステークホルダーとの協議を継続中。 2026年8月以降の本社移転に伴い、現プラントからの熱供給ができなくなるため、仮設プラントの建造を行い、2027年1月以降は仮設プラントから需要家への安定供給を継続する。
エネルギー・化学品		気候変動の機会	再生可能エネルギーを最適に継続的に供給する取組み	- 蓄電池関連 - 電力・環境ソリューション	再生可能エネルギーを効率的かつ最適に活用するための鍵となる蓄電池の安定供給を続けます。	- 機械学習 (AI) をベースにした最適充放電ソフトを搭載した蓄電池の継続的販売。 - 太陽光併設型蓄電システム及び蓄電所の組成。	蓄電池の販売数 (蓄電池の販売数・導入実績)。	家庭用蓄電池 2026年3月末までの家庭用蓄電池の累計販売台数は約6.4万台 (約635MWh)。 - グリッドシェアジャパン社はAIを活用した遠隔での蓄電池最適制御サービスを提供。グリッドシェアジャパン社に 参画した電力会社や蓄電池メーカー等とVPPやP2P電力取引といった次世代電力事業の開発推進中。 大型蓄電池 2026年3月末までの大型蓄電池の累計販売量は2028年時目標であった500MWh超を前倒しで達成。 - 日本初の系統用蓄電池事業のファンドを組成し、投資案件も決定。今後蓄電所構築に向けて推進する。 - 経産省からの補助金2件、東京都の補助金1件を獲得し、当社並びに伊藤忠グループからの投資案件を出資パートナーと共に推進中。
エネルギー・化学品	 	- 資源安定供給 - 資本導入	脱炭素社会／循環型低炭素社会実現に向けた新燃料の取組み	- 水素・燃料アンモニアの生産・供給、及び、リニューアブル燃料の調達・供給 - 新エネルギーに関する取組み	持続可能な社会実現に向け、ライフサイクルアセスメントベースでのGHG排出量削減に寄与する、新燃料の生産・供給体制の構築を目指します。	燃焼時にCO ₂ を排出しない次世代エネルギー・燃料として期待されている水素・アンモニア、内燃エンジンからの変更が難しい航空機や大型車両から排出されるGHG排出量削減に寄与するリニューアブル燃料 (廃棄油等由来)、及び、エネルギー効率を向上させる新エネルギーへの取組み。	優良パートナーとの協働、及び、これまでの開発・トレードでの実績を活かし、生産・効率輸送・供給を実現できる新燃料バリューチェーンの構築。	水素・アンモニア - 分散型グリーン水素製造・供給事業を展開する英 Protium Green Solutions社に出資。 - 南アフリカのHive Hydrogen South Africa と、脱炭素社会の実現を目指したグリーンアンモニア分野での協業に関するMOC (協力覚書) を締結。現在、座組の構築や市場へのアプローチ、技術選定等に係る活動を展開している。 持続可能な航空燃料 (SAF)、リニューアブルディーゼル (RD) 等 - 伊藤忠を含む企業7社にてSAFを利用したScope3環境価値取引の実証試験を実施し、2024年8月から2025年3月の8か月間で第一弾を完了した。また伊藤忠が独自に創出したScope3環境価値の取引を開始した。 - Neste OYJ社及びGS Caltex社と協力して成田国際空港に輸入した「民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」に適合する燃料を販売／供給した。 - Neste OYJ社より輸入したRDの重機／商用車向け販売を継続。軽油に最大40%のRDを混和した商品の名称を「RD40」から「FINE DIESEL」に変更しサプライチェーンの拡大・ブランド力強化を目指している。 新エネルギー - 核融合 (フュージョン) エネルギー関連スタートアップであるBlue Laser Fusion Inc. と、フュージョンエネルギービジネス、及び同社が開発するレーザー技術を応用した関連ビジネスについての資本・業務提携契約を締結。 - 締結後、令和6年度補正予算に基づき、大阪大学レーザー研究所向け物品調達入札を落札。関連資材納入を開始。

指標と目標

気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
エネルギー・化学品	13 気候変動	資本導入	脱炭素社会実現と包摂的かつ持続可能な経済成長実現に向けた CCS 事業での取組み	CCS を用いた CO ₂ 回収チェーンの構築	持続可能な社会実現に向け、GHG 排出量削減に寄与する、CO ₂ 回収チェーン構築を目指します。	石油開発技術の応用である CO ₂ 貯蔵技術を磨き、同技術に誘導するための CO ₂ 回収チェーン (引取り、輸送等) へのアクセスの強化。	カンパニー横断で各対面業界における CO ₂ 排出先の CO ₂ 回収ニーズを発掘し、CO ₂ 輸送・貯留事業のビジネスモデルを構築。	伊藤忠石油開発は、二酸化炭素地中貯留技術研究組合へ加入し、同技術の研究開発プロジェクトに参加。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) の2023年度の公募事業である「先進的 CCS 事業の実施に係る調査」及び2024年度以降の公募事業である「先進的 CCS 事業に係る設計作業等」に、日本海側東北地方 CCS 事業構想が採択され、船舶輸送を用いた CCS バリューチェーン事業の実現可能性について協業パートナーと継続検討中。
エネルギー・化学品	7 再生可能エネルギー	気候変動の機会	再生可能エネルギーを最適に継続的に供給する取組み	再生可能エネルギー発電事業／再生可能エネルギー関連資材調達	●再生可能エネルギー発電所 (太陽光・バイオマス・風力) の開発／保有／運営を通じ、再生可能エネルギーの安定供給を実現します。 ●再生可能エネルギー関連資材調達を通じ、国内外の再生可能エネルギー発電の活性化を実現します。	再生可能エネルギー発電所の安定的な運営及び新規開発による再生可能エネルギーの資産規模拡大。	再生可能エネルギー資産規模。	●出資先アイ・グリッド・ソリューションズ社を通じた、オンサイト型太陽光発電 PPA の拡大 (2026年1月末時点 導入件数 約1,300か所、約330MW、前年比20%増)。 ●出資先であるクリーンエナジーコネクト社を通じた、オフサイト型太陽光発電 PPA の拡大 (2026年1月末時点 導入件数 約2,500か所、約220MW、前年比25%増)。
食料	7 再生可能エネルギー 13 気候変動	GHG 排出量	気候変動への取組み	生鮮食品分野	気候変動対策に資する施策を検討・推進します。	Dole 事業におけるクリーンエネルギーの活用。	●Dole Philippines. のバイオガスプラントへの残渣投入量。 ●クリーンエネルギー利用による GHG 排出削減量。	2025年度実績 ●残渣投入量：117,666t パイナップルの歩留まり改善により、残渣投入量が減少。 ●GHG 排出削減量：68,526 t-CO ₂ e 残渣投入量減少に伴い、削減量が減少。
住生活	12 持続可能な消費と生産 15 陸の生態系	森林	持続可能な森林資源の利用	●パルプ ●チップ ●木材	環境への影響を軽減し温室効果ガスの増加を防ぐため、持続可能な森林資源を取扱います。	認証材または高度な管理が確認できる林産物を取扱う。	取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林産物の比率を100%とする。	2025年度に取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林産物の取扱比率は、パルプ・チップ・木材とも100%。
住生活	12 持続可能な消費と生産 13 気候変動	●資本導入 ●汚染防止と資源循環	気候変動への取組み	スラグ等セメント代替	土木・建設等に欠かせないセメントの代替材として、持続可能な副産物 (スラグ) の利用拡大を図ります。	スラグ等副産物の供給側である製鉄所と需要側の間で、継続的・安定的な商流を構築。	継続的かつ安定的な商流構築を目指し、スラグ事業への出資・参画等を検討すると共に特に発展途上国での需要創出に注力する。	●スラグ事業への出資・参画を継続検討中。 ●2025年度のスラグ取扱量は168万 t (前年比13%増)。

指標と目標

働きがいのある職場環境の整備

中長期目標	本マテリアリティに対する目標設定の背景	実績
伊藤忠商事は、2030年までに、全役員に占める女性比率（執行役員を含む）を30%以上にする。	女性経営者による視点は、消費者ビジネスの優位性を有する当社にとって非常に重要な要素である。	2026年3月31日時点の全役員に占める女性比率は28.3%。

働きがいのある職場環境の整備：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野 または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
総本社		労働慣行	働き方改革を通じた業務効率化と長時間労働の防止	人事	メリハリのある働き方を推進し、労働生産性及び従業員エンゲージメントの向上を目指します。	- 勤務状況の定期的なモニタリング実施。 - エンゲージメントサーベイの実施。 - 夏季・冬季の休暇取得促進。	- 労働時間法制の遵守。 - エンゲージメントサーベイによる「従業員エンゲージメント」項目の肯定的回答率 70%以上。 - 有給休暇取得率70%以上。	- 毎年勤務簿調査を実施し、賃金不払残業を防止。 - エンゲージメントサーベイによる「従業員エンゲージメント」項目の肯定的回答率： 2022年度67% 2023年度68% 2024年度68% 2025年度71% 有給休暇取得率：2025年度 71%
総本社		労働慣行	従業員の健康力強化	人事	従業員一人ひとりの健康力を向上させ、個の力をより一層発揮できる環境を整備していきます。がん・長期疾病を抱える従業員に対する両立支援体制の構築を通じて、支え合う風土を醸成します。	- 充実した社内診療所及び従業員一人ごとの専属医療支援体制の整備。 - 生活習慣（飲酒・睡眠・喫煙等）の改善支援。 - 国内定期健康診断の受診状況フォロー。 - 国立がん研究センターと提携したがんとの両立支援策の推進。 - 欠勤・休職中の生活保障、子女育英金支給。 - がん、指定難病に対する特別休暇付与。 - 海外での緊急医療体制の整備。 - ストレスチェックの実施。 - 臨床心理士等によるカウンセリングの実施。	- がん特別健診受診率、健康診断受診率の向上。 - プレゼンティーズム、アブセンティーズムの改善。 - 欠勤・休職者数の減少、離職率低下。 - 特定保健指導該当者、海外渡航制限者数の低減。 - がん治療と両立支援プラン利用率の向上。 - 睡眠休養感の向上。	- 国内定期健康診断受診率 99.4%（2026年3月25日時点） - がん特別健診受診率 99.5%（2025年度） - 精密検査受診率 100.0%（2025年度） - プレゼンティーズム損失割合 32.0%（2024年度） - アブセンティーズム平均日数 2.1日（2025年度） - メンタルヘルス休職者数 4名（2025年度） - 特定保健指導受診率 77.9%（2024年度） - がん治療と両立支援プラン利用率 94.1%（2025年度） - 睡眠により十分な休養が取れている人の割合 65.4%（2025年度）
総本社		労働慣行	従業員の持続的な能力開発	人事	企業理念を継承しながら、マーケットインの発想をもって、常にニーズに合わせて商いを変革できる人材の育成に向け、時代の変化及びビジネスニーズに応じたグローバルベースでの研修プログラムの開発や、主体的な学びの機会を創出し、優秀な人材を継続的に輩出します。	- 全ての階層での研修プログラムの継続的な開発と実施。 - 海外実習生派遣・語学研修生派遣の継続・強化。 - 定期的なローテーションによる多様なキャリアパス・職務経験の付与。 - 人材アセスメント、キャリアビジョン支援研修、キャリアカウンセリング制度・体制等の充実による、従業員個人のキャリア意識の醸成。	- 年間研修関連経費10億円超。 - 研修受講実績人数（延べ）50,000名以上。 - 入社8年目までの総合職、海外派遣率80%以上。	- 人材育成投資総額：27億円（2025年度） - 研修受講実績人数（延べ）：53,811名（2025年度） - 入社8年目までの総合職、海外派遣比率：86%（2018年度入社までの派遣対象者：743名、うち海外派遣実績がある従業員：637名）

指標と目標

働きがいのある職場環境の整備：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野 または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
総本社	5 働きがいと経済成長 8 働きがい、経済成長、イノベーション 10 人や地域間の公平性	労働慣行	多様な人材が活躍する環境の整備	人事	人種、性、宗教、国籍、年齢等、あらゆる差別を禁止し人権を尊重します。多様な価値観を受容し、柔軟な働き方等を通じて従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境を整備していきます。	● 公平な採用、登用の継続。 ● 多様な価値観を受容し、活かす職場環境作り。 ● 共働き世帯の増加を見据え、育児・介護、不妊治療等と仕事の両立支援の拡充（柔軟な働き方の活用を含む）。 ● 従業員のライフステージ・キャリアに応じた個別支援の拡充。 ● 60歳超のシニア人材の活躍支援。 ● LGBTQ等性的マイノリティ従業員への理解・受容促進（従業員教育等）。 ● 障がい者の労働環境に対する合理的配慮。	● 2030年までに以下を達成。 (1) 役員（執行役員を含む）に占める女性比率 30% ● 2025年度末までに以下を達成。 (2) 全社における女性従業員比率 30% (3) 新卒採用における女性比率 40% 以上 (4) 指導的立場に占める女性比率 10% (5) 男性育児休業取得率 100% ● 2025年3月1日までに以下を達成。 (6) 障がい者雇用率 2.5%（特例子会社含む） ※（1）～（5）は女性活躍推進法における一般事業主行動計画にて定めたもの	(1) 役員（執行役員を含む）に占める女性比率 28.3%（2026年3月末時点） (2) 全社における女性従業員比率 26.2%（2026年3月末時点） (3) 新卒採用における女性比率 42%（2025年度入社） (4) 指導的立場に占める女性比率 10.1%（2026年3月末時点） (5) 男性育児休業取得率 128%（2026年3月末時点） (6) 障がい者雇用率 2.66%（特例子会社含む）（2026年3月1日時点） ※（1）～（5）は女性活躍推進法等における一般事業主行動計画にて定めたもの 【共働き・子育て支援の拡充】 育児・介護等との両立支援策として以下取組みを実施。 ● 一時的に権限・裁量の軽減や転勤義務の免除等を行うキャリア継続支援 ● 家事・育児負担軽減サービスの紹介や費用補助 ● 夫婦間の家事・育児分担や職場関係者とのより良い関係構築のあり方を考えるコミュニケーション講座の開催 【プレコンセプションケア】 ライフステージごとの健康変化に対する正しい知識を提供し、健康管理の重要性を早期に学ぶ機会として、若手社員に対し、プレコンセプションケアの趣旨に基づくプログラムを提供。

指標と目標

人権の尊重・配慮

中長期目標

伊藤忠商事は、中長期的に毎年、重要サプライヤーに対しサステナビリティ調査を実施し、是正措置が必要な違反サプライヤー数0を目指す。

本マテリアリティに対する目標設定の背景

児童労働の禁止、強制労働の禁止、生活賃金の支払い等を含む重要設問に対するサプライヤーからのアンケート回答を精査し、詳細の確認が必要なサプライヤーに対し方針や対応状況を再確認している。さらなる是正が必要な違反サプライヤーを特定し、是正を求めることで、持続可能な調達を目指す。

実績

- 2025年度はサステナビリティ調査を324社に実施。結果、再確認依頼件数は54件。
- 再確認の結果、是正依頼件数0件、違反サプライヤー数0社。

人権の尊重・配慮：アクションプラン

カンパニー	SDGs目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
繊維		バリューチェーン	人権・環境に配慮したバリューチェーンの確立	繊維製品全般	バリューチェーン全体において、人権を尊重し、環境経営に取組む企業との取引を推進します。	主要サプライヤー調査を継続的に実施することで、サプライチェーンにおける人権・社会・環境リスクの早期把握に取組む。	毎年、50社以上の主要サプライヤーへの現地訪問調査やアンケート調査を継続的に実施。	2025年度は、中国及びアジア地域の取引先77社に対してサステナビリティ調査を実施。結果、重大な問題は無いことを確認。取引先からの回答に対しては適宜フィードバックを行い、健全なサプライチェーンの構築を推進。
機械		サプライチェーン	人権・環境に配慮したサプライチェーンの確立	電力・プラントプロジェクト全般	サプライチェーン・事業投資先における全てのステークホルダーの、QOL向上に寄与します。	該当事業固有の特性を踏まえた、仕入先・事業投資関係先への社会的・環境的な安全性に関するデューデリジェンスのルール設定・実施、並びに継続的なモニタリング強化。	新規開発案件における、仕入先・事業投資関係先への社会的・環境的な安全性に関するデューデリジェンスの実施率。	新規投資を行う全ての開発案件において、全社ESGチェックリストを用い、社会的責任に関するガイドラインにおける中核主題を確認する運用を継続。個別開発案件は投資実行前に各事業固有の特性を踏まえ社会的・環境的な安全性を確認するデューデリジェンスを実施。
金属	 	●鉱山 ●電力・鉱山・油ガス田	労働安全・衛生・環境リスクに配慮した、また地域社会へ貢献する持続可能な鉱山開発	鉱山事業	●環境・衛生・労働安全（EHS）や地域住民との共生に十分配慮し、持続可能な鉱山事業を推進します。 ●地域社会への医療、教育等 に貢献します。	●EHSガイドラインの運用並びに社員教育を徹底。 ●地域社会への医療・教育寄付、地域インフラ整備等の貢献。	●毎年EHS社内講習会を開催しEHSガイドラインを周知徹底。 ●EHS講習会受講率100%。 ●操業中・継続保有方針の既存鉱山事業及び新規鉱山事業に対するEHSチェック実行率100%。 ●地域社会への医療・教育寄付、地域インフラ整備の実施。 ●操業中・継続保有方針の全プロジェクトでのCSR活動の実施（100%）。	●主管者や事業投資に従事する課に属する従業員を中心に、EHSガイドラインに関する社内講習会を実施。対象者の受講率は100%。 ●鉱山事業では、既存9案件、その他資源関連事業1案件に対して、チェックシートを用いた確認作業を実施。 ●出資する各プロジェクトにおいて、地域社会への貢献活動を実施。
食料	 	サプライチェーン	人権・環境に配慮したサプライチェーンの確立	食糧分野	第三者機関の認証や取引先独自の行動規範に準拠した調達体制の整備を行います。	●コーヒー豆、カカオ豆産地国において、取引先独自の行動規範に準拠した調達の推進。 ●パーム油の第三者認証団体であるRSPOの認証油の取扱い強化。 ●生産国の認証油システムの利用を促すため、国内業界団体と協力し、MSPO／ISPOの国内におけるプロモーションや流通制度の確立を支援。	●コーヒー豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行動規範に準拠した商品（サステナブル品）の調達を推進。 ●パーム油：当社調達方針に基づく調達を行い、設定したKPI項目・サプライヤー情報等の開示を推進。 2030年目標 ●コーヒー豆：サステナブルコーヒー豆への切替50%を目指す。 ●カカオ豆：サステナブルカカオ豆への切替100%を目指す。 ●持続可能なパーム油への切替100%を目指す。	2025年度実績 ●コーヒー豆（認証品等）：取扱比率 34% ●カカオ豆（トレーサブル品）：取扱比率 55% ●パーム油（RSPO認証品）：取扱比率 パーム油 38% オレオケミカル製品 63% 各産地国への支援実績 ●コーヒー豆：エチオピアのコーヒー業界へ貢献していくため、グループ会社と協働でコーヒーの苗木の寄付を実施。

指標と目標

人権の尊重・配慮：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野 または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
食料	8 働きがいと経済成長 9 産業・基盤の革新 15 陸域生態系保護	●森林 ●気候変動への 適応	人権・環境に配慮 したサプライチェー ンの確立	生鮮食品分野	地場産業の育成を通じて、雇 用拡大・生活環境整備等に貢 献します。	シエラレオネにおけるDoleパイン栽培・ 加工事業の運営。 ●天候リスク分散のための産地多角化 ●地場産業の育成、雇用創出・拡大 ●医療提供等を通じた地域の生活環境 改善	新産地シエラレオネにおける現地での雇用拡大及 びパイナップル生産数量。	●現地従業員：2025年度末時点 2,742人（正規雇用者2,625人、非正規雇 用者117人） ●パイナップル生産量：2025年度 約1.0万t ●地域住民への医療提供 医療提携契約を締結している特定非営利活動法人を通じて現地会社の 従業員・家族・地域住民を対象に周産期医療を提供（2025年度出産件 数 356人）。
食料	8 働きがいと経済成長 14 海洋資源の持続可能な開発	サプライチェーン	責任ある水産資源 調達	生鮮食品分野	第三者機関の認証や取引先ま たは当社の独自の行動規範に 準拠した調達体制の整備を行 います。	水産物（鯉鮪類）産地国において、取 引先独自の行動規範に準拠した調達の 推進。	MSC 認証原料の取扱数量。	2025年度の MSC 認証原料の取扱実績：10,600t（全体の約9%に増加）
住生活	8 働きがいと経済成長 12 持続可能な消費と生産 13 気候変動への対応	●森林 ●サプライチェーン	天然ゴムの持続可 能な供給の実現	天然ゴム	●保護地域、泥炭地域の開発、 及び先住民からの土地強奪 等に関わるサプライヤーの 特定に取組み、当該サプ ライヤーからの調達を防止し ます。 ●特に小規模生産者を中心と する天然ゴム生産者に対し、 現代奴隷問題を含めたリス クアセスメント、生産量と品 質を改善するための研修の 実施、または支援します。	●原料収穫地が不透明な原料調達サブ ライチェーンを透明化すべく、トレーサ ビリティシステムを構築する。 ●独自取組み「PROJECT TREE (https:// project-tree-natural-rubber.com/ jp/)」のサステナビリティ活動を通じ て、生産性向上のための研修を実施 する。	●天然ゴム加工事業でトレーサビリティ、サステナビ リティが確保された原料調達を目指す（2028年天 然ゴム原料のトレーサビリティ100%）。 ●サステナビリティ教育活動実施農家数を増やし、 業界のサステナビリティ実現に貢献する。	●サプライヤーの自己申告によってトレーサビリティが確保された原料調達 比率は100%。 ●伊藤忠の開発したシステムによって小規模農家までのトレーサビリティが 確保された原料比率は月間購買数量の24%に到達。 ●サステナビリティ教育活動実施農家数は8,223人／年（※2025年1月～2025 年12月実績ベース）、累計28,135人（※2021年1月～2025年12月実績ベース）。
住生活	11 持続可能な都市とコミュニティ	地域貢献	安心・安全・環 境に配慮したまち づくり	不動産	防災・環境負荷低減や地方活 性化にも資する公共施設整備 事業の推進。	地方行政とも連携し民間資本を活用し た公共施設整備事業を推進。	防災・環境負荷低減や地方活性化にも資する公共 施設整備事業を多面的かつ持続的に推進。	●三重県桑名市において、学校水泳授業の集約化及び、運動公園の機能 拡充による地方活性化にも資する屋内プールの整備を、官民連携事業と して推進中。 ●京都府において、災害時の指定避難所機能だけでなく、物資輸送・保管 拠点機能を備えたアリーナ整備事業を官民連携事業として推進中。

指標と目標

健康で豊かな生活への貢献：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野 または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
エネルギー・ 化学品		医療健康	人々の健康増進	医薬品	がん分野を含む大きなニーズが存在する分野での医薬品等の展開を加速し、人々の健康増進に寄与すると共に、働きやすい社会形成へ貢献します。	新規医薬品、及びジェネリック医薬品の開発サポート・販売の推進。	上市済医薬品の展開加速、及び開発サポート中の各種新薬・ジェネリック医薬品等の早期承認取得、上市を目指す。	- 伊藤忠ケミカルフロンティアによる、国内外の製薬メーカーへの医薬品原料等の安定的な供給維持とジェネリック医薬品の新規上市サポートを実施した結果、2025年度はジェネリック医薬品の糖尿病薬、白血病薬を上市。 - 北米での疼痛緩和剤の販売継続。
食料		食品安全	安全・安心な食料・食品の供給	食料・食品関連全般	安全・安心な食品を安定的に調達すべくサプライヤーの選択と集中を行います。	食品安全管理システムに関する認証資格保有者を中心にサプライヤーへの監査・指導を強化する。	食品安全管理システムに関する認証資格保有者を中心にサプライヤーへの監査・指導を強化し、安全・安心な食品の安定供給。	391工場に対して点検を実施。 食品安全管理システムに関する有資格者及び社内資格保有者によるサプライヤーへの監査・指導を強化し、安全・安心な食品を安定的に調達・供給した。
情報・ 金融		技術革新	次世代ビジネスの発掘・推進	Fintech / IoT / AI / 遠隔技術、ビジネスインキュベーション（ベンチャー投資事業）	Fintech / IoT / AI / 遠隔技術等の新たな技術革新やビジネスモデルを活かすことで新産業の創出に挑戦します。	ベンチャー企業の発掘・提携、並びに新規事業開発を推進。	新規サービス・事業開発の実現。	昨年度に引き続き、新商品、新技術、新ビジネスモデルを有するスタートアップとの事業開発を目的として、ファンド投資6件、直接投資1件を実行。
情報・ 金融		医療健康	人々の健康増進	- 医薬品開発支援事業 - 健康予防関連事業 - 医療ヘルスケアIT事業 - 先端医療機器販売・医療サービス提供	ICTと高品質な専門人材サービス、及び技術革新が速い医療分野における先端医療機器と高度医療サービスを提供することにより、医療・医療の発展と人々、患者のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上に貢献します。	- データを活用して医療を最適化する。 - 各種高度医療機器の販売を推進。	- 医療データ関連の新規サービス・事業開発の実現。 - 頭皮冷却療法システム等のQOLを高める医療機器の普及率増。	抗がん剤治療による脱毛を抑制する効果のある、がん患者向け頭皮冷却療法システムの導入。 2025年度の導入実績 20施設（延べ123施設） 2,100人（延べ6,200人）
情報・ 金融		リテールファイナンス	金融サービスの提供	国内外リテールファイナンス事業	リテールファイナンス市場の拡大・市場創造に取組み、個人への資金提供を行い、豊かな生活の実現に貢献します。	新たなエリアでの取組みを含む顧客数と貸出残高の拡大。	顧客数と貸出残高。	- 貸出残高伸長率 2026年1月末時点（前年3月末対比） - UAF（香港）：107.4% - EasyBuy（タイ）：98.6% - FRF（イギリス）：105.8% - ACF（フィリピン）：120.1% - UAF、FRF、ACFは堅調に推移。一方、EasyBuyはタイの家計債務に対する中銀規制の影響を受け貸出残高減少。

指標と目標

安定的な調達・供給：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野 または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
繊維	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と 資源循環	資源循環による環境 負荷の低減	繊維製品全般	サステナブルな繊維製品の取扱い、 及びリサイクルを通じて循環型社会の実現に貢献します。	環境配慮型商品の取扱い、並びに資源 リサイクルに繋がる取組みの推進。	繊維由来の再生ポリエステル「RENU」等、 サステナブル素材の普及促進、及び繊維 製品を再資源化する仕組みの構築。	●RENU プロジェクトによる再生ポリエステル取扱いの環境インパクトは以下の通り（2025年度見込み）。 ●原材料として投入した廃棄物：T シャツ換算 4.8百万枚 ●CO ₂ 削減量：1,491t ●水の削減量：5,018kL ●不要となった衣料品の回収サービス「Wear to Fashion」における回収拠点は約 6,000か所と前年より1,700か所増加（2026年3月現在）。 ●繊維と化学品の共同案件である「ARChemia プロジェクト」により、使用済み衣 料品を環境付加価値の高い化学製品に生まれ変わらせるプロジェクトを運用中。 2025年に開催された大阪・関西万博では、万博スタッフの使用済みユニフォーム の一部を当プロジェクトでリサイクルし、循環型社会の実現に寄与。
繊維	8 持続可能な雇用と経済成長	バリューチェーン	人権・環境に配 慮したバリュー チェーンの確立	繊維製品全般	バリューチェーン全体において、 人権を尊重し、環境経営に取組 む企業との取引を推進します。	主要サプライヤー調査を継続的に実施 することで、サプライチェーンにおける 人権・社会・環境リスクの早期把握に 取組む。	毎年、50社以上の主要サプライヤーへの 現地訪問調査やアンケート調査を継続的 に実施。	2025年度は、中国及びアジア地域の取引先77社に対してサステナビリティ調査を実施。結果、重大な問題は無いことを確認。取引先からの回答に対しては適宜フィードバックを行い、健全なサプライチェーンの構築を推進。
金属	12 持続可能な消費と生産	資源安定供給	産業資源・素材 の安定供給	鉱山事業	産業に不可欠な原料・燃料の 安定供給体制を維持・発展させ、素材・エネルギー産業の安 定的な操業に貢献します。	原料・燃料の安定供給の基盤となる 既存権益の磨きと優良権益の拡充。	既存優良鉱山事業の磨きと、事業基盤の 拡大・強化に繋がる新規優良権益の獲得。	●大手資源会社BHP社から一部権益を取得したWestern Ridge鉄鉱床では、2022年 に生産を開始し、2024年は新たな設備導入とインフラ建設を推進。また、2021年に 生産を開始したSouth Flank鉄鉱床も順調な操業を続けており、2024年には計画 通り年産80百万t体制を構築。2025年には、BHP社よりMinisters North鉄鉱床の 一部権益を取得、2026年6月までに開発に関する最終投資判断を予定。西豪州鉄 鉱石事業においては、安定供給と生産性向上、そして、コスト競争力の維持・強 化を目指して各種施策を推進中。 ●2024年、鉄分が豊富な「高品位鉄鉱石」を大規模かつ低コストで生産するブラジル 鉄鉱石事業（CSN Mineração 社）の権益買増しを実行し、鉄鋼の脱炭素化に貢献 する高品位鉄鉱石の安定供給体制を強化。 ●優良製鉄原料の安定供給に向けて2019年に出資した米国Allegheny原料炭炭鉱 は2023年に商業生産を開始、2025年は前年に引続き坑内環境整備などを推進し、 操業の安定化を達成。
金属	8 持続可能な雇用と経済成長 15 陸の豊かさへの責任	●鉱山 ●電力・鉱山・ 油ガス田	労働安全・衛生・ 環境リスクに配慮 した、また地域社 会へ貢献する持続 可能な鉱山開発	鉱山事業	●環境・衛生・労働安全（EHS） や地域住民との共生に十分配 慮し、持続可能な鉱山事業を 推進します。 ●地域社会への医療、教育等に 貢献します。	●EHSガイドラインの運用並びに社員 教育を徹底。 ●地域社会への医療・教育寄付、地域 インフラ整備等の貢献。	●毎年 EHS 社内講習会を開催し EHS ガイ ドラインを周知徹底。 ●EHS 講習会受講率100%。 ●操業中・継続保有方針の既存鉱山 事業及び新規鉱山事業に対する EHS チェック実行率100%。 ●地域社会への医療・教育寄付、地域イ ンフラ整備の実施。 ●操業中・継続保有方針の全プロジェク トでの CSR 活動の実施（100%）。	●主管者や事業投資に従事する課に属する従業員を中心に、EHSガイドラインに関 する社内講習会を実施。対象者の受講率は100%。 ●鉱山事業では、既存9案件、その他資源関連事業1案件に対して、チェックシートを 用いた確認作業を実施。 ●出資する各プロジェクトにおいて、地域社会への貢献活動を実施。
エネルギ ー・化学 品	12 持続可能な消費と生産	プラスチック	社会問題の解決 に繋がる取組み	プラスチック関連 環境対応	プラスチック関連環境対応により、 対策が急がれる海洋プラ スチックや廃プラスチック等の社会 問題の解決に貢献します。	ブランドオーナーとの協働による環境 素材の供給とリサイクル・リユースプ ログラムの確立。	環境素材の取扱い強化とリサイクル・リ ユースプログラムの確立を通じた、循環型 モデルの構築。	PCR（Post Consumer Recycled）のポリエチレン樹脂やポリプロピレン樹脂の調達、 環境配慮型食品包材の取扱推進等を継続中。

指標と目標

 安定的な調達・供給：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野 または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
エネルギー・化学品	7 クリーンエネルギー 13 気候変動	●資源安定供給 ●資本導入	脱炭素社会／循環型低炭素社会実現に向けた新燃料の取組み	●水素・燃料アンモニアの生産・供給、及び、リニューアブル燃料の調達・供給 ●新エネルギーに関する取組み	持続可能な社会実現に向け、ライフサイクルアセスメントベースでのGHG排出量削減に寄与する、新燃料の生産・供給体制の構築を目指します。	燃焼時にCO ₂ を排出しない次世代エネルギー・燃料として期待されている水素・アンモニア、内燃エンジンからの変更が難しい航空機や大型車両から排出されるGHG排出量削減に寄与するリニューアブル燃料（廃棄油等由来）、及び、エネルギー効率を向上させる新エネルギーへの取組み。	優良パートナーとの協働、及び、これまでの開発・トレードでの実績を活かし、生産・効率輸送・供給を実現できる新燃料バリューチェーンの構築。	水素・アンモニア ●分散型グリーン水素製造・供給事業を展開する英Protium Green Solutions社に出資。 ●南アフリカのHive Hydrogen South Africaと、脱炭素社会の実現を目指したグリーンアンモニア分野での協業に関するMOC（協力覚書）を締結。現在、座組の構築や市場へのアプローチ、技術選定等に係る活動を展開している。 持続可能な航空燃料（SAF）、リニューアブルディーゼル（RD）等 ●伊藤忠を含む企業7社にてSAFを利用したScope3環境価値取引の実証試験を実施し、2024年8月から2025年3月の8か月間で第一弾を完了した。また伊藤忠が独自に創出したScope3環境価値の取引を開始した。 ●Neste OYJ社及びGS Caltex社と協力して成田国際空港に輸入した「民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」に適合する燃料を販売／供給した。 ●Neste OYJ社より輸入したRDの重機／商用車向け販売を継続。軽油に最大40%のRDを混和した商品の名称を「RD40」から「FINE DIESEL」に変更しサプライチェーンの拡大・ブランド力強化を目指している。 新エネルギー ●核融合（フュージョン）エネルギー関連スタートアップであるBlue Laser Fusion Inc.と、フュージョンエネルギービジネス、及び同社が開発するレーザー技術に応用した関連ビジネスについての資本・業務提携契約を締結。 ●締結後、令和6年度補正予算に基づき、大阪大学レーザー研究所向け物品調達入札を落札。関連資材納入を開始。
食料	8 持続可能な消費 15 陸の豊かさ	サプライチェーン	人権・環境に配慮したサプライチェーンの確立	食糧分野	第三者機関の認証や取引先独自の行動規範に準拠した調達体制の整備を行います。	●コーヒー豆、カカオ豆産地国において、取引先独自の行動規範に準拠した調達の推進。 ●パーム油の第三者認証団体であるRSPOの認証油の取扱い強化。 ●生産国の認証油システムの利用を促すため、国内業界団体と協力し、MSPO／ISPOの国内におけるプロモーションや流通制度の確立を支援。	●コーヒー豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行動規範に準拠した商品もしくは認証品の調達を推進。 ●カカオ豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行動規範に準拠した商品（サステナブル品）の調達を推進。 ●パーム油：当社調達方針に基づく調達を行い、設定したKPI項目・サプライヤー情報等の開示を推進。 2030年目標 ●コーヒー豆：サステナブルコーヒー豆への切替50%を目指す。 ●カカオ豆：サステナブルカカオ豆への切替100%を目指す。 ●持続可能なパーム油への切替100%を目指す。	2025年度実績 ●コーヒー豆（認証品等）：取扱比率 34% ●カカオ豆（トレーサブル品）：取扱比率 55% ●パーム油（RSPO認証品）：取扱比率 パーム油 38% オレオケミカル製品 63% 各産地国への支援実績 ●コーヒー豆：エチオピアのコーヒー業界へ貢献していくため、グループ会社と協働でコーヒーの苗木の寄付を実施。
食料	8 持続可能な消費 9 産業・イノベーション 15 陸の豊かさ	●森林 ●気候変動への適応	人権・環境に配慮したサプライチェーンの確立	生鮮食品分野	地場産業の育成を通じて、雇用拡大・生活環境整備等に貢献します。	シエラレオネにおけるDoleパイン栽培・加工事業の運営。 ●天候リスク分散のための産地多角化 ●地場産業の育成、雇用創出・拡大 ●医療提供等を通じた地域の生活環境改善	新産地シエラレオネにおける現地での雇用拡大及びバイナップル生産数量。	●現地従業員：2025年度末時点 2,742人（正規雇用者2,625人、非正規雇用者117人） ●バイナップル生産量：2025年度 約1.0万t ●地域住民への医療提供 医療提携契約を締結している特定非営利活動法人を通じて現地会社の従業員・家族・地域住民を対象に周産期医療を提供（2025年度出産件数 356人）。

指標と目標

安定的な調達・供給：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野 または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
食料	8 持続可能な経済成長 14 海の豊かさを守ろう	サプライチェーン	責任ある水産資源調達	生鮮食品分野	第三者機関の認証や取引先または当社の独自の行動規範に準拠した調達体制の整備を行います。	水産物（鯉鮪類）産地国において、取引先独自の行動規範に準拠した調達の推進。	MSC 認証原料の取扱数量。	2025年度のMSC 認証原料の取扱実績：10,600t（全体の約9%に増加）
食料	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と資源循環	環境に配慮した資源や素材の供給・活用	生鮮食品分野	食品ロスの低減を通じて、資源の有効活用の促進、環境負荷の低減に貢献します。	日本・産地（フィリピン）で廃棄される規格外品のDoleバナナを、もったいないバナナとしてブランド・製品化し、市場に流通させる。	●産地（フィリピン）での廃棄バナナ再活用量。 ●日本での規格外バナナの消費量。	●規格外バナナ再利用（産地）：2025年度 35,975t ●規格外バナナ再利用（日本）：2025年度 5,082t もったいないバナナプロジェクト推進により取扱数量増加。
食料	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と資源循環	食品ロス削減、リサイクル推進	食品流通分野	食品流通分野のサプライチェーン全体において、食品ロス削減等を推進し、サーキュラーエコノミー実現に貢献します。	国内卸売事業において、食品ロス削減策を推進。「ロスを出さない」「売り切る」「配る」の施策により改善策を実施。	国内卸売事業において、IT技術活用による在庫管理の強化に加え、国内販売網の活用やフードバンクへの寄贈により、食品ロス削減に貢献。	●2025年度の食品廃棄物排出量は、2016年度比51.8%削減の見通し（前年比6.7%削減）。 ●小売店舗の販売・発注データ活用による需給調整、フードバンクへの寄贈数量増加等に加え、食品ロス削減の啓発を徹底。
住生活	12 持続可能な消費と生産 15 陸の豊かさを守ろう	森林	持続可能な森林資源の利用	●パルプ ●チップ ●木材	環境への影響を軽減し温室効果ガスの増加を防ぐため、持続可能な森林資源を取扱います。	認証材または高度な管理が確認できる林産物を取扱う。	取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林産物の比率を100%とする。	2025年度に取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林産物の取扱比率は、パルプ・チップ・木材とも100%。
住生活	8 持続可能な経済成長 12 持続可能な消費と生産	●森林 ●サプライチェーン	天然ゴムの持続可能な供給の実現	天然ゴム	●保護地域、泥炭地域の開発、及び先住民からの土地強奪等に関わるサプライヤーの特定に取組み、当該サプライヤーからの調達を防止します。 ●特に小規模生産者を中心とする天然ゴム生産者に対し、現代奴隷問題を含めたリスクアセスメント、生産量と品質を改善するための研修の実施、または支援します。	●原料収穫地が不透明な原料調達サプライチェーンを透明化すべく、トレーサビリティシステムを構築する。 ●独自取組み「PROJECT TREE (https://project-tree-natural-rubber.com/jp/)」のサステナビリティ活動を通じて、生産性向上のための研修を実施する。	●天然ゴム加工事業でトレーサビリティ、サステナビリティが確保された原料調達を目指す（2028年天然ゴム原料のトレーサビリティ100%）。 ●サステナビリティ教育活動実施農家数を増やし、業界のサステナビリティ実現に貢献する。	●サプライヤーの自己申告によってトレーサビリティが確保された原料調達比率は100%。 ●伊藤忠の開発したシステムによって小規模農家までのトレーサビリティが確保された原料比率は月間購買数量の24%に到達。 ●サステナビリティ教育活動実施農家数は8,223人／年（※2025年1月～2025年12月実績ベース）、累計28,135人（※2021年1月～2025年12月実績ベース）。
住生活	12 持続可能な消費と生産 13 気候変動に具体的な対策を	●資本導入 ●汚染防止と資源循環	気候変動への取組み	スラグ等セメント代替	土木・建設等に欠かせないセメントの代替材として、持続可能な副産物（スラグ）の利用拡大を図ります。	●スラグ等副産物の供給側である製鉄所と需要側の間で、継続的・安定的な商流を構築。	継続的かつ安定的な商流構築を目指し、スラグ事業への出資・参画を検討すると共に特に発展途上国での需要創出に注力する。	●スラグ事業への出資・参画を継続検討中。 ●2025年度のスラグ取扱量は168万t（前年比13%増）。
情報・金融	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と資源循環	持続可能なライフスタイルを実現する商品の提供	リユース・リサイクル事業	国内における携帯中古端末の流通を通じ、限りある資源の有効利用による持続可能な社会の発展に貢献します。	●調達ソースの多角化による継続的かつ安定的な資源(機器)再活用を実現。 ●携帯中古端末における認知度向上を図るため、各メディアへの露出等啓発活動の実行・促進。	●取扱品目(機種)及び調達ソースの拡大。 ●流通チャネルの拡充。	●取扱品目(機種)：2024年度947機種→2025年度1,494機種に増加。 ●調達ソース：2024年度12社→2025年度12社を維持。 ●流通チャネル：自社ECサイトに加えて大手EC事業者を活用した販売チャネルを拡大中。

指標と目標

確固たるガバナンス体制の堅持：アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野 または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
総本社		ガバナンス	持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持・強化	コーポレート・ガバナンス	独立した客観的な立場から、経営に対する実効性の高い監督を行うと共に、意思決定の透明性を高め、また適正かつ効率的な業務執行を確保することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。	●当社独立性判断基準を満たす高い独立性を有し、各分野における高い見識をもって当社の経営に貢献することが期待される、複数の社外取締役を選任。 ●中長期的な業績の向上と、企業価値の増大への貢献意識を高めることのできる、透明性・客観性の高い役員報酬制度を継続。	各年の取締役会評価を通じて、取締役会の監督機能強化に向けた施策を継続的に実施。	●取締役会の多様性を維持（社外取締役 常時1／3以上：10名中4名、取締役女性比率：10名中2名、監査役に女性1名登用、企業経営経験のある社外取締役1名／社外監査役1名を選任）。 ●ガバナンス・指名・報酬委員会の委員長及び構成人員の過半数は社外取締役（7名中4名）を維持。 ●女性活躍推進委員会の委員長は女性社外取締役。構成人員について、社外役員比率、女性比率を過半数（夫々7名中4名）に引き上げ。 ●外部コンサルタントを起用し、取締役会実効性評価を実施。当社取締役会の実効性が引き続き確保されていることを確認。
総本社		ガバナンス	コンプライアンスの遵守徹底	コンプライアンス	いかなる時でもコンプライアンスを遵守することが会社・社会への貢献であるという従業員の意識を更に醸成します。	定期的な意識調査や現場訪問等を通して、各現場の声に耳を傾け、課題を抽出し、課題克服のための諸施策を構築、実施。	変化するリスク、社会からの要請及び現場での課題に対応した諸施策のモニタリングを実施すると共に、教育・啓発内容を常に充実させ、巡回研修等を通じて直接従業員へ訴えかけることの継続。	●2025年3月～5月 2024年度を対象とした伊藤忠グループコンプライアンス体制のモニター・レビューを実施。調査対象は本社全組織、国内支社、海外ブロック、グループ会社及びその孫会社の計447組織で、各組織の体制整備状況の把握と推進が目的。 ●2025年7月～9月 伊藤忠グループにおけるコンプライアンス体制整備及びコンプライアンス事案発生 of 未然防止を図るべく単体・国内外グループ会社269社の役職員61,317名（契約社員、派遣社員を含む）を対象にコンプライアンス意識調査を実施。回答者数 60,839名。 ●2025年11月～2026年2月 2024年度に再発防止策が策定されたコンプライアンス関連事案から再発防止策実施状況の確認の必要性の高い事案を抽出し、法務部としてモニタリングを実施（事案発生組織においては全件のモニタリングを別途実施済）。対象事案については、再発防止策が概ね適切に実施されていることを確認。 ●2026年2月～3月 単体従業員、派遣社員及び受入出向者全員に向け、単体向け巡回研修及び独占禁止法・取適法に関するeラーニングを同時に実施。受講者数 4,336名。 ●2025年度の国内グループ会社 巡回研修実施状況は以下の通り。 ●対象会社数：89社 ●受講者数：26,317名（含む孫会社、関係会社）
総本社		ガバナンス	持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持・強化	リスクマネジメント	損失の危険の管理や企業集団の業務の適正を確保するため、グループリスクマネジメント体制を構築し、継続的な維持を実施します。	社内委員会・リスク管理部署の設置、各種規定・基準等の設定や報告・監視体制等のリスク管理体制の整備、有効性を定期的にレビューする。	リスク管理責任部署による連結リスク管理のアクションプランの策定と実行、社内委員会によるモニタリング&レビューといったPDCAサイクルを確立することで、中長期的に強固なガバナンス体制を堅持。	当社グループの主要リスクについて、各リスク管理責任部署による2025年度の連結リスク管理のアクションプランに対する進捗状況のレビューを半期に1度実施。 当該期間に発生した事象へ適切に対応し全社的なリスク管理体制は機能していること、及び2026年度アクションプランについて、内部統制委員会（2025年10月、2026年4月）に報告済み。

外部との協働

イニシアティブへの参加

サステナビリティ推進にあたっては、以下各種イニシアティブに参加しています。

国連グローバル・コンパクトへの参加

伊藤忠商事は、2009年4月、国際社会において持続可能な成長を実現するための世界的な取組みである国連グローバル・コンパクトに参加しました。グローバル・コンパクトが掲げる「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」からなる10原則に則り、当社の企業理念である「三方よし」を果たしていきます。

© United Nations Global Compact
<https://unglobalcompact.org/>



国連グローバル・コンパクト10原則

人権	原則 1	人権擁護の支持と尊重
	原則 2	人権侵害への非加担
労働	原則 3	結社の自由と団体交渉権の承認
	原則 4	強制労働の排除
	原則 5	児童労働の実効的な廃止
	原則 6	雇用と職業の差別撤廃
環境	原則 7	環境問題の予防的アプローチ
	原則 8	環境に対する責任のイニシアティブ
	原則 9	環境にやさしい技術の開発と普及
腐敗防止	原則 10	強要や賄賂を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組み

グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンでの活動

伊藤忠商事は、国連グローバル・コンパクトの日本のローカル・ネットワークである「グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン」(GCNJ)の理事会員企業であり、積極的に活動に参画しています。

GCNJでは、他社の実践や学識経験者から学び、サステナビリティの考え方や取組みについての議論・情報交換を行うテーマ別の分科会活動を行っています。2025年度、当社は ESG 分科会と人権教育分科会に参加しました。

TNFD フォーラム

伊藤忠商事は、自然関連リスク・機会が企業の事業や財務会計に与える影響の開示を促す「TNFD」の理念及び活動を支持し、経験や知識を共有する「TNFD フォーラム」へ2022年6月に参画し、2024年10月にTNFD Adoptersにも登録しました。当社は、同フォーラムを通じたTNFD対応についての情報収集を進め、TNFDの最終提言に沿った適切な情報開示に努めています。

CDP (気候変動・水セキュリティ・フォレスト)

伊藤忠商事は世界中の様々なステークホルダーに対し、ESGに関する取組みについて積極的な情報発信を行っています。その一環として、企業の環境情報開示におけるグローバルスタンダードとして全世界で広く認知されているCDP 気候変動・水セキュリティ・フォレストの質問書に回答しています。

© 当社の「CDP 質問書 (気候変動・水セキュリティ・フォレスト) 2026」への回答はこちら
https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/cdp_questionnaire_2026.pdf


外部との協働

GXフューチャー・コンソーシアム／GXフューチャー・リーグ

伊藤忠商事は、企業に対し気候変動に関連する財務情報の開示を促す「TCFD」に賛同を表明し、経済産業省、環境省、金融庁が 2019 年に設立した「TCFD コンソーシアム」に参画しました。2022 年には、経済産業省が定めた「GX リーグ基本構想」に賛同を表明し、GX リーグにおける排出量取引の考え方、カーボנקレジット市場及び取引されるクレジットの在り方等について官民協議会において積極的に提言を行い、2023 年 4 月から本格的に開始された GX リーグへ参画しました。2026 年 4 月には TCFD コンソーシアムと GX リーグが一体となった「GX フューチャー・コンソーシアム」が発足し、その中で「GX フューチャー・リーグ」が組成されました。同リーグは、TCFD コンソーシアムと GX リーグの機能を継承しており、排出量取引制度の本格化により GX 関連の需要創出が進むと期待される中で、企業の連携やルール形成を進める新たな枠組みとして設立されました。当社は引き続き GX フューチャー・コンソーシアム及び GX フューチャー・リーグに参画し、気候変動をはじめとする環境と経済及び社会の好循環に寄与していきます。

- GX フューチャー・コンソーシアム (<https://gx-future-consortium.go.jp/>)
- GX フューチャー・リーグ (<https://gx-future-consortium.go.jp/gxfl-general/>)

気候変動イニシアティブ (Japan Climate Initiative (JCI))

伊藤忠商事は、1.5 度目標の実現に向けて積極的に取り組みを進める日本の非政府アクターのネットワークである気候変動イニシアティブ (JCI) に参加しています。このネットワークには「脱炭素化を目指す世界の最前線に日本から参加する」ことに賛同する企業や自治体、団体、NGO が集まっています。当社では、担当取締役の積極的な関与のもと、サステナビリティ推進部の担当者がセミナー等に参加し、国内外の最新動向の把握に努めています。また、JCI ウェブサイトで当社の脱炭素社会に向けた取り組み内容について情報発信を行っています。2025 年には JCI が掲げる「気候変動アクション日本サミット 2025 宣言」に賛同し、JCI のメンバーとして脱炭素社会の実現に強いコミットメントを示しました。

- 気候変動イニシアティブにおける伊藤忠商事のページ (<https://japanclimate.org/member/itochu-co/>)

循環経済パートナーシップ (J4CE)

伊藤忠商事は、循環経済への更なる理解醸成と取組みの促進を目指して、環境省、経済産業省、一般社団法人日本経済団体連合会が創設した官民連携のための「循環経済パートナーシップ」に参画しています。200 以上の企業が登録している中、2025 年に公開された注目事例集では、当社の繊維カンパニーが出資し、再生ポリエステル RENU の製造で連携する不用品の回収・選別・再流通を一気通貫で行う資源循環サービス「PASSTO (パスト)」が選定されています。

- 循環経済パートナーシップのページ (<https://j4ce.env.go.jp/>)

RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil、持続可能なパーム油のための円卓会議)

取組みの詳細は P202 をご覧ください。

- RSPO ホームページ (<https://www.rspo.org/>)

GPSNR (Global Platform for Sustainable Natural Rubber)

取組みの詳細は P201 をご覧ください。

- GPSNR 会員一覧 (<https://sustainablenaturalrubber.org/our-members/>)

日本経済団体連合会

- 環境委員会
 - 1% (ワンパーセント) クラブ
 - 公益社団法人 企業市民協議会 (CBCC)
- 企業行動・SDGs 委員会
 - 公益信託 経団連自然保護基金／経団連自然保護協議会

日本貿易会

- サステナビリティ推進委員会
- 社会貢献・ABIC 委員会

一般社団法人 ESG 情報開示研究会

- 会員一覧 (<https://edsg.org/%e4%bc%9a%e5%93%a1%e4%b8%80%e8%a6%a7/>)

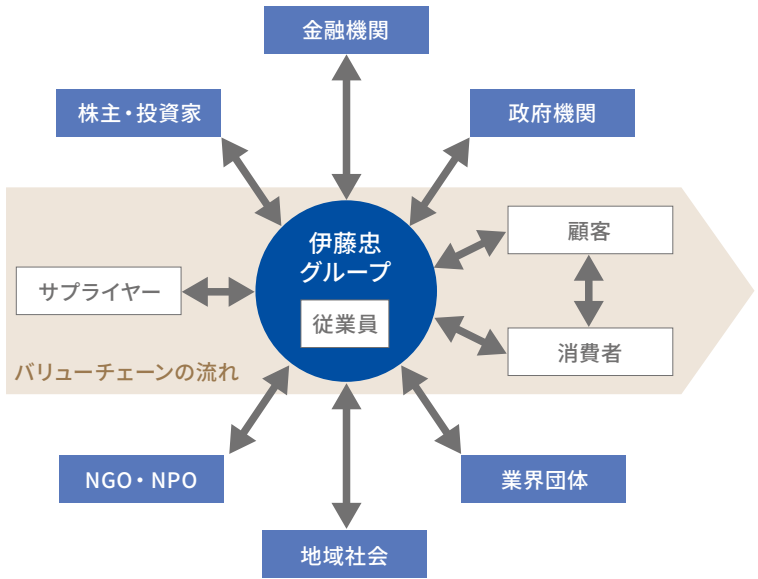
外部との協働

ステークホルダーエンゲージメント

方針・基本的な考え方

伊藤忠グループは、世界規模で展開する多様な事業活動において、様々なステークホルダーとの対話を重視しています。以下の対話方法を通じて当社グループの活動情報を提供し、またステークホルダーから伊藤忠商事に対する期待や懸念について認識しています。今後とも、課題対応策を事業活動へ反映しながらサステナビリティを推進することで、企業価値の向上を目指していきます。

● マルチステークホルダー方針 (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/multi_stakeholder_policy.pdf?250529) 



ステークホルダー	頻度	取組みの概要	主要な対話方法
サプライヤー・顧客・消費者	定期的 随時	取引先との公正・公平な取引を行い、法令等を遵守すると共に、連携して人権・労働及び環境等の社会課題に対処したサプライチェーンマネジメントを構築し、消費者への安全・安心な商品・サービスの提供に努めます。	● 統合レポート／サステナビリティレポート・公式ウェブサイトを通じた情報提供 ● サプライチェーン・サステナビリティ行動指針の通知 ● 品質管理やサプライヤー・サステナビリティ調査 ● 代表お問合わせ窓口 ● 顧客との対話
株主・投資家・金融機関	定期的 随時	持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から、株主・投資家の皆様を始めとするステークホルダーとの対話を重視しています。いただいたご意見を、経営戦略や、財務・資本政策等に反映し、コミットメント経営の実践を通じて企業価値の向上に繋げることでポジティブサイクルを回し続ける、実行性のあるエンゲージメントに努めています。	● 株主総会 ● 決算説明会 ● 分野別説明会 ● 個人投資家向け説明会 ● 統合レポート／サステナビリティレポート・公式ウェブサイトを通じた情報提供 ● 統合レポート説明会 ● 海外ロードショー ● 証券会社主催コンファレンス ● ESG投資家からの調査・格付け対応 ● Debt IR ● 投資家との個別エンゲージメント
政府機関・業界団体	随時	国内外の政府機関や地方自治体等の策定する各種関係法令の遵守のみならず、政府機関及び自治体や業界団体と連携してビジネス振興を行うことで、社会課題の解決や国際社会の持続的発展を目指します。	● 政府・各省庁関連委員会、協議会等への参加 ● 財界・業界団体を通じた活動（日本経済団体連合会、日本貿易会等）
地域社会・NGO・NPO	随時	事業活動が地域社会に与える影響を理解し、雇用の創出、インフラ基盤の整備、生活水準の向上、教育環境の整備等の地域の社会的課題の解決を目指し、地域社会の健全で持続的な発展に貢献します。NGO・NPOとの対話と協働により社会的課題の解決に努めます。	● 社会貢献活動・ボランティア活動 ● アドバイザリーボード ● 事業案件周辺の地域住民との対話 ● NGO・NPOとの定期的なコミュニケーション ● NGO・NPO、地域社会等の情報発信支援
従業員	随時	「厳しくとも働きがいのある会社」を目指し、全従業員のモチベーション・貢献意欲向上を実現するための各施策、制度の整備に努めます。多様な人材が仕事を通じ、自己成長・社会貢献の機会を主体的に想像し、挑戦する組織風土の醸成に取り組めます。	● 従業員向け統合レポート説明会 ● 社内イントラネット・機関誌を通じた情報提供 ● 各種研修・セミナーを通じた能力開発機会の提供 ● キャリアカウンセリングの実施 ● 相談内容に応じた社員相談窓口の設置 ● エンゲージメント・サーベイの実施 ● 労使協議会（経営協議会、決算協議会等）の実施 ● カンパニーごとの社員総会の実施 ● 社員表彰制度 ● 従業員持株制度 ● 健康経営 ● ビジネスアイデア募集制度（マーケットインBOX）

外部との協働

業界団体等及び社会貢献活動への支出額

(単位：百万円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度
ロビー活動	0	0	0
貿易団体、経済団体等	91	70	393
政治団体	32	28	30
その他	0	0	0
計	123	98	423

社会貢献活動（うち寄付金）	1,971 (161)	1,941 (154)	1,919 (477)
---------------	-------------	-------------	-------------

上記の内、2025年度主な寄付事例

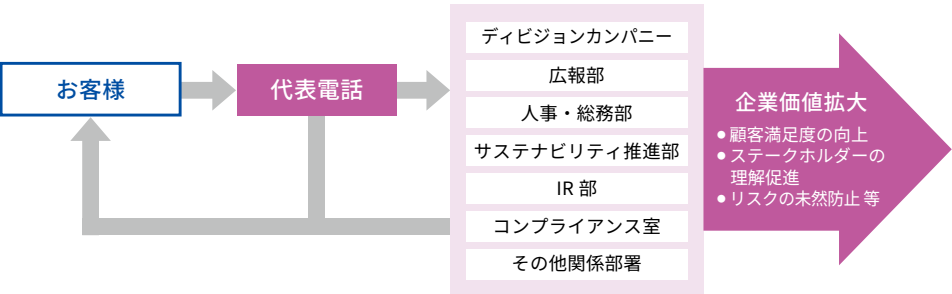
(単位：百万円)

寄付先	金額	概要
一般財団法人 国民政治協会	28	国民政治協会に対する法人寄付
愛媛県今治市	50	今治市の地方創生推進事業を支援する寄付
EU・ジャパンフェスト日本委員会	3	欧州と日本の芸術文化交流促進プログラムについて、文化交流の一環としての寄付
滋賀県	1	当社創業の地である滋賀県の環境政策を支援する寄付

一般の方（ステークホルダー含む）向け窓口

伊藤忠商事では、一般の方及び当社のステークホルダーの方からのお問い合わせについて、以下の体制で受け付ける仕組みを構築しています。

伊藤忠商事はお客様からの御意見ご提案を、顧客満足度の向上やステークホルダーの理解促進、リスクの未然防止等に活かし、企業価値の拡大につなげています。



第三者意見

本レポートで特筆すべき点は、TNFD 提言に基づく情報開示が非常に充実した内容に進化したことでしょう。依存度と影響度マッピングに基づき重要度の高い業種の分析が掲載されていますが、そのそれぞれにおいてバリューチェーンに沿った形での詳細な分析が行われていることは、非常に有意義な情報です。また、それぞれにおいて営業担当者を巻き込むことで、机上の分析ではなく、現場の状況に即した取り組みとなっていることも重要です。例えば天然ゴムに関してはこれまで推進してきた PROJECT TREE の知見が十分に活かされています。



一般社団法人
サステナビリティ経営研究所
代表理事 富田 秀実氏

従来のサステナビリティは、気候変動をはじめとしたグローバルに共通な課題が中心でした。こうした課題への対策が十分に進展を見せない中、現在はそれに加え、地政学、地経学的などの地域的リスクの高まりと共に、AI をはじめとするデジタル技術の進展が社会に大きな変革を起こしつつあります。こうした課題は、国や地域レベルから小規模なコミュニティや組織レベルの持続可能性やレジリエンスに劇的な影響を及ぼしつつあります。伊藤忠商事は、総合商社としてその多様な事業ポートフォリオを最大限に活用し、こうしたグローバルからコミュニティレベルまで多面的な課題を抱える社会を、適切なバランスを保ちつつ、より持続可能な方向に導いてゆく新たなビジネス展開に期待しています。

環境



Environment

環境方針

方針・基本的な考え方

伊藤忠グループ「環境方針」

グローバルに事業を行う伊藤忠グループは、地球環境問題を経営の最重要課題のひとつとして捉え、環境マネジメントシステムの継続的改善を図り、ステークホルダーと協力して事業のライフサイクルを通じた環境負荷を低減し、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献する。本環境方針に基づく当社グループのサステナビリティ推進は、サステナビリティ推進部が企画・立案者となり、担当役員であるCAOの決定の下、取締役会にてサステナビリティに関するグループ方針・戦略・関連ビジネス推進を承認・監督する。

1. 法規制等の遵守

環境保全に関する国際的な宣言、規約、条約、ならびに事業展開している国と地域の法規制及びその他当社の合意した事項を遵守する。

2. 気候変動への対応

温室効果ガスの排出を削減し、エネルギーの効率的で持続可能な使用を促進し、気候変動の緩和及び適応に貢献する商品及びサービス等の開発、提供に努める。

3. 環境汚染の防止

化学物質・油等による環境汚染の未然防止・影響の軽減、大気汚染物質の排出削減、有害廃棄物及び排水の排出削減・適正処理に努める。

4. 資源循環の推進

事業投資先や取扱い商品のサプライチェーン上の資源（化石燃料、鉱物、食料、動植物等）の持続可能な利用及び資源の使用量削減、廃棄物排出量の削減・リサイクルを推進し、循環型社会の形成に貢献する。

5. 水資源の保全・有効活用

水の効率的な使用やリサイクルを通じた水の使用量削減、水の適切な処理に努める。

6. 生物多様性の保全

生態系サービスがもたらす恩恵を認識し、生物多様性への影響を最小化し、その保全に貢献する。

7. 情報開示とコミュニケーション

伊藤忠グループの環境影響に関する積極的な情報開示や普及啓発に努め、パートナー企業や業務委託先、地域社会や伊藤忠グループの社員等バリューチェーン上の全ての関係者とのコミュニケーションを推進する。

8. 環境マネジメントシステム

環境負荷低減に向けた目標を定めると共に、事業投資・商品やサービスの提供・物流等の全ての事業活動について、新規検討段階におけるデューデリジェンスや定期的なモニタリングレビューを行い、環境影響評価に基づいた適切な対応に努める。

9. 社員への教育・啓発

従業員に対し当社グループの事業活動が環境に与える影響を理解するための教育・啓発活動を行う。伊藤忠グループ社員一人ひとりが、本方針に基づき各組織のアクションプランを実行する。

代表取締役 上席執行役員 CAO **西口 知邦**
2020年4月制定
2024年5月改訂
2025年5月改訂

環境マネジメント

方針・基本的な考え方

伊藤忠商事が国内外において行っている様々な製品・サービスの提供や資源開発・事業投資等の事業活動は、地球環境問題と密接に関係しているという認識のもと、地球環境保全に向けた取り組みを経営上の最重要課題の一つとして捉え、商社の中でいち早く 1990 年に地球環境室（現サステナビリティ推進部）を創設しました。当社は、環境保全型ビジネスを推進する「攻め」と、環境・社会リスクの未然防止を行う「守り」の攻守を両立させることで、企業理念である「三方よし」を果たすことを目指しています。

また、2018 年 4 月、当社環境方針の改定に合わせ従来の「環境管理体制」を「サステナビリティ推進体制」に整理・統合し、ISO14001 の規格に則り、効率的な環境マネジメントシステム（EMS）を構築・維持・運用しています。地球環境問題は相互に関連しており、問題解決には総合的な視点での対応が求められます。当社では EMS を通じて、事業の各段階で環境・社会の多様な課題とリスクを包括的に把握しています。一つの環境問題の解決がその他の課題を生むトレードオフを避け、複合的な課題解決を実現する総合商社ならではのトレードオン型の事業開発を推進しています。これらの取り組みは、中長期的には資本コストの低減やステークホルダーからの信頼・信用の向上による投資の拡大につながり、企業価値の持続的向上に資すると考えています。

●伊藤忠グループ環境方針 (P46)



体制・システム

伊藤忠商事は、事業活動が環境・社会に与え得る影響を認識し、環境・社会リスクの未然防止を図るため、現在取扱う商品と共に、新規投資についても環境・社会等への影響を評価する仕組みを組み込んだ EMS を内包したサステナビリティマネジメントシステムを事前に構築しています。また、毎年環境・社会リスクの未然防止や環境保全型ビジネス、省エネルギー・省資源・温室効果ガス（GHG）排出量削減等の環境目標を策定し、全社で確実に目標達成できるよう活動のレビュー及び監査を実施して継続的改善のための PDCA サイクルを回しています。

●ガバナンス (P16)

外部審査

伊藤忠商事は、BSI グループジャパン株式会社より毎年 ISO14001 の認証審査を受けています。直近では 2024 年 12 月に「再認証」審査を受審し「認証維持」となりました。最新の登録証は 2027 年 12 月 23 日まで有効です。



EMS 657977/ISO14001

伊藤忠グループの ISO14001 認証状況

伊藤忠商事は 1997 年に商社で初めて ISO14001 認証を取得し、サステナビリティ推進体制の継続的改善に努めています。

- 対象サイト：伊藤忠商事、伊藤忠オートモービル（株）、伊藤忠メタルズ（株）、台湾伊藤忠会社
- ISO14001 取得サイトの割合：93%
- 登録範囲：総合商社としての事業活動および商品・サービスの提供



内部監査

ISO14001 に基づき社内サステナビリティ監査を毎年実施しています。ISO14001 の再認証審査に合わせて全 50 部署に内部監査と外部審査を実施すべく計画を立て、サステナビリティ推進部員が監査チームを構成し、順法監査に力点を置いて実施しています。約半年かけて社内サステナビリティ監査を実施することが、環境・社会リスク等の未然防止に繋がっています。

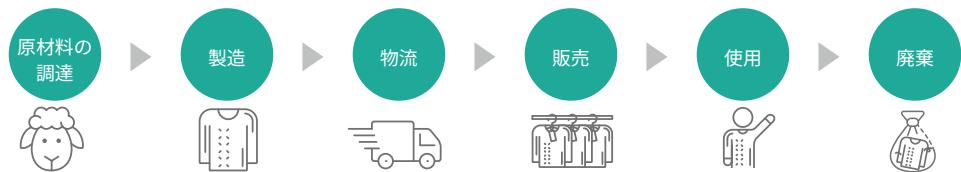
環境マネジメント

取組み

取扱商品におけるサステナビリティリスク評価

伊藤忠商事は多種多様な商品を世界規模で取引しているため、各商品の地球環境への影響・環境法規制の遵守状況・ステークホルダーとの関わりを評価することが重要と考え、当社独自のサステナビリティ影響評価を全商品に対して実施しています。評価は、当該商品に関わる原材料の調達から製造過程、使用並びに廃棄に至るまで LCA※的分析手法を用いて、環境・社会への影響を調査します。熱帯雨林の減少・砂漠化、地球温暖化等の気候変動リスクや生物多様性への依存・影響の有無、平時・有事の人体・地域社会等への影響を評価しています。評価の結果、著しい影響があると判定された場合、当該商品を重点管理対象とし各種規程・手順書・特定業務要員教育を個別に策定・実施し、EMS の年次サイクルの中でモニタリングしています。

※ LCA (Life Cycle Assessment)：一つの製品が、原材料から製造、輸送、使用、廃棄あるいは再使用されるまでのライフサイクルの全段階において、環境への影響を評価する手法



グループ会社実態調査

グループ会社における環境汚染等の未然防止を目的として、地球環境に与える影響・負荷が相対的に高い会社を対象とした現地訪問調査を 2001 年より継続的に行っています。2025 年度末までの過去 25 年間の調査合計数は 307 事業所となります。気候変動への対応等環境課題に関する経営層との質疑応答から、工場や倉庫等の施設調査及び河川への排水状況調査、環境法規制の遵守状況等を評価しています。

新規投資案件のサステナビリティリスク評価

伊藤忠商事が取組む事業投資案件については、その案件が環境・社会に与える影響や、投資対象のガバナンスの状況を「投資等に関わる ESG チェックリスト」により事前に評価しています。このチェックリストは、組織の社会的責任に関する国際規格である ISO26000 (組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及び発展) の 7 つの中核主題の要素を参照し、気候変動、汚染防止・資源循環、水資源、自然資本・生物多様性に関するチェック項目が含まれています。専門的な知見を必要とする案件については外部専門機関に事前の調査を依頼し、問題がないことを確認したうえで投資を実行しています。

環境教育・啓発活動

従業員が環境保全活動を行うにあたり、様々な教育プログラムを展開すると共に、グループ会社の従業員も対象にした環境法令セミナー、地球環境問題の啓発セミナー等を開催し、伊藤忠グループ全体の環境意識の向上に努めています。

社外役員への定期トレーニング

社外取締役・監査役に対しては、リスク管理を含む伊藤忠グループの取組みへの理解を促進すべく、会長 CEO・社長 COO との面談や社外取締役と常勤監査役の連絡会、内部監査部門による社外取締役への活動報告等に加えて、カンパニープレジデントや総本社職能各部統括オフィサー一人ひとりと社外役員との面談を定期的に実施することで、社外役員にとって恒常的な知見向上に繋がる機会を設けています。また、執行側から社外役員向けの各種説明会も実施しており、環境、社会、コンプライアンスを始めとした伊藤忠商事が抱える各種リスク (気候変動、水質、森林コモディティ管理、人権、労働安全衛生等) やその管理体制についての理解を深める機会を設けています。更に、取締役会の開催に当たっては、毎回、社外取締役・監査役を対象とする事前ブリーフィングを実施しており、投資案件等の個別案件については、案件内容だけでなくリスク分析と対応策についても説明を行い、当該案件のリスクを十分に理解した上で取締役会に臨むことができるよう工夫しています。

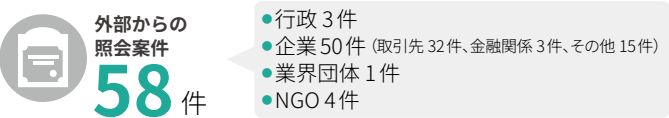
環境マネジメント

講習会の開催

伊藤忠グループ会社の従業員への環境関連法令の要求事項の周知徹底及びその遵守並びに環境意識啓発のため、講習会を積極的に開催しています。

● 社内浸透 (P19)

社内外からの照会案件とその対応状況 (2025年度)



サステナブルファイナンス

伊藤忠商事は、2021 年 3 月に日本の総合商社として初めて、「SDGs 債フレームワーク」を発表し、SDGs に貢献する事業に資金使途を限定する 2026 年満期米ドル建て無担保普通社債 (SDGs 債) を総額 5 億米ドル発行しました。当フレームワークは、国際資本市場協会 (ICMA) が定める「グリーンボンド原則 2018」、「ソーシャルボンド原則 2020」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン 2018」に基づいたものであり、第三者評価機関である Vigeo Eiris 社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得しています。

また当社は、グリーンローンの融資契約を 2025 年 12 月に株式会社横浜銀行と、2026 年 1 月に株式会社十八親和銀行、2026 年 2 月に株式会社福岡銀行、2026 年 8 月に滋賀銀行と締結しました。本グリーンローンは、当社の適格事業 (再生可能エネルギー発電事業、廃棄物処理発電事業、サーキュラーエコノミー関連事業) へ充当されます。

● サステナブルファイナンス (P265)

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

伊藤忠商事は、気候関連財務情報開示の重要性を認識し、2019年 5月、TCFD※提言への賛同を表明しました。以降当社は、TCFD 提言に基づく情報開示に努めています。

※ TCFD：金融安定理事会 (FSB) により設立された気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

気候変動に関する基本的な考え方

気候変動は最も緊急性が高い地球環境問題の一つと認識しており、グローバルに事業を行う伊藤忠グループも、気候変動を始めとした地球環境問題を経営の最重要課題の一つとして捉えています。伊藤忠商事は、パリ協定を始めとする国際的方針、日本の NDC (国が決定する貢献) や気候変動に関連する法規制 (省エネ法や地球温暖化対策推進法等) や様々な政策を支持し、気候変動による事業環境の変化への適応を更なる成長機会として捉え、当社方針や具体的な取組みに落とし込んでいきます。

伊藤忠グループ環境方針において「2. 気候変動への対応：温室効果ガス (GHG) の排出を削減し、エネルギーの効率的で持続可能な使用を促進し、気候変動の緩和及び適応に貢献する商品及びサービス等の開発、提供に努める。」と定めており、2021年 3月には、取締役会での審議を経て、中期経営計画「Brand-new Deal 2023」の中核目標の1つとして 2030年・2040年・2050年までの GHG 排出量削減目標を策定しました。本目標は日本の NDC 目標に沿うものであり、回避可能な排出量は削減し、削減貢献ビジネスを積極的に推進することで達成を目指します。当社の企業理念「三方よし」のもと、気候変動のリスクと機会への対応をステークホルダーと共に協働して推進することで、社会への責任を果たし企業価値向上に繋がります。

ガバナンス

伊藤忠商事は、気候変動を含むサステナビリティ課題への対応を重要な経営課題の一つと認識し、気候変動に関わるリスクと機会への対応方針や GHG の削減目標・取組み、気候変動リスク・機会を考慮した年度予算・事業計画等の重要事項につき取締役会で審議・決定しています。

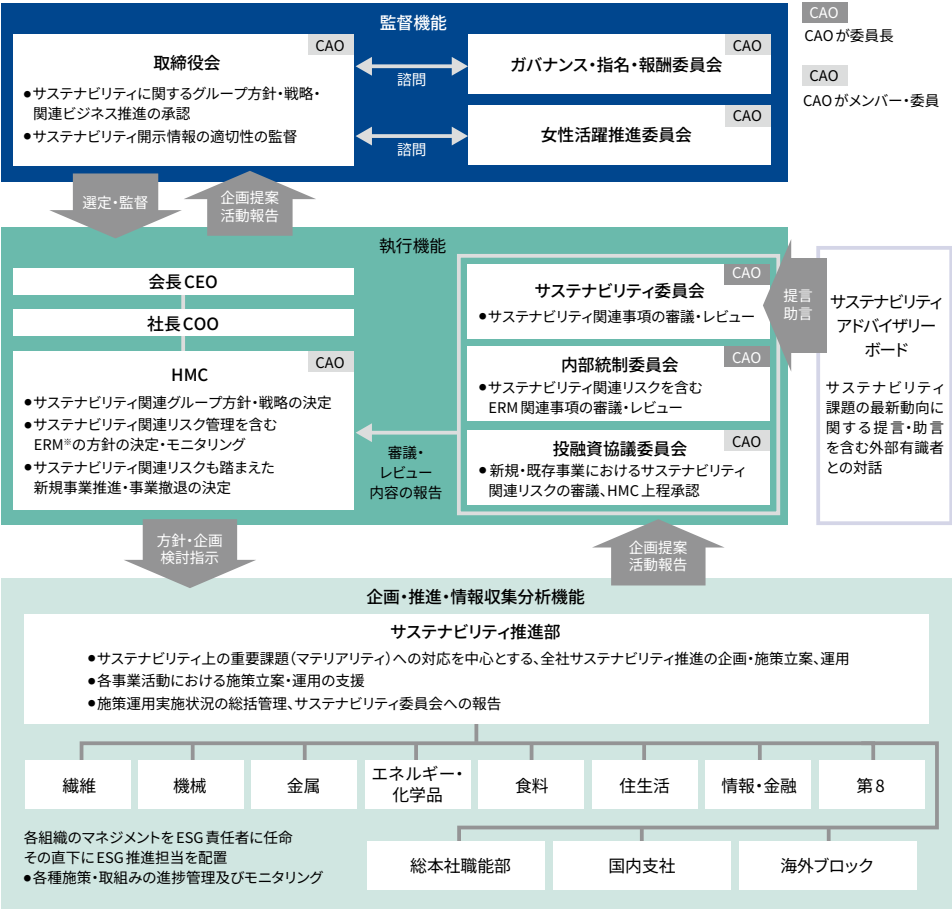
気候変動を含むサステナビリティ関連事項に対応するための各種施策の立案・実施に関する総括管理責任を付与されたサステナビリティ委員会は、気候関連の目標や移行計画の進捗状況、現状の環境・社会リスク及び機会等を把握・管理・評価しています。当社 CAO (Chief Administrative Officer) は、気候関連課題に責任を持つ取締役であると同時に、執行レベルでは HMC (Headquarters Management Committee) のメンバーであり、サステナビリティ委員会の委員長を兼務しています。サステナビリティ委員会での審議・決定事項は、サステナビリティ推進の主たる活動状況と共に、CAO から年 2 回程度取締役会に報告されます。これにより、取締役会がサステナビリティ委員会での審議・決定事項も考慮した上で、環境・社会リスク及び機会に対応する事業戦略・投資戦略の推進の監督 (戦略の見直し・資産入替え判断を含む) を適切に行える体制としています。また執行レベルでは、サステナビリティ委員会に ESG 責任者を兼任する各カンパニー及び職能部署のマネジメントもコアメンバーとして参加し、サステナビリティ推進部と各カンパニー及び職能部署の ESG 推進担当から気候関連事項について報告を受け、各種施策・取組みの進捗管理・モニタリングを行っています。

2021年、取締役会は当社を取巻く気候関連事項を考慮し、中期経営計画「Brand-new Deal 2023」において「「SDGs」への貢献・取組強化～脱炭素社会を業界に先駆けて実現する」ための成長戦略、及び GHG 排出量削減に関する目標を決議しました。本取締役会決議を踏まえ、担当役員である CAO の承認のもと、サステナビリティ委員会で脱炭素に関する具体的施策及び目標に対する進捗状況を審議・レビューしながら、各事業部門においてこれら施策を継続的に実行しています。また取締役会は、これら前中期経営計画で掲げた基本方針の継続と排出削減貢献ビジネスの推進を両立し、社会的要請に継続対応することを決議し、これを 2024年策定の経営方針「The Brand-new Deal」に反映しました。

また、サステナビリティ委員長及び各カンパニー・職能部署のマネジメント (ESG 責任者) は、気候変動等サステナビリティ課題対応の継続的改善のため、年 1 回外部専門家との対話「サステナビリティアドバイザリーボード」を開催し、当社に対する社会の期待や要請も把握した上で気候変動対策等を推進しています。

気候変動（TCFD 提言に基づく情報開示）

■ 気候変動に関するガバナンス体制（2026年6月19日現在）



※ ERM：Enterprise Risk Management（全社的リスクマネジメント）
● CEO：Chief Executive Officer
● COO：Chief Operating Officer
● CAO：Chief Administrative Officer
● HMC：Headquarters Management Committee

気候関連の取締役会・委員会開催実績	開催・報告実施頻度	主な決定・審議・報告内容（2018年度～2025年度）
取締役会	● 定期報告は年1回以上 ● 報告実績 ● 2018年度 1回 ● 2019年度 2回 ● 2020年度 1回 ● 2021年度 2回 ● 2022年度 3回 ● 2023年度 4回 ● 2024年度 3回 ● 2025年度 4回	● 2018年度 ● TCFD 提言への賛同表明 ● 2019年度 ● TCFD 提言に基づく開示、Scope3の算定 ● 2020年度 ● 削減目標検討、TCFD 情報開示 ● 2021年度 ● 中期経営計画「Brand-new Deal 2023」の決定（「SDGs」への貢献・取組強化～脱炭素社会を業界に先駆けて実現する」ための成長戦略、GHG 排出量削減目標） ● 当社 SDGs / ESG 取組内容の報告 ● 2022年度 ● マテリアリティの確認 ● GHG 削減に向けた取組方針 ● Scope1/2/3実績のモニタリング ● 2023年度 ● GHG 排出量削減ロードマップの状況 ● 削減貢献量の実績と見通し ● 2024年度 ● 新たな情報開示要請への対応 ● 気候変動対応 ● 2025年度 ● GHG 排出量削減ロードマップの状況 ● Scope3開示
サステナビリティ委員会	● 通常年1～2回開催 ● 開催実績 ● 2018年度 1回 ● 2019年度 2回 ● 2020年度 1回 ● 2021年度 1回 ● 2022年度 3回 ● 2023年度 3回 ● 2024年度 2回 ● 2025年度 3回	● 2018年度 ● TCFD 提言への賛同表明 ● 2019年度 ● TCFD 提言に基づく開示、Scope3の算定 ● 2020年度 ● 削減目標検討、TCFD 情報開示 ● 2021年度 ● Scope1/2/3実績・削減目標進捗状況の確認 ● 2022年度 ● マテリアリティの確認 ● GHG 削減に向けた取組方針 ● Scope1/2/3実績のモニタリング ● 2023年度 ● GHG 排出量削減ロードマップの状況 ● 削減貢献量の実績と見通し ● 2024年度 ● 伊藤忠グループ「環境方針」改訂 ● サプライチェーン・サステナビリティ行動指針改訂及び配布先拡大 ● GHG 関連報告 ● 2025年度 ● 伊藤忠グループ「環境方針」改訂 ● SSBJ 準拠に向けたサステナビリティ情報開示方針 ● Scope3開示方針

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

戦略

伊藤忠商事は、「気候変動に関する基本的な考え方」に基づき、TCFD 提言に基づくシナリオ分析（気候変動にかかる移行及び物理的なリスクと機会の分析）を行い、事業戦略や資産入替えを検討しています。

気候関連のリスクと機会

伊藤忠商事は様々な事業を世界各地で展開しており、それぞれの事業は気候変動の移行リスク及び物理的リスクの影響を短期・中期・長期の様々な時間軸で受けています。そのため当社は、各事業案件の推進プロセス及び気候変動を含む環境・社会リスクの管理プロセスの中で、当事業・サプライチェーンと戦略にマテリアルな財務的影響を与える可能性のあるリスクと機会をグローバルベースで特定・評価・管理しています。

■ マテリアルな気候関連のリスクと機会 (リスククライテリア)

気候関連のリスクと機会		気候関連のリスクと機会が組織の事業、戦略、財務計画に及ぼす影響	影響を受ける時間軸※	影響を受けるバリューチェーン	関連事業
移行リスクと機会	政策と法制度	●世界各国のGHG 排出計画の厳格化・GHG 排出に対する事業規制等による、化石燃料需要の減少 ●カーボンプライシング（炭素税等）や事業規制等による事業コストの増大	中期 長期	上流・ 当社グループ	発電事業、化石燃料事業、鉄鉱石事業、自動車事業、化学品事業
	技術革新	気候変動の緩和に寄与する、再生可能エネルギー、蓄電池関連事業、低炭素燃料、低炭素製鉄原料等の事業機会の増加	短期 中期 長期	当社グループ	再生可能エネルギー・蓄電池関連事業、低炭素燃料事業、新素材事業、鉄鉱石事業
	市場状況の変化	政策と法的リスク、及びクリーンテック等のテクノロジーの影響を受ける製品・サービスの需要の増加と減少	短期 中期 長期	上流・ 当社グループ	化石燃料事業、化学品事業、自動車事業、再生可能エネルギー・蓄電池関連事業、新素材事業、CCUS・排出権関連事業
物理的リスクと機会	急性的な物理的リスク・機会	異常気象（干ばつ、洪水、台風、ハリケーン等）発生増加による事業被害等	短期 中期 長期	上流・ 当社グループ・ 下流	食料事業、森林関連事業、鉱業
		異常気象に適応できる供給体制強化等による顧客維持・獲得等	短期 中期 長期	上流・ 当社グループ・ 下流	食料事業、森林関連事業
	慢性的な物理的リスク・機会	気温上昇と気候変動に付随する干ばつ等が農業・林業の収穫及びそれらの関連製品の生産量に与える影響	中期 長期	上流・ 当社グループ・ 下流	食料事業、森林関連事業

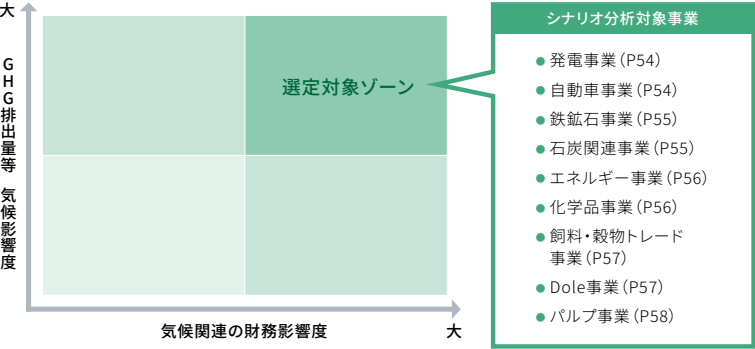
※ 短期：～1年、中期：～3年、長期：4年～

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

シナリオ分析

対象事業選定

伊藤忠商事の事業を、GHG 排出量等の気候影響度を縦軸、気候関連の財務影響度を横軸として分類し、双方が大きい事業を優先的に分析しました。その結果、政策と法的リスク等の移行リスク影響の大きい事業として「発電事業」「自動車事業」「鉄鉱石事業」「石炭関連事業」「エネルギー事業」「化学品事業」を、気候変動の物理的リスク影響の大きい事業として「飼料・穀物トレード事業」「Dole 事業」「パルプ事業」を、シナリオ分析を行う対象事業に選定しました。上述 9 事業は、TCFD が指定した気候変動の影響を潜在的に大きく受ける 4 つの非金融セクター（エネルギー、運輸、材料及び建物、農業・食品・木材製品）に含まれるものです。



シナリオ群の定義

シナリオ分析の検討に際し、国際的な信頼性が高く TCFD 提言においても引用参照され、多岐にわたる事業領域をカバーできる IEA (International Energy Agency、国際エネルギー機関) 及び IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change、気候変動に関する政府間パネル) が発行する資料等を参照し、右表の 2 つのシナリオを設定しました。

各国の削減目標や国際的なガイドライン、投資家の要望等が、産業革命以前より 1.5℃の上昇に抑える水準を目指すことが主流化しており、伊藤忠商事も 1～2 年ごとを目途にパラメータや事業環境を踏まえたリスクと機会、緩和策等を継続的に見直していきます。

設定シナリオ		4℃シナリオ	1.5℃シナリオ
社会像		パリ協定に即して定められた約束草案等の各国政策が実施されるも、今世紀末までの平均気温が4℃程度上昇。温度上昇等の気候変動が、事業に影響を及ぼす可能性が高い社会	今世紀末までの平均気温の上昇を1.5℃に抑え、持続可能な発展を叶えるため、大胆な政策や技術革新が進められる。脱炭素社会への移行に伴う社会変化が、事業に影響を及ぼす可能性が高い社会
参照シナリオ	移行面	●「Stated Policies Scenario」 (IEA WEO2024※)	●「Net Zero Emissions by 2050 Scenario」 (IEA WEO2024) ●「Announced Pledges Scenario」 (IEA WEO2024) 等
	物理面	●「RCP8.5」(IPCC AR5)、 「SSP5-8.5」(IPCC AR6) 等	●「RCP2.6」(IPCC AR5)、 「SSP1-1.9、SSP1-2.6」(IPCC AR6) 等
リスク及び機会		物理面でリスク及び機会が顕在化しやすい	移行面でリスク及び機会が顕在化しやすい

※ IEA WEO2024「Net Zero Emissions by 2050 Scenario」：世界のエネルギー部門が2050年までにGHG排出の実質ゼロを達成し、気温上昇を産業革命前比1.5℃に制限する事が可能な道筋を示すシナリオ

気候関連シナリオの重要な入力パラメータ、諸前提条件

使用した気候関連シナリオの重要な入力パラメータ、諸前提条件には、以下のようなものが含まれています。

発電事業 (米国) で使用したパラメータ	タイムフレーム：2040年	
	4℃シナリオ	1.5℃シナリオ
炭素価格	● N/A	● 205米ドル /t-CO ₂
火力発電量	● 石炭火力：5,650TWh ● ガス火力：6,405TWh	● 石炭火力：－ ● ガス火力：1,256TWh
再生可能エネルギー発電量	● 太陽光：14,912TWh ● 風力：9,492TWh ● 地熱：271TWh ● 太陽熱：115TWh	● 太陽光：24,846TWh ● 風力：17,293TWh ● 地熱：529TWh ● 太陽熱：731TWh
低炭素火力発電量	● 水素・アンモニア：80TWh ● CCUS付火力：79TWh	● 水素・アンモニア：878TWh ● CCUS付火力：833TWh

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

シナリオ分析と結果

シナリオ分析の時間的範囲は、短期のみならず 2030 年以降の中長期以降の時間軸も加味し、事業ごとに潜在的な定性的・定量的財務影響の高いリスクと機会の要因の整理及び評価を実施しました。対象事業の調達・操業・需要面でリスクと機会の要因を抽出し、重要度の高い要因の整理及び評価を実施しています。重要度の高い要因に関し移行面及び物理面で影響が大きい変数を特定し、条件を反映させた財務モデル等を用いシナリオ分析を実施しています。財務上の影響度に関する分析については、気候変動

の潜在的な影響度を測ると共に、リスク及び機会への対策による効果も含めて、財務上の影響度を分析しています。

なお、シナリオ分析の定量情報は、IEA 等のシナリオ群をもとにした伊藤忠商事の判断に基づくものであり、分析精度の向上に留意していますが、多くの不確実な要素を含むものです。

I 1. 移行リスクが主な課題となる事業

以下 6 事業については 1.5°Cシナリオ下の移行リスクが主な課題になります。

事業内容		発電事業	自動車事業
タイムフレーム		～2040年	～2030年
温度帯シナリオ		1.5°Cシナリオ	
主なリスクと機会	移行	リスク：二酸化炭素排出コストの増加等の影響で火力発電所収益減 リスク：火力発電需要の減少 機会：再生可能エネルギーの事業機会の拡大・技術進展及びコスト低減による収益性の向上 機会：水素・アンモニア混焼発電、CCUS等の利用増による収益拡大	リスク：内燃機関車の取扱数減少 機会：EVの取扱数増加 機会：EVの普及に伴う新規事業の拡大 リスク：炭素税の導入による輸送コストの上昇
	物理	リスク：発電施設が自然災害（異常気象）により被害を受ける可能性	リスク：取引先工場が被災し、操業が停止するリスク
事業環境認識と事業インパクト評価		移行シナリオでは、二酸化炭素排出コストの増加や火力発電需要の減少により利益が減少する可能性がある一方、再生可能エネルギー発電や水素・アンモニア混焼発電等の新エネルギー、CCUSの拡大により全体では利益の上昇が見込まれる。 EBITDA 指数による分析 (%)※ 現状 リスク・機会 二酸化炭素排出コスト増加 火力発電需要の低下による減収 対策効果 再エネ等の需要増加による増収 水素・アンモニア混焼発電等の新エネルギー増やCCUS 拡大による収益確保 対策後	自動車業界はICE 車からEV への転換が進んでいる。当社の顧客は世界各国に亘っており、各国の規制に合わせて、順次取扱いがICE 車からEV への転換が進むと想定されるが、引続き底堅い自動車需要を見込むことができる。また、一部地域では、炭素税の導入による輸送コストの増加可能性も想定される。各所と協力しコスト削減を企図し、引続き競争力を維持する。EV の普及に伴い、蓄電池等の関連事業について強化を行い、更なる収益獲得を目指す。 売上総利益による分析 (%) 現状 リスク・機会 ICE 車取扱数減少 EV 取扱数増加 炭素税 効率改善 EV 関連新規事業 対策後
	●適応／緩和策・方針 ●事業機会	●2030年度までに再生可能エネルギー比率20%超（持分容量ベース）を目指し、今後の取組みに反映する。 ●持続可能な社会の構築に貢献するためにも、新規の石炭火力発電事業の開発は行わない。	●自動車メーカー各社のEV 開発・生産状況や、販売先国のEV 関連規制の動向をもとに、地域別の需要動向を見極めて事業展開を継続する。 ●フォワーダー、海上輸送企業について、GHG 排出量削減が進む取引先との関係性を強化する。 ●EV 関係のビジネス拡大に向け、自動車メーカーを主とするパートナー達と連携し、事業開発・拡大を進める。
財務関連情報		●対象事業が属するセグメントの利益（連結純利益）：639億円（プラント・船舶・航空機部門／2025年度実績） ●対象事業が属するセグメントの総資産：2兆6,035億円（機械カンパニー／2026年3月末）	●対象事業が属するセグメントの利益（連結純利益）：917億円（自動車・建機・産機部門／2025年度実績） ●対象事業が属するセグメントの総資産：2兆6,035億円（機械カンパニー／2026年3月末）

※ Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization：税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて算出される利益

気候変動（TCFD 提言に基づく情報開示）

事業内容		鉄鉱石事業	石炭関連事業																																																																																																																																											
タイムフレーム		～2050年	～2040年																																																																																																																																											
温度帯シナリオ		1.5℃シナリオ																																																																																																																																												
主なリスクと機会	移行	機会：高品位鉱の付加価値向上 リスク：炭素関連規制等によるコスト増 機会：販売価格の適正化・操業効率化 機会：低炭素製鉄原料の供給拡大	リスク：原料炭需要の遷移 機会：製鉄プロセスの低炭素化に不可欠となる、高品位原料炭の希少性の高まり リスク：炭素関連規制等によるコスト増 機会：販売価格の適正化・操業効率化 機会：低炭素化に資する石炭周辺ビジネス機会（水素、CCUS等）の捕捉																																																																																																																																											
		物理	リスク：気象災害多発による鉄鉱石サプライチェーンの寸断	リスク：気象災害多発による石炭サプライチェーンの寸断																																																																																																																																										
	事業環境認識と事業インパクト評価	GHG 排出量に応じた排出権購入等、炭素関連規制によるコスト増が見込まれるが、サプライチェーンにおける販売価格の適正化、及びGHG 排出量削減施策やDX 推進を含む操業効率化等により、収益への影響は限定的。低・脱炭素化の加速により需要拡大が見込まれる高品位鉱生産の強化を図ると共に、低炭素製鉄原料関連ビジネスの拡充等、鉄鉱石及びその周辺分野におけるビジネス機会も着実に捉えることで、更なる成長が見込まれる。 税後利益による分析 (%) <table><tr><td></td><td></td><td>0</td><td>20</td><td>40</td><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td></tr><tr><td></td><td>現状</td><td colspan="8"> </td></tr><tr><td rowspan="3">リスク機会 対策効果</td><td>高品位鉱の付加価値向上</td><td colspan="8"> </td></tr><tr><td>炭素関連規制等によるコスト増</td><td colspan="8"> </td></tr><tr><td>販売価格の適正化・操業効率化</td><td colspan="8"> </td></tr><tr><td></td><td>低炭素製鉄原料の供給拡大</td><td colspan="8"> </td></tr><tr><td></td><td>対策後</td><td colspan="8"> </td></tr></table>				0	20	40	60	80	100	120	140		現状									リスク機会 対策効果	高品位鉱の付加価値向上									炭素関連規制等によるコスト増									販売価格の適正化・操業効率化										低炭素製鉄原料の供給拡大										対策後									1.5℃シナリオでは、電炉化の進展や直接還元鉄の普及等により原料炭全体の需要は減少が見込まれる。一方、良質な高品位原料炭については、供給可能な炭鉱がこれまで以上に限定的となり、従来型の高炉法に加え高炉水素還元プロセス等においても必要とされるため、相対的に希少性が高まる見通し。GHG 排出量に応じた排出権購入等、炭素関連規制によるコスト増が見込まれるが、サプライチェーンにおける販売価格の適正化、及びGHG 排出量削減施策やDX 推進を含む操業効率化等により、収益への影響は緩和される見込み。中長期においては、CO₂固定化技術の普及促進等のCCUS (CO₂の分離・回収・有効利用・貯留) や水素活用等、石炭の周辺分野におけるビジネス機会も捕捉し、収益維持・拡大を図る。 税後利益による分析 (%) <table><tr><td></td><td></td><td>0</td><td>20</td><td>40</td><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td></tr><tr><td></td><td>現状</td><td colspan="7"> </td></tr><tr><td rowspan="3">リスク機会 対策効果</td><td>原料炭需要の遷移</td><td colspan="7"> </td></tr><tr><td>高品位原料炭の希少性の高まり</td><td colspan="7"> </td></tr><tr><td>炭素関連規制等によるコスト増</td><td colspan="7"> </td></tr><tr><td></td><td>販売価格の適正化、操業効率化</td><td colspan="7"> </td></tr><tr><td></td><td>低炭素化に資する石炭周辺ビジネス機会の捕捉</td><td colspan="7"> </td></tr><tr><td></td><td>対策後</td><td colspan="7"> </td></tr></table>				0	20	40	60	80	100	120		現状								リスク機会 対策効果	原料炭需要の遷移								高品位原料炭の希少性の高まり								炭素関連規制等によるコスト増									販売価格の適正化、操業効率化									低炭素化に資する石炭周辺ビジネス機会の捕捉									対策後						
		0	20	40	60	80	100	120	140																																																																																																																																					
	現状																																																																																																																																													
リスク機会 対策効果	高品位鉱の付加価値向上																																																																																																																																													
	炭素関連規制等によるコスト増																																																																																																																																													
	販売価格の適正化・操業効率化																																																																																																																																													
	低炭素製鉄原料の供給拡大																																																																																																																																													
	対策後																																																																																																																																													
		0	20	40	60	80	100	120																																																																																																																																						
	現状																																																																																																																																													
リスク機会 対策効果	原料炭需要の遷移																																																																																																																																													
	高品位原料炭の希少性の高まり																																																																																																																																													
	炭素関連規制等によるコスト増																																																																																																																																													
	販売価格の適正化、操業効率化																																																																																																																																													
	低炭素化に資する石炭周辺ビジネス機会の捕捉																																																																																																																																													
	対策後																																																																																																																																													
●適応／緩和策・方針 ●事業機会	●低炭素製鉄技術の動向を注視し、低炭素製鉄原料の安定供給に向けた取組みを推進する。 ●GHG 排出量削減施策やDX を含む操業効率化の取組みを推進する。		●鉄鋼の低炭素化に貢献する高品位炭について、資産効率化を図りつつ優良権益からの供給を拡大。 ●GHG 排出量削減施策やDX を含む操業効率化の取組みを推進。 ●低炭素製鉄技術の動向を注視し、社会構造の変化を見極めながら、対面業界の低炭素化に寄与する石炭周辺分野のビジネス機会を捕捉。																																																																																																																																											
財務関連情報	●対象事業が属するセグメントの利益（連結純利益）：1,435億円（金属カンパニー／2025年度実績） ●対象事業が属するセグメントの総資産：1兆7,934億円（金属カンパニー／2026年3月末）		●対象事業が属するセグメントの利益（連結純利益）：1,435億円（金属カンパニー／2025年度実績） ●対象事業が属するセグメントの総資産：1兆7,934億円（金属カンパニー／2026年3月末）																																																																																																																																											

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

事業内容		エネルギー事業	化学品事業
タイムフレーム		～2040年	～2030年
温度帯シナリオ		1.5°Cシナリオ	
主なリスクと機会	移行	リスク：脱炭素化社会実現に向け、各国において炭素税等の規制導入が進み、世界全体としての石油関連需要が縮小。2030年以降は天然ガス・LNG 需要も縮小の見通しであるが、Transition Fuel として特にアジアを中心とした LNG 需要は一定程度見込まれる 機会：化石燃料代替としての新エネルギー（水素、アンモニア、リニューアブル燃料等）需要が増加 機会：GHG 削減に寄与する CCUS (CO₂の分離・回収・有効利用・貯留) 等のビジネス機会増	リスク：炭素税の導入・上昇 リスク：リサイクルの普及によるバージンプラスチックの需要低下 機会：低炭素・脱炭素関連の素材・製品の需要増加 機会：クリーン燃料・化学品原料の需要増加
	物理	リスク：生産設備等が自然災害（異常気象）により被害を受ける可能性	リスク：台風・洪水等による設備・在庫の毀損、操業停止 機会：食糧増産、食品保存・備蓄の必要性の高まりによる、化学関連の素材・製品の需要増加
事業環境認識と事業インパクト評価		1.5°Cシナリオでは、世界全体での石油関連需要の通減、天然ガス・LNG 需要の2030年以降での縮小が見込まれるものの、代替燃料としての新エネルギー需要増、及び、CCUS等の環境ビジネスの機会捕捉により、収益維持・拡大を目指す。自然災害（異常気象）による生産設備等での被害の可能性はあるものの、パートナー企業と連携した災害対策により損害影響は限定的と評価。 税後利益による分析 (%) 020406080100120 現状 リスク・機会 石油関連需要の縮小 天然ガス・LNG 需要の縮小 新エネルギー需要の増加 環境ビジネスへの対応 対策効果 対策後	移行シナリオでは、炭素税の導入・上昇によるコスト増加や、バージンプラスチック需要低下による減収・減益が見込まれる一方で、リサイクル・バイオプラスチックやアンモニア・メタノール等、需要の増加が見込まれる環境ビジネスの機会捕捉により、収益拡大が可能。 税後利益による分析 (%) 020406080100120 現状 リスク・機会 炭素税の導入・上昇 再エネ導入コスト増加 バージンプラスチックの需要低下 環境規制による販売制限 環境プラスチック原料・製品の需要獲得 クリーン燃料・化学品需要獲得 対策効果 対策後
適応／緩和策・方針・事業機会		●脱炭素シナリオにおける産業構造に沿う形で、新エネルギー事業、CCUS等の環境ビジネスへの取組みを強化し、エネルギー事業ポートフォリオの再構築を図る。 ●天然ガス・LNG は長期的には需要減が見込まれるものの、水素原料用途及びTransitional Fuel としての重要性を踏まえながら、社会要請に十分に配慮したプロジェクトへの参画やトレード機会の捕捉を継続的に取組む。石油関連を含む上流開発資産については、脱炭素シナリオに沿う形で、資産効率化を企図した優良資産への入替えを適宜検討する。	●省エネ施策、再生可能エネルギーの調達等の脱炭素化社会へ向けた取組みを強化。 ●3Rプラットフォームの提供やサステナブルサイクルの構築等、資源循環への取組みを推進。 ●地球環境に良い「原料・素材」の供給等、環境関連ビジネスへの取組みも加速し、化学品事業ポートフォリオの再構築を図る。
財務関連情報		●対象事業が属するセグメントの利益（連結純利益）：222億円（エネルギー部門／2025年度実績） ●対象事業が属するセグメントの総資産：1兆8,194億円（エネルギー・化学品カンパニー／2026年3月末）	●対象事業が属するセグメントの利益（連結純利益）：423億円（化学品部門／2025年度実績） ●対象事業が属するセグメントの総資産：1兆8,194億円（エネルギー・化学品カンパニー／2026年3月末）

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

I 2. 物理的リスクが主な課題となる事業

農業・林業に関連する事業は 4℃シナリオ下の物理的リスクが主な課題になります。

事業内容		飼料・穀物トレード事業	Dole 事業
タイムフレーム		～2030年	
温度帯シナリオ		4℃シナリオ	
主なリスクと機会	移行	機 会：GHG 排出削減に貢献する飼料等低炭素関連製品の需要獲得	機 会：パイナップル、バナナ等の食品残渣（自社工機物資源）を活用した循環型クリーンエネルギー（バイオガス発電）や、バイオマスボイラーや太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大
	物理	リスク：輸入先国における大型ハリケーンや干ばつ等の異常気象による物流混乱・収穫量減少 リスク：気温上昇による輸入先国における収穫量減少、取引価格の上昇 機 会：輸入先国の多角化による供給体制の維持、穀物需要の取込み	リスク：フィリピン／バナナ・パイナップル農園での洪水、台風、干ばつ等の異常気象による収穫量減少
事業環境認識と事業インパクト評価		気象災害や気温上昇による収量減少は、供給不安・価格上昇を招く可能性があるが、輸入先国の多角化により供給体制を維持し、更に低炭素関連製品の機会を提供することが可能。	異常気象に伴う収穫量の減少分は、耐性品種の開発、栽培方法・灌漑方法等の生産方法改良を通じた単位収穫量の増加により充足可能。また、天候リスクに備えて、産地・調達元の多角化（シエラレオネ・ベトナム等）や、付加価値の高い商品の取扱いの拡大等を進める。以上により収益維持が可能。
		売上総利益による分析 (%) 020406080100120 現状 リスク・機会 対策効果 対策後 気象災害による物流混乱・収量減 気温上昇による収量減・価格上昇 輸入先多角化による供給体制の維持 低炭素関連製品の需要獲得	EBITDA 指数による分析 (%) ※ 020406080100120 現状 リスク・機会 対策効果 対策後 気温上昇による収穫減 台風被害 生産地域多角化 高付加価値商品の取扱増
●適応／緩和策・方針 ●事業機会		●気候変動による急性影響・慢性影響に備えた輸入先国の多角化。 ●メタン排出抑制に繋がる飼料等の新たな環境関連ビジネスに取り組む。	●天候リスクに備えた産地・調達元の多角化（シエラレオネ・ベトナム等）。 ●耐性品種の開発、苗の栽培方法の改善、灌漑設備導入等の生産方法改良を通じた単位収穫量の増加。 ●ドローンとICTを用いた生産効率化（農業散布か所特定、収量予測、適時的確な施肥の実施）。 ●循環型クリーンエネルギーや太陽光発電等の再生可能エネルギー導入拡大による低炭素化・水資源保護への貢献、環境意識の高い消費者の支持獲得とブランド価値向上。 ●付加価値の高い商品の取扱いを拡大。
財務関連情報		●対象事業が属するセグメントの利益（連結純利益）：418億円（食糧部門／2025年度実績） ●対象事業が属するセグメントの総資産：2兆4,034億円（食料カンパニー／2026年3月末）	●Dole International Holdings の当期純利益：28億円（2025年度実績） ●対象事業が属するセグメントの総資産：2兆4,034億円（食料カンパニー／2026年3月末）

※ Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization：税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて算出される利益

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

事業内容		パルプ事業			
タイムフレーム		～2030年			
温度帯シナリオ		4℃シナリオ			
主なリスクと機会	移行	リスク：木材の利用が板紙製品以外に振り向けられるリスク（木材需要の競合）			
		機会：炭素税の価格が上昇した場合、パルプ製造で100%バイオマスエネルギーを利用している当社の競争優位アップ			
	物理	機会：再生可能かつ非化石資源由来の原材料（木材）の選好			
		リスク：気温上昇で樹種ごとの生育適域が変動し、一部の樹種と地域で生産量が減少（フィンランド全土のマツ、同南部のトウヒ）			
		リスク：暴風雨、干ばつ、洪水、森林火災、病害虫、凍土融解等による調達・生産影響			
事業環境認識と事業インパクト評価		世界的な平均気温の上昇により、一部で生産量減少が見込まれるが、生産量拡大が見込まれる植林地域での設備増強によるパルプ生産量増加により、引き続き収益拡大が可能。			
		EBITDA 指数による分析 (%) ※			
		0 50 100 150 200			
		現 状			
		リスク 機会 効果策	パルプ生産減	■	
炭素税による競争優位	■				
生産設備増	■				
		対 策 後			
● 適応／緩和策・方針 ● 事業機会		● 紙パルプ事業の強みを生かした脱プラスチックへの貢献、持続可能性に寄与する新素材のマーケット投入等を推進。フィンランド Paptic 社／英 Transcend Packaging 社への出資や、セルロースナノファイバーの用途開発等、いずれも森林由来のパルプを主原料とした、付加価値の高い分野における新たな市場開拓を推進。			
		● 気温上昇に伴うパルプ産出量への影響がフィンランドの北部と南部で異なることから、フィンランド国内の植林地や工場の位置を踏まえ生産体制を検討。特に北部ではパルプ産出量の増加も念頭に稼働率の向上を企図。2023年に Metsä Fibre Oy にて北部パルプ工場へ大型設備投資を実行し生産能力を引上げ（約20%増）。工場立地並びに生産能力の分散により、木材調達等に関わる地理的リスクを分散させて安定的な事業運営を目指している。			
財務関連情報		● 対象事業が属するセグメントの利益（連結純利益）：353億円（生活資材・物流部門／2025年度実績） ● 対象事業が属するセグメントの総資産：1兆6,287億円（住生活カンパニー／2026年3月末）			

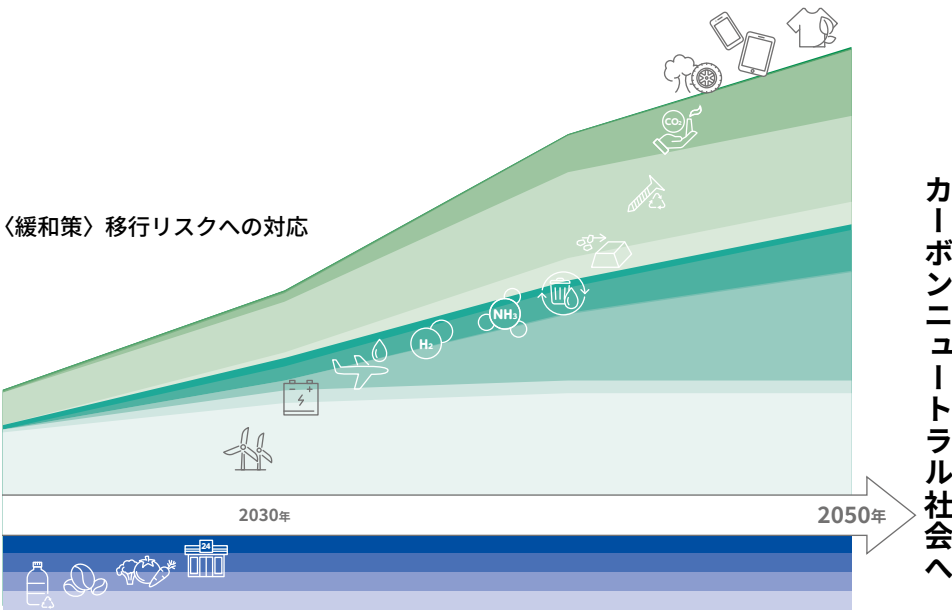
※ Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization：税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて算出される利益

既存戦略への影響と事業の移行計画

シナリオ分析を行う中で、現状の事業戦略や事業地域の転換といった気候変動対策を取らない場合の財務的な負の影響が大きいリスクを把握し、経営方針「The Brand-new Deal」の「「SDGs」への貢献・取組強化」の基本方針のもと、具体的な事業の移行計画・財務計画 (資産入替えを含む) を着実に推進しています。

移行リスクが主な課題となる事業の移行計画

伊藤忠商事は 2021 年、GHG 排出量削減に関する目標と同時に、「「SDGs」への貢献・取組強化」として、クリーンテックビジネス等 GHG 排出量削減に貢献するビジネスを積極推進する経営計画をまとめました。本基本方針は 2024 年策定の経営方針「The Brand-new Deal」にも引継がれています。自らのビジネスを通じ、2040 年までに当社 GHG 排出削減貢献量が当社 GHG 排出量を上回る状態を目指します。
脱炭素に資する先端技術を活用した新規性の高い事業は、本格的な社会実装までに時間を要するものが多くあります。当社はこの目標の実現に向け中長期的な目線で排出削減貢献ビジネスを推進しています。



〈適応策〉物理リスクへの対応

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

■ GHG 排出量削減・SDGs 達成に貢献する当社事業例

分野	概要
環境配慮型繊維素材	● サステナブル素材の拡充による循環型経済への貢献
水・廃棄物処理	● 有力パートナーとの協業を通じ、欧州・中近東を中心に事業展開 ● ドバイにて世界最大級の廃棄物処理発電施設の運営
再生可能エネルギー・蓄電池	● 北米・欧州・アジア中心に風力・太陽光・地熱等、発電事業を推進 ● 太陽光発電所向け運転・保守サービスを北米約1,000ヶ所で展開 ● AI による蓄電池等の充放電制御と分散型太陽光発電ネットワークを活用した、クリーン電力サービス・環境価値取引を推進
金属リサイクル	● リサイクル事業者の全国ネットワーク活用や、廃棄物処理の最適管理サービス提供を通じ、金属スクラップ他幅広くリサイクル事業を展開
還元鉄	● 鉄鋼業界のグリーン化に貢献する低炭素還元鉄サプライチェーン構築を推進
CCUS (CO ₂ 回収・利用・貯留)	● 豪州 MCI 社の有する CO₂ 固定化技術の商業化を目指し、国内外の取引先企業と協業 ● 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の委託事業に参加し、液化 CO₂ 輸送技術の研究開発・実証事業も実施
持続可能な航空燃料・ディーゼル燃料	● 日本初となる航空会社向け持続可能な航空燃料 (SAF)、及び商用車向けリニューアブルディーゼルの販売・供給を実現
水素・アンモニア	● デンマーク Everfuel 社と共同でグリーン水素バリューチェーン構築を推進 ● クリーンアンモニアのバリューチェーン構築に向け、アンモニア燃料船開発及び保有運航モデルの創出、船用燃料供給 (バンカリング) 事業、発電燃料代替としての利活用、製造販売事業等を推進
プラスチックリサイクル	● リサイクル技術を持つ有力パートナーとプラスチックリサイクル事業展開 ● 海洋プラスチックごみを原材料に使用した製品開発
サステナブルコーヒー豆・植物油	● 児童労働・環境破壊を排除したサステナブル製品・第三者認証品を安定供給 ● 生産・流通・加工過程のサステナビリティが確立された原料サプライチェーンを構築
青果物生産・加工廃棄物削減	● Dole 商品の生産・流通・加工工程における格落ち品・残渣の再利用を促進
サステナブル天然ゴム	● 持続可能な天然ゴムのための国際コンソーシアム「GPSNR」に設立メンバーとして参画 ● 天然ゴムの持続可能性向上を目指す取組み「PROJECT TREE」をバリューチェーン全体に展開
中古携帯端末流通	● スマートフォン買替による環境負荷増大等の市場動向を捉え、中古携帯端末流通事業を運営
IT 機器リサイクル	● 米国最大手 IT 機器リサイクルパートナーと提携し、IT 機器リサイクル事業へ参入
CVS 事業 (ファミリーマート)	● サプライチェーン改革による業務効率化、食品ロス削減 ● 脱プラスチック、GHG 削減等「ファミマ eco ビジョン2050」を推進

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

物理的リスクが主な課題となる事業の移行計画

農業・林業事業では、中長期的な視点に立ち最先端技術等を取入れながら、主に以下の取組みを進めることで持続可能な事業の拡大を目指します。

- 高温に強い品種の選定・生産方法改良による単位収穫量の拡大。
- 他の生産量拡大が見込まれる地域への事業展開。

財務戦略

各カンパニー経営会議 (DMC) は、気候変動を含むビジネスのリスクと機会を毎年レビューし、事業の移行計画を踏まえながら、年次財務計画を策定します。各カンパニーの年次財務計画は、執行機関である HMC、監督機関である取締役会に上程され、最終的に取締役会が気候変動課題を含む ESG の観点から総合的に分析・審議した上で承認します。移行計画に基づく財務戦略を促進するため、SDGs に貢献する事業に資金使途を限定する資金調達計画を策定しています。

1. SDGs 債

2021 年 3 月、伊藤忠商事は SDGs 債 (総額 500 百万米ドルのサステナビリティボンド) を発行しました。SDGs 債は以下のような気候関連事項等に関わる設備投資や製造・研究開発、調達費用及び、持続可能な食品システムに関する認証食材の調達や食品残渣の活用費用に充てられました。

- GHG 排出削減に向けた取組み：再生可能エネルギー (発電、蓄電)
- ファミリーマートにおける GHG 排出削減に向けた取組み
- 持続可能な食品システム：認証食材の調達拡大・食品残渣の活用

2. グリーンローン

伊藤忠商事は、グリーンローンの融資契約を 2025 年 12 月に株式会社横浜銀行と、2026 年 1 月に株式会社十八親和銀行、2026 年 2 月に株式会社福岡銀行、2026 年 8 月に滋賀銀行と締結しました。グリーンローンは、当社の適格事業 (再生可能エネルギー発電事業、廃棄物処理発電事業、サーキュラーエコノミー関連事業) へ充当されます。

● サステナブルファイナンス (P265)

このような移行計画や財務戦略の遂行により、伊藤忠商事グループの事業・商品・サービス群はいずれも中長期的にもレジリエントな事業運営が可能であることを確認しました。また、シナリオ分析の対象以外にも当社では様々な地域で多様な事業活動を展開しており、それらの事業活動も気候変動の影響を受けていますが、個々の事業活動でのリスクが当社グループ全体の業績に与える影響は限定的であると現段階では判断しています。

今後も当社事業全体への気候変動の影響確認を目的に、移行面及び物理面双方からの分析を継続的に行い、影響が大きい分野の更なる特定及び整理等を進め、当社全体の中から対応が必要な事業について優先度を踏まえながら対応方針を検討していきます。

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

リスクマネジメント

グローバルに事業展開している伊藤忠商事では、各国の気候変動対策・世界各地の異常気象の状況と平均気温の変化が事業に与えるリスクを常に監視しています。伊藤忠グループ全体でのリスク分析において、気候変動対応に関する規制・異常気象等の情報から特定された気候変動リスクは、主要なリスクの1つ（環境・社会リスク）として管理対象となります。また、特定された気候変動リスクは投資判断プロセス時に検討・評価し、それぞれのリスク管理責任部署において連結ベースでリスクの特定・評価・情報管理・モニタリング体制を構築しています。

気候変動リスクの特定・評価

伊藤忠商事は、将来の伊藤忠グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があるものを重要なリスクと考えています。リスク管理を経営の重要課題と認識し、COSO-ERM フレームワークの考え方を参考に、当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定め、必要なリスク管理体制及び手法を整備しています。

各カンパニーとサステナビリティ推進部が連携を取り、事業の展開国での気候変動に関わる既存と新規の規制を中心とする「気候変動政策と規制」・「気候関連技術」・「クリーンテックビジネス」等の動向、及び世界各地の異常気象と平均気温上昇が事業に与えるリスクに関する情報収集を定期的に行い、リスクの重要性を検討します。重要度は、気候変動リスクが当社に与える財務または戦略上の実質的な影響の観点で、単体事業に関しては、例えば前年度収益の10%、直近5年純利益平均の20%、前年度末純資産の30%の変化を与える場合、また連結事業に関しては、前年度収益の10%、前年度末資本合計の3%の変化を与える場合等いくつかの指標に基づいて特定・評価しています。

当社では、これら収集された気候変動のリスクと機会に関わる情報を移行面と物理面から「マテリアルな気候関連のリスクと機会（リスククライテリア）」に整理しています。リスククライテリアは、新規事業の開始、既存事業・取扱商品・サプライチェーン・グループ会社の事業運営、事業戦略の見直し等の各事業フェーズのリスク管理プロセスで気候変動リスクの特定・評価に利用しています。

また、リスク評価プロセスで収集された気候変動リスクに関して、当社マネジメントメンバーと外部ステークホルダーがサステナビリティについて対話を行うサステナビリティアドバイザリーボードでの意見等も踏まえて、サステナビリティ委員会等関連委員会で審議し、リスククライテリアとリスク特定プロセスの見直しを随時行っています。

気候変動リスクの管理・全社リスクマネジメントシステムへの統合

伊藤忠商事は、その広範にわたる事業の性質上、市場リスク・信用リスク・投資リスクを始め、様々なリスクにさらされています。これらのリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定、報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを全社的に統合管理しています。

気候変動リスクは、主要なリスクの1つ（環境・社会リスク）としてグループリスク管理の対象としており、下表の各事業段階で、総合商社である当社の広い事業活動（事業投資・商品トレード・物流・グループ会社／サプライチェーン経営戦略とポートフォリオ構築等）の評価手法に組み込まれています。

事業段階ごとの気候変動リスクマネジメント・評価手法

事業の段階	評価手法
事業開始	- 新規投資案件の気候変動リスクを含む環境・社会リスク評価 - 炭素税コスト等をシャドープライシングで算定し、ストレステストを実施（インターナルカーボンプライシング）
事業運営	- 取扱商品の環境リスク評価（サプライチェーン全体でLCA評価） - グループ会社の環境実態調査（年に2、3社） - サプライチェーン・サステナビリティ調査（取引先） - ISO14001に基づく内部環境監査（伊藤忠商事、対象グループ会社3社） - Scope1／2／3集計と経年評価 - インターナルカーボンプライシングインパクト評価（例：発電事業（米国）の場合205米ドル/t-CO₂）
事業戦略の見直し	事業戦略・資産入替えの検討

各事業段階の評価手法でリスクまたは機会が特定された場合、以下の「リスク評価・管理活動」に示すツールを用いてリスクと機会の事業への影響が評価されます。「リスク評価・管理活動」には、シナリオ分析・ストレステスト等の定量評価、投資方針・GHG 排出量削減目標への準拠性評価等の定性評価が含まれます。定量評価された気候変動のリスクと機会の情報には、気候変動以外のリスクと機会の定量情報が加算され、収益への貢献度合いが分析されます。

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

リスク評価・管理活動

TCFD シナリオ分析を行った結果、以下のようなリスクと機会の要因や、評価・管理活動を特定しました。

管理要因	リスクと機会の要因 例	評価・管理活動 例
市場	- エネルギー（原油・ガス・LNG）開発事業における炭素税導入による需要縮小 - LNG 需要増加及びリニューアブル燃料等の新エネルギー需要増加	- シナリオ分析 - 投資決定における気候変動に関する方針 - 当社 GHG 排出量削減目標への適合 - 新エネルギーソリューションへの投資拡大方針への準拠性 - 収益への貢献
規制	- エネルギー・燃料に対する国際的な取引に対する炭素税 - 操業地での「総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）」導入 - 発電事業での、炭素税・CCUS 義務化等の影響で火力発電コストが増大	- シナリオ分析 - ポートフォリオ・ストレステスト - 規制のモニタリング - 炭素価格 - 当社 GHG 排出量削減目標への適合
技術	- モビリティの電動化 - 再生可能エネルギーと蓄電池・リチウム電池のテクノロジー - CCUS、水素・アンモニア及びその他の低炭素技術 - デジタル化ビッグデータ	- リスク要因に関する技術動向の監視 - 新エネルギーソリューション・CCUS・低炭素新技術への投資の拡大 - デジタル化ロードマップ
物理リスク	- 慢性的な影響（例：海面上昇、水不足増加） - 急性の影響（例：より頻繁な異常気象）	- 新規事業開発・既存事業リスク評価での気象及び海洋データの定期的な更新 - 食料品に関する物理影響データの更新
レピュテーション	- 人材獲得に関する企業の魅力の維持 - 気候変動対策に関する投資家の認識 - 気候関連訴訟 - 事業実施のためのライセンス取得への影響	- 気候変動課題に対するガバナンス - パフォーマンス開示の透明性確保 - ステークホルダー（投資家、イニシアティブ、NGO、事業関係者）とのコミュニケーション

※ 気候変動を含めた全社の事業に関するリスクマネジメント (P250)

気候変動リスク管理体制

事業開始段階

伊藤忠商事では、各カンパニーに裁量権を委譲し迅速な意思決定を実現する一方で、投資リターンの追求、投資リスクの抑制も図る重層的な意思決定プロセスを構築しています。案件の規模と条件により、カンパニーレベルでの審査または投融資協議委員会、HMC での審査が実施される仕組みとなっています。

カンパニープレジデントの権限を越える案件を審査する投融資協議委員会と HMC には、サステナビリティ委員会の委員長を兼任する CAO がメンバーとして参加し、気候変動リスクの特定段階の審議内容と全社リスクマネジメントへの気候変動リスクの評価段階での討議内容を反映する審査体制を整備しています。

※ 全社の事業投資管理 (P255)

事業運営段階

伊藤忠商事は、事業開始段階及び事業運営段階で特定した気候変動・自然災害・ESG 投資等のリスクに対し、サステナビリティ委員会や内部統制委員会等の担当委員会や、グループ会社に対する定期的な各種モニターレビューの仕組みを通じ、評価・管理を実施しています。気候変動を含む「環境・社会リスク」は当社として集中的に管理すべき主要リスクとして、毎年サステナビリティ推進部が担当となり取纏め、他の主要リスクと共に内部統制委員会に報告する形で全社リスクマネジメントシステムへの統合を図ります。また、サステナビリティ委員会で気候変動リスクに関する方針や施策、リスク管理体制の浸透方法等について討議し、サステナビリティ委員長を兼任する取締役がその討議内容を年に 2 回程度の頻度で取締役会へ報告を行っています。

気候変動に特化したリスクマネジメントプロセスの 1 つとして、当社 Scope1 / 2 / 3 の実績を 8 つのカンパニーごとに毎年集計しています。集計結果は経年評価もできる形で取纏め、カンパニーが決裁した後、サステナビリティ委員会及び取締役会へ報告しています。このプロセスにより、取締役会が中長期的視点で GHG 排出量削減目標達成に向けた進捗状況を監督し、新たな戦略見直しにも活用しています。

また当社は GHG 排出量削減目標を達成するため、バリューチェーン上の仕入先・販売先・委託事業者・事業パートナー等との対話を通じて気候変動への取組みを推進することで、気候変動リスクの低減に努めています。

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

事業戦略の見直し

気候変動に関わる事業戦略の見直しは、DMC で検討された後、サステナビリティ委員会の委員長を兼務する CAO も主要メンバーとして参加する投融資協議委員会を経て HMC で検討され、取締役会での審議を経て決定されます。事業戦略や資産入替えを検討する際のツールとして、TCFD 提言に基づくシナリオ分析も活用されます。シナリオ分析にあたっては短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会について、組織の事業、戦略、財務計画に及ぼす影響を年に 1 度分析します。

指標と目標・アクションプラン

伊藤忠商事は、気候変動リスク及び機会への対応の一環として、GHG 排出量とクリーンテックビジネスに関し以下の指標と目標を設定しています。これら指標と目標を定める際には、パリ協定や日本の NDC、国際的な信頼性が高く多岐にわたる事業領域をカバーできる IEA の資料等を参照しています。

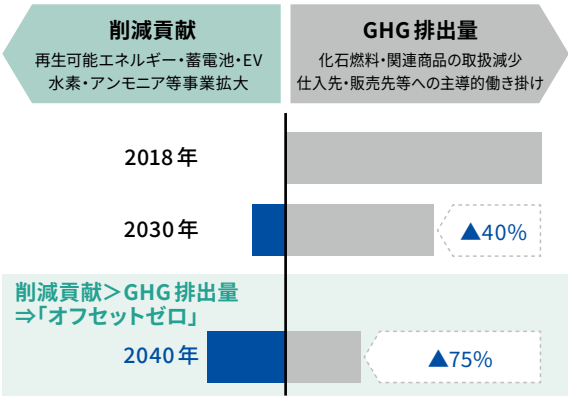
GHG 排出量の削減目標

- 指標 (集計範囲) : Scope1／2／3 (伊藤忠商事及び子会社)、化石燃料事業・権益 (伊藤忠商事・子会社・関連会社・一般投資)
- 目標 :
 - 2050 年までに GHG 排出量「実質ゼロ」を実現。
 - 2040 年までに 2018 年比 75% 削減を実現し、GHG 排出量削減に貢献するビジネスの積極推進を通じ「オフセットゼロ※」を目指す。

※ オフセットゼロ: 削減貢献量が伊藤忠商事の GHG 排出量を上回る状態

- 2030 年までに 2018 年比 40% 削減を実現。

◎ GHG 排出量推移 (P135)



Scope1／2の短期削減目標

伊藤忠商事国内拠点における目標として Scope1／2 の短期削減目標を策定し、経済産業省主導によるグリーントランスフォーメーションに挑戦する企業群が官・学と協働で活動する GX フューチャー・リーグにも登録をしています。また伊藤忠商事は GX フューチャー・リーグにおいて活用される日本証券取引所のカーボנקレジット市場にも参加し、自社及び他社の脱炭素化に貢献していきます。

(単位 : t-CO₂e)

	2021年度 (基準年度排出量)	2030年度 (目標)
Scope1 (直接排出)	77	70
Scope2 (間接排出)	5,946	5,431
合計	6,022	5,501

※ 算出対象の範囲は「GX-ETSにおける第1フェーズのルール」に基づき設定しているため、伊藤忠商事国内拠点全体の Scope1／2とは合致しません。

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

クリーンテックビジネスの指標と目標 (アクションプラン)

気候関連のリスクと機会の主要な測定基準 (指標) の 1 つとして、伊藤忠商事のクリーンテックビジネスにおいて以下の指標と目標 (アクションプラン) を設定しています。

● 発電事業において持分容量ベースの再生可能エネルギー比率を 2030 年度までに 20% 超への拡大を目指し、案件開発の積み上げ。

● 水素・アンモニアによる次世代燃料バリューチェーンの構築。

● 販売台数国内 No.1 を誇る AI 蓄電池による分散型電源プラットフォームの構築。(2030 年度までに累計導入蓄電容量 3.5GWh を超える規模を目指す)

● 当社のクリーンテックビジネス (P118)

アクションプラン

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗割合 (レビュー)
機械カンパニー								
気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)		気候変動の機会	気候変動への取組み	発電事業全般	再生可能エネルギー発電と従来型発電のバランスの取れた電源開発により、国・地域ごとに最適化された持続可能な形でその発展に貢献します。	国・地域の分析を通じて、再生可能エネルギー発電の投資機会を積極的に追求。	2030 年度：再生可能エネルギー比率 20% 超 (持分容量ベース。エネルギー・化学品カンパニー含む全社数値) を目指し、今後の取組みに反映。	● 2022 年度に再生可能エネルギー開発会社 Tyr Energy Development Renewables を設立。開発済み太陽光資産の売却実績は、2025 年度に 2 件実行、累計 15 件。現在米国 10 州で 24 件 (約 4.3GW) の太陽光発電を開発中。 ● 世界最大の独立系発電所運転・保守サービス会社である当社の米国連結子会社 NAES Corporation は、約 1,000 か所 (3GW 相当) の再生可能エネルギー発電所へ運転保守サービスを提供。 ● 2023 年 6 月北米再生可能エネルギー資産を投資対象とするファンドを設立。同ファンドを通じて、2025 年度に 1 件追加し、累計 3 件 406MW の投資を実行済み。 ● 2025 年 1 月に米国ノースダコタ州で建設中のボウマン風力発電所 (208MW)、2025 年 10 月に米国コロラド州で建設中のブラック・ホロウ・サン発電所 (258MW) への出資を合意、再生可能エネルギー資産への投資を着実に実行。 ● 発電事業持分容量ベースでの再生可能エネルギー比率は 2026 年 3 月現在 19.9% (前年比 1.2% 増)。
● 気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与) ● 技術革新による商いの進化		● 気候変動の機会 ● 技術革新	● 気候変動への取組み ● 次世代ビジネスの発掘・推進	船舶・海運分野	アンモニア燃料船の開発・保有運航・燃料供給拠点整備・燃料調達を包括する『統合型プロジェクト』推進を通じて船舶・海運分野における脱炭素に貢献します。	日本企業連合を核としたアンモニア燃料船の共同開発、同船舶の保有運航に加え、船用アンモニア燃料の供給拠点整備、燃料調達は伊藤忠主導で行うことによりパイロット案件の早期具体化を目指す。	2027 年以降のアンモニア燃料船の普及とサプライチェーン構築を促進し、海事産業の脱炭素に貢献。	● 国際海運の脱炭素化への貢献を目指し、アンモニア燃料船の「統合型プロジェクト」として以下取組み中。 (1) アンモニア燃料船開発 (2) 保有運航 (3) 燃料供給拠点開発 (4) 燃料アンモニア調達 (及び生産案件開発) ● アンモニア焚き大型バラ積船のエンジン開発は、2026 年 2 月に完了。2026 年度に造船所との仕様及び造船見積り協議に移行。 ● アンモニア燃料供給拠点開発は、シンガポールを優先開発し、続いて欧州主要港／スエズ運河／パナマ運河他を開発中。2024 年 7 月にシンガポール政府から潜在的アンモニア燃料のバンカリング事業者として選定。本事業向けアンモニア・バンカリング船を 2025 年 7 月に発注。同船は 2027 年 9 月完工予定。シンガポールでの実証に向け当局含む関係者と協議中。 ● シンガポール、欧州でのバンカリング拠点向けにインドネシア、インド等のグリーンアンモニア生産案件を推進中。
● 気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与) ● 技術革新による商いの進化		● 気候変動の機会 ● 技術革新	● 気候変動への取組み ● 次世代ビジネスの発掘・推進	乗用車・商用車販売	電気自動車 (EV)、ハイブリッド車 (HV)、環境負荷低減車等の導入により環境に優しいモビリティ社会を実現します。	EV・HV・環境負荷低減車及び関連部品等の環境に配慮した高効率製品の取扱いを増やすことで環境対策車の普及に貢献。	取引先自動車メーカーによる EV・HV・環境負荷低減車等のラインアップ拡充、及び環境に配慮した関連製品の販売拡大。	● 昨年度実施した「EVision」の実証による知見をもとに、EV の充電運用と施設の電力デマンドコントロールを連携させたエネマネサービス「SmartEVer」を、いすゞ及び株式会社アイ・グリッド・ソリューションズと共同で開発、サービスを開始。 ● 2025 年 11 月より、いすゞ、ファミリーマート及び横浜市と連携し、国内初となる左右両側同時交換方式のバッテリー交換ステーションと「エルフ EV」3 台を活用した配送実証を横浜市内で開始。約 80 店舗への商品配送を通じて、商用車 EV の高稼働運用、バッテリー交換による充電ダウンタイム削減、事業性・脱炭素効果の検証を行い、バッテリー交換式 EV トラックの早期実用化を目指す。

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)		●水資源 ●汚染防止と資源循環	水・衛生インフラの整備	水／環境プロジェクト	水・環境事業を通じて、水・廃棄物の適切な処理、有効利用、衛生環境の向上、経済活動の発展、及び地球環境保全に寄与します。	水・環境事業の拡大を通じ、水の適切な利用・処理及び資源の有効活用を促進、環境負荷を低減。	環境に対する社会要請及びサーキュラーエコノミー促進に繋がる、高付加価値な水・環境関連事業の推進。	水分野 ●豪州メルボルン市の水需要の約30% 及びオマーン的首都圏150万人の水需要3割を供給する海水淡水化事業を推進中。 環境分野 ●英国：一般廃棄物焼却処理・発電3事業を運営中。同国にて年間約85万 tの廃棄物を処理し、10 万世帯分の国内家庭消費電力に相当する電力を供給。 ●セルビア：同国初となる統合型廃棄物管理事業。同国最大の環境・社会問題であった温室効果ガス (GHG) の排出や汚染水の漏出削減等に貢献。廃棄物処理発電施設が2024年7月より商業運転を開始。ゴールドスタンダードからカーボנקレジットの認証を取得。2025年度の GHG 削減貢献量は約10万 t-CO ₂ e/ 年。 ●UAE：ドバイ首長国で初の廃棄物処理・発電事業。同首長国で排出される一般廃棄物の半数に及ぶ190万 t/ 年を処理する世界最大級のプラント。2024年8月より商業運転開始。毎年約217万 t-CO ₂ e/ 年の GHG 削減に貢献する見込み。 ●サウジアラビア：ジュベイル工業都市、工業系廃棄物処理事業へ参画中。
●気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与) ●技術革新による商いの進化	 	●気候変動の機会 ●技術革新	●気候変動への取組み ●次世代ビジネスの発掘・推進	航空分野	水素燃料電池エンジンの普及を通じ、航空業界の脱炭素化を達成します。	水素燃料電池エンジンの商用化に向け、水素関連企業との協力を通じ、水素インフラの構築を含め、社会受容性を向上させる。	●小型及び大型プロペラ機に搭載可能な水素燃料電池電動エンジンの開発・商用化。 ●燃料電池・電動モーター等の電動エンジンに搭載される主要部品の活用。	●2024年1月、航空機用の水素燃料電池エンジンを開発する ZeroAvia へ出資。日本・アジア地域における同エンジンの販売促進及び、空港を中心とした水素インフラの構築支援を推進。 ●2025年11月、英国民間航空局より世界初の水素関連企業として設計組織認証を取得。型式認証取得に向けた適格性を有する航空企業であることを示すものであり、エンジン開発は着実に進捗。
金属カンパニー								
●気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与) ●技術革新による商いの進化	 	●気候変動の機会 ●資本導入 ●技術革新	●気候変動への取組み ●次世代ビジネスの発掘・推進	●資源リサイクル事業 ●鉱山事業 ●環境対策事業 ●素材関連事業	●環境への影響を十分に考慮しつつ、資源の安定供給という社会的使命・責任を果たします。 ●自動車の軽量化・EV化関連事業等、温室効果ガス (GHG) 削減に寄与する事業、また不可欠な素材の安定供給を通じ、気候変動問題に貢献します。	●循環型ビジネスを主導的に展開。 ●製鉄・電力等の対面業界の脱炭素化に資する資源・原料としての水素・アンモニア等の社会実装に向けた取組みを推進。 ●ニッケル、PGM 等、水素やグリーン素材・エネルギー、蓄電池等の製造・供給に必要な素材の安定供給に寄与する事業を推進。 ●CCS (CO ₂ 貯留) ・CCU (CO ₂ 活用) 等の GHG 排出削減に寄与する技術開発への関与を継続。 ●石炭ビジネスについては、引続きトレードによる資源の安定供給という社会的使命・責任を果たしつつ、一般炭炭鉱権益からの完全撤退に向けた取組みを推進。 ●自動車軽量化・EV化に寄与するビジネス (アルミ、銅 等) の取組み強化。	●循環型ビジネスの推進。 ●製鉄・電力等の対面業界の脱炭素化に資する資源・原料としての水素・アンモニア等の社会実装に向けた取組みの推進。 ●水素、グリーン素材・エネルギー製造、CCS (CO ₂ 貯留) ・CCU (CO ₂ 活用) 等の GHG 排出削減に寄与する技術開発、事業化に向けた検討の推進。 ●一般炭炭鉱権益からの撤退に向けた取組み。 ●自動車軽量化・EV化に寄与するビジネス (アルミ、銅 等) の取組みの実現。	●JFE スチールやUAE 鉄鋼最大手 EMSTEEL 等と共に、鉄鋼業界のグリーン化に貢献する低炭素還元鉄サプライチェーン構築に向けた詳細な事業化調査を着実に推進。2024年5月には、ブラジル鉄鉱石事業 (CSN Mineração 社 (CM 社)) で生産される高品位鉄鉱石の活用を含む、鉄鋼業の脱炭素化に関する覚書を CM 社、日本貿易保険と締結。 ●コンビニ等店舗設備・什器等の再利用・再資源化や、リサイクル事業者の全国ネットワークを活用した金属スクラップ・廃棄物処理の拡大・高度化を中心に、3R+W (Reduce / Reuse / Recycle + Waste Management) を推進。限られた資源の有効活用と環境素材の供給に寄与。 ●水電解装置を用いたグリーン水素生産設備・輸送機器・水素ステーションの設計・EPC・運用、及び水素の販売を行うデンマーク Everfuel 社に出資。2025年2月には、同国初となる商業用途でのグリーン水素製造を開始。地産地消のグリーン水素バリューチェーン構築を着実に推進。 ●米国ネブラスカ州において TotalEnergies 社と Tree Energy Solutions 社が推進する合成メタン (e-メタン) 製造事業 (Live Oak プロジェクト) に基本設計 (FEED) 段階から参画すべく、大阪ガス、東邦ガス等と共に共同開発契約を締結。本事業にて、2030年度中の e-メタンの製造開始及び日本への輸出を目指す。 ●電気自動車・燃料電池車の世界的な普及に伴い、大幅な需要拡大が見込まれる PGM (白金族金属) / ニッケル事業 (Platreef 案件) の実現に向け推進すると共に、トレード取扱いを拡大。 ●CO ₂ 固定化技術を有する豪州 MCI Carbon 社に出資し、同社の技術展開を支援。2024年12月には、世界初となる廃コンクリートや鉄鋼スラグ等の複数原材料を処理可能な炭酸塩製造実証プラントの建設を完了。2025年1月には UBE 三菱セメントと覚書を締結し、製造プラント建設や事業化に向けた原料調達・販売のサプライチェーン構築を推進。 ●自動車軽量化・EV化に寄与するアルミトレード事業を着実に推進。2025年度の取扱数量は約50 万 t。環境配慮型アルミニウムの販売も着実に拡大。 ●SDGs への貢献・取組み強化の観点より一般炭炭鉱権益から撤退する方針のもと、既に、持分数量の大半を占めていたコロンビア Drummond 一般炭炭鉱権益と、原料炭と共に一般炭も生産する豪州 Ravensworth North 炭鉱権益を売却実行済み。

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
エネルギー・化学品カンパニー								
気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)		●移行リスク ●資源安定供給	気候変動への取組み	石油・ガス権益、液化天然ガス (LNG) プロジェクト	GHG 排出量削減を考慮した資源 (Transition Fuel) の生産を行い、産業の発展・基盤構築に寄与する安定供給を行います。	高い技術力と豊富な経験を有する優良パートナーとの協働による資源開発案件への取組み。	持続可能な社会実現に向けた転換期におけるエネルギーの安定供給を念頭に、化石燃料では相対的に環境負荷の少なく、また、低炭素燃料の原料源にもなるガスプロジェクトへの参画機会追求。	持続可能な社会実現に向け、Transition Fuel 及び低炭素燃料の原料源として、新規ガスプロジェクトへの参画具現化、及び脱炭素に係る協業へ向けた優良パートナーとの協議を継続実施中。
気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)		気候変動の機会	地域社会・環境に配慮したエネルギー利用	地域熱供給	環境に配慮した熱エネルギーの面的利用の取組みを推進します。	●神宮外苑地区における近隣ステークホルダーとの適切なコミュニケーションによる熱供給の普及推進。 ●高効率な熱供給プラントの設計・建設・運転。	神宮外苑地区における地域熱供給の安定的な操業維持と、近隣地域への熱供給の普及推進。	●近隣地域への高効率な熱供給の普及推進に向け、関係するステークホルダーとの協議を継続中。 ●2026年8月以降の本社移転に伴い、現プラントからの熱供給ができなくなるため、仮設プラントの建造を行い、2027年1月以降は仮設プラントから需要家への安定供給を継続する。
気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)		気候変動の機会	再生可能エネルギーを最適に継続的に供給する取組み	●蓄電池関連 ●電力・環境ソリューション	再生可能エネルギーを効率的かつ最適に活用するための鍵となる蓄電池の安定供給を続けます。	●機械学習 (AI) をベースにした最適充放電ソフトを搭載した蓄電池の継続的販売。 ●太陽光併設型蓄電システム及び蓄電所の組成。	蓄電池の販売数 (蓄電池の販売数・導入実績)。	家庭用蓄電池 ●2026年3月末までの家庭用蓄電池の累計販売台数は約6.4万台 (約635MWh)。 ●グリッドシェアジャパン社はAIを活用した遠隔での蓄電池最適制御サービスを提供。グリッドシェアジャパン社に参画した電力会社や蓄電池メーカー等とVPPやP2P電力取引といった次世代電力事業の開発推進中。 大型蓄電池 ●2026年3月末までの大型蓄電池の累計販売量は2028年時目標であった500MWh超を前倒して達成。 ●日本初の系統用蓄電池事業のファンドを組成し、投資案件も決定。今後蓄電所構築に向けて推進する。 ●経産省からの補助金2件、東京都の補助金1件を獲得し、当社並びに伊藤忠グループからの投資案件を出資パートナーと共に推進中。
●気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与) ●安定的な調達・供給	 	●資源安定供給 ●資本導入	脱炭素社会／循環型低炭素社会実現に向けた新燃料の取組み	●水素・燃料アンモニアの生産・供給、及び、リニューアブル燃料の調達・供給 ●新エネルギーに関する取組み	持続可能な社会実現に向け、ライフサイクルアセスメントベースでのGHG排出量削減に寄与する、新燃料の生産・供給体制の構築を目指します。	燃焼時にCO ₂ を排出しない次世代エネルギー・燃料として期待されている水素・アンモニア、内燃エンジンからの変更が難しい航空機や大型車両から排出されるGHG排出量削減に寄与するリニューアブル燃料 (廃棄油等由来)、及び、エネルギー効率を向上させる新エネルギーへの取組み。	優良パートナーとの協働、及び、これまでの開発・トレードでの実績を活かし、生産・効率輸送・供給を実現できる新燃料バリューチェーンの構築。	水素・アンモニア ●分散型グリーン水素製造・供給事業を展開する英Protium Green Solutions社に出資。 ●南アフリカのHive Hydrogen South Africaと、脱炭素社会の実現を目指したグリーンアンモニア分野での協業に関するMOC (協力覚書) を締結。現在、座組の構築や市場へのアプローチ、技術選定等に係る活動を展開している。 持続可能な航空燃料 (SAF)、リニューアブルディーゼル (RD) 等 ●伊藤忠を含む企業7社にてSAFを利用したScope3環境価値取引の実証試験を実施し、2024年8月から2025年3月の8か月間で第一弾を完了した。また伊藤忠が独自に創出したScope3環境価値の取引を開始した。 ●Neste OYJ 社及びGS Caltex 社と協力して成田国際空港に輸入した「民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」に適合する燃料を販売／供給した。 ●Neste OYJ 社より輸入したRDの重機／商用車向け販売を継続。軽油に最大40%のRDを混和した商品の名称を「RD40」から「FINE DIESEL」に変更しサプライチェーンの拡大・ブランド力強化を目指している。 新エネルギー ●核融合 (フュージョン) エネルギー関連スタートアップであるBlue Laser Fusion Inc. と、フュージョンエネルギービジネス、及び同社が開発するレーザー技術を応用した関連ビジネスについての資本・業務提携契約を締結。 ●締結後、令和6年度補正予算に基づき、大阪大学レーザー研究所向け物品調達入札を落札。関連資材納入を開始。

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)		資本導入	脱炭素社会実現と包摂的かつ持続可能な経済成長実現に向けた CCS 事業での取組み	CCS を用いた CO ₂ 回収チェーンの構築	持続可能な社会実現に向け、GHG 排出量削減に寄与する、CO ₂ 回収チェーンの構築を目指します。	石油開発技術の応用である CO ₂ 貯蔵技術を磨き、同技術に誘導するための CO ₂ 回収チェーン (引取り、輸送等) へのアクセスの強化。	カンパニー横断で各対面業界における CO ₂ 排出先の CO ₂ 回収ニーズを発掘し、CO ₂ 輸送・貯留事業のビジネスモデルを構築。	伊藤忠石油開発は、二酸化炭素地中貯留技術研究組合へ加入し、同技術の研究開発プロジェクトに参加。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) の2023年度の公募事業である「先進的 CCS 事業の実施に係る調査」及び2024年度以降の公募事業である「先進的 CCS 事業に係る設計作業等」に、日本海側東北地方 CCS 事業構想が採択され、船舶輸送を用いた CCS バリューチェーン事業の実現可能性について協業パートナーと継続検討中。
気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)		気候変動の機会	再生可能エネルギーを最適に継続的に供給する取組み	再生可能エネルギー発電事業／再生可能エネルギー関連資材調達	- 再生可能エネルギー発電所 (太陽光・バイオマス・風力) の開発／保有／運営を通じ、再生可能エネルギーの安定供給を実現します。 - 再生可能エネルギー関連資材調達を通じ、国内外の再生可能エネルギー発電の活性化を実現します。	再生可能エネルギー発電所の安定的な運営及び新規開発による再生可能エネルギーの資産規模拡大。	再生可能エネルギー資産規模。	- 出資先アイ・グリッド・ソリューションズ社を通じた、オンサイト型太陽光発電 PPA の拡大 (2026 年1月末時点 導入件数 約1,300か所、約330MW、前年比20%増)。 - 出資先であるクリーンエナジーコネクト社を通じた、オフサイト型太陽光発電 PPA の拡大 (2026 年1月末時点 導入件数 約2,500か所、約220MW、前年比25%増)。
食料カンパニー								
気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与)	 	GHG 排出量	気候変動への取組み	生鮮食品分野	気候変動対策に資する施策を検討・推進します。	Dole 事業におけるクリーンエネルギーの活用。	- Dole Philippines. のバイオガスプラントへの残渣投入量。 - クリーンエネルギー利用による GHG 排出削減量。	2025年度実績 - 残渣投入量：117,666t パイナップルの歩留まり改善により、残渣投入量が減少。 - GHG 排出削減量：68,526 t-CO₂e 残渣投入量減少に伴い、削減量が減少。
住生活カンパニー								
- 気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与) - 安定的な調達・供給	 	森林	持続可能な森林資源の利用	- パルプ - チップ - 木材	環境への影響を軽減し温室効果ガスの増加を防ぐため、持続可能な森林資源を取扱います。	認証材または高度な管理が確認できる林産物を取扱う。	取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林産物の比率を100%とする。	2025年度に取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林産物の取扱比率は、パルプ・チップ・木材とも100%。
- 気候変動への取組み (脱炭素社会への寄与) - 安定的な調達・供給	 	- 資本導入 - 汚染防止と資源循環	気候変動への取組み	スラグ等セメント代替	土木・建設等に欠かせないセメントの代替材として、持続可能な副産物 (スラグ) の利用拡大を図ります。	スラグ等副産物の供給側である製鉄所と需要側の間で、継続的・安定的な商流を構築。	継続的かつ安定的な商流構築を目指し、スラグ事業への出資・参画等を検討すると共に特に発展途上国での需要創出に注力する。	- スラグ事業への出資・参画を継続検討中。 2025年度のスラグ取扱量は168万 t (前年比13%増)。

報酬への気候変動課題の反映

伊藤忠商事は経営戦略と役員報酬制度の連動性を高めるため、2020 年度以降各役員の評価は、気候変動及び ESG・SDGs 対応を含めて決定しています。取締役報酬の月例報酬部分につき役位ごとの基準額をベースに気候変動及び ESG・SDGs 対応を含む会社への貢献度等に応じて決定されます。(2026 年 7 月から支給の月例報酬決定において考慮される 2025 年度の貢献度評価から、気候変動及び SDGs／

ESG の要素も加味したビジネス機会創出・業績拡大・リスクマネジメントへの対応を含めて評価・決定) また各組織における ESG 責任者及び ESG 推進担当は、SDGs への貢献・ESG 推進に関するビジネス創出や業務改善等を個人の年次目標として設定することで、その成果が個人業績としても評価されます。

● 当社の役員報酬制度 (P232)

気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

取組み

一般炭権益からの完全撤退に向けた取組み

石炭関連事業は、将来的に炭素税等の対象となったり、再生可能エネルギーと省エネ技術の普及促進により各国のエネルギーミックス等政策が変化し再生可能エネルギーの価格競争力が更に高まることで、石炭関連ビジネスからの利益が減少し、これら資産の減損または固定化されることを余儀なくされるリスクがあります。

このようなリスク分析に基づき、伊藤忠商事は 2019 年に新規の石炭火力発電事業の開発及び一般炭炭鉱事業の獲得は行わないことを取組方針として公開しました。2019 年には Rolleston 一般炭権益を売却、2021 年には中期経営計画で脱炭素社会を業界に先駆けて実現することを宣言し、Drummond 権益及び Ravensworth North 権益を売却しました。

当社は、引き続き国内外の需要家に対するエネルギー安定供給という社会的要請に応えつつ、GHG 排出量の削減貢献に資する事業の拡大に注力していきます。

物流業務における環境負荷低減

基本的な考え方

伊藤忠商事は 2050 年カーボンニュートラルを目指し、外部委託する物流業務について環境負荷が低い物流手法の採用や取組みを推進します。物流に関する基礎データの収集を行うことで輸送効率の低いビジネスを調査・分析・検証の上、可能な範囲で環境負荷が低い取組みへ移行していきます。また、クリーンエネルギーを動力とする輸送方式の開発や普及自体にもビジネスとして取組み、物流起因 GHG 排出量の低減に貢献していきます。

物流の省エネ化に向けた計画

伊藤忠商事は、省エネ法の定める特定荷主として毎年「中長期計画書」を国へ提出しており、その中で、以下のエネルギーの使用の合理化に関する全社計画を策定しています。

定性目標

- 改善余地のある輸送効率の低い手段を中心に実態調査を行い、適正輸送手段の選択・適正輸送ルートの選択等を実施し、積載効率向上と、エネルギー消費原単位低減を推進する。
- 上述を実現するために、貨物輸送事業者との協力体制強化を推進する。

定量目標

伊藤忠商事が荷主となる委託輸送に伴って発生する GHG 排出量は以下の通りです。環境負荷低減の取組みを通じて、省エネ法の努力目標である「5 年度間の平均エネルギー消費原単位を年 1% 以上減らすこと」を目指します。

千 t-CO ₂	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
物流起因 GHG 排出量 (千 t-CO ₂ e)	10	12	11	15	10
エネルギー消費原単位 (原油換算 kl/ 千 t・km)	0.020	0.019	0.019	0.019	0.022
前年度比	93.0%	94.0%	102.4%	99.2%	117.2%
5 年度間平均原単位変化率	102.8%				

具体的取組み事例

- 受発注納品時の物流適正化に向け、物流業者や取引先と協力し、効率的な輸送ルート設定や積載方法の改善を推進。
- 商品の形状や梱包を工夫し、積載率の向上実現。
- 輸送量に応じた適正車種の選択 (可能な限り大型車・混載便の利用)。
- 地方における共同配送事業の企画推進。
- EV トラックユーザー向けの充電ソリューションやバッテリー劣化予想も加味したリースサービスの提供。
- アンモニア燃料船開発プロジェクトの推進。

東京本社 実質 CO₂フリー電気への全面切替え

伊藤忠商事は、2020 年 1 月より東京本社ビルにおいて CO₂を排出しない環境価値を示す「FIT 非化石証書」を組合わせた実質 CO₂フリー電気を調達しています。本取組みは、世界的な脱炭素の流れを受け、事業運営で使用する電力を 100% 再生可能エネルギーとする国際イニシアティブ「RE100」にも適用可能なものです。



東京本社ビルの電気使用
実質 CO₂ 排出量

0 (2025 年度)

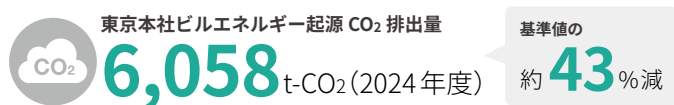
気候変動 (TCFD 提言に基づく情報開示)

東京都「地球温暖化対策計画書制度」への取り組み

伊藤忠商事は、東京都環境確保条例に基づき、東京本社ビルの CO₂ 排出量を 2021～2025 年度の 5 年間に基準値 (2002～2004 年度の平均値) より 25% 削減する計画書を東京都に提出しています。2024 年度のエネルギー起源 CO₂ 排出量は 6,058t-CO₂ であり基準値と比較して約 43% 減となっています。

なお、東京都に提出している書類は以下の通りです。

◦ <<2021～2025 年度対象>>「地球温暖化対策計画書」(2025 年 11 月提出) (<https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/ondanka-202511.pdf>) 
※ 東京都に提出した「地球温暖化対策計画書」の対象は、東京本社ビルのみならず、隣接する商業施設「Itchu Garden」も含む



外部との協働

財界・業界団体を通じた活動

伊藤忠商事は、一般社団法人日本経済団体連合会の環境・エネルギー関係の委員会である「環境委員会地球環境部会」に参加し、自主行動計画の推進、温暖化、廃棄物・リサイクル、環境リスク対策等、経済と両立する環境政策の実現に取り組んでいます。また当社は商社業界団体である日本貿易会傘下「サステナビリティ推進委員会環境ワーキンググループ」の委員として、低炭素社会の構築、循環型社会の構築、環境関連法規への対応等に取り組んでいます。日本貿易会が掲げる「国内の事業活動における 2030 年度の削減目標」や「気候変動対策長期ビジョン」は、当社の方針・目標とも合致しており、引続きこれを支持します。

当社が参加する各種業界団体等にて気候変動等に関する新たな方向性を決める場合は、その決定過程において当社のサステナビリティ推進基本方針に沿った意見を表明します。具体的には、所属する業界団体における方針等を協議する会合に参加し、案の検討段階から当社の考え方のみならず投資家、顧客、国際社会における考え方も踏まえて提言を行っています。万一それら団体の方針が当社方針と大きく異なる場合は、当社の方針に沿った形になるように努めます。各種業界団体における新たな方針が定まった場合は、必要に応じてその特定業界に対面する主管部署長へ報告し了承を取得します。伊藤忠グループ全体方針に影響を与えるものは、当社のサステナビリティ委員長である CAO へ報告し、サステナビリティ委員会等で当該新方針に沿い当社方針の見直しを決定します。

国内の事業活動における2030年度の削減目標 (商社業界)

2030 年度までに CO₂ 排出量原単位 (会社全体における床面積当たりの CO₂ 排出量) を 2013 年度比で 60% 減とします。(2024 年 4 月再設定)

日本貿易会「気候変動対策長期ビジョン」

日本貿易会は、カーボンニュートラルな社会の実現を目指して、他業界・他団体との連携を有効に活用し、各々の長期ビジョンと協調して、2050 年に向けたパリ協定における長期目標の達成への貢献を目指します。このビジョンのもと、会員企業は気候変動緩和策・適応策の検討・実施をビジネス上の重要課題と捉え、新たなビジネス、ソリューションの創出に努めます。

私たちは、時代の変化や多様なニーズに応じて事業内容を柔軟に進化させてきました。全世界をフィールドに、多岐にわたる産業分野の様々なプレーヤーと連携してビジネスを進めている商社だからこそ、気候変動というグローバルな課題の解決に、その機能を存分に発揮して貢献することが可能であると考えています。

◦ 気候変動対策長期ビジョン (https://www.jftc.or.jp/about/pdf/climate_20200325.pdf) 

CDP (気候変動) への参加

◦ イニシアティブへの参加 (P41)

GX フューチャー・コンソーシアム／GX フューチャー・リーグへの参加

◦ イニシアティブへの参加 (P42)

気候変動イニシアティブ (Japan Climate Initiative (JCI)) への参加

◦ イニシアティブへの参加 (P42)

汚染防止と資源循環

方針・基本的な考え方

汚染防止

伊藤忠商事は、事業活動の推進にあたり、化学物質・油・海洋プラスチックごみ等による環境汚染の未然防止・影響の軽減、大気汚染物質の排出削減、有害廃棄物及び排水の排出削減・適正処理に努めます。環境保全に関する国際的な宣言、規約、条約、並びに事業展開している国と地域の法規制及びその他当社の合意した事項を遵守することで、汚染防止の責任を果たしていきます。

資源循環

伊藤忠商事の取扱品目は、プラスチックから金属、ゴム、セメント、食品等多岐にわたります。当社はサステナビリティ上の重要課題の一つに「安定的な調達・供給」と「気候変動への取組み」を掲げ、事業投資先や取扱商品のバリューチェーン上のステークホルダーと協力して、環境・自然資本に負の影響がある原料調達の軽減や資源循環に取組み、循環型社会の形成に貢献していきます。製品・サービスの設計段階から、3R（リデュース、リユース、リサイクル）と持続可能な原料・素材へ代替することや、使用済製品の分別・回収・リサイクル事業等を推進していきます。自然資本の適切な利活用、トレーサビリティや地域社会への配慮等を重視し、持続可能性に関する第三者認証付き原料・製品の調達に積極的に取り組んでいきます。

目標・アクションプラン

伊藤忠商事は、汚染防止と資源循環における主にマネジメントに関わる定性目標と、パフォーマンスに関する定量目標を定め、取組みを推進しています。それぞれの環境目標と 2025 年度の取組み実績は右表の通りです。

定性的な目標

項目		バウンダリー	目標	2025年度の 実績と評価
環境汚染の 未然防止、 法規制の遵守	投融資案件 リスク評価	伊藤忠商事	全ての投資案件で「投資等に関わる ESG チェックリスト」による事前環境リスク評価を実施する	適切に実施
	監査を通じた 管理レベル向上	伊藤忠グループ	社内監査を通じた環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス状況の確認による管理レベル向上のための取組みを推進する	適切に実施
	グループ会社 訪問調査	伊藤忠グループ	グループ会社を選定し、環境管理状況等を訪問調査する	適切に実施
啓発活動の 推進	法規制内容啓発	伊藤忠グループ	伊藤忠商事及びグループ会社従業員に向けた「廃棄物処理法」、「土壌汚染対策法」等の講習会の実施及び学習、講習実績のレビューを実施する	適切に実施
資源の節減、 資源循環推進 と実績把握	オフィス廃棄物 軽減	伊藤忠商事	当社環境マネジメントシステムに基づき、オフィス廃棄物の排出量削減とリサイクルを促進する	適切に実施
	紙使用量削減 目標	伊藤忠商事	紙の使用量削減に関し、目標数値を意識する	適切に実施

定量的な目標

項目		バウンダリー	目標時期	内容	目標に対する 2025年度の実績	評価
汚染防止	重大環境事故	伊藤忠商事※1	毎年度	重大事故0件	0件	達成
	窒素酸化物・硫黄酸化物（NOx SOx） 排出濃度	伊藤忠セラテック（株）	毎年度	法令基準を20% 下回る水準に抑制	達成	達成
資源循環・ 廃棄物	廃棄物等排出量	東京本社※2	2031年3月	2019年度比 29% 減	2019年度比 29% 減	達成
	リサイクル率		2031年3月	90% 以上	93%	達成
資源節約	紙の使用量	伊藤忠商事※2	2031年3月	2019年度比 33% 減	2019年度比 62% 減	達成

※1 伊藤忠商事単体・海外現地法人・コンプライアンス報告対象グループ企業を含む
※2 2026年8月から東京本社ビルが移転することに伴い、移転先での管理状況等を考慮の上、新規目標を設定する予定

汚染防止と資源循環

アクションプラン

リスク						機会		
資源循環を含む環境問題の発生及び地域社会と関係悪化に伴う反対運動の発生による影響						新興国の人口増及び生活水準向上による資源需要の増加、環境に配慮した資源や素材の安定供給による顧客の信頼獲得や新規事業創出等		
マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
繊維カンパニー								
安定的な調達・供給	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と資源循環	資源循環による環境負荷の低減	繊維製品全般	サステナブルな繊維製品の取扱い、及びリサイクルを通じて循環型社会の実現に貢献します。	環境配慮型商品の取扱い、並びに資源リサイクルに繋がる取組みの推進。	繊維由来の再生ポリエステル「RENU」等、サステナブル素材の普及促進、及び繊維製品を再資源化する仕組みの構築。	●RENUプロジェクトによる再生ポリエステル取扱いの環境インパクトは以下の通り（2025年度見込み）。 ●原材料として投入した廃棄物：Tシャツ換算 4.8百万枚 ●CO ₂ 削減量：1,491t ●水の削減量：5,018kL ●不要となった衣料品の回収サービス「Wear to Fashion」における回収拠点は約6,000か所と前年より1,700か所増加（2026年3月現在）。 ●繊維と化学品の共同案件である「ARChemia プロジェクト」により、使用済み衣料品を環境付加価値の高い化学製品に生まれ変わらせるプロジェクトを運用中。2025年に開催された大阪・関西万博では、万博スタッフの使用済みユニフォームの一部を当プロジェクトでリサイクルし、循環型社会の実現に寄与。
機械カンパニー								
気候変動への取組み（脱炭素社会への寄与）	6 持続可能なエネルギー 12 持続可能な消費と生産	●水資源 ●汚染防止と資源循環	水・衛生インフラの整備	水／環境プロジェクト	水・環境事業を通じて、水・廃棄物の適切な処理、有効利用、衛生環境の向上、経済活動の発展、及び地球環境保全に寄与します。	水・環境事業の拡大を通じ、水の適切な利用・処理及び資源の有効活用を促進、環境負荷を低減。	環境に対する社会要請及びサーキュラーエコノミー促進に繋がる、高付加価値な水・環境関連事業の推進。	環境分野 ●英国：一般廃棄物焼却処理・発電3事業を運営中。同国にて年間約85万tの廃棄物を処理し、10万世帯分の国内家庭消費電力に相当する電力を供給。 ●セルビア：同国初となる統合型廃棄物管理事業。同国最大の環境・社会問題であった温室効果ガス（GHG）の排出や汚染水の漏出削減等に貢献。廃棄物処理発電施設が2024年7月より商業運転を開始。ゴールドスタンダードからカーボנקレジットの認証を取得。2025年度のGHG削減貢献量は約10万t-CO ₂ e/年。 ●UAE：ドバイ首長国で初の廃棄物処理・発電事業。同首長国で排出される一般廃棄物の半数に及ぶ190万t/年を処理する世界最大級のプラント。2024年8月より商業運転開始。毎年約217万t-CO ₂ e/年のGHG削減に貢献する見込み。 ●サウジアラビア：ジュベイル工業都市、工業系廃棄物処理事業へ参画中。
金属カンパニー								
気候変動への取組み（脱炭素社会への寄与）	13 気候変動に具体的な対策を	●気候変動の機会 ●資本導入	気候変動への取組み	資源リサイクル事業	●環境への影響を十分に考慮しつつ、資源の安定供給という社会的使命・責任を果たします。 ●自動車の軽量化・EV化関連事業等、温室効果ガス（GHG）削減に寄与する事業、また不可欠な素材の安定供給を通じ、気候変動問題に貢献します。	循環型ビジネスを主導的に展開。	循環型ビジネスの推進。	コンビニ等店舗設備・什器等の再利用・再資源化や、リサイクル事業者の全国ネットワークを活用した金属スクラップ・廃棄物処理の拡大・高度化を中心に、3R+W（Reduce／Reuse／Recycle＋Waste Management）を推進。限られた資源の有効活用と環境素材の供給に寄与。
エネルギー・化学品カンパニー								
安定的な調達・供給	12 持続可能な消費と生産	プラスチック	社会問題の解決に繋がる取組み	プラスチック関連環境対応	プラスチック関連環境対応により、対策が急がれる海洋プラスチックや廃プラスチック等の社会問題の解決に貢献します。	ブランドオーナーとの協働による環境素材の供給とリサイクル・リユースプログラムの確立。	環境素材の取扱い強化とリサイクル・リユースプログラムの確立を通じて、循環型モデルの構築。	PCR（Post Consumer Recycled）のポリエチレン樹脂やポリプロピレン樹脂の調達、環境配慮型食品包材の取扱推進等を継続中。

汚染防止と資源循環

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
食料カンパニー								
安定的な調達・供給	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と資源循環	環境に配慮した資源や素材の供給・活用	生鮮食品分野	食品ロスの低減を通じて、資源の有効活用の促進、環境負荷の低減に貢献します。	日本・産地（フィリピン）で廃棄される規格外品の Dole バナナを、もったいないバナナとしてブランド・製品化し、市場に流通させる。	●産地（フィリピン）での廃棄バナナ再活用量。 ●日本での規格外バナナの消費量。	●規格外バナナ再利用（産地）：2025年度 35,975t ●規格外バナナ再利用（日本）：2025年度 5,082t ●もったいないバナナプロジェクト推進により取扱数量増加。
安定的な調達・供給	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と資源循環	食品ロス削減、リサイクル推進	食品流通分野	食品流通分野のサプライチェーン全体において、食品ロス削減等を推進し、サーキュラーエコノミー実現に貢献します。	国内卸売事業において、食品ロス削減策を推進。「ロスを出さない」「売り切る」「配る」の施策により改善策を実施。	国内卸売事業において、IT 技術活用による在庫管理の強化に加え、国内販売網の活用やフードバンクへの寄贈により、食品ロス削減に貢献。	●2025年度の食品廃棄物排出量は、2016年度比51.8%削減の見通し（前年比6.7%削減）。 ●小売店舗の販売・発注データ活用による需給調整、フードバンクへの寄贈数量増加等に加え、食品ロス削減の啓発を徹底。
住生活								
●気候変動への取組み（脱炭素社会への寄与） ●安定的な調達・供給	12 持続可能な消費と生産 13 気候変動	●資本導入 ●汚染防止と資源循環	気候変動への取組み	スラグ等セメント代替	土木・建設等に欠かせないセメントの代替材として、持続可能な副産物（スラグ）の利用拡大を図ります。	スラグ等副産物の供給側である製鉄所と需要側の間で、継続的・安定的な商流を構築。	継続的かつ安定的な商流構築を目指し、スラグ事業への出資・参画等を検討すると共に特に発展途上国での需要創出に注力する。	●スラグ事業への出資・参画を継続検討中。 ●2025年度のスラグ取扱量は168万 t（前年比13%増）。
情報・金融カンパニー								
安定的な調達・供給	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と資源循環	持続可能なライフスタイルを実現する商品の提供	リユース・リサイクル事業	国内における携帯中古端末の流通を通じ、限りある資源の有効利用による持続可能な社会の発展に貢献します。	●調達ソースの多角化による継続的かつ安定的な資源（機器）再活用を実現。 ●携帯中古端末における認知度向上を図るため、各メディアへの露出等啓発活動の実行・促進。	●取扱品目（機種）及び調達ソースの拡大。 ●流通チャネルの拡充。	●取扱品目（機種）：2024年度947機種→2025年度1,494機種に増加。 ●調達ソース：2024年度12社→2025年度12社を維持。 ●流通チャネル：自社ECサイトに加えて大手EC事業者を活用した販売チャネルを拡大中。

体制・システム

ガバナンス

汚染防止・資源循環等の環境・社会リスクを管理するための伊藤忠商事のガバナンス体制とシステムは以下の通りです。

●ガバナンス (P16)

新規事業投資案件における汚染防止と資源循環の評価

伊藤忠商事が取組む事業投資案件については、その案件が環境・社会に与える影響を「投資等に関わる ESG チェックリスト」により事前に評価しており、例えば汚染防止と資源循環の対応状況の把握も含まれています。専門的な知見を必要とする案件については外部専門機関に事前の調査を

依頼し、調査の結果問題がないことを確認した上で、投資実行することにしています。

当社は、「安定的な調達・供給」をサステナビリティ上の重要課題の一つと掲げ、生物多様性等、環境に配慮し、各国の需要に合わせた資源の有効利用と安定的な調達・供給に取組むことで、循環型社会を目指します。事業投資案件における汚染防止と資源循環の事前評価はこのような取組みを支えるものです。

グループ会社実態調査

グループ会社における環境リスク対策を目的として、地球環境に与える影響・負荷が相対的に高い会社を対象とした現地訪問調査を 2001 年より継続的に行っています。グループ会社実態調査では、経営層との質疑応答から、工場や倉庫等の施設での排気・排水や化学品の取扱い、廃棄物処理の状況や、環境法規制の遵守状況等を評価しています。

汚染防止と資源循環

バリューチェーンにおける汚染防止・資源循環の取組み評価

取扱商品におけるサステナビリティリスク評価

伊藤忠商事は、新たな商品を取扱う際、商品の原材料の調達からその製造、使用並びに廃棄段階に至るまで、LCA※的分析手法で環境・社会への影響や環境関連法規制の遵守状況、ステークホルダーとの関わり等を評価する商品別サステナビリティリスク評価を実施しています。バリューチェーン上で著しい環境汚染や資源の枯渇等の自然資本リスクがある場合、当該商品を重点管理対象とし、各種規程・手順書・特定業務要因教育等を策定・実施しています。

※ LCA（Life Cycle Assessment）：一つの製品が、原材料から製造、輸送、使用、廃棄あるいは再使用されるまでのライフサイクルの全段階において、環境への影響を評価する手法

サプライヤー向けサステナビリティ調査

サプライヤーの実態を把握するため、高リスク国・取扱商品・取扱金額等一定のガイドラインのもとに各カンパニー及び該当するグループ会社が重要サプライヤーを選定し、各カンパニーの営業担当者や海外現地法人及びグループ会社の担当者がサプライヤーを訪問しヒアリングを実施しています。また重要サプライヤーに対しては、アンケート形式のサステナビリティ調査も実施しており、排気・排水・廃棄物の処理状況や、エネルギーや原材料の省資源を含む資源循環への取組み状況を確認しています。必要に応じてサプライヤーに対して是正依頼を行う継続的改善を行っています。

化学物質管理

化学品部門で取扱う化学品は、人の健康や環境にもたらす悪影響を最小化するため、製造、販売、輸送、保管等の様々な場面において、数多くの関連法規の規制を受けています。更に、商品の取扱いに許認可を要するものも多数あり、法令違反を起こすと許認可が取り消され、化学品部門のビジネスに重大な影響を与えることにもなりかねません。

また、化学品のサプライチェーン全体でのリスク最小化を指向する国際的な流れの中で、先進国・途上国問わず、新たな規制の導入、既存規制の大型改正が始まっており、化学品を扱う上での法規制環境は今後ますます厳しくなるものと予想されます。

伊藤忠商事では、化学品を扱う企業として商品や業界の知識だけでなく、担当者一人ひとりが、自らの取扱っている商品についての法規制を正確に理解した上で、法令の要求事項に沿ってビジネスを行うことを基本方針としています。

化学物質を扱う部門での法令遵守

化学品部門が主管となり、化学物質を主に扱う化学品部門各営業部、及び化学品部門が主管するグループ会社が適切に法令を遵守できるよう管理しています。また、化学品部門以外で化学品を一部扱う営業部門やグループ会社へも化学品部門より適宜指導、助言を行っています。

管理方法としては、外部コンサルティング会社への問い合わせの徹底、及び専用システムによる一元的法令管理を基本としており、具体的には、2016年に独自開発した法令管理システムによる商品ごとの化学物質レベルでの適用法令や対応事項の確認・記録化、重要法令に関するeラーニングの実施や主要法令の要点をまとめた関連法規ハンドブックの配布を通じた営業担当者への継続的教育を行うことで法令遵守に努めています。外部コンサルティング会社には、化学物質管理に関する高いノウハウを持つテクノヒル株式会社を起用し、管理体制に関する総合的助言や商品ごとの適用法令といった個別相談等、あらゆる面でサポートを受けています。

担当者一人ひとりの力量を高いレベルで維持・向上させるために、伊藤忠商事独自に編集した化学品関連法規ハンドブックを担当者全員に配布し、力量の向上に努めています。本ハンドブックでの掲載法令は32法令で、各法令の概要、遵守事項の要点を明記しています。化学品業界法の知見が十分でない新入社員や化学品部門以外で化学品を取扱う営業担当者が必要に応じて参照し、業界法への自発的気づきを促すことを目的としています。

これらの取組みにより、2025年度の免許停止等の重大違反は0件でした。

重大違反
0件



化学品関連法規ハンドブックの表紙絵

汚染防止と資源循環

緊急対応、事故対応への管理体制

伊藤忠商事の事故・緊急事態対応規程に沿って社内外への報告を行うと共に、事故の状況によって個別手順書に従い対応します。例えば毒物及び劇物に関わる事故等が発生した際は、当社で定めた手順書に沿って、以下のような対応を行うこととしています。

- 緊急連絡網に沿って必要な報告を行うと共に、速やかな対応を行い毒物劇物による危害を最小限にとどめる。
- 飛散、漏れ、流出、しみだし、または地下にしみ込んだ場合において、不特定または多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは直ちにその旨を保健所、警察署、または消防機関に届け出ると共に、保健衛生上の危害を防止すべく必要な措置を講じる。

取組み

個別取組みのご紹介

1. リデュース コンビニエンスストアでの環境配慮型容器包装の取組み

伊藤忠商事の子会社、株式会社ファミリーマートでは「ファミマ eco ビジョン 2050」でプラスチック対策に向けた目標として環境配慮型容器包装※比率を 2030 年に 60%、2050 年に 100% とすることを掲げています。

ファミリーマートでは、容器包装の仕様変更により、容器包装の原材料に使用する石油系プラスチックの削減、及び環境配慮型素材の使用促進に取り組んでいます。今後も 2030 年、2050 年目標達成に向け、取引先や消費者の理解と協力を得ながら取組みを進めていきます。

※ 植物等を原料としたバイオマスプラスチックや再生 PET を配合した素材による容器包装

環境配慮型容器包装の主な取組み実績

取組み内容	プラスチック使用量削減量
● ファミマルのペットボトル飲料で、再生 PET 樹脂100% のリサイクルペットボトルに切替えを推進。緑茶や麦茶、ルイボ스티ー等無糖茶の定番7商品の他、天然水やコーヒー等の容器にも導入	4,750t/ 年 削減見込み
● サラダの容器は全品バイオマスプラスチック等を使用した環境配慮型容器を使用	約900t/ 年 削減
● チルド弁当・チルド寿司容器を軽量化・素材変更	約421t/ 年 削減見込み
● スープの本体容器を紙製に変更	約170t/ 年 削減見込み

コンビニエンスストアでのプラスチック削減の取組み

日本で 2022 年 4 月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づき、ファミリーマートは「2019 年度対比 2030 年度までに石油由来のプラスチック使用量を 50% 削減」することを目標に掲げ、弁当、デザート、飲料等を購入されたお客様へ配布するプラスチック製スプーン、ストロー等の使用量削減に取り組んでいます。

特定のプラスチック使用製品の削減に関する主な取組み実績

開始年	取組み内容	プラスチック使用量削減量
2021年～	● プラスチック製スプーンの持ち手部分のデザイン変更 (https://www.family.co.jp/company/news_releases/2021/20210427_01.html)	● 約12%削減 約65t/年 削減見込み
2022年～	● 「コンビニエンスウェア ブルーグリーン」プロジェクトを発足し、洗って繰り返し使えるカトラリーセット、開いて洗えるストロー、生分解性バイオポリマー使用のスプーン・フォーク等の環境配慮素材を使用した商品を販売	—
	● プラスチック製フォークの提供を原則取りやめ (希望により箸へ代替またはフォークを継続提供) (https://www.family.co.jp/company/news_releases/2022/20220921_01.html)	● 約250t/ 年 削減見込み
2024年～	● スプーン・フォーク・ストロー有料化を一部店舗にて先行開始 (https://www.family.co.jp/company/news_releases/2024/20240119_02.html)	● 約4t/年 削減見込み

汚染防止と資源循環

コンビニエンスストアでの食品ロス削減の取組み

ファミリーマートは、おむすびや弁当等の中食商品を対象とした値下げ販売（ファミマのエコ割）を活用し、消費期限の近い食品の積極的な販売を推奨することで食品ロスの削減に取り組んでいます。2025年3月から順次全国で、値下げを示すシールを、金額だけが表示されたものから、涙目のキャラクターやメッセージの入ったデザインに変更しています。

2024年10月から実施した実証実験の結果、シールのデザインを変えることで、値下げした商品の購入率が5ポイント向上しました。これを全国の店舗に拡大

した場合、店舗における食品ロスを年間で約3,000t削減する効果が見込まれます。

今後も消費者の食品ロスに対する意識や感情に行動心理学的にアプローチすることで、購買行動の変容を促し、食品ロス削減に向けた新たな取組みを積極的に進めていきます。



涙目のキャラクターが「たすけてください」と訴える値下げシール

セルロースナノファイバーを使用した物流資材の実証開始について

伊藤忠商事は、プラスチック物流資材最大手の三甲株式会社及びセルロースナノファイバー（CNF）の第一人者である京都大学矢野浩之特任教授とともに CNF を活用した物流資材を開発しました。CNF は持続可能な木材由来で、プラスチックを高強度化・軽量化させる最先端のナノマテリアルであり、脱炭素の切り札として日本の大学・企業が世界の研究開発をリードしています。当社は静岡県内のファミリーマートの倉庫・店舗での実証試験を行ない、CNF 素材の実用性を確認するとともに、バット1枚あたり27kg以上の温室効果ガス（GHG）削減ポテンシャルを確認しました。



主に食品の輸送に用いられる、薄型の運搬容器（バット）。現在はプラスチック製。



2025年の静岡県での実証事業で用いたCNFを複合したバット

今後はこの成果を足掛かりに、バットの15%以上の薄肉化・軽量化を目指すとともに、CNF物流資材の開発を本格化させ、作業負担の軽減や積載効率の改善といった物流課題の解決に貢献しつつ、産官学連携によるパートナーシップを主導し、日本が世界に誇る最先端素材技術の普及・発展に貢献していきます。

環境配慮型ゴミ袋「nocoo（ノクー）」を開発

伊藤忠商事の子会社、日本サニパック株式会社は、CO₂の削減に繋がる環境配慮型ゴミ袋「nocoo」を開発しました。nocooは、天然ライムストーンを原料に使用することにより、プラスチック使用量が約20%削減され、ゴミ袋製造時、燃焼時におけるCO₂排出量がポリエチレン100%のゴミ袋と比べ約20%削減できます。2025年度の全国47都道府県におけるnocoo販売実績は6,190tで、1,485tのプラスチック使用量の削減、及び4,025tのCO₂排出量の削減（焼却時）に貢献しました。

今後もnocooを通じて、いつものゴミ捨てでCO₂削減、という誰にも身近な環境問題への取組みを進めていきます。



環境配慮型ゴミ袋「nocoo」

● 環境配慮型ゴミ袋 nocoo
(<https://www.sanipak.jp/series/nocoo.html>)

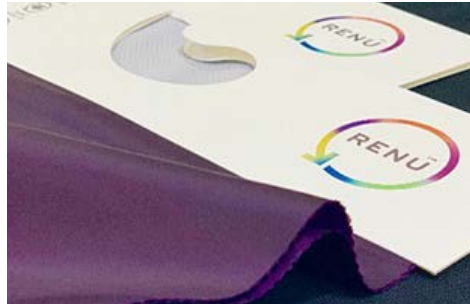
汚染防止と資源循環

2. リユース・リサイクル

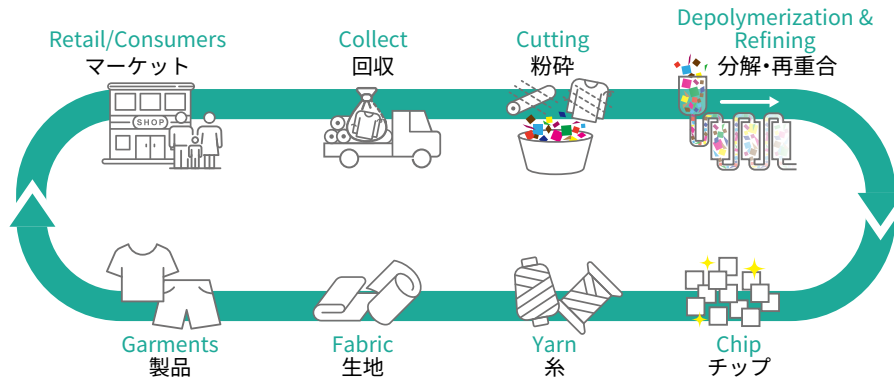
循環型経済の実現を目指す RENU® プロジェクト

ファッション産業における大量廃棄問題を解決し、循環型経済の実現を目指す RENU® (RENU) プロジェクトを 2019 年春より始動しました。第一弾商品として、これまで廃棄されてきた残反や使用済み衣料を原材料としてつくられた繊維由来の再生ポリエステルを展開しています。このプロジェクトを、消費者の手に届くまでのファッション産業の商流全体で展開することで、循環型経済に貢献します。

● RENU® プロジェクト Web サイト (<https://renu-project.com/>)



繊維由来の再生ポリエステル素材「RENU」



RENU が目指すサーキュラーエコノミーの図

RENU プロジェクトにおける再生ポリエステルの取扱いによる環境インパクトは次の通りです。

	2021年度	2022年度*	2023年度*	2024年度*	2025年度*
原材料として投入した廃棄物 Tシャツ換算 (百万枚)	6.0	6.3	6.5	5.5	6.4
CO ₂ 削減量 (t)	893	1,931	2,010	1,715	1,962
水の削減量 (kL)	1,500	6,500	6,760	5,770	6,604

※ 2021年度版 LCA を採用

繊維製品回収サービスの展開

伊藤忠商事は、リユースやリサイクルを通じて資源循環型ビジネスを展開する株式会社 ECOMMIT と業務提携契約を締結し、日本市場における繊維製品の回収サービス「Wear to Fashion」を展開します。2022 年春より、全国の事業者・自治体を対象に順次サービスの提供を開始し、2026 年 3 月現在、約 6,000 拠点にて回収を行っています。2025 年度は、約 11,375t の衣類を回収しました。また、2025 年度は GMS (総合スーパー) で回収を拡大させた他、しまむら、アルペングループ、SHIPS グループの各店舗で回収 BOX を設置。自治体との連携強化も継続しており、新たに松戸市、芦屋市、鹿屋市とリユース活動の促進に関する連携協定を締結しました。

繊維業界が抱える廃棄問題の解決を目指す「RENU プロジェクト」の取組みとなる本サービスでは、不要となった繊維製品を回収・選別し、リユース可能な製品は ECOMMIT のノウハウを活用してリユースし、リサイクル可能なポリエステル製品は「RENU」の原材料とすることで、廃棄される繊維製品を可能な限り削減し、サーキュラーエコノミーの実現を目指します。

■ Wear to Fashion の仕組み

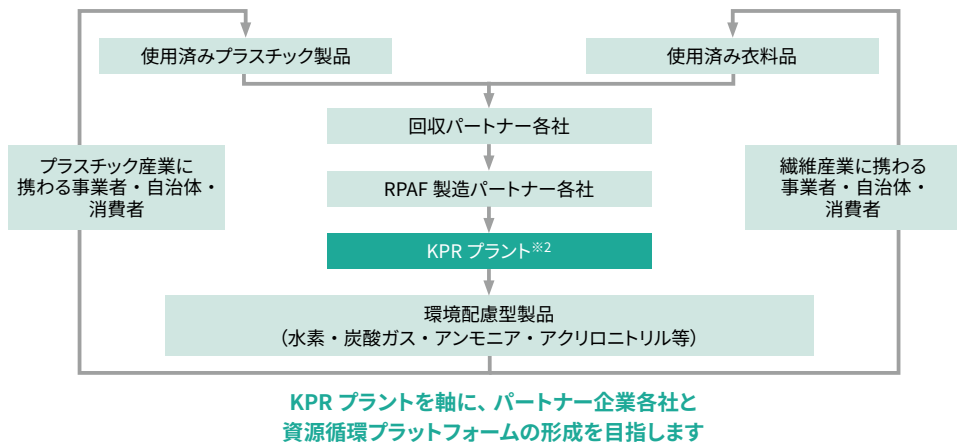


汚染防止と資源循環

使用済みプラスチック・繊維の循環事業 ARChemia (アルケミア) プロジェクト

2023年3月、伊藤忠商事は株式会社レゾナックと使用済みプラスチック・繊維の循環事業推進を目的とした共同検討に関する覚書を締結しました。この覚書に基づき「ARChemia プロジェクト」を立ち上げ、使用済みプラスチック・繊維を混合したリサイクル固形原料 (RPAF ※ 1) をレゾナックに供給し、環境付加価値の高い低炭素アンモニア等の化学製品に生まれ変わらせる協業を開始しました。2025年に開催された大阪・関西万博では、万博スタッフの使用済みユニフォームの一部が当プロジェクトでリサイクルされる等、各方面での利用が進められています。化学品と繊維の共同案件である「ARChemia プロジェクト」を通じて、廃棄物の社会課題を解決すると共に、循環型社会の実現に貢献していきます。

■「ARChemia プロジェクト」概要



※1 RPAF: Refuse derived Plastics paper and Apparel densified Feedstock
使用済みプラスチック、古紙及び使用済み繊維を主原料とし、発生カロリーを調整したガス化ケミカルリサイクル向けの固形原料。

※2 KPR プラント: レゾナック川崎事業所 プラスチックケミカルリサイクルプラント

リサイクルナイロンブランド「ECONYL®」の展開

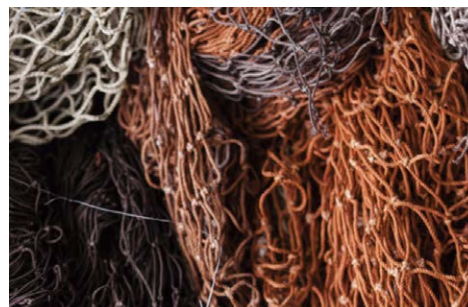
伊藤忠商事は、世界最大のリサイクルナイロンブランド「ECONYL® (エコニール)」を展開する Aquafil S.p.A. (Aquafil 社) とナイロン循環リサイクルに関するビジネスの推進、拡大に向けて資本業務提携を締結しました。

ナイロンは石油由来の化学繊維及びプラスチック原料として、ファッション、カーペット、漁網、食品包材、自動車用部材等幅広い分野で使用される一方で、他原料との複合素材として使用されている製品も多く、リサイクルが難しい素材の一つでした。

Aquafil 社は、独自の技術でナイロン廃棄物をケミカルリサイクルによって粗原料であるカプロラクタム (CPL) まで戻し、不純物等を完全に除去しバージン材と同等品質で再利用できる循環リサイクルシステムを構築し、2011年よりスロベニアにて漁網やカーペット等の廃棄物を原料としてリサイクルナイロン「エコニール」の生産を開始しました。エコニールは 100% 廃棄物からのリサイクルのため、石油由来の通常のナイロンに比べて CO₂ 排出量を最大 90% 削減が可能です。

当社は、当社グループの持つ多様なネットワークを活かして、グローバルにアパレルやカーペット、自動車用部材、包材等の用途向けに拡販していきます。2022年2月には、ファスナー製造・販売最大手の YKK 株式会社、Aquafil 社と共同で、Aquafil 社のリサイクルナイロンを原料にした環境配慮型のリサイクルファスナー、リサイクルボタンを開発しました。2024年3月には、漁網製造を手掛ける桃井製網株式会社及び木下製網株式会社と共に、エコニールを使用した漁網を共同開発しました。同年10月には、旭化成株式会社と共に、エコニールをベースポリマーとした 3D プリンター向け樹脂材料の協業を発表しました。今後、エコニールと旭化成が開発を進めている天然資源由来原料を組み合わせることで、環境に配慮した材料を市場へ提供します。

更に既存の販売チェーンからの廃棄用ナイロンの回収スキームを構築し、Aquafil 社への原料安定供給の観点からも協業をすすめています。廃棄物の回収から最終製品の販売までを Aquafil 社と共同で取組むことにより、付加価値の高いナイロン循環リサイクルの拡大を目指します。



エコニールの原料となる漁網



リサイクルファスナーとリサイクルボタン

汚染防止と資源循環

日本における環境配慮型床材の展開及び床材循環リサイクル事業

伊藤忠商事は、インテリア・内装卸売事業を手掛けるリリカラ株式会社と協業し、欧州建築資材メーカーである Tarkett S.A. が製造する環境配慮型床材 DESSO (デッソ) の日本市場への展開、及び床材循環リサイクル事業を開始しました。2024 年の開始以降、既に数十件の採用実績があります。

デッソは、床材の基材部分と表面の繊維部分を分離し、それぞれ再生することが可能な、リサイクルを前提とした環境配慮型製品です。本プロジェクトでは、デッソを販売するだけでなく、回収・リサイクルスキームの構築を通じて、床材循環リサイクルの社会実装を目指します。



環境配慮型床材 DESSO を使ったオフィス

未利用資源と副産物を活用した不燃ボード「ダイライト」

伊藤忠商事の子会社である DAIKEN 株式会社では、1997 年より無機系不燃ボード「ダイライト」を製造・販売しています。ダイライトは、未利用資源の火山灰「シラス」と製鉄時の副産物スラグ「ロックウール」を有効活用した世界初の商品で、軽量、高強度、不燃性、通気性、良加工性等の特徴があります。

ダイライトを基材に表面装飾にシートや突板等を組み合わせることで、ダイライトは不燃性と意匠性を兼ね備えた壁材やルーバー材として採用されています。また、木造住宅の耐力面材としても広く採用されてきました。

近年では、公共建築物等での国産材や地域材の活用が推進される中、不燃性能が求められる内装の壁材や天井材においても、木材を使用したいというニーズが高まっています。これに応え、全国各地の地域材とコラボレーションし、ダイライトと地域材を組合わせた化粧板やルーバー材が公共施設や駅舎等で採用されています。地域材の利用を通じて、地域林業の活性化にも貢献しています。

DAIKEN では引き続き持続可能な資源循環に寄与する商品を開発していきます。



ダイライトの原料となるシラスとロックウール



天井：ダイライト基材の不燃造作材「グラビオルーパー」
壁面：ダイライト基材の不燃化粧板「グラビオ」



外壁下地：耐力面材「ダイライト MS」

汚染防止と資源循環

ポリエステルのケミカルリサイクル技術ライセンス展開

2023年1月、伊藤忠商事、帝人株式会社、日揮ホールディングス株式会社は、ポリエステル製品からポリエステルをケミカルリサイクルする技術のライセンスを目的とした合弁事業会社「株式会社 RePEaT」を設立しました。この度第一号ライセンス先の浙江建信佳人新材料有限公司にてキャパシティ 5 万 t の新工場の建設が完了し試験稼働を開始、2026年7月にはフル稼働を予定しています。近年気候変動が地球規模の課題となる中、繊維産業においては、製造工程におけるCO₂の排出や、衣料品の大量廃棄が問題視されています。「ケミカルリサイクル」は、使用済み繊維製品を熱利用する「サーマルリカバリー」や別の製品原料とする「マテリアルリサイクル」といった一般的な方法と異なり、繊維製品を再び繊維原料へ化学分解することにより、繊維から繊維へのリサイクルができる画期的な方法です。

RePEaT は、帝人の持つポリエステルのケミカルリサイクル技術、グローバルにエンジニアリング事業を展開する日揮の知見、当社の持つ繊維業界の幅広いネットワークを活用し、廃棄されるポリエステル繊維製品を原料としたポリエステルのケミカルリサイクル技術を国内外へライセンス展開します。これによりコスト効率に優れたケミカルリサイクル事業へ参入する事業者をサポートします。また、RePEaT は、リサイクル原料となる使用済みポリエステル繊維製品の回収を含めたエコシステム構築のコンサルティング事業を通じ、ポリエステル製品のリサイクルを推進することにより、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

ワンストップ・ウェイストマネジメントサービスの提供

全国展開を図っているフランチャイズ企業では、従来は、廃棄物の処分は店舗またはエリア単位で小規模・分散的に行われており、各事業者の労力及びコストの非効率性や法令違反リスクといった課題を抱えていました。

伊藤忠メタルズ株式会社 (IMC 社) では、全国の優良リサイクル業者 100 社超で組成する伊藤忠鉄原会を中心としたリサイクルネットワークを構築し、廃棄物が処分・再資源化されるまで、IMC 社独自の電子マニフェストシステムの提供を含め、一元集中的に管理を代行することにより、排出事業者の法令違反リスク、及び処理コストの大幅低減、並びにリサイクル率向上にも貢献しています。IMC 社は、現在ではコンビニ、店舗什器メーカー、飲料メーカー等様々な業界に対し、産業横断的なリサイクルプラットフォームを提供する等各企業の取組みを支える各種サービスを提供しています。更には、IMC 社が管理受託した廃棄物の中でリユース可能なものは IMC 社の整備拠点で再整備・リユースを行うことで 3R を実現し、循環型社会形成に大きく貢献しています。



汚染防止と資源循環

英国最大の廃タイヤ回収・加工・リサイクル事業

伊藤忠商事の英国子会社である European Tyre Enterprise Limited (ETEL) 傘下の Murfitts Industries Ltd は、英国を中心に自動車整備、タイヤ小売・卸業を展開しており、年間 2,000 万本超の廃タイヤを取扱う英国最大規模の回収・リサイクル加工事業者です。

ETEL グループが有する英国全域に展開する業界トップクラスのネットワークを基盤として、回収原料の安定的な確保を実現し、強固なタイヤ回収インフラを構築しています。回収した廃タイヤから製造されるリサイクル製品は、競技場や舗道・遊戯場の表面材等の様々な用途に使用され、世界各地に供給されています。また、タイヤの主原料の一つであるカーボンブラックや再生燃料を生成する独自の熱分解技術の開発・実証にも取り組んでいます。これにより、廃タイヤ由来の再生カーボンブラックの活用可能性を通じて、タイヤ製造におけるサステナビリティ向上に貢献しています。

Murfitts Industries は、全国規模の物流網、多様な再資源化用途・販売先の確保、厳格なコンプライアンス体制を強みとし、単なるリサイクル事業者にとどまらず、英国のタイヤ資源循環を支えるインフラ企業として、持続可能な循環型経済への移行に貢献しています。



廃タイヤを加工した粒状ゴム

3. リニューアブル

セメント代替品「高炉スラグ」の世界有数トレーダー

高炉スラグとは、鉄鋼の製造工程の副産物です。セメント代替品としてセメントと混合して利用することで、セメントの原料である石灰石等の天然資源の節約が可能となり、更にセメント製造時に発生する CO₂ を削減することが可能となります。高炉スラグが供給されることで、セメント 1t を製造する際に発生する 840kg の CO₂ が抑制されます。

伊藤忠商事は 20 年程前から国内外の高炉スラグを世界中に販売、世界有数の高炉スラグトレーダーとしての取扱量を誇り、CO₂ 発生の抑制に貢献しています。世界規模での脱炭素の流れを受け、高炉スラグの価値は今後益々高くなることが期待されていることから、継続的・安定的な商流を構築し、スラグ事業への出資・参画を含め、注力していきます。



高炉スラグを使った建造物

再生可能資源由来バイオマスポリプロピレンの日本市場における事業展開

日本では、海洋プラスチックごみ問題や気候変動への対応として 2030 年までに約 200 万 t のバイオマスプラスチック製品を導入する基本計画が策定されています。

伊藤忠商事は、2020 年に Borealis AG と再生可能資源由来のバイオマスポリプロピレン (バイオ PP) に関する日本市場でのマーケティングについて合意して以来、伊藤忠プラスチック株式会社と協業し、マーケットインに特化した再生可能資源由来の合成樹脂を原料とする食品容器や包材の展開を進めています。具体的には、2021 年 6 月からファミリーマートのパスタ容器の一部を日本初となるバイオ PP 使用の容器に変更した他、食品容器、衛生用品、日用雑貨を中心とした多様な分野での製品展開に取り組んでいます。

マスバランス方式で製造された再生可能資源由来の合成樹脂の国内販売にあたっては、当社は ISCC PLUS 認証を取得しています。これは、持続可能な原料調達であることをサプライチェーン上でトレースできる形で証明する認証であり、バイオマス由来の原料割り当て分は GHG 排出量削減に貢献します。

汚染防止と資源循環

外部との協働

容器包装リサイクル法への対応

伊藤忠商事は、容器包装リサイクル法が定める特定事業者として、循環型社会形成の推進に寄与することを目的とする、容器包装の再商品化のための再商品化委託料を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に納めています。

■ 過年度の委託料

(単位：円)

年度		2020年度			2021年度				2022年度				2023年度				2024年度			
実施委託料／提出委託料		実施	抛出	総額	実施	抛出	総額	重量 (t)	実施	抛出	総額	重量 (t)	実施	抛出	総額	重量 (t)	実施	抛出	総額	重量 (t)
ガラスびん	無色	925,650	0	925,650	1,145,967	0	1,145,967	236.752	1,022,254	0	1,022,254	201.599	58,398	0	58,398	9.387	94,693	0	94,693	8.998
	茶色	—	—	—	—	—	—	—	114,234	0	114,234	13.314	2,446,217	0	2,446,217	289.594	1,608,109	0	1,608,109	119.649
	その他の色	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	319,093	0	319,093	16.782
PET ボトル		—	—	—	630	0	630	0.084	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紙製容器包装		10,168	0	10,168	15,453	0	15,453	1.385	7,654	0	7,654	0.788	15,261	0	15,261	0.885	17,520	0	17,520	0.977
プラスチック製容器包装		2,432,519	0	2,432,519	2,739,244	0	2,739,244	52.383	2,167,099	0	2,167,099	41.583	3,149,074	0	3,149,074	61.743	2,957,799	0	2,957,799	55.985
合計		3,368,337	0	3,368,337	3,901,294	0	3,901,294	290.604	3,311,241	0	3,311,241	257.284	5,668,950	0	5,668,950	361.609	4,997,214	0	4,997,214	202.391

食品リサイクル法への対応

伊藤忠商事は、食品リサイクル法に基づき日本国内における食品廃棄物排出量及び再生利用量等の定期報告を行い、基準実施率（再生利用等の実施率目標）に沿って廃棄物の発生抑制、飼料化等のリサイクル促進に努めています。

■ 食品リサイクル率

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
リサイクルしている数量	廃棄物等の発生量 (単位：t)	955.9	939.4	1,944.3	813.6	784.2
	再生利用実施量 (単位：t)	762.0	854.6	1,747.6	759.4	683.1
	廃棄処分実施量 (単位：t)	193.9	84.8	196.7	54.2	101.1
目標 (個々の食品関連事業者ごとの再生利用等の実施率の目標)	基準実施率	80.8%	80.8%	80.8%	80.8%	80.8%
リサイクルしているパーセンテージ	再生利用等実施率※1	81.9%	91.0%	89.9%	93.3%	86.6%

※1 再生利用等実施率は、農林水産省の定める「（発生抑制量＋再生利用量＋熱回収量×0.95＋減重量）／（発生抑制量＋発生量）」の計算式にて算出。
※ 2026年度目標80.8%

イニシアティブへの参加（財界・業界団体を通じた活動）

伊藤忠商事は、一般社団法人日本経済団体連合会の環境・エネルギー関係の委員会である「環境委員会地球環境部会」に参加し、自主行動計画の推進、温暖化、廃棄物・リサイクル、水を含む環境リスク対策等、経済と両立する環境政策の実現に取り組んでいます。また、日本貿易会の「環境ワーキンググループ」に参加し、脱炭素社会の構築、循環型社会の構築、環境関連法規への対応等に取り組んでいます。「環境ワーキンググループ」で掲げている目標は以下の通りです。

国内の事業活動における2030年度の削減目標（商社業界）

- 【処分量】2000年度比 88% 削減
- 【発生量】2000年度比 78% 削減
- 【再資源化率】80% 以上

水資源の保全

方針・基本的な考え方

伊藤忠商事では、水ストレスの高い地域を含む世界各地で展開している様々な事業において、水資源は事業継続に不可欠な資源であることを強く認識しており、環境方針の「5. 水資源の保全・有効活用」において「水の効率的な使用やリサイクルを通じた水の使用量削減、水の適切な処理に努める。」と定めています。水を持続可能なかたちで利用していくため、企業文化の中で水の持続可能性に関する意識を高め、ビジネス上の意思決定の判断に水の持続可能性を含めます。既存事業においては、水利用の包括的な評価を行い、水資源の利用効率の改善、使用量の削減に取組みます。

当社は、水関連ビジネスを重点分野と位置付け、海水淡水化事業や水処理事業、2014年から取組んでいるコンセッション事業（官民連携による運営事業）等、グローバルに展開し、世界各地の水問題の解決への貢献を目指しています。

目標・アクションプラン

伊藤忠商事では、水の使用量削減に関し、目標数値を設定しています。

水資源関連では、水インフラや衛生環境の整備、水・廃棄物の適切な処理及び有効利用を通じて、衛生環境の向上、経済活動の発展、及び地球環境保全に寄与します。水・環境事業の拡大を通じ、水の適切な利用・処理及び資源の有効活用を促進し、環境負荷の低減等に取組みます。

東京本社ビルでは、省資源の取組みとして、業務で用いる水資源の効率的な利用を、水のリサイクル（中水の製造）を通じて行っており、右表のように目標値を定め、管理しています。

アクションプラン

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
機械カンパニー								
気候変動への取組み （脱炭素社会への寄与）	6 クリーンエネルギー 12 持続可能な消費と生産 ∞ 循環型経済	●水資源 ●汚染防止と資源循環	水・衛生インフラの整備	水／環境プロジェクト	水・環境事業を通じて、水・廃棄物の適切な処理、有効利用、衛生環境の向上、経済活動の発展、及び地球環境保全に寄与します。	水・環境事業の拡大を通じ、水の適切な利用・処理及び資源の有効活用を促進、環境負荷を低減。	環境に対する社会要請及びサーク્યラーエコノミー促進に繋がる、高付加価値な水・環境関連事業の推進。	水分野 豪州メルボルン市の水需要の約30％及びオマーンの首都圏150万人の水需要3割を供給する海水淡水化事業を推進中。

定性的な目標

項目	バウンダリー	目標	2025年度の実績・評価
投資資金案件リスク評価	伊藤忠商事	「投資等に関わる ESG チェックリスト」内の水関連項目チェックリストで事前リスク評価を実施	適切に実施
グループ会社訪問調査	伊藤忠グループ	水資源が特に重要な事業に関わるグループ会社を選定し、水資源環境管理状況等を訪問調査	水資源が特に重要な事業に関わるグループ会社との面談を実施
法規制の遵守	伊藤忠グループ	国内外の水資源（取水・排水）に関わる法規制への的確な対応	取水・排水に関わる重大な法規制違反はなし
水管理計画の着実な実行	伊藤忠グループ	水の管理計画を策定し、取水・排水量、リサイクル量、排水時の水質や温度を管理すると共に、水資源の有効活用や環境負荷の低減化に取組む	グループ会社631社の内、16％にあたる99社が水の管理計画を策定
サステナビリティ調査	バリューチェーン	重要サプライヤーに対してアンケート形式のサステナビリティ調査を毎年実施し、取水・節水・排水管理の取組み状況を確認し、懸念のあるサプライヤーには追加的調査を実施する	重要サプライヤーからの回答につき再確認を実施したのは39件。是正依頼件数は0件

水ストレス地域における目標

項目		バウンダリー	目標	2025年度の実績・評価
水ストレス地域に対する取組み	投資資金案件リスク評価	伊藤忠商事	「投資等に関わる ESG チェックリスト」内の水関連項目チェックリストで事前リスク評価を実施。 水ストレス地域での飲料・農業・鉱山等の水資源が特に重要な事業・投資案件では水資源に関する事前リスク評価を実施	適切に実施
	グループ会社調査	伊藤忠グループ	水ストレス地域で事業を行うグループ会社を選定し、水資源管理状況等を調査	水ストレス地域に拠点を保有するグループ会社との面談を実施

定量的な目標

区分		バウンダリー	単年目標	2025年度実績	目標	
					期限	内容
伊藤忠商事	取水量（上水）	伊藤忠商事※1	総量年率平均1％削減	2018年度比4.7％減	2031年3月	2018年度比11％減
水ストレス地域※2	取水量	伊藤忠グループ	総量年率平均1％削減	2023年度比29％減	2031年3月	2023年度比7％減

※1 2026年8月から東京本社ビルが移転することに伴い、移転先での管理状況等を考慮の上、新規目標を設定する予定
※2 水ストレス地域での定量目標は、WRI AqueductにおけるBaseline Water Stress項目が「Extremely High Risk」に該当する地域に関する目標

水資源の保全

体制・システム

ガバナンス

水資源の保全に関する環境・社会リスクを管理するための伊藤忠商事のガバナンス体制とシステムは以下の通りです。

● ガバナンス (P16)

新規事業投資案件における水資源保全の評価

伊藤忠商事が取組む事業投資案件については、その案件が環境・社会に与える影響を「投資等に関わる ESG チェックリスト」により事前に評価しており、例えば水資源の使用量・排水量の把握や事業拠点の水ストレスレベルの確認も含まれています。専門的な知見を必要とする案件については外部専門機関に事前の調査（環境デューデリジェンス等）を依頼し問題がないことを確認した上で、投資実行することになっています。

伊藤忠グループにおける水資源保全の評価

当社は、「安定的な調達・供給」をサステナビリティ上の重要課題の一つと掲げており、各国の需要に合わせた水資源の有効利用に取組むことで、国際的な水資源問題への対応を進めています。

取水・排水量の経年変化の確認

当社は、環境データの年次収集において全子会社の取水・排水量データを収集し、経年変化を確認しています。前年度からの差異分析を報告する仕組みを構築し、適切な水利用を促しています。

製造拠点における水リスクの把握

伊藤忠商事では傘下の製造拠点における水ストレスレベルの高い地域を特定するために、世界資源研究所（WRI）が開発した WRI Aqueduct ツールを用いて、国内外全ての製造拠点の水ストレスレベルを定量化し、水ストレスの高い地域を特定しています。水の供給可能量の変化、水使用量の増加、規制強化のリスク等を踏まえ、必要な対策をとっています。

グループ会社実態調査

グループ会社における環境リスク対策を目的として、地球環境に与える影響・負荷が相対的に高い会社を対象とした現地訪問調査を 2001 年より継続的に行っています。グループ会社実態調査では、経営層との質疑応答から、工場や倉庫等の施設での河川等への取水・排水状況、環境法規制の遵守状況等を評価しています。

バリューチェーンにおける水リスクの評価

取扱商品におけるサステナビリティリスク評価

伊藤忠商事は、新たな商品を取扱う際、商品の原材料の調達からその製造、使用並びに廃棄段階に至るまで、LCA[※]的分析手法で環境・社会への影響や環境法規制の遵守状況、ステークホルダーとの関わり等を評価する商品別サステナビリティリスク評価を実施しています。バリューチェーン上で著しい水関連の自然資本リスクがある場合、当該商品を重点管理対象とし、各種規程・手順書・特定業務要因教育等を策定・実施しています。

※ LCA (Life Cycle Assessment) :一つの製品が、原材料から製造、輸送、使用、廃棄あるいは再使用されるまでのライフサイクルの全段階において、環境への影響を評価する手法

サプライヤー向けサステナビリティ調査

サプライヤーの実態を把握するため、高リスク国・取扱商品・取扱金額等一定のガイドラインのもとに各カンパニー及び該当するグループ会社が重要サプライヤーを選定し、各カンパニーの営業担当者や海外現地法人及びグループ会社の担当者がサプライヤーを訪問しヒアリングを実施しています。また重要サプライヤーに対しては、アンケート形式のサステナビリティ調査も実施しており、取水・節水・排水への取組み状況を確認しています。必要に応じてサプライヤーに対して是正依頼を行う継続的改善を行っています。

■ 2026年3月時点の当社グループ拠点の水リスク分布

全般的な水リスク	拠点数
低リスク (<10%)	73
低から中リスク (10-20%)	100
中から高リスク (20-40%)	79
高リスク (40-80%)	6
著しく高リスク (>80%)	4
拠点数合計	262

水資源の保全

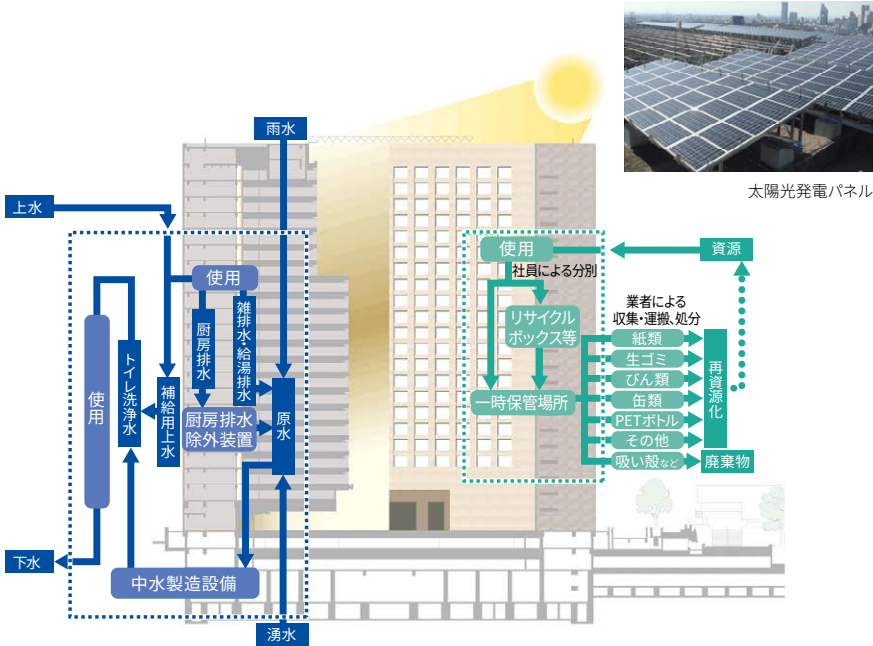
取組み

事業活動

東京本社ビルにおける水管理計画と水資源有効利用

東京本社ビルでは、水資源を有効利用するためにビルの設計段階から水管理計画を取り入れ、1980年の竣工時より厨房排水、雨水、湧水、及び洗面並びに給湯室等からの雑排水を原水とする中水製造設備を設置し、トイレの洗浄水に利用しています。

当社は上水使用量抑制の節水対策を施す等、水資源の有効活用に努めています。例えば、雨量によって中水の確保量に毎年変化が生じるため、雨量が少ない場合には水道水の使用量は増える傾向にあります。このため、トイレ内の洗面台手洗い水シャワー節水器や、トイレ洗浄水の自動節水器を新たに設置して水道水の節約に努める等、継続的改善を進めています。



伊藤忠グループの水資源有効利用

伊藤忠商事は、水資源保全が気候変動等と並ぶ地球規模の課題と認識し、グループ環境方針の重要課題の1つとして国内外の事業において水の効率的な使用やリサイクルを通じた水の使用量削減、水の適切な処理に努めています。例えば、当社グループ会社であるプリマハム株式会社及びそのグループ会社では、ISO14001認証事業所における重点取り組み事項の1つとして「工場の水使用量（井戸水、上水道）の削減」を掲げ、水の使用量原単位（水使用量／生産数量）の削減活動・進捗管理を行っており、実績値については2022年度 15.1m³/t、2023年度 15.6m³/t、2024年度 16.0m³/tとなりました。

※プリマハム（株）ウェブサイト「ESGデータ」(<https://www.primaham.co.jp/sustainability/data/esg.html>)

水関連事業

伊藤忠商事は水関連ビジネスを重点分野と位置付け、世界各地で水問題の解決に貢献するべく、海水淡水化事業や水処理事業等をグローバルに展開しています。

■ 水関連事業一覧

事業	取組み内容
海水淡水化事業	豪州ヴィクトリア州における海水淡水化事業に出資参画。本設備の造水能力は日量440,000m³。ヴィクトリア州メルボルン市の水需要の約30%を満たすことが可能で、2012年からメルボルン市への水の安定供給を支える事業。
海水淡水化プラント及び浸透膜の製造・販売	サウジアラビアにて、1970年代より多数の海水淡水化プラントを納入。2010年8月には、同国のACWA Holding、東洋紡と海水淡水化用逆浸透膜エレメントを製造・販売する合弁会社Arabian Japanese Membrane Company, LLC（現TOYOBO MC Middle East Industries Company, LLC）を設立。

水資源の保全

取組み例

■ 命をつなぐ飲用水を安定供給 ーオマーン最大の海水淡水化事業ー

オマーン国営電力・水公社によるとオマーン中心部の水需要は、2029年まで年間約2%ずつ成長すると予測されており、人口増加や都市化と共に、飲料水不足が課題となっています。2016年3月、当社が参画する Barka Desalination Company は同国における水の安定供給に向けて、北部バルカでの日量281,000m³の海水淡水化事業契約を締結しました。同プロジェクトは、深刻な水ストレス地域であるバルカ地域への生活用水を提供するためのオマーン政府との官民連携型事業であり、逆浸透膜 (RO 膜) 方式の海水淡水化設備と周辺設備の建設及び20年間にわたる運営を行います。設備は2018年6月に商業運転を開始、総事業費約300百万米ドルのオマーン最大の海水淡水化事業です。2022年2月にはマスカット証券取引所に上場を実現しました。

現在、本プラントは首都マスカット圏の水需要の約3割、オマーン国全体の水需要の約23%を支える等、重要なインフラとして機能しています。首都への主要な給水拠点として戦略的な役割を担い、深刻な水不足が課題となっていた地域において、安全かつ安定した飲料水を日々提供し、オマーン国民の生活の質向上や国の持続的な発展に大きく貢献しています。

世界的な人口の増加や経済成長、地球温暖化等に起因する水需要の増加を受けて、当社は水ビジネスを重点分野として位置付け、海水淡水化や上下水事業等の拡大に取り組んでいます。今後も世界各地域において水資源の有効活用に寄与する事業を推進していきます。



オマーン海水淡水化プラントの航空写真

水に関連する環境保全コスト

環境会計にて開示している環境保全コスト (P140) のうち、水に関連するコスト (2025年度) は以下の通りです。

水質汚濁防止のためのコスト: 排水処理費、中水製造費、監視測定費及び管理人件費	10,332千円
水リスク回避のための研究開発費: 東京大学大気海洋研究所気候システム研究系への寄付	500千円

外部との協働

一般社団法人日本経済団体連合会 環境委員会地球環境部会

伊藤忠商事は、一般社団法人日本経済団体連合会の環境・エネルギー関係の委員会である「環境委員会地球環境部会」に参加し、自主行動計画の推進、温暖化、廃棄物・リサイクル、水を含む環境リスク対策等、経済と両立する環境政策の実現に取り組んでいます。

日本貿易会 環境ワーキンググループ

伊藤忠商事は、日本貿易会の「環境ワーキンググループ」に参加し、他の商社・貿易企業と共に、脱炭素社会の構築、循環型社会の構築、環境関連法規への対応等に取り組んでいます。

CDP (水セキュリティ) への参加

※ イニシアティブへの参加 (P41)

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

自然資本・生物多様性に関する方針・基本的な考え方

伊藤忠商事は原料等の川上から川下まで事業投資やトレードをグローバルに展開しており、人々に便益をもたらす植物、動物、空気、水、土壌、鉱物等の再生可能及び非再生可能な自然資本の恵みに大きく依存し、またこれらに負の影響を与える可能性があります。

当社は、自然資本・生物多様性を含む地球環境問題を経営の最重要課題の一つとして捉え、企業理念

「三方よし」を実現すべく、伊藤忠グループ環境方針に示す生物多様性の保全を推進するため、以下の生物多様性方針を定め、持続可能な社会の実現に貢献していきます。また、地域の社会貢献活動の一環としての事業関連地域における取組みも行っています。

生物多様性方針

1. 生物多様性に配慮した環境経営

事業活動が生物多様性の恩恵に依存していることや、生態系に影響を及ぼす可能性のあることを認識して、自然共生社会構築のために、相互に関連する気候変動対策・資源循環対策・生物多様性保全などの幅広い環境活動が事業活動の中に取り込まれた環境経営を推進する。

2. 事業と生物多様性との関わりの把握、影響の低減

グローバルな視点で、グループ企業はもとよりグループ全体における事業活動と生物多様性との関わりを把握し、生物多様性への影響のネットポジティブ化を目指して、事業活動が生物多様性に与える影響の回避と最小化に努めるとともに生態系の回復を推進する。

木材・天然ゴム・パーム油等の森林に関連するコモディティに関して、自然林と森林資源保護に関する調達方針を定め、法律等で指定された保護地域からの産出による森林破壊ゼロを確認するための情報収集を推進する。

3. 国際的な条約と各国の国内法の遵守

生物多様性条約等の生物多様性に関する国際的な条約、及び関連する各国の国内法を遵守し、生物多様性の保全を推進する。

ワシントン条約 (CITES) ※等で指定されている絶滅危惧種に関し、事業活動でこれらの取引に加担しないだけでなく、事業活動地域における絶滅危惧種保護の社会貢献活動を推進する。

※ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

4. パートナーシップの強化と地域の生態系保全

業界団体、サプライチェーン、NGO、国際機関などと連携し、生物多様性に関する認識の共有を図り、生物多様性保全の取組みを、より実効あるものにする。

事業活動地域の生物多様性保全に配慮するとともに、地域の豊かで安全な暮らしの実現に貢献するため、行政機関のみならず、地域住民、NGO などステークホルダーとともに自然資本を活かした地域の創生の視点から生物多様性保全を推進する。

5. 情報共有と発信の強化

啓発活動などにより、社員はもとより事業活動地域の地域住民における生物多様性についての理解を促進する。

取組内容、目標と達成状況を継続的に開示することにより、社会全体の生物多様性への意識向上に貢献する。

代表取締役 上席執行役員 CAO

西口 知邦

2022年4月制定

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

TNFD 一般要件

本情報開示における一般要件は以下の通りです。

1. マテリアリティの適用

伊藤忠商事は、自然資本が当社に与える財務的な影響（財務マテリアリティ）と、当社が自然資本に与える影響（環境・社会マテリアリティ）も重視するダブルマテリアリティの観点で自然関連の情報開示を行っています。

2. 開示の範囲

伊藤忠グループ国内外の事業を対象に、直接操業を行っている事業領域だけでなく、上流・下流の双方のバリューチェーン全体の網羅的な評価を行っています。また、自然資本への影響度・依存度が高い事業については、個別に LEAP アプローチに基づくリスクと機会の詳細分析を行っています。

3. 自然関連課題がある地域

伊藤忠商事が事業を行う地域は多岐にわたるため、まずは優先度の高い事業を特定し、当該事業について優先地域の特定と個別分析を行っています。

4. 他のサステナビリティ関連の開示との統合

自然関連課題は、気候変動や水等、様々な要因と関係しています。伊藤忠商事では、より包括的に自然関連課題を把握するため、複合的な環境課題について特定可能なツールを用いて分析を行っています。併せて、ステークホルダーへの伝わりやすさを考慮し、TCFD との統合開示についても検討しています。

5. 検討される対象期間

TNFD ガイダンスで示される 2030 年あるいは 2040 年時点の将来シナリオを想定し、短期及び中長期的な視点で、伊藤忠商事の事業のリスクと機会の評価を行っています。

6. 先住民族・地域社会・影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメント

伊藤忠商事は、先住民族や地域社会を始めとする様々なステークホルダーとの対話を重視しています。詳細については「自然関連の人権とステークホルダーエンゲージメント」(P88) をご覧ください。

ガバナンス

自然関連課題におけるガバナンス

伊藤忠商事は、自然資本・生物多様性を含むサステナビリティ課題への対応を重要な経営課題の一つと認識し、自然関連リスクと機会への対応方針やリスク・機会を考慮した年度予算・事業計画等の重要事項につき取締役会で審議・決定しています。

自然資本・生物多様性を含むサステナビリティ関連事項に対応するための各種施策の立案・実施に関する総括管理責任はサステナビリティ委員会に付与されています。当社 CAO (Chief Administrative Officer) は、自然関連課題に責任を持つ取締役であると同時に、執行レベルでは HMC (Headquarters Management Committee) のメンバーであり、サステナビリティ委員会の委員長を兼務しています。サステナビリティ委員会での審議・決定事項は、サステナビリティ推進の主たる活動状況と共に、CAO から年 2 回程度取締役会に報告されます。これにより、取締役会がサステナビリティ委員会での審議・決定事項も考慮した上で、環境・社会リスク及び機会に対応する事業戦略・投資戦略の推進の監督（戦略の見直し・資産入替え判断を含む）を適切に行える体制としています。また執行レベルでは、サステナビリティ委員会に ESG 責任者を兼任する各カンパニー及び機能部署のマネジメントもコアメンバーとして参加し、サステナビリティ推進部と各カンパニー及び機能部署の ESG 推進担当から自然資本・生物多様性関連事項について報告を受け、各種施策・取組みの進捗管理・モニタリングを行っています。

また、サステナビリティ委員長及び各カンパニー・機能部署のマネジメント (ESG 責任者) は、年 1 回外部専門家との対話「サステナビリティアドバイザリーボード」を行い、当社に対する社会の期待や要請も把握した上で環境施策を推進しています。

● ガバナンス (P16)

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

自然関連の人権とステークホルダーエンゲージメント

伊藤忠グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「伊藤忠グループ人権方針」を定めています。本方針では当社グループの人権尊重の考え方を具体的に表明しており、人権デューデリジェンスの実施や潜在的に影響を受けるグループやステークホルダーとの対話・協議等について宣言しています。

また、当社グループが事業活動を行う国・地域の法律や「先住民の権利に関する国際連合宣言」、「国際労働機関 (ILO) 第 169 号条約」等の国際的な取決めに定められた先住民の権利を尊重、配慮することを明確にした「先住民の権利の尊重」を個別方針として策定しています。新規の事業投資案件の検討にあたっては、当該事業が先住民の権利に及ぼす影響について事前のチェックを励行しており、事業開始後も定期的に人権デューデリジェンスを実施しています。自然資本への依存度の高い食品関連事業（食料カンパニー）、繊維関連事業（繊維カンパニー）、物資・資材関連事業（住生活カンパニー）及び影響度が高い金属関連事業（金属カンパニー）、コンシューマービジネス（第 8カンパニー）、機械関連事業（機械カンパニー）においては、2019～2025年度までに人権デューデリジェンスを実施し、「地域社会・住民への影響」についても調査対象の人権リスク指標としました。

● 人権 (P171)

戦略

TNFD フレームワークによる事業評価

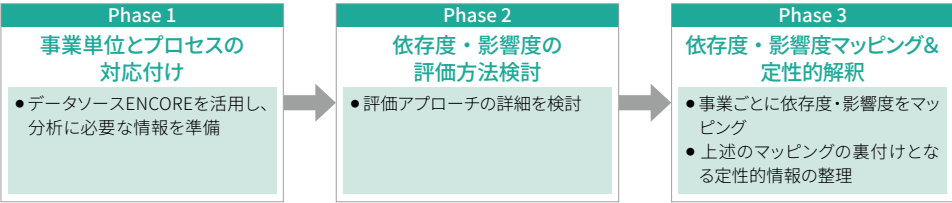
伊藤忠商事では、TNFD 提言に基づいて、当社の事業を以下の通り分析しています。

スコーピング

伊藤忠商事は、自然関連財務情報開示の重要性を認識し、TNFD*フォーラムに参画しています。TNFD が推奨する手法が当社でも活用可能か確認するため、TNFD フレームワークを参考に、伊藤忠グループの事業について全事業の潜在的な自然資本への依存と影響について机上分析を行い、取組みの優先順位が高い事業を選定しました。

※ TNFD：自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)

■ スコーピングのステップ

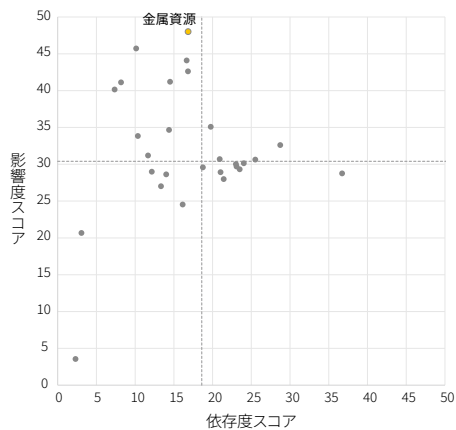


自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

具体的には、国連環境計画等が開発した自然資本影響評価ツール (ENCORE) を用いて、当社事業の上流下流も含めたバリューチェーン上で行われている活動工程を ENCORE が定めたプロセス別に仕分けしました。その上で、類似したプロセスを持つ事業を集約した結果、28のグループになりました。グループごとに、当社のバリューチェーンにおける事業の関与度合い等も考慮しながら依存度・影響度それぞれのスコアを算出し、依存度については、各事業における自然資本への依存度を6段階で評価し、依存度スコアを総計しました。影響度についても同様に5段階で評価し、影響度スコアを総計しました。

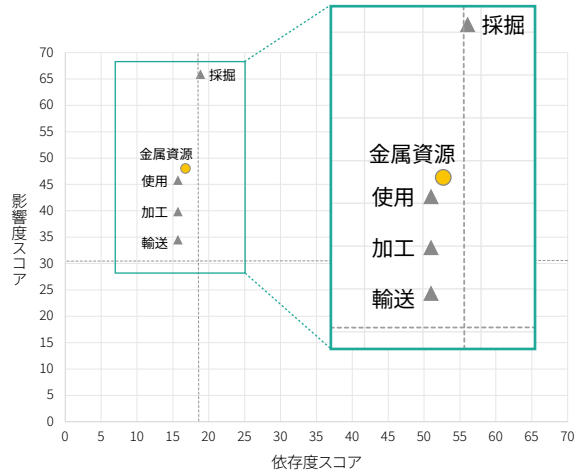
その結果を、縦軸：影響度スコア、横軸：依存度スコアとして「依存度と影響度マッピング」及び「バリューチェーンごとの依存度・影響度の内訳」に整理しました。下図のように全事業の中で自然資本への影響度が大きいとされた金属資源事業をトライアル分析で取上げています。

■ 依存度と影響度マッピング (金属資源事業)



※ 破線はENCORE全プロセスの依存度、影響度の平均

■ 金属資源事業のバリューチェーンごとの依存度・影響度の内訳



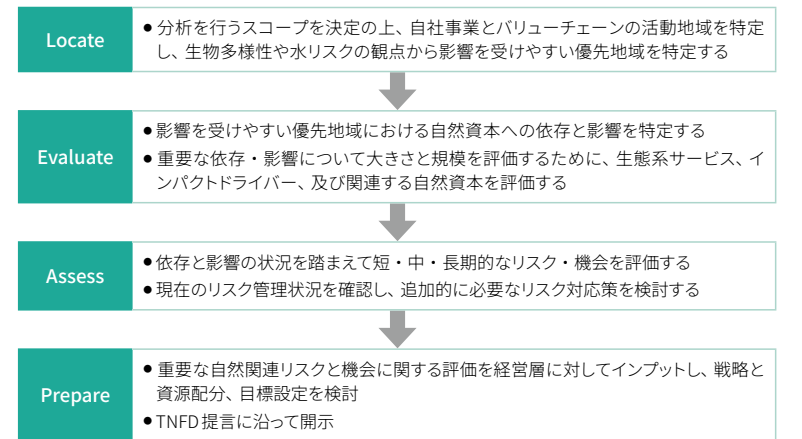
LEAPアプローチ

トライアル分析

ENCORE を活用したスコーピング (全事業評価) の妥当性を検証し、自然資本への依存・影響やそこから発露するリスク・機会の理解を深めるため、TNFD が提唱する自然資本に関する課題を統合的に評価する LEAP アプローチ※を活用して、自然資本への影響度が高い事業を対象に LEAP 分析を行いました。

※ TNFDにより開発された、Locate (発見する)、Evaluate (診断する)、Assess (評価する)、Prepare (準備する) という4つのステップで構成された対象事業の自然関連課題を明確にする手法

■ LEAP アプローチの概要



※ 自然関連問題の特定・評価のためのガイダンス：LEAP アプローチ
https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/08/Guidance_on_the_identification_and_assessment_of_nature-related-issues_The_TNFD_LEAP_approach_v1.pdf をもとに伊藤忠商事が整理

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

分析は、ENCORE を活用したスコーピングにおいて全事業の中で最も自然資本への影響度が大きいとされた金属資源事業のうち、特に影響度スコアの高い採掘プロセスを対象に行いました。

まず、Locate (発見する) 分析では、TNFD LEAP アプローチガイダンスで示されている要注意地域に関する5つの定義とそれらの基準を整理したデータベースの指標※に従い、生態学的に要注意と考えられる拠点を特定しました。また、事業の重要性を勘案の上、いくつかの拠点について、IUCN Global Ecosystem Typology 及び Global Map of Ecoregions を用いて、関連するバイオームや生態系の情報も特定し、自然資本への依存と影響について Evaluate (診断する) 分析を実施しました。なお、分析においては、TNFD の鉱業セクターガイダンスや現地の環境アセスメントの報告書を調査することで依存・影響の測定結果の精緻化に努めました。その結果、同事業の採掘プロセスについて、上述のスコーピングで示唆された通り、自然資本への影響の程度が大きいことが確認されました。

その後、金属資源事業の営業担当者と共に、各案件に関わる過去の環境アセスメント関連資料、各種許認可の状況について、サンプリング調査の形式で具体的な対応策の状況を確認しました。当社は金属資源事業の運営にあたり、事業活動が与える自然資本への影響の程度を認識し、従来から厳格な環境アセスメントを行った上で開発を行っており、閉山方針も設けて将来的な環境影響の低減に努めていることが確認できました。

※ 鉱山事業の閉山方針 (P173)

※ 使用したデータベース : WWF Biodiversity Risk Filter, WWF Water Risk Filter, Species Threat Abatement and Restoration, Biodiversity Intactness Index, Ecoregion Intactness Index, Critical Natural Asset layers, Integrated Biodiversity Assessment Tool

金属資源事業でのトライアル分析を通じて当社の事業分析における LEAP アプローチの可用性が確認されたため、自然への依存・影響の度合いを考慮しながら当社の各事業について分析を順次実施、開示していきます。

LEAP アプローチによる分析を実施した事業は、次の通りです。

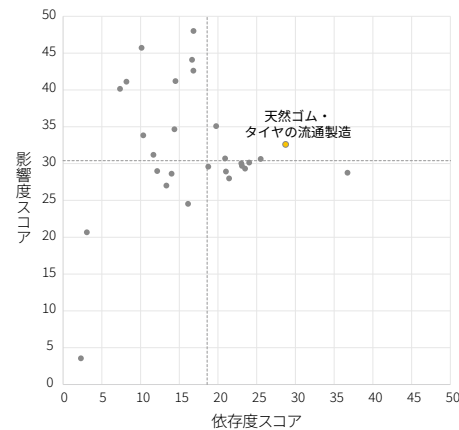
天然ゴム事業

天然ゴムは Science Based Targets Network (SBTN)※が、自然資本への影響が大きいとされる商材をまとめた High Impact Commodity List に含まれています。また、一般的に天然ゴムの栽培においては、小規模農家の人権問題や貧困問題といった社会課題も深刻であると言われています。これらの点を踏まえ、天然ゴム事業についての LEAP 分析を行い、同事業の自然資本への依存や影響への理解を深め、リスク低減や機会創出につなげる意義が高いと判断しました。

天然ゴム事業の依存度と影響度を事業プロセスごとに評価した結果、調達 (天然ゴムの栽培) と製造 (ゴム加工) プロセスで特に依存度が高いことがわかりました。そのため、本分析においては、これら2つのプロセスに焦点を当てることとしました。

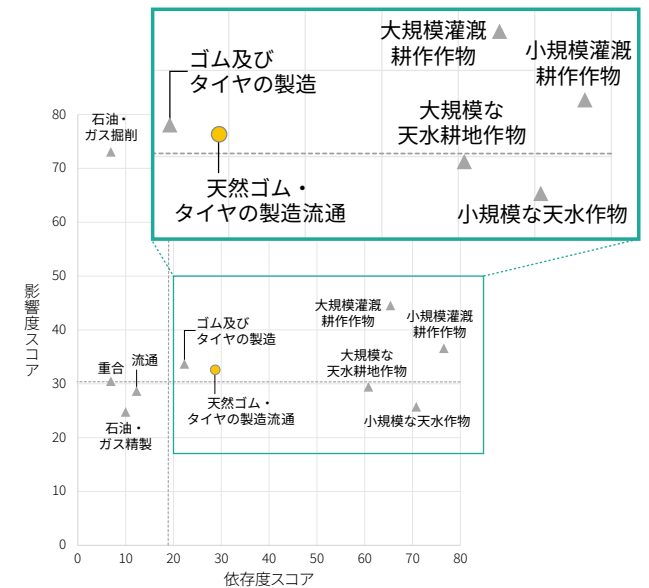
※ 科学に基づいた自然関連の目標設定方法の開発を行う国際的なイニシアティブ

■ 依存度と影響度マッピング (天然ゴム事業)



※ 破線はENCORE全プロセスの依存度、影響度の平均

■ 天然ゴム事業のバリューチェーンごとの依存度・影響度の内訳



自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

Locate

当社が取扱う天然ゴムは、インドネシア産が中心です。同国の調達先全農村と当社子会社の天然ゴム加工会社 PT. Aneka Bumi Pratama (ABP 社) の工場について、以下の表にあるデータベースを用いて、生態学的に要注意と考えられる地域と関わりのある拠点を特定しました。

要注意地域の判断基準	使用したデータベース
1. 生物多様性にとって重要	● WWF Biodiversity Risk Filter ● STAR (Species Threat Abatement and Restoration) metric
2. 生態系の完全性が高い	● BII (Biodiversity Intactness Index)
3. 生態系の完全性が急速に低下	● Ecoregion Intactness Index
4. 物理的な水リスクが高い	● WWF Water Risk Filter
5. 先住民、地域コミュニティ、ステークホルダーへの便益を含む生態系サービスの提供にとって重要	● Critical Natural Asset layers

それぞれのデータベースから得られる指標を参考に全農村と加工工場を 5 段階評価したところ、「2. 生態系の完全性が高い」について要注意地域に該当する農村数が約 89% となり、調達重量ベースでも約 85% の農村が含まれる結果となりました。また、農村に近接する工場拠点も保護地域に近く「1. 生物多様性にとって重要」として多くが要注意地域に該当することがわかりました。生態系の完全性が高い地域とは、環境資産を保護し、生態系サービスを維持するための大きな機会も含んでいる可能性がある保全価値の高い地域です。当社は、保護林エリア周辺の農地開拓と違法伐採を止めるための取組みである PROJECT TREE を通じて、生産拠点の生態系及び生物多様性の保護に取り組んでいます。

Evaluate

天然ゴムの栽培、ゴム加工プロセスにおける自然資本への依存と影響を文献調査により洗い出しました。

文献調査では、持続可能な天然ゴムのためのグローバルプラットフォーム (GPSNR) が発行している「ゴム栽培と加工における環境リスク評価レポート (Environmental Risk Assessment of Natural Rubber Production and Processing)」を使用しました。

天然ゴムの栽培プロセスは、バイオマスや遺伝資源の供給、気候条件や土壌の質、自然の持つ浄化や減災機能にとても強く依存しており、土地利用の転換や廃棄物の排出等が自然に大きな影響を与えることがわかりました。

また、天然ゴムの加工プロセスは、水源 (河川) に強く依存し、水使用量や土壌汚染が自然に大きな影響を与えることがわかりました。更に、これらの文献調査を踏まえて、当社事業において実際に依存及び影響が大きい、現地での数年間の駐在経験がある従業員が現場目線で精査しました。

Assess

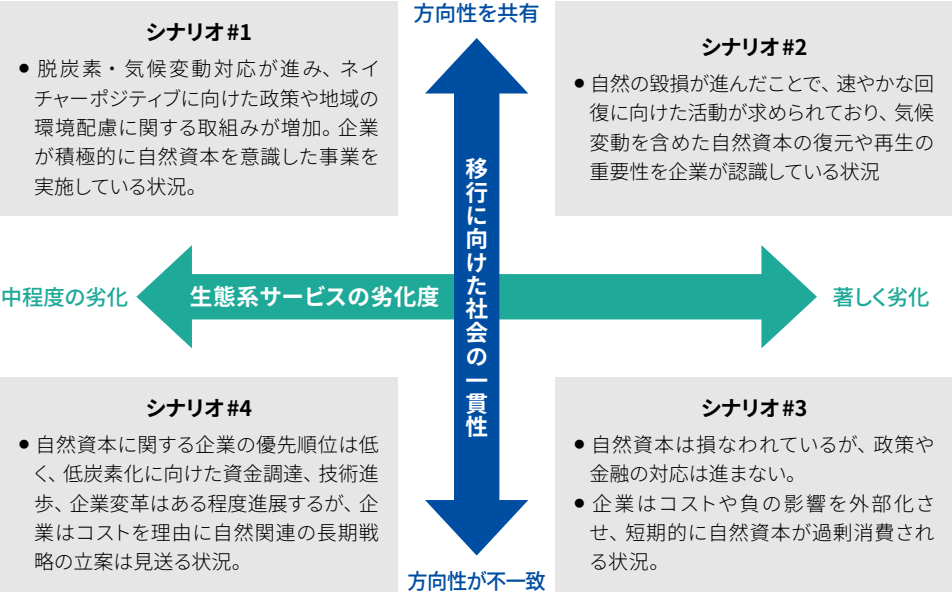
Evaluate で洗い出した天然ゴムの栽培及び加工プロセスにおける一般的な依存・影響の調査結果をもとに、当社の事業にとってどのような自然関連のリスクや機会があるかを検討しました。TNFD の LEAP アプローチガイダンス及びセクターガイダンス (食品と農業) をもとに、天然ゴム事業におけるリスクと機会に関するロングリストを作成し、Evaluate と同様に現場目線で内容を精査しました。

更に、2030 年時点の将来シナリオを想定し、リスク・機会の重要性を 3 段階 (低・中・高) で評価しました。

TNFD ガイドラインでは「生態系サービスの劣化度 (物理的リスク)」と「移行に向けた社会の一貫性 (移行リスク)」の 2 軸で 4 つのシナリオを想定しています。当社として現時点は「シナリオ #2 (自然破壊による損害が甚大で、自然資本への企業の関心が高いシナリオ)」の状況にあると判断し、リスク・機会の強度と発生可能性の観点から重要性評価を実施しました。

これらの Assess の結果、Evaluate で実施した机上分析では、例えば土壌汚染について自然への影響が大きいとされましたが、当社が経営する工場では適切な排水処理等の対策を行っており、リスクは大きくないことがわかりました。

TNFD ガイドラインで示されている 4 シナリオの説明



* Guidance on scenario analysis (https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/09/Guidance_on_scenario_analysis_V1.pdf?v=1695138235) をもとに伊藤忠商事が概要を整理

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

最後に、重要性が一定以上あると評価されたリスクと機会について対応策を整理・検討しました。具体的には、本パートでは適切にリスクを認識し低減していくため、リスクについては「中」または「高」と評価されたもの、機会については「高」と評価されたものを対象にしました。

各リスク・機会への対応についての詳細は以下の表の通りです。当社の天然ゴム事業では、グループ会社も含め、自然関連のリスク・機会について網羅的に対策を講じています。また、2019 年から PROJECT TREE というサステナブルな天然ゴムの生産プロジェクトを立ち上げて、機会の実現も進めています。

■ リスク

区分		事業プロセス	内容	対応状況	重要性
物理的リスク	急性	調達	クローン個体で形成されるゴム農園の病気への脆弱性により、病原菌やウイルスが蔓延することによる天然ゴムの収量低下	PROJECT TREE において、適切な農園管理により病原菌やウイルスが蔓延しづらい状態に保つことの重要性に関する教育活動を実施	中
			パラゴムノキの単一栽培が続くことで土壌中の微生物の多様性が減少し、根白腐病が蔓延することによる収量低下、品質低下	PROJECT TREE において、根白腐病対策としてアグロフォレストリーを含む他品種作物の栽培を農家に推奨	中
			集中豪雨・洪水・台風等の自然災害の増加による天然ゴム栽培の継続性喪失	購買地域を工場所在地近郊のみならず、スマトラ島南部全体に分散	中
			気候変動に起因する栽培適温からの逸脱、日照不足、降雨パターンの変化等に伴うゴムの木の生育不良、収量低下	PROJECT TREE において、適切な農園管理に関する教育活動を実施	中
	慢性	加工	気候変動に起因する異常気象や自然災害による工場インフラの損傷や工場停止	過去の発災時に、洪水等の自然災害にすみやかに対応可能であることを確認済	中
			洪水時における適切な取水不能		
			水質基準を超過した排水の河川への流出による、河川と流域土壌の汚染	排水処理設備を備え、排水の水質調査を毎時実施	中
			ゴム農園による化学肥料の多量使用や、産業活動に伴う周辺の水質・土壌劣化による天然ゴムの収量低下、品質低下	PROJECT TREE において、汚染原因となる化学薬品や排水処理に関する教育活動を実施	中
移行リスク	政策・法規制	調達	持続可能性やトレーサビリティに関する規制導入・厳格化	トレーサビリティを確保し、天然ゴムの持続可能性を高める活動である PROJECT TREE を更に拡大、TREE+※の導入推進	高
			ゴム農園周辺の環境保護を目的とした法規制の導入・変更、報告義務の強化	PROJECT TREE を通じ、小規模農家への法規制に関する周知・教育によって法規制対応を推進	中
		加工	ゴム加工工場による負の環境影響からの保護を目的とした法規制の導入・変更、報告義務の強化	環境関連データの整備を進め、必要に応じて改善	中
	市場	調達	自然への負の影響が小さい、持続可能な方法で生産・製造された商品に対する需要増等の顧客の嗜好変化	PROJECT TREE を通じ、持続可能な天然ゴム生産を小規模農家に広め、市場に供給	中
			収益性の変化によりゴム農家が転作することによる調達先の減少	PROJECT TREE により農家が適切な対価を得られる仕組みを整え、ゴム農家の転作を抑制 (売上の一部還元等)	中
		加工	環境負荷の少ない製造工程の構築や、資源効率向上のための設備導入等ネイチャーポジティブな生産方法への移行	天然ゴム乾燥の熱源としてバイオマスを導入済みであり、ネイチャーポジティブな生産方法への移行を常に検討	中
	技術	調達	環境負荷の少ない製造工程の構築や、資源効率向上のための設備導入等ネイチャーポジティブな生産方法への移行	天然ゴム乾燥の熱源としてバイオマスを導入済みであり、ネイチャーポジティブな生産方法への移行を常に検討	中
			ゴム農家へのスマートフォンの普及停滞によるトレーサビリティ確保推進の遅延	農家に対するスマートフォン無償提供を計画中	中
		加工	環境負荷の少ない製造工程の構築や、資源効率向上のための設備導入等ネイチャーポジティブな生産方法への移行	天然ゴム乾燥の熱源としてバイオマスを導入済みであり、ネイチャーポジティブな生産方法への移行を常に検討	中
	評判	調達	自然管理が不十分な農園からの天然ゴム調達による、消費者や投資家からの批判増加、ブランド価値の低下	PROJECT TREE における農家のリスクアセスメントにより、自然管理が不十分な農園を特定・改善	中
			サステナビリティ等を謳ったプロジェクトが実態を伴っていないことによる、グリーンウォッシュ批判の発生	PROJECT TREE は国際 NGO の Proforest、SNV の協力、指導を得て推進	中
		加工	環境マネジメントの管理不足やそれに伴う環境事故による、認証の取消しや企業価値の毀損	外部機関による ISO 監査に加え、天然ゴム加工会社である ABP 社の社内でも年に1度の内部監査を実施し、認証取消しリスクを低減	中
	責任	調達	上流サプライヤーから排出される廃棄物、汚染物質起因の悪臭や水質汚染による、地域コミュニティからの訴訟や罰金	PROJECT TREE において、農家に対する汚水処理、廃棄物処理に関する教育活動を実施	中
		加工	工場から生じた有害汚染物質や内分泌攪乱物質由来の健康被害等による周辺コミュニティからの訴訟や罰金	汚水処理、排気処理、廃棄物処理に関してはルールに従い適切に処理をして排出	中

※ トレーサビリティを確保し、欧州森林破壊防止規則 (EUDR) に対応している天然ゴム

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

■ 機会

区分		事業プロセス	内容	対応状況	重要性
企業に関するパフォーマンス	資源効率	調達	PROJECT TREEによる天然ゴム供給の効率化	PROJECT TREEにおいて、天然ゴムの収量増に寄与する農業技術支援・教育活動を展開	高
			品種改良 (自然災害や病害、高温への耐性、不稔化等)	PROJECT TREEにおいて、ABP社の主要取引先が自社農園において改良した品種を小規模農家へ配布計画中	高
			ブロックチェーン等技術を活用したトレーサビリティの促進	自社で開発したブロックチェーン技術を活用したトレーサビリティシステムを用いてデータ収集中。データを活用した物流の効率化やCO2排出量の削減を検討中	高
	製品・サービス	加工	廃タイヤの回収工程、再生加工の効率化	当社が資本参加している(株)ナルネットコミュニケーションズ向けのタイヤ配送網を活用した、廃タイヤの回収及び回収タイヤの中古タイヤショップへの販売を検討中	高
		調達	サステナビリティ認証された天然ゴムの販売量増加	PROJECT TREEを通じたEUDR対応品の供給に注力。タイヤメーカーのEUDR対応品に対する高い需要に対応中	高
	市場	調達	廃タイヤ回収によるリサイクル製品の販売量増加	回収した廃タイヤのうち、まだ使用可能なものは、中古タイヤショップ経由で消費者に再販予定	高
			持続可能な天然ゴムの供給によるブランド価値の維持、市場での優位性の確保	PROJECT TREEのブランド価値向上により当該天然ゴムの流通量が増加し小規模農家のインセンティブ収入が増加	高
	資本フロー&資金調達	調達	昆明・モントリオール生物多様性枠組 (GBF) 2030及び2050の目標に合致した事業戦略の策定	PROJECT TREEでは「保護エリア周辺の農地開拓と違法伐採を止めること」を目的としており、GBF「ターゲット1空間計画の策定と効果的管理」を推進可能	高
			自然関連や環境に配慮したファンド、債券、またはローンへのアクセス	金融機関がPROJECT TREE参加企業に対してサステナビリティリンクローンの提供を提案する等、PROJECT TREE参加企業全体への資金調達力増強を期待	高
持続可能性に関するパフォーマンス	自然資源の持続可能な利用	調達	自然への正の影響を増加／負の影響を減少させるプロセスへの移行	PROJECT TREEでは保護林での違法伐採を回避させることでネイチャーポジティブに貢献。また、常にネイチャーポジティブな生産方法への移行を検討	高
		加工	リサイクルシステムの確立による自然への正の影響を増加／負の影響を減少させるプロセスへの移行	これまで廃棄されていたタイヤを再利用することによる環境負荷の低減を目指す	高

自然資本・生物多様性（TNFD 提言に基づく情報開示）

Prepare（準備する）

重要なリスクを低減し、機会を創出していく上では農家と協働しながらトレーサビリティの確保及び環境への影響を低減することが重要です。TNFD が開示を推奨しているコアグローバル指標及び、分析結果を踏まえて検討した当社固有の収集指標は、次の通りです。

■ 指標

測定指標番号	区分／指標	収集指標	（参考）関連するリスク・機会
C3.1	陸地・海洋・淡水由来の高リスクの自然商品の量	● ABP 社における天然ゴム調達数量（約197千t）	● 集中豪雨・洪水・台風等の自然災害の増加による天然ゴム栽培の継続性喪失 ● 自社のインフラ劣化を抑制することによる設備投資サイクル期間の延長
C1.1 FA.C1.0	土地・淡水・海洋利用の変化（再生可能または持続可能な土地管理） 森林破壊のない製品	● PROJECT TREE への登録農家が保有する面積合計 ● ABP 社における PROJECT TREE 品割合（最大24%） ● PROJECT TREE への小規模農家参加者数 (https://project-tree-natural-rubber.com/jp/activity-report/2605/AR-37/)	● 集中豪雨・洪水・台風等の自然災害の増加による天然ゴム栽培の継続性喪失 ● PROJECT TREE による天然ゴム供給の高効率化 ● 自社のインフラ劣化を抑制することによる設備投資サイクル期間の延長 ● 降水や河川水を貯める貯水池の整備等で、安定した量の水を確保できることによる工場の操業の安定化 ● バイオマス由来の再生可能エネルギーである PKS（パーム椰子殻）由来電力の利用の拡大 ● 廃タイヤの回収工程、再生加工の効率化
A22.0、 A22.1、 A22.2、 A22.3、 A22.4	バリューチェーン	● FSC 認証比率 (https://www.ptabp.co.id/sustainability/projecttree)	● 集中豪雨・洪水・台風等の自然災害の増加による天然ゴム栽培の継続性喪失 ● PROJECT TREE による天然ゴム供給の高効率化 ● 貯水池、水田、散水装置等のインフラ整備による自然災害に対する事業継続性の向上 ● 自社のインフラ劣化を抑制することによる設備投資サイクル期間の延長 ● 降水や河川水を貯める貯水池の整備等で、安定した量の水を確保できることによる工場の操業の安定化
当社固有	物理的リスク	● PROJECT TREE における汚染防止や農園管理に関する教育活動参加農民数 ● 汚染防止に関する現地政府認証状況 (https://www.ptabp.co.id/business/certification)	● クローン個体で形成されるゴム農園の病気への脆弱性により、病原菌やウイルスが蔓延することによる天然ゴムの収量低下 ● 気候変動による栽培適温からの逸脱、日照不足、降雨パターンの変化等に伴うゴムの木の生育不良、収量低下 ● 大気汚染・土壌汚染・水質汚染によるパラゴムノキの生育不良、収量低下、品質低下 ● 水質基準を超過した排水の河川への流出による、河川と流域土壌の汚染 ● 農園による化学肥料の多量使用や、周辺の産業活動に伴う周辺の水質・土壌劣化による天然ゴムの収量低下、品質低下 ● 病原菌、害虫、害獣の増加による天然ゴムの収量低下 ● 不十分な自然管理を行っている農園からの天然ゴムの調達による、消費者や投資家からの批判増加、ブランド価値の低下
	移行リスク	● PROJECT TREE への小規模農家参加者数 (https://project-tree-natural-rubber.com/jp/activity-report/2605/AR-37/) ● バイオマス使用量（25mt/ 日） ● PROJECT TREE ゴム調達数量 ● 汚染防止や農園管理に関する教育活動参加農民数 ● 工場、オフィスでの ISO14001取得数 (https://www.ptabp.co.id/business/certification) ● 汚染防止に関する現地政府認証状況 (https://www.ptabp.co.id/business/certification)	● 持続可能性やトレーサビリティに関する規制導入・厳格化への対応 ● ゴム農園周辺の環境保護を目的とした法規制の導入・変更、報告義務の強化 ● 自然への負の影響の小さい、持続可能な方法で生産・製造された商品への顧客の嗜好変化 ● 環境負荷の少ない製造工程の構築や、資源効率向上のための設備導入等ネイチャーポジティブな生産方法への移行に向けた対応 ● スマートフォンの普及がゴム農家の中で伸び悩むことによるトレーサビリティ確保推進の停滞 ● 不十分な自然管理を行っている農園からの天然ゴムの調達による、消費者や投資家からの批判増加、ブランド価値の低下 ● 環境マネジメントの管理不足やそれに伴う環境事故による、認証の取消しや企業価値の毀損 ● 工場から生じた有害汚染物質や攪乱由来の健康被害等による周辺コミュニティからの訴訟や罰金

この他にも、水の使用量や CO₂ 排出量等の指標について情報収集を行っています。数値目標の設定についても検討していきます。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

PROJECT TREE

天然ゴムを持続的に調達するためには、自然資本への依存と影響を適切に評価・管理し、環境と人権双方への負の影響を低減することが重要です。そのためには、天然ゴムが保護区域で生産されていないか、子どもたちがその生産のために労働を強いられないか等を確認することが大切ですが、天然ゴム栽培のほとんどは小規模農家が担っており、トレーサビリティの確保が難しい状況にあります。当社では、天然ゴムの調達方針 (https://fbtest-97.dff.jp/ja/csr/pdf/natural_rubber_policy.pdf) を定める他、GPSNR に日本の商社で唯一設立メンバーとして参画しています。

この他、注力している取組みが、当社の天然ゴム事業で独自に開発したサプライチェーン管理システムを活用した PROJECT TREE です。当社は、サステナビリティサービス会社である PT PROJECT TREE INDONESIA (PTI) を設立し、2025年6月より営業を開始しました。今後は PTI を中心に、天然ゴムの持続可能性向上を目指す PROJECT TREE の取組みを更に推進し、業界全体のサステナビリティ向上に貢献していきます。

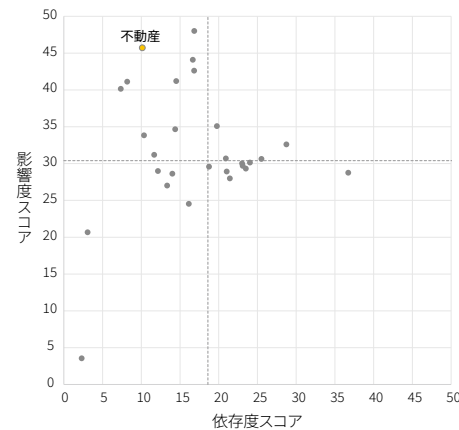
同取組みでは、ブロックチェーン技術を活用し、当社が開発した独自のシステムにより、スマートフォンアプリを通じて各農家の農園位置、天然ゴムの取引内容・日時等がブロックチェーン上に記録、地図上で確認することができる等、高度なトレーサビリティを実現しています。小規模農家から集荷業者、輸送業者を経て納入された原料は、当社子会社 ABP 社での加工を経て、原産地情報付きの天然ゴム素材としてタイヤメーカーへ販売されます。そこで生産される PROJECT TREE 協賛タイヤの売上の一部から原料サプライヤーである小規模農家へプレミアムを支払うことで小規模農家の収入増と生活水準向上を後押ししていきます。また、取組みの一環として最適な農園管理や排水処理に関して教育活動を行っており、自然と共生する持続可能な社会の実現に農家と共に推進していきます。

● PROJECT TREE ウェブサイト (<https://project-tree-natural-rubber.com/jp/>)

不動産事業

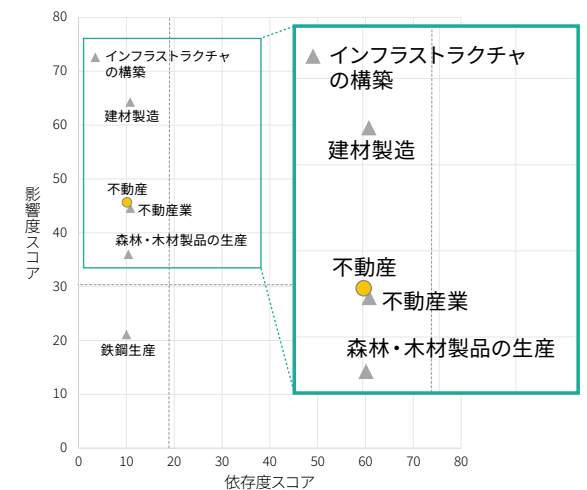
不動産事業は土地開発・利用や建物運営を通じて、土地や水を含めた様々な自然資本を活用して事業を行っており、自然資本へ依存するとともに影響を与えていることから、自然関連のリスクを招く可能性があると認識しています。特に、土地改変による生態系の損失・劣化や、建設工事による環境汚染等の自然への影響に起因するリスクが高いとされており、依存度と影響度マッピングにおいても不動産事業は影響度スコアが高い事業に分類されています。これらの点を踏まえ、不動産事業について LEAP 分析を行い、同事業の自然資本への依存や影響への理解を深め、リスク低減や機会創出につなげる意義が高いと判断しました。伊藤忠商事の不動産事業では事業施設や住宅等の不動産開発を事業の軸に置いています。そのため、本分析ではこれらの不動産開発と、その上流に位置する建材調達に焦点を当てて分析・評価を行いました。

■ 依存度と影響度マッピング (不動産事業)



※ 破線はENCORE全プロセスの依存度、影響度の平均

■ 不動産事業のバリューチェーンごとの依存度・影響度の内訳



自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

Locate

不動産事業の Locate については、木材の調達活動に絞って分析することとし、その評価結果は後述の「コモディティ分析」で説明しています。

不動産事業のバリューチェーン上流にあたる建材の生産活動（「建材製造」、「森林・木材製品の生産」）には、伐採及び土砂災害等の重大な自然関連課題が潜在的に存在すると考えられます。その中でも、伊藤忠商事及び子会社で「森林・木材製品の生産」に該当する事業活動を担っており、当社にとっての重要性が高いため、不動産事業の一部としてではなく、個別に分析しました。また、木材は、Science Based Targets Network (SBTN)※が、自然資本への依存と影響が大きいとされる商材をまとめた High Impact Commodity List にも含まれています。

なお、当社グループが不動産開発に関わった各住宅に関するリスク評価については、伊藤忠リート・マネジメント株式会社の ESG レポート（気候変動および自然資本への対応 (https://www.itc-rm.co.jp/burger_editor/burger_editor/dl/56__RVNHIFJlcG9ydCAyMDI1X0pQ.pdf) をご覧ください。

※ 科学に基づいた自然関連の目標設定方法の開発を行う国際的なイニシアティブ

Evaluate

不動産事業の担当者とともに、各バリューチェーンで行っている事業内容を ISIC (International Standard Industrial Classification、国際標準産業分類) に合わせる形で細分化し、それぞれの産業活動ごとに ENCORE で整理されている依存・影響の内容と 5 段階の重要度（とても低い、低い、どちらでもない、高い、とても高い）を当てはめました。

不動産事業のバリューチェーン上流における建材の調達では、降雨のパターンや水の浄化作用といった生態系サービスに強く依存しており、建築資材の原材料である木材・砂・鉱物の採取等そのものの自然資本の活用や汚染物質の排出等が生息地に負の影響を与える可能性があります。また、直接操業における不動産開発でも、水の浄化作用に依存しており、騒音や粉じん等が自然環境に対して負の影響を及ぼし得ることがわかりました。

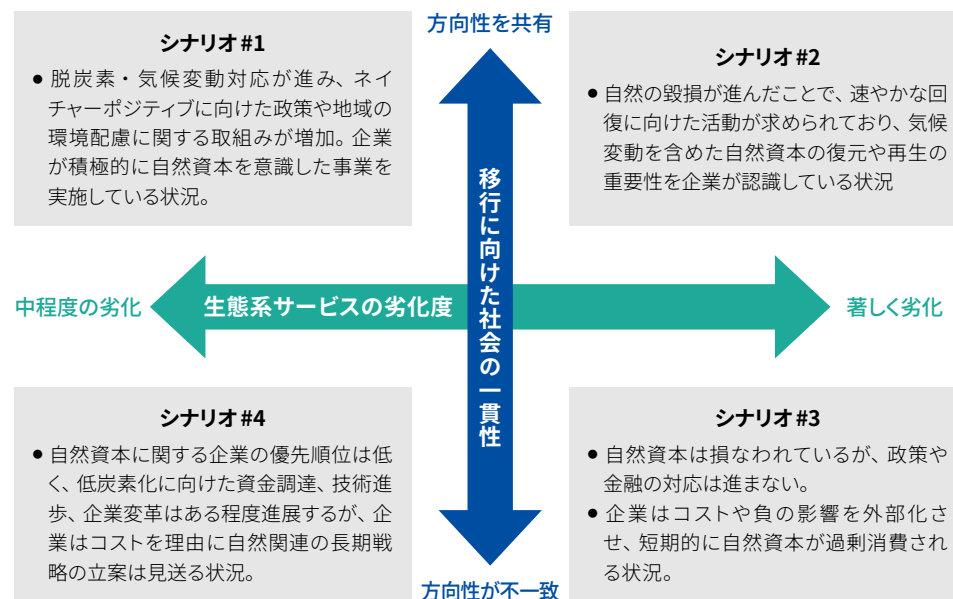
Assess

Evaluate の結果と TNFD 提言の内容をもとに、伊藤忠商事の不動産事業のバリューチェーン全体で想定される自然関連のリスクや機会を洗い出し、2030 年時点の将来シナリオを想定して、それらのリスク・機会の重要性を 3 段階（低・中・高）で評価しました。

TNFD ガイドラインでは「生態系サービスの劣化度（物理的リスク）」と「移行に向けた社会の一貫性（移行リスク）」の 2 軸で 4 つのシナリオを想定しています。当社として現時点は「シナリオ #2（自然破壊による損害が甚大で、自然資本への企業の関心が高いシナリオ）」の状況にあると判断し、リスク・機会の強度と発生可能性の観点から重要性評価を実施しました。なお、この評価は、不動産事業の担当者が事業の実態を踏まえて行いました。

不動産開発に関するシナリオ分析ではリスクの一例として、降雨パターンへの強い依存に起因する将来的な洪水や土砂災害の被災が挙げられました。しかし、当社では事業サイトの選定に際して綿密な災害リスク評価を実施しており、過去の事例を踏まえた結果、当該リスクの蓋然性及び重要性は高くないことが確認されました。

■ TNFD ガイドラインで示されている 4 シナリオの説明



自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

最後に、重要性が一定以上あると評価されたリスクと機会について対応策を整理・検討しました。具体的には、本パートでは適切にリスクを認識し低減していくため、リスク・機会について「中」または「高」と評価されたものを対象にしました。

各リスク・機会への対応についての詳細は以下の表の通りです。当社の不動産事業では、グループ会社も含め、自然関連のリスク・機会について網羅的に対策を講じています。

■ リスク

区分		事業 プロセス	内容	対応状況	重要性
物理	急性	上流	異常気象・自然災害による施工遅延	●ハザードマップを考慮したサイト選定 ●気象リスクを考慮した設計／施工計画の設定 ●BCPの策定 〈具体例〉DAIKEN（株）：BCMの取組み（https://www.daiken.jp/sustainability/governance/riskmanagement.html） ●災害に強い建材の開発とそれを用いた施工 〈具体例〉伊藤忠建材（株）：スカイメタルルーフ（https://www.skymetalroof.com/）	中
			自然災害に伴うサプライチェーン寸断によるプロジェクト遅延	●主要資材については、既に複数のサプライヤーからの調達網を構築し、代替ルートを事前確保 〈具体例〉伊藤忠建材（株）：独自の国産材サプライチェーン（https://htonline.sohjusha.co.jp/670-055/）	中
	慢性		保険（建設・賠償）市場の引受厳格化・保険料率上昇	●ハザードマップを考慮したサイト選定 ●被災リスク低減策（防災設計等）の積極的な導入 ●長期間の保険への加入	中
移行	政策・法規制	上流	天然記念物や希少種の生息地の発見による工期制約・工事予定地の変更	●文化財保護法の遵守も含め、天然記念物等や希少種の生息地での開発を行わないよう事前に徹底したアセスメントを実施 ●プロジェクトサイトの選定には十分な検討を行い、生態系への負の影響が比較的小さいと考えられる地域を選定	中
	評判		建設地の貴重な生態系の破壊や悪影響による地域住民・社会からの批判が施工業者だけでなく、発注者まで波及	●文化財保護法の遵守も含め、天然記念物等の生息地や希少種の生息地での開発を行わないよう事前に徹底したアセスメントを実施 ●着工前から、ステークホルダー（地域住民・自治体）との対話・説明機会を確保 ●プロジェクトサイトの選定には十分な検討を行い、生態系への負の影響が比較的小さいと考えられる地域を選定	中
	市場		EUDR等法規制の強化に伴う、資材・エネルギー価格の上昇	●調達先の分散 ●価格変動のモニタリング ●長期契約や先物取引等による調達価格の安定化 ●リサイクル資材や代替材の活用 ●法規制動向のモニタリング	中
			脱炭素素材やサステナブル資材の需要増加による資材調達の不安定化	●調達先の分散 ●認証資材の事前確保 ●長期契約や先物取引等による調達量の安定化 ●リサイクル資材や代替材の活用 〈具体例〉伊藤忠建材（株）：「地球樹」商品（https://www.ick.co.jp/chikyugi/#anchor2/2）	中
	政策・法規制		自然関連の規制・基準（生物多様性配慮、オフセット、TNFD等）による上流コスト増・要件変更	●法令・基準の改訂に関する積極的な情報収集 ●プロジェクト計画段階でのコスト見積り精緻化	中
	政策・法規制		持続可能な調達に対する社会的圧力の高まり	●木材については調達方針を策定・運用 ●サプライヤーへESG要件の遵守状況の確認（サステナビリティ調査） ●認証制度（FSC、PEFC等）の活用（定量的な導入目標も設定） 〈具体例〉伊藤忠建材（株）：「地球樹」商品（https://www.ick.co.jp/chikyugi/#anchor2/2）	中

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

区分		事業 プロセス	内容	対応状況	重要性
移行	法規制・賠償責任	上流	環境デューデリジェンスの不備による土壌・地下水汚染の発覚	●実績のあるコンサルタントを起用し、土壌・地下水の事前環境デューデリジェンスや環境アセスメントの実施	中
	政策・法規制		公共用地・都市公園・保全樹木・保護区域に関する規制・許可の厳格化	●該当法令・条例の事前調査 ●行政との事前協議 ●許認可取得プロセスの事前確認・厳守 〈具体例〉DAIKEN（株）による緑化関連の公共事業への参加	中
	技術		省エネ建材・設備やグリーン技術（自然への悪影響を抑える技術・工法）の導入	●省エネ・環境性能製品は平時から標準採用	中
			省エネ建材・設備やグリーン技術（自然への悪影響を抑える技術・工法）の導入遅延	●省エネ・環境性能製品は平時から標準採用 ●新技術・工法について平時から積極的に情報収集を行い、導入を推進	中
	法規制		生物多様性保護や外来種規制の強化（検疫・通関の厳格化）	●外来種混入防止策を平時から実施（資材管理、植栽選定等） ●厳格な植物検疫・通関手続きの徹底	中
物理	急性	直接操業	洪水・土砂災害・台風等の自然災害による自社保有物件の被災	●ハザードマップを考慮したサイト選定 〈具体例〉 ハザードマップでリスクが高いと評価されているサイトでは、開発期間中は浸水しない場所に機材を設置する等、施工中の災害対応は綿密に実施 ●BCPの策定 ●防災・減災設備（止水板、排水強化等）の導入 ●自然災害をカバーする保険への加入	中
移行	政策・法規制	直接操業	自然保護の観点における土地利用規制強化によるサイト選定・企画の難化	●サイト選定段階での徹底した土地用途・規制の調査	中
	評判		自然環境の改変に伴う自然環境の破壊、世間からの評判低下	●環境に配慮した施工の実施 〈具体例〉西松建設（株）が環境配慮型の当社女子寮を設計・建設（ https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2025/250303.html ） ●環境を意識した経営の対外発信	中
	政策・法規制		自然関連の基準・開示要請（TNFD準拠、CSRD準拠等）の対応	●開示関連法令・基準に関する積極的な情報収集と早期対応 ●情報開示対応の内製化の推進	中
			緑化や自然・生物多様性関連規制の強化	●法令・基準改訂に関する積極的な情報収集 ●プロジェクト計画段階でのコスト見積り精緻化	中
	政策・評判・賠償責任		自然関連リスクに関する契約上のリスク分担の不備	●契約書における責任分界点の明確化	中
	評判・賠償責任		自然に関する偽情報や改ざんされたデータの恣意的な利用の発覚	●内部統制・情報管理体制の強化 〈具体例〉伊藤忠商事：情報セキュリティポリシー（ https://www.itochu.co.jp/ja/security/index.html ） ●実際に発覚した場合には各関係者への説明、補償等の迅速な対応を実施	中
	政策・法規制		地域計画やグリーン要件との不整合	●地域計画やグリーン要件の事前確認（必要に応じて第三者によるチェック）	中
	市場・評判		社会的な環境意識の高まりによる投資家・金融機関の投融资条件厳格化（グリーンボンド市場の拡大）	●サステナビリティに関する情報開示・投資家との対話の強化 〈具体例〉伊藤忠商事：サステナビリティに関する情報開示の拡充（ https://www.itochu.co.jp/ja/ir/doc/annual_report/online2022/sustainability.html ）	中
	市場		環境性能の低い物件の市場価値低下	●環境認証取得による資産価値維持 〈具体例〉伊藤忠都市開発（株）：BELS取得等（ https://ipd.co.jp/company/sustainability/environment/ ） ●環境を意識した設計、施工の実施	中

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

区分		事業プロセス	内容	対応状況	重要性
物理	急性	下流	集中降雨・浸水・高潮等の自然災害による運用障害	- ハザードマップを考慮したサイト選定 - BCP／BCMの策定 〈具体例〉伊藤忠リート・マネジメント (株)：レジリエンス認証 (https://www.itc-rm.co.jp/sustain/initiative/) - 防災・減災設備 (止水板、排水強化等) の導入 〈具体例〉伊藤忠アーバンコミュニティ (株) (https://www.itc-uc.co.jp/search/development/) 伊藤忠都市開発 (株)：クレヴィア・ライフ・ハグ (https://www.itochu-sumai.com/about/quality/life-hug/) - 重要設備のバックアップ・冗長化	中
	慢性	下流	ヒートアイランド現象の悪化等、周辺環境の悪化	環境負荷低減設計の推進 〈具体例〉伊藤忠建材 (株)：「地球樹」商品 (https://www.ick.co.jp/chikyugi/#anchor2) DAIKEN (株)：みんなのエコ菜園 (https://www.daiken.jp/ecofarm/)	高
			保険市場における物件の引受制限 (浸水多発エリア等)	- ハザードマップを考慮したサイト選定 - BCP／BCMの策定 - 防災・減災設備 (止水板、排水強化等) の導入 - 重要設備のバックアップ・冗長化	中
移行	市場	下流	自然資本への配慮不足によるテナント離反及び賃料下落	- テナント向け環境配慮施策 (快適性、省エネの向上等) の実施 - グリーンリースの推進 - 自然資本を意識した環境経営の実施 〈具体例〉伊藤忠商事が全ての取引先に対して「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を配布 (P190)	中
	政策・法規制		自治体の生物多様性地域戦略の変更・強化 (政権交代・計画改定等)	地域政策の動向のモニタリング (自治体とのコミュニケーションを踏まえた、自治体との関係構築及び強化)	中

■ 機会

区分		事業プロセス	内容	対応状況	重要性
機会	資源効率	上流	持続可能な資材調達の推進 (例：認証木材等)	事業活動の中で適切に実施	中
	製品・サービス		建設業者とのグリーン技術導入に向けた協働		中
	評判		地域住民・NGOとのエンゲージメントに基づく環境対策の実施		中
	自然資源の持続可能な利用		建設資材のリサイクル技術導入		中
	製品・サービスと評判	直接操業	国産認証木材を利用した木造建築のニーズ増加		中
			自然・生物多様性に配慮した施工計画		中
			生物多様性認証制度の取得 (例：JHEP 認証、ABINC 認証)		中
			自然関連情報の開示・取組強化によるサステナビリティファイナンスの拡大		中
	資金フロー&資金調達	下流	「ネイチャーポジティブ経営」推進による顧客からの信頼獲得・人材確保、従業員の就労満足度／モチベーション／ロイヤリティアップによる人材定着		中
	評判		自然・生物多様性配慮型施設の賃料・稼働率アップ		中
	製品・サービス		施設・周辺環境の災害レジリエンス強化による施設稼働の安定化		中

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

Prepare

不動産事業に関連して、TNFD が開示を推奨する指標のうち伊藤忠商事が情報収集を行っているものは、次の通りです。

■ 指標

測定指標 番号	区分／指標	収集指標	(参考) 関連するリスク・機会
EH.A1.0 RE.A1.1	緑地の創出	地球樹の森づくり活動実績 (https://www.ick.co.jp/chikyugi/#anchor4)	● 緑化や自然・生物多様性に関連する規制の強化 ● ヒートアイランド現象の悪化等、周辺環境の悪化 ● 地域住民・NGO とのエンゲージメントに基づく環境対策の実施 ● 生物多様性の認証制度の取得 (例：JHEP 認証、ABINC 認証)
A22.0	N/A	不動産関連事業におけるサステナビリティ調査への協力サプライヤー比率	● 脱炭素素材やサステナブル資材の需要増加による資材調達の不安定化 ● 持続可能な調達に対する社会的圧力の高まり ● 持続可能な資材調達の推進 (認証木材等) ● 建設資材のリサイクル技術導入
EH.A22.0	バリューチェーン認証	● 森林認証を受けたサプライヤーから取扱う材 or 認証機関より管理材として認められた材 (P200) ● 森林認証制度に基づく「低リスク」評価国・地域で伐採を行った材 (P200) ● 原産地の法令に適合して伐採されたことを証明する書類により合法性を確認した材 (P200) ● 「追加的措置」により合法性を確認した材 (P200)	● 脱炭素素材やサステナブル資材の需要増加による資材調達の不安定化 ● 持続可能な調達に対する社会的圧力の高まり ● 持続可能な資材調達の推進 (認証木材等) ● 建設資材のリサイクル技術導入
A22.1	N/A	不動産関連事業におけるサステナビリティ調査への協力サプライヤー比率	● 脱炭素素材やサステナブル資材の需要増加による資材調達の不安定化 ● 持続可能な調達に対する社会的圧力の高まり ● 持続可能な資材調達の推進 (認証木材等)
FP.A22.1	デューデリジェンス及びトレーサビリティシステムによってカバーされる非認証木材／繊維	● 森林認証を受けたサプライヤーから取扱う材 or 認証機関より管理材として認められた材 (P200) ● 森林認証制度に基づく「低リスク」評価国・地域で伐採を行った材 (P200) ● 原産地の法令に適合して伐採されたことを証明する書類により合法性を確認した材 (P200) ● 「追加的措置」により合法性を確認した材 (P200)	● 脱炭素素材やサステナブル資材の需要増加による資材調達の不安定化 ● 持続可能な調達に対する社会的圧力の高まり ● 持続可能な資材調達の推進 (認証木材等)
A22.2	N/A		
A22.3	N/A		
A22.4	N/A		● 脱炭素素材やサステナブル資材の需要増加による資材調達の不安定化 ● 持続可能な調達に対する社会的圧力の高まり ● 持続可能な資材調達の推進 (認証木材等)
MM.A23.4	自然関連リスクについてスクリーニングされたサプライヤー	不動産関連事業におけるサステナビリティ調査への協力サプライヤー比率	● 自然災害に伴うサプライチェーン寸断によるプロジェクト遅延 ● 持続可能な調達に対する社会的圧力の高まり ● 省エネ建材・設備やグリーン技術 (自然への悪影響を抑える技術・工法) の導入 ● 持続可能な資材調達の推進 (認証木材等)

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

不動産開発事例

PPP 事業

伊藤忠商事は建設・不動産分野におけるバリューチェーンの強化を図っており、公共施設整備事業もその一環と位置付けています。伊藤忠グループの総合力、事業開発能力、多様なステークホルダーとの連携を通して、自治体のニーズに即した PPP (Public Private Partnership、官民連携) 事業を推進しています。建物設計では防災性能や環境性能にも配慮しており、宮城県柴田町の総合体育館等では、グループ企業の DAIKEN 株式会社が製造する冷暖房効率が良い床材を導入しています。この床材は床から空調した空気を吹き出すことにより人の活動エリアを効率的に空調し、対流空調と比較して 10% 程度の省エネルギーを実現するものです。



宮城県柴田町の総合体育館



DAIKEN が製造する冷暖房効率が良い床材を導入

社員寮

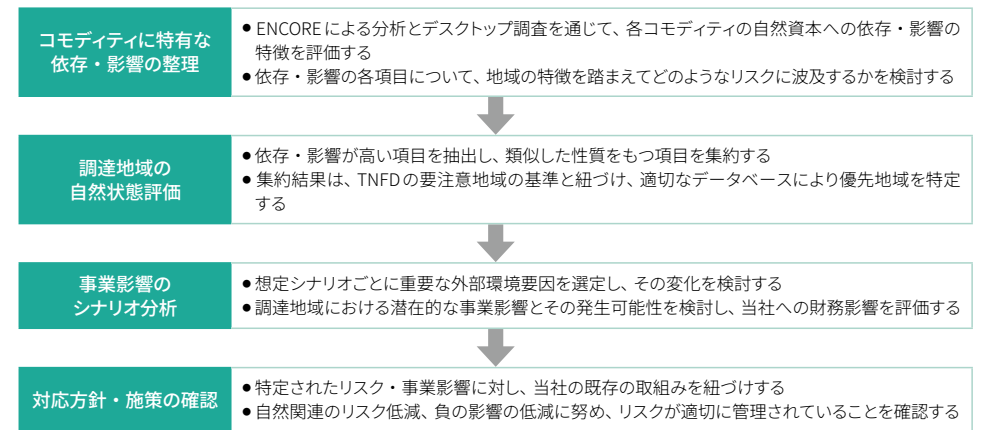
伊藤忠商事社員寮についても、脱炭素の観点から環境にやさしい建物となっています。2025 年 3 月に竣工した女子寮は、グループ会社の西松建設株式会社が設計施工を担当しました。木築の新構法を採用し、柱・梁・耐震壁等の構造フレーム (接合部を除く) の大部分を木造化することで、CO₂排出量が鉄骨造と比べ 458 トン削減しました。一般的な木造に比べ高耐力・高剛性・高靱性という特徴を有し、災害レジリエンスや長寿命化により、修繕に係る資材量やコストの削減にも繋がります。



木造建築の伊藤忠商事女子寮

コモディティ分析

伊藤忠商事で取扱う商品 (コモディティ) は幅広く、その中にはバリューチェーン上流における自然への依存度と影響度が高い農作物や林産物が含まれています。それらの商品について、詳細な自然関連リスクの評価を「コモディティ分析」として個別に行いました。LEAP アプローチでは、直接操業に焦点を当てて事業単位で分析・評価を行いましたが、コモディティ分析においては、自然環境との接点を持つバリューチェーン上流の調達段階を対象としています。各コモディティの重要度の高い調達拠点の地理的な特徴や関連する法規制等も踏まえて、自然への依存と影響及びこれらが発現した場合のリスクを特定し、シナリオ分析の上で当社が被る可能性のあるリスクや対応策を整理しました。対象コモディティは、自然環境やステークホルダーへの影響が大きく、SBTN の High Impact Commodity List に該当し、調達に関する規制や認証がある商品をスコアリングの上で、木材、パーム油、カカオ豆、コーヒー豆を選定しました。



なお、自然への依存度と影響度が高い森林保護関連商品や食品、繊維原料等のコモディティについては、商品ごとに調達方針を定め、トレーサビリティにより調達地域を特定できる国際的な第三者認証品の調達等に努めています。

※ 商品ごとの調達方針 (P198)

コモディティ分析の実施内容は、次の通りです。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

木材

コモディティに特有な依存・影響の整理

まず、一般的な木材の調達や加工における自然資本への依存・影響の項目と重要度を、ENCOREを用いて5段階（とても低い、低い、どちらでもない、高い、とても高い）で評価しました。その結果、調達段階において樹木からのバイオマス供給や土壌の質の保持機能に非常に強く依存しており、伐採活動等による土地の改変、農業や重機による大気汚染物質の放出等により自然に大きな影響を与え得ることがわかりました。

調達地域の自然状態評価

当社は、主に北米や東南アジアから木材の調達を行っています。これらの木材の調達拠点と加工工場の位置情報を公開情報やサプライヤーの情報、衛星画像等で特定し、重要度が「高い」及び「とても高い」と評価された依存・影響の項目と調達地域がどの程度接点を持っており、どのようなリスクが生じ得るのかを確認しました。

この確認では、上述の木材の調達と加工に関する依存・影響の項目とTNFDの要注意地域の判断基準を照らし合わせ、以下のデータベースを使用しました。

- BII (Biodiversity Intactness Index)
- Ecoregion Intactness Index
- Global forest watch
- Landmark
- WWF Biodiversity Risk Filter
- WWF Water Risk Filter

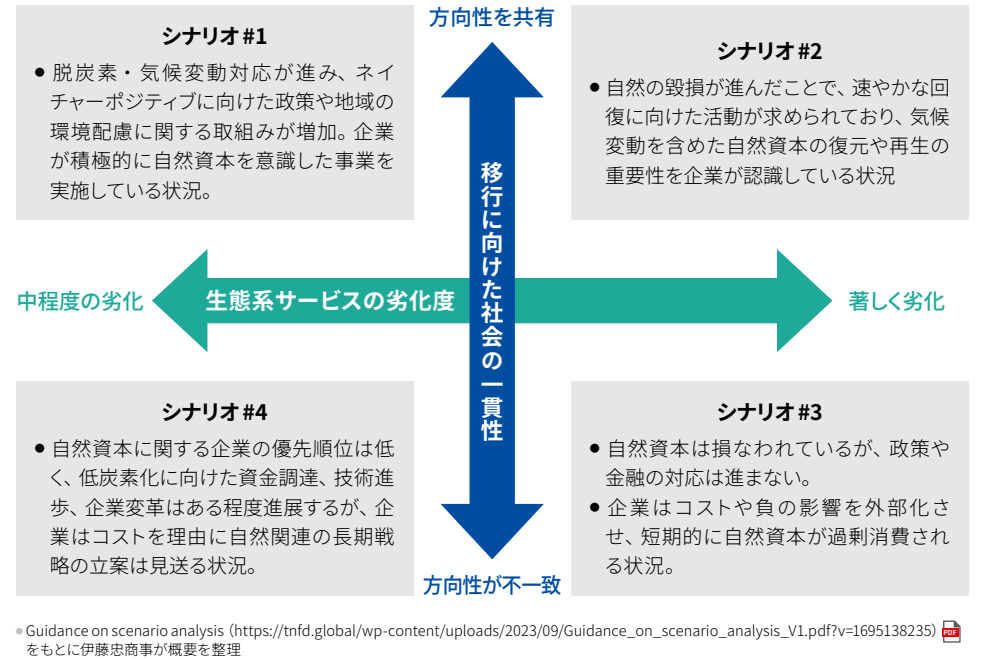
これらのデータベースを用いた机上分析を通じ、調達地域の自然状態の評価と潜在的なリスクを検証した結果、当社の調達地域では自然災害の緩和機能への依存度が特に強いことが確認されました。また、約7割の地域で洪水や土砂災害により生産・調達量が不安定化するリスクや生物資源の採取や汚染物質の排出等により地域住民へ悪影響を与えるリスクが高いと判断されました。

事業影響のシナリオ分析

自然関連のリスクは、外部環境の変化により顕在化すると考えられます。事業環境に影響する政治、経済、社会、技術、法律、環境の6つの外部要因ごとに、上述の調達地域のリスク評価結果や文献を用いて2040年時点の将来シナリオを想定し、調達地域においてどのような事業影響が発生し得るのか、またその発生可能性を3段階（低・中・高）で評価し、木材関連事業の担当者が現場の実態を踏まえて精査しました。

なお、本分析で使用したシナリオは、LEAPアプローチと同様にTNFDガイドラインで想定されている「シナリオ #2（自然破壊による損害が甚大で、自然資本への企業の関心が高いシナリオ）」となります。

TNFD ガイドラインで示されている4シナリオの説明



更に、発生可能性が「高」とされた影響が調達地域で生じることで、当社が負う可能性がある財務リスクについても木材関連事業の担当者が精査しました。上述でリスクが高い地域が多いとされた、自然災害による生産・調達量の不安定化について、当社に対しては売上の減少等の財務リスクが懸念されますが、当社のサプライヤーは調達・製造拠点を分散させており、自然災害に伴う生産・調達量の不安定化に対するレジリエンスを有していることから、当該財務リスクが発現する可能性は非常に低いと判断されました。この他にも、木材事業については一般的に過剰伐採や病害等で利用可能な森林資源面積が縮小し、取引量が減少することが財務リスクとして懸念されます。しかし、当社が取引をおこなうサプライヤーは、法規制への対応や持続可能な森林経営（例：認証取得、再造林、長期的森林資源計画）への主体的な取組みが可能な一定以上の規模を有する企業が中心です。更に、行政からも林業に対する支援が得られていること、スケールメリットにより新規参入企業が限られることで自然資本に寄り添った長期的な経営が安定的になされること等の特性を有し、サステナビリティに関する成熟度が非常に高いことが確認されました。

自然資本・生物多様性（TNFD 提言に基づく情報開示）

対応方針・施策の確認

木材事業の自然への影響については、上述の通りサプライヤーの特性により、当社の財務リスクは総じて顕在化しにくくなっています。あわせて、当社による予防的措置として、「自然と森林資源保護に関する調達方針」を策定し、サプライヤーに対しても「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」の通知を行う等、認証材の調達等のトレーサビリティの向上含め、持続可能な森林経営のコミットメントを行う等の

十分な対策を講じています。
これらの分析により調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響と、サプライヤー側のリスク発現抑制に関する要因、当社のリスク低減に向けた取組みの詳細は以下の通りです。

外部要因	調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響	リスクの発現抑制の主な要因	当社のリスクの低減の取組み
政治・法律	- 気候関連規制の強化や炭素コストの上昇によるサプライヤー選定の厳格化 - 生産地域における低炭素・環境配慮型の生産への要求の高まり	- 林業が基幹産業の調達地域であり、行政連携による対応が可能 - 取引先は規制の強化等、社会環境の変化への対応能力が十分備わっている主要大手林産企業を中心 - 木材調達はスケールメリットが大きく、参入障壁が高いため新規参入は限定的	- 自然林と森林資源保護に関する調達方針を策定 - サプライチェーン・サステナビリティ行動指針の通知 - 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施、違反サプライヤーに対する是正要請
	- 保護区拡大や土地利用規制強化による新規開墾を含む土地利用の制限拡大 - 既存拠点の生態系管理・再生の促進による短期的な生産量の減少		
	- 検疫・バイオセキュリティの常態化による物流における点検の増加 - 物資管理が厳格化による輸送期間の長期化	- 熱処理や燻蒸処理による対策を実施済み - 木材調達はスケールメリットが大きく、参入障壁が高いため新規参入は限定的	—
	- 再生材・副産物の活用拡大による木材のローカル調達比率の上昇 - 廃棄物処理の厳格化や、土壌侵食や土壌流出リスク対策の義務化の促進		- 自然林と森林資源保護に関する調達方針を策定 - サプライチェーン・サステナビリティ行動指針の通知 - 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施、違反サプライヤーに対する是正要請 - 副産物の利用及びローカル調達の拡大 〈具体例〉DAIKEN（株）における端材や残渣を利用した MDF 製造 (https://www.daiken.jp/industrialmaterials/mdf/)
	- 一次生産までのトレーサビリティが確保された認証地域への調達集中 - 厳格なトレーサビリティ要件への未対応地域における生産者の離脱・集約の加速	- 取引先は規制の強化等、社会環境の変化への対応能力が十分備わっている主要大手林産企業を中心 - 木材調達はスケールメリットが大きく、参入障壁が高いため新規参入は限定的	- 自然林と森林資源保護に関する調達方針を策定 - サプライチェーン・サステナビリティ行動指針の通知 - 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施、違反サプライヤーに対する是正要請
	- 自然関連データの公開の標準化による、外部ステークホルダーからの監視強化 - 開示用データ収集のための現場運営の負荷増加		CAO の監督のもと適切な情報収集・開示を実施
経済・社会	- EUDR 対応等のための認証・低影響素材への需要集中 - 非認証産地は高リスク商品として市場から締め出され、ブランド価値の格差拡大		自然林と森林資源保護に関する調達方針を策定
	- NGO と企業・自治体の共同モニタリングの定着 - 苦情処理メカニズムの整備と苦情対応（手順・迅速性）への監視強化による透明性の高い報告の要求の高まり	—	- 自然林と森林資源保護に関する調達方針を策定 - サプライチェーン・サステナビリティ行動指針の通知 - 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施、違反サプライヤーに対する是正要請

自然資本・生物多様性（TNFD 提言に基づく情報開示）

外部要因	調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響	リスクの発現抑制の主な要因	当社のリスクの低減の取組み
経済・社会	- 地域の金融機関による自然配慮案件の優遇と、保全・再生プロジェクトへの資金供給の拡大 - 持続可能なサプライチェーン基盤の整備の加速と対応の標準化	取引先は規制の強化等、社会環境の変化への対応能力が十分備わっている主要大手林産企業が中心	—
	- 調達地域における環境対応要件の高度化 - 長期契約の締結や、購入事業者を巻き込んだプロジェクトの実施の活発化		
技術	- 技術革新による木材の生産の安定化と木材価格の抑制 - 木材に代わる代替素材の普及による木材の需要の鈍化	- 代替素材の市場への普及に関わらず、木材の需要は維持される - 木材調達はスケールメリットが大きく、参入障壁が高いため新規参入は限定的	—
環境	- 過剰伐採や病害の拡大による利用可能資源の減少 - 禁伐期間の長期化による供給の不安定化の進行 - 遺伝的多様性の低下による外部環境への脆弱性の高まりと品質のばらつきの拡大	- 調達地域では伐採量が成長量を上回らないよう適切に管理を実施 - 取引先は、適切な森林経営を実施する体制・能力を備えた主要大手林産企業が中心	—
	- 河川・灌漑水の濁度・病原体・化学物質負荷の上昇 - 生育障害、化学物質／薬剤の残留基準超過による木材の出荷停止の増加 - 土壌有機物の減少と塩類の集積による地力の低下		
	- 木材の過剰伐採と違法・無報告・無規制伐採の拡大 - 成熟材の枯渇による禁伐措置が断続的な発動と供給停止	取引先では、伐採量の適正管理並びに適切な森林経営を実施する体制・能力を備えた主要大手林産企業が中心	- 自然林と森林資源保護に関する調達方針を策定 - サプライチェーン・サステナビリティ行動指針の通知 - 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施、違反サプライヤーに対する是正要請 - 取引先に対する人権DDを実施※ ※ 調達地域における地域コミュニティへの影響に対する取組み
	- 夜間照明・騒音による野生生物の生息環境の悪化と生産地域周辺の生態系バランスの崩壊 - 生態系サービスの低下による地域コミュニティからの訴訟の発生	保護地域等、生物多様性上重要な地域における事業活動は極めて限定的	
	- 外来種や病害虫の侵入・定着による品質・収量が不安定化、防除コストの増加 - 検疫強化による輸送期間の長期化	林業が基幹産業の調達地域であり、問題発生時には行政連携による対応が可能	
	- 効率優先の土地利用の拡大による生態系の分断化 - 在来種が減少による生態系バランスの崩壊、水資源の偏在や土壌劣化の深刻化 - 地域コミュニティの環境悪化による健康被害や水資源をめぐる対立の発生	取引先は、適切な森林経営を実施する体制・能力を備えた主要大手林産企業が中心	
	洪水・土砂災害・サイクロンによる土壌流出や林業インフラの損壊増加、山火事による収量減少に起因した生産量の不安定化	—	事業拠点を分散させ、同時に被災するリスクを低減

今後も自然環境の維持保全、地域社会との共生、認証品調達率向上及びサプライヤーとの協働の深化、調達先地域の環境規制動向のモニタリングを通じて、安定的な調達を継続していきます。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

パーム油

コモディティに特有な依存・影響の整理

まず、一般的なパーム油の調達における自然資本への依存・影響の項目と重要度を、ENCORE 及び TNFD の食料・農業セクターガイダンス、パーム油のもととなるパーム椰子の栽培における環境リスクに関する論文を用いて5段階（とても低い、低い、どちらでもない、高い、とても高い）で評価しました。その結果、熱帯の湿潤・多雨地域で栽培されることが多いパーム椰子は、冠水等による生育ストレスや病害を防ぐ観点から排水管理が重要な作物であり、水流調整機能に強く依存していることがわかりました。

調達地域の自然状態評価

当社は、主にマレーシア等からパーム油の調達を行っており、これらの主要調達地域を分析対象として特定しました。重要度が「高い」及び「とても高い」と評価された依存・影響の項目と調達地域がどの程度接点を持っており、どのようなリスクが生じ得るのかを確認しました。

この確認では、上述のパーム油の生産に関する依存・影響の項目と TNFD の要注意地域の判断基準を照らし合わせ、以下のデータベースを選定しました。

- BII (Biodiversity Intactness Index)
- Ecoregion Intactness Index
- Landmark
- WWF Biodiversity Risk Filter
- WWF Water Risk Filter

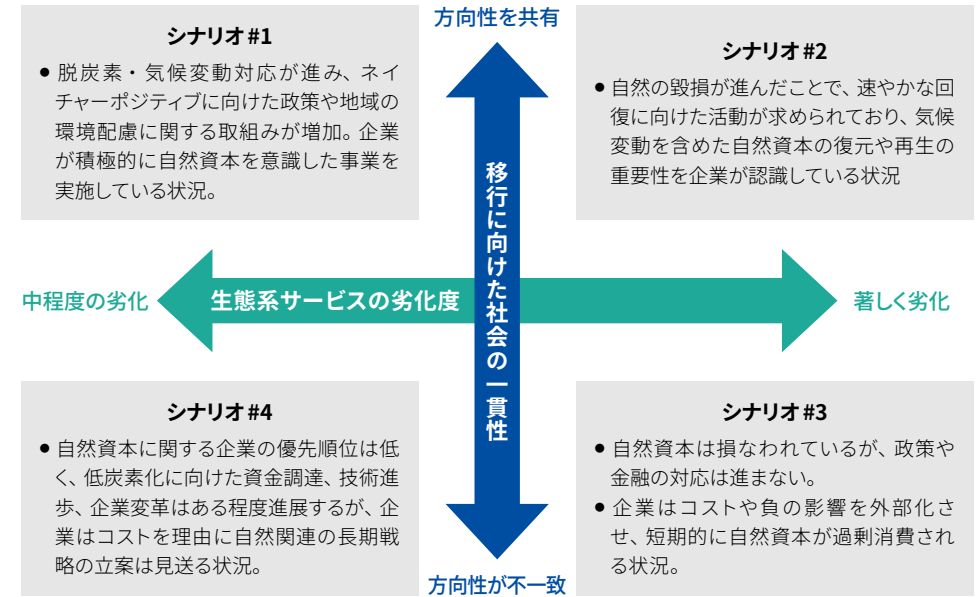
これらのデータベースを用いた机上分析を通じ、調達地域の自然状態の評価と潜在的なリスクを検証した結果、パーム油の主要な調達地域で、洪水や土砂災害、病害虫の発生のリスクがあると判断されました。

事業影響のシナリオ分析

自然関連のリスクは、外部環境の変化により顕在化すると考えられます。事業環境に影響する政治、経済、社会、技術、法律、環境の6つの外部要因ごとに、調達地域のリスク評価結果や文献を用いて2040年時点の将来シナリオを想定し、調達地域においてどのような事業影響が発生し得るのか、またその発生可能性を3段階（低・中・高）で評価し、食料関連のサステナビリティ担当者が精査しました。

なお、本分析で使用したシナリオは、LEAP アプローチと同様に TNFD ガイドラインで想定されている「シナリオ #2 (自然破壊による損害が甚大で、自然資本への企業の関心が高いシナリオ)」です。

■ TNFD ガイドラインで示されている4シナリオの説明



● Guidance on scenario analysis (https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/09/Guidance_on_scenario_analysis_V1.pdf?v=1695138235)
をもとに伊藤忠商事が概要を整理

更に、発生可能性が「高」とされた影響が調達地域で生じることで、当社が負う可能性がある財務リスクについても、食料関連のサステナビリティ担当者が精査しました。上述の分析では、調達地域における土砂災害の発生や病害虫の移入によりパーム油の収量や品質の低下が懸念される結果となりました。これらが顕在化した場合、当社においては売上への影響が財務リスクとなります。しかし、パーム椰子の栽培は小規模農家が担うケースが多く、サプライヤー側で講じられるリスク予防策には一定の限界があります。

自然資本・生物多様性（TNFD 提言に基づく情報開示）

対応方針・施策の確認

上述の通り、パーム油の調達におけるリスクについては、サプライヤーによる予防策に頼るだけでなく、当社側で積極的な対応策を講じることが重要となります。当社では、持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）での活動や、サプライヤーの調査を通じて、当事業に重大な財務影響を及ぼす財務リスクが顕在化しないよう努めています。

調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響、当社へのリスク、その対応策の詳細は、以下の評価の通りです。

外部要因	調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響	当社のリスク	リスクへの適応・対応策
政治・法律	● 自然関連データの公開の標準化による、外部ステークホルダーからの監視強化 ● 開示用データ収集のための現場運営の負荷増加	● 情報開示が不十分である場合の、ステークホルダーからの信頼の棄損、企業評判の低下と株価の下落	● 開示関連法令・基準に関する積極的な情報収集と早期対応 ● 情報開示対応の充実化・効率化
経済・社会	● NGOと企業・自治体の共同モニタリングの定着 ● 苦情処理メカニズムの整備と苦情対応（手順・迅速性）への監視強化による透明性の高い報告の要求の高まり	● 対応遅れ・透明性不足による取引先の仕入れ先変更に起因する売上機会の喪失	● パーム油調達方針・サプライチェーンサステナビリティ行動指針の策定と通知 ● 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施 ● 認証原料の調達 ● トレーサビリティの強化（ミルレベルでのトレーサビリティ100%達成済み） ● 持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）加盟 ● パーム油の持続可能な調達に関するファクトシートの開示 ● 1-3次サプライヤーを対象に人権・環境DDの実施（2024年度）
技術	● 技術革新により農作物の生産が安定し、作物価格が抑制 ● 小規模サプライヤーにおける新技術導入の遅延	● 最先端技術導入による作物栽培管理コストの増加と直接調達価格への反映による、一時的な粗利率の低下	● 市況変動の迅速な情報収集と早期対応
環境	● 高温・熱波、局所的な豪雨・暴風等の頻度上昇による不作の発生 ● 生育適地のシフトによる既存産地における結実不良や倒伏被害の増加	● 顧客ニーズに対する必要量が確保できないことによる販売機会の喪失 ● 収量減少により契約数量を履行できない場合の違約金の発生や契約条件の悪化 ● 品質低下で検査不適合・返品が続くことによる粗利率低下と廃棄損の発生	● 市況変動の迅速な情報収集と早期対応 ● 調達地域の分散
	● 洪水・土砂災害・サイクロンによる土壌流出や農業インフラの損壊増加に起因した生産量の不安定化		
	● 泥炭火災、土地改変、施肥による温室効果ガス（GHG）排出の増加 ● 気候変動に起因する局所的な災害の頻発による生産の不安定化	● 新規の農地転換サプライヤーの開墾履歴を懸念する顧客の調達先変更、契約更新条件の厳格化・契約更新の停止による売上減少 ● 生産地域での農地転換が訴訟に発展することによる賠償金・輸入停止等の臨時損失の発生及び売上停止	● パーム油調達方針・サプライチェーンサステナビリティ行動指針の策定と通知 ● 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施 ● 認証原料の調達 ● トレーサビリティの強化（ミルレベルでのトレーサビリティ100%達成済み） ● 持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）加盟 ● パーム油の持続可能な調達に関するファクトシートの開示 ● 1-3次サプライヤーを対象に人権・環境DDの実施（2024年度）
	● 外来種や病害虫の侵入・定着による品質・収量が不安定化、防除コストの増加 ● 検疫強化による輸送期間の長期化	● 生産地域での環境破壊が訴訟に発展することによる賠償金・輸入停止等の臨時損失の発生及び売上停止	
	● 効率優先の土地利用の拡大による生態系の分断化 ● 在来種の減少による生態系バランスの崩壊、水資源の偏在や土壌劣化の深刻化 ● 地域コミュニティの環境悪化による健康被害や水資源をめぐる対立の発生	● 調達地域の住民の生活環境劣化の疑いがあるサプライヤーを忌避する顧客の調達先変更、契約更新条件の厳格化・契約更新の停止による売上減少 ● 生産地域での人権侵害が訴訟に発展することによる賠償金・輸入停止等の臨時損失の発生及び売上停止	

引続き、認証品の調達やサプライヤーの調査を通じ、安定的なパーム油の調達を行っていきます。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

カカオ豆

コモディティに特有な依存・影響の整理

まず、一般的なカカオ豆の調達における自然資本への依存・影響の項目と重要度を、ENCORE 及び TNFD の食料・農業セクターガイダンス、カカオ豆の栽培における環境リスクに関する論文を用いて 5 段階 (とても低い、低い、どちらでもない、高い、とても高い) で評価しました。その結果、カカオ豆は冠水状態に極めて弱く、洪水が発生すると根腐れ等を起こすため、自然の水流調整機能にも強く依存していることが明らかになりました。

調達地域の自然状態評価

当社は、ガーナをはじめとする西アフリカ諸国からカカオ豆の調達を行っており、これらの主要調達地域を分析対象として特定しました。重要度が「高い」及び「とても高い」と評価された依存・影響の項目と調達地域がどの程度接点を持っており、どのようなリスクが生じ得るのかを確認しました。この確認では、上述のカカオ豆の生産に関する依存・影響の項目と TNFD の要注意地域の判断基準を照らし合わせ、以下のデータベースを選定しました。

- BII (Biodiversity Intactness Index)
- Ecoregion Intactness Index
- Landmark
- WWF Biodiversity Risk Filter
- WWF Water Risk Filter

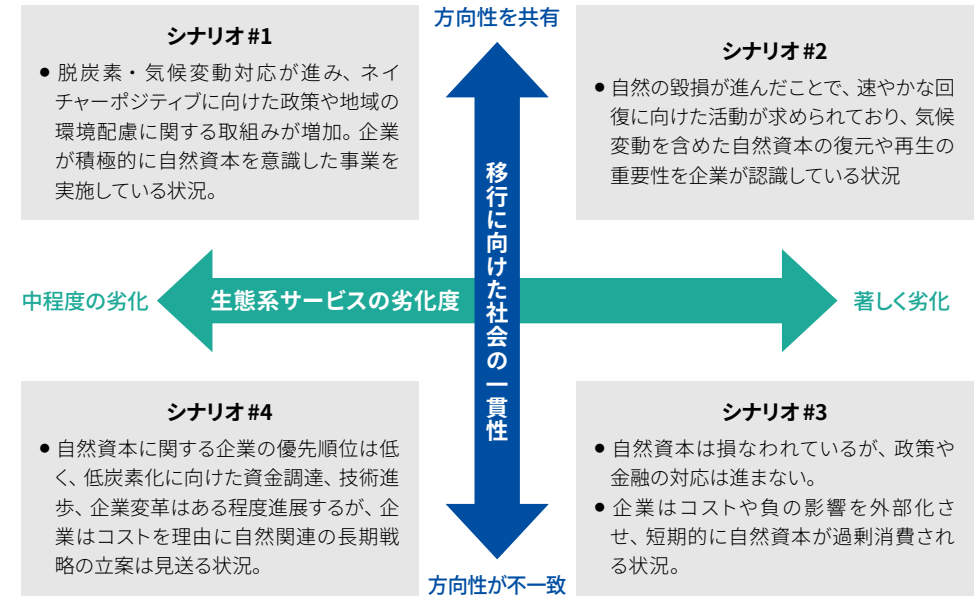
これらのデータベースを用いた机上分析を通じ、調達地域の自然状態の評価と潜在的なリスクを検証した結果、カカオ豆の主要な調達地域で、洪水、土砂災害や干ばつ等の自然災害、農業や廃棄物による土壌や水の質の低下による収量や品質低下のリスクが高いと判断されました。

事業影響のシナリオ分析

自然関連のリスクは、外部環境の変化により顕在化すると考えられます。事業環境に影響する政治、経済、社会、技術、法律、環境の 6 つの外部要因ごとに、調達地域のリスク評価結果や文献を用いて 2040 年時点の将来シナリオを想定し、調達地域においてどのような事業影響が発生し得るのか、またその発生可能性を 3 段階 (低・中・高) で評価し、食料関連のサステナビリティ担当者が精査しました。

なお、本分析で使用したシナリオは、LEAP アプローチと同様に TNFD ガイドラインで想定されている「シナリオ #2 (自然破壊による損害が甚大で、自然資本への企業の関心が高いシナリオ)」です。

■ TNFD ガイドラインで示されている 4 シナリオの説明



※ Guidance on scenario analysis (https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/09/Guidance_on_scenario_analysis_V1.pdf?v=1695138235) をもとに伊藤忠商事が概要を整理

更に、発生可能性が「高」とされた影響が調達地域で生じることで、当社が負う可能性がある財務リスクについても、食料関連のサステナビリティ担当者が精査しました。上述の分析では、調達地域の多くで、水や土壌の品質低下及び自然災害によりカカオ豆の収量や品質の低下が懸念される結果となりました。これらが顕在化した場合、当社においては売上の減少が財務リスクとなります。しかし、カカオ豆の栽培は小規模農家が担うケースが多く、サプライヤー側で講じられるリスク予防策には一定の限界があります。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

対応方針・施策の確認

上述の通り、カカオ豆の調達におけるリスクについては、サプライヤーによる予防策に頼るだけでなく、当社側で積極的な対応策を講じることが重要となります。当社ではサプライヤー調査を通じた自然関連のリスクが高いサプライヤーに対する指導や、サステナブル・カカオ豆の調達を推進するとともに調達地

域の分散も行い、当社事業に重大な財務影響を及ぼす財務リスクが顕在化しないよう努めています。調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響、当社へのリスク、その対応策の詳細は、以下の通りです。

外部要因	調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響	当社のリスク	リスクへの適応・対応策
政治・法律	- 一次生産までのトレーサビリティが確保された認証地域への調達集中 - 厳格なトレーサビリティ要件への未対応地域における生産者の離脱・集約の加速	現地規制に不適合な原料を扱った場合における、輸出停止・没収・罰金・契約不履行によるイレギュラーな臨時損失の発生	- 関連法令・規則に関する積極的な情報収集と早期対応 - カカオ豆調達方針・サプライチェーンサステナビリティ行動指針の策定と通知 - 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査 (年次) の実施、違反サプライヤーに対する是正要請 - トレーサビリティの強化
	- 自然関連データの公開の標準化による、外部ステークホルダーからの監視強化 - 開示用データ収集のための現場運営の負荷増加	情報開示が不十分である場合の、ステークホルダーからの信頼の棄損、企業評判の低下と株価の下落	- 開示関連法令・基準に関する積極的な情報収集と早期対応 - 情報開示対応の業務効率化及び内製化の推進
経済・社会	- 地域の金融機関による自然配慮案件の優遇と、保全・再生プロジェクトへの資金供給の拡大 - 持続可能なサプライチェーン基盤の整備の加速と対応の標準化	サステナビリティへの未対応やグリーンウォッシュでレピュテーション低下による株価下落	- 市場動向の注視 - 業界標準レベルの環境対応の実施
技術	- 技術革新により農作物の生産が安定し、作物価格が抑制 - 小規模サプライヤーにおける新技術導入の遅延	最先端技術導入による作物栽培管理コストの増加と直接調達価格への反映による、一時的な粗利率の低下	市況変動の迅速な情報収集と早期対応
環境	- 病害の拡大による利用可能な資源の縮小 - 栽培休止の頻度増加と産地間の供給変動の拡大 - 遺伝的多様性の低下と環境・病気への耐性の偏りによる品質のばらつき拡大	- 顧客ニーズに対する必要量が確保できないことによる販売機会の喪失 - 収量減少により契約数量を履行できない場合の違約金の発生や契約条件の悪化 - 品質低下で検査不適合・返品が続くことによる粗利率低下と廃棄損の発生	- 市況変動の迅速な情報収集と早期対応 - 調達地の分散
	- 降雨の不確実性と地下水の過剰汲み上げによる慢性的な灌漑水の不足 - 取水競争が激化による取水停止・配水制限の増加		
	- 高温・熱波、局所的な豪雨・暴風等の頻度上昇による不作の発生 - 生育適地のシフトによる既存産地における結実不良や倒伏被害の増加		
	- 河川・灌漑水の濁度・病原体・化学物質負荷の上昇 - 生育障害、農薬の残留基準超過による作物の出荷停止の増加 - 土壌有機物の減少と塩類の集積による地力低下		
	洪水・土砂災害・サイクロンによる土壌流出や農業インフラの損壊増加に起因した生産量の不安定化	- 環境汚染事故の発生歴、あるいは環境汚染が疑われるサプライヤーを忌避する顧客の調達先変更、契約更新条件の厳格化・契約更新の停止による売上減少 - 不適切な農業残渣・廃棄物管理を忌避する顧客の調達先変更、契約更新条件の厳格化・契約更新の停止による売上減少 - 生産地域での不適切な廃棄物管理が訴訟に発展することによる賠償金・輸入停止等の臨時損失の発生及び売上停止 - 調達地域の住民の生活環境劣化の疑いがあるサプライヤーを忌避する顧客の調達先変更、契約更新条件の厳格化・契約更新の停止による売上減少 - 調達側の責任とする NGO・メディアの批判を起因としたレピュテーションの低下による株価下落	- カカオ豆調達方針・サプライチェーンサステナビリティ行動指針の策定と通知 - 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査 (年次) の実施、違反サプライヤーに対する是正要請 - トレーサビリティの強化
	- 富栄養化・農薬流出・重金属の蓄積の進行 - 灌漑水質の悪化による病害発生や農薬の残留基準超過による品質の悪化 - 水質・土壌の回復費・モニタリング費の負担増加		
	- 農業残渣・廃棄物の野焼き・不法投棄の増加 - 土壌・水質悪化に起因する周辺農地の生産性低下による地域コミュニティからの訴訟の発生		
	- 効率優先の土地利用の拡大による生態系の分断化 - 在来種の減少による生態系バランスの崩壊、水資源の偏在や土壌劣化の深刻化 - 地域コミュニティの環境悪化による健康被害や水資源をめぐる対立の発生		

引続き、認証品の調達やサステナビリティ調査を通じ、安定的なカカオ豆の調達を行っていきます。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

コーヒー豆

コモディティに特有な依存・影響の整理

まず、一般的なコーヒー豆の調達における自然資本への依存・影響の項目と重要度を、ENCORE 及び TNFD の食料・農業セクターガイダンス、コーヒー豆の栽培における環境リスクに関する論文を用いて 5 段階 (とても低い、低い、どちらでもない、高い、とても高い) で評価しました。その結果、コーヒー豆の栽培では大量の水が必要になるため、水資源への依存度が高く、乾季や標高の高い地域においては灌漑も必要になることがわかりました。

調達地域の自然状態評価

当社は、ブラジルやグアテマラ等からコーヒー豆の調達を行っており、これらの主要調達地域を分析対象として特定しました。重要度が「高い」及び「とても高い」と評価された依存・影響の項目と調達地域がどの程度接点を持っており、どのようなリスクが生じ得るのかを確認しました。

この確認では、上述のコーヒー豆の生産に関する依存・影響の項目と TNFD の要注意地域の判断基準を照らし合わせ、以下のデータベースを選定しました。

- BII (Biodiversity Intactness Index)
- Ecoregion Intactness Index
- Landmark
- WWF Biodiversity Risk Filter
- WWF Water Risk Filter

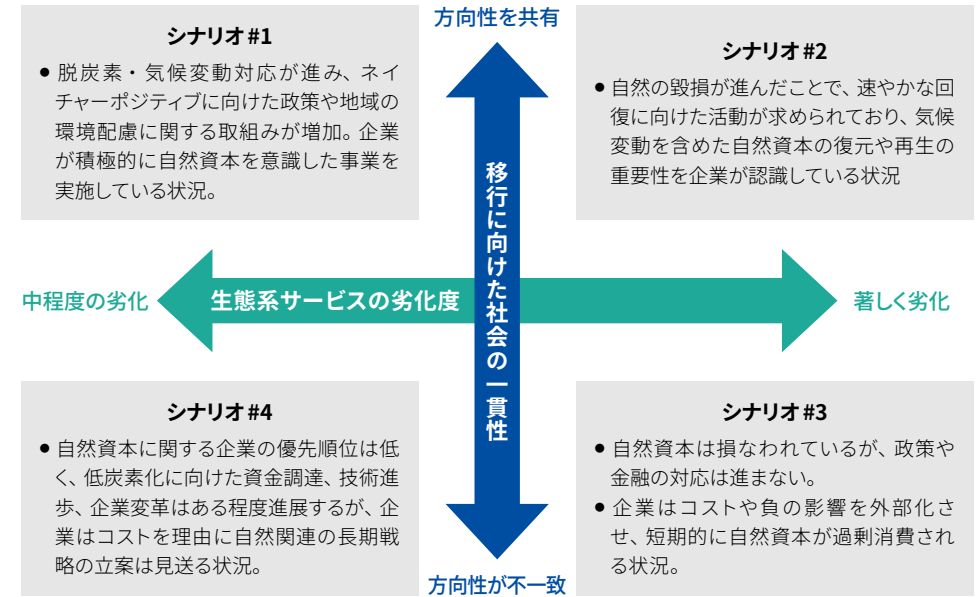
これらのデータベースを用いた机上分析を通じ、調達地域の自然状態の評価と潜在的なリスクを検証した結果、コーヒー豆の主要な調達地域で農業の過剰施肥による水や土壌の質の低下、土砂災害、森林火災や洪水等の自然災害による収量や品質低下のリスクが高いと判断されました。

事業影響のシナリオ分析

自然関連のリスクは、外部環境の変化により顕在化すると考えられます。事業環境に影響する政治、経済、社会、技術、法律、環境の 6 つの外部要因ごとに、調達地域のリスク評価結果や文献を用いて 2040 年時点の将来シナリオを想定し、調達地域においてどのような事業影響が発生し得るのか、またその発生可能性を 3 段階 (低・中・高) で評価し、食料関連のサステナビリティ担当者が精査しました。

なお、本分析で使用したシナリオは、LEAP アプローチと同様に TNFD ガイドラインで想定されている「シナリオ #2 (自然破壊による損害が甚大で、自然資本への企業の関心が高いシナリオ)」です。

TNFD ガイドラインで示されている 4 シナリオの説明



Guidance on scenario analysis (https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/09/Guidance_on_scenario_analysis_V1.pdf?v=1695138235)
 をもとに伊藤忠商事が概要を整理

更に、発生可能性が「高」とされた影響が調達地域で生じることで、当社が負う可能性がある財務リスクについても、食料関連のサステナビリティ担当者が精査しました。上述の分析では、調達地域の多くで、水や土壌の品質低下及び水不足によるコーヒー豆の収量や品質の低下が懸念される結果となりました。これらが顕在化した場合、当社においては売上の減少が財務リスクとなります。しかし、コーヒー豆の栽培は小規模農家が担うケースが多く、サプライヤー側で講じられるリスク予防策には一定の限界があります。

トップコミットメント

伊藤忠グループのサステナビリティ

環境

伊藤忠グループのサステナビリティ

社会

伊藤忠グループのサステナビリティ

ガバナンス

伊藤忠グループのサステナビリティ

サステナブルファイナンス

伊藤忠グループのサステナビリティ

社会からの評価

伊藤忠グループのサステナビリティ

環境方針

環境マネジメント

気候変動（TCFD提言に基づく情報開示）

汚染防止と資源循環

水資源の保全

自然資本・生物多様性（TNFD 提言に基づく情報開示）

クリーンテックビジネス

ESGデータ（環境）

自然資本・生物多様性（TNFD 提言に基づく情報開示）

対応方針・施策の確認

上述の通り、コーヒー豆の調達におけるリスクについては、サプライヤーによる予防策に頼るだけでなく、当社側で積極的な対応策を講じることが重要となります。当社では、サプライヤー調査を通じた自然関連のリスクが高いサプライヤーへの指導を実施しています。また、UNEX 社を通じて小規模農家への技術支援を行い、シェードツリーやコンポストを活用した自然環境と共生する農業（環境再生型農業）を推進し

ています。これにより、持続可能なコーヒー生産の普及や農家の生活基盤の安定（離農防止）を図り、当社事業に重大な財務影響を及ぼすリスクの顕在化を未然に防ぐ体制を構築しています。調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響、当社へのリスク、その対応策の詳細は、以下の通りです。

外部要因	調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響	当社のリスク	リスクへの適応・対応策
政治・法律	● 一次生産までのトレーサビリティが確保された認証地域への調達集中 ● 厳格なトレーサビリティ要件への未対応地域における生産者の離脱・集約の加速	● 現地規制に不適合な原料を扱った場合における、輸出停止・没収・罰金・契約不履行によるイレギュラーな臨時損失の発生	● 関連法令・規則に関する積極的な情報収集と早期対応 ● コーヒー豆調達方針・サプライチェーンサステナビリティ行動指針の策定と通知 ● 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施、違反サプライヤーに対する是正要請 ● 認証原料の調達（KPI：2030年までにサステナブルコーヒー豆への切り替え 50%） ● トレーサビリティの強化
	● 自然関連データの公開の標準化による、外部ステークホルダーからの監視強化 ● 開示用データ収集のための現場運営の負荷増加	● 情報開示が不十分である場合の、ステークホルダーからの信頼の棄損、企業評判の低下と株価の下落	● 開示関連法令・基準に関する積極的な情報収集と早期対応 ● 情報開示対応の業務効率化及び内製化の推進
経済・社会	● NGO と企業・自治体の共同モニタリングの定着 ● 苦情処理メカニズムの整備と苦情対応（手順・迅速性）への監視強化による透明性の高い報告の要求の高まり	● 対応遅れ・透明性不足による取引先の仕入れ先変更に起因する売上機会の喪失	● コーヒー豆調達方針・サプライチェーンサステナビリティ行動指針の策定と通知 ● 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査（年次）の実施、違反サプライヤーに対する是正要請 ● 認証原料の調達（KPI：2030年までにサステナブルコーヒー豆への切り替え 50%） ● トレーサビリティの強化
技術	● 技術革新により農作物の生産が安定し、作物価格が抑制 ● 小規模サプライヤーにおける新技術導入の遅延	● 最先端技術導入による作物栽培管理コストの増加と直接調達価格への反映による、一時的な粗利率の低下	● 市況変動の迅速な情報収集と早期対応
環境	● 病害の拡大による利用可能な資源の縮小 ● 栽培休止の頻度増加と産地間の供給変動の拡大 ● 遺伝的多様性の低下と環境・病気への耐性の偏りによる品質のばらつき拡大	● 顧客ニーズに対する必要量が確保できないことによる販売機会の喪失 ● 収量減少により契約数量を履行できない場合の違約金の発生や契約条件の悪化 ● 品質低下で検査不適合・返品が続くことによる粗利率低下と廃棄損の発生	● 市況変動の迅速な情報収集と早期対応 ● 調達地の分散 ● 小規模農家の技術支援（グアテマラ・UNEX 社による取り組み）
	● 降雨の不確実性と地下水の過剰汲み上げによる慢性的な灌漑水の不足 ● 取水競合が激化による取水停止・配水制限の増加		
	● 高温・熱波、局所的な豪雨・暴風等の頻度上昇による不作の発生 ● 生育適地のシフトによる既存産地における結実不良や倒伏被害の増加		
	● 河川・灌漑水の濁度・病原体・化学物質負荷の上昇 ● 生育障害、農業の残留基準超過による作物の出荷停止の増加 ● 土壌有機物の減少と塩類の集積による地力低下		
	● 洪水・土砂災害・サイクロンによる土壌流出や農業インフラの損壊増加に起因した生産量の不安定化		
	● 生態系の完全性や繋がり低下に起因した有用微生物の減少、生息地の分断の発生と害虫・病害の発生増加や苗木定着率の低下		

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

外部要因	調達プロセスにおける発現可能性が高いと判断された影響	当社のリスク	リスクへの適応・対応策
環境	- 農地転換・泥炭地の開発による生物多様性の喪失や炭素放出の発生 - 国際的批判の増加や、認証喪失・輸入規制の対象となる生産地域の拡大	- 新規の農地転換サプライヤーの開墾履歴を懸念する顧客の調達先変更、契約更新条件の厳格化 - 契約更新の停止による売上減少 - 生産地域での農地転換が訴訟に発展することによる賠償金・輸入停止等臨時損失及び売上停止	- コーヒー豆調達方針・サプライチェーンサステナビリティ行動指針の策定と通知 - 重要サプライヤー向けのサステナビリティ調査 (年次) の実施、違反サプライヤーに対する是正要請 - 認証原料の調達 (KPI : 2030年までにサステナブルコーヒー豆への切り替え 50%) - トレーサビリティの強化 - 取引先に対する人権DDの実施 (2020年) ※ ※調達地域における地域コミュニティへの影響に対する取組み
	- 効率優先の土地利用の拡大による生態系の分断化 - 在来種減少による生態系バランスの崩壊、水資源の偏在や土壌劣化の深刻化 - 地域コミュニティの環境悪化による健康被害や水資源をめぐる対立の発生	- 調達地域の住民の生活環境劣化の疑いがあるサプライヤーを忌避する顧客の調達先変更、契約更新条件の厳格化・契約更新の停止による売上減少 - 生産地域での人権侵害が訴訟に発展することによる賠償金・輸入停止等臨時損失及び売上停止 - 調達側の責任とする NGO・メディアの批判を起因としたレピュテーションの低下による株価下落	

引続き、認証品の調達やサステナビリティの調査を通じ、安定的なコーヒー豆の調達を行っていきます。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

依存度の高い事業における取組み

伊藤忠商事における自然資本への依存度が高い事業は、森林コモディティ（食料、木材、天然ゴム、パーム油等）の調達、製造、加工、流通です。これらの事業の持続可能性を高めるため、商品ごとに調達方針を定め、トレーサビリティにより調達地域を特定できる国際的な第三者認証品の調達等に努めています。

● 商品ごとの調達方針 (P198)

SBTN が SBTs for Nature（自然に関する科学に基づく目標設定）ガイダンスにて発表した AR3T アクション・フレームワークのミティゲーション・ヒエラルキー※の枠組みを使用し、当社の自然資本への依存度の高い事業における取組みを回避、軽減、復元・再生、変革的行動の 4 つに分類して整理しました。

■ ミティゲーション・ヒエラルキーの概要

回避 Avoid	マイナスの影響を未然に防ぐ、完全に排除する 例：サステナブルな代替原料、包装資材の採用
軽減 Reduce	完全に除去できない負の影響を最小化する 例：廃棄物や汚染物質排出の低減
復元・再生 Restore & Regenerate	- 生態系の健全性、完全性、持続可能性に関して、生態系の回復を開始または促進する 例：事業活動上、改変した土地の土壌の改善や植林 - 土地／海洋／淡水の利用の範囲内で計画した行動をとり、その生態系や構成要素の機能や生産性を高める 例：絶滅危惧種の保護
変革的行動 Transform	バリューチェーンの内外において必要とされる体系的な変化に組織が対応し貢献するために行動を変革する 例：販売や製造モデルの開発、イニシアティブへの参加

● Science Based Targets Network ウェブサイト (<https://sciencebasedtargetsnetwork.org/how-it-works/act/>) 及び TNFD による提言 (https://tnfd.global/wp-content/uploads/2024/02/%E8%87%AA%E7%84%B6%E9%96%A2%E9%80%A3%E8%B2%A1%E5%8B%99%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%96%8B%E7%A4%BA-%E3%82%BF%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%81%AE%E6%8F%90%E8%A8%80_2023.pdf) をもとに伊藤忠商事が整理

※ 事業による自然資本への負の影響を抑えるためのツール。生物多様性へのリスク（野生生物の生息地の消失等）や、地域社会への影響（健康に影響を与える汚染物質の放出）を予測、回避あるいは最小限に留め、万が一発生してしまった負の影響は極力回復させるというアプローチを示したもの

上述の結果、当社では自然関連リスク低減のために、SBT for Nature が最優先で取組むべきとする「回避」や「軽減」に関わるアクションを積極的に実施できていることがわかりました。今後も当社では、ネイチャーポジティブの実現に向け、AR3T のアクションを更に推進していきます。

■ AR3T アクション・フレームワークに沿った取組みの整理結果

大分類	コモディティ	具体的取組み	
森林資源	木材 (P199)	回避	認証材、または高度な管理が確認できる材の取扱い比率は 100%
		変革	NGO とのエンゲージメントの実施
	天然ゴム (P201)	変革	GPSNR に設立メンバーとして参画、プラットフォームの基準の策定と、その運用に協力
		回避	ミルレベルまでのトレーサビリティ100%を達成
食品	パーム油 (P202)	変革	RSPO に加盟し、取組みを推進
		回避	PEFC 認証、FSC 認証等の第三者認証制度に則り合法性証明を取得した木質バイオマス燃料を調達
	バイオマス燃料 (P204)	回避	PEFC 認証、FSC 認証等の第三者認証制度に則り合法性証明を取得した木質バイオマス燃料を調達
		回避	カカオ豆のトレーサビリティ強化
	カカオ豆・コーヒー豆 (P204)	回避	サステナブル認証のコーヒー豆の取扱強化
		変革	生産性向上のための農業技術の供与といった小規模農家の技術支援を実施
	乳製品 (P205)	軽減	ニュージーランドでは定期的に放牧地を変えながら乳牛を飼育することで生態系の劣化を軽減
	食肉 (P206)	回避	全ての食肉のサプライヤーで100%、生産段階までトレースバックができる仕組みを構築
	水産物 (P207)	回避	MSC における流通業者の認証、CoC 認証を取得
		変革	MSC 認証が限定的である鯉鮪類について、漁業者に対する働きかけを実施
繊維原料	青果物 ※1	軽減	Dole 事業におけるクリーンエネルギーの使用
	コットン (P208)	回避	インドのオーガニックコットン調達では GOTS 認証を取得しており、100%トレーサブル
	環境配慮型素材 (P208)	軽減	循環型経済の実現を目指す「RENU®」プロジェクトを始動させ、再生ポリエステルの展開を開始
アパレル	アウトドアアパレル ※2	復元・再生	チャリティーグッズを企画・販売し、その売上の一部を熱帯雨林回復のための土地購入資金やボルネオ象の保護に活用

※1 <https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2018/181213.html>
※2 https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/conservation/index.html#h2_05

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

事業関連地域における取り組み

伊藤忠商事は、ステークホルダーと共同して、絶滅のおそれのある野生生物の保全活動を実施しています。

- 奄美大島・宇検村とのマングローブ植林プロジェクト
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/conservation/index.html#h2_01)
- 滋賀県・滋賀県立琵琶湖博物館との希少淡水魚 協働保全プロジェクト
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/conservation/index.html#h2_04)
- ハンティング・ワールドの野生動物保全活動
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/conservation/index.html#h2_05)
- アマゾンの生態系保全プログラム
(<https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/amazon/index.html>)
- 絶滅危惧種アオウミガメ保全プロジェクト
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/conservation/index.html#h2_06)
- ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラム
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/150_anniversary/borneo/index.html)

リスクと影響の管理

伊藤忠商事では、各国・各事業拠点の自然資本・生物多様性の変化が事業に与えるリスクを監視しています。グループ全体でのリスク分析において、特定された自然関連リスクは、主要なリスクの1つ（環境・社会リスク）として管理対象となります。また、特定された自然関連リスクは投資判断プロセス時に検討・評価し、それぞれのリスク管理責任部署において連結ベースでリスクの特定・評価・情報管理・モニタリング体制を構築しています。

自然関連リスクの特定・評価

伊藤忠商事は、リスク管理を経営の重要課題と認識し、COSO-ERM フレームワークの考え方を参考に、伊藤忠グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定め、必要なリスク管理体制及び手法を整備しています。当社グループの環境方針で示されている通り、当社は環境保全に関わる法規制の情報収集を行い、その遵守に努めています。また、ISO14001に基づく環境マネジメントシステム (EMS) を導入し、事業活動が環境・社会に与え得る影響を認識しています。グループ会社についても、実態の把握に努めています。

例えば、水については製造拠点における水リスクの把握・評価を世界資源研究所 (WRI) が開発した WRI Aqueduct ツールを用いて実施しています。その他の自然関連リスクについても、後述の国際機関が定めた枠組みに則った特定・評価を定期的に実施しています。

※伊藤忠グループのリスクマネジメント (P250)

自然関連リスクの管理・全社リスクマネジメントシステムへの統合

伊藤忠商事は、その広範にわたる事業の性質上、市場リスク・信用リスク・投資リスクを始め、様々なリスクにさらされています。これらのリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを全社的に統合管理しています。

自然関連リスクは、主要なリスクの1つ（環境・社会リスク）としてグループリスク管理の対象としており、下表の各事業段階で、当社の広い事業活動（事業投資・商品トレード・物流・グループ会社／サプライチェーン経営戦略とポートフォリオ構築等）の評価手法に組み込まれています。

事業段階ごとの自然関連リスクマネジメント・評価手法

事業段階	評価手法
事業開始	●新規投資案件の自然関連リスクを含む環境・社会リスク評価
事業運営	●取扱商品の環境リスク評価（サプライチェーン全体でLCA評価） ●グループ会社の環境実態調査（年に2、3社） ●サプライチェーン・サステナビリティ調査（取引先） ●ISO14001に基づく内部環境監査
事業戦略の見直し	●事業戦略・資産入替えの検討

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

自然関連リスク管理体制

事業開始段階 (新規事業投資案件における生物多様性の影響評価)

伊藤忠商事が取組む事業投資案件については、その案件が環境・社会に与える影響を「投資等に関わる ESG チェックリスト」により事前に評価しており、例えばこれには生態系への影響や、資源の枯渇等の自然環境・生物多様性への影響有無の把握も含まれています。影響が認められる場合はリスクを分析し、必要に応じて外部の専門機関に追加のデューデリジェンスを依頼する等、問題がないことを確認した上で、投資を実行しています。

事業運営段階 (バリューチェーンにおける生物多様性の影響評価)

Ⅰ 取扱商品におけるサステナビリティリスク評価

伊藤忠商事は、新たな商品を取扱う際、商品の原材料の調達からその製造、使用並びに廃棄段階に至るまで、LCA※的分析手法で環境・社会への影響や環境関連法規制の遵守状況、ステークホルダーとの関わり等を評価する商品別サステナビリティリスク評価を実施しています。バリューチェーン上で著しい自然関連リスクがある場合、当該商品を重点管理対象とし、各種規程・手順書・特定業務要因教育等を策定・実施しています。

※ LCA (Life Cycle Assessment) :一つの製品が、原材料から製造、輸送、使用、廃棄あるいは再使用されるまでのライフサイクルの全段階において、環境への影響を評価する手法

Ⅱ サプライヤー向けサステナビリティ調査

サプライヤーの実態を把握するため、高リスク国・取扱商品・取扱金額等一定のガイドラインのもとに各カンパニー及び該当するグループ会社が重要サプライヤーを選定し、各カンパニーの営業担当者や海外現地法人及びグループ会社の担当者がサプライヤーを訪問しヒアリングを実施しています。また重要サプライヤーに対しては、アンケート形式のサステナビリティ調査も実施しており、生物多様性を含む自然資本への取組み状況を確認しています。必要に応じてサプライヤーに対しては正依頼を行う継続的改善を行っています。

指標と目標

伊藤忠商事は、生物多様性を保全するため、サプライチェーンを含む取扱商品の製品認証やトレーサビリティの確保に取組むとともに、事業と関わりの深い地域での社会貢献活動を実施しています。当社は森林資源 (木材、木材製品、製紙用原料及び紙製品、天然ゴム、パーム油)・乳製品・食肉・水産物・繊維原料を生物多様性に関わる重要な取扱商品と捉えており、それらに関する情報開示と目標設定に努めています。

事業活動における目標

区分・方向性	目標	2025年度の実績	SDGs
生物多様性の保全 伊藤忠商事の取扱商品と実施するプロジェクトのサプライチェーンでの生物多様性保全へのインパクトを減らす	2025年までに、自然関連リスクが高いと考えられる投資案件 (水力・鉱山・船舶等) 全てにおいて、自然資本・生物多様性に重点を置いた ESG リスク評価を再度実施し、必要な場合は改善計画を実施する	● ESG チェックリストを改訂し、新規事業投資における自然関連リスクの状況を把握するスキームを構築 ● TNFD フォーラムへ参画し、自然関連リスク・機会の分析を行うためのツールの使用を開始	
生物の多様性の構成要素の持続可能な利用 森林・水産・農産物等の資源を、将来にわたって安定して生産・供給していくために、資源の持続的な利用を強化する取組みを実施していく	● 木材、木材製品、製紙用原料及び紙製品：認証材、または高度な管理が確認できる材の取扱比率を2025年までに100%とする ● パーム油：2030年までに当社が調達する全パーム油を持続可能なパーム油※1に切り替える。特に NDPE 原則※2に基づく調達の実現を目指す ● コーヒー豆：2030年までに当社が調達するコーヒー豆の50%をサステナブル認証を取得したコーヒー豆とする ● 当社取扱水産原料：MSC ※3／CoC ※4原料取扱量を、2026年までに10,000t/年を目指す	● 認証材、または高度な管理が確認できる林産物の取扱比率は、パルプ・チップ・木材とも100% ● パーム油は2025年度のミルレベルまでのトレーサビリティは100% ● コーヒー豆の調達に占めるサステナブル・コーヒー豆の比率は2025年度実績 34% ● 水産原料に占める MSC / CoC 数量は 2025年度10,600t	15 陸の豊かさ 16 平和と公正

※1 持続可能なパーム油：RSPO 及びこれに準ずる基準に応じたサプライチェーンから供給されるパーム油
※2 NDPE (No Deforestation, No Peat, No Exploitation)：森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ
※3 MSC (Marine Stewardship Council、海洋管理協議会)：1997年設立の持続可能な漁業の普及に取組む国際 NPO
※4 CoC (Chain of Custody Certificate)：MSC における「加工・流通過程の管理」において、MSC 認証を受けた水産物・製品のトレーサビリティを確保するための加工・流通業者に対する認証

※ 商品ごとの調達方針 (P198)

事業関連地域における目標

- 社会貢献活動の目標・アクションプラン (P210)

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

実績

事業活動における実績

- 森林認証と合法性のパフォーマンスデータ、製紙用原料のパフォーマンスデータ (P200)
- 天然ゴムのパフォーマンスデータ (P202)
- 持続可能なパーム油の調達パフォーマンスデータ (P203)
- サステナブル・コーヒー豆の調達パフォーマンスデータ (P205)
- 食肉に関するトレーサビリティのパフォーマンスデータ (P206)
- 水産物に関する認証取得等のパフォーマンスデータ (P207)
- オーガニックコットンの調達パフォーマンスデータ (P208)

事業関連地域における実績

- 希少淡水魚アユモドキ協働保全プロジェクト (P212)
- 絶滅危惧種アオウミガメ保全プロジェクト (P212)
- アマゾンマナティー野生復帰プロジェクト
(<https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/amazon/index.html#table01>)

アクションプラン

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
繊維カンパニー								
安定的な調達・供給	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と資源循環	資源循環による環境負荷の低減	繊維製品全般	サステナブルな繊維製品の取扱い、及びリサイクルを通じて循環型社会の実現に貢献します。	環境配慮型商品の取扱い、並びに資源リサイクルに繋がる取組みの推進。	繊維由来の再生ポリエステル「RENU」等、サステナブル素材の普及促進、及び繊維製品を再資源化する仕組みの構築。	● RENU プロジェクトによる再生ポリエステル取扱いの環境インパクトは以下の通り (2025年度見込み)。 ● 原材料として投入した廃棄物：Tシャツ換算 4.8百万枚 ● CO₂削減量：1,491t ● 水の削減量：5,018kL ● 不要となった衣料品の回収サービス「Wear to Fashion」における回収拠点は約6,000か所と前年より1,700か所増加 (2026年3月現在)。 ● 繊維と化学品の共同案件である「ARChemia プロジェクト」により、使用済み衣料品を環境付加価値の高い化学製品に生まれ変わらせるプロジェクトを運用中。2025年に開催された大阪・関西万博では、万博スタッフの使用済みユニフォームの一部を当プロジェクトでリサイクルし、循環型社会の実現に寄与。
金属カンパニー								
● 人権の尊重・配慮 ● 安定的な調達・供給	8 持続可能な産業と雇用 15 持続可能な消費と生産	● 鉱山 ● 電力・鉱山・油ガス田	労働安全・衛生・環境リスクに配慮した、また地域社会へ貢献する持続可能な鉱山開発	鉱山事業	● 環境・衛生・労働安全 (EHS) や地域住民との共生に十分配慮し、持続可能な鉱山事業を推進します。 ● 地域社会への医療、教育等に貢献します。	● EHS ガイドラインの運用並びに社員教育を徹底。 ● 地域社会への医療・教育寄付、地域インフラ整備等の貢献。	● 毎年 EHS 社内講習会を開催し EHS ガイドラインを周知徹底。 ● EHS 講習会受講率100%。 ● 操業中・継続保有方針の既存鉱山事業及び新規鉱山事業に対する EHS チェック実行率100%。 ● 地域社会への医療・教育寄付、地域インフラ整備の実施。 ● 操業中・継続保有方針の全プロジェクトでの CSR 活動の実施 (100%)。	● 主管者や事業投資に従事する課に属する従業員を中心に、EHS ガイドラインに関する社内講習会を実施。対象者の受講率は100%。 ● 鉱山事業では、既存9案件、その他資源関連事業1案件に対して、チェックシートを用いた確認作業を実施。 ● 出資する各プロジェクトにおいて、地域社会への貢献活動を実施。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

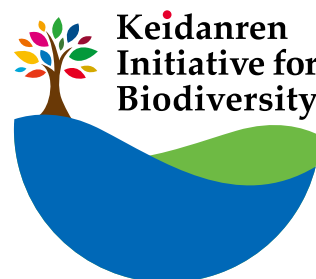
マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
食料カンパニー								
気候変動への 取組み（脱炭 素社会への寄 与）		GHG 排出量	気候変動への取 組み	生 鮮 食 品 分野	気候変動対策に資する施策を検討・推進します。	Dole 事業におけるクリーンエネル ギーの活用。	● Dole Philippines. のバイオガスプラントへの残渣投入量。 ● クリーンエネルギー利用による GHG 排出削減量。	2025年度実績 ● 残渣投入量：117,666t パイナップルの歩留まり改善により、残渣投入量が減少。 ● GHG 排出削減量：68,526 t-CO ₂ e 残渣投入量減少に伴い、削減量が減少。
● 人権の尊重・ 配慮 ● 安定的な調 達・供給	 	サプライ チェーン	人権・環境に配 慮したサプライ チェーンの確立	食糧分野	第三者機関の認証や取引先独自 の行動規範に準拠した調達体制 の整備を行います。	● コーヒー豆、カカオ豆産地国に おいて、取引先独自の行動規範 に準拠した調達の推進。 ● パーム油の第三者認証団体であ る RSPO の認証油の取扱い強化。 ● 生産国の認証油システムの利用 を促すため、国内業界団体と協 力し、MSPO / ISPO の国内にお けるプロモーションや流通制度 の確立を支援。	● コーヒー豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行 動規範に準拠した商品もしくは認証品の調達を推進。 ● カカオ豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行動 規範に準拠した商品（サステナブル品）の調達を推進。 ● パーム油：当社調達方針に基づく調達を行い、設定した KPI 項目・サプライヤー情報等の開示を推進。 2030年目標 ● コーヒー豆：サステナブルコーヒー豆への切替50%を 目指す。 ● カカオ豆：サステナブルカカオ豆への切替100%を目指 す。 ● 持続可能なパーム油への切替100%を目指す。	2025年度実績 ● コーヒー豆（認証品等）：取扱比率 34% ● カカオ豆（トレーサブル品）：取扱比率 55% ● パーム油（RSPO 認証品）：取扱比率 パーム油 38% オレオケミカル製品 63% 各産地国への支援実績 ● コーヒー豆：エチオピアのコーヒー業界へ貢献していくため、グループ会社 と協働でコーヒーの苗木の寄付を実施。
● 人権の尊重・ 配慮 ● 安定的な調 達・供給	 	サプライ チェーン	責任ある水産資 源調達	生 鮮 食 品 分野	第三者機関の認証や取引先また は当社の独自の行動規範に準拠 した調達体制の整備を行います。	水産物（鯉鮪類）産地国において、 取引先独自の行動規範に準拠した 調達の推進。	MSC 認証原料の取扱数量。	2025年度の MSC 認証原料の取扱実績：10,600t（全体の約9%に増加）
住生活カンパニー								
● 気候変動への 取組み（脱炭 素社会への寄 与） ● 安定的な調 達・供給	 	森林	持続可能な森林 資源の利用	● パルプ ● チップ ● 木材	環境への影響を軽減し温室効果 ガスの増加を防ぐため、持続可 能な森林資源を取扱います。	認証材または高度な管理が確認で きる林産物を取扱う。	取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認 できる林産物の比率を100%とする。	2025年度に取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林 産物の取扱比率は、パルプ・チップ・木材とも100%。
● 人権の尊重・ 配慮 ● 安定的な調 達・供給	 	● 森林 ● サ プ ラ イ チェーン	天然ゴムの持続 可 能 な 供 給 の 実現	天然ゴム	● 保護地域、泥炭地域の開発、 及び先住民からの土地強奪等 に関わるサプライヤーの特定 に取組み、当該サプライヤー からの調達を防止します。 ● 特に小規模生産者を中心とす る天然ゴム生産者に対し、現 代奴隷問題を含めたリスクア セスメント、生産量と品質を改 善するための研修の実施、また は支援します。	● 原料収穫地が不透明な原料調 達サプライチェーンを透明化すべ く、トレーサビリティシステムを 構築する。 ● 独 自 取 組 み「PROJECT TREE」 （https://project-tree-natural- rubber.com/jp/）のサステナビリ ティ活動を通じて、生産性向上の ための研修を実施する。	● 天然ゴム加工事業でトレーサビリティ、サステナビリティ が確保された原料調達を目指す（2028年天然ゴム原料 のトレーサビリティ100%）。 ● サステナビリティ教育活動実施農家数を増やし、業界の サステナビリティ実現に貢献する。	● サプライヤーの自己申告によってトレーサビリティが確保された原料調達比 率は100%。 ● 伊藤忠の開発したシステムによって小規模農家までのトレーサビリティが確保 された原料比率は月間購買数量の24%に到達。 ● サステナビリティ教育活動実施農家数は8,223人／年（※2025年1月～2025年 12月実績ベース）、累計28,135人（※2021年1月～2025年12月実績ベース）。

自然資本・生物多様性 (TNFD 提言に基づく情報開示)

外部との協働

イニシアティブへの参画 (財界・業界団体を通じた活動)

伊藤忠商事は、一般社団法人日本経済団体連合会に参加しており、ブラジルのリオデジャネイロで国連環境開発会議 (地球サミット) が開催された 1992 年設立の経団連自然保護協議会を通じて、アジア太平洋地域を主とする開発途上地域や国内の自然保護プロジェクトを支援すると共に、NGO 等との交流、セミナーやシンポジウムの開催、「経団連自然保護宣言」や「経団連生物多様性宣言」とその行動指針の公表 (2018 年 10 月改定) 等、経済界が自然保護に取り組む環境づくりに努めています。また、2020 年 6 月 11 日に発表された「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」にも賛同を表明しています。更に、TNFD の議論を加速させるために 2021 年 9 月に設立された TNFD フォーラムにも参画しています。2024 年 10 月には TNFD 提言に基づく情報開示への意思を宣言する TNFD Adopters にも登録しました。



外部機関との協働

森林コモディティ (食料、木材、天然ゴム、パーム油等) 等、自然資本への依存度が高い事業については、持続可能な事業活動の実現に向けて、業界全体での取組みが特に重要です。

伊藤忠商事は、2006 年に持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) に参加し、2030 年までに RSPO 認証ないしはそれに準ずるパーム油 100% 取扱いを目標に掲げ、他メンバー企業との連携・協業等を通じて、持続可能なパーム油の調達・供給に取り組んでいます。また、Zoological Society of London (ZSL) によるプロジェクトで、大手パーム油関連企業について 50 以上の指標を公開データに基づき評価を行っている持続可能なパーム油の透明性ツールキット (SPOTT) にも参加し、双方向のコミュニケーションを通じてパーム油産業に関連するステークホルダーに情報開示を行っています。

この他にも、天然ゴムについては、GPSNR に設立メンバーとして参画し、同プラットフォームが規定する 12 原則に合意の上で、当該 Policy Component に準拠しています。

森林コモディティに関する取組みについては、グローバルな企業・組織の情報開示システムである CDP の質問書に回答する形で公開しています。

また、鯉鮪類事業においては、2012 年に鯉資源の持続的利用を目的として設立された責任あるまぐろ漁業推進機構 (OPRT) に加盟し、自主管理規定に則った取組みを推進しています。

当社は、上述のような外部機関との協働を通じ、「指標と目標」(P114) で掲げている目標達成を目指しています。

- 持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO)
 - イニシアティブへの参加 (P42)
- 持続可能な天然ゴムのための新たなグローバルプラットフォーム (GPSNR)
 - Global Platform for Sustainable Natural Rubber (GPSNR) へのコミットメント
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/natural_rubber_policy.pdf)
- CDP
 - CDP 気候変動・水セキュリティ・フォレスト (P41)
- 責任あるまぐろ漁業推進機構 (OPRT)
 - 商品ごとの取組み方針と内容 (P207)
- 国際水産物持続財団 (ISSF)
 - 商品ごとの取組み方針と内容 (P207)

クリーンテックビジネス

基本方針・戦略

伊藤忠商事は、中期経営計画「Brand-new Deal 2023」において、気候変動を含む「SDGs」への貢献・取組強化」を基本方針の一つとしました。本基本方針は 2024 年策定の経営方針「The Brand-new Deal」にも引継がれています。脱炭素社会を業界に先駆けて実現することで、日本政府目標から 10 年前倒した 2040 年までにクリーンテックビジネスによる削減貢献量の創出が当社温室効果ガス (GHG) 排出量を上回る「オフセットゼロ」を目指します。更に「The Brand-new Deal」では、企業価値の持続的な向上を目指す戦略の柱の一つを「業績の向上～投資なくして成長なし」と設定し、事業領域の拡大に努めます。

気候変動を含む環境リスクは、同時にクリーンテックビジネスの機会でもあります。当社は、中長期的な視野を持ち、最先端技術を積極的に取り入れます。そして、脱炭素社会・循環型社会に向けた社会構造転換に貢献するため、将来的な持続的成長が期待できる具体策を先手で推進していきます。総合商社である当社の幅広いバリューチェーンを活かし、多角的な事業投資を行うことでプロジェクト全体の利益率を向上させ、環境性のみならず経済性の向上も同時に追求する方針です。そのため、クリーンテックビジネスについても、その他の事業と同様の厳しい投資基準を適用しています。

また、クリーンテックビジネスによる削減貢献量の推移及びこれに影響する外部環境のモニタリングを行い、各事業の進捗や市況に応じ、運営状況の見直し等を行っています。

目標 (移行計画)

クリーンテックビジネス等排出量削減に貢献するビジネスの積極推進を通じ、2040 年までに当社 GHG 排出量の「オフセットゼロ※」を目指します。

※ オフセットゼロ：削減貢献量が当社 GHG 排出量を上回る状態

■ 各ビジネスセグメントにおける個別目標

ビジネスセグメント	個別目標
再生可能エネルギー事業	- 当社持分発電容量に占める再生可能エネルギー比率を2030年度までに20%超に引き上げる - 合計約2,700MWの再生可能エネルギー事業に参画中 - 売却済み案件含め、2026年3月時点で累計6,500MW、40件以上の太陽光発電所を開発中
アンモニア燃料関連事業	- アンモニア燃料船の開発と保有運航、燃料供給拠点の整備、燃料アンモニア調達を統合的に開発することでアンモニア燃料を中心としたバリューチェーンを構築 2050年の国際海運におけるGHG排出ゼロ目標に対し、アンモニア燃料船の普及促進、社会実装を進めることで国際海運の脱炭素化に貢献する
蓄電システム事業	2030年度までに累計導入蓄電容量3.5GWhを超える規模を目指す
水インフラ関連事業	欧州、中東、豪州等における実績を他地域にも展開し、引続き優良資産の積み上げを行う
廃棄物処理発電事業	欧州、中東における実績を他地域に展開し、引続き優良資産の積み上げを行う



クリーンテックビジネス

取組み

経営の関与 — 脱炭素・カーボンニュートラルタスクフォース

前中期経営計画「Brand-new Deal 2023」における「SDGs」への貢献・取組強化により脱炭素社会を業界に先駆けて実現するとの強いコミットメントは、2024 年 4 月に策定した中長期の羅針盤となる経営方針にも引継いでいます。伊藤忠商事では、2021 年 4 月、社長 COO を管掌としたカンパニー間横断での脱炭素・カーボンニュートラルタスクフォースを立ち上げました。本タスクフォースでは、各カンパニーでの取組み案件の進捗の詳細につき原則毎月報告されており、分野も水素・アンモニア案件に限定せず、GHG 排出量削減に寄与し市場拡大が見込まれるその他脱炭素案件（排出権取引、CCUS 等）に関しても討議を重ねています。

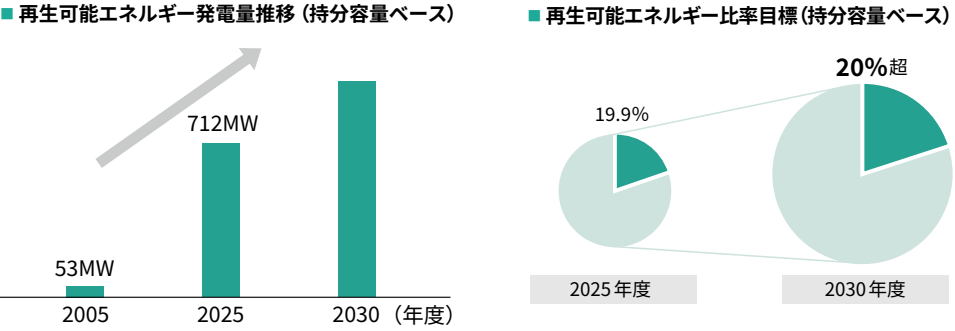
個別事業のご紹介

- 1. 再生可能エネルギー事業 (P119)
- 2. 次世代エネルギー事業 (P126)
- 3. 水インフラ関連事業 (P129)
- 4. 還元鉄事業 (P130)
- 5. CCUS・CO₂固定化事業 (P131)
- 6. グリーンビルディング (P132)

1. 再生可能エネルギー事業

伊藤忠商事は、グローバルに脱炭素ビジネス（再生可能エネルギー、水素、アンモニア）を展開中です。米国では同国での 20 年以上にわたる電力事業の経験を活かし、中核事業会社（Tyr Energy, Inc. / NAES Corporation）を軸に、電力開発、建設、投資運転・保守のバリューチェーン全体で稼ぐ体制を構築しています。太陽光・陸上風力を中心に、民需が旺盛な再生可能エネルギー分野を強化しながら、開発を核に投資、エンジニアリング、O&M、機器メンテナンス等機能を多角的に提供することで当分野における収益を積み上げる方針です。

再生可能エネルギー発電事業



発電事業における再生可能エネルギー比率と推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2025年度	2030年度
	持分容量 (MW)	持分容量 (MW)	持分容量 (MW)	持分容量 (MW)	持分容量 (MW)	比率 (%)	比率 (%)
風力発電事業	122	164	196	240	213	19.9%	20% 超
太陽光・太陽熱発電事業	112	132	164	225	360		
地熱発電事業	83	83	83	83	83		
バイオマス発電事業	57	57	57	57	57		
再生可能エネルギー発電計	373	436	500	605	712	80.1%	80% 未満
天然ガス発電事業	1,258	1,258	1,466	1,666	1,897		
石油火力発電事業	315	315	315	315	315		
石炭火力発電事業	640	640	640	640	640		
火力発電計	2,213	2,213	2,421	2,621	2,852	100%	100%
発電事業計	2,586	2,648	2,921	3,226	3,564		

再生可能エネルギー関連取組みの一覧はP125からご覧いただけます。
当社は、新規の石炭火力発電事業の開発は行わない[※]ことを、取組方針としています。

※ 石炭火力発電事業への取組方針 (<https://www.itochu.co.jp/ja/csr/news/2019/190214.html>)

クリーンテックビジネス

取組み状況及び事例

■ 青森むつ小川原陸上風力発電

カナデビア株式会社と伊藤忠商事の関連会社である東京センチュリー株式会社との共同事業として、良好な風況の適地である青森県上北郡六ヶ所村で陸上風力 (64.5MW) の商業運転を 2026 年 3 月に開始しました。年間予想発電量は約 1.7 億 kWh で、一般家庭約 4.6 万世帯分の年間消費電力量に相当します。

■ メガソーラー発電事業

2015 年に愛媛県でのメガソーラーの商業運転開始に続き、2016 年に大分県、2017 年に岡山県、2018 年に佐賀県と伊藤忠商事が国内で運営する発電所は 4 か所 (合計発電出力 130MW) になります。2025 年には佐賀県の発電所について、既存の FIT 再生可能エネルギー電源を FIP に転換し、蓄電池を併設して運用することを決定しました。従来の FIT 制度では、発電した電気を国が定める固定価格で電力会社が買い取る仕組みであったのに対し、FIP 制度では市場価格に応じて販売し、その市場価格に対して一定の上乗せ分 (プレミアム) が支払われます。この移行により、電気を蓄えて柔軟に供給でき、再生可能エネルギーの安定供給に貢献します。これまでの各発電所を運営してきた知見や経験が当社における再生可能エネルギー事業の拡大に寄与しており、引き続き安定した発電所の運営を目指します。



大分日吉原太陽光発電所

■ 太陽光分散電源事業

資本業務提携先の株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ (アイ・グリッド社) を通じてスーパーマーケット・物流施設の屋根を中心に国内最大規模のオンサイト型分散型発電所を運営しています。アイ・グリッド社は、顧客の初期投資ゼロで自家消費型太陽光発電システムを導入し、施設に直接、長期間に亘り安定価格で電力供給を行うオンサイト型太陽光事業を展開しています。また太陽光発電に加えて、蓄電池や電気自動車といった分散電源を AI による需給調整プラットフォームによって統合制御することで、顧客施設を中心とした地域のグリーントランスフォーメーション (GX) 実現に向けたソリューションを提供しています。更には、国内の土地を有効活用しグリーン電力を創出する取組みを、株式会社クリーンエナジーコネクト (CEC 社) と資本業務提携し、2021 年より共同で事業を推進しています。CEC 社は、国内遊休地を活用し複数の中小規模の太陽光発電所を開発・保有した上でグリーン電力を束ね、都心のオフィスビル等のお客様へ長期に電気と環境価値の提供を行うオフサイト型太陽光事業を展開し、お客様の脱炭素・RE100 の目標達成に貢献しています。2025 年度までに国内の約 2,700 か所に、「追加性」のある太陽光発電所を導入しました。これら太陽光発電所は、全国 25 都道府県 352 市町村の広域に分散設置されており、発電所ポートフォリオとして天候による発電量の変動の抑制、災害等のリスク分散を図っています。総発電量は 236 百万 kWh/ 年、CO₂ 削減量は 10.7 万 t-CO₂/ 年となる予定です。



アイ・グリッド・ソリューションズが運営するオンサイト型分散電源



クリーンエナジーコネクトが運営するオフサイト型分散電源

クリーンテックビジネス

Ⅰ バイオマス発電事業

2020年12月、伊藤忠商事の参画する「市原バイオマス発電所」(発電出力 49.9MW) が商業運転を開始しました。本発電所の年間想定発電量は約 3.5 億 kWh となり、一般家庭約 12 万世帯の年間消費電力量に相当する発電規模となります。また 2024 年 10 月には宮崎県日向市において、当社の参画する「日向バイオマス発電所」(発電出力 50MW) が商業運転を開始しました。また、愛知県田原市において、バイオマス発電所(発電出力 50MW) を建設中で、2026 年度中の運転開始を予定しています。



市原バイオマス発電所の外観

Ⅰ 風力発電事業

伊藤忠商事は、脱炭素社会の実現に向け、米国で 6 件、日本で 1 件の計 7 件の風力発電事業に投資しています。2023 年には北米の再生可能エネルギー開発資産を投資対象とするファンドを設立しました。当ファンドを通じ、2024 年 2 月に Grandview 風力発電所 (211MW)、2025 年 5 月に Dan's Mountain (55MW) への出資を実行しました。本ファンドを通じて 20 億米ドル程度の再生可能エネルギー事業を行う予定です。



米国・ノースダコタ州 Bowman 風力発電所

更に、2026 年 1 月には米国屈指の高風況地帯であるノースダコタ州の Bowman 風力発電所 (208MW) に出資を実行しました。同プロジェクトでは大学や医療機関等計 8 者と電力販売契約 (PPA) を結び、米国 10 万世帯分の発電量に相当する再生可能エネルギーを供給することで、持続可能な地域社会に直接貢献していきます。

Ⅰ 太陽光パネルリサイクル事業

伊藤忠商事は、太陽光パネルリサイクル事業取組みの一環として、先進的な太陽光パネルリサイクル技術を開発・保有する仏 ROSI SAS から第三者割当増資を引き受け、太陽光パネルリサイクルのビジネス推進・拡大に向けて取組んでいます。昨今、寿命を迎えた太陽光パネルの大量廃棄が近い将来起こるという懸念が世界中で広がっており、これら廃棄太陽光パネルに関する適切なリサイクルチェーンの確立が今後の大きな課題となっています。当社はこれまで培ってきた太陽光発電関連ビジネスのノウハウ及びネットワークに加え、ROSI 社の保有する先進的かつ経済性の高いリサイクル技術を組み合わせることで、太陽光パネルのリサイクルチェーン確立に貢献していきます。

Ⅰ 地熱発電事業

インドネシアにて世界最大級の Sarulla 地熱 IPP 事業に参画しています。2013 年にインドネシア国有電力会社との間で 30 年間にわたる長期売電契約を締結、その後発電所の建設を進め、2017 年に 1 号機、2 号機、更に 2018 年に 3 号機が完成し商業運転を開始しました。世界最大級の地熱資源保有国であるインドネシアは、再生可能エネルギーの導入を今後積極的に推進する方針で、地熱発電も有力な電源の一つです。地熱発電は再生可能エネルギーの中でも日照・風況等の自然条件に大きく左右されることなく電力の安定供給が可能であり、伊藤忠商事は国や地域ごとのエネルギー事情、電源構成を踏まえた電力安定供給により脱炭素への取組みを積極推進していく考えです。



Sarulla 地熱発電所写真 (2・3号機)

Ⅰ 太陽光発電事業

伊藤忠商事は、米国と日本を中心に太陽光発電事業を積極的に展開しています。2025 年 10 月に米国・コロラド州北部で最大規模となる Black Hollow Sun 発電所 (Platte River Solar Project) の第 1 フェーズ (150MW) への出資を実行しました。現在建設中の第 2 フェーズ (108MW) は、2026 年末の完工を予定しています。両フェーズ稼働後はコロラド州北部で最大の太陽光発電所 (計 258MW) となり、地元電力会社との売電契約 (PPA) を通じて約 7 万世帯分の消費電力に相当する再生可能エネルギーを供給します。

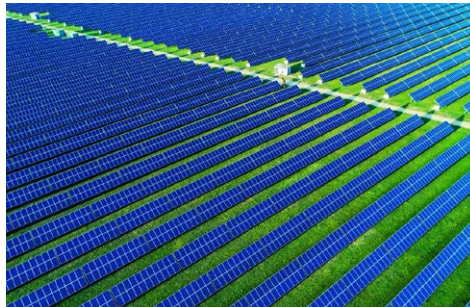
クリーンテックビジネス

■ 北米再生可能エネルギー向け運転・保守事業

伊藤忠商事の 100% 子会社で世界最大の独立系 O&M 事業者である NAES Corporation を通じて、米国の太陽光・蓄電池・風力発電所 (約 1,000 か所、計 3,000MW 相当) に対する運転・保守サービス・資産管理事業を行っています。同社は遠隔で運転・故障状況を監視可能なシステムを活用することで、全米各地に散らばる太陽光発電所に対しサービスを提供しています。

■ 北米再生可能エネルギー開発事業

米国において再生可能エネルギーの開発専門部隊である Tyr Energy Development Renewables, LLC を 2022 年に設立し、現在までに累計約 40 件、6,500MW 程度 (売却済み案件を含む) の太陽光発電所を開発しています。土地確保、各種許認可取得、電力系統接続、売電契約の交渉・締結、主要機器・建設工事事業者の選定・交渉、ファイナンス組成等、一連の業務を自社完結する再生可能エネルギーの開発プラットフォームを構築し、今後大きな成長が見込まれる北米再生可能エネルギー事業の開発を加速します。



北米で開発が進むメガソーラー

■ 東ティモールにおける太陽光・蓄電池ハイブリッド IPP 事業

伊藤忠商事は、フランス電力公社グループの EDF power solutions と共同で、東ティモールにおいて、同国初の本格的な再生可能エネルギー IPP 案件となる太陽光 (72MW)・蓄電池 (36MW/36MWh) 案件に参画しています。2025 年 7 月に東ティモール電力公社との間で 25 年間にわたる長期売電契約を締結しました。現在、同国の電力供給はほぼ全量を輸入ディーゼル燃料に依存しており、財政負担や GHG の排出が大きな課題となっています。本事業では、マナウト県に太陽光発電所 (72MW) と蓄電池 (36MW/36MWh) を新設し、2026 年度に発電所の建設着工を予定しています。本発電所は東ティモール国内の約 8 万世帯分 (約 40 万人分) の一般家庭消費電力に相当する再生可能エネルギーを供給する予定で、安定的な電力供給を通じた生活インフラの向上と、現地社会における生活インフラの向上、東ティモールが掲げるクリーンエネルギー政策の実現にも貢献していきます。

廃棄物処理発電事業

世界で排出される一般廃棄物の一部は、回収もされずに散乱したり、焼却等の適切な処理がされないまま埋め立てられています。その結果、腐敗ガスが発生した後に自然発火して火災が起きたり、流出した有害物質が湖や川、地下水等に混じることで、周辺地域の人々の健康や生態系に悪影響を及ぼすことがあります。新興国を中心とした急速な都市化と人口増加により、今後も世界の廃棄物量は増加すると予測され、持続可能な地域社会の実現や



セルビア／ベオグラード 廃棄物処理・発電 PPP 事業サイトの航空写真

地球環境への負荷軽減に貢献する廃棄物処理発電事業を重点分野と位置付けています。

伊藤忠商事は、英国において自治体向けに 3 件の廃棄物処理発電事業の投資・事業経営を担っており、3 件合わせて年間 85 万 t の廃棄物を焼却処理、10 万世帯分の国内家庭消費電力に相当する電力を供給しています。また、セルビア共和国においては、セルビア政府及びベオグラード市と連携して、廃棄物処理発電所を含む統合型廃棄物処理事業を、開発・推進しています。深刻な環境被害をもたらした同国最大の環境・社会問題となっていた Vinča (ヴィンチャ) 廃棄物埋立場を閉鎖、適切な管理を行うと共に、ベオグラード市から排出される一般廃棄物を焼却処理、その余熱を活用したクリーン発電を行うものです。国際金融公社、欧州復興開発銀行、オーストリア開発銀行からなる国際銀行団からの融資を調達し、廃棄物処理発電プラントを含む廃棄物処理管理施設の建設を完了し、2024 年 7 月から商業運転を開始しています。廃棄物処理発電プラントでは、年間 34 万 t の廃棄物を焼却処理、3 万世帯分の家庭消費電力に相当する電力を供給します。

これらの事業に加えて、アラブ首長国連邦／ドバイ首長国においても廃棄物処理発電事業に取り組んでいます。同首長国内で発生する一般廃棄物の約 45% にあたる年間 190 万 t を焼却処理し、焼却時に発生する熱を利用し発電を行う、世界最大規模の廃棄物処理発電事業になります。2024 年 8 月に当該施設の建設を完了し、商業運転を開始しています。35 年にわたる運営を通じて、ドバイ政府が掲げる廃棄物の埋立処分量の削減・持続可能な環境に配慮した廃棄物管理・化石燃料に頼らない代替エネルギーの開発促進といった同首長国の環境・衛生面における政策目標の達成に貢献します。

クリーンテックビジネス

蓄電システム事業

伊藤忠商事は、再生可能エネルギーの普及に伴う電力システムの安定化に向け、蓄電システムを中心とした分散電源の統合・制御を進めています。これらにより、電力需給の最適化と脱炭素社会の実現、環境リスクの低減に取り組んでいます。特に、蓄電池ビジネスを事業成長の柱とし、安定した電力供給を支える社会基盤の構築に注力しています。

家庭用分野では、AI 制御ソフトウェア「GridShare」を活用し、バーチャルパワープラント (VPP) 事業の高度化を進めています。家庭用蓄電池やエコキュート等多様な分散型エネルギーリソースを統合的に管理し、新たなエネルギーマネジメントモデルの確立を目指しています。これにより、地域電力システムの強化とエネルギー効率の向上を実現します。

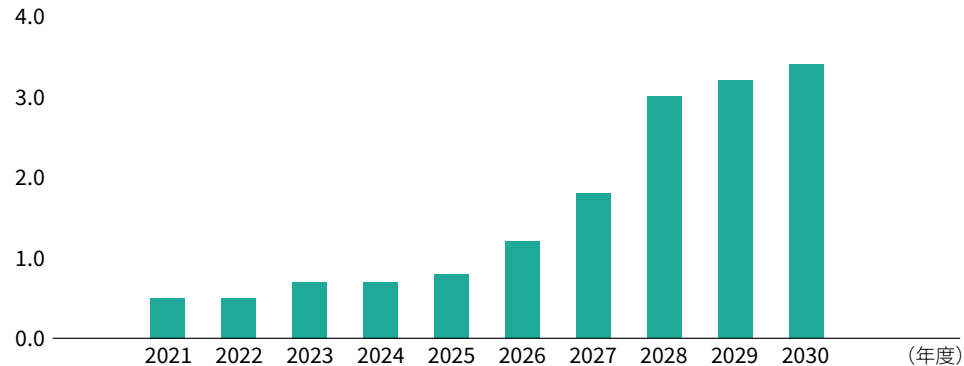
系統用・産業用分野では、蓄電池関連機器の調達力と販売ネットワークを活かし、系統用蓄電所への投資・運用に加え、企業の脱炭素化やレジリエンス強化に対応するソリューション「Bluestorage」を提供しています。また、使用済み電池のリサイクルやトレーサビリティの確立にも取り組み、資源循環型ビジネスを推進しています。当社では 2030 年度までに累計導入蓄電容量約 3.5GWh の達成を目指し、引続き持続的な企業価値向上に努めます。

蓄電システム事業 事業規模

伊藤忠商事は日本国内において、独自ブランドの家庭用蓄電システム「Smart Star」シリーズを、事業パートナーと共に開発・製品化。2026 年 3 月末時点で最大約 60,000 台の分散電源が制御可能となりました。

また、日本政府、東京都が脱炭素社会実現に向けて推進している蓄電所事業を中心に、産業・系統用蓄電システム「Bluestorage」についても、設置実績を積み上げています。

分散電源の累計容量 (GWh)



取組み状況及び事例

日本初の系統用蓄電池専門ファンドの運営

再生可能エネルギーの開発が活発化する中、発電量が大きく変動する再生可能エネルギー電源に対する需給調整機能の必要性が増大しています。系統用蓄電池は、電力系統へ需給調整力を提供できる今後の脱炭素社会に不可欠な存在であり、東京都は電力システムの安定化に資する系統用蓄電池の普及促進を目的として、官民連携ファンドを創設しました。

伊藤忠商事は、東京都が進める創エネ・蓄エネ推進ファンドの運営事業者に Gore Street Capital Limited (GSC 社) と共同で選定され、GSC 社と法人を設立した上で、東京都が出資参画する官民連携ファンドを運営します。本ファンドは欧州や米国に続く日本初の系統用蓄電池への専門ファンドとなり、民間機関投資家から約 90 億円超の出資を受け、本格運営を開始しています。

本ファンドは「再生可能エネルギー電源の最大活用」「電力需給の安定化」「蓄電所マーケットの拡大及びファイナンスモデルの確立」を目標に掲げており、不動産・サービス・自動車・金融等の多様な業種からの資本参画を得て、これらの実現に共同で取り組んでいきます。

福岡県筑前町における系統用蓄電所事業の共同推進

伊藤忠商事は、三菱地所株式会社及び東京センチュリー株式会社と共同で、福岡県朝倉郡筑前町において系統用蓄電所の建設に着手しました。本プロジェクトは、2027 年度の商業運転開始を見込んでいます。

九州エリアでは、太陽光をはじめとした再生可能エネルギー電源の導入が拡大する一方で、天候や時間帯による発電量の変動が大きく、安定供給が難しいという課題があります。こうした背景のもと、電力システムの安定化を図



蓄電所イメージ

るため、本プロジェクトでは容量市場・卸電力市場・需給調整市場といった複数の電力市場において、自社開発の AI システムを活用した高度な運用により、収益性と電力需給の安定性の両立を目指します。更に、需給調整力を提供することで、持続可能なエネルギー社会の構築に貢献していきます。

経済産業省が策定した第 7 次エネルギー基本計画における 2050 年のカーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入が加速する中、蓄電池市場は今後も大きな拡大が期待されています。

クリーンテックビジネス

分散型エネルギープラットフォーム「GridShare」の事業拡大

伊藤忠商事は、家庭用蓄電池分野において業界に先駆け、2018年以降、蓄電システムの最適充放電制御を行うソフトウェア「GridShare（グリッドシェア）」を開発する英国 Moixa Energy Holdings Ltd.（現 Lunar Energy Limited）との資本業務提携を進めてきました。現在は、家庭用蓄電池やエコキュートをはじめとする分散型エネルギーリソースを AI で最適制御するプラットフォーム「GridShare」を、グリッドシェアジャパン株式会社を通じて展開しています。

GridShare は、全国約 4 万台の蓄電池をクラウド上でネットワーク化し、各家庭の電力使用パターンや気象データをもとに、AI が蓄電池の充放電を遠隔で最適に制御することで、自家消費率の向上を実現しています。加えて、個々には小規模な分散電源を統合制御し、あたかも一つの大きな蓄電システムのように機能させることで、VPP（仮想発電所）として活用しています。こうした仕組みを通じて、電力の需給状況等に応じたデマンドレスポンスを実施するとともに、分散電源の統合・集約・市場連携を一体で設計することで、新たなエネルギー価値の創出に取り組んでいます。

2025 年 12 月には、九州電力（株）、中部電力ミライズ（株）、東急不動産（株）、オムロンソーシアルソリューションズ（株）、Lunar Energy Limited の 5 社が新たに資本参画し、事業基盤を更に強化しました。今後は、容量市場・需給調整市場等への参加を通じて電力システムの安定化を支えるとともに、蓄電池に加え、給湯器や EV 等多様なエネルギーリソースへの対応を拡大し、次世代の電力インフラを支えるプラットフォームとして進化を続けていきます。本件を通じて、分散型蓄電の一層の有効活用を可能にするエネルギーマネジメントの普及に寄与し、グリーン電力を循環させる社会の実現に貢献していきます。

電力サービス・P2P 電力取引技術開発に取り組む TRENDE 株式会社との資本業務提携

TRENDE 株式会社は、「未来を照らしていく」をミッションに、利用者が初期費用不要で住宅向けに太陽光発電設備や蓄電システムを導入できるリースサービス「テラリス」の展開や、再生可能エネルギーの効率的活用及び普及に資する P2P 電力取引※¹の技術開発や社会実装に取り組んでいます。伊藤忠商事と TRENDE 株式会社は、再生可能エネルギーが持つ非化石価値※²を活用した環境価値取引の拡大や、お客様同士の P2P 電力取引実現を目指します。

※1 P2P 電力取引：Peer to Peer の略。電力の需要家と発電設備保有者による電力の直接取引を指す
 ※2 非化石価値：発電の際に化石燃料を使用しない電源に対して付与される環境価値。再生可能エネルギーの導入を推進するため、2018 年 5 月に取引市場が創設

AI 技術を活用したエネルギーマネジメント事業

再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、脱炭素社会の実現と電力の安定供給の両立は重要な課題となっています。再生可能エネルギーは、天候や時間帯によって出力が変動するため、電力需給に応じて柔軟に充放電できる蓄電池の重要性が高まっています。伊藤忠商事は、これまで培ってきた蓄電池事業及び電力トレードの知見を活かし、AI を活用したエネルギーマネジメント事業を展開しています。

具体的には、気象予測、電力需要、電力市場価格等のデータを分析し、蓄電池の充放電を最適に制御することで、再生可能エネルギーの有効活用、需給バランスの安定化、エネルギーコストの最適化を図っています。また、家庭用蓄電池や EV、給湯機器等の分散型エネルギーリソースを統合制御し、調整力として活用する新たなエネルギーマネジメントモデルの構築にも取り組んでいます。今後もデジタル技術を活用した新たな仕組みの実装を通じて、再生可能エネルギーの更なる普及と持続可能な社会の実現を目指していきます。



再生可能エネルギーと AI 技術を組合わせた次世代エネルギーマネジメントの全体像

クリーンテックビジネス

■ 再生可能エネルギー関連取組み一覧 (発電容量ベース)

取組み内容	事業名／出資先	国	発電容量・規模	GHG削減数値 (推定値・プロジェクト100%ベース)
風力発電事業	Aspenall 風力発電事業	米国	43MW	10万 t/年
	Cotton Plains 風力発電事業	米国	202MW	48万 t/年
	Prairie Switch Wind 風力発電事業	米国	160MW	38万 t/年
	Grandview Wind 風力発電事業	米国	211MW	50万 t/年
	Bowman Wind 風力発電事業	米国	209MW	50万 t/年
	Dan’s Mountain 風力発電事業	米国	55MW	13万 t/年
	むつ小川原風力発電事業	日本	64.5MW	15万 t/年
廃棄物処理・発電事業	ST&W 廃棄物処理・発電事業／South Tyne & Wear Energy Recovery Holdings Limited	英国	●26万 t/年の一般廃棄物を焼却処理 ●発電規模：31,000軒の家庭消費電力相当	6万 t/年
	Cornwall 廃棄物処理・発電事業／Cornwall Energy Recovery Holdings Limited	英国	●24万 t/年の一般廃棄物を焼却処理 ●発電規模：21,000軒の家庭消費電力相当	6万 t/年
	West London 廃棄物処理・発電事業／West London Energy Recovery Holdings Limited	英国	●35万 t/年の一般廃棄物を焼却処理 ●発電規模：50,000軒の家庭消費電力相当	8万 t/年
	セルビア 廃棄物処理・発電事業／Beo Cista Energija	セルビア	●34万 t/年の一般廃棄物を焼却処理発電・熱供給及び埋立ガス活用により発電 ●発電・熱供給規模：30,000軒の家庭消費電力、60,000軒の家庭消費熱量 (冬季) 相当	21万 t/年
	ドバイ廃棄物処理・発電事業／Warsan Waste Management Company P.S.C.	UAE	●190万 t/年の一般廃棄物を焼却処理 ●200MW ●発電規模：135,000軒の家庭消費電力相当	217万 t/年
地熱発電事業	Sarulla Operations Ltd	インドネシア	330MW	185万 t/年
太陽光発電事業	Cotton Plains 太陽光事業	米国	15MW	2万 t/年
	Rosamond South 太陽光・蓄電池事業	米国	140MW	15万 t/年
	Black Hollow Sun (Platte River Solar Project) 太陽光事業 (フェーズ1稼働、フェーズ2建設中)	米国	258MW	28万 t/年
	ベトナム屋根置き太陽光事業	ベトナム	22MW	3万 t/年
	大分日吉原太陽光発電所メガソーラー事業	日本	45MW	5万 t/年
	新潟山太陽光発電所メガソーラー事業	日本	37MW	4万 t/年
	西条小松太陽光発電所メガソーラー事業	日本	26MW	3万 t/年
	佐賀相知太陽光発電所メガソーラー事業	日本	21MW	2万 t/年
	アイ・グリッド・ソリューションズ	日本	364MW	39万 t/年
	Clean Energy Connect	日本	244MW	26万 t/年
バイオマス発電事業	市原バイオマス発電所バイオマス発電事業	日本	●49.9MW ●発電規模：120,000軒の家庭消費電力相当	37万 t/年
	日向バイオマス発電所バイオマス発電事業	日本	50MW	37万 t/年
	田原バイオマス発電所バイオマス発電事業 (建設中)	日本	50MW	37万 t/年

■ グリーンレベニュー実績 (クリーンテックビジネス収益を含む組織業績)

	2025年度 当期純利益 (取込収益)	2026年度見通し 当期純利益 (取込収益)
エネルギー・電力ソリューション部門※1	270億円	295億円
北米電力関連事業※2	265億円	278億円

※1 国内再生可能エネルギー発電事業や蓄電池事業を専門的に担うエネルギー・化学品カンパニー傘下の部門
※2 北米電力事業及び関連サービス事業の損益の合算

クリーンテックビジネス

2. 次世代エネルギー事業

アンモニア燃料関連事業

世界的に脱炭素化の気運が高まる中、国際海運では、国際海事機関 (IMO) は 2018 年に GHG 排出量削減戦略として、2030 年までに 2008 年比 40% 効率改善、2050 年までに 2008 年比 50% 総量削減、更には今世紀中できるだけ早期に GHG 排出フェーズアウト (ゼロ・エミッション) を掲げました。その後 2023 年に改訂し、2050 年頃までの GHG 排出ゼロに目標を強化しました。これらの目標達成に向け、ゼロ・エミッション船を目指した船舶の早期開発、社会実装が期待されており、その中でアンモニアは代替燃料の候補として各方面で注目されています。また、アンモニアを主燃料とする船舶の開発を具体化するには船用アンモニア燃料の安定供給及び供給拠点の整備は欠くことが出来ない要素です。

アンモニアを主燃料とする船舶の共同開発及び船用アンモニア燃料供給に関するサプライチェーン構築

伊藤忠商事は国際海運の脱炭素化への貢献を目指し、アンモニア燃料船の「統合型プロジェクト」に取り組んでいます。このプロジェクトでは、(1) アンモニアを主燃料とする燃料船の開発、(2) 同船舶の保有・運航、(3) 燃料供給拠点の開発、(4) 燃料アンモニアの調達及び生産案件の開発を包括的に推進しています。更に、グローバルなアンモニアバリューチェーンの構築を目指し、アンモニアを船舶燃料として社会実装することに貢献していきます。

Ⅰ アンモニアを主燃料とする船舶の共同開発

2021 年 10 月に川崎汽船 (株)、NS ユナイテッド海運 (株)、日本シップヤード (株)、(株) 三井 E&S の 4 社と共に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が公募した事業「グリーンイノベーション基金事業／次世代船舶の開発プロジェクト／アンモニア燃料船の開発」に応募し、採択されました。2022 年 11 月には、同 4 社と共同で、一般財団法人日本海事協会よりアンモニア燃料船 (載貨重量トン 20 万 t 級大型ばら積船) の基本設計承認 (Approval in Principle) を取得しています。

アンモニア焚き大型ばら積み船のエンジン開発は 2026 年 2 月に最終段階の陸上公試を実施し、造船所と共に船舶の仕様確定、造船発注に向けた協議を進めていきます。



アンモニアバンカリング船イメージ図

Ⅱ 船用アンモニア燃料供給に関するサプライチェーン構築

伊藤忠商事は、船用アンモニア燃料の供給開発を世界各地で推進中です。シンガポールを優先開発し、続いて欧州主要港、スエズ運河、パナマ運河他を開発中です。シンガポールでは 2024 年 7 月に、シンガポール海事港湾庁からバンカリング事業者候補として選定されました。本事業向けに、世界初となるタンク容量 5,000m³ のアンモニアバンカリング船を 2025 年 6 月に発注し、現在建造中です (2027 年 9 月竣工予定)。

2026 年 4 月には同港湾庁からアンモニアバンカリング実証・暫定操業に係るトライアル実施認可 (Authorization Letter) を受領しました。同船竣工後、商船三井が CMB.TECH NV と共同保有の上、定期用船を行うアンモニア二元燃料ケーブサイズバルカーを燃料供給先として、シンガポール沖合でアンモニアバンカリング実証を行い、洋上での船用アンモニア燃料供給の安全なオペレーションを確立する予定です。

その他の地域においても船用アンモニア燃料供給の共同開発を目的とし、スペインでは船用燃料供給大手である Peninsula Petroleum と、エジプトではエンジニアリング・建設分野大手である Orascom Construction PLC と、取組みを推進しています。シンガポール、その他主要港でのバンカリング拠点向けにインドネシアやインド等のグリーンアンモニア生産案件を同時に推進し、安全な燃料供給体制の整備やサプライチェーン構築を促進していきます。

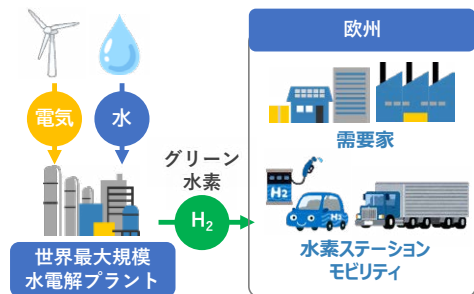
クリーンテックビジネス

水素関連事業

日本国内においては 2020 年 12 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が公表され、中でも水素は幅広い用途が期待されるカーボンニュートラルのキーテクノロジーとして、発電・産業・運輸等様々な分野の脱炭素化に寄与していくことが期待されています。この大きな潮流を踏まえて、伊藤忠商事の幅広いネットワークとグループとしての総合力を発揮し、水素市場の開拓を推進していく方針です。

デンマーク Everfuel 社とのグリーン水素製造事業

2023 年 12 月、伊藤忠商事は大阪ガス株式会社の子会社と共同で、グリーン水素バリューチェーン構築を推進する Everfuel A/S の株式取得に関する契約を締結しました。同社は水電解装置を用いたグリーン水素生産設備・輸送機器・水素ステーションの EPC・運営を行っています。また、自社水素ステーション等を活用した産業分野・モビリティ分野への水素販売により、地産地消のグリーン水素バリューチェーン構築を推進しています。同社水素製造第一号案件として、2025 年 2 月に世界最大級の水素製造・配給プラント（電解装置規模 20MW）の商業運転を開始しました。本件を通じて得られる知見やノウハウを活用し、水素の地産地消事業の欧州及び他地域への横展開並びに水素派生商品の製造事業への参画を目指すことで、脱炭素社会の実現に貢献していきます。



グリーン水素が需要家に届けられる流れのイメージ図



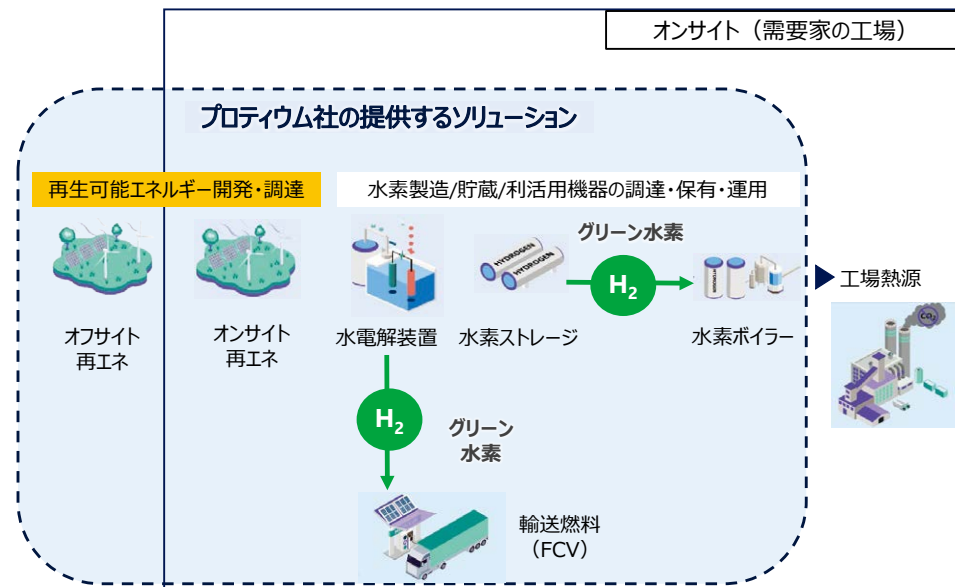
プラント内の様子

分散型グリーン水素供給事業を展開する英国 Protium Green Solutions 社への資本参画について

2024 年 12 月、伊藤忠商事は地産地消の分散型グリーン水素製造を手掛ける英国の Protium Green Solutions Limited に出資しました。同社は、顧客の立地やエネルギー需要の特性を踏まえた水素利活用のコンサルティングと、それに基づく地産地消型のグリーン水素事業の開発を強みとしており、2023 年より産業・輸送分野の顧客にグリーン水素を供給してきました。当社は、本件を通じて得られた知見やノウハウを活用した水素製造事業を日本及びアジア地域にも展開することで、低炭素社会の実現を目指します。



グリーン水素の製造装置



プロティウム社の分散型グリーン水素供給事業の開発スキーム図（一例）

クリーンテックビジネス

ZeroAvia 社への出資及びアジアでの販売代理店契約、 水素インフラ整備及び保守整備体制構築に向けた戦略的パートナーシップを締結

2024年、伊藤忠商事は航空機向け水素燃料電池エンジンの開発・製造を行う ZeroAvia, Inc. に出資しました。また、同社とアジアにおける販売代理店契約及び保守整備体制、空港インフラ、水素インフラの構築を共同で推進する覚書を締結し、航空分野における脱炭素化を目指しています。ZeroAvia 社は環境負荷が極めて低い水素燃料電池エンジンを開発しています。2023年には19人乗り機体「Dornier 228」に搭載しデモフライトを成功させました。2025年には英国航空局より、水素電動エンジンを開発する企業として世界初の Design Organization Approval (DOA：設計認証承認) を取得しています。今後順次9～19人乗り、40～80人乗り、将来的には200人乗り機体向けのエンジン認証取得を目指しています。水素燃料電池エンジンは従来のジェット燃料エンジンと比較して9割以上のGHG削減が見込まれ、部品点数が少なく、運航コストも従来のジェット燃料エンジンに比べて約4割削減できるとされています。航空機メーカーやエネルギー企業、空港会社等との協業を通じて、すでに約2,400基を超えるエンジン予約注文を獲得しています。当社は航空業界の脱炭素に寄与する ZeroAvia 社の水素燃料電池エンジンの商用化、国内外の水素インフラ関連パートナーや航空会社等との協業を通じて持続可能な地域社会の実現や地球環境への負荷軽減に貢献していきます。



19人乗り機体「Dornier 228」にZeroAvia社の開発する水素燃料電池エンジンを搭載しデモフライト



将来的な40～80人乗りの航空機に搭載可能なエンジンの認証取得に向けた取組み

低炭素燃料事業

持続可能な航空燃料 (SAF)

伊藤忠商事は国内発電事業者向けバイオマス燃料供給を通じて、再生可能エネルギー比率の向上に取り組めます。また飛行機・自動車等モビリティ市場の脱炭素化に向けて、リニューアブル燃料の調達・供給拡大にも取り組んでいます。

例えば航空業界での脱炭素化の加速に応え、当社は日本で初めて航空会社向け持続可能な航空燃料 (SAF) の販売を開始しました。また航空業界における GHG 排出量削減を目指し策定された ISCC CORSIA の認証を取得しています (総合商社初)。これは、CORSIA のカーボン・オフセット要件を満たす SAF を供給できることを証明する認証です。当社が取扱うリニューアブル燃料は非化石由来の原料を使用しているため、従来の石油由来の燃料に比べ大幅な GHG 排出量の削減に貢献しています。

2023年5月には、世界最大のリニューアブル燃料メーカーである Neste OYJ と、同社が生産するリニューアブルディーゼル「Neste MY Renewable Diesel」の日本国内での流通拡大を目的とした商標ライセンス契約及びブランディング強化に関する協業契約を締結しました。



SAFで飛ぶ航空機イメージ
Copyright : All Nippon Airways co., Ltd. all rights reserved



SAF を給油する様子



リニューアブル燃料のサンプルボトル
提供：Neste社

クリーンテックビジネス

日本郵船向けの低炭素メタノール燃料を韓国・蔚山港で供給

伊藤忠商事は、海運分野の代替低炭素燃料サプライチェーン構築の一環として、2025 年 9 月、韓国・蔚山港にて日本郵船株式会社に対し低炭素メタノール燃料を販売し、同社 100% 子会社の NYK バルク・プロジェクト株式会社が定期傭船するメタノール二元燃料ばら積み船に Ship to Ship (STS) 方式※で供給しました。

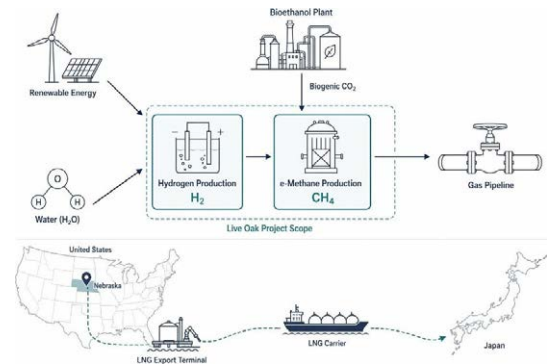
当社が今回供給した低炭素メタノール燃料は、重油等の従来の化石燃料に比べて炭素排出量を大幅に削減できる燃料であるため、世界的な貨物量増加に伴い海運業界の GHG 削減が急務となる中、従来の重油燃料比で GHG 排出量約 65% 削減し、2050 年頃までに国際海運からの GHG の排出をネットゼロにするという目標の実現に邁進しています。今後はアジア主要港を中心に供給体制を拡充し、国際海運の脱炭素化と SDGs 達成に貢献します。

※ STS 方式：バンカリング船から直接燃料を供給する方法

米国ネブラスカ州における e-メタン製造事業 (Live Oak プロジェクト) の基本設計 (FEED) 実施に向けた共同開発契約の締結について

伊藤忠商事は、TotalEnergies SE、Tree Energy Solutions Belgium B.V.、大阪ガス (株)、東邦ガス (株) と共同で、米国ネブラスカ州における e-メタン製造事業の基本設計 (FEED) に向けた共同開発契約を締結しました。本事業では、再生可能エネルギーにより生成するグリーン水素とバイオマス由来の CO₂ を原料に e-メタンを製造し、2030 年度中の e-メタンの製造 (製造容量：年間約 7.5 万トン) 開始及び日本への輸出を目指します。

e-メタンは、一般的な都市ガスの主成分であるメタンと同じ成分であり、既存の LNG の液化・輸送設備及び都市ガスインフラやお客様の燃焼機器をこれまでと同様に利用可能であるため、スムーズなカーボンニュートラルへの移行と社会コストの抑制が可能です。当社は日本企業の取り纏めを担い、e-メタンの社会実装とカーボンニュートラル社会の実現に貢献します。



Live Oak プロジェクトにおける e-メタン製造と日本への輸出スキーム

3. 水インフラ関連事業

伊藤忠商事は、新興国を中心とした経済発展や人口増加、気候変動による降水パターンの変化により、拡大が予想される水関連ビジネスを重点分野と位置付け、海水淡水化事業、水道コンセッション事業等を、グローバルに展開しています。

海水淡水化事業

伊藤忠商事はオーストラリア・ヴィクトリア州における海水淡水化事業に出資参画しています。本設備はヴィクトリア州メルボルン市人口の水需要の約 30% を満たすことが可能であり、2012 年よりメルボルン市への水の安定供給を支える事業です。

またオマーン政府傘下のオマーン電力・水公社が同国北部のバルカにて推進する海水淡水化事業には筆頭株主として出資参画しています。

取組み例

■ 海水淡水化プラント及び浸透膜の製造・販売事業 命をつなぐ飲用水を安定供給

ーオマーン最大の海水淡水化事業ー

2016 年 3 月、伊藤忠商事が参画する Barka Desalination Company は同国の水の安定供給に向けてオマーン北部バルカでの日量 281,000m³の海水淡水化事業契約を締結しました。同プロジェクトは深刻な水ストレス地域であるバルカ地域への生活用水を提供するためのオマーン政府との官民連携型事業であり、逆浸透膜 (RO 膜) 方式の海水淡水化設備と周辺設備の建設及び 20 年間にわたる運営を行います。設備は 2018 年 6 月に商業運転を開始し、総事業費約 300 百万米ドルのオマーン最大の海水淡水化事業です。2022 年 2 月にマスカット証券取引所に上場を実現しました。



オマーン海水淡水化プラントの航空写真

現在は、マスカット首都圏の水需要の約 3 割を支えるとともに、オマーン国全体の水需要の約 23% を賄う重要なインフラとして機能しています。本プラントは首都マスカットへの主要な給水拠点として戦略的に位置づけられており、深刻な水不足が課題となっていた同地域において、人々の生活に欠かせない安全で安定した飲料水を日々提供し、オマーン国民の生活の潤いと国の持続的な発展に大きく貢献しています。

クリーンテックビジネス

水処理プラント事業

イラク・クルディスタン地域 下水処理施設建設事業の契約締結について

伊藤忠商事は、イラク・クルディスタン地域政府が推進する下水処理施設建設事業を受注し、2025年 8 月に上下水道総局との間で建設請負契約を締結しました。本プロジェクトは、2015 年 6 月に独立行政法人国際協力機構 (JICA) とイラク共和国政府の間で調印された円借款を活用し、2028 年の完工を目指します。

人口約 200 万人を擁するエルビル市は、し尿の地下浸透による飲料水汚染や公共河川の水質悪化が深刻な課題でした。施設の整備により、同地域の衛生環境を根本から改善し、水資源の確保・有効利用を実現します。今後も、環境ビジネスを積極的に推進していくことで環境資源を有効活用し、社会課題の解決を図ることで持続可能な社会の実現に貢献していきます。

4. 還元鉄事業

低炭素還元鉄サプライチェーン構築

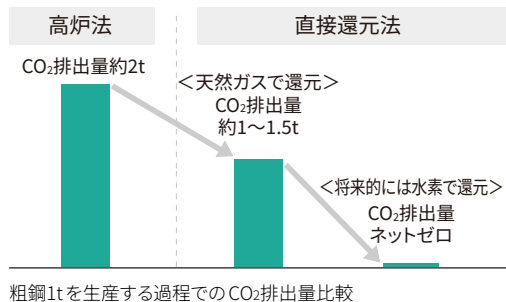
鉄鋼業界では、製鉄過程で発生する CO₂ 排出量の削減が喫緊の課題となっています。直接還元法は、鉄分値が高い「高品位鉄鉱石」を原料とし、その還元天然ガスを使用することで、従来の高炉法に比べて製鉄過程における CO₂ 排出量を大幅に削減できる製鉄手法です。

伊藤忠商事は、長年の事業パートナーである JFE スチール株式会社、アラブ首長国連邦 (UAE) 鉄鋼最大手の EMSTEEL と共に、低炭素還元鉄のサプライチェーン構築に関する事業化調査を共同推進しています。一般に高炉法では粗鋼 1t の生産過程で発生する約 2t の CO₂ 排出量を、天然ガスをを用いた直接還元法では約 1～1.5t まで削減する効果※があります。将来的には水素による還元を実現することで、製鉄過程の CO₂ 排出量ゼロ化を目指します。

同事業では、当社の出資先であるブラジル鉄鉱石事業 CSN Mineração S.A. (CM 社) で生産される高品位鉄鉱石の活用を予定しており、2024 年 11 月には CM 社への追加出資を実施しました。同社が保有するカサ・ジ・ペドラ鉱山は、高品位鉄鉱石を大規模かつ低コストで生産可能な希少な既操業鉱山です。本追加出資により CM 社との協業関係を強化し、生産体制の整備・拡大を図ることで、低炭素還元鉄サプライチェーンの構築を進めていきます。

また、当社は 2022 年より、還元鉄の生産に不可欠な高品位鉄鉱石を生産するカナダ鉄鉱石事業にも参画しています。

※ 出典：JFE グループ 環境経営ビジョン 2050、P9



低炭素還元鉄イメージ

クリーンテックビジネス

5. CCUS・CO₂固定化事業

豪州 MCI 社との CO₂ 固定化事業

CCUS の具体的な取組みとして、オーストラリアの MCI Carbon (MCI 社) に出資し、協業しています。MCI 社は鉄鋼スラグ・廃コンクリート・蛇紋岩等に CO₂ を結合させ、製造した炭酸塩を建材等の用途に利用する鉱物化技術の普及を進めています。2013 年 10 月に設立された MCI 社は、将来的に毎年 1 億 t 規模の CO₂ の固定化を目指す、この分野におけるパイオニア企業です。2022 年 7 月には伊藤忠商事と大成建設株式会社、MCI 社の 3 社間で覚書を締結し、コンクリート原料としての本炭酸塩の活用につき、検証を進めています。更に、2025 年 1 月には伊藤忠商事、UBE 三菱セメント株式会社、MCI 社の 3 社間で覚書を締結し、日本国内の製造プラント建設や国内事業化に向けた原料調達、販売といったサプライチェーンの構築を目指しています。また、その他日本国内外の CO₂ 排出事業者や原料供給者とも事業化に向けた協議を行っています。

MCI は従来のパイロット設備を発展させた実証プラント「Myrtle (マートル)」を豪州ニューカッスルに建設しました。同プラントは、年間約 2,000t の CO₂ を処理可能な世界トップクラスの実証設備であり、自動・連続運転にも対応しています。今後は、商業プラントの実現に向けて、同プラントを活用したプロセス検証や運転データの取得を進める計画です。2030 年前後には、オーストラリア及び日本において商業規模ヘスケールアップしたプラントの建設を目指しています。

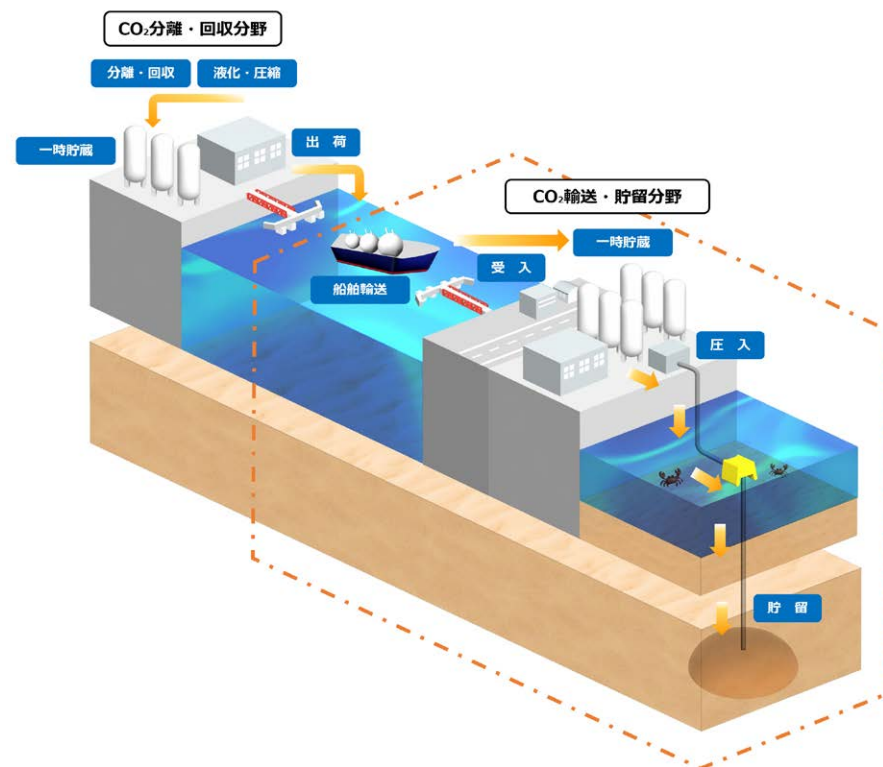


オーストラリアニューカッスルの MCI 社実証プラント「Myrtle (マートル)」(2025 年 1 月撮影)

先進的 CCS 事業に関わるスタディ・設計作業受託について

伊藤忠商事が幹事社を務め、日本製鉄 (株)、太平洋セメント (株)、三菱重工業 (株)、(株) INPEX、大成建設 (株) 及び伊藤忠石油開発 (株) と共同提案した日本海側東北地方における CCS 事業構想が、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の 2023 年度公募事業「先進的 CCS 事業の実施に係る調査」及び 2024 年度公募事業「先進的 CCS 事業に係る設計作業等」に採択されました。

CCS (二酸化炭素の分離回収・輸送・貯留) は、政府が掲げる 2050 年カーボンニュートラルと 2035 年度において GHG 60% 削減 (2013 年度比) を実現するために最大限活用すべき手段として位置付けられており、当社はその社会実装に向けて注力していきます。



船舶輸送を用いた大規模広域 CCS バリューチェーン事業のイメージ図

クリーンテックビジネス

6. グリーンビルディング

伊藤忠商事は、住宅・商業及び物流施設・工業団地等を中心に、不動産開発から運営管理まで一貫して携わっており、スマートシティのコンセプトや、IoT 技術等も活用した、暮らしに不可欠で良質な不動産及び関連サービスを提供しています。

グループ会社が運営する不動産投資信託は、不動産会社・ファンドのサステナビリティへの取組みを評価する「GRESB リアルエステイト評価」に参加しています。また、環境負荷低減の観点より、保有ポートフォリオにおいてグリーンビルディング認証※の取得を積極的に行っています。賃貸マンション特化型の上場不動産投資信託であるアドバンス・レジデンス投資法人では、CASBEE 不動産評価認証取得物件を 27 物件、DBJ Green Building 認証を 1 物件、建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 評価取得物件を 5 物件保有しています。なお、保有ポートフォリオにおける割合は、床面積ベースで 33.4%、物件数ベースで 11.1% に相当します。また、総合型の私募不動産投資信託であるアドバンス・プライベート投資法人では、7 物件にて CASBEE 不動産評価認証を取得しており、そのポートフォリオ (底地を除く) における割合は、床面積ベースで 49.9%、物件数ベースで 36.8% に相当します。

※各数値は2026年1月末時点の情報

外部との協働

イニシアティブへの参画を通じたクリーンテックビジネスへの取組みを推進、拡大させています。各イニシアティブへの参画においては伊藤忠商事のクリーンテックビジネスに対する基本方針、取組みと合致しているか確認の上、参画を決定しています。

一般社団法人 カーボンリサイクルファンド

2019年 8月に設立された一般社団法人カーボンリサイクルファンドは、CO₂をカーボン源として利用し、2050年カーボンニュートラル達成に向けて一層の努力を行う必要があるという考えのもと、地球温暖化問題と世界のエネルギーアクセス改善の同時解決を目指しています。カーボンリサイクルに関わる研究助成活動や広報活動等を通じて、カーボンリサイクルイノベーション創出支援を行っており、伊藤忠商事も会員として参加しています。

日本 CCS 調査株式会社

2008年 5月、地球温暖化対策としての CCS を推進するという国の方針に呼応する形で、電力、石油精製、石油開発、プラントエンジニアリング等、CCS 各分野の専門技術を有する大手民間会社が結集して設立された民間 CCS 技術統合株式会社で、北海道苫小牧における CO₂ の分離・回収、利用、輸送、地中貯留の実証プロジェクトの調査及び実証試験等を行っています。伊藤忠商事も株主の一社として、本件を支援しています。また、液化 CO₂ 大量輸送技術の確立のための研究開発・実証事業も同社と共同推進しています。

再生可能エネルギー地域活性協会

2021年 6月に設立された一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会 (FOURE) は、日本における主力電源としての再生可能エネルギーの地域導入を普及促進し、各地域と再生可能エネルギーが共生し相互に発展することで、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入拡大並びに脱炭素社会の実現を目指す団体で、伊藤忠商事は 2022年 3月から会員として参画しています。

ジャパンサステナブルファッションアライアンス

2021年 8月、伊藤忠商事、株式会社ゴールドウイン、日本環境設計株式会社を初代代表として「ジャパンサステナブルファッションアライアンス」が設立され、現在は正会員 18 社、賛助会員 56 社が加盟しています (2026年 5月時点)。本アライアンスは、ファッション産業が自然環境や社会に与える影響を把握し、ファッション及び繊維業界の共通課題について共同で解決策を導き出すための連携プラットフォームです。「適量生産・適量購入・循環利用によるファッションロスゼロ」と「2050年カーボンニュートラル」を目標に、サステナブルなファッション産業への移行を推進していきます。

ESGデータ (環境)

第三者保証

★マークを付した以下のデータについては、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000 及び 3410 に準拠した第三者保証を実施。
独立した第三者保証報告書 (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/independent_assurance_report_j.pdf) 

集計範囲

○：集計対象

			伊藤忠商事国内拠点※1	国内グループ会社※2	海外現地法人※3	海外グループ会社※4
気候変動	エネルギー消費量	エネルギー消費	○	—	—	—
		事業用施設起因のエネルギー使用量	○	—	—	—
		電力使用量	○	○	○	○
		熱使用量	○	○	○	○
		燃料使用量	○	○	○	○
		エネルギー原単位	○	—	—	—
	GHG排出量	Scope1・Scope2	○	○	○	○
		事業用施設ごとのGHG排出量	○	○	○	○
		Scope1総排出量のGHG種類ごとの内訳	○	○	○	○
		Scope3	○	○	○	○
		GHG排出量 (Scope1+2) 原単位	○	○	○	○
汚染防止と資源循環	汚染防止	NOx、SOx、VOC 排出量	○	○	○	○
	資源循環	廃棄物等排出量とリサイクル率	○	○	○	○
		有害廃棄物排出量	○	○	○	○
		紙の使用量	○	—	—	—
水資源の保全	取水・排出	取水量及び排水量、取水源別取水量、排水先別排水量、水ストレス地域における水の取水量、水資源への依存度の高い製造工程での水使用量 (原単位)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)	○	○	○	○
環境会計		環境保全コスト、環境保全・経済効果	○	—	—	—

※1 東京本社、大阪本社、全5支社 (北海道、東北、中部、中四国及び九州)
支店含む事業所数：2021年度8事業所、2022年度6事業所、2023年度6事業所、2024年度6事業所、2025年度3事業所 (2025年度末カバレッジ100%)
2021年度以降は国内支社及びその他の事業用施設を含む (但し、2022年度は一碧別荘地を期中に事業譲渡したため集計対象としていない)。
※2 対象社数：2021年度233社、2022年度225社、2023年度241社、2024年度241社、2025年度265社 (2025年度末カバレッジ100%) ※5
※3 対象事業所数：2021年度46事業所、2022年度43事業所、2023年度43事業所、2024年度41事業所、2025年度82事業所 (2025年度末カバレッジ100%)
※4 対象社数：2021年度254社、2022年度257社、2023年度261社、2024年度263社、2025年度274社 (2025年度末カバレッジ100%) ※5
※5 対象社数は原則全ての子会社。但し、一部の子会社で、独立した会社として固有の経営管理を必要としない会社の GHG 排出量、取水量・排水量及び有害廃棄物排出量、及び従業員が10人以下である非製造拠点の事業所の取水量・排水量及び有害廃棄物排出量は量的に僅少であるため集計対象としていない。

ESGデータ (環境)

気候変動パフォーマンスデータ

エネルギー消費量

エネルギー消費

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠 商事 国内拠点	購入・消費した非再生可能燃料 (単位：MWh)	580	331	156	182	190
	購入した非再生可能電力 (単位：MWh)	27,107	26,332	22,367	22,411	22,314
	購入した蒸気／熱／冷却水等 のその他の非再生可能エネル ギー (単位：MWh)	6,869	7,046	7,993	8,371	8,540
	発生させた再生可能エネルギー (太陽光発電※1) (単位：MWh)	63	61	66	63	63
	エネルギー消費コスト合計 (単位：百万円)	573	652	612	625	614

※1 太陽光発電
伊藤忠商事は「東京本社ビル」の屋上及び東京本社ビルに隣接する「伊藤忠ガーデン (旧CIプラザ)」の屋根に太陽光発電パネルを設置し、2010年3月より発電を開始。設置された太陽光パネルの発電容量は合計100kWであり、これは一般的な戸建約30軒分 (1軒あたり約3.0kWと算出) に相当。発電されたクリーンエネルギーは全てこの東京本社ビル内で使用しており、東京本社ビル3.5フロア分の照明に使用する電力量 (瞬間最大発電時) に相当

事業用施設起因のエネルギー使用量

(単位：GJ)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
東京本社	118,419	118,627	103,751	105,648	106,584

● 2022年度までは東京都環境確保条例に基づき算出。2023年度より2024年4月1日施行の改正地球温暖化対策推進法 (改正温対法) で定める排出係数を使用して算出

電力使用量

(単位：MWh)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠商事国内拠点合計※1	10,214	9,269	9,386	9,401	9,360
国内グループ会社	1,202,311	975,320	1,014,274	1,052,086	1,046,043
海外現地法人	3,469	3,126	3,096	3,040	2,742
海外グループ会社	422,880	538,683	645,863	777,543	787,985
伊藤忠グループ総合計	1,638,874	1,526,398	1,672,619	1,842,070	★1,846,129

※1 東京本社では2020年1月よりFIT非化石証書を組合わせた実質CO₂フリー電気を調達

熱使用量

(単位：GJ)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠 グループ	産業用蒸気	520,936	851※1	797	20,191	18,805
	産業用以外の蒸気	14,532	14,593	15,636	17,323	16,546
	温水	6,285	4,745	4,373	3,868	4,364
	冷水	62,874	22,353※2	25,420	26,759	25,730

※1 2022年度は期中に子会社ではなくなり集計対象外となったグループ会社があり、前年度比大幅に減少
※2 2022年度はグループ会社で一部事業所の売却があった影響により減少

燃料使用量

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
伊藤忠 グループ	灯油（単位：kL）	3,086	2,151	1,944	1,920	1,346	
	軽油（単位：kL）	46,262	48,762	42,671	46,656	69,162	
	ガソリン（単位：kL）	11,547	11,619	11,751	11,081	14,526	
	A重油（単位：kL）	58,137	19,292	19,324	18,389	20,493	
	B・C重油（単位：kL）	13,595	20,784	13,959	13,614	14,742	
	石炭（単位：t）	292,371	192,663	180,851	191,625	196,924	
	石油 ガス	液化石油ガス（LPG） （単位：t）	13,575	14,661	13,350	12,687	11,727
		液化石油ガス（LPG） （単位：千m³）	1,200	578	1,409	1,276	778
		液化石油ガス（LPG） （単位：kL）	660	564	1,283	1,151	2,281
		石油系炭化水素ガス （単位：千m³）	3	3	3	1	0
	可燃性 天然 ガス	液化天然ガス（LNG） （単位：t）	11,654	2,534	4,540	5,483	4,629
		その他可燃性天然ガス （単位：千m³）	7,101	27,749	28,035	50,215	42,761
	都市 ガス等	都市ガス （単位：千m³）	37,107	33,931	28,688	31,738	30,797
その他ガス （単位：千m³）		0	0	0	0	0	

ESGデータ (環境)

エネルギー原単位

伊藤忠商事国内拠点のエネルギー消費量 (原単位)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠商事国内拠点従業員数あたり (単位:GJ/人)	15.245	14.418	14.931	15.179	15.42
伊藤忠商事国内拠点床面積あたり (単位 :GJ/m ²)	0.564	0.539	0.559	0.580	0.588

● 原単位の床面積は2021年度113,434m²、2022年度111,945m²、2023年度111,893m²、2024年度110,224m²、2025年度110,026m²

GHG 排出量

Scope1・ Scope2 (単位：千t-CO₂e)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠商事 国内拠点合計	Scope1	0	0	0	0	★ 0
	Scope2	6	6	2	2	★ 2
	Scope1+2	6	6	2	2	★ 2
伊藤忠グループ 総合計	Scope1	1,485	1,166	1,062	1,087	★ 1,162
	Scope2	716	600	627	640	★ 699
	Scope1+2	2,201	1,766	1,690	1,726	★ 1,861

● GHG 排出量は、WRI (World Resources Institute：世界資源研究所) と WBCSD (World Business Council for Sustainable Development：持続可能な開発のための世界経済人会議) が主導して開発された GHG プロトコルと経営支配力基準 (the operational control approach) を参照して算出、集計。
GHG 排出量の定量化には、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的不確実性が伴う

事業用施設ごとの GHG 排出量 (Scope1+2) (単位：千t-CO₂e)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
東京本社	6	6	2	2	2
伊藤忠商事国内拠点合計	6	6	2	2	★ 2
国内グループ会社	1,507	1,133	1,111	1,134	1,131
海外現地法人	3	3	3	3	3
海外グループ会社	684	625	573	587	726
伊藤忠グループ総合計	2,201	1,766	1,690	1,726	★ 1,861

- 伊藤忠グループの Scope1 排出量に含まれるエネルギー起源の CO₂ 排出量は、地球温暖化対策推進法の係数を使用。2022 年度までは改正温対法施行前の排出係数を使用して算出、2023 年度より改正温対法で定める排出係数を適用して算出。但し、都市ガス由来の排出量は、2023 年度までは改正温対法施行前に適用されていた排出係数を使用して算出 (都市ガス：2.23t-CO₂/千 m³N)、2025 年度は 2025 年 6 月 30 日付で環境省・経済産業省が公表したガス事業者別排出係数を適用して算出
- 伊藤忠商事国内拠点及び伊藤忠国内グループの電力由来の CO₂ 排出量は、2020 年度データまでは電気事業者別の基礎排出係数、2021 年度以降のデータは、電気事業者別の調整後排出係数を適用して算出。2025 年度は、2026 年 1 月 9 日に環境省より公表された電気事業者別の調整後排出係数を適用
- 海外現地法人及び海外グループ会社の電力由来の CO₂ 排出量は、International Energy Agency (IEA) の最新の公表データである IEA Emissions Factors 2025 (IEA 2025) による排出係数に基づき算定。但し、一部、電力供給者固有の排出係数が入手できる場合には当該係数を使用。2025 年度データでは IEA 2025 で公表されている 2023 年データを採用
- 熱 (産業用以外の蒸気、温水及び冷水) 由来の CO₂ 排出量は、2023 年度までは改正温対法施行前に適用されていた排出係数を使用して算出 (産業用以外の蒸気、温水、及び冷水：0.057t-CO₂/GJ)、2025 年度は 2025 年 6 月 30 日付けの熱供給事業者別排出係数を使用して算出
- 東京本社については 2022 年度までは東京都環境確保条例に基づき算出、2023 年度より改正温対法で定める排出係数を使用して算出
- 2025 年度における Scope1～3 排出量のいずれにも含まれない CO₂ 排出量は 434 千 t-CO₂e。当該 CO₂ 排出量は、木材、植物性残渣等のバイオマス燃料の燃焼に伴い排出される CO₂ 排出量
- 2025 年度については一部の子会社につき推計値を使用して Scope1,2 排出量を算定

Scope1総排出量の GHG 種類ごとの内訳 (単位：千t-CO₂e)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
Scope1総排出量	1,485	1,166	1,062	1,087	1,162
エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	1,214	907	845	902	965
エネルギー起源 CO ₂ 以外の GHG 総量	270	259	218	185	198
内訳	非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	0	16	14	16
	メタン (CH ₄)	136	122	106	81
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	108	103	82	78
	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	26	18	16	23
	パーフルオロカーボン (PFCs)	0	0	0	0
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0	0	0	0
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	0	0	0	0

- エネルギー起源 CO₂以外の GHG の算出に関する地球温暖化係数 (GWP：Global Warming Potential) は、2021～2022 年度については IPCC 第 4 次評価報告書 (AR4) の GWP100 を使用。2023～2025 年度は IPCC 第 5 次評価報告書 (AR5) の GWP100 を使用
- エネルギー起源 CO₂以外の GHG は、3,000t-CO₂e/年以上の排出があったグループ会社を対象に集計・開示
- 2018 年度以降「豚の飼養及び排泄物の管理に伴う CH₄及び N₂O 排出量」と「冷蔵機器等からの漏えいに伴う HFC 排出量」を対象に含めており、2021 年度データからは更に「排水処理に伴う CH₄排出量」、「廃棄物のコンポスト化及び埋立処分に伴う CH₄排出量」及び「農園における肥料の使用に伴う N₂O 排出量」を対象に含めている。
- フロン由来の GHG 排出量は、以下の通り
 - 国内グループ会社：フロン排出抑制法で定める算定方法に従い算出。但し、HCFC は集計対象外
 - 海外グループ会社：冷媒として使用されているフロンの充填量に基づき算出

ESG データ (環境)

Scope3

(単位：百万 t-CO₂e)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
1. 購入した製品・サービス	—	—	—	60	59
2. 資本財	0.6	0.5	0.5	0.6	0.8
3. Scope1・Scope2に含まれない燃料・エネルギー関連活動	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
4. 輸送、配送（上流）単体（当社が荷主の国内委託輸送※1）	0.01	0.01	0.01	0.02	★ 0.01
4. 輸送、配送（上流）連結（単体及び子会社が手配する国内外輸送）	—	—	—	7	7
5. 廃棄物	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
6. 出張※2	0.03	0.04	0.1	0.1	0.1
7. 雇用者の通勤	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03
8. リース資産（上流）	—	—	—	Scope1、2に含む	Scope1、2に含む
9. 輸送・配送（下流）	—	—	—	0.2	0.2
10. 販売した製品の加工※3	—	—	—	16	15
11. 販売した製品の使用	—	—	—	70	73
12. 販売した製品の廃棄	—	—	—	2	2
13. リース資産（下流）	—	—	—	0.4	0.2
14. フランチャイズ※4	1	1	0.9	1	1
15. 投資	—	—	—	16	11
合計	2	2	2	175	171

各カテゴリと全カテゴリの合計値は四捨五入の関係で一致しない場合あり。

●GHG排出量は、WRI (World Resources Institute：世界資源研究所) とWBCSD (World Business Council for Sustainable Development：持続可能な開発のための世界経済人会議) が主導して開発されたGHG プロトコルを参照して算出。なお、GHG排出量の定量化には、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的不確実性が伴う。

●集計範囲は、伊藤忠商事単体及び子会社を対象。

●算定カテゴリは、2023年度までは、カテゴリ2、3、4（国内委託輸送のみ）、5、6、7、14のみを開示対象とし、2024年度からは、全てのカテゴリを開示。

●以下の取引に該当することが明確な場合は算定対象から除外。

●会計上の収益として代理人取引として扱われる取引

●販売先として加工業者や最終消費者が確認できない、所謂トレーダーとの取引

●集計範囲に含まれる会社間の取引

●排出原単位は、環境省／サプライチェーンを通じた組織のGHG排出等の算定のための原単位データベース、独立行政法人産業技術総合研究所が作成する原単位データベースであるInventory Database for Environmental Analysis (IDEA) 等から選定。

※1 環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき、伊藤忠商事を荷主とする国内委託輸送に関わるものを集計

※2 伊藤忠グループ連結経理データより、出張種別ごとに原単位を用いて算定。2024年度分には全日本空輸株式会社の「SAF Flight Initiative」を通じて購入した「SAFによるCO₂削減効果証明書」による、100t-CO₂eのGHG削減効果を含む。

※3 販売した中間製品の加工に関して、下流の用途が特定でき、加工プロセス由来の排出量を合理的に見積もることができるものを算定対象としている。なお粗鋼の原料である鉄鉱石及び原料炭の加工排出量については、粗鋼生産時の排出量を重量で按分し算定している。

※4 伊藤忠子会社とフランチャイズ契約を締結しているフランチャイズ加盟店のScope1・Scope2と、当該伊藤忠子会社単体のScope1・Scope2との差を計上

GHG 排出量 (Scope1+2) 原単位

■ 伊藤忠商事国内拠点及び伊藤忠グループのCO₂排出量 (原単位)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠商事国内拠点従業員数あたり (単位：t-CO ₂ e/人)	1.540	1.439	0.468	0.437	0.474
伊藤忠商事国内拠点床面積あたり (単位：t-CO ₂ e/m ²)	0.057	0.054	0.018	0.017	0.018
伊藤忠グループ総合計電力使用量 MWhあたり (単位：t-CO ₂ e/MWh)	0.437	0.393	0.375	0.347	0.379

●原単位の床面積は2021年度113,434m²、2022年度111,945m²、2023年度111,893m²、2024年度110,224m²、2025年度110,026m²

■ 飲料製造グループ会社のCO₂排出量 (原単位)

事業内容	会社名 (バウンダリー)	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
飲料製造	(株) クリアウォーター津南 (清涼飲料水製造販売事業)	(t-CO ₂ e/ 製造容量 kL)	0.080	0.073	0.073	0.061	0.062

ESG データ (環境)

削減貢献量

削減貢献量とは、既存の製品やサービスをより GHG 排出量が少ない製品やサービスに置き換えた場合に削減・抑制可能なバリューチェーン上の GHG 排出量を定量化したものです。削減貢献量の算定ルールについては、実態に即した仕組みとするための国際的な議論が続けられています。当社はそれらの検討状況を踏まえながら、自社で用いる算定、開示方法を今後も適宜見直していきます。

評価対象	2025年度	ベースライン	算出方法
再生可能エネルギー発電	12,863千 t-CO ₂ e	各国・石炭火力発電	- 年間削減貢献量の算定方法: 発電容量 x 8,760時間 x 想定設備利用率 x 排出係数 x 当社出資比率 - 各案件における運用段階の削減貢献量のみで比較 - 当社が出資・運営する発電所についてはストックベース (単年)、当社が権益開発・販売する発電所についてはフローベース (ライフタイム) で算出 - 当社が運営のみ行う発電所及び権益開発・販売する発電所については、当社寄与率として70%を乗じて算出 - 排出係数は、International Energy Agency (IEA) Emission Factorsを参照
蓄電池	368千 t-CO ₂ e	各国・石炭火力発電	- 年間削減貢献量の算定方法: 当社販売済み蓄電容量×放電深度×365日×排出係数 - 蓄電池が再生可能エネルギー発電の電力を満充電し、仮想発電所の如く放電を行うことで既存発電所に代替すると仮定 - 放電深度70%、当社販売済み蓄電池の稼働年数20年と仮定し、フローベース (ライフタイム) で算出。その際、一定の劣化率も加味 - 排出係数は、IEA Emission Factorsを参照
リニューアブル燃料	9千 t-CO ₂ e	化石資源由来燃料	- 年間削減貢献量の算定方法: 販売量×ライフサイクル削減率×排出係数 - ライフサイクル削減率とは、従来品と比較してライフサイクル全体でどの程度 GHG を削減できるかを表したものの。製品ごとに80%～90%と仮定 - 排出係数は、環境省算定・報告・公表制度における排出係数を参照

汚染防止と資源循環パフォーマンスデータ

汚染防止

NOx、SOx、VOC (大気汚染物質) 排出量		(単位 : t)				
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠グループ国内拠点※1	NOx (窒素酸化物) ※2	1,437	1,108	982	986	★ 1,070
	SOx (硫黄酸化物) ※2	416	370	298	347	★ 335
	VOC (揮発性有機化合物) ※3 ※4	400	219	312	376	★ 349
伊藤忠グループ海外拠点	NOx (窒素酸化物) ※2	1,656	131	65	122	162
	SOx (硫黄酸化物) ※2	545	284	235	521	243
	VOC (揮発性有機化合物) ※3	192	222	215	3,676	3,759
伊藤忠グループ総合計	NOx (窒素酸化物) ※2	3,093	1,239	1,047	1,109	1,232
	SOx (硫黄酸化物) ※2	961	653	534	869	578
	VOC (揮発性有機化合物) ※3 ※4	592	441	527	4,052	4,109

※1 日本国内に所在する事業拠点を対象に集計
※2 NOx及びSOx排出量は、大気汚染防止法上のばい煙発生施設を対象に集計
※3 VOC排出量は、環境省が大気汚染防止法の通知で示しているVOC100種に該当する物質を対象に集計。主な集計対象物質には、酢酸エチル、酢酸プロピル、イソプロピルアルコール等が含まれている。「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」別紙1参照（平成17年6月17日付環境省通知 環管大発第050617001号）
※4 大気汚染防止法のVOC排出施設に該当しない施設からのVOC排出量は、当該施設に局所排気装置等を設置している場合であっても、除去率を加味せず取扱量全量を排出量として計上している。

ESGデータ（環境）

資源循環

廃棄物等排出量とリサイクル率

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
東京本社	廃棄物等排出量（単位：t）	469	428	451	418	★ 541
	内 非リサイクル排出量	30	39	34	35	★ 39
	内 リサイクルされた排出量	439	389	417	383	★ 502
	リサイクル率（単位：%）	93.7	90.9	92.5	91.7	★ 92.7
大阪本社・国内支社及びその他の事業用施設	廃棄物等排出量（単位：t）	2,265	3,160	1,722	1,168	3,741
国内グループ会社	廃棄物等排出量（単位：t）	141,355	110,911	108,968	115,346	110,767
海外現地法人	廃棄物等排出量（単位：t）	238	449	412	143	135
海外グループ会社	廃棄物等排出量（単位：t）	504,296	525,187	498,016	538,249	533,993
伊藤忠グループ総合計	廃棄物等排出量（単位：t）	648,623	640,135	609,568	655,324	649,148
	内 非リサイクル排出量	194,374	132,496	141,219	109,951	99,408
	内 リサイクルされた排出量	454,249	507,639	468,349	545,372	549,740
	リサイクル率（単位：%）	70	79	77	83	85

●東京本社の廃棄物等排出量には有価物売却量を含む

有害廃棄物排出量

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠商事国内拠点・伊藤忠グループ国内拠点合計※1 ※2		251	226	267	384	★ 347
海外現地法人・伊藤忠グループ海外拠点合計		1,063	4,374	3,462	3,621	5,537
伊藤忠グループ総合計		1,314	4,600	3,730	4,004	5,884

※1 日本国内に所在する事業拠点を対象に集計
※2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める特別管理産業廃棄物の排出量を集計

紙の使用量

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠商事国内拠点	コピー用紙使用量	14,916	14,383	12,720	12,190	10,289

水資源パフォーマンスデータ

取水・排出

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
東京本社	水道水使用量	30	37	40	40	44
	中水製造量※1	27	32	38	39	★ 34
	排水量	41	50	54	55	56
大阪本社・国内支社及びその他の事業用施設	取水量	84	4	7	6	6
	排水量	169	6	7	6	6
伊藤忠商事国内拠点合計	取水量※2 ※3	115	41	62	61	★ 63
	排水量※2 ※4	210	56	60	61	★ 62
国内グループ会社	取水量	25,228	14,833	15,315	16,379	15,991
	排水量	14,926	9,835	9,871	10,805	10,345
海外現地法人	取水量	31	39	36	22	23
	排水量	31	39	35	22	22
海外グループ会社	取水量	32,747	30,208	35,251	33,674	34,447
	排水量	16,319	14,347	13,275	10,551	11,311
伊藤忠グループ総合計	取水量	58,120	45,121	50,663	50,136	50,524
	排水量	31,486	24,277	23,241	21,438	21,740

※1 中水製造量には、一部水道水使用量を含む。
※2 2022年度は一碧別荘地を期中に事業譲渡し集計対象としていないため、取水量及び排水量が前年度比大幅に減少
※3 2023年度より東京本社は中水製造のために使用された雨水を取水量に集計
※4 2021年度までの伊藤忠商事国内拠点の排水量には、第三者からの汚水を受け入れて処理する污水处理場からの排水があるため、排水量が取水量を大きく上回っている。
●灌漑用に散水された水については排水量として集計対象外
●取水量、排水量を把握していない場合の推計方法
取水量：一定の原単位を使用して推計
排水量：取水量と同値と仮定して推計、乃至は一定の原単位を使用して推計

ESGデータ (環境)

取水源別取水量

(単位：千 m³)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠グループ 総合計	上水道、工業用水	11,655	11,669	12,618	14,099	13,676
	地下水揚水	16,702	15,349	18,652	15,575	14,868
	河川・湖沼・雨水	19,729	18,079	19,340	20,427	21,932
	海水	10,015	0	0	0	0
	その他 (外部廃水、生成水等)	19	25	54	35	47
合計		58,120	45,121	50,663	50,136	50,523

排水先別排水量

(単位：千 m³)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠グループ 総合計	外部処理施設 (下水等)	9,893	7,052	7,416	7,878	7,437
	地下水	6,464	3,912	4,069	1,872	1,787
	河川・湖沼	12,581	10,730	9,009	8,595	9,525
	海	1,905	1,857	2,355	3,068	2,967
	その他	642	725	392	24	24
合計		31,486	24,277	23,241	21,438	21,740

水ストレス地域における水の取水量

WRI (世界資源研究所) が開発した WRI Aqueduct ツールを用いて特定した (P83) 水ストレスレベルが高リスク、著しく高リスク拠点の水取水量は以下の通り。

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
高リスク (40-80%)	拠点数	4	5	8	9	6
	水取水量 (千 m³)	2,449	2,478	139	264	243
著しく高リスク (>80%)	拠点数	3	5	7	8	4
	水取水量 (千 m³)	1,362	1,167	3,920	1,909	1,141

水資源への依存度の高い製造工程での水使用量 (原単位)

業種	会社名 (事業内容)	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
飲料製造	(株) クリアーウォーター 津南 (清涼飲料水製造販売事業)	(水使用量 m³/製造容量 kL)	1.82	1.83	1.81	1.82	1.78

生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)

		単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
伊藤忠グループ 総合計水域への排出	BOD 負荷量	t	28,622	52,612	31,511	5,761	621
	COD 負荷量	t	135,710	231,914	123,785	20,948	430

化学的酸素要求量 (COD)

業種	会社名 (事業内容)	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
化学	タキロンシーアイ (株) (工場) (合成樹脂製品の製造・加工・販売)	mg/L	2.80	1.50	1.67	1.60	1.80

ESGデータ (環境)

環境会計

環境保全コスト

(単位：千円)

	分類	項目	2025年度
伊藤忠商事 国内拠点	事業エリア内コスト	公害防止、地球環境保全、資源循環に関するコスト	168,882
	上・下流コスト	環境負荷の低減、グリーン調達費用、容器包装等の低	56,050
	内 グリーン調達コスト	環境負荷化のための追加的コスト	5,267
	管理活動コスト	環境マネジメントシステムの整備・運用、従業員への環境教育等のためのコスト	583,716
	研究開発コスト	環境保全に資する製品等の研究開発コスト	500
	社会活動コスト	自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策、環境保全を行う団体等に対する寄付、支援のためのコスト	4,768
	環境損傷対応コスト	自然修復のため、環境保全に関する損害賠償等のためのコスト	440
	合計		814,356

● 環境省「環境会計ガイドライン2005年版」に基づいて集計

環境保全・経済効果

		2025年度	
		環境保全効果	経済効果 (単位：千円)
伊藤忠商事国内拠点	紙の使用量	1,901 千枚	1,024
	電力使用量	41 MWh	11,249
東京本社	廃棄物排出量	-124 t	-5,686
	水の使用量	-5,370 m³	-1,397

● 環境保全・経済効果は、「前年度実績値・当年度実績値」により算出

環境債務の状況把握

伊藤忠グループ各社の土地、建物等有形固定資産の環境リスク、特にアスベスト、PCB、土壌汚染については、法的要求事項への対応にとどまらず、自主的に調査を通じて把握をし、迅速な経営方針の決定・判断に役立てるよう対応を図っています。将来見込まれる環境債務について、見積ることのできる金額（シャドーコスト）として、廃棄物処理費用を 25 百万円と見込んでいます。

社 会



Society

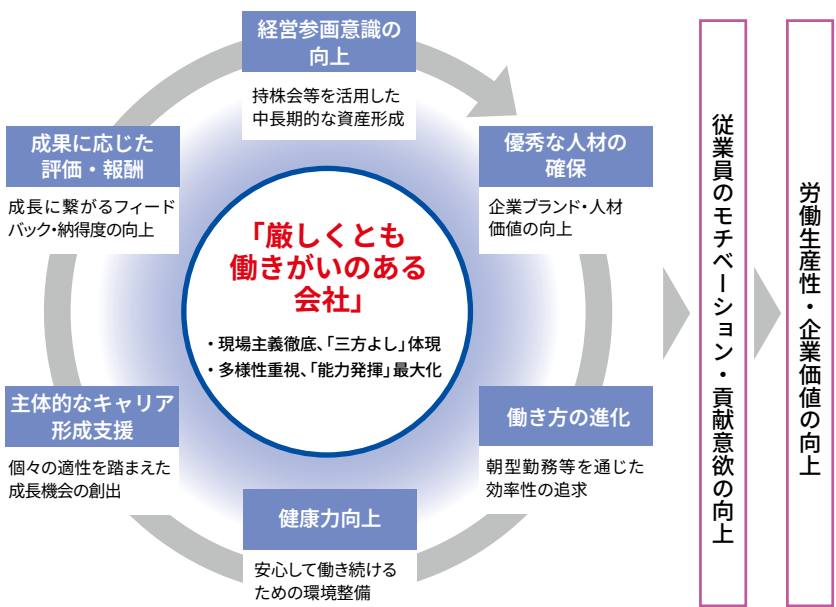
労働慣行：雇用・福利厚生

方針・基本的な考え方

伊藤忠商事の幅広い事業領域でのグローバルなビジネス展開は、連結対象となるグループ会社も一体となり、伊藤忠グループとして取組んでいます。2025年度末時点で、当社グループの連結従業員数は11万人を超えています。当社では、働き方改革を中心とした朝型勤務の進化、仕事と育児・介護の両立を支援するための諸制度の導入、福利厚生施設の充実を通じた従業員交流の機会の増加等により、多様な人材が最大限能力を発揮できる職場環境の実現に向けて取組みを推進します。

当社では「企業行動倫理規範」で人権の尊重・配慮を規定し、労働基準は、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言（とそのフォローアップ）」※で推進が表明されている「労働における基本的原則及び権利」の「雇用及び職業における差別の排除」に則って作成されています。当社は、法定最低賃金を超える水準の賃金支払いに努め、同一資格・同一職務レベルにおいて、性の差別なく、統一された報酬体系（同一労働同一賃金）を適用し、厳しくとも働きがいのある職場環境を整備します。

※ 伊藤忠グループ「人権方針」2. 国際規範の支持・尊重の項で支持表明しています。



目標・アクションプラン

リスク					機会			
●適切な対応を実施しない場合の、労働生産性の低下、優秀な人材の流出、ビジネスチャンスの逸失、健康関連費用の増加 等					●働きがいのある職場環境の整備による、労働生産性の向上、健康力・モチベーションの向上、優秀な人材の確保、変化やビジネスチャンスへの対応力強化 等			
カンパニー	SDGs目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標（単体）	進捗度合（レビュー）
総本社	8 働きがい、経済成長	労働慣行	働き方改革を通じた業務効率化と長時間労働の防止	人事	メリハリのある働き方を推進し、労働生産性及び従業員エンゲージメントの向上を目指します。	●勤務状況の定期的なモニタリング実施。 ●エンゲージメントサーベイの実施。 ●夏季・冬季の休暇取得促進。	●労働時間法制の遵守。 ●エンゲージメントサーベイによる「従業員エンゲージメント」項目の肯定的回答率70%以上。 ●有給休暇取得率70%以上。	●毎年勤務簿調査を実施し、賃金不払残業を防止。 ●エンゲージメントサーベイによる「従業員エンゲージメント」項目の肯定的回答率：2022年度67% 2023年度68% 2024年度68% 2025年度71% ●有給休暇取得率：2025年度 71%

※ 有給休暇取得率：2021年度61%、2022年度63%、2023年度66%、2024年度69%

労働慣行：雇用・福利厚生

体制・システム

国内外にあるグループ会社がそれぞれの領域、地域において事業を展開する際には、事業領域に応じ、親会社である伊藤忠商事のディビジョンカンパニーが主体となり、経営戦略に基づいた人材戦略のもと、各カンパニープレジデントが人材確保や適材適所等を法令に準拠の上、進めています。また、グループ会社の従業員にとって最適な労働環境が提供できるよう管理体制の構築を支援しています。

事業投資資金案件の労働慣行に関するリスク評価

伊藤忠商事は投融資案件の審査に際し、経済的側面だけでなく、ESG（環境、社会、ガバナンス）の観点を重要視し、新規投資案件においては、「投資等に関わる ESG チェックリスト」を用いて、労働慣行（労働条件、労働安全衛生、ステークホルダーとの対話）等を総合的に審議・検討しています。また、新規案件のみならず、既存事業投資先の事業経営をモニタリングし、改善に資するように努めています。

詳細は、新規事業投資案件の ESG リスク評価（P197）をご覧ください。

労働基準の浸透の徹底

伊藤忠商事では報酬・労働時間と休日、労働安全衛生・福利厚生、服務規律等の労働条件に関して、入社時教育の必須事項としており、イントラネットにおいても日本語・英語による閲覧を常に可能とし、労働基準の浸透に努めています。また、国内外のグループ会社に対しても、最適な労働環境の構築支援に合わせて、当社と同等の労働基準の浸透を進めています。

また、当社は、厚生労働省の外郭団体である独立行政法人労働政策研究・研修機構が開催する「東京労働大学講座」に人事・労務担当者を毎年継続して派遣しています。企業における能力開発、労働時間、報酬等、人事労務管理全般についての現状を踏まえた上で、労働経済学の視点から、賃金の構造、雇用形態の多様化が進展する現代の労働市場の現状と課題、労使関係の在り方等を体系的に習得しています。

従業員エンゲージメント

伊藤忠商事は、「従業員エンゲージメント」を継続して高めていくことが、企業価値の更なる向上に繋がると考えています。

毎年エンゲージメントサーベイ※を実施・開示しており、タイムリーに課題を把握し、改善を行うPDCA サイクルを構築しています。施策に対する進捗を迅速かつ正確に把握すると共に、把握した課題等を経営に報告し、新しい施策や改善策を決定しています。本サーベイからは「若手・中堅社員の更なる働きがい創出」「組織の壁を越えた人材・アイデアの共有」「多様な価値観への対応」等を課題として認識しており、それらへの対応策を経営会議でも議論した上で具体的な重要施策を実行しています。その結果、関連設問の結果が向上していることを確認しています。従業員が当社で働くことに対して誇りを感じ、高い貢献意欲を持って、自発的に期待以上の成果をあげるべく業務に取り組んでいけるよう、引き続き経営と現場が一体となり「厳しくとも働きがいのある会社」の実現に向けた施策を推進していきます。

※ 本サーベイは客観性・透明性を担保するため、社外の業務委託先へ対象者が匿名で直接回答する形式で実施し、全従業員を対象に毎年1回実施しています。

■ 近年のエンゲージメントサーベイ結果

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
エンゲージメントスコア	67	68	68	71

● 回答は肯定的回答率（%）

「働き方改革」の推進

少数体制下にある伊藤忠商事にとって「人」は最大の財産であり、従業員一人ひとりが能力を最大限発揮することが企業価値向上に繋がるという考えに基づき、2010年度より「働き方改革」を積極的に推し進め、全ての従業員がそれぞれの特性を活かし、安心して仕事に集中できる環境の実現に向け、様々な施策を推進しています。

労働慣行：雇用・福利厚生

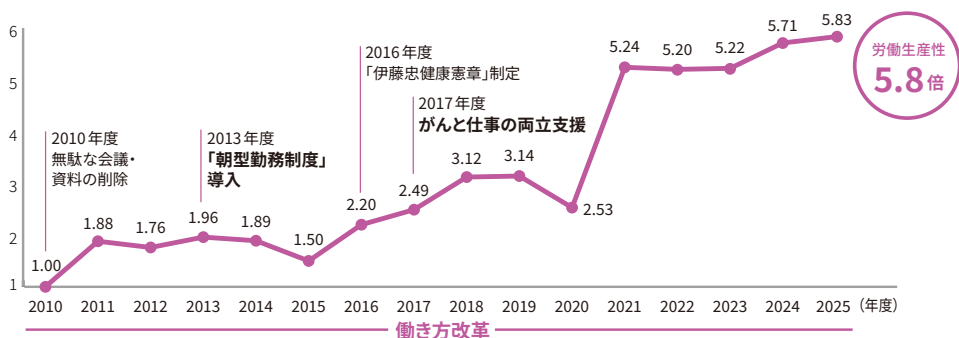
朝型勤務の進化／労働時間管理

2013年10月に導入した「朝型勤務制度」は、「夜は早く帰り、朝早く出社して効率的に働く」という従業員の意識改革が進み、当社らしい働き方が着実に定着しています。また、国の長時間労働削減の好事例とされる等、社会に大きな影響を及ぼしました。

2021年12月に実施した従業員エンゲージメント調査結果において、多様な働き方への更なる支援の必要性を把握したことから、2022年5月より「朝型フレックスタイム制度」、「在宅勤務制度」を導入しました。これにより、早く出社（始業）し早く退社（終業）することが可能となり、空いた時間を自己啓発や育児・介護等に活用でき、従業員が在宅勤務を含めたベストな働き方を選択することでモチベーションを高め、労働生産性・企業価値の向上に繋がっています。

また、労働組合との36協定等の法令遵守はもちろんのこと、過重労働の削減を基本方針としています。法定基準に加え、朝型勤務制度においては当社独自の労働時間の上限として「20時以降の勤務は原則禁止・22時以降の勤務禁止」を設けています。勤務管理システムと連携した定期的な勤務実態のレビューにより従業員の勤務時間の把握に努め、総労働時間の削減にも注力していきます。当社は働き方改革の先駆者として、今後も従業員一人ひとりの働き方に対する意識改革と併せて業務改革をバランスよく推進し、更なる業務効率化や従業員の健康保持・増進、育児・介護等の理由で時間的制約のある従業員の活躍支援等、多様な人材が最大限能力を発揮できる職場環境の実現を目指していきます。

■ 2010年度を1とした場合の労働生産性推移



取組み概要

■ 実施概要体系図



朝型軽食配布会場の様子



朝型軽食配布会場の様子

- 20：00～22：00の勤務は「原則禁止」。業務が残っている場合は翌営業日朝ヘシフト。
5：00～8：00が朝型勤務推奨時間帯。
- 7：50以前に勤務を開始した場合は、インセンティブとして、9：00まで深夜勤務と同様の割増賃金（25%）を支給。
- 22：00～5：00の深夜勤務「禁止」。
- 8：00以前に出勤した従業員には、軽食を3品配布。

労働慣行：雇用・福利厚生

仕事と育児・介護の両立

伊藤忠商事は、従業員が会社生活を送る上で、育児や介護といったライフステージを迎えた際にも安心して会社で働き続け、最大限に能力を発揮できるよう、性別に関係なく仕事と育児・介護の両立を支援するための諸制度を、法定を上回る水準で整備しています。2016年度には搾乳スペースの導入に加え、育児・介護等による時間的制約を持つ従業員や、妊娠・傷病等を理由として通勤が困難な従業員を対象に、一定の要件のもと、在宅勤務制度の適用を導入し、2022年5月より全従業員を対象に制度を拡充しました。

男性従業員の育児休業については、2022年度に育児両立手当※を導入、2024年度には女性活躍推進委員会での議論を踏まえ、男性従業員の育休取得を「必須化」しました。結果として、2025年度男性育休取得率は100%を達成しました。男性の育児参加を促すことで多様性を尊重する社内風土を醸成し、女性従業員の更なる活躍支援、共働き・共育ての推進に繋がるものと考えています。2025年度からは「多様性を受容し活かす」風土醸成のための早期取組みとして、性別を問わず妊娠・出産を含めたライフデザインや健康管理に対する理解を深めるべく、新入社員向けにプレコンセプションケア研修を導入しました。

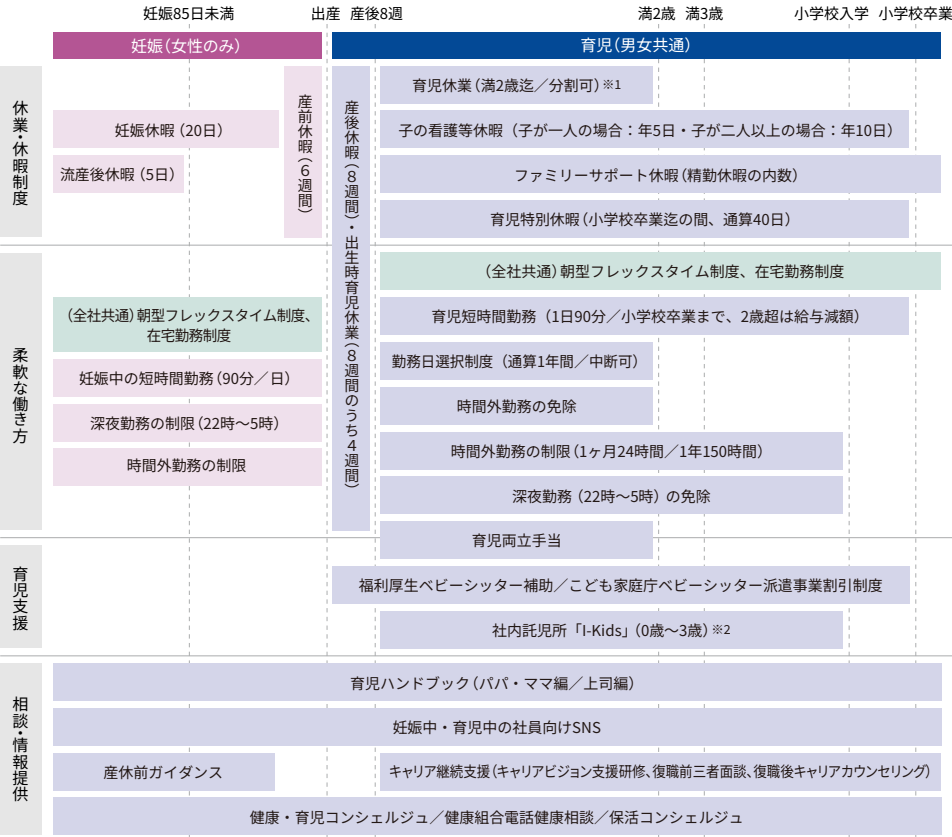
また、社会的に介護に対する備えが重要となっていることを踏まえ、従業員向けの介護セミナー等を通じて、介護に直面する前の早い段階での情報提供に努めると共に、オンラインでの介護情報提供サービスを2017年度に導入、2019年4月には、相談者のニーズに応じたワンストップ介護相談窓口を導入しました。

※ 子ども誕生後、4週間以上の育児休業を取得し、対象の子の年齢が満1歳未満で復職する場合、両立に伴う追加費用（保育費用等）の補填等を目的として、一定の手当を支給する社内制度。

労働慣行：雇用・福利厚生

仕事と育児・介護の両立支援制度一覧

■ 育児支援制度一覧

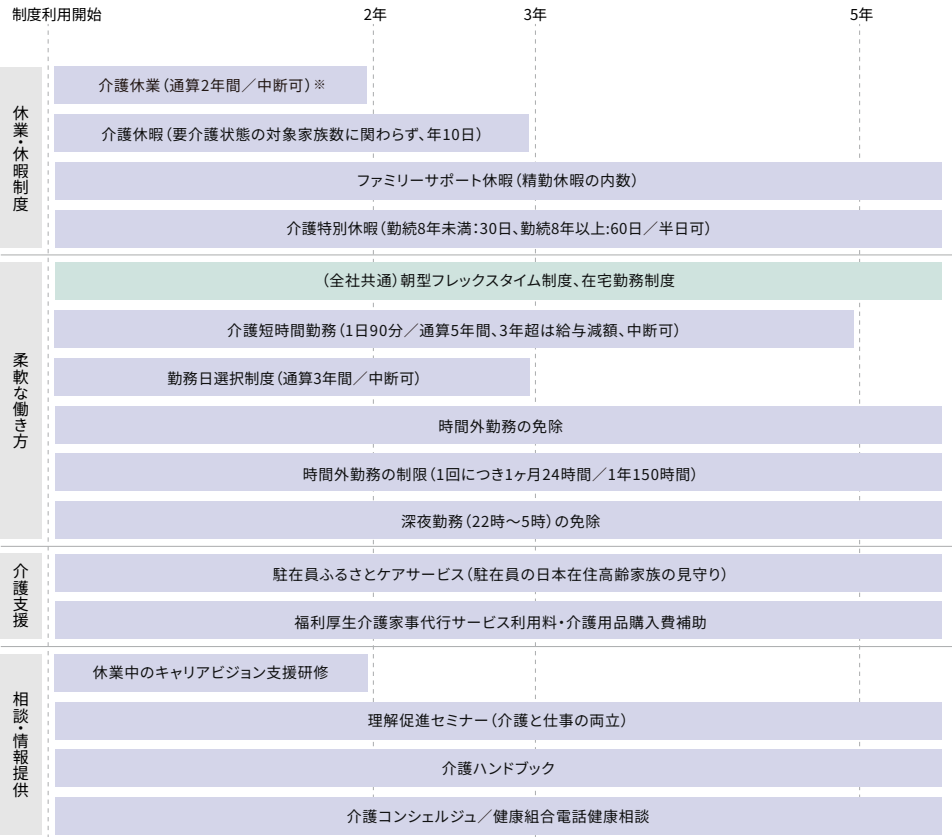


※1 休業・休暇制度のうち、「育児休業」のみ無給。その他の休暇は全て有給
※2 一時保育は小学校就学前まで。本社移転に伴い2026年6月末に休園。休園後は代替施設による託児サービスを提供

育児・介護関連制度取得状況★

詳細は、ESG データ (P216) をご覧ください。

■ 介護支援制度一覧



※ 休業・休暇制度のうち、「介護休業」のみ無給。その他の休暇は全て有給

労働慣行：雇用・福利厚生

再雇用制度

退職を選択する従業員が希望する場合、経験や性別等にかかわらず5年間の再雇用制度への登録が可能です。登録期間中は、自己研鑽の費用負担、機関誌の送付等、会社との接点が継続する工夫をしています。



「伊藤忠 Family day 〜パパ・ママ参観日〜」・職域学童の開催

2014年より、従業員の小学生の子どもを対象とした「伊藤忠 Family day 〜パパ・ママ参観日〜」を定期的に開催しています。子どもたちは、父母と一緒に出社し、会社が提供する朝型軽食を食べた後、イベントに参加することで朝型勤務を体験し、当社らしさを体感できるようにしています。また、イベント用に特別に作成した自分の名刺を用いた父母の職場の従業員との名刺交換、役員会議室での模擬会議や社員食堂でのランチ等を通じて会社への理解



子ども「どまんなか」WEEKでのドローン撮影

を深めます。従業員からは「親の仕事に興味を持ってもらえた」「将来伊藤忠で働きたいと言ってくれた」等、非常に好評です。家族の絆や当社への理解を深めてもらうことで、「働きがい」を向上させるだけでなく、職場全体で「多様性を受容し活かす」風土醸成に非常に有意義と考えており、今後も継続予定です。

また、2023年以降、学校の夏休み期間にあたる8月に「ITOCHU こども『どまんなか』WEEK」として、「職域学童保育」を実施しています。質の高い学童保育に対する需要増を踏まえ、子どもの長期休暇時に社内に学童保育所を設置し、朝型勤務体験、職業体験、SDGs・社会貢献等のテーマに加え、当社の歴史・グローバルでの事業について学ぶ等、当社らしいプログラムを用意しています。2024年からは春休み期間にあたる3月にも、同様に「職域学童保育」を実施しています。従業員の子どものみならず、近隣小学校からの参加者も受け入れることで、「伊藤忠グループ社会貢献活動基本方針」に沿った地域貢献活動にも努めています。

福利厚生

伊藤忠商事は、様々な福利厚生施設や仕組みを通じて従業員間のコミュニケーションの活性化や交流の機会の提供を行っています。コミュニケーションの活性化は、従業員一人ひとりの帰属意識や働きがいの醸成に役立ち、組織全体の活性化にも役立っています。

社員食堂

伊藤忠商事東京本社では、最大 870 席の社員食堂があり、平均 1,200 名以上の従業員が利用しています。

従業員の健康増進を目的として、野菜の摂取量増加を促す「グラムデリ」、「パワーサラダ」や「野菜ドレッシング」の提供、月ごとの健康テーマに沿った定食・小鉢の提供、継続的な健康意識向上施策としての「健康イベント」の実施等、従業員の声を反映させてメニューを見直しています。食堂に来るのが楽しくなるような季節に合わせたイベントメニューを毎月実施し、有名店の味を食堂でも気軽に楽しめるようタイアップメニューの提供等、従業員にとって魅力的な食堂作りを進め、多くの従業員が利用しています。

※ 正規・非正規従業員共に利用可

クールダウンルーム

2012年6月から、伊藤忠商事では来訪者に館内で快適に過ごしていただき、また従業員へ働きやすい環境を提供するため、夏の暑さをやわらげることができるよう「クールダウンルーム」を東京本社の1階と地下1階に設置しています。地球温暖化防止・電力需要が高まる夏場の節電対策の一環として館内の冷房設定温度につき、28℃を上回らないようにしていますが、クールダウンルームだけは天井を低くし冷房効率を上げ、15℃の冷気を送風して室内を20℃以下に保ち、夏の暑い中來訪された方や社外での営業活動から戻った従業員が館内に入館する際に、体を冷やせる空間としています。また、「クールダウンルーム」には、多くの方々に当社の創業の理念に触れていただくため、歴史展示コーナー「ITOCHU History」を常設しています。

※ 正規・非正規従業員共に利用可

労働慣行：雇用・福利厚生

シャワーラウンジ・シャワー室

働きがいのある職場環境づくりの一環で2016年夏より東京本社3階にシャワーラウンジ、地下2階にシャワー室を開設しました。早朝便での帰国者から空港のシャワー室が混雑しているといった声を受け、出張から帰った従業員が気持ちよく仕事を開始できるように本社内に設置しました。寒い時期でもすぐ温まれるようオーバーヘッドシャワーを取り付け、アメニティ（タオル、ドライヤー、シャンプー、リンス）も完備し、快適に仕事を進められると好評を得ています。加えて、開放時間を拡大し、健康増進のために運動した従業員への開放も開始しました。また、グループ会社従業員へも開放しています。



本社シャワーラウンジの様子

※ 正規・非正規従業員共に利用可

独身寮

2018年3月に首都圏4か所に分散していた男性総合職向け独身寮を統合、約360戸の「日吉寮」を神奈川県横浜市港北区に新設しました。日吉寮は、単に福利厚生施設という位置付けでなく、「ひとつ屋根の下」というコンセプトのもと、入居者が集い、年代や部署を超えたコミュニケーションの深化を図るべく、シェアキッチン付食堂や、多目的ルーム、サウナ付大浴場、各階コミュニケーションスペース（スタディコーナー、オープンテラス）等、多彩な共用設備を設けています。これにより、社内人脈形成や、企業文化の継承等の人材育成にも寄与しています。「健康経営」といった政策の視点からは、食堂では栄養バランスに留意した朝食及び夕食の提供、近隣のフィットネスクラブとの提携による運動機会の提供、また喫煙所以外は居室を含め全館禁煙とする等、従業員の働き方改革への主体的な取り組みや健康力増進を促す環境作りを目指しています。また、災害時のBCP（事業継続計画）として東京本社のサブオフィス機能を果たせるよう、社内と同様のネット環境や、非常用発電機設備を整備済みであり、食料・水・防災用品等も常時備蓄しています。※1
2025年3月に、首都圏2か所に分散していた女性総合職向けの独身寮を統合、田園都市線沿線（宮前区）に新設しました。男性総合職向け独身寮同様「ひとつ屋根の下」のコンセプトのもと、社内人脈形成や人材育成の場として、年代や部署を超えたタテ／ヨコ／ナナメのコミュニケーションの深化を目的としていることが特徴です。コミュニケーションを促進する取り組みとして、コミュニケーションスペース（リラク্সラウンジ、オープンテラス）やシェアキッチン等が共用部分に施されています。

また、健康経営推進の観点から、睡眠の質の向上を促す寝具を導入しました。これらの取り組みを通じて、当社でキャリアをスタートする従業員が最大限仕事に集中できる環境を整備しました。また、柱、梁、耐震壁等の構造フレーム（接合部を除く）の大部分を木造化し、CO₂排出量を鉄骨造と比べ458t削減する等、脱炭素の観点から環境にやさしい建物となっています。木造ながら鉄骨、鉄筋コンクリート造同様の耐火性能を有し、安心・安全を確保しています。寄宿舍棟は、住宅・建築物の木造化に関わる先導的な技術の普及啓発に寄与するものとして、「令和5年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」にも採択されています。共用棟においても木造を採用し、木のぬくもりを感じることができる空間です。※2
昨今、関東圏外からの新卒ビジネスエキスパート職（BX職）応募者が増加していることを踏まえ、2026年3月よりBX職向け独身寮供与を開始しました。総合職同様、社内人脈形成に加え、年代や部署を越えたタテ／ヨコ／ナナメのコミュニケーションの深化を目的とし、安心して業務に集中できる生活環境を整えています。※3

※1 正規従業員・一部グループ会社正規従業員が利用可

※2 正規従業員が利用可

※3 会社が定める入寮条件を満たす正規従業員が利用可

相互会

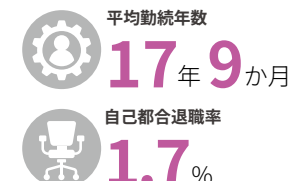
相互会は同じスポーツや文化活動を行う従業員同士が集まって活動する組織です。20程度の部があり、1,000人を超える従業員が所属しています。相互会には、伊藤忠商事の現役従業員に限らず、OB・OGやグループ会社の従業員等多くの人たちが参加しており、スポーツや文化活動を通じて、世代を超え、組織を超えた交流・コミュニケーションを図っています。

※ 正規・非正規従業員共に加入可



パフォーマンスデータ

- 従業員の状況（各年3月31日現在）（P214）
- オペレーティングセグメント別従業員数（2026年3月31日現在）（P214）
- 地域別海外ブロック従業員数（2026年3月31日現在）（P214）
- 自己都合退職率（単体）（P214）



労働慣行：労働組合

方針・基本的な考え方

従業員がそれぞれの特性を活かし、安心して仕事に集中できる環境の実現に向け、伊藤忠商事は豊富な福利厚生制度・設備を提供しています。朝型勤務・健康経営等、独自の福利厚生施策は社内外共に評価を得ており、従業員のモチベーション向上にも寄与しています。

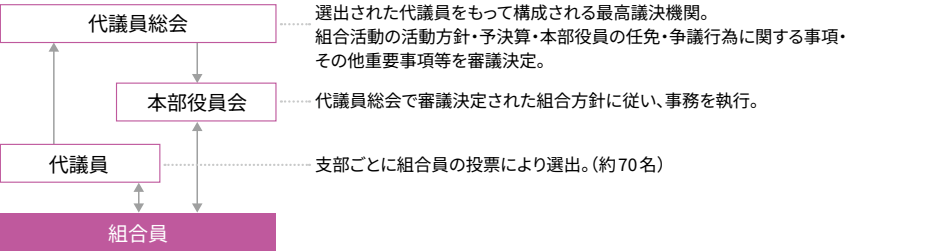
伊藤忠商事労働組合は、組合員の労働条件の改善及びその他の経済的地位向上を図ることを目的としており、会社と組合は様々な課題について協議しています。

体制・システム

伊藤忠商事労働組合は、組合員の労働条件の改善及びその他の経済的地位向上を図ることを目的とし、これに必要な一切の事業を行っています。

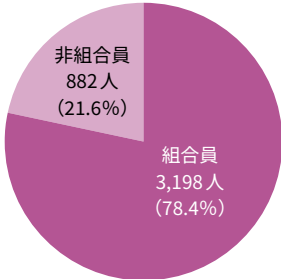
(伊藤忠商事労働組合同規約第3条)

- 本部：代議員総会・本部役員会
- 支部：4支部（東京・大阪・名古屋・東北）



会社の禁止事項は以下の通りです。

1. 組合員であること等により不利益な取扱いをすること
例：組合員としてストライキを行った等の理由から解雇や転勤等を行う。
2. 正当な理由なく団体交渉を拒否すること
例：団体交渉の席に着くことを拒否したり、権限の無い人を担当者として団体交渉に出席させたりする。
3. 組合の結成・運営に対し会社が干渉したり経理上の援助を行ったりすること
例：組合の行事に対し干渉または妨害したりする。
4. 労働者の労働委員会への申し立てに対し、解雇等不利益な取扱いをすること
例：労働者が労働委員会へ申し立て等を行ったことにに対し、解雇や減給の措置を取る。



2026年4月1日時点組合員比率

2025年度労働組合との取組み実績

2025年5月	会長CEOとの経営協議会
2025年6月	CFOとの決算協議会
2025年9月	住生活カンパニー経営協議会
2025年12月	第8カンパニー経営協議会
2025年4月～2026年3月(毎月)	衛生委員会

2025年度労働組合の本部活動

2025年4月～2026年3月(週2回)	本部役員会
2025年4月、6月、9月 2026年1月、3月	代議員総会
2025年9月 2026年3月	支部三役会
2025年4月～2026年3月	パパ・ママ会(子育て世代向けの情報・意見交換会、セミナー)7回 ジムトーク(BX職の情報・意見交換会、交流会)3回

労働慣行：労働組合

組合長コメント



伊藤忠商事労働組合
組合長 木村 文香

2026年度の労働組合長を務めます、木村 文香と申します。
3つの使命「組合員を守る」「会社を良くする」「きっかけを創る」を果たすべく
全力で取り組みます。
今期特に注力したいことは以下5点です。

1. 経営陣との対話を通じた提案力の強化と組織風土改革の推進
2. 時代に即した人事・賃金制度の実現に向けた継続的な取組
3. 自律的なキャリア形成を支える環境整備
4. 仕事と家庭（子育て・介護等）の両立支援、及び健康支援の充実
5. 出向者・駐在員・支社勤務者等、小規模組織員への支援強化

全ての組合員が生き生きと活躍できる会社になるよう、今年度も全力で頑張ります。

労働組合の『使命』『行動指針』『Vision』は以下の通りです。

● 使命（＝組合の存在意義であり、活動の根本になる価値観）

「組合員を守る」「会社を良くする」「きっかけを創る」

● 行動指針（＝日常業務で大切にしているキーワード）

「先進」：先進的な考え方や働き方を積極的に取り入れ、常に組織を進化させる。

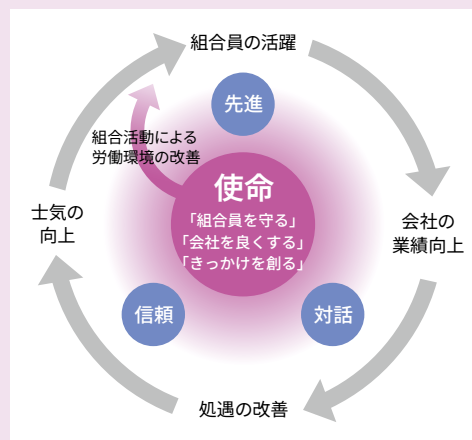
「対話」：組合員や経営との対話を重視し、提案型・共創型の活動を行う。

「信頼」：組合員との信頼関係を築き、一体感を持って活動を行う基盤とする。

● Vision（＝目指す未来の姿）

労働環境の改善・経済的地位の向上を通じ「会社経営の好循環」を目指す。

（(1) 組合活動による労働環境改善が『(2) 組合員の活躍→(3) 業績向上→(4) 処遇改善→(5) 士気向上→(2)』の好循環を加速させる）



労働組合との対話

伊藤忠商事は、企業理念である「三方よし」の実現に向け、労働組合と様々な課題について協議しています。2025年度はおよそ10年ぶりとなる会長・CEOとの経営協議会に加え、CFOとの決算協議会、住生活カンパニー・第8カンパニー・プレジデントとの経営協議会等を実施しました。労使間で活発な議論を重ねることによって、お互いに現状の課題を認識・共有し、改善策を検討・実施していくことができる健全な関係を構築しています。

会長CEO・社長COOとの対話

伊藤忠商事は、会長・CEO・社長・COOと従業員が直接双方向の対話を行う機会を積極的に設けています。2025年度は現場訪問を含め、従業員と繋がりを持つ機会を設け、従業員と積極的に対話を重ねました。経営方針やその実現に向けて自らの言葉で直接従業員に対し語る一方、従業員からも意見や質問を投げかけることができ、双方向にコミュニケーションを深められる貴重な機会となっています。

カンパニープレジデント等との対話

伊藤忠商事は、カンパニープレジデント、コーポレート担当役員が従業員と直接対話する機会を積極的に設けています。通常、半期に一度、各組織において管下従業員全員を集め、全社の経営方針、組織の目標、目標達成に向けた戦略等、各組織のトップが自らの言葉で語ります。また、対話集会では従業員から意見や質問を投げかけることができ、自らが所属する組織をより成長させるためにどうすべきなのか、トップを含め全員で考える貴重な機会になっています。

労働慣行：ダイバーシティ

方針・基本的な考え方

伊藤忠商事は、多様化する消費者ニーズをマーケットインの発想で捉え、新たな価値提供のためには「多様性を受容し、活かすこと」(DE&I：Diversity, Equity & Inclusion) が不可欠と考えており、人種、性、宗教、国籍、年齢等、あらゆる差別を禁止し、人権を尊重します。職場において従業員がパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、SOGI (Sexual Orientation and/or Gender Identity) ハラスメントを受けるこ

となく、また、多様な価値観を受容し、柔軟な働き方の実現や個別支援等を実施しています。従業員一人ひとりの主体的なキャリア形成を支援し、多様な価値観が尊重され、全ての従業員が能力を最大限に発揮できる「厳しくとも働きがいのある」企業風土づくりを推進します。

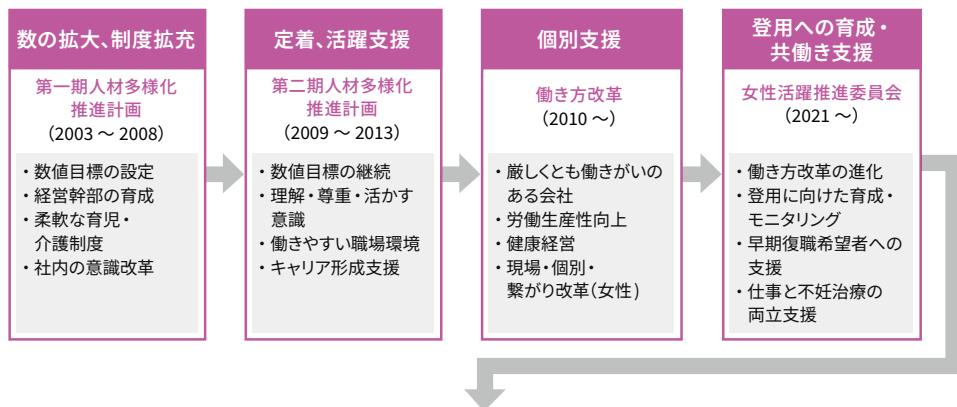
目標・アクションプラン

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標(単体)	進捗度合(レビュー)
総本社	5 働きがいと経済成長 8 働きがいと経済成長 10 人や国の不平等の解消	労働慣行	多様な人材が活躍する環境の整備	人事	人種、性、宗教、国籍、年齢等、あらゆる差別を禁止し人権を尊重します。多様な価値観を受容し、柔軟な働き方等を通じて従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境を整備していきます。	● 公平な採用、登用の継続。 ● 多様な価値観を受容し、活かす職場環境作り。 ● 共働き世帯の増加を見据え、育児・介護、不妊治療等と仕事の両立支援の拡充(柔軟な働き方の活用を含む)。 ● 従業員のライフステージ・キャリアに応じた個別支援の拡充。 ● 60歳超のシニア人材の活躍支援。 ● LGBTQ等性的マイノリティ従業員への理解・受容促進(従業員教育等)。 ● 障がい者の労働環境に対する合理的配慮。	● 2030年までに以下を達成。 (1) 役員(執行役員を含む)に占める女性比率 30% ● 2025年度末までに以下を達成。 (2) 全社における女性従業員比率 30% (3) 新卒採用における女性比率 40%以上 (4) 指導的立場に占める女性比率 10% (5) 男性育児休業取得率 100% ● 2025年3月1日までに以下を達成。 (6) 障がい者雇用率 2.5% (特例子会社含む) ※ (1)～(5) は女性活躍推進法等における一般事業主行動計画にて定めたもの	(1) 役員(執行役員を含む)に占める女性比率 28.3% (2026年3月末時点) (2) 全社における女性従業員比率 26.2% (2026年3月末時点) (3) 新卒採用における女性比率 42% (2025年度入社) (4) 指導的立場に占める女性比率 10.1% (2026年3月末時点) (5) 男性育児休業取得率 128% (2026年3月末時点) (6) 障がい者雇用率 2.66% (特例子会社含む) (2026年3月1日時点) ※ (1)～(5) は女性活躍推進法等における一般事業主行動計画にて定めたもの 【共働き・子育て支援の拡充】 育児・介護等との両立支援策として以下取組みを実施。 ● 一時的に権限・裁量の軽減や転勤義務の免除等を行うキャリア継続支援 ● 家事・育児負担軽減サービスの紹介や費用補助 ● 夫婦間の家事・育児分担や職場関係者とのより良い関係構築のあり方を考えるコミュニケーション講座の開催 【プレコンセプションケア】 ライフステージごとの健康変化に対する正しい知識を提供し、健康管理の重要性を早期に学ぶ機会として、若手社員に対し、プレコンセプションケアの趣旨に基づくプログラムを提供。

労働慣行：ダイバーシティ

女性活躍推進の取組み

伊藤忠商事では、「人材多様化推進計画」により女性従業員を含む多様な人材の数の拡大、定着、活躍支援に向けた制度の拡充を進めてきました。2010年度以降、全従業員が健康でモチベーション高く働くことで労働生産性を高めるという「働き方改革」のもとに、朝型勤務や健康経営、がんの仕事の両立支援策等の取組みを行ってきました。その結果、時間的制約のある従業員のみならず、性別を問わず全ての従業員にとって能力を発揮することができる職場環境の醸成に繋がっています。



登用への育成・共働き支援 (2022年度以降の重要施策)

仕事と育児の両立支援

2022年には、出産後に早期復職を希望する従業員の、保育園入園のタイミングに左右されない復職を支援する制度として、男女問わず1年以内に育休から早期復職した従業員への育児両立手当の支給を開始しました。2023年には職域学童 (<https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2023/230809.html>) を開始し、2024年4月より男性育休取得を「必須化」 (<https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2024/240228.html>)、2025年からは「共働き・子育て」支援の強化として家事育児の負担軽減に寄与するサービスを拡充しています。

フェムテックの活用

多様化する女性特有の健康課題に対応し、生産性向上や周囲の理解促進を図るべく、2024年2月から、海外駐在中の卵子凍結・不妊治療費用補助等の個別支援策を拡充しました。また、厚生労働省の後援も得て、2025年3月～7月にかけて「生理」をテーマとしたイベント「Period museum-生理と社会の交差展-」 (<https://www.itochu.co.jp/ja/corporatebranding/sdgs/20250307.html>) を一般公開、約4,800名の一般客が来場し、女性の健康課題に対する理解促進を行いました。

主体的なキャリア形成支援 (ビジネスエキスパート職人事制度改訂)

「事務職」を「ビジネスエキスパート職 (BX職)」へ名称変更。総合商社の事務業務に関する専門知識・スキルを習得し、専門性を発揮しながら、企業価値向上を支え、組織運営の要となる役割を担います。詳細はこちら (https://www.itochu.co.jp/ja/about/work_style/files/bx.pdf)

デジタルトランスフォーメーション (DX) 推進や内部管理の高度化等により、事務業務を取り巻く社内外の環境は大きく変化しています。2024年度の女性活躍推進委員会や経営会議を経て、高い専門性を活かして「組織運営の要」を担う期待役割を再確認の上、事務職の専門性を高める制度改訂を実施しました。本制度改訂の趣旨に合わせ、2025年4月より職掌名称を「ビジネスエキスパート (BX) 職」に変更しました。性別を問わない新卒・即戦力人材の採用を強化し、キャリア志向に応じた育成・登用を推し進めるとともに、専門知識・スキル向上に向けた従業員の「学び続ける」支援を拡充しています。更に、関東圏外からの応募者が増加していることを踏まえ、福利厚生として希望者に独身寮の供与を2026年3月より開始しました。

※ ビジネスエキスパート職 (BX 職) とは (https://www.itochu.co.jp/ja/about/work_style/files/bx.pdf)

女性活躍推進法／次世代法に基づく行動計画

現在、女性の採用数が拡大した世代が役職候補となり得る重要なステージに入っています。共働き世帯の増加も見据え、法定を上回る水準の両立支援制度を設置し、個々人のライフステージやキャリアに応じた木目細かい個別支援を行っています。2025年には、首都圏二か所に分散していた当社独身寮を統合の上で新たな独身寮を新設しました。社内人脈形成や人材育成の場として活用しています。他にも、多様な人材が活躍できる社内風土の醸成、及び政府機関・経済団体の女性活躍推進策への賛同表明等を通じ、当社のみならず日本としての SDGs 目標 5 (ジェンダー平等) への貢献を図ります。

今後の具体的な目標及び取組み内容を定めた行動計画は以下の通りです。

※ 女性活躍推進法／次世代法に基づく行動計画 (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/action_plan.pdf?260604)

女性活躍推進委員会

「女性活躍推進」を加速させるため、2021年10月、「女性活躍推進委員会」を取締役会の任意諮問委員会として設置しました。委員長を社外取締役とし、委員総数の半数以上を社外役員が占め、取締役会が重要施策を監督する体制を構築しました。経営と一丸となって女性従業員の活躍を後押ししていきます。今後も現場や個々の事情を把握した上で、「①現場との協議、②女性活躍推進委員会での議論、③取締役会への報告」という PDCA サイクルを継続し、実効性のある施策に落とし込んでいます。

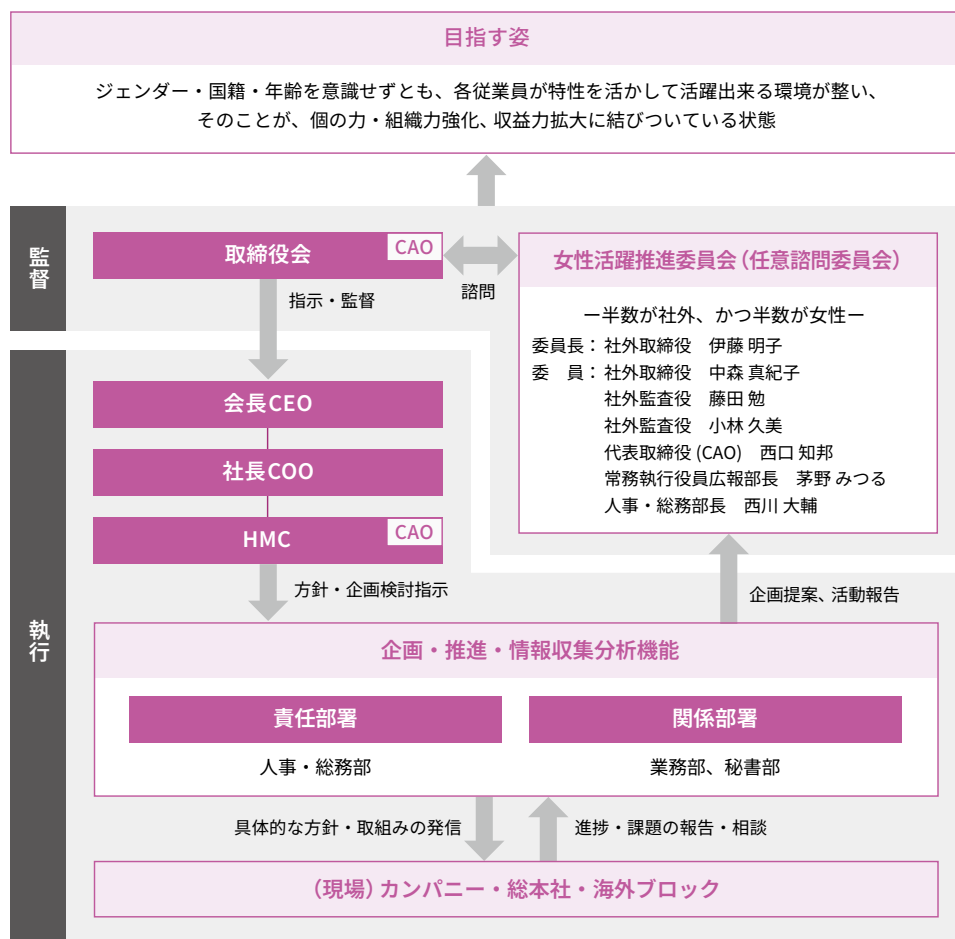
組織運営の要



労働慣行：ダイバーシティ

2023年12月、女性の執行役員登用を推進するため、女性活躍推進委員会の答申を受け、取締役会において2024年度より女性従業員を対象とした「執行役員選考ルール」を新設しました。2024年以降、合計12名を内部登用し、執行役員を含めた全役員に占める女性比率の割合は、2026年4月時点で29%となりました。2030年までに女性役員比率の割合を30%とする目標に向け、多様性に富み、強くレジリエントな企業風土を醸成します。

■ 女性活躍推進の体制図（2026年4月時点）



CAO = CAOがメンバー

女性活躍にむけて（当社代表取締役会長CEO 岡藤メッセージ）

伊藤忠商事では、女性従業員のみを対象とした執行役員選考ルールを新設し、2024年4月から女性執行役員を内部から登用することを決定しました。内部登用を選択した最大の理由は、女性の登用だけが目的とならないよう、会社全体で女性管理職、役員を「育成」する文化の醸成、さらなる意識改革が必要であったからです。多様性に富み、強くレジリエントな取締役会や企業風土は一朝一夕にできるものではなく、何年もかけ、つくりあげていくものです。

また、伊藤忠商事では「働き方改革」の次の打ち手を「フェムテック」としています。女性が働き続ける時に遭遇する様々な障壁を一つでも取り除くことで、一層女性が活躍できる会社を目指したいと思います。

そのような会社では、性別にかかわらず誰もが力を発揮してくれるはずです。

代表取締役会長 CEO

岡藤 弘

労働慣行：ダイバーシティ

職場の理解促進・風土醸成

2018年度より、多様性受容の理解促進施策の一つとして「ITOCHU Diversity Days」を開催し、全従業員を対象とした周知の頻度を増やしています。組織長研修等を通じて、多様性の重要性や支援制度の理解促進を行っています。

2025年度には、女性従業員向けのセミナーをカンパニー独自に開催し、当社女性執行役員・管理職の登壇を通じて将来のキャリアプランについて考える機会を設けました。更に、日本貿易会主催のダイバーシティ推進セミナーに当社女性執行役員が登壇、会員企業から200名以上が参加し、キャリアやマネジメントに対する考えを発信しました。

日本貿易会主催のダイバーシティ推進セミナー詳細は、こちら (<https://www.jftc.jp/ebook/geppo832/?pNo=28>) をご覧ください。

2024年度には、フェムテック活用（卵子凍結、更年期支援等）をテーマにしたセミナーを複数回実施し、100名以上の従業員が参加しました。また、フェムテックへの理解を促進するため、2024年8月から2026年3月にかけて、東京本社及びITOCHU SDGs STUDIO にフェムテック関連商品（生理用品、健康・フェムケア、妊活、更年期等）の自動販売機「ふえむてっくん®」を設置。2025年度には、女性のライフステージと健康課題について産業医が説明したオンライン動画を全従業員に公開、加えて漢方の活用により自律神経の不調や更年期症状を改善するセミナーを開催し、年代、性別に関わらず従業員が健康課題に対する理解を深める機会を提供しています。



フェムテック関連商品の自動販売機

LGBTQ 等性的マイノリティ対応

2018年度に社内会議室フロアに多目的トイレを設置し、従業員のみならず当社ビルを利用される全ての方にご利用いただいています。また、性的指向・性自認に関わる差別的な発言・無意識の性別役割分担を前提とした発言を許さない職場環境の整備を行うと共に、2020年度には従来の従業員相談窓口に加え、LGBTQ 等性的マイノリティに関する専用の外部相談窓口を設置しました。当事者からの相談に限らず、同僚や取引先との関わり方等に関しても匿名で専門家に相談できる体制を整えています。

2025年度「ITOCHU Diversity Days」では、多様な価値観が尊重され、全ての従業員が能力を最大限発揮できる職場環境を目指し、LGBTQ や育児と仕事の両立を当事者目線で理解を深めるワークショップを実施しました。ワークショップでは、従業員が ALLY を表明できるよう、オリジナル ALLY ステッカーを配布し、社内の支援体制強化にも取り組んでいます。ALLY 表明者との定期的なミーティングでは、アンコンシャスバイアス解消に向けたディスカッションや、有識者によるセミナーを開催しました。また、組織長研修では、約700名の組織長に対し、LGBTQ・フェムテックを題材とした検定を実施。アンコンシャスバイアスと人権をテーマに周知しました。



LGBT 等性的マイノリティ対応例①

**社内会議室フロアに
多目的トイレを設置**
(2018年度)



LGBT 等性的マイノリティ対応例②

**専用相談窓口の
設置** (2020年度)

労働慣行：ダイバーシティ

両立のための外部支援プログラム

従業員とその家族の多様な価値観を尊重し、全ての従業員が安心して能力を発揮できる環境づくりを行っています。

外部支援	分類	概要
健康・育児コンシェルジュ	健康、育児	国内外の従業員及びその家族が、心身の健康や育児等の悩みを、当社制度を理解した担当相談員（看護師及び保健師の資格も有する助産師）にオンラインで匿名相談可能。
病児保育・ベビーシッター	育児	病児保育・ベビーシッターサービスと契約。24時間365日予約可、当日の急な依頼も対応。出張時にも利用可。費用補助も別途実施。
保活コンシェルジュ	育児	保活に関する基礎的な知識や認可保育園の選考方法を説明。認可保育園の選考指数を試算、近隣の保育園のリストアップ等、ワンストップで情報を提供。
介護コンシェルジュ	介護	当社専門相談員による一時対応から課題解決までの一気通貫・相談窓口。当社制度の紹介、ケアマネジャーの紹介・手配、介護施設紹介・見学手配、介護保険申請調整・手配等、具体的に課題解決。
卵子凍結バンク	フェムテック	キャリアとライフプランの選択肢を増やすべく、卵子凍結の費用補助を2024年より開始。
LGBTQに関する相談窓口	LGBTQ	性的指向・性自認に関する悩みを匿名で外部の専門家に相談可能。当事者に限らず利用可能。
国境なき医療コンシェルジュ	生活習慣病	国内外問わず各従業員にそれぞれの生活習慣病の専門医との緊密な連携のもとで保健師・看護師が個別指導。

障がいのある人々と共に働く

障がいのある人々にやる気とやりがいのある職場を提供することを目的として、1987年に特例子会社「伊藤忠ユニダス株式会社」を横浜市に設立しました（神奈川県で初の特例子会社として厚生労働省から認定）。伊藤忠商事の障がい者雇用率は、2026年3月現在2.66%となっており、更なる法定雇用率アップを見据え、障がいのある人々の雇用と職域拡大を推進しています。

「伊藤忠ユニダス株式会社」での取り組み

伊藤忠ユニダス株式会社は、障がい者と健常者が共に支え合いながら一体となってクリーニング、印刷、書類電子化、写真サービス、メール集配、ランドリー・清掃等の事業を展開しています。2015年11月には、事業の拡大に加え、障がいのある従業員にとってより働きやすい職場環境を実現するため、ユニバーサルデザインで、豊富な機器を有する横浜市都筑区の新社屋へ移転しました。現在、横浜市都筑区の本社に加え、青山事業所、日吉事業所、及びクリーニングサービスの店舗「よつ葉クリーニング」（横浜市旭区）で事業を展開しています。更に、2024年9月より横浜市港北区によつ葉クリーニング2号店を出店し、2025年1月からは就労移行支援事業も東京都墨田区にて開始しました。今後も引続き、障がいのある人々の社会参画を積極的に促し、仕事を通して社会に価値を提供することで、働く喜びを実感できる職場環境を目指しています。



伊藤忠ユニダス株式会社本社社屋（横浜市都筑区）
<http://www.uneedus.co.jp/>



クリーニング部門の業務風景



プリントサービス部の業務風景

労働慣行：ダイバーシティ

シニアの活躍支援

伊藤忠商事は日本の少子高齢化の進展や、多様な人材の活躍支援という観点を踏まえ、60歳定年後「雇用延長制度」にて希望者全員を雇用し、中高年従業員が持つ、豊富な知識や経験を定年後も活かし、引き続き活躍できる環境を整備しています。また、58歳時には進路選択説明会等の研修を開催し、従業員の雇用延長後の働き方やマネープランについてサポートしています。更には48歳～55歳を対象としてキャリアデザイン研修を開催し、自身のキャリア・スキルの棚卸しを行い、経験・強み等の見える化を行った上で、今後必要とされるキャリア・スキルについて学び直し（リスキル）を検討する機会を提供しています。65歳以降活躍している事例もあり、中高年従業員がやる気とやりがいを持って働き続ける環境の実現を更に推進していきます。また、「OB・OG支援プラットフォーム」を構築し、プロボノ・社会貢献活動やボランティア活動の紹介、当社運営のKIDS PARK・職域学童の運営スタッフ、当社への海外現地従業員への日本語指導等、当社退職後のOB・OGに対しても活躍支援を実施しています。



当社OBによる海外ナショナルスタッフへのオンライン日本語レッスンの様子

パフォーマンスデータ

- 男女別採用人数とキャリア採用比率（P215）
- 従業員の状況（各年3月31日現在）（P214）
- 女性総合職・管理職・役員比率（各年3月31日現在）（P215）
- 男女間賃金格差（各年3月31日現在）（P215）
- 育児・介護関連制度取得状況（P216）
- 障がい者雇用率（各年3月1日現在）（P216）

社外からの評価

伊藤忠商事の「従業員が活躍できる環境づくり」の取組みは、外部より評価されています。2020年度には「女性が輝く先進企業表彰」において「内閣府特命担当大臣（男女共同参画）賞」を受賞しました。2024年度には経済産業省と東京証券取引所が共同で、「共働き・子育てを可能にする男女問わない両立支援」が特に優れた上場企業を選定する「Next なでしこ 共働き・子育て支援企業」に認定されました。また、2025年度には「採用から登用までの一貫したキャリア形成支援」、及び「共働き・子育てを可能にする性別を問わない両立支援」に関する取組みと成果が評価され、2021年度、2023年度に引き続き「なでしこ銘柄」に選定されました。更に、2025年1月、「東京都女性活躍推進大賞」事業者部門において、地域を巻き込んだ職域学童保育の取組みと朝型フレックスタイム制度が評価され、当社は「優秀賞」を受賞しました。詳細は、社会からの評価（ダイバーシティ関連）（P269～P270）をご覧ください。



なでしこ銘柄発表会



東京都女性活躍推進大賞 贈呈式

人材育成

方針

伊藤忠グループ企業理念「三方よし」実現に向け、当社の「経営方針」において、「企業ブランド価値の向上」を掲げています。その重要施策の一つを「人的資本の強化」とし、取組みを進めています。「人的資本の強化」により、労働生産性を引き上げ、持続的な企業ブランド価値の向上に努め、「マーケットインの発想」のもと、市場・社会・生活者の声に耳を傾け、以下の施策を重点的に実行していきます。

1. 就職人気の優位性を活かした優秀な人材の確保

伊藤忠商事は従業員数が同業他社と比べて少ない中、より高い成果を出すために、企業理念「三方よし」に共感する優秀な人材を確保していきます。

2. 役員登用制度による多様な経営人材の継続的輩出

多様化する生活消費関連の顧客ニーズに基づき、ビジネスを開拓・進化することを目的に、意思決定層を多様化させ、女性活躍を推進しています。また、川下起点の投資を加速し、ハンズオンで事業領域拡大や事業基盤の更なる強化・拡充をすべく、社内に「学び続ける文化」を醸成し、経営人材・グローバル人材等の育成に注力していきます。

3. 従業員の貢献意欲向上・更なる労働生産性の追求

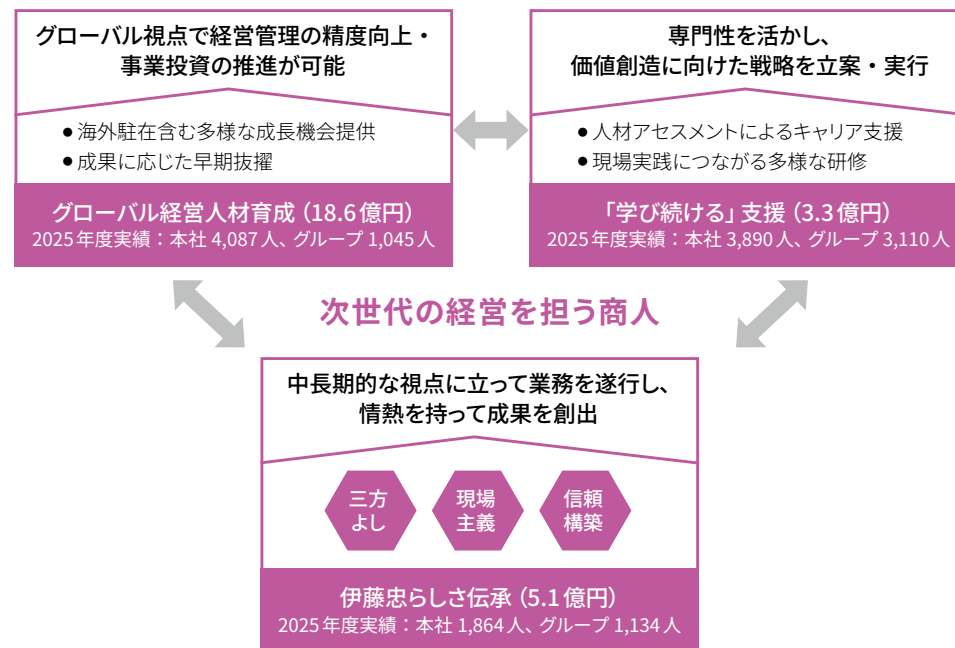
朝型勤務等の働き方改革の先進的な取組みの積み重ねや、成果に応じたメリハリのある評価・報酬、早期抜擢やチャレンジングな経験の機会を創出しています。全従業員が能力を最大限に発揮できる「厳しくとも働きがいのある会社」の実現を目指していきます。

【最高人事責任者】

代表取締役 上席執行役員 CAO 西口 知邦

なお、当社は1999年度より育成費用を持続的な企業価値向上のための「人的資本投資」と位置付け、それらを全社でレビューし、人材育成に繋げています。2025年度育成投資総額（E&D※費）は27.0億円、一人あたり人材育成投資額は66.4万円です。

※ E&D：Education & Development



今後も、社会環境の変化や顧客ニーズを捉えた「無数の使命」を果たす「商人」を育成し、当社グループの企業理念である「三方よし」を実現していきます。

人材育成

目標・アクションプラン

伊藤忠商事では、「人材育成方針」を踏まえ、以下目標を掲げ、取り組んでいます。

カンパニー	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標（単体）	進捗度合（レビュー）
総本社	8 働きがい と経済成長	労働慣行	従業員の持続的な能力開発	人事	企業理念を継承しながら、マーケットインの発想をもって、常にニーズに合わせて商いを変革できる人材の育成に向け、時代の変化及びビジネスニーズに応じたグローバルベースでの研修プログラムの開発や、主体的な学びの機会を創出し、優秀な人材を継続的に輩出します。	● 全ての階層での研修プログラムの継続的な開発と実施。 ● 海外実習生派遣・語学研修生派遣の継続・強化。 ● 定期的なローテーションによる多様なキャリアパス・職務経験の付与。 ● 人材アセスメント、キャリアビジョン支援研修、キャリアカウンセリング制度・体制等の充実による、従業員個人のキャリア意識の醸成。	● 年間研修関連経費10億円超。 ● 研修受講実績人数（延べ）50,000名以上。 ● 入社8年目までの総合職、海外派遣率80%以上。	● 人材育成投資総額：27億円（2025年度） ● 研修受講実績人数（延べ）：53,811名（2025年度） ● 入社8年目までの総合職、海外派遣比率：86%（2018年度入社までの派遣対象者：743名、うち海外派遣実績がある従業員：637名）

体制・システム

伊藤忠商事は、グローバルベースでの人材戦略を推進しています。具体的には、当社のリーダーが備えるべき行動要件を整備し、全世界で海外収益拡大を担う優秀な人材の採用・育成・活用・登用を行う「タレントマネジメントプロセス」の仕組みを構築しています。多様な価値観に応じたキャリア形成支援としては、場所を選ばず、マネジメントスキルから、DX、ファイナンス・マーケティング・語学等、様々な講座を受講できる選択型のオンライン研修プログラムを提供しており、毎年約 1,000 名の従業員が活用しています。キャリア形成という観点では、企業理念の理解を深め、本社業務を通じた知識・経験の修得、及び人的ネットワーク構築を目的に、これまで延べ 130 名程度の海外ブロック従業員が本社へ駐在していま

す。現在、海外ブロック従業員のマネジメント人員（管理職相当）は、約 780 名です。今後も、各ディビジョンカンパニーや海外ブロックとの連携を通じ、国籍を問わず優秀な人材を適材適所で積極的に育成・登用し、海外での更なる事業拡大に繋げていきます。

※ 全世界・全階層の職務を対象に、職務・職責に基づくグローバル等級制度（ITOCHU Global Classification:IGC）を整備。国籍に捉われない人材の配置、登用、育成をグローバルベースで推進するために活用。
※ グローバルベースでリーダーが備えるべき行動要件を設定し、採用基準や評価基準に活用。
※ 関連データ：地域別海外ブロック従業員数（P214）

人材育成

研修体系

伊藤忠商事の研修体系は、組織長就任時や海外赴任時等の必須研修に加え、将来の経営人材に向けた選抜研修、上司との面談等を踏まえたキャリア形成のための選択研修から主に構成されています。本社従業員のみならず、一部海外ブロック従業員やグループ従業員も含め、あらゆる階層の従業員に幅広く育成の機会を

提供しています。
海外ブロックでは、ビジネスや市場の特性に基づく必要なスキル・専門性を身に付けるためのブロック独自研修体系を整備し、本社の研修体系と併せてグローバルに活躍するマネジメント人材の育成を進めています。

階層	本社会員				グループ会社社員	海外現地社員
	必須	選抜		任意		
役員	役員研修				役員研修	
部長	階層別研修 新任部長研修	伊藤忠経営管理プログラム	シニアエグゼクティブプログラム	組織力向上プログラム 評定者コーチング	管理職研修 マネジメント基本	Leadership in Action
課長	新任課長研修 新任課長代行研修	事業会社経営者・管理者研修	プレマネージャープログラム マーケットイン研修 リーダーシップ 海外組織長コーチング	キャリアマネジメント研修 1on1研修 課長代行コーチング	人・組織活性化 評価者 ライフプラン シナリオプランニング 協働コミュニケーション 問題解決研修	GLP
中堅	GRADE3昇格者研修	事業管理研修（応用）	伊藤忠 MBA ・統合思考（CLDP） ・越境	伊藤忠 MBA ・グロービスマネジメントスクール	経営感覚トレーニング セルフブランディング研修 事務職・専門職研修 指導社員研修 若手ステップアップ研修 2年目研修	GNP Advanced NS UTR GNP
若手	GRADE2昇格者研修	事業管理研修（基礎）	特殊外国語英語派遣			
新入社員	基礎コース 新入社員研修				ビジネスプロフェッショナルコース 新入社員研修	
BX職	BAND S昇格者研修 GRADE B昇格者研修	BX海外派遣		BAND Sフォローアップ研修 専門分野に紐づくカンパニー・職能部独自研修		
内定者	内定者研修				内定者研修	

人材育成

研修実績

- 関連データ：従業員の能力開発研修にあてられた時間／費用（P217）
- 関連データ：主な研修参加人数（P217）

育成上の強化ポイント

「グループ経営」の観点からは、2013年度にグループ会社の経営管理を担う人材の育成スキームを構築しました。具体的には、若手従業員への事業管理に関する基礎知識やリスクマネジメント手法の習得強化のため、演習を通じて経理業務を短期間で効率的に学ぶ「事業管理研修」を2014年度から開始しています。また、国内グループ会社の従業員がスキルアップとグループ内のネットワーク拡大を図っていくよう、グループ会社従業員向けの合同新入社員研修、指導社員研修等を実施しています。次に、「海外」の観点からは、グローバルマネジメント人材の育成に向け、「グローバルディベロップメントプログラム」「短期ビジネススクール派遣」といった研修を実施しています。

また、直近では経営方針に基づく商いの進化を推進する「収益性重視のDX」を実践する人材育成のために、最先端のビジネスモデルの事例学習や生成AIに関連した資格取得の支援に加え、IT専門知識習得に向けた研修・講演会等の機会を全従業員に提供しています。

- 関連データ：海外ブロック従業員のマネジメント人材数（2026年3月31日現在）（P217）



2025年秋に開催したグローバルディベロップメントプログラムに参加した世界約20か国のスタッフ

伊藤忠朝活セミナー

2016年9月より、朝型勤務推進の一策として、早朝時間を活用し、従業員の知見を深め、能力開発や活力増強に繋げる取組み「伊藤忠朝活セミナー」を開催しています。テーマはビジネスの進化、健康、DXを中心とし、2025年度は計5回開催、延べ1,603名が参加しました。受講者からは「始業前に刺激的な話を聞くことができ、とてもポジティブな気持ちになった。」という声が上がっており、今後も定期的に開催していく予定です。



高岡氏講演の様子



岡田氏セミナー会場

■ 朝活セミナー2025年度開催例

実施日	テーマ名	講演者
2025年9月	「稼ぐ力をつけるマーケティング経営」	ケイ アンド カンパニー株式会社 代表取締役社長 元ネスレ日本株式会社CEO 高岡 浩三 氏
2025年9月	あらゆる業務で必要不可欠に！これからのAIリテラシー ～生成AIとの対話術をデモで体感～	株式会社BlendDigi CEO 福田 航己 氏
2025年12月	「組織パフォーマンス向上のためのマネジメント極意」	株式会社今治・夢スポーツ 代表取締役会長 元サッカー日本代表監督 岡田 武史 氏
2025年12月	顧客課題を収益に変える、新規事業創出とビジネスモデル戦略	株式会社INDUSTRIAL-X 代表取締役CEO 八子 知礼 氏
2026年3月	元任天堂「Wiiのエバンジェリスト」が語る、人を動かす仕掛け～コンセプト×体験設計で「使われる・選ばれる」仕組みをつくる～	わかる事務所 代表 玉樹 真一郎 氏

人材育成

人事評価制度

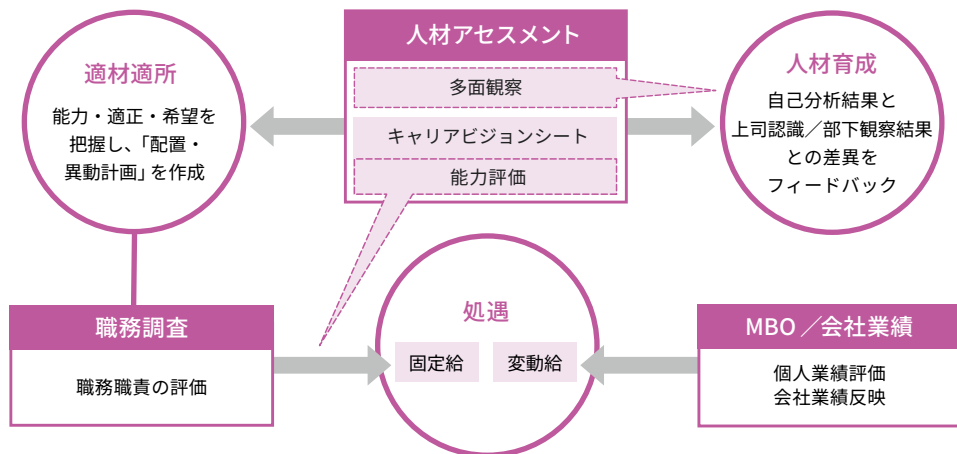
人事評価制度を、従業員がやる気とやりがいを持ち最大限の能力を発揮できるよう、従業員を支える人事制度の根幹を担う制度と位置付けており、「厳しくとも働きがいのある会社」を目指し、成果に応じたメリハリのある評価・報酬制度を導入しています。人事評価制度は伊藤忠商事全従業員を対象としており、評価制度の一つである目標管理制度（MBO）には、経営計画に合わせて従業員一人ひとりに目標を分担し、実行を確認していく経営戦略の担い手という役割があります。給与制度は、「成果に応じた評価・報酬」を基本理念としており、職務・職責、能力・経験、成果に応じて、年収を決定します。変動給（賞与）は、MBO に基づく個人業績評価のみならず、会社業績を反映して決定されていることに加え、会社業績に応じて当社株式を付与する株式報奨制度を導入しており、評価・報酬制度を通じて従業員の経営参画意識の向上に繋がっています。

また、従業員一人ひとりの能力・専門性・過去のキャリア・志向・適性を総合的に捉え、配置・異動計画に活用する人材アセスメント制度、定量・定性面で顕著な貢献を果たした従業員や企業行動指針に基づき成果を上げたチーム等を表彰する社員表彰制度も設けています。

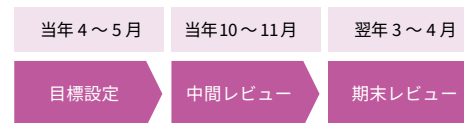
これらの人事評価制度が機能するためには、上司による公平・公正な評価と部下との面談によるフィードバックが非常に重要と考え、多面観察※や評定者研修、1on1面談等を通じて、従業員の育成や成長を促すよう上司に啓発しています。

※ 多面観察：組織長が普段気づきにくい日常の人事管理・マネジメント行動を、組織長自身及び部下による観察結果のフィードバックを通じて振り返り、必要に応じて行動改善・能力向上を図ることを目的とした制度。国内本社・支社で毎年実施

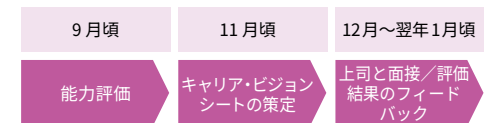
■ 人事評価制度の全体図



■ 目標管理制度（MBO）の流れ



■ 人材アセスメント制度の流れ



キャリア形成支援

原籍制度

当社では従業員の入社から退職まで、各営業部門・総本社職能部が責任を持って育成・配置することを目的として、「原籍人員管理制度」を導入しています。原籍組織は入社時に決定し、その後ローテーションにより所属部署が変わったとしても、原籍組織は原則変わりません。グローバルベースで多種多様な事業を展開する当社において、その時々所属組織に依らず、原籍組織が一貫して従業員の育成責任を担うことで育成・配置を実現しています。

個人別キャリア形成支援

将来の経営を支える次世代の活躍支援を目的として、「基礎教育は2年まで」「原則8年以内での海外派遣」を前提とする若手総合職のローテーションガイドラインを定め、組織ごとに育成・異動の方針を決定しています。

また、各組織の育成方針を組織長から若手従業員に説明し、意見交換を行うことで所属組織でのキャリアパスや目指すべき姿について認識をすり合わせる「キャリアミーティング」を毎年開催しています。加えて、若手総合職を対象に、入社後8年間の育成方針・配置計画（個人別キャリアプランイメージ）を策定し、その内容について組織長と面談を行うことで、将来を見据えながら目の前の業務に取組むことができる環境を整備しています。

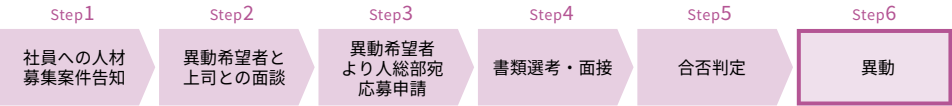
更に、教育期間終了時の節目に自身のキャリアを振り返り、今後のキャリアに関する希望等を原籍組織の責任者へ直接伝えることができる「キャリア棚卸面談」を実施しています。これらの施策を通じて若手従業員の主体的キャリア形成を支援しています。

人材育成

チャレンジキャリア制度

総合職・ビジネスエキスパート（BX）職を対象とした主体的なキャリア形成を支援する施策として、「チャレンジキャリア制度」を導入しています。従業員は予め社内イントラネットで告知される人材募集案件リストを見て異動希望を上司に申告し、上司の了解を得て異動先部署との面接等を通じ、成立すればディビジョンカンパニー／総本社職能部の垣根を越えた異動が実現できます。本制度は、キャリア選択の機会を提供することによる従業員の「モチベーション喚起」と「主体的なキャリア形成支援」を通じた「組織力強化」を目指すものであり、毎年20名程度の異動が実現しています。2025年度には海外拠点の事務所長を担う人材の募集も行い、ますます幅広いキャリアパスを描くことができる制度へと進化しています。引続き、多様なキャリアを実現できる仕組みを通じた人材育成を進めていきます。

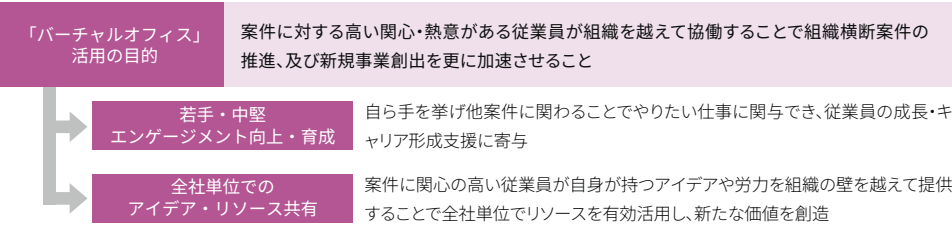
■ チャレンジキャリア制度スケジュール



バーチャルオフィス

組織を越えたアイデアやリソースの共有を通じた事業推進、及び従業員の成長・キャリア形成支援を目的として「バーチャルオフィス」を2023年度より導入しました。全社から組織横断的な案件を募集、従業員は自らが高い関心・熱意を持つ案件に、本業以外の細切れ時間を利用して携わることができる仕組みです。

2025年度は計11案件に対し、全社から勤務地・年代・職掌等が異なる約50名の従業員が集まり案件を推進しました。また、案件推進を加速させるべく、参加者を対象とした新規事業開発研修やナレッジシェア会の実施、活動費用の一部補助、顕著な功績を挙げた案件を対象とした表彰式等を開催しました。今後も熱意ある従業員がやりたい仕事に関与でき、組織を越えて協働することで、新規事業創出を支援していきます。



キャリアカウンセリング

キャリアカウンセリング室では、全従業員の多様なキャリアに関する相談・支援を幅広く行っています。入社後の節目ごとに行われる研修に合わせてキャリアカウンセリングの機会を設けるセルフ・キャリアドック型の仕組みを整えています。同室のカウンセラーは、全員がキャリアコンサルタントの国家資格を有しており、従業員一人ひとりの状況に合わせて、将来のキャリアに限らず、育児や介護との両立、職場でのコミュニケーション等についても、相談者の主体的な取組みを支援しています。また、キャリア入社者の円滑な適応の支援や中高年従業員の活躍支援も行っています。年間来室相談数は800件を超え、守秘義務を徹底したカウンセリング室で安心して話し合うことで、主体的なキャリア形成に関する気付きが得られることを目指しています。

ITOCHU Internship

伊藤忠商事は、学生の皆様に「総合商社」で働くというキャリアを考えていただくため、トレード・事業投資両面におけるケーススタディや、新規事業立案を行うインターンシップを実施しています。当社の若手・中堅社員をメンターとして配属し、きめ細やかな助言・相談を行う等、相互理解に努めています。過去のビジネス事例に基づく様々なチャレンジングな課題に取り組んでいただけるインターンシップを実施しています。

詳細は、ITOCHU RECRUITING (<https://career.itochu.co.jp/student/>) をご覧ください。

労働安全衛生・健康経営

方針・基本的な考え方

従業員の労働安全衛生・健康経営

伊藤忠グループは、「健康力向上」こそが、企業行動指針である「ひとりの商人、無数の使命」を果たす人材力強化の礎であるという考えに基づき、「伊藤忠健康憲章」の制定、がんと仕事の両立支援等をはじめとした健康・安全に対する万全な体制を構築しています。また、労働安全衛生に関する情報提供等、伊藤忠商事産業医によるグループ会社支援を行っています。今後も、従業員一人ひとりの健康を第一に、従業員が安心して働くことができる職場環境の実現をグループ全体で目指していきます。

伊藤忠健康憲章（2016年6月制定）

1. 健康への責任

伊藤忠商事は、社員一人ひとりが自らの「健康力」に責任を持ち、その維持・増進を図るための取組みを積極的に支援します。

2. 健康による社会貢献

伊藤忠商事は、社員の健康を、本人やその家族、お客様や社会全体の幸福の礎と考え、健全で永続的な会社の発展を実現します。

3. 未来への継承

伊藤忠商事は、心身共に満たされた健康な社員が卓越した「個の力」を発揮する企業として、その「無数の使命」を未来に亘って果たして行きます。

今後も、「働き方改革」「健康経営」のリーディングカンパニーとして、様々な取組みを先駆的に推進し、従業員にとって「働きがい」のある会社に向けた環境を整備していきます。

サプライチェーンの労働安全衛生

伊藤忠商事は、サプライチェーンや事業投資先の労働安全衛生に対する配慮が重要と考え、2013年度に「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を定め、サプライヤーに対して当社の考え方を伝え、理解と実践を期待し、働きかけています。同行動指針には「従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理」、「従業員に対して安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供」が含まれています。2013年度に、継続的取引のある約4,000社のサプライヤーに対して通知し、2015年1月からは新規サプライヤーと取引を行う場合は必ず事前に通知することを定め、当社のサステナビリティに関する方針についてコミュニケーションを深めています。

事業投融資案件の労働安全衛生リスク評価

伊藤忠商事は、投融資案件の審査に際し、経済的側面だけでなく、ESG（環境、社会、ガバナンス）の観点等重要視し、新規投資案件においては、「投資等に関わる ESG チェックリスト」を用いて、労働慣行（労働条件、労働安全衛生、ステークホルダーとの対話）等を総合的に審議・検討しています。また、新規案件のみならず、既存事業投資先の事業経営をモニタリングし、改善に資するように努めています。

詳細は、新規事業投資案件の ESG リスク評価（P197）をご覧ください。

グローバルな健康課題への対策

伊藤忠商事は、海外拠点を多く有する企業として、世界三大感染症（結核、マラリア、HIV／AIDS）等のグローバルな健康課題へ対応することの重要性を認識し、積極的に対応しています。従業員に対しては、海外赴任する従業員とその家族に、感染症に対する情報の啓発、予防接種、及び現地での医療支援を行っています。

また、コミュニティ貢献にも取組み、世界三大感染症の対策基金を支援するグローバルファンド日本委員会 (<https://fgfj-en.jcie.or.jp/>)（運営：日本国際交流センター）へ2017年より参加しています。また、グループ会社 Dole Philippines 社でも、地域住民のための世界三大感染症対策を実施しており、今後もこの世界課題の克服に尽力していきます。

労働安全衛生・健康経営

目標・アクションプラン

伊藤忠商事では、労働安全衛生・健康経営の方針を踏まえ、2025 年度も従業員と契約社員※の労災ゼロ、死亡災害ゼロを目指して、以下目標を掲げ、取組んでいます。

※ 伊藤忠商事が管理している事業所で働く契約社員

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合 (レビュー)
総本社								
働きがいのある職場環境の整備	8 働きがいと経済成長	労働慣行	従業員の健康力強化※	人事	従業員一人ひとりの健康力を向上させ、個の力をより一層発揮できる環境を整備していきます。がん・長期疾病を抱える従業員に対する両立支援体制の構築を通じ、支え合う風土を醸成します。	- 充実した社内診療所及び従業員一人ごとの専属医療支援体制の整備。 - 生活習慣（飲酒・睡眠・喫煙等）の改善支援。 - 国内定期健康診断の受診状況フォロー。 - 国立がん研究センターと提携したがんとの両立支援策の推進。 - 欠勤・休職中の生活保障、子女育英金支給。 - がん、指定難病に対する特別休暇付与。 - 海外での緊急医療体制の整備。 - ストレスチェックの実施。 - 臨床心理士等によるカウンセリングの実施。	- がん特別健診受診率、健康診断受診率の向上。 - プレゼンティーズム、アブセンティーズムの改善。 - 欠勤・休職者数の減少、離職率低下。 - 特定保健指導該当者、海外渡航制限者数の低減。 - がん治療と両立支援プラン利用率の向上。 - 睡眠休養感の向上。	- 国内定期健康診断受診率 99.4%（2026年3月25日時点） - がん特別健診受診率 99.5%（2025年度） - 精密検査受診率 100.0%（2025年度） - プレゼンティーズム損失割合 32.0%（2024年度） - アブセンティーズム平均日数 2.1日（2025年度） - メンタルヘルス休職者数 4名（2025年度） - 特定保健指導受診率 77.9%（2024年度） - がん治療と両立支援プラン利用率 94.1%（2025年度） - 睡眠により十分な休養が取れている人の割合 65.4%（2025年度）
金属カンパニー								
- 人権の尊重・配慮 - 安定的な調達・供給	8 働きがいと経済成長 15 持続可能な消費と生産	- 鉱山 - 電力・鉱山・油ガス田	労働安全・衛生・環境リスクに配慮した、また地域社会へ貢献する持続可能な鉱山開発	鉱山事業	- 環境・衛生・労働安全（EHS）や地域住民との共生に十分配慮し、持続可能な鉱山事業を推進します。 - 地域社会への医療、教育等に貢献します。	- EHS ガイドラインの運用並びに社員教育を徹底。 - 地域社会への医療・教育寄付、地域インフラ整備等の貢献。	- 毎年 EHS 社内講習会を開催し EHS ガイドラインを周知徹底。 - EHS 講習会受講率100%。 - 操業中・継続保有方針の既存鉱山事業及び新規鉱山事業に対する EHS チェック実行率100%。 - 地域社会への医療・教育寄付、地域インフラ整備の実施。 - 操業中・継続保有方針の全プロジェクトでの CSR 活動の実施（100%）。	- 主管者や事業投資に従事する課に属する従業員を中心に、EHS ガイドラインに関する社内講習会を実施。対象者の受講率は100%。 - 鉱山事業では、既存9案件、その他資源関連事業1案件に対して、チェックシートを用いた確認作業を実施。 - 出資する各プロジェクトにおいて、地域社会への貢献活動を実施。

※ 従業員の健康力向上の詳細は、「健康経営に向けた取組み」（P167）をご覧ください。

体制・システム

伊藤忠商事にとって、従業員は財産であり、従業員がその能力を最大限に発揮するためにも従業員の職場での安全・健康を確保することは、会社の重要な責任の一つです。日本及び世界の様々な地域で活躍する従業員とその家族が安全かつ健康で、従業員が安心して働けるよう事件・事故・災害等の緊急事態のみならず、健康管理に対する万全な体制を社長 COO のもと、構築しています。

また、伊藤忠商事では、企業理念である「三方よし」の実現に向け、従業員の約 80%（「労働組合」（P149）

参照）が所属している伊藤忠商事労働組合と労働安全衛生の取組み内容と実施状況についても協議しています。労働組合は従業員からの職場の安全衛生に関する意見・指摘も把握しており、それらの内容も含めて、労使間で活発な議論を重ねることによって、お互いに現状の課題を認識・共有し、改善策を検討・実施していくことができる健全な関係を構築しています。

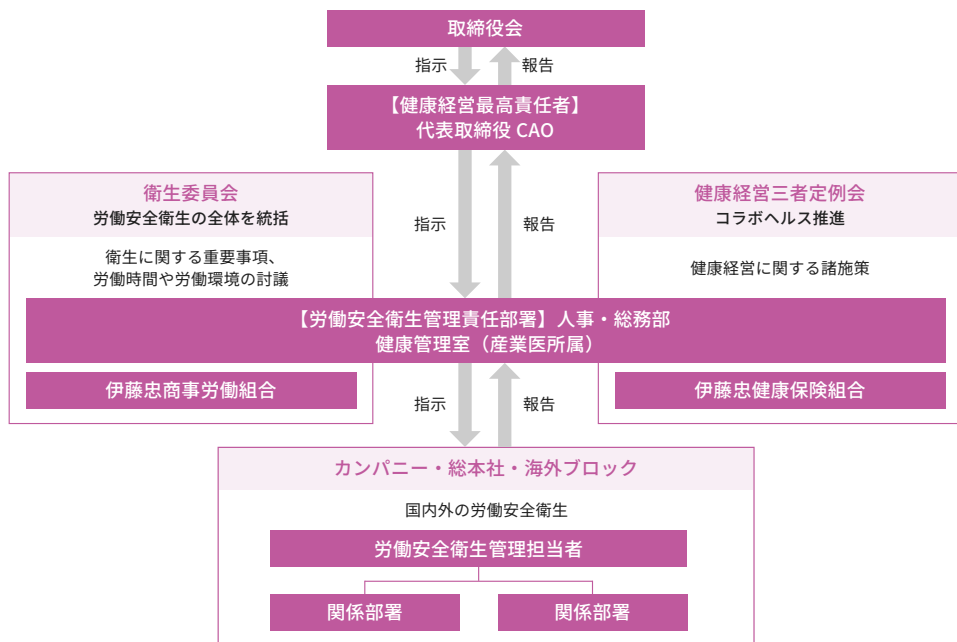
健康・安全基準に関する研修を受講した従業員数は P218をご覧ください。

労働安全衛生・健康経営

労働安全衛生・健康管理に関する体制図

伊藤忠グループの労働安全衛生マネジメントは、代表取締役 CAO を健康経営最高責任者とし、労働安全衛生の管理の主体である各営業カンパニー・総本社・海外ブロックを人事・総務部が統括する体制で推進しています。

国内の当社グループ各社では、労働安全衛生法に基づき衛生委員会等を設置の上、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する計画策定や評価、改善の審議をしています。特に工場等を有する子会社では、ISO45001 認証を取得し、職場の労働安全衛生の維持に努めています。



国内外の労働安全衛生は、健康経営最高責任者である代表取締役 CAO のもと、カンパニー／総本社／海外ブロックごとに労働安全衛生管理担当者を配置し、死亡事故や労働争議等があった場合、カンパニー／総本社の労働安全衛生管理担当者経由で人事・総務部まで情報が伝達される体制となっています。報告に対して、危険性を特定し、事故に関連する調査を実施し、必要な場合は是正措置を決定して実行しています。

感染症の状況・予防対策等衛生に関する重要事項、労働時間や労働環境のリスクに関しては、産業医を交え人事・総務部で打ち合わせを行い、月 1 回行われる衛生委員会にて従業員の代表とし

ての労働組合も参加のもと、労使間で情報共有し、毎月議事録をイントラネットに掲載し従業員へ発信しています。また、健康経営に関する諸施策については、月 1 回行われる健康経営三者定例会にて議論し、労働安全衛生に関する情報共有をしています。これらの体制で情報共有された重要事案については CAO（健康経営最高責任者）経由で、取締役会等へ報告しています。

また、伊藤忠健康憲章、健康経営・労働安全衛生に関する内容を取締役会に定期的に報告しています。取締役会からの健康経営・労働安全衛生の報告に対する指示事項、衛生委員会において特定された運営上の課題に基づいて、労働安全衛生に関わる取組みを改善し、必要に応じて労働安全方針を策定・報告・取締役会によりレビューする体制を構築しています。

労働基準に関するイニシアティブへの関与

当社は、一般社団法人三田労働基準協会に加入し、三田労働基準署と連携し助言を仰ぎながら、労働関係法の遵守、及び健康・安全で安心して働ける快適な職場づくりの推進に努めています。

国際的なガイドライン／認証を活用した労働安全衛生の運用

EHS ガイドラインを活用した運用

金属カンパニーでは、資源の安定供給に繋がる持続可能な鉱山開発に取り組むため、金属・石炭・ウラン等の鉱山事業を対象とし、EHS（環境・衛生・労働安全）ガイドラインを定め、運用しています。

受講率 **100%**

探査・開発・生産といった事業活動に起因する環境汚染、事業に携わる者の健康障害、また事故等による環境・衛生・労働安全面のリスクを回避・低減するために、関連する課題及び望ましい管理方法を要約したガイドラインと、具体的なチェックリストを日本語・英語で作成しています。

新規投資の検討を行う場合のみならず、既に参画しているプロジェクトについても、パートナーと共に都度状況の確認を行い、より環境や安全に配慮した資源開発について協議・改善する機会を作っています。2025 年度は既存 9 プロジェクト、その他資源関連事業 1 案件に対して確認作業を実施し、継続してフォローすべき項目を設定しました。

国際金融公社 (IFC) 等のグローバルな基準に照らし合わせてガイドラインを作成し、チェックリストで標準化したプロセスを確立すると共に、プロジェクトごとのリスクに合わせた弾力的な運用を行えるよう、都度、見直しを行っています。

また、まずは組織員が EHS 遵守の意識を持つことが重要なため、毎年、具体的な事例を用いた啓発活動を実施し、周知徹底を図っています。2024 年度は主管者や事業投資に従事する組織員に対して社内講習を実施し、対象者の受講率は 100% でした。

労働安全衛生・健康経営

ISO45001認証を取得しているグループ会社

グループ企業においても、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格である ISO45001 に沿った管理体制を構築・運用することで、労働安全衛生を維持しています。2026 年 3 月 31 日現在、当社国内・海外子会社のうち、2.5% にあたる 15 社が ISO45001 の認証を取得しています。

健康管理室

東京本社内にある健康管理室には、約 20 名の専門医（医師・歯科医）と 8 名の看護師・保健師、4 名の歯科衛生士、1 名の放射線技師、2 名の臨床検査技師、3 名の薬剤師、1 名の臨床心理士が所属しています。保健師・看護師が中心となり専門医と緊密な連携のもとで、国内外問わず従業員それぞれの健康状態に合わせて健康指導をしています。これを「国境なき医療コンシェルジュ」と命名し、30 年以上にわたり実施しており、従業員一人ひとりの健康管理を通じて伊藤忠商事の健康経営を支えています。具体的には、専門疾病管理に加えて、一般診療（内科、整形外科、精神科、歯科）、健康診断、各種予防接種、更には医療相談、情報提供等を行っています。

メンタルヘルス

メンタルヘルスについては、社内健康管理室内にストレスマネジメントルームを設置し、臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。また産業医への相談や社内で精神科医の受診も可能です。健康保険組合では健康相談 WEB サイト「健康・こころのオンライン」を設置しており、WEB や電話での相談ができる体制となっています。また、2015 年より年に 1 回、ストレスチェックを実施しており、受検率 99.0%（2025 年度）に達しています。

海外駐在員・出張者の安全対策

グローバルにビジネスを展開する伊藤忠商事では、海外駐在員は約 800 人、年間海外出張者は延べ 5,700 人に及ぶため、不慣れな環境下でも安心して能力を発揮できる環境整備に向けて、海外勤務者の健康管理にも取り組んでいます。海外安全対策については、現地と日本側の密な連携が重要であるため、本社に海外安全専任者を置き、世界の主要な拠点に配置された人事総務担当と、政治や経済、治安等に関する情報を常時交換し、社内やグループ会社へ対策を発信しています。また、セキュリティ専門会社との契約を通じて、情報を集めにくい地域についてもカバーできる体制を構築しています。教育面では、治安の悪い国・地域への駐在赴任予定者や、そういった国・地域へ頻繁に出張が想定される従業員を主な対象とする海外危機対応実地訓練を社内にて実施、加えて、海外安全管理者を主な対象とする海外安全に関する勉強会等を開催しています。

海外の医療・感染症対策

海外赴任前の従業員・家族を対象とし、国が推奨する地域ごとの予防接種を会社負担で推奨しています。予防接種は社内の健康管理室、または、近隣の渡航専用クリニックにて受診しています。海外赴任前の従業員・家族には、現地の安全や医療への対応等の講習を徹底しています。世界的な健康問題である結核、マラリア等を含む各種感染症の予防に関する情報を赴任前に啓発する等、注意喚起を行っています。赴任後も、地域によっては家族を含めた安全セミナー等を開催しています。専門医療サービス会社（インターナショナル SOS 社（<https://www.internationalsos.co.jp/>）、ウェルビー社（<https://wellbemedic.com/>）、日本エマージェンシーアシスタンス社（<https://emergency.co.jp/>）等）と提携し、海外赴任先における緊急時の治療や国外搬送も含め、予防と事後対策のため、医療の支援体制を整えています。

各種症状に応じた職場接種体制の構築

- 具体的な感染症対策の一つとして、現地（駐在地）に合わせたワクチン接種対応等を検討する体制を整えています。

労働安全衛生・健康経営

海外における日常の健康管理体制

- **国境なき医療コンシェルジュ**：海外駐在員とその家族に対して、メール・電話で、専門医のバックアップを受けた保健師と健康問題に関して相談できる窓口を設けています。
- **地域の医療機関の紹介**：世界の事業地域で先進国レベルの地域医療機関を紹介するシステムを整備しています。
- **定期健康診断**：赴任前健康診断（人間ドック）に加えて、海外駐在員とその家族に対して、一時帰国時、または現地・近隣先進国で年1回の定期健康診断を実施しています。
- **セコムふるさとケアサービス**：海外駐在者が日本に残した高齢家族を対象に、24時間 365日対応可能なセコム医療システムのナースセンターによる電話健康相談サービスを提供しています。
- **エモーショナルサポート**：駐在地での心の健康サポートを目的に導入しています。

有事の健康管理体制

- **インターナショナル SOS・日本エマージェンシーアシスタンス**：テロ・騒乱等の有事に備え、多言語対応の現地情勢問い合わせシステムを整備しています。また、従業員及びその家族が負傷するという万が一の事態に備え、緊急時移送サービス（航空機、同乗医師・看護師、移送先病院等の手配）も導入しています。

地域住民に対する健康問題・感染症対策

フィリピンにある伊藤忠商事のグループ会社 Dole Philippines 社では、Dolefil[※]の CSR 部門からスピンアウトした NGO である Mahintana Foundation, Inc. (MFI) や、地域政府等との連携により、産業や雇用の創出、環境保護・森林再生、教育、生活支援、従業員福祉、健康・安全等多岐にわたる取組みを 40 年以上にわたり、現在まで行っています。健康問題と感染症の予防対策に関しては、世界三大感染症（結核、マラリア、HIV ／ AIDS）の対策を含め、従業員及び地域住民向けに以下のプログラムを実施しています。

※ Dole Philippines 社のバイナッブル部門

対応する社会課題	プログラム内容
感染症対策	予防接種、デング熱予防の講義、駆虫、ビタミンA補給
健康問題	ビタミンA補給、妊娠中のケア、歯科サービス、思春期の健康に関する講義

感染症の予防対策によって、マラリアの発生抑制に貢献しています。

パフォーマンスデータ

国内安全対策については、地震等の大規模災害への対策として、業務継続計画の作成、飲料水・食料・トイレ等の備蓄品の整備や防災訓練、安否確認サービス応答訓練等の対策を講じています。従業員へは、家族との連絡手段の確保や歩きやすい靴の準備、徒歩での帰宅ルートの確認等、日頃から大規模災害への備えを呼びかけています。

- 労働安全衛生に関するデータ（P218）
 - 業界平均との比較（事業規模 100 名以上の卸売業・小売業対象）（P218）
- 健康・安全基準に関する研修・訓練の参加者数（P218）
- 2025 年度 健康・安全基準をテーマとして含む主要な一般研修と受講従業員数（P218）

健康経営に向けた取組み

従業員一人ひとりが自らの「健康力」に責任を持ち、会社がその取組みを積極的に支援すること、また、従業員の健康を本人・家族・お客様や社会全体の幸福の礎と位置付け、2016 年度に「伊藤忠健康憲章」を制定しました。当社は、東京本社内に健康管理室を構えており、産業医、保健師等による国境を越えた個別支援（国境なき医療コンシェルジュ）をきめ細かく行っています。2021 年 8 月には「健康経営戦略マップ」を作成し、諸施策の位置付けや効果等を可視化しました。これら地道な取組みが評価され、2018 年 2 月厚生労働省「がん対策推進企業アクション推進パートナー表彰」厚生労働大臣賞受賞、経済産業省「健康経営銘柄 2025」、申請初年度である 2016 年度以来、毎年認定されている健康経営優良法人ホホワイト 500 等、高い評価を受けています。なお、労働安全衛生法や健康増進法等の関連法令は全ての取組みの大前提です。定期健康診断やストレスチェックの実施から個人情報保護に至るまで、法令を遵守しています。

労働安全衛生・健康経営

健康経営戦略マップ

伊藤忠商事は、かけがえのない経営資源である従業員が、人種、性、宗教、国籍、年齢等の多様性をもっていることを認識し、ひとりの商人が担う無数の使命と、永続的な企業価値向上を実現すべく、以下の取組みを中心に健康経営を推進します。

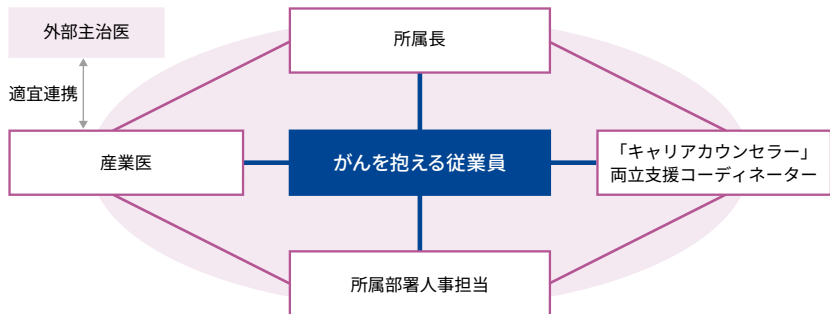


労働安全衛生・健康経営

がんと仕事の両立支援

2017年度には、「がんになっても、自分の居場所はここだ」と実感し、安心して働き続けることのできる職場を実現するため、「がんと仕事の両立支援」として「予防」「治療」「共生」の3つの観点からなる取り組みを行っています。更には国立がん研究センター等との提携によるがん検診の実施の他、万が一の場合に残された家族（子ども）への育英資金支給・当社グループにおける就労支援により、従業員の安心感向上に繋げています。

■ 伊藤忠商事におけるがんと仕事の両立支援体制



■ がんと仕事の両立支援策の全体像

予防	治療
・国立がん研究センター等との提携（健診による早期発見、研究への貢献） ・生活習慣病未然防止への意識醸成 ・禁煙治療費補助 ・定期健診での各種がんの検診	・国立がん研究センター等との提携（専門医との即時連携・最先端治療） ・がん先進医療費（健保対象外）会社負担 ・健康管理室に専門医を配置
共生	
・がんと仕事の両立支援体制構築 ・コーディネーター（相談窓口）の設置 ・ガイドブック作成、組織長への啓蒙 ・がんと仕事の両立度合を評価指標に反映 ・将来の不安軽減 ・大学院卒業までの子女育英資金 ・伊藤忠グループでの配偶者就労支援	
・柔軟な勤務・休暇制度の整備 ・短時間勤務、勤務日選択、在宅勤務 ・特別休暇 3年間 18日付与 ・休職期間中の傷病手当金支給	

睡眠の質向上を目指した取り組み

朝型勤務と親和性があり、睡眠の質・量が労働生産性の向上に寄与すると考え、当社は2022年4月より、睡眠マネジメントに関するコンソーシアム「Sleep Innovation Platform®」に参画し、「健康経営サポートを目的としたサービス開発」をテーマにしたワーキングチームの一社として活動しています。2023年度より、西川株式会社が開発した「nishikawaの睡眠改善プログラム」を国内従業員向けに実施し、睡眠実態調査で明らかになった各従業員の睡眠課題に対し、コンサルティングや睡眠改善サプリメント、アプリを提供しています。2024年度からはストレスチェックの活用により全従業員に対して睡眠の休養感を確認し、睡眠専門医と連携の上、医療用の睡眠時無呼吸症候群検査を会社負担で組み入れ、国内・海外問わず希望する全従業員が治療を受けられる体制も整えています。2025年度には、当社女性総合職向けの独身寮に導入したアプリ連携高精度センシングマットレスを活用し、睡眠改善に向けた取り組みを実施しています。

労働安全衛生・健康経営

グループ会社への適用

連結経営を推進している状況下、従業員の労働安全衛生・健康管理に関しては、単体の従業員（契約社員を含む）のみならずグループ会社も含めて対応しています。

具体的には、ストレスチェック、国内安全対策、海外安全対策情報、海外におけるセキュリティ会社・医療サービス会社との提携、海外赴任前の講習に関しては、グループ会社にも展開しています。朝型勤務についてもグループ会社で積極的に推進しており、グループ全体で総労働時間の削減・従業員の健康増進に努めています。また、人事労務知識・ノウハウを学ぶワークショップや人事労務アセスメントを定期的実施し、グループ全体の労務管理強化を図っています。

2025年度に実施したグループ会社向けの人事労務支援内容

1. 労務事例ワークショップ
- メンタルヘルスや労働時間管理等をはじめとした起こりうる労務事例を題材に取り上げ、ケーススタディ形式でその対応方法や専門知識を学ぶワークショップ。2025年度は、7月～8月に基礎編、1～12月に応用編を実施し、約50名が参加。
2. グループ人事総務連絡協議会
- グループ会社人事総務担当者間の情報交換・関係強化を目的とし、人事総務関連の直近の動向、伊藤忠商事の施策・対応状況の共有、及び法改正内容のアップデート等を行うもの。2025年度は、108社203名が参加。
3. 人事労務アセスメント
- 労働契約・社内規程・労働安全衛生・時間管理等、人事労務関連全般の規則・制度・運用が適切になされているかを確認するためのアセスメント。2016年度の開始以降、78社に実施。
4. 伊藤忠グループ人事労務ポータルサイト
- グループ会社の人事労務管理の強化を図るため、伊藤忠商事の規則・ノウハウ等をグループ会社に共有するためのポータルサイトを提供。

社外からの評価

2017年度より開始した「がん仕事の両立支援施策」が評価され、2018年2月には厚生労働省が主催する「がん対策推進企業アクション推進パートナー表彰」において厚生労働大臣賞、2023年2月には「がん対策推進企業アクション推進パートナー表彰」検診部門賞、東京都による「がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組みを行う企業表彰」の優良賞も受賞しました。

また、2018年度には、当社の「がんとの両立支援制度」の取組みが評価され、人事・人材開発・労務管理等の分野におけるイノベーターを表彰する「日本の人事部 HR アワード 2018」において企業人事部門 優秀賞を受賞、がんを治療しながらいきいきと働ける職場や社会を目指す「第1回がんアライ宣言・アワード」においてゴールド受賞をしました。

経済産業省・東京証券取引所が共同で実施する「健康経営銘柄 2016・2017・2024・2025」に選定、「健康経営優良法人ホワイト500」には2016年度から10年連続で選定されています。これは、当社が「働き方改革」「健康経営」を重要な経営戦略と位置付け、他社に先駆けての朝型勤務制度の導入や、産業医や健康保険組合と協働しながら全社横断的に「積極的健康増進策」を推進している点が評価されたものです。

詳細は、社会からの評価（労働安全衛生・健康経営関連）（P271）をご覧ください。

人権

方針・基本的な考え方

世界の様々な地域で事業活動を展開する伊藤忠グループにとって、人権の尊重・配慮は重要課題です。当社グループは、この重要な課題に対応するため、従業員への教育のみならずあらゆるステークホルダー

に対しても当社グループの人権方針並びに個別方針への賛同と理解、実践を求めています。

伊藤忠グループ「人権方針」

伊藤忠グループは、企業理念、企業行動指針、企業行動倫理規範、サステナビリティ推進基本方針に基づき、「伊藤忠グループ人権方針」（以下、本方針）を定め、企業活動において影響を受けるステークホルダーの人権を尊重し、自らの事業活動において生じる人権への負の影響に対処することにより、人権尊重を促進する責任を果たしてまいります。

1. 適用範囲・ビジネスパートナーへの期待

本方針は、全世界の伊藤忠グループ会社すべての役職員（契約社員・派遣社員含む）に対し、適用されます。また伊藤忠グループは、ビジネスパートナーやその他関係者に対して本方針の遵守を期待します。

2. 国際規範の支持・尊重

伊藤忠グループは、「世界人権宣言」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、2009年より参加している「国連グローバル・コンパクト」など、人権に関する国際規範を支持します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権を尊重してまいります。

3. 適用法令遵守と国際的に認められた人権の尊重

伊藤忠グループは、日本国はもとより、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。また国際的に認められた人権と各国・地域の法令等の間に矛盾がある場合は、国際的な人権原則を最大限尊重するための方法を追求していきます。

4. 推進体制

伊藤忠グループは、本方針を実現する為の体制を構築し、サステナビリティ担当役員が本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負います。

5. 人権デューデリジェンス

伊藤忠グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすために、人権デューデリジェンスを実施していきます。

6. 救済・是正

伊藤忠グループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした、或いは関与が明らかになった場合、適切な手続き・対話を通じてその是正に取り組めます。

7. 対話・協議

伊藤忠グループは、人権デューデリジェンスの取組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用すると共に、潜在的に影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーと真摯に対話・協議いたします。

8. 教育・啓発

伊藤忠グループは、本方針が全ての事業活動に組み込まれ、実行されるよう全役職員（契約社員・派遣社員含む）に対し、適切な教育を行い、人権啓発に取り組めます。

9. 方針の公開・人権取組の報告

本方針は、サステナビリティ担当役員に承認、取締役会に報告された上、広く一般に開示します。また、本方針に基づく人権の取組みについて、伊藤忠商事ウェブサイトやサステナビリティレポートにて報告いたします。

代表取締役 上席執行役員 CAO 西口 知邦
2019年4月制定
2020年4月改訂

人権

個別方針

現代奴隷及び人身売買への対応

伊藤忠商事はサプライチェーン及び事業活動において現代奴隷及び人身売買が発生しないよう尽力しています。国連グローバル・コンパクトに参加すると共に、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方を事業活動に反映しています。当社の既存原則には、世界中の営業活動及びサプライチェーンにおいて、現代奴隷及び人身売買が起きないための取組みが含まれています。

◦伊藤忠欧州会社での取組み状況（現代奴隷法（英）に基づく声明）（<https://www.itochu.com/uk/en/sustainability/society/#ModernSlavery>）

外国人への配慮

サプライチェーン上で、外国人労働者・実習生・研修生等の受入れを行っている場合、社会的・経済的地位が低いこと等により、不法行為の対象者となりやすく、人権の尊重及び救済の観点から、当該国の労働関係法令を遵守し、受入れ制度の趣旨に反する行為が行われないよう、十分留意します。

子どもの権利の尊重

伊藤忠商事は、「児童の権利に関する条約」及び「子どもの権利とビジネス原則」を支持し、児童労働の根絶のみならず、「児童の権利に関する条約」の4つの柱である子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を尊重します。

当社は、伊藤忠グループ社会貢献活動基本方針の一つに「次世代育成」を掲げ、次世代を担う青少年の健全な育成を支援する活動を行っています。

◦次世代育成に関する社会貢献活動（<https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/future/index.html>）

警備員の起用に関する方針

伊藤忠商事は、世界各地における事業活動の安全を守るために警備員を起用します。必要に応じて武装警備員を起用することもあります。武器の取扱いにおいては人権侵害の潜在的なリスクが伴うことを認識した上で、関係各国・地域の法令遵守のみならず国際的な規範等※に沿って警備員を起用します。

※「国連グローバル・コンパクト」「安全と人権に関する自主的原則」「法執行官のための行動綱領」「法執行官による力と銃器の使用に関する基本原則」等

先住民の権利の尊重

人権尊重へのコミットメントの一環として、先住民が在住する地域での事業活動においては、先住民が固有の文化や歴史を持つことを認識し、事業活動を行う国・地域の法律や「先住民の権利に関する国際連合宣言」や「国際労働機関（ILO）第169号条約」等の国際的な取決めに定められた先住民の権利を尊重し、配慮を行っていきます。また、新規の事業投資案件の検討にあたっては、当該事業が先住民の権利に及ぼす影響について事前のチェックを励行していきます。

現地雇用の考え方

伊藤忠グループは、グローバルで展開する多様な事業活動において、現地雇用を通じた地域貢献に努め、地域社会との共生・国際社会の発展に寄与することを目指します。現地での従業員雇用においては、法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに努めています。また、地域の人材育成や地域経済の活性化に繋がり、持続可能な発展に貢献すると認識しています。国内外にあるグループ会社が各地域において事業を展開する際には、親会社である伊藤忠商事が法令に準拠し従業員にとって最適な労働環境が提供できるよう管理体制の構築を支援しています。（グループ会社は、事業領域に応じてディビジョンカンパニーに紐付き、ディビジョンカンパニーがフォローする体制となっています。）当社グループには、国内外に270社程度の会社があり、現地での従業員の採用・育成により、事業と地域の発展の両立を図っています。

人権

鉱山事業の閉山方針

鉱山事業は水、大気、土地・土壌、景観、周辺地域の住民等、開発を行う地域の環境・社会に負の影響を及ぼす可能性があります。そのため、事業検討段階や操業期間中のみならず、将来的な閉山後の影響まで考慮した長期計画を予め持つておくことが重要です。伊藤忠グループは、鉱山事業の閉山において、法令及び計画に基づく適切な対応を実施し、生物多様性や人権を含む環境・社会への影響を最小限に留めることが重要と考えています。当社は鉱物資源の開発・操業事業を対象として、国際金融公社（IFC）の環境・衛生・安全（EHS）ガイドライン等国際的な基準に基づいた「EHS ガイドライン」を定めています。このガイドラインに従って多様なステークホルダーに配慮したリハビリテーション（原状復帰作業）及び閉山計画を策定し、閉山後も長期間にわたるモニタリングを行うことで、鉱山事業の負の影響の最小化と社会的利益の最大化に努めています。

Oaky Creek 原料炭炭鉱のリハビリテーション

当社は100%子会社であるITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltdを通じて、豪州クイーンズランド州で操業中のOaky Creek 原料炭炭鉱プロジェクトへ参画しています。

同プロジェクトでは、上述の閉山方針に則り、閉山に向けた炭鉱エリアのリハビリテーションに関する計画を策定しています。閉山及びリハビリテーションコストは定期的に見直し、事業計画へ反映しています。本事業計画は閉山前から専門家のレビューも受けており、環境・社会への影響評価を行った上で計画に沿ったリハビリテーションを実施することで、土壌・水質汚染を防止し、生態系の回復を促進させ、地域住民の健康と安全を確保しています。

例えば、炭鉱開発によって生じた窪地は、採炭時に掘削された表土を活用して最終

的な土地活用にふさわしい形で埋め戻します。その際、残留した化学品等による水質汚染が生じないよう、排水の水質を適切に管理することが重要となります。また、施設内の水路についても適切に管理します。地下炭鉱エリアについても、閉山時には入念な地質調査を行い、地盤沈下の防止策や排水の管理を行います。

閉山後には選炭機材、パイプライン、ベルトコンベア等の地上設備も完全撤去し、整地作業を行います。

土地の埋め戻しや整地作業を行った後、植栽を行います。修復後も土地の安定や植物の生育状況について、長期間にわたるモニタリングを実施していきます。



鉱山開発で生じた窪地



リハビリテーション完了エリア

トップコミットメント		伊藤忠グループのサステナビリティ		環境	社会	ガバナンス	サステナブルファイナンス	社会からの評価		
労働慣行		人材育成		労働安全衛生・健康経営		人権	顧客責任	バリューチェーンにおけるサステナビリティ	社会貢献活動	ESGデータ（社会）

人権

目標・アクションプラン

リスク						機会				
● 広域化する事業活動での人権問題発生に伴う事業遅延や継続リスク						● 地域社会との共生による、事業の安定化や優秀な人材確保				
● 提供する社会インフラサービスの不備による、信用力低下 等						● サプライチェーン人権への配慮、労働環境の改善に伴う、安全かつ安定的な商品供給体制の構築 等				

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合
繊維カンパニー								
● 人権の尊重・配慮 ● 安定的な調達・供給		バリューチェーン	人権・環境に配慮したバリューチェーンの確立	繊維製品全般	バリューチェーン全体において、人権を尊重し、環境経営に取組む企業との取引を推進します。	主要サプライヤー調査を継続的に実施することで、サプライチェーンにおける人権・社会・環境リスクの早期把握に取組む。	毎年、50社以上の主要サプライヤーへの現地訪問調査やアンケート調査を継続的に実施。	2025年度は、中国及びアジア地域の取引先77社に対してサステナビリティ調査を実施。結果、重大な問題は無いことを確認。取引先からの回答に対しては適宜フィードバックを行い、健全なサプライチェーンの構築を推進。
機械カンパニー								
人権の尊重・配慮		サプライチェーン	人権・環境に配慮したサプライチェーンの確立	電力・プラントプロジェクト全般	サプライチェーン・事業投資先における全てのステークホルダーの、QOL向上に寄与します。	該当事業固有の特性を踏まえた、仕入先・事業投資関係先への社会的・環境的な安全性に関するデューデリジェンスのルール設定・実施、並びに継続的なモニタリング強化。	新規開発案件における、仕入先・事業投資関係先への社会的・環境的な安全性に関するデューデリジェンスの実施。	新規投資を行う全ての開発案件において、全社 ESG チェックリストを用い、社会的責任に関するガイドラインにおける中核主題を確認する運用を継続。個別開発案件は投資実行前に各事業固有の特性を踏まえ社会的・環境的な安全性を確認するデューデリジェンスを実施。
金属カンパニー								
● 人権の尊重・配慮 ● 安定的な調達・供給	 	● 鉱山 ● 電力・鉱山・油ガス田	労働安全・衛生・環境リスクに配慮した、また地域社会へ貢献する持続可能な鉱山開発	鉱山事業	● 環境・衛生・労働安全 (EHS) や地域住民との共生に十分配慮し、持続可能な鉱山事業を推進します。 ● 地域社会への医療、教育等に貢献します。	● EHSガイドラインの運用並びに社員教育を徹底。 ● 地域社会への医療・教育寄付、地域インフラ整備等の貢献。	● 毎年 EHS 社内講習会を開催し EHS ガイドラインを周知徹底。 ● EHS 講習会受講率100%。 ● 操業中・継続保有方針の既存鉱山事業及び新規鉱山事業に対する EHS チェック実行率100%。 ● 地域社会への医療・教育寄付、地域インフラ整備の実施。 ● 操業中・継続保有方針の全プロジェクトでの CSR 活動の実施 (100%)。	● 主管者や事業投資に従事する課に属する従業員を中心に、EHS ガイドラインに関する社内講習会を実施。対象者の受講率は100%。 ● 鉱山事業では、既存9案件、その他資源関連事業1案件に対して、チェックシートを用いた確認作業を実施。 ● 出資する各プロジェクトにおいて、地域社会への貢献活動を実施。
食料カンパニー								
● 人権の尊重・配慮 ● 安定的な調達・供給	 	サプライチェーン	人権・環境に配慮したサプライチェーンの確立	食糧分野	第三者機関の認証や取引先独自の行動規範に準拠した調達体制の整備を行います。	● コーヒー豆、カカオ豆産地国において、取引先独自の行動規範に準拠した調達の推進。 ● パーム油の第三者認証団体である RSPO の認証油の取扱い強化。 ● 生産国の認証油システムの利用を促すため、国内業界団体と協力し、MSPO／ISPO の国内におけるプロモーションや流通制度の確立を支援。	● コーヒー豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行動規範に準拠した商品もしくは認証品の調達を推進。 ● カカオ豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行動規範に準拠した商品（サステナブル品）の調達を推進。 ● パーム油：当社調達方針に基づく調達を行い、設定した KPI 項目・サプライヤー情報等の開示を推進。 2030年目標 ● コーヒー豆：サステナブルコーヒー豆への切替50%を目指す。 ● カカオ豆：サステナブルカカオ豆への切替100%を目指す。 ● 持続可能なパーム油への切替100%を目指す。	2025年度実績 ● コーヒー豆（認証品等）：取扱比率 34% ● カカオ豆（トレーサブル品）：取扱比率 55% ● パーム油（RSPO 認証品）：取扱比率 パーム油 38% ● オレオケミカル製品 63% 各産地国への支援実績 ● コーヒー豆：エチオピアのコーヒー業界へ貢献していくため、グループ会社と協働でコーヒーの苗木の寄付を実施。
● 人権の尊重・配慮 ● 安定的な調達・供給	  	● 森林 ● 気候変動への適応	人権・環境に配慮したサプライチェーンの確立	生鮮食品分野	地場産業の育成を通じて、雇用拡大・生活環境整備等に貢献します。	シエラレオネにおける Dole パイン栽培・加工事業の運営。 ● 天候リスク分散のための産地多角化 ● 地場産業の育成、雇用創出・拡大 ● 医療提供等を通じた地域の生活環境改善	新産地シエラレオネにおける現地での雇用拡大及びパイナップル生産数量。	● 現地従業員：2025年度末時点 2,742人（正規雇用者2,625人、非正規雇用者117人） ● パイナップル生産量：2025年度 約1.0万 t ● 地域住民への医療提供 医療提携契約を締結している特定非営利活動法人を通じて現地会社の従業員・家族・地域住民を対象に周産期医療を提供（2025年度出産件数 356人）。

人権

体制・システム

伊藤忠商事は、人権の尊重・配慮を重要課題の一つとし、アクションプランを策定し取組みを推進しています。サステナビリティ推進体制のもと、本課題の責任者をサステナビリティ担当役員とし、人権侵害が起きないように各部署に配置されている ESG 責任者と連携して、サステナビリティ推進部が日常的に予防する体制を整え、毎年レビューを行います。その内容は、サステナビリティ委員会にて審議・報告され、重要事項に関しては、取締役会にも付議・報告されています。

＊人権対応の推進体制：サステナビリティ推進体制図（P16）

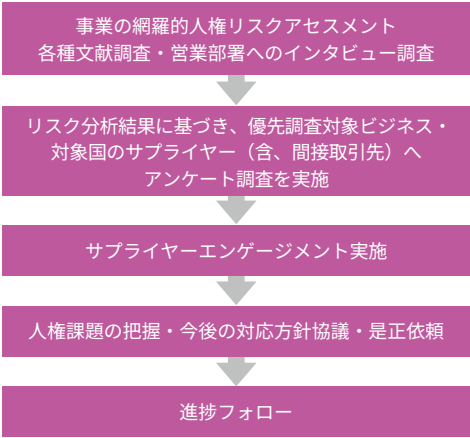
人権デューデリジェンス

伊藤忠グループは、2019年4月に制定した「伊藤忠グループ人権方針」に基づき、人権尊重の責任を果たしていきます。具体的には当社グループの企業活動が社会に与える人権への負の影響の特定と評価を継続的に行い、その防止や軽減を適切な手段を講じて実施しています。そのため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において詳述されている手順に従って、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」で定められた5つの中核的労働基準（結社の自由と団体交渉、強制労働、児童労働、差別、労働安全衛生）を含め、広範な人権問題を評価し、その進捗並びに結果について情報開示しています。

人権への影響・評価

当社の事業領域を対象として、外部専門組織の協力のもと、SA8000等の国際的なガイドラインや指標等を参考に、重点的に人権リスク発生の防止に取り組むべきテーマを特定し、各種リスクマッピングを実施しました。

人権デューデリジェンスの実施フロー



特定テーマ

児童労働、強制労働、安全と健康、結社の自由と団体交渉権、差別、懲罰、労働時間、報酬

実施手法

- カントリーリスクマッピング：サプライヤーの所在国における特定テーマに関する評価
- 事業領域別リスクマッピング：特定テーマを含む配慮すべき人権項目に関する机上調査

テーマ	繊維	機械	金属	エネ化	食料	住生活	情報・金融	第8
児童労働								
強制労働								
安全と健康								
結社の自由と団体交渉権								
差別								
懲罰								
労働時間								
報酬								
移民労働者								
人身売買								
先住民族の人権								
地域社会・住民への影響								
土地取得・再定住								

- 商材リスクマッピング：商材のリスクレベルを国別に調査

特に重点的に対応すべき商材は以下の通りです。

特定商材：綿、衣料品、パーム油、コーヒー、鯉・鮪、天然ゴム、木材関連

当社では引き続き、カントリー・事業領域・商材リスクを考慮し、人権に配慮した商材調達を行っていきます。

人権

実施状況

伊藤忠商事では上述の人権への影響・評価をもとに、2020年度から事業領域ごとに人権デューデリジェンスを開始しており、過年度に実施した事業分野では大きな負の影響がないことを確認しています。今後数年内に全事業領域において順次人権デューデリジェンスを実施していく予定です。

- 人権デューデリジェンス 2025実施状況について
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/duel_diligence_2025.pdf) 
- 人権デューデリジェンス 2024実施状況について
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/duel_diligence_2024.pdf) 
- 人権デューデリジェンス 2023実施状況について
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/duel_diligence_2023.pdf) 
- 人権デューデリジェンス 2022実施状況について
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/duel_diligence_2022.pdf) 
- 人権デューデリジェンス 2021実施状況について
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/human_rights_duel_diligence_2021.pdf) 
- 人権デューデリジェンス 2020実施状況について
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/human_rights_duel_diligence_2020.pdf) 

尚、並行し、サプライチェーン上の人権・労働リスクを低減すべく、全事業領域における主要取引先へのサステナビリティ調査を毎年継続的に実施しています。

● サステナビリティ調査に関する取組み（P193）

新規投資案件

詳細は、新規事業投資案件の ESG リスク評価（P197）をご覧ください。

既存事業

伊藤忠商事は、新規のサプライヤーと取引を行う場合は事前に「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を全ての当該サプライヤーへ通知しています。本方針の趣旨に違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーに是正措置を求めると共に、是正要望等を継続的に行ったにも関わらず、是正が困難と判断された場合には、取引を見直す姿勢で取り組んでいます。また、ISO26000の7つの中核主題を必須調査項目（現代奴隷及び人身売買を含む）としたデューデリジェンスを、主要なサプライヤーと新規投資の際に実施しています。専門的な見地を必要とする投資案件については外部専門機関と共に、追加のデューデリジェンスを実施しています。

サプライチェーン・マネジメント

詳細は、バリューチェーンにおけるサステナビリティ（体制・システム）（P193）及び違反サプライヤーへの対応（P196）をご覧ください。

リスクアセスメント

デューデリジェンスでのサプライヤー調査に加え、適宜、外部専門家と共に現地訪問を行うグループ会社実態調査を通じて、現代奴隷及び人身売買を含む人権に関するリスクアセスメントを実施しています。また社会・地球環境に及ぼす影響の大きい商品については商品別に調達に関する方針や対応を定め、サプライチェーンでのリスク軽減を図っています。

● タイ家禽産業への人権監査（P195）

グリーンバンスメカニズム

伊藤忠グループでは、ステークホルダーからの懸念や苦情を受け付けることができる複数の窓口を用意しています。万一、人権への負の影響への関与が明らかになった場合には、適切な手段により是正・救済に努めます。

サプライチェーンを対象とした相談窓口

伊藤忠商事は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠して「対話救済プラットフォーム」を提供する、一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）に正会員として加盟しています。この対話救済プラットフォームにて、サプライチェーン上のあらゆるステークホルダーを対象に、国際行動規範、各国の国内規範等への違反もしくは、違反が疑われる案件に対する通報を受け付けています。第三者窓口を介して苦情を受け付けることで、苦情処理の公平性・透明性を図ると共に、従来以上に対話・救済の促進に繋げ、人権における本質的な課題解決に取り組めます。尚、通報受付においては、通報者の匿名性や通報内容の秘匿性を確保します。

● JaCERの通報フォーム（<https://jacer-bhr.org/application/index.html>）

また、JaCERを通じて対応した通報については、JaCERのホームページ上で通報内容及び状況等の匿名での定期的情報開示を行います。

人権

従業員相談窓口

従業員が個々に抱える悩みや相談に対応する従業員相談窓口「7830 (ナヤミゼロ)」を設置、イントラネットに「人事 Help Guide Book」を掲載して相談窓口について広く従業員に周知し、従業員が相談できる体制を整えています。



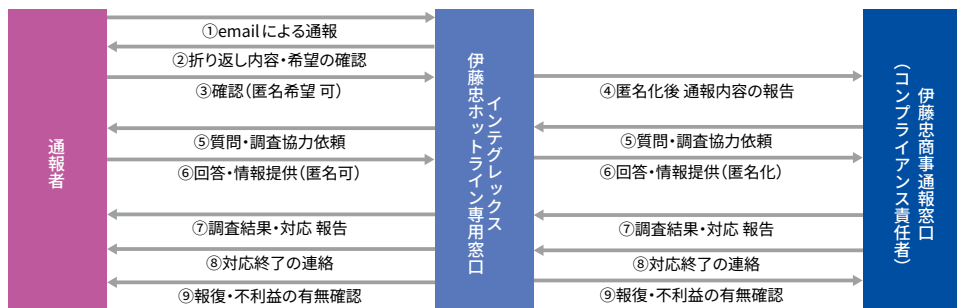
キャリアカウンセリング室

伊藤忠商事では、「キャリアカウンセリング室」を、他社に先駆けて設置し、個人のキャリアに関する相談のみならず、職場風土、人間関係、処遇、ハラスメント等に関する相談を、電話、E-mail 等で受け付け、キャリアコンサルタントの国家資格を有する専任のカウンセラーが対応しています。

ホットライン

伊藤忠商事のホットライン制度は、国内外それぞれにおいて通報受付窓口を複数設け（専門業者及び外部弁護士を活用した外部の通報受付窓口等）、当社と雇用関係にある従業員、当社との間で別途労働者派遣契約を締結する会社から当該労働者派遣契約に基づき当社に派遣されている者（派遣社員）、及び、グループ会社の従業員等からの通報を受け付けています。また、内部通報者に対する報復等の不利益な取扱いを禁止すると共に、匿名による通報を可能としています。

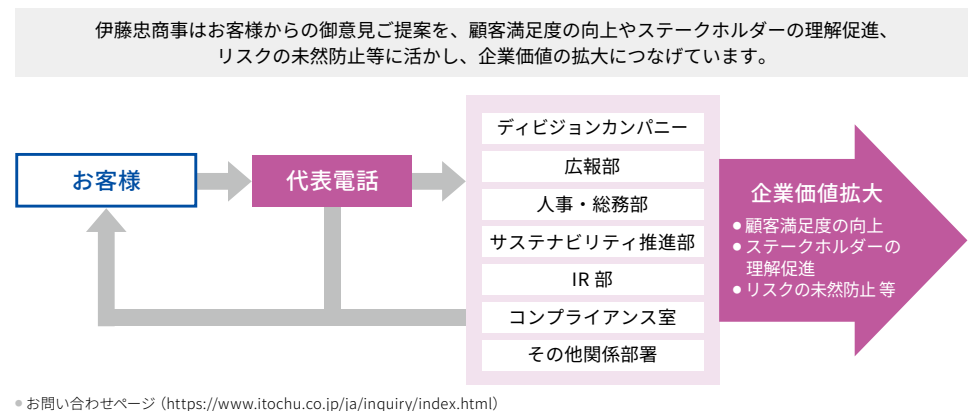
■ 国内外通報受付窓口（株式会社インテグレックス）に通報した場合の流れ



当社は、消費者庁が新たに導入した内部通報制度認証の PHASE1である「自己適合宣言登録制度」に登録申請を行い、認証基準に適合しているとの確認を受け、他社に先駆け 2019 年 4 月 10 日付で同制度に登録されました（登録順位は全国で一番）。

一般の方（ステークホルダー含む）向け窓口

伊藤忠商事では、一般の方及び当社のステークホルダーの方からのお問い合わせについて、以下の体制で受け付ける仕組みを構築しています。



人権

取組み

公正な採用の実施

グローバルに多様な事業を展開する伊藤忠商事にとって、「人材」は最大の経営資源です。当社は大学生及び大学院生を対象に、新卒採用活動を毎年実施しています。

● 関連データ：男女別採用人数とキャリア採用比率（P215）

また、大学生及び大学院生へのキャリア教育を目的に、就業体験型ワークショップを毎年実施しており、就業に対する理解を深める場を若年層へ提供しています。

当社では人物本位の採用を実施しており、人種、性（LGBTQ 等の性的マイノリティを含む）、宗教、国籍、年齢等にとらわれない公平・公正な採用を実施しています。これまでに公益財団法人 東京都人権啓発センターから派遣された講師による人権啓発セミナーを実施し、その内容を面接官教育にも反映させています。また、公正採用選考人権啓発推進員の選任及び届け出を行い、公正な採用選考システムを確立しています。

研修

社内の各種研修において、企業活動と人権の関わりについての啓発を行っています。新入社員研修では伊藤忠パーソンとして持つべき人権を尊重するマインド、例えば人権の基本的な考え方や留意事項から、人種、性（LGBTQ 等の性的マイノリティを含む）、宗教、国籍、年齢等に対して配慮すること等を習得するための研修や、組織長等に向けた社内研修では、セクシュアルハラスメント（性的指向や性自認に関する差別的言動や嫌がらせを含む）やパワーハラスメントの問題を取り上げ、ハラスメントが実際に発生した場合やその報告を受けた際の対処について教育・啓発を実施し、日頃よりハラスメントを許さない環境作りに努める等、人権に関する理解の徹底を図っています。また、海外赴任前研修においてはサプライチェーン上の人権への配慮について取り上げ、各地域での意識の啓発に努めています。2025年度の人権に関する研修には 1,416 人が参加しました。

● 関連データ：2025 年度人権に関する研修実績（P217）

上述の研修に加え、全世界の伊藤忠商事の役員・従業員を対象に、オンラインでのサステナビリティ一般教育にて、「ビジネスと人権」についての学びの機会を提供しています。

● サステナビリティの社内浸透（P19）

サステナビリティセミナー

人権課題に関して、社外の方の見識や意見を取り入れるため、社内向けセミナーを 2007 年度から継続的に開催しています。

世界で多様な事業を展開しサプライチェーン上の重要な役割を担う総合商社として、企業活動と人権問題に関する最新の動向等を知り、ビジネスに活かすことを目的として、「ビジネスと人権」について啓発活動を継続しています。

● セミナーの詳細（P19）

各種発行物

全従業員に配布・イントラ掲載している様々な発行物等を通して、職場における人権侵害が起きないように人権啓発に努めています。

- 伊藤忠企業行動倫理規範と人権方針を全従業員に周知し、人権の尊重に関する基本的な考え方を伝えています。
- コンプライアンスハンドブックでは「人権の尊重」や「ハラスメント」のページを設け、具体的な事例を挙げて、ビジネスにおいて人権侵害を起こさないように呼びかけています。
- サプライヤーとのコミュニケーションに関するハンドブックでは、調査担当者がより具体的にサプライヤーの人権・労働慣行の管理状況の実態を把握し、改善アドバイスも行うことができるよう、チェックポイントを記載し、サプライチェーン・サステナビリティ調査の仕組みを機能させると共に、社内周知に活用しています。

人権

ハラスメントへの対策

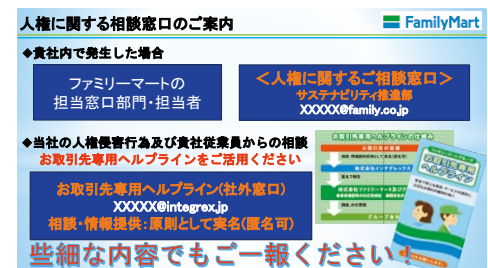
職場において従業員がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント（性的マイノリティに該当する従業員への不利益や嫌がらせ等含む）を受けることなく、妊娠中の従業員や育児・介護に従事しながら仕事との両立を行う従業員も働きがいを持って職場に貢献できるよう、伊藤忠商事は、組織長研修を活用した、制度の周知・コミュニケーションの重要性に関する啓発を行っています。育児・介護による時間に制約のある従業員に関しては、制度を適切に活用した両立体制を上司が促すと共に、職場全体の業務内容・業務分担・働き方の見直しも重要であることを周知しています。また性的指向・性自認に関わる差別的な発言・無意識の性別役割分担を前提とした発言を許さない職場環境を整備するとともに、社内だけでなく、取引先や顧客等社外からのハラスメントに対しても、従業員が安心して相談できる窓口を設置しています。

また、就業規則においては、「人権の擁護違反」の中で、職務に関し人種、性、宗教、信条、国籍、身体、病气、年齢その他非合理的な理由により差別することや「セクシュアルハラスメント」（性的指向や性自認に関する差別的言動や嫌がらせを含む）や「パワーハラスメント」を明確に禁止行為として定め、違反する行為が認められた場合には、懲戒処分を含め厳正に対処しています。2023年度には、海外駐在員・出向者含めた組織長層約1,800名を対象に「ハラスメント防止研修」を実施しました。ハラスメント発生のメカニズムに関する専門家からの講演や、事例からの教訓の共有等を通じ、「全ての職場からハラスメントの排除」に努めています。

さらに、グループ会社である株式会社ファミリーマートでは、店舗スタッフが安心して働ける環境を維持するため、2024年に「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定しました。本方針では、対象となる行為（暴言、脅迫、過剰な要求、合理的理由のない謝罪要求等）を明確に定義し、悪質な事案に対しては組織として毅然とした態度で臨む姿勢を打ち出しています。現場及び社会への周知・啓発に向けた取り組みとして、本方針をファミリーマートの公式ホームページ上で広く一般に開示するとともに、店舗内へのポスター掲示等を通じて顧客への理解と協力を呼びかけています。また、全国の店舗に向けて、具体的な事例に基づいた初期対応や報告ルートをまとめた「対応マニュアル」を整備・周知し、現場スタッフが孤立しない救済・対応体制の運用を徹底しています。同社は、こうした方針の明文化と開示を通じて、持続可能で安全な店舗運営の基盤構築と、人権に配慮したリテールビジネスの実現に継続して取り組んでいます。

中食製造業者への人権研修を実施

グループ会社の株式会社ファミリーマートでは、ファミリーマート店舗へ商品を供給している中食製造業者の雇用や労務に関する方針制定や実務に携わる管理者を対象に、人権リスクの未然防止と理解促進を目的として「サプライチェーンの人権課題に関する情報共有会」を定期的（年1回程度）に開催しています。伊藤忠グループでは、引続きグループ全体のバリューチェーンにおける人権侵害のリスクの低減に向けた取り組みを継続していきます。



ファミリーマートによる研修では人権に関する相談窓口も案内

地域雇用の促進、生活インフラの支援と生産性の向上を実現している パイナップル生産事業への取り組み

詳細は、社会貢献活動 地域貢献（P213）をご覧ください。

ステークホルダーとの協働

人権課題に関連するワークショップへの参加

- ビジネスと人権アカデミー（UNDP）
- 対話救済実務研修会（JaCER）
- 人権教育分科会（GCNJ）

※ World Benchmarking Alliance (WBA) が実施する Corporate Human Rights Benchmark (CHRB) に関し、当社はWBAの企業選定基準変更に伴い、評価対象外となります。

顧客責任

方針・基本的な考え方

世界の様々な地域において、幅広い分野で多角的な企業活動を行っている伊藤忠商事では、「事業活動を通じて社会の期待に応えていくことが、持続可能性（サステナビリティ）を保ち、更なる成長に繋がる」と考えています。

当社は、商社という特性上、多くのビジネスにおいて、消費者への直接のアクセスは限定的でありますが、品質や安全管理の重要性を認識しており、その考え方をバリューチェーン上に浸透させるための取組みを推進することにより顧客に対する責任を果たしていきます。

製品安全

伊藤忠商事は、取扱製品に関する安全関連の法令に定められた義務を遵守し、お客様に対してより安全・安心な製品を提供する方針のもとに、ディビジョンカンパニーごとに「製品安全マニュアル」を策定し安全確保に努めています。今後も、社内教育の推進や、製品安全担当部署の設置・情報伝達ルートの確立、万が一製品事故が発生した場合の対応について見直しながら、安全・安心な製品の提供に取り組んでいきます。関連する取組みについては「商品ごとの取組み方針と内容」（P198）もご参照ください。

責任あるマーケティング

企業理念「三方よし」、企業行動指針「ひとりの商人、無数の使命」、企業行動倫理規範のもと、社会的な責任を十分考慮した責任ある広告・マーケティングの取組みを行っています。ステークホルダーとの双方向の対話を通じて、社会からの期待や要請を受けとめ、それらを実践しています。

広告

顧客に対するブランドイメージの向上・浸透を行うにあたり、伊藤忠商事の視覚的イメージを統一して、適切な表現・内容・媒体で広告宣伝を行うための社内規定等が整備されています。またサステナビリティのポリシーにも従い、誹謗中傷、差別的表現、誇大・虚偽表現、宗教や政治的信条、環境・第三者のプライバシー、個人情報や知的財産権に対して、十分な配慮を行っています。グループ会社向けにも定期的な会合の開催等を通じて広告・宣伝活動に関わる知見を共有し、適切な広告・宣伝活動の取組みを推進しています。

マーケティング

関係法令、社内規定、各種社内研修や全社コンプライアンス体制のもと、他者の権利・信用・名誉等を侵害せず、誤解を招かない内容・表現とすべく徹底しています。世界規模で展開する多様な事業活動において、当社を取り巻く様々なステークホルダーとの対話を重視し、責任あるマーケティング活動を行っています。

個別方針

食品の安全性

食料カンパニーグループは、以下の理念・使命・行動指針に基づいて、食品安全管理に取り組んでいます。

理念

「FOR THE NEXT GENERATION」

使命

1. 消費者からの高い信頼を得つつ、社会の健全な発展に貢献すること。
2. 安全な食料の安定供給を通して、豊かな食のライフスタイルを実現し人々に健康と幸福を提供すること。
3. 公正な企業活動を通して、消費者・取引先・株主・従業員の利益に貢献すること。

食品安全行動指針

基本理念と使命を実現するための具体的な行動指針として、法令と伊藤忠グループ企業理念及び企業行動倫理規範を遵守し、消費者からの信頼の基本である食品安全管理と公正な取引を、食料カンパニー関係全従業員に周知徹底の上実施する。

食料カンパニーグループでは、食品安全・コンプライアンス管理室が、本方針に関する指導・啓発を行っています。

顧客責任

食料ビジネスの課題と対応方針

伊藤忠グループは、人々の暮らしを支える様々な商品やサービスを提供するため、原料等の川上から小売等の川下までを包括的に事業領域としています。顧客ニーズを起点に、食料資源の開発から原料供給、製造加工、中間流通、リーテイルまでを有機的に結びつけた付加価値の高いバリューチェーンの構築を日本、中国・アジアを中心に世界規模で推進し、食の安全・安心に対する管理機能の高度化を図りながら、世界の食料業界のリーディングカンパニーを目指しています。

当社グループは、「マーケットインの発想」により、より市場や消費者に近い新たなビジネスモデルを構築しています。その中で、ファミリーマートをはじめとするリーテイルに取組むことで、お客様のニーズを起点とし、そこで得た情報をもとに商品の開発・製造から原料供給・調達までを行う付加価値の高いバリューチェーン構築を推進しています。

食料ビジネスの推進にあたっては、次の表に示す内容を重点課題として認識し、食の安全・安心を守る取組みを実施しています。

重点課題	主要なテーマ	管理機能
消費者の食品安全衛生の確保	輸入食品・加工食品・生鮮食品の安全確保（生物的・化学的・物理的ハザードへの対応）	●食品安全自主管理システム ●サプライヤー食品安全管理体制のチェック（工場点検・監査）
食品における責任あるマーケティング	食物アレルギー・食品添加物情報の提供	●食品表示ルール ●食品表示に関する有資格者の育成及び点検スキルの向上
酒類における責任あるマーケティング	20歳未満の者・妊婦の飲酒防止に関する情報の提供	●酒税法等に関する社内教育
消費者の食の栄養バランスの確保	高齢者の栄養バランスへの配慮	●地域の病院・栄養士会と連携

より栄養素の高い食品へのアクセス

伊藤忠グループは、食料資源の開発から原料供給、製造加工、中間流通、リーテイルまでを有機的に結びつけた付加価値の高いバリューチェーンの構築を推進しています。

食料ビジネスの推進をしていく上で、先進国においては、超高齢社会を迎えた現在、高齢者の低栄養化・栄養バランスの偏りによる医療費の増加や要介護者の増加は大きな課題となっています。更に糖尿病や腎臓病等食事制限が必要な在宅療養患者向けの栄養維持、肥満を防止する栄養バランスの確保が必要です。

グループ会社の株式会社ファミリーマートにおいては、健康意識の高まりに対応した独自の取組みを行っています。プライベートブランド「ファミマル」では健康に配慮した商品をラインナップし、対象となる商品にお客様の関心の高いたんぱく質や食物繊維等をアイコンでわかりやすく表記することで、おいしさと健康を両立したい消費者からご好評をいただいています。

また、開発途上国においては、貧困等によって引き起こされる飢餓や低栄養が社会課題となっています。当社グループでは、この社会課題に対して、WFP 国連世界食糧計画への支援、開発途上国と先進国の食のアンバランスを解消する「TABLE FOR TWO」(TFT) への参加により、開発途上国の子どもたちへの栄養素の高い食品の提供に貢献しています。

このように当社グループでは、国内外で栄養面で健康をサポートする様々な商品・サービス・社会貢献活動を展開し、地域の皆様のセルフケアの増進・医療費削減・貧困地域での子どもたちへの影響補給等の社会課題解決に寄与していきます。

医薬品の安全性と責任あるマーケティング

医薬品の品質・安全性

医薬品の原料及び製品を、医薬品として求められる品質にて安定的に供給し、医療ニーズの充足に寄与します。また、新薬開発における臨床開発にも取組み、これまで治療が難しかった病気の治療を可能にすることで、潜在的医療ニーズに応えていきます。日本をはじめアジアが主な市場となりますが、欧州や米国からの調達あるいは販売にも取組みます。商品供給並びに臨床開発では、薬機法に従い安全性を確保します。

医薬品の広告・表示

医薬品の最終製品は、許可を取得している企業への販売のみであり、広告等はいりません。商品への表示は、商品手配開始時の包装表示確認等、薬機法を遵守した包装表示を徹底します。

顧客責任

目標・アクションプラン

リスク	機会
●消費者やサービス利用者の安全や健康問題発生時の信用力低下	●食の安全・安心や健康増進の需要増加

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき課題	事業分野または業務	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
食料カンパニー								
健康で豊かな生活への貢献		食品安全	安全・安心な食料・食品の供給	食料・食品関連全般	安全・安心な食品を安定的に調達すべくサプライヤーの選択と集中を行います。	食品安全管理システムに関する認証資格保有者を中心にサプライヤーへの監査・指導を強化する。	食品安全管理システムに関する認証資格保有者を中心にサプライヤーへの監査・指導を強化し、安全・安心な食品の安定供給。	391工場に対して点検を実施。 食品安全管理システムに関する有資格者及び社内資格保有者によるサプライヤーへの監査・指導を強化し、安全・安心な食品を安定的に調達・供給した。
エネルギー・化学品カンパニー								
健康で豊かな生活への貢献		医療健康	人々の健康増進	医薬品	がん分野を含む大きなニーズが存在する分野での医薬品等の展開を加速し、人々の健康増進に寄与すると共に、働きやすい社会形成へ貢献します。	新規医薬品、及びジェネリック医薬品の開発サポート・販売の推進。	上市済医薬品の展開加速、及び開発サポート中の各種新薬・ジェネリック医薬品等の早期承認取得、上市を目指す。	●伊藤忠ケミカルフロンティアによる、国内外の製薬メーカーへの医薬品原料等の安定的な供給維持とジェネリック医薬品の新規上市サポートを実施した結果、2025年度はジェネリック医薬品の糖尿病薬、白血病薬を上市。 ●北米での疼痛緩和剤の販売継続。
情報・金融カンパニー								
健康で豊かな生活への貢献		医療健康	人々の健康増進	●医薬品開発支援事業 ●健康予防関連事業 ●医療ヘルスケアIT事業 ●先端医療機器販売・医療サービス提供	ICTと高品質な専門人材サービス、及び技術革新が速い医療分野における先端医療機器と高度医療サービスを提供することにより、医療・医療の発展と人々、患者のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上に貢献します。	●データを活用して医療を最適化する。 ●各種高度医療機器の販売を推進。	●医療データ関連の新規サービス・事業開発の実現。 ●頭皮冷却療法システム等のQOLを高める医療機器の普及率増。	抗がん剤治療による脱毛を抑制する効果のある、がん患者向け頭皮冷却療法システムの導入。 2025年度の導入実績： ●20施設（延べ123施設） ●2,100人（延べ6,200人）

顧客責任

体制・システム

食料ビジネスでの安全管理体制

食料ビジネスでは食品表示基準違反、農薬等の残留基準値超過、安全性未審査の添加物を使用した食品の流通といった、様々なリスクがあります。また、食生活の多様化、食品流通のグローバル化、健康意識の高まり等を背景に、食の安全・安心に対する消費者の関心は、一層高まっています。食料カンパニーではこれらの課題に対応するため、食品安全・コンプライアンス管理室を中心に食品安全管理体制を整備しています。同室の主な役割は以下の通りです。

- 1. 食料カンパニー及びそのグループ会社（国内・海外）の食品安全自主管理システム構築への助言。
- 2. 食品安全・食品表示等に関する管理。
- 3. 食品安全に関する従業員の教育・研修。
- 4. 中国食品安全管理チーム員の育成。
- 5. グループ会社及びサプライヤーへの食品安全監査と改善指導。

食料ビジネスでのサプライヤー体制チェック

新規サプライヤー体制チェック

新規サプライヤーとの取引を開始する際、サプライヤーの製造管理の状況や GFSI (Global Food Safety Initiative) 承認認証規格の取得状況を、食品安全管理の組織体制調査表を用いて確認しています。

海外サプライヤー定期監査を通じた食の安全確保

伊藤忠商事では 2002 年度に食料カンパニー内に食品安全管理室（現 食品安全・コンプライアンス管理室）を設立し、食料取引における安全確保のための広範な施策を講じています。その一環として輸入加工食品については、2011 年度より、食品安全管理マニュアルに則って、Codex HACCP、ISO22000、FSSC22000 等の食品安全国際規格を参照の上、独自の「工場監査チェックシート」に基づく監査を実施しています。（2025 年度実績 391 工場）

また、2015 年 1 月北京に「中国食品安全管理チーム」を設置し、日本から専任トレーナー（IRCA ※ ISO22000 審査員資格保有者）を派遣し、日本国内と同レベルの管理体制の構築を図ってきました。現地審査員による定期監査に加え、フォローアップ監査等で、継続的な改善を行っています。

※ International Register of Certificated Auditors（国際審査員登録機構）



食品監査の様子

海外取引先の工場監査に関する手順と訪問実績は以下の通りです。

■ 工場監査手順

工程	内容
対象先と頻度設定	比較的リスクの高い全ての輸入加工食品工場を対象とし、サプライヤーの管理体制・商品特性・加工工程上のリスク等を考慮し、営業部署と食品安全・コンプライアンス管理室が協議のうえ頻度を決定
工場監査	営業部署は頻度設定に基づき、比較的リスクが高いと判断した輸入加工食品工場に対して定期的に安全管理体制の確認を実施、従業員または現地スタッフ、グループ会社従業員が実際に現場を訪問
報告書作成／改善指導	GFSI／グローバルマーケットプログラムに基づく自社工場監査シートを使用⇒（GMP＋HACCP＋マネジメントシステム＋食品防衛）

■ 食の安全確保のための定期監査実績

	2023年度	2024年度	2025年度
定期監査実績（工場数）	339工場	369工場	391工場

顧客責任

ISO22000・FSSC22000等取得しているグループ会社

グループ企業においても HACCP・ISO22000・FSSC22000等の食品安全国際規格・ガイドラインに沿った管理体制を構築・運用することで食品の安全性を担保しています。

- 伊藤忠飼料株式会社
 - 不二製油株式会社
 - PT. ANEKA TUNA INDONESIA
 - ウェルネオシュガー株式会社
- プリマハム株式会社
 - PT. ANEKA COFFEE INDUSTRY
 - 日本ニュートリション株式会社
 - DOLE ASIA HOLDINGS PTE. LTD.

食品安全に関する責任あるマーケティング及びコンプライアンスに関する教育訓練プログラム

食品安全に関する責任あるマーケティング及びコンプライアンスについての教育訓練プログラムとして食料カンパニーでは e ラーニングを実施し、従業員の食品安全や法令遵守に関する意識・知識向上を図っています。また、別途開催の講習会等を通じて、工場監査人材の育成にも取り組んでいます。

主な内容	● 食品安全に関する責任あるマーケティングに関わる事項 ● 関連法令に関する事項 ● 社内規程・マニュアルに関する事項 ● サステナビリティに関する事項
受講対象者	● 食料カンパニー全組織員（嘱託、派遣社員、出向者、受入出向者等を含む）

■ 受講状況			
	2023年度	2024年度	2025年度
受講者数	761名	759名	663名
受講率	100%	100%	100%

確実な知識の定着を目指して、今後も継続して実施します。

食品安全関連のイニシアティブ、協会等への参加

伊藤忠グループでは、安全・安心な加工食品の供給に向け、情報収集及び意見交換を目的として以下の外部関係団体に所属しています。

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会 (<https://www.asif.or.jp/>)

輸入食品の安全確保に関わる問題を改善すべく、1988 年 11 月に輸入・生産・流通・販売に携わる有志企業が協議会を設立しました。その実績を踏まえ 1992 年 9 月に厚生省（現・厚生労働省）の許可を得て社団法人となり、更に 2011 年 4 月 1 日には公益認定を受けて、公益社団法人日本輸入食品安全推進協会となりました。食品事業者が「安全・安心な輸入食品をお届けする」という社会的責任を果たすことを支援する活動を幅広く行っています。

伊藤忠グループでは、日本輸入食品安全推進協会を通じて、輸入食品の加工食品・生鮮食品の安全確保（生物的・化学的・物理的ハザードへの対応）に関する情報収集を行い、食品安全自主管理システムの運用を強化しています。

公益社団法人日本食品衛生協会 (<https://www.n-shokuei.jp/>)

飲食に起因する危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する目的をもって、1947 年に食品衛生法が制定されました。それを機に食品関係の企業が、食品衛生法の趣旨にそって行政に協力し、自主衛生管理を実施することを目的として、1948 年 11 月 1 日に社団法人日本食品衛生協会が設立されました。

設立以来、同協会は、食品等事業者に対する食品衛生の向上や自主管理体制の確立のための食品衛生指導員活動、食品等の試験・検査業務、食品営業賠償共済の推進、各種講習会の開催、食品衛生図書等の頒布普及、消費者に対する情報提供、食品衛生に関わる国際協力、調査研究の推進等、各種公益目的事業等を実施しています。

伊藤忠グループでは、日本食品衛生協会から食品衛生の向上に資する情報を収集し、自主管理システムの強化を図っています。

一般社団法人日本食品添加物協会 (<https://www.jafaa.or.jp/>)

食品添加物についての正しい知識の普及等を目的として 1982 年 10 月に日本食品添加物団体連合会を母体として設立され、2014 年 4 月に一般社団法人に移行しました。厚生労働省医薬・生活衛生局の指導のもとに、会員に対しては食品添加物の製造・販売・使用について、一般消費者に対しては安全性や有用性について正しい理解を求めべく、各種活動を行っています。

伊藤忠グループでは、日本食品添加物協会を通じて、食物アレルギー・食品添加物に関して情報収集し、食品表示登録点検ルール・表示の確認・点検管理レベルの向上・食品表示に関する有資格者の育成に役立てています。

顧客責任

医薬品ビジネスでの品質管理体制

医薬品ビジネスにおいては専門性が必要であることから、医薬関係は主には専門性を具備したグループ会社にて取組んでいます。品質を確保するために、例えば輸入原料は自社試験室にて品質を確認した後に販売するといった、薬機法に従った品質管理を実施しています。

医薬品分野でのサプライヤー体制チェック・Quality of Life (QOL) 貢献

海外サプライヤーを定期的に訪問

自社試験室での品質管理のみならず、海外サプライヤーを定期的に訪問し製造工程が薬機法に適合しているかの査察を実施しています。

医薬品分野でのQOL向上への貢献

ジェネリック医薬品向け原料の安定供給により医療費の増加抑制に寄与しています。また再生医療やがんの副作用緩和の新薬開発会社に投資し、将来の医療レベル及び患者のQOL向上に取組んでいます。

伊藤忠グループのISO9001認証状況

伊藤忠グループでは、幅広い事業を展開しており、各事業部門において異なる市場や顧客のニーズに対応する必要があります。そのため、それぞれの業界に適した品質管理の基準や手法が求められます。各グループ会社がその業界に適した品質管理のマネジメントシステムを構築し、必要に応じてISO9001の認証を取得しています。

伊藤忠グループ内でISO9001を取得している会社数	604社中80社 (グループ全体に占める割合13.2%)
伊藤忠グループ内でISO9001を取得している主要な子会社	●伊藤忠工業ガス(株) ●伊藤忠テクノソリューションズ(株) ●伊藤忠ロジスティクス(株) ●DAIKEN(株) ●タキロンシーアイ(株) ●Murfitts Industries Limited

取組み

社会的弱者を支援する取組み

植物性ミルク(オーツミルク、アーモンドミルク)の取扱い

伊藤忠商事では、豆やナッツ等の植物性の食材から作られた植物性ミルクのうち、オーツミルクとアーモンドミルクの展開を進めています。

植物性ミルクは、乳糖が消化できない乳糖不耐症の方でも飲める、牛乳の代替品として浸透しています。中でも、オーツミルクとアーモンドミルクは、牛乳と比較して脂肪分やカロリーが低くヘルシーで、食物繊維が多く含まれ、コーヒー等との相性もよいことから、アメリカやヨーロッパ等でも需要が伸びています。更に、牛乳と比べてCO₂排出量・土地・水の使用量等の環境負荷低減に貢献でき、常温保存可・賞味期限が長い等の特徴もある等のサステナブルな食材でもあります。このような栄養、健康、環境面に配慮された植物性ミルクを広く消費者に届けるため、当社では、原料輸入や国内製造体制の構築を進め、商品設計を含めた開発提案も行っています。

株式会社ファミリーマート

伊藤忠グループの株式会社ファミリーマートでは地域に密着したリーテイル事業を展開し、社会的弱者を支援する以下の取組みを実施しています。

■20歳未満者への酒・たばこの販売防止

ファミリーマートでは、酒類・たばこを販売しており、責任ある事業者として、またファミリーマートが加盟する一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会のセーフティステーション活動憲章(青少年環境健全化への取組み)に基づく対応として、20歳未満者への酒類・たばこの販売防止を徹底しています。20歳未満者の飲酒は、急性アルコール中毒や、将来のアルコール依存症へ発展するリスクがあるとの考えに基づき、お酒・たばこの広告・宣伝、販売時の遵守事項、教育教材として「お酒・たばこ販売における法令遵守ガイドブック」を作成しています。更に、自社従業員や加盟店従業員への教育・啓発、お客様への注意喚起等を実施することにより、20歳未満者へ酒・たばこを販売しない取組みを徹底しています。

顧客責任

1. お客様への注意喚起

酒類の売場に陳列している商品が酒類であると認識できる表示と、購入者が20歳以上であることが確認できない場合酒類販売をしない旨を記載したポスターや販促物を掲示し、注意喚起をしています。

また、法律に定められている酒類の売場表示や区分陳列が適正に行われているか、20歳未満者の飲酒・喫煙を禁じるPOP（店内の広告）や「年齢確認実施中」のポスター等が設置されているかを店長、営業指導担当であるスーパーバイザーが確認しています



「年齢確認実施中」ポスター

2. レジでの年齢確認

レジでは、酒・たばこの商品をスキャンした際、音声ガイダンスと同時に、ストアスタッフ側・お客様側のレジ画面に年齢確認実施中のメッセージを表示することで、ストアスタッフへの注意喚起及びお客様の年齢確認をしています。

3. スタアスタッフの教育

店舗で働く全ての従業員に「お酒・たばこ販売における法令遵守ガイドブック」及び「ストアスタッフトレーニングツール」を使用し、酒・たばこの商品特定、レジでの年齢確認手順の研修を実施しています。また、年2回の「定期リスク予防教育」を通じて、酒・たばこ販売の教育を実施し、教育完了時には「定期リスク予防教育実施記録」に記名し、店長、スーパーバイザーが確認しています。また、新規採用のレジを操作する従業員には、接客を開始する前に研修を実施しています。

4. プライベートブランド酒類の広告・宣伝

ファミリーマートのプライベートブランド「ファミマル」の酒類は、飲酒に関する連絡協議会が定めた「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」に基づいた商品表示を行っています。更に、酒類を扱うファミリーマート各店では、20歳以上のお客様を対象としてアルコール飲料の代替となるノンアルコール飲料を取扱っています。

健康を訴求し負の影響を削減する商品・サービスの開発と提供

超高齢社会を迎え国の医療費の増加や要介護者の増加は大きな課題となっています。その中でファミリーマートでは、一人ひとりが健康を維持するための支援として、健康をサポートする様々な商品・サービスを展開し、地域の皆様のセルフケアの増進につながる取組みを行っています。プライベートブランド「ファミマル」では健康に配慮した商品をラインナップし、対象となる商品にお客様の関心の高いたんぱく質や食物繊維等をアイコンでわかりやすく表記をすることで、おいしさと健康を両立したい消費者からご好評をいただいています。

1. 一目でわかる健康志向に対応した商品表示

- 健康意識が高まるなか、暮らしに身近なコンビニで、もっと安心して毎日の食事を楽しめるように、店頭でわかりやすく表示する取組みを行っています。プライベートブランド「ファミマル」の健康に配慮した対象商品に、お客さまの関心の高い「たんぱく質」「食物繊維」等をアイコンで表記しています。



- プライベートブランド「ファミマル」では、ロカボシリーズの素材菓子や豆菓子を販売しています。パッケージには一般社団法人食・楽・健康協会が監修した証であるロカボマークとともに、ロカボ糖質を記載しており、手軽に糖質コントロールが可能です。ロカボとはカロリー制限とは異なり、緩やかな糖質コントロールで、おいしく楽しく、適正糖質を摂ることを推奨する食事法のことです。糖質の摂取をあえてゼロにせず、ロカボ糖質※を1食あたり20～40gに、間食のロカボ糖質を10gに抑えることで、食後の血糖値上昇を抑えることができますといわれています（出典：一般社団法人食・楽・健康協会）。

※ ロカボ糖質（1g＝4kcalのエネルギーを持つ糖質量）とは利用可能炭水化物をもとに算出したもので、一般的な糖質とは、算出根拠が異なります。一般社団法人食・楽・健康協会が掲げている、世の中の人々に「おいしく、楽しく食べて、健康に」なっていただきたいという理念のもと考案されました。

顧客責任

2. 味わいにこだわった栄養バランスのとれた健康サポート商品

2024年9月、サントリーの「伊右衛門」と「ファミマル」のダブルブランド商品として、「BMIが高めの方の内臓脂肪を減らす」ことが報告されている茶カテキンを機能性関与成分として含有した、機能性表示食品の茶類を販売しました。「伊右衛門」ブランドとの共同開発を行うことで、おいしさを担保するとともにプライベートブランドならではの毎日続けやすく、習慣化しやすい価格での展開を実現しました。



ファミマル 伊右衛門 毎日すこやか濃い緑茶

詳しくは株式会社ファミリーマートサステナビリティサイト「生活を豊かにする商品・サービスの提供」(https://www.family.co.jp/sustainability/material_issues/needs/added_value.html)をご覧ください。

Ⅰ 食の安全・安心

ファミリーマートでは、お客様に安心して召し上がっていただける中食商品（おむすび、寿司、弁当、惣菜、サラダ、サンドイッチ等）をお届けするために、法律で定められた基準よりも更に厳しい独自の品質管理基準を設定、管理しています。原材料の調達から製造、配送、販売まで、全てのプロセスにおいて一貫した品質管理体制を構築すると共に、中食商品の各製造委託工場については更なる衛生管理の強化を進めています。また、食品添加物の削減にも積極的に取り組み、安全・安心の徹底とその向上を目指しています。

工程	食の安全
原材料管理	●品質衛生管理基準に基づいた原材料審査
製造・品質管理	●細菌検査の実施（四半期ごと） ●全中食製造拠点対象の工場点検の実施（随時） ●良品保証会議の実施（毎週） ●品質管理責任者会議の実施（随時）
物流管理	●物流センター施設の管理 ●冷凍／チルド／定温の温度帯別の保管、配送の実施
店舗管理	●店舗での衛生管理に関する教育 ●HACCPに沿った衛生管理の実施

Ⅰ 安全・安心な地域社会づくり 地域社会のより良い未来のために

子どもや女性、高齢者が店舗に駆け込んだ際の保護や青少年の健全な育成のための声掛け等、日本フランチャイズチェーン協会の一員として、地域の安全を守る「セーフティステーション活動」に取り組んでいます。更に、自治体との「包括協定」を通じて安全・安心なまちづくりに取り組み、地域コミュニティの一員として地域社会をサポートしています。
また、店頭募金「ファミリーマート夢の掛け橋募金」を通じて集まった浄財は、子どもたちの豊かな成長に寄与する活動と地域の緑を守る活動に活用されています。

ウェルネオシュガー株式会社 (<https://www.wellneo-sugar.co.jp/>)

Ⅰ 糖のチカラと可能性を切り拓き“Well-being”を実現

ウェルネオシュガーでは生活必需品である砂糖の安定供給という使命を果たすとともに、糖質をはじめとする多様な機能性素材の開発と展開によって、おいしさと健康に役立つ製品・サービスを提供する中で、様々なステークホルダーの“Well-being”に貢献するという想いを込めて、「糖のチカラと可能性を切り拓き“Well-being”を実現する」というパーパスを掲げています。
マテリアリティの一つとして「食と健康の課題解決による生活品質の向上」を掲げており、「おいしさと健康的生活の調和が取れたソリューションの提案と実現」と「お客様とのコミュニケーションによるライフステージ毎の食生活に関する課題解決」を通じて、消費者の生活品質の向上を目指していきます。

不二製油株式会社 (<https://www.fujioil.co.jp/>)

Ⅰ 健康を訴求し負の影響を低減する商品・サービスの開発と提供

グループ会社の不二製油グループでは、消費者の健康を訴求する商品の開発に努めると共に、負の影響を低減する商品・サービスの開発を進めています。

1. プロセスコンタミナント低減の取り組み

食品の製造工程で偶発的に生じる、人の健康へ悪影響を与える恐れのある物質（プロセスコンタミナント）は、現状では人の健康に合理的に達成可能な範囲で、できる限り食品中の濃度を低減させることが望ましいとされています。不二製油グループでは、サプライチェーンの管理や製造時にプロセスコンタミナント生成を低減する製法により低プロセスコンタミナント油脂の製品化を進めています。

顧客責任

2. 砂糖低減チョコレート

肥満や生活習慣病を予防するため、糖の過剰摂取をなくす取組みが世界的に注目を浴びています。例えば、WHO（世界保健機関）は2015年に、成人あるいは未成年が一日に摂取する糖類について、一日に摂取するエネルギーの10%未満に抑えることを推奨する指針を公表しています。不二製油グループはBtoBの食品素材メーカーとして、砂糖を使用しないシュガーフリーチョコレートの開発と拡販にも取り組んでいます。

プリマハム株式会社 (<https://www.primaham.co.jp/>)

健康に配慮した商品の開発・提供

健康や生活習慣に対する意識が高まる中、食品に健康維持・増進といった機能性を求める人が増えています。それに伴い、昨今の食品市場では機能性表示食品の売上が伸びています。グループ会社のプリマハムでは長年にわたって研究開発を重ね、2025年3月からサラダチキン商品において、ストレスや疲労感の緩和等の機能を持つ機能性表示食品を販売開始しています。また、減塩糖質ゼロ等健康に配慮した商品は、一目で分かるように「プリマヘルシー」のブランドでお客様にご提供しています。

より栄養素の高い食品へのアクセス向上

食物繊維素材を通じた健康で豊かな生活への貢献

世界保健機関（WHO）や厚生労働省においても、健康的な食生活における食物繊維摂取の重要性が示されています。一方、日本人の食生活においては、食物繊維を日常的に、無理なく摂取できる機会を広げていくことが重要な課題の一つとなっています。伊藤忠商事は、こうした課題認識のもと、高食物繊維大麦素材「BARLEYMAX」の国内展開を推進しています。主食、惣菜、ベーカリー、シリアル、中食・外食向け商品等、日常的に取り入れやすい食品への展開を通じて、消費者が無理なく食物繊維を摂取できる環境づくりに貢献していきます。また、原料供給から製造加工、流通、リーテイルまでの食料バリューチェーンを活用し、食品メーカー・小売・外食企業等との連携を通じて、おいしさ、利便性、健康価値を兼ね備えた食品開発を支援していきます。より栄養素の高い食品へのアクセス向上に向けた具体的な目標として、2030年までに日本国内におけるBARLEYMAXの取扱数量1,000トンを目指します。食物繊維素材の普及を通じて、消費者が日常の食生活の中で無理なく食物繊維を摂取できる環境づくりを進めていきます。

適切な食品表示に関する取組み

取扱う食品の表示を適切に記載するため、食料カンパニーでは食品表示登録管理ルールを設けて運用し、責任あるマーケティングを行っています。外部の専門機関に加え、各営業部署、及び食品安全・コンプライアンス管理室における表示の確認・点検管理レベルの向上や、食品表示に関する有資格者の育成にも取り組んでいます。また、ファミリーマートでは加工食品の表示は、食物アレルギーをお持ちの方が食品を摂取する際の安全性の確保及び特定物質の大量摂取による健康被害を避けるために重要な情報です。ファミリーマートで販売しているプライベートブランドの商品ラベルには、法律で定められた表示義務のある情報（原材料、栄養成分、保存方法等）に加え、アレルギー表示については法律で義務付けられている品目と表示推奨の品目をあわせて示し、お客様に安心して商品をお買い求めいただけるよう配慮しています。また、加工食品・アルコール飲料に関する注意喚起の情報として、「アルコール飲料の依存症、急性アルコール中毒、20歳未満者の飲酒に対する注意書き」等をわかりやすく提供しています。

アルコールの安全性に関する業界イニシアティブとの連動

アルコール飲料への依存症、急性アルコール中毒、20歳未満者の飲酒等のアルコールが社会的弱者に対して与える負の影響に配慮し、酒類の販売を行っていくために伊藤忠商事の酒類を取扱うグループ会社は、以下の団体に加盟し、常に情報の収集と業界動向を確認しています。

東京都卸売酒販組合 (<https://www.tokyo-oroshi.or.jp/>)

酒類販売免許の交付を受けた者の社会的責任は、関係法規を遵守して、その商品特性からの社会的弊害や国民衛生等に配慮し、飲酒文化の継承と安定した経営管理並びに適正な飲酒環境の維持・向上に努め、国民の福祉と利益を重視した対応に努め、公正なルールのもとでの市場競争を促進することにあります。組合を通じた緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基づく活動により、個々の経営維持と業界全体の発展という共同利益の増進を図ります。伊藤忠商事のグループ会社である株式会社日本アクセス・伊藤忠食品株式会社が加盟しています。

顧客責任

開発途上国の飢餓・貧困に対する取り組み

WFP 国連世界食糧計画への支援



世界の飢餓・貧困問題を少しでも解消するため、国連唯一の食料支援機関である WFP 国連世界食糧計画の公式支援窓口である認定 NPO 法人 国際連合世界食糧計画 WFP 協会（以下、国連 WFP 協会）のサポーターとなり、様々な活動を支援しています。2025年5月に子どもの餓死の撲滅キャンペーンである「ウォーク・ザ・ワールド」が横浜、名古屋、大阪で開催され、総勢 325名の伊藤忠商事及び伊藤忠グループ会社従業員・家族が参加しました。



子どもの飢餓の撲滅キャンペーン「ウォーク・ザ・ワールド」に参加

途上国と先進国の食のアンバランスを解消する「TABLE FOR TWO」(TFT)

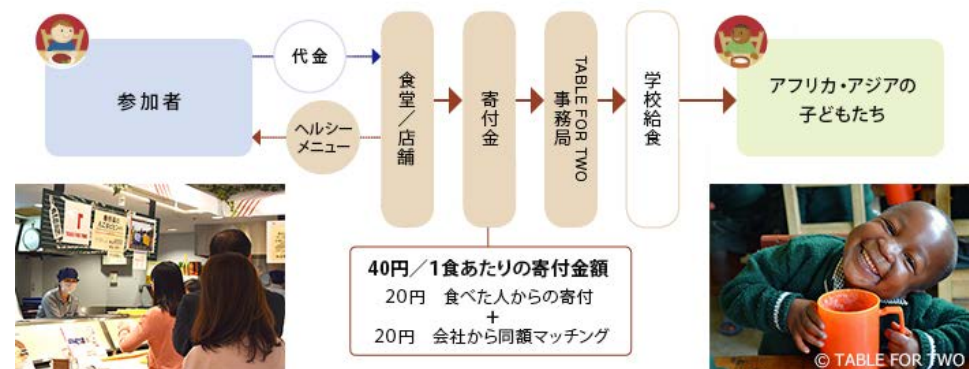


「TABLE FOR TWO」(「二人の食卓」)は、開発途上国が抱える飢餓と、先進国が抱える肥満や生活習慣病(糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症等)の同時解決に向けて、時間と空間を越えて食事を分かち合うというコンセプトの社会貢献プログラムです。

2007年10月に日本で創設され、伊藤忠商事は他社に先駆けて翌年4月より東京・大阪・名古屋の社員食堂で、本格導入しました。

健康に配慮した TFT 対象メニューを従業員が購入すると、1食につき20円が寄付されます。これに会社も同額を寄付するマッチング・ギフト方式によって、20円が加算されます。つまり、1食につき40円が TABLE FOR TWO のプログラムを通じて開発途上国の子どもの学校給食になっています。

現在、東京本社では TFT メニューを提供しています。



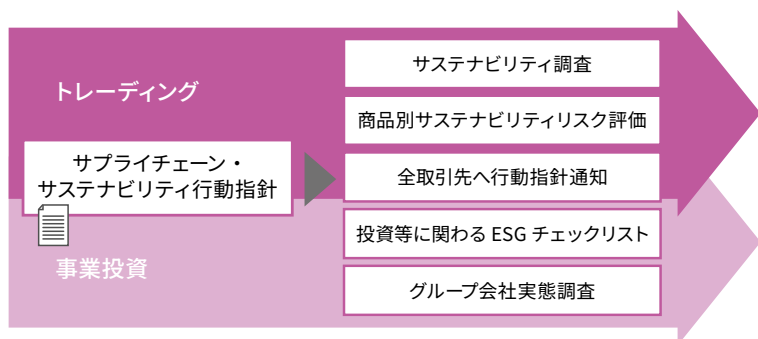
バリューチェーンにおけるサステナビリティ

方針・基本的な考え方（サプライチェーン）

伊藤忠商事は各事業活動に合わせたサステナビリティマネジメントを通して、サプライチェーンや事業投資先の人権・労働及び環境等へも配慮していきます。これにより持続可能なバリューチェーンを構築し、伊藤忠グループの競争力・企業価値の向上に繋げていきます。

サプライヤーへのサプライチェーン・サステナビリティ行動指針の通知

サプライヤーから伊藤忠商事の調達に関する方針の理解と協力を得ていくことが重要と考え、2013年度に、継続的取引のある約 4,000 社のサプライヤーに対して「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を改めて通知しました。また 2015 年 1 月からは新規サプライヤーと取引を行う場合は必ず事前に通知することを定め、さらに、2025 年度よりサプライヤーのみならず、継続的取引を行う全ての取引先にも通知し、当社のサステナビリティに関する方針についてコミュニケーションを深めています。



サプライチェーン・サステナビリティ行動指針

伊藤忠商事は「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を定め、全ての取引先及び事業パートナーに対して伊藤忠商事の考え方を伝え、以下に定める項目への理解と実践を期待し、働きかけていきます。

1. 従業員の人権を尊重し、差別・各種ハラスメント・体罰を含む虐待等の非人道的な扱いを行わない。
2. 従業員に強制労働・児童労働を行わせない。また、最低就業年齢に満たない児童を雇用しない。
3. 雇用における性別、人種、宗教等による差別を行わない。
4. 法定最低賃金を遵守すると共に、生活賃金以上の支払いに努める。不当な賃金の減額を行わない。
5. 労働条件・労働環境等に関して労使間の円滑な協議を図るため従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する。
6. 法定限度を遵守すると共に、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。
7. 従業員に対して安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努める。
8. 事業活動において、環境汚染やその他環境問題により自然資本や地域社会に負の影響を与えないよう配慮し、エネルギー・水・その他資源の使用量、及び温室効果ガス・廃棄物の排出量の削減に努める。
9. 関係法令及び国際的なルールを遵守し、利益相反・反競争的慣行の防止を含めた公正な取引及び腐敗防止を徹底する。
10. 上記の各項目に関する情報の適時・適切な開示を行う。

2009年4月策定
2025年4月改訂

バリューチェーンにおけるサステナビリティ

目標・アクションプラン

リスク	機会
●消費者やサービス利用者の安全や健康問題発生時の信用力低下	●食の安全・安心や健康増進の需要増加 ●サプライチェーン人権への配慮、労働環境の改善に伴う、安全かつ安定的な商品供給体制の構築 ●環境に配慮した資源や素材の安定供給による、顧客の信頼獲得や新規事業創出 等

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
繊維カンパニー								
安定的な 調達・供給	12 持続可能な消費と生産	汚染防止と 資源循環	資源循環による環 境負荷の低減	繊維製品 全般	サステナブルな繊維製品の取扱い、及びリサイクルを通じて循環型社会の実現に貢献します。	環境配慮型商品の取扱い、並びに資源リサイクルに繋がる取組みの推進。	繊維由来の再生ポリエステル「RENU」等、サステナブル素材の普及促進、及び繊維製品を再資源化する仕組みの構築。	●RENUプロジェクトによる再生ポリエステル取扱いの環境インパクトは以下の通り（2025年度見込み）。 ●原材料として投入した廃棄物：Tシャツ換算 4.8百万枚 ●CO ₂ 削減量：1,491t ●水の削減量：5,018kL ●不要となった衣料品の回収サービス「Wear to Fashion」における回収拠点は約6,000か所と前年より1,700か所増加（2026年3月現在）。 ●繊維と化学品の共同案件である「ARChemia プロジェクト」により、使用済み衣料品を環境付加価値の高い化学製品に生まれ変わらせるプロジェクトを運用中。2025年に開催された大阪・関西万博では、万博スタッフの使用済みユニフォームの一部を当プロジェクトでリサイクルし、循環型社会の実現に寄与。
●人権の 尊重・配慮 ●安定的な調 達・供給	8 働きがいと経済成長	バリュー チェーン	人権・環境に配慮 したバリューチェー ンの確立	繊維製品 全般	バリューチェーン全体において、人権を尊重し、環境経営に取組む企業との取引を推進します。	主要サプライヤー調査を継続的に実施することで、サプライチェーンにおける人権・社会・環境リスクの早期把握に取組む。	毎年、50社以上の主要サプライヤーへの現地訪問調査やアンケート調査を継続的に実施。	2025年度は、中国及びアジア地域の取引先77社に対してサステナビリティ調査を実施。結果、重大な問題は無いことを確認。取引先からの回答に対しては適宜フィードバックを行い、健全なサプライチェーンの構築を推進。
食料カンパニー								
健康で豊かな 生活への貢献	3 持続可能なエネルギー	食品安全	安全・安心な食料・ 食品の供給	食料・ 食品関連 全般	安全・安心な食品を安定的に調達すべくサプライヤーの選択と集中を行います。	食品安全管理システムに関する認証資格保有者を中心にサプライヤーへの監査・指導を強化する。	食品安全管理システムに関する認証資格保有者を中心にサプライヤーへの監査・指導を強化し、安全・安心な食品の安定供給。	391工場に対して点検を実施。 食品安全管理システムに関する有資格者及び社内資格保有者によるサプライヤーへの監査・指導を強化し、安全・安心な食品を安定的に調達・供給した。
●人権の 尊重・配慮 ●安定的な調 達・供給	8 働きがいと経済成長 15 陸の豊かさ	サプライ チェーン	人権・環境に配慮 したサプライチェー ンの確立	食糧分野	第三者機関の認証や取引先独自の行動規範に準拠した調達体制の整備を行います。	●コーヒー豆、カカオ豆産地国において、取引先独自の行動規範に準拠した調達の推進。 ●パーム油の第三者認証団体であるRSPOの認証油の取扱い強化。 ●生産国の認証油システムの利用を促すため、国内業界団体と協力し、MSPO / ISPOの国内におけるプロモーションや流通制度の確立を支援。	●コーヒー豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行動規範に準拠した商品もしくは認証品の調達を推進。 ●カカオ豆：当社調達方針に基づき、取引先独自の行動規範に準拠した商品（サステナブル品）の調達を推進。 ●パーム油：当社調達方針に基づく調達を行い、設定したKPI項目・サプライヤー情報等の開示を推進。 2030年目標 ●コーヒー豆：サステナブルコーヒー豆への切替50%を目指す。 ●カカオ豆：サステナブルカカオ豆への切替100%を目指す。 ●持続可能なパーム油への切替100%を目指す。	2025年度実績 ●コーヒー豆（認証品等）：取扱比率 34% ●カカオ豆（トレーサブル品）：取扱比率 55% ●パーム油（RSPO 認証品）：取扱比率 パーム油 38% オレオケミカル製品 63% 各産地国への支援実績 ●コーヒー豆：エチオピアのコーヒー業界へ貢献していくため、グループ会社と協働でコーヒーの苗木の寄付を実施。

バリューチェーンにおけるサステナビリティ

目標・アクションプラン

マテリアリティ	SDGs目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
●人権の尊重・配慮 ●安定的な調達・供給		サプライチェーン	責任ある水産資源調達	生鮮食品分野	第三者機関の認証や取引先または当社の独自の行動規範に準拠した調達体制の整備を行います。	水産物（鯉鮪類）産地国において、取引先独自の行動規範に準拠した調達の推進。	MSC 認証原料の取扱数量。	2025年度の MSC 認証原料の取扱実績：10,600t（全体の約9%に増加）
住生活カンパニー								
●気候変動への取組み(脱炭素社会への寄与) ●安定的な調達・供給	 	森林	持続可能な森林資源の利用	●パルプ ●チップ ●木材	環境への影響を軽減し温室効果ガスの増加を防ぐため、持続可能な森林資源を取扱います。	認証材または高度な管理が確認できる林産物を取扱う。	取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林産物の比率を100%とする。	2025年度に取扱う林産物における、認証材または高度な管理が確認できる林産物の取扱比率は、パルプ・チップ・木材とも100%。
●人権の尊重・配慮 ●安定的な調達・供給		●森林 ●サプライチェーン	天然ゴムの持続可能な供給の実現	天然ゴム	●保護地域、泥炭地域の開発、及び先住民からの土地強奪等に関わるサプライヤーの特定に取組み、当該サプライヤーからの調達を防止します。 ●特に小規模生産者を中心とする天然ゴム生産者に対し、現代奴隷問題を含めたリスクアセスメント、生産量と品質を改善するための研修の実施、または支援します。	●原料収穫地が不透明な原料調達サプライチェーンを透明化すべく、トレーサビリティシステムを構築する。 ●独自取組み「PROJECT TREE (https://project-tree-natural-rubber.com/jp/)」のサステナビリティ活動を通じて、生産性向上のための研修を実施する。	●天然ゴム加工事業でトレーサビリティ、サステナビリティが確保された原料調達を目指す（2028年天然ゴム原料のトレーサビリティ100%）。 ●サステナビリティ教育活動実施農家数を増やし、業界のサステナビリティ実現に貢献する。	●サプライヤーの自己申告によってトレーサビリティが確保された原料調達比率は100%。 ●伊藤忠の開発したシステムによって小規模農家までのトレーサビリティが確保された原料比率は月間購買数量の24%に到達。 ●サステナビリティ教育活動実施農家数は8,223人／年（※2025年1月～2025年12月実績ベース）、累計28,135人（※2021年1月～2025年12月実績ベース）。

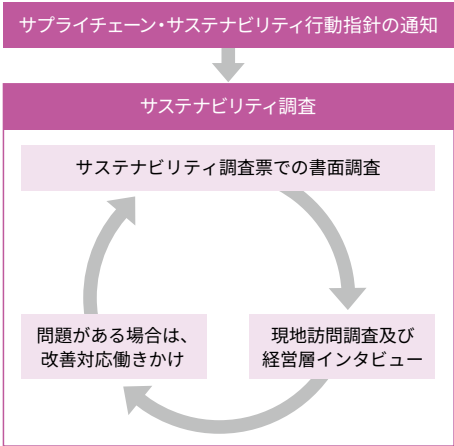
バリューチェーンにおけるサステナビリティ

体制・システム（サプライチェーン・マネジメント）

事業領域の拡大を背景に、伊藤忠商事のサプライチェーンは広域化・複雑化し、自社が直接管理できる工程だけでなく、原料の調達や生産地、中間流通及び消費地での人権・労働及び環境等へのリスクマネジメントがより必要となっています。特に自社の購買シェアが比較的高いサプライヤーの現場管理については、その配慮や責任度合も大きく、優先して取り組むべき事項として捉えています。

当社は、サプライチェーン・サステナビリティ行動指針を定め、以下のとおり毎年のサステナビリティ調査およびレビューを通じて、当該指針との整合を確認し、問題の発生防止に努めています。さらに、年次サステナビリティ調査、サプライヤーとのエンゲージメント、バイヤー研修および社内向けコミュニケーションツールを通じて、サプライチェーン・サステナビリティ行動指針と当社の調達関連実務との整合性を確認するとともに、再確認やフォローアップが必要な事項の把握に努めています。問題が確認された場合には、当該サプライヤーとの対話を通じて改善を図っています。

■ サプライチェーン・マネジメント推進図



サステナビリティ調査

サステナビリティ調達を実現すべく、サプライヤーの実態を把握するため、2008年度よりサステナビリティ調査を実施しています。高リスク国・取扱商品・業種・取扱金額等一定のガイドラインのもとに各ディビジョンカンパニー及び該当するグループ会社が重要サプライヤーを選定し、ISO26000の7つの中核主題を必須調査項目としたアンケート形式（サステナビリティチェックリスト）に加え、各ディビジョンカンパニーの営業担当者や海外現地法人及びグループ会社の担当者がサプライヤーを訪問しヒアリングを実施しています。

サステナビリティ調査に先立ち、様々な商品を様々な国で調達する従業員に対して、サプライチェーン・サステナビリティ調査説明会を実施し、「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」及びサプライヤーとのコミュニケーションにおいて留意すべきESGの観点を、ハンドブックを用いて理解する研修（バイヤー研修）を実施しています。調査票やハンドブックの内容は毎年見直し、ESGリスク管理の精度向上を図っています。

サステナビリティ調査票

サステナビリティ調査票はISO26000の7つの中核主題（組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及び発展）に基づき、中核主題以外も、担当部門・取扱商品ごとに以下の表に示す調査項目を追加する等分野に応じた調査を実施しています。また、外部有識者の意見を参考に、設問の中でも、対応や対策が不十分の場合、持続可能リスクが高くなる人権・労働慣行・環境を中心とした18の設問を重要設問として設定し、重点的に、サプライヤーへの改善対応の働きかけを実施しています。

■ 調査概要

サステナビリティ調査対象基準	● 高リスク国 ● 一定金額以上 ● 一定商品群取扱いもしくは一定業種
全ディビジョンカンパニー共通の主な設問	1. 組織統治：責任体制・内部通報制度の整備 2. 公正な事業：腐敗防止・情報管理・知的財産権の侵害防止・持続可能な調達方針 3. 人権：事業上の人権侵害のリスク評価・児童労働／強制労働／ハラスメント／差別の廃止・適正な賃金支払 4. 労働慣行：労働時間管理・安全衛生管理・従業員の健康 5. 環境：廃棄物／排水処理・危険物の取扱い・気候変動／生物多様性への取り組み 6. 消費者・地域社会：品質管理・トレーサビリティ・消費者及び近隣住民との対話 7. 認証：環境・品質・労働安全衛生のマネジメントシステム

■ 担当部門・取扱商品ごと追加調査項目

調達材	追加調査項目
紙・チップ／木材	森林保全・第三者認証の有無
農産物	生産地管理、化学肥料農業管理
畜産物	食品安全、生産地管理
天然水産物	生産地管理、漁獲管理
アパレル	化学物質管理
パーム油	生産地管理、苦情受付窓口の整備
コーヒー豆	生産地管理、苦情受付窓口の整備

バリューチェーンにおけるサステナビリティ

サステナビリティ調査ハンドブック

実際にサステナビリティ調査を担当する従業員向けにサプライヤーとのコミュニケーションに関するハンドブックを作成し、サステナビリティ調査の意義や調査項目に合わせた確認すべき事項等を従業員へ周知するために活用しています。2025年度にその内容を改訂し、従業員が重要サプライヤーの環境・人権・労働慣行・腐敗防止等の管理状況の実態をより具体的に把握し、改善アドバイスを行うことができるチェックの仕組みを展開しています。今後も調査やコミュニケーションを継続することで、従業員の意識向上とサプライヤーへの理解と実践を求めています。



サステナビリティ調査
ハンドブック

ハンドブック記載例

強制労働の禁止

目的：強制労働の禁止

本人の意思に反し強制的に行われるあらゆる労働は、重大な人権侵害でありILOの国際条約等で禁止されている。

確認すべき事項

- 拘束、拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買、脅迫、強制、強要、拉致、詐欺によって移送された労働者の受入などすべての強制労働が禁止されているか。
- 外国人労働者のパスポートやID原本の預かり、雇用契約書に外出および帰国の制限、契約時に金銭の貸付が行われていないか。

2025年度サステナビリティ調査

2025年度は、324社の調査を行い、その結果からは直ちに対応を要する深刻な問題はみつかりませんでした。調査時に懸念事項が確認された取引先に対しては、再調査を100%実施し、取引先による迅速な改善措置や対策等を確認しています。今後も取引先に対して、当社の考え方に対する理解を求め、コミュニケーションを継続していきます。

過去3年間における調査対象会社は、調査対象基準に該当する取引先の59%をカバーしています。

■ 調査対象社数

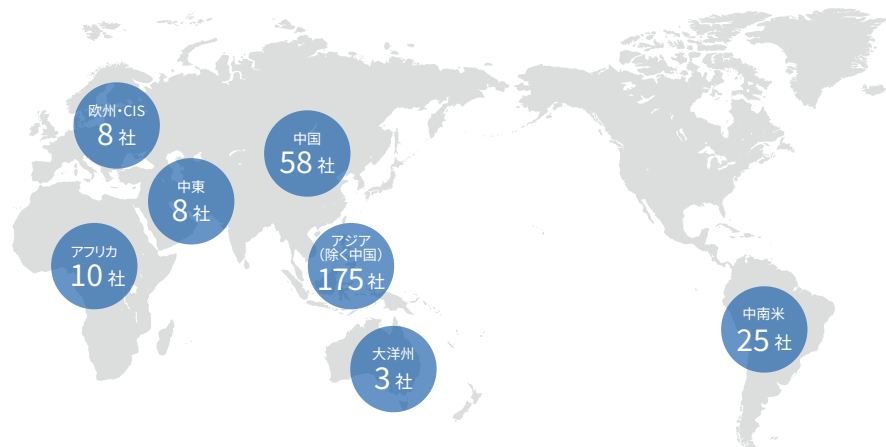
	全社	繊維	機械	金属	エネ化	食料	住生活	情金
2025年度	324	79	54	14	31	106	38	2
2024年度	275	75	9	14	31	106	38	2
2023年度	305	74	8	20	31	104	65	3
2022年度	320	105	9	20	31	104	48	3
2021年度	288	65	9	20	31	107	53	3

重要サプライヤーに対しては、必要に応じてサステナビリティ推進部が外部専門家と共に訪問調査も実施しています。

■ 担当部門・取扱商品ごとの調査実績社数

調達材	2023年度	2024年度	2025年度
紙・チップ／木材	52	32	14
農産物	31	31	31
畜産物	13	13	10
天然水産物	29	28	14
アパレル	60	75	43
パーム油	8	8	7
コーヒー豆	23	26	8

■ 調査対象社数の地域別内訳



バリューチェーンにおけるサステナビリティ

タイ家禽産業への人権監査を実施

～CPF サラブリー工場を視察～

食料カンパニーの主要仕入れ先の一つである Charoen Pokphand Foods Public Company Limited (CPF) のサラブリー工場（鶏肉加工品工場）において、外国人労働者を対象とした人権監査を、外部監査員同行のもと実施しました。

近年、タイの畜産業や漁業における外国人労働者の人権侵害に関して、タイ企業をサプライチェーンに持つ日本企業が NGO 団体等から指摘を受けるケースが増えています。今回の監査を通じて、当社のサプライチェーン上の人権リスクの有無を現場にて確認しました。

同工場（屠殺場、食品加工場）では労働者の約 30% にあたる 1,300 人のカンボジア人が働いており、重要な労働力となっています。監査では、工場内施設におけるカンボジア語表記の徹底、避難経路の確認、勤怠管理状況、パスポート及び労働許可証の個人保管状況等を確認し、また実際に働いているカンボジア人労働者を無作為に選んで労働実態のヒアリングも行いました。

今回の監査では、外国人労働者に対する人権侵害とみなされるような問題は確認されず、CPF の人権に対する十分な配慮とサステナビリティへの積極的な取り組み姿勢を改めて認識しました。

CPF では、外国人労働者にとっても安全な労働環境が整備されていました



CPF サラブリー工場



監査にご協力いただいた CPF の皆さんと



カンボジア人職員への労働実態ヒアリング



防災設備にはカンボジア語表記を徹底



副原料を山積みしないように提言

食品加工工場の定期訪問調査

食料カンパニーでは、食品安全・コンプライアンス管理室主導で、輸入食品については 2011 年度より海外サプライヤーの食品加工工場の定期的な調査を実施しています。2025 年度は 391 工場を訪問し、食品安全管理体制を確認しました。2015 年 1 月からは、北京に中国食品安全管理チームを開設し、中国サプライヤーの監督を行うことができる体制を整えています。2025 年度は 37 工場の定期監査・フォローアップ監査を実施しています。詳細は顧客責任 (P183) をご参照ください。

中食製造業者へのサステナビリティ第三者監査を実施

グループ会社の株式会社ファミリーマートの中食製造を委託する工場では、多くの外国人労働者を雇用しており、重要な労働力となっています。

こうした状況下において、多様な人材がより働きやすい職場環境を整備するため、適切な雇用がされているか、従業員の安全衛生・適切な健康管理がされているか等、約 200 項目から構成されるセルフチェックアンケート (SAQ) を、ファミリーマート商品を取り巻く取引先向けに実施しています。また、2025 年度は原材料メーカーを含めた 20 工場を対象に第三者監査を実施しました。人権や労働、安全衛生、環境等の遵守状況を点検し、それぞれの工場で重大な問題が無いことを確認しました。

今後も取引先と協働して、持続可能なサプライチェーンの構築に向けて行動していきます。

バリューチェーンにおけるサステナビリティ

違反サプライヤーへの対応

当社の環境・社会関連の各種方針の趣旨に違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーに是正措置を求めると共に、必要に応じて現地調査を行い指導・改善支援を実施していきます。

2025年度の調査では、児童労働の禁止、強制労働の禁止、生活賃金の支払等を含む重要設問に対するサプライヤーからの回答を、サステナビリティ推進部で精査し、課題の共有と再確認が必要な課題とサプライヤーを抽出しました。精査の結果、抽出された 39 社の再確認依頼をサプライヤーの担当事業部に依頼しました。担当事業部ではサプライヤーに再確認課題を説明し共有するとともに、課題に対するサプライヤーの対応の詳細な調査を実施しました。

■ 2025年度サステナビリティ調査結果

重要設問の内容		課題の再確認・是正依頼		
項目	設問による確認項目の例	再確認 依頼件数	割合 (324社中)	是正依頼 件数
サステナビリティ体制	経営層がサステナビリティに関する責任者で、サステナビリティ推進体制が明確化されている。	1	0.31%	—
内部通報制度	全従業員が安心して使うことができる内部通報制度が整備され、通報者にとって不利益が及ばない仕組みが明文化されている。	5	1.54%	—
公正な事業の方針と体制	汚職等の不正行為の防止方針・規程が整備され、モニタリングを実施している。	2	0.62%	—
情報セキュリティ	情報セキュリティ規程を整備し、全従業員へ周知している。	1	0.31%	—
二次サプライヤー	サステナビリティ調達方針があり、取引先（サプライヤー）へサステナビリティに配慮した事業活動への協力を依頼している。	18	5.56%	—
児童労働の禁止	ILO（国際労働機関）基準、当該国法令を踏まえた従業員の最低年齢を明確に定め、公的書類で年齢を確認し採用を行っている。	1	0.31%	—
強制労働の禁止	強制労働を行わない方針を掲げ、採用時に「パスポートやIDの原本を預かる、雇用契約書に外出や帰国の制限を設ける等の行為」を行っていない。	1	0.31%	—
ハラスメントの禁止	ハラスメントを禁止することを明文化して、全従業員に周知している。また、実際にハラスメントの有無を確認している。	0	0.0%	—
団結権、団体交渉権の保障	従業員の団結権・団体交渉権を認め、経営と定期的に労働環境の改善に関するコミュニケーションの機会を年1回以上設けている。	0	0.0%	—
差別の禁止	雇用及び就業機会において、性別、人種、宗教等により差別しない方針を策定し、公開している。	1	0.31%	—
生活賃金の支払い	当該国の法定最低賃金を上回り、地域の水準や業務内容に十分見合った賃金を支払っており、不当な減額も行っていない。	0	0.0%	—
適切な労働時間管理	労働時間を適切に管理する仕組みがあり、労働時間は当該国の法定基準を遵守している。また、週1日以上以上の休日を付与している。	0	0.0%	—
労働安全衛生	従業員の安全衛生に関し、リスクの把握と適切な安全対策を講じており、定期的な見直しもしている。また、メンタルヘルスも含む従業員の健康にも配慮した対策をしている。	0	0.0%	—
衛生管理	トイレや寮、食堂等含む全ての施設の労働環境を衛生的に管理している。また地元当局の調査等でも、過去5年以上、指摘を受けたことはない。	4	1.23%	—
環境法令	環境に関する遵守すべき法令をリスト化し、1年に1回以上、要求事項の見直し・周知を行っている。	5	1.54%	—
廃棄物の処理	廃棄物を現地法令に沿って処理する体制を整備し、1年に1回以上見直しと周知を実践している。	4	1.23%	—
環境法令コンプライアンス	現地環境法令における規制（排気、排水を含む）を把握し、要求以上の厳しい基準を設けて管理している。また、過去3年間、行政から当該法令についての違反通知や指導を受けたことがない。	0	0.0%	—
地域住民への説明	農地や工場などの敷地を拡張する際、地域住民等への影響を事前に評価し、その影響について説明を行っており、問い合わせ窓口を設けている。	0	0.0%	—
対象会社数		39	12.04%	—

バリューチェーンにおけるサステナビリティ

体制・システム (事業投資マネジメント)

投資先の事業活動が、環境や社会に与え得る影響を認識し対処するため、ESG リスクの把握と未然防止活動に努めています。チェックリストの活用や訪問調査を通じて ESG 全般についてリスク評価を行い、必要な措置を策定しています。また、これらは環境マネジメントシステムの枠組みの中で継続的に見直し、改善されています。

新規事業投資案件の ESG リスク評価

新規事業投資案件について、申請部署は「投資等に関わる ESG チェックリスト」を用いて、投資案件が、ESG の観点で方針及び体制が整備されているか、環境への著しい悪影響や法令違反、利害関係者から訴えられるリスクが無いかな等を、事前に評価 (デューデリジェンス) することが義務付けられています。このチェックリストは、CSR の国際ガイドラインである ISO26000 の 7 つの中核主題*の要素を含むチェック項目から成り立っています。

申請部署は、関係職能部 (管理部門) によるリスク分析を踏まえた審査意見も参照し、万が一懸念点がある場合は、専門的な見地を必要とする案件については外部専門機関に追加のデューデリジェンスを依頼し、その結果に問題がないことを確認した上で、着手することになっています。

※ 組織統治・人権・労働慣行・環境・公正な事業慣行・消費者課題・コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

既存事業の ESG リスク評価 (グループ会社実態調査)

グループ会社における環境汚染の未然防止、労働慣行のリスク評価を目的として、現地訪問調査を 2001 年より継続的に行っています。2026 年 3 月末までに世界各国の合計 307 事業所で調査を実施しました。

本調査は、経営層との質疑応答や、工場・倉庫等の施設並びに河川への排水状況調査、環境法規制の遵守状況、労働慣行、労働安全、人権や地域社会とのコミュニケーション等を点検し、問題点を指摘または予防策を示し、是正状況を確認しています。



現地訪問調査

2026 年 3 月末まで

世界 307 事業所

訪問調査レポート DOLE PHILIPPINES 実態調査

2020 年 1 月、フィリピンでバナナ・パイナップルを始めとした生鮮果実・フルーツ缶を製造する DOLE PHILIPPINES を訪問調査しました。現地の法規制に詳しい外部専門家の知見をもとに土壌汚染・廃棄物・化学物質管理・安全対策等、環境・労働安全関連のリスク管理・法令遵守状況について詳細なチェックを行い、適切な管理を行っていることが確認できました。また、同社敷地内でのバイオマスボイラーや、地域の学校への寄付等、社会・環境に資する活動に積極的に取り組んでいる様子も確認できました。



現地視察の様子



現地視察の様子

バリューチェーンにおけるサステナビリティ

商品ごとの調達方針

森林保護関連商品

- 自然林と森林資源保護に関する調達方針
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sustainable_procurement_policy_on_natural_forests_and_forest_resources.pdf?250620) 
- 天然ゴム調達方針
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/natural_rubber_policy.pdf) 
- 持続可能なパーム油の調達方針
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sustainable_palm_oil_procurement_policy.pdf) 

食品

- カカオ豆調達方針
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/cocoa_beans_procurement_policy.pdf) 
- コーヒー豆調達方針
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/coffee_beans_procurement_policy.pdf) 
- 原料鰹鮪類調達方針
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/raw_material_tuna_procurement_policy.pdf) 

繊維原料

- Canopy とのセルロースファイバー（MMCF）の調達方針
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/commitment_of_protecting_forests_2019.pdf) 

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：森林保護関連商品

森林保護関連商品

伊藤忠商事では、森林の保護に関連する以下のような商品を取扱っており、サプライヤーへのサプライチェーン・サステナビリティ行動指針に加えて守るべき自然林の保護と森林資源の持続的な利用を継続するため、以下の調達方針を定めています。本方針は少なくとも年1回見直し、必要に応じて改訂します。

- 木材、木材製品、製紙用原料及び紙製品
- 天然ゴム
- パーム油
- 固形バイオマス燃料

自然林保護と森林資源の持続的利用継続の方針・体制

自然林と森林資源保護に関する調達方針

自然林と森林資源保護に関する調達方針 (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sustainable_procurement_policy_on_natural_forests_and_forest_resources.pdf?230615) 

体制

毎年、カンパニーの経営陣に対して、目標設定と目標に対する進捗状況を報告し、了承を取得しています。NGO等ステークホルダーからの指摘等も共有し、課題があれば、取組み方針の見直し等を図ることとしています。

パーム油に関しては、方針に基づいた調達は主管部署である食料カンパニー食糧部門油脂・カカオ部が行っています。

木材、木材製品、製紙原料及び紙製品に関しては、主管部署である住生活カンパニー建設・不動産部門建設・建材部と生活資材・物流部門生活資材部が行っています。

木材、木材製品※、製紙用原料及び紙製品

伊藤忠商事では、パルプ・紙製品、木材・木材製品※、ウッドチップの材料調達・製造・流通に関わっており、守るべき自然林の保護と森林資源の持続的な利用を継続するため、認証材、または高度な管理が確認できる材の調達を推進しています。

当社は、国内製紙会社向けウッドチップの輸入を契機に、2001年に総合商社で初めてFSC（Forest Stewardship Council）認証を取得しました。今後も、責任ある森林管理を使命とするFSC及びPEFC（Program for the Endorsement of Forest Certification Schemes）の森林認証材の取扱い拡大やサプライチェーンの透明性向上を推進し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

※ ボード類（合板、MDF、パーティクルボード等）を含む

● FSCウェブサイト (<https://fsc.org/en>)

● PEFCウェブサイト (<https://www.pefc.org/>)



守るべき持続可能な森林資源



総合商社で初のFSC認証を取得
(2026年FSCジャパン設立20周年記念式典にて公式認定)

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：森林保護関連商品

Metsä Fibre OyにおけるFSCとPEFCの森林認証

伊藤忠商事は、年間約390万tのパルプ生産能力を誇るフィンランドの世界最大級の針葉樹パルプメーカーであるMetsä Fibre Oyの株式を保有し、主にアジア市場向け針葉樹パルプについては、独占販売代理店として活動しています。同社では、95%はFSC (Forest Stewardship Council) とPEFC (Program for the Endorsement of Forest Certification Schemes) の2つの森林認証を有する森林資源から、100%トレース可能なパルプを製造しています。



2017年に稼動したアネコススキ工場

フィンランドでは原木成長量が消費量を上回っており、長期的な原木の安定供給が可能な国です。このような優良パートナーとの取組みを通じ持続可能な森林資源利用を推進すると共に、今後も更なる事業強化を推進していきます。

中国材のトレーサビリティを証明する仕組み作り

伊藤忠建材株式会社では、2013年から、中国で製造された合板のトレーサビリティを証明する仕組み作りに取り組んでいます。2020年、この仕組みの有効性について認証機関である日本ガス機器検査協会（JIA）に評価を依頼、主要なサプライチェーンについて適正にトレーサビリティが確保され、「グリーン購入法」、「クリーンウッド法」に適合しているとの評価を受けました。この取組みは伐採許可書等の証跡書類の入手や各工場の監査、伐採地の視察等により、伐採地から単板工場、合板製造工場に至る全てのサプライチェーン上の過程を管理し、トレーサビリティを確保するものです。

森林認証と合法性のパフォーマンスデータ

Ⅰ 木材・木材製品※のパフォーマンスデータ

伊藤忠商事は取扱っている木材・木材製品を、森林認証と合法性の根拠により以下4カテゴリーに分類して、パフォーマンスを評価しています。カテゴリー（A）は「（A）森林認証を受けたサプライヤーから取扱う材 or 認証機関より管理材として認められた材」としてFSC認証 or PEFC認証を取得しています。

※ ボード類（合板、MDF、パーティクルボード等）を含む

合法性根拠の分類		品目	実績				目標
			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2030年度
認証材 or 高度な 管理が 確認可	森林認証 制度	（A）森林認証を受けたサプライヤーから取扱う材 or 認証機関より管理材として認められた材（FSC or PEFC 認証を取得）	25%	18%	21%	19%	100%
		（B）森林認証制度に基づく「低リスク」評価国・地域で伐採を行った材	62%	75%	69%	74%	
	クリーン ウッド法 における 合法性の 確認	（C）原産地の法令に適合して伐採されたことを証明する書類により合法性を確認した材※1	13%	7%	10%	7%	
—		（D）「追加的措置」により合法性を確認した材※2	0%	0%	0%	0%	0%

※1 具体的には輸出許可証・原産地証明等により確認した材

※2 具体的にはサプライヤーに対して、流通経路の提示を求める等によって、法律に適合して伐採されたことを確認した材

Ⅱ 製紙用原料のパフォーマンスデータ

伊藤忠グループで取扱っているチップ・パルプ等の製紙用原料は「森林認証を受けたサプライヤーから取扱う材 or 認証機関より管理材として認められた材」としてFSC or PEFC 認証を取得しています。

合法性根拠の分類		品目		実績			目標
				2023年度	2024年度	2025年度	2030年度
認証材 or 高度な 管理が 確認可	森林認証 制度	森林認証を受けたサプライヤーから取扱う材 or 認証機関より管理材として認められた材（FSC or PEFC 認証を取得）	チップ	100%	100%	100%	100%
			パルプ	100%	100%	100%	100%

※ ライセンスNo. FSC® C009841及びPEFC/31-32-1505

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：森林保護関連商品

天然ゴム

伊藤忠商事は天然ゴムビジネスにおいて、加工事業を行っています。天然ゴムは、世界消費量の約7割がタイヤに使用される生活に欠かせない天然資源である一方、タイヤインドネシア等の東南アジアを中心とする世界生産量の約85%を小規模農家に依存しています。世界的なモータリゼーションによって、今後も天然ゴム需要の拡大が見込まれる中、森林減少や小規模農家の権利侵害・貧困問題といった課題により一層配慮した事業活動は不可欠となっています。そのような状況に対応して、当社は、2018年10月に設立されたGlobal Platform for Sustainable Natural Rubber (GPSNR 持続可能な天然ゴムのための新たなグローバルプラットフォーム) に設立メンバーとして参画し、GPSNR が規定する12原則に合意し、プラットフォームの基準の策定と、その運用に協力しています。

また、自社のバリューチェーンを活用し、天然ゴムのトレーサビリティ、サステナビリティの向上を目指す取組み「PROJECT TREE」を推進しています。当プロジェクトを通じて、天然ゴム産業全体のサステナビリティ推進に貢献していきます。

●天然ゴム調達方針 (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/natural_rubber_policy.pdf)

GPSNR への参加

2018年10月、伊藤忠商事は持続可能な天然ゴムのための新たなグローバルプラットフォーム「Global Platform for Sustainable Natural Rubber」に日本の商社で唯一設立メンバーとして参画しました。本組織は天然ゴム産業に関わる自動車メーカー、タイヤメーカー、天然ゴム加工企業等によって設立され、サプライチェーンを通じて協業し、トレーサビリティの確立や、より高い持続可能性が実現されることを目指していきます。

PROJECT TREE の取組み

伊藤忠商事は、事業投資先の天然ゴム加工会社 PT. Aneka Bumi Pratama (ABP) に加え、PROJECT TREE を業界全体へ普及することを目的として、PT. PROJECT TREE Indonesia (PTI) を設立し、本取り組みを推進しています。

当プロジェクトは、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社が開発したブロックチェーンベースのトレーサビリティシステムを利用した、天然ゴム業界初の試みです。天然ゴム加工会社が調達する天然ゴム原料は、当該システムのスマートフォンアプリによって農園位置・取引内容・日時等がブロックチェーン上に記録され、地図上に原産地が表示されます。その後、天然ゴム加工工場内で加工され、原産地情報付きの天然ゴムとしてタイヤメーカーへ販売されます。そこで生産される協賛タイヤの売上の一部から原料サプライヤーへ対価を支払う仕組みを実装し、スマートフォンや銀行口座を持たない小規模農家に対しては、農具・肥料等の物品を配布します。同時に、現代奴隷問題を含めたリスクアセスメント、及びベストプラクティスの共有を含めた生産性向上や社会問題解決のための研修やサポートを実施します。加えて、国際NGOのProforest、SNVによるコンサルティング・監査を受けながら、サプライチェーンにおけるリスクアセスメントの結果に基づく改善計画も順次実行します。また、PROJECT TREE では、トレーサビリティ基盤の整備に加え、小規模農家やサプライヤーへの研修・支援、サプライチェーン上の人権・環境リスクの把握と改善を通じて、持続可能で安定した天然ゴム供給基盤の強化を継続的に進めています。当プロジェクトは、同業の天然ゴム加工会社や、タイヤ卸・小売・自動車メーカー、消費者等、天然ゴムに関わる全てのステークホルダーに広げていく構想です。また、GPSNR のポリシー及び目標達成に貢献することに加え、欧州森林破壊防止規則 (EUDR) に対する解決策としても期待されています。

当社は、企業理念「三方よし」による持続的成長を目指し、国連で採択された2030年の「持続可能な開発目標 (SDGs)」達成にも貢献していきます。

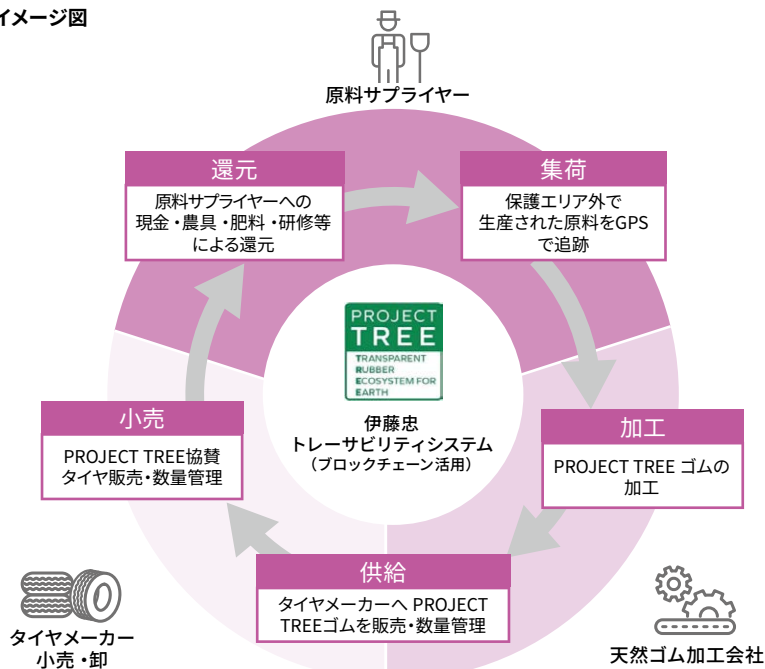
●関連リリース：ブロックチェーンを活用したトレーサビリティ実証実験について (<https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2019/190201.html>)

●関連リリース：世界初ブロックチェーンを活用した天然ゴムトレーサビリティ「PROJECT TREE」の商用開始について (<https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2021/211201.html>)

●ご参考：持続可能性と安定供給を支える PROJECT TREE の詳細 PROJECT TREE website (<https://project-tree-natural-rubber.com/>)

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：森林保護関連商品

■ プロジェクトイメージ図



■ 天然ゴムのパフォーマンスデータ

内容	2023年	2024年	2025年
キャパシティ・ビルディング、サステナビリティ教育活動	3,804人 (累計7,921人)	11,991人 (累計19,912人)	8,223人 (累計28,135人)

パーム油

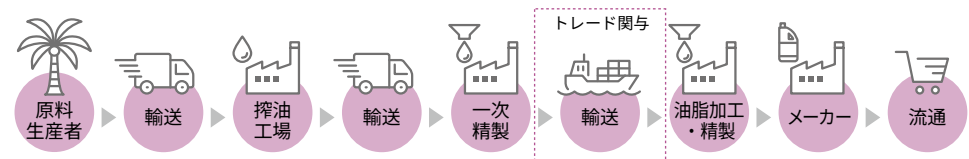
パーム油については、農園の開発や生産に関わる環境破壊及び人権侵害との関連性が指摘されています。伊藤忠商事はパーム油のトレーディングを行っており、パーム農園事業には関与していませんが、流通の一翼を担うものとして本課題を特に配慮を要するものと認識しています。生産者と消費者を繋ぐ立場としての責任を持ち、企業の社会的責任を果たすため、「持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO)」に加盟して取組みを推進していると同時に、各業界団体と協力の上、MSPO※¹や ISPO※²といった RSPO 以外の認証油の普及にも力を入れています。

また、『持続可能なパーム油の調達方針』を策定し、サプライチェーンの透明化を進め、持続可能なパーム油の調達体制強化を推進することで、『自然林保護と森林資源の持続的利用継続』の実現を目指していきます。

※1 Malaysian Sustainable Palm Oil
 ※2 Indonesian Sustainable Palm Oil

＊持続可能なパーム油の調達方針 (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sustainable_palm_oil_procurement_policy.pdf)

■ パーム油の取引経路



トレーサビリティの確立

伊藤忠商事はパーム油の安定調達及び供給を実現し、企業の社会的責任を果たすために、サプライチェーンの検証を行い、問題点を発見・改善することによって、目標の一つに掲げていた『2021年までにミル（搾油工場）レベルまでのトレーサビリティ 100%』を達成しました。今後はもう一つの目標である『2030年までに当社が調達する全てのパーム油を、持続可能なパーム油※¹に切り替えていく』の達成を目指します。特に NDPE 原則 (No Deforestation, No Peat, No Exploitation)※²に基づく調達の実現を目指します。

※1 持続可能なパーム油：RSPO、MSPO、ISPO等、責任ある方法で生産され、NDPEポリシーを遵守するサプライチェーンから供給されるパーム油
 ※2 No Deforestation, No Peat, No Exploitation (NDPE)：森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：森林保護関連商品

持続可能なパーム油調達の取組み

伊藤忠商事は、持続可能なパーム油調達を目指し、2019年制定の「伊藤忠グループ人権方針」に基づき、2020年度にパーム油を始めとする食料カンパニーの主要商品を対象に人権デューデリジェンスを実施し、それ以降は年次のサプライチェーン・サステナビリティ調査で実態把握に努めています。2024年度は、特に重点的に対応すべき商材であるパーム油の更なる持続可能な調達を目指し、外部専門家の協力を得て、パーム油に特化した人権・環境デューデリジェンスを実施しました。本調査は、マレーシアとインドネシアに所在する1次から3次サプライヤー 89社を対象に、英語・マレー語・インドネシア語の3か国語によるセルフチェックアンケート（SAQ）を行いました。また、その結果を基に人権リスクの具体的な状況確認が望まれる3社をエンゲージメント対象先として選定し、リモートにてより詳細なヒアリング調査を実施しました。

対象の人権課題を特定するにあたり、当社グループの持続可能なパーム油の調達方針を踏まえ、パーム油に関する認証（RSPO、ISPO、MSPO 認証）及び関連する各国の規制等を確認の上、児童労働、強制労働、労働安全衛生、結社の自由・団体交渉権、差別、環境に関する取組み等を調査項目としています。

調査の結果、顕在化している又は顕在化が直ちに懸念される人権課題として特定された事項はありませんでした。優れた取組みとして、一部の事業所では、労働安全衛生に関するトレーニングを多言語で提供する等、適切な防止策を講じていることを確認し、また、多くの事業所では、森林破壊防止に関する方針の整備及び温室効果ガス（GHG）排出量の削減の取組みを確認しました。これらの優良事例をサプライヤーに共有することでサプライチェーン全体の取組みを強化していきます。また、各事業所において、農園まで遡ることができる2次、3次サプライヤーを増やすべく、引続き対応状況を確認し、適切な場合には働きかけを実施していきます。

当社グループでは、今後も人権課題を早期に特定し、真摯に対処・対応すべく、サプライヤーと協力し、継続的な対話を通じてサプライヤーごとに適正な人権課題への対処を促します。また、今後も定期的に人権デューデリジェンスプロセスに則った取組みと改善を継続することにより、人権への実際の又は潜在的な負の影響の防止・軽減・救済を行い、サプライヤーを含む関係企業と共に人権尊重の取組みを実施・強化することで、強靱なバリューチェーンの構築と持続的成長を目指します。

調査項目	児童労働、強制労働、労働安全衛生、結社の自由・団体交渉権、差別、非人道的な待遇、労働時間・賃金、苦情処理メカニズム、地域関連の取組み、環境に関する取組み（GHG排出削減・森林破壊防止）、腐敗防止、外部認証・監査での指摘事項 等
------	---

※ 太字：労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言の中核的労働基準

「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」加盟

2006年から「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」に加盟し、RSPO が規定する原則と基準（Principle and Criteria for the Production of Palm Oil）を尊重し、サプライチェーンの透明化を進め、トレーサビリティを高めている原料購入先との取引を拡大することで持続可能なパーム油の調達体制強化に取り組んでいます。

現地調査を含むサステナビリティ・サプライヤー調査や、サプライヤーとの直接のコミュニケーションを通じて、重点項目の確認を行い、調達に活かしています。

運用にあたっては、取引先や専門家等のステークホルダーとも協力し、定期的に調達方針の見直しを行います。本件に関する情報開示は、サステナビリティレポート・サステナビリティアクションプラン・The Annual Communication of Progress（ACOP）等を通じ公開しています。

- RSPO Supply Chain Certificate（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/rspo_scc_certification_2023.pdf）
- サステナビリティアクションプラン（P38）
- Annual Communication on Progress（ACOP）（<https://rspo.org/members/2-0034-06-000-00/>）

伊藤忠の取組みについては、以下の開示情報もご参照ください。

- パーム油のサステナブルな調達に対する取組み（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/fact_sheet_2025.pdf）
- リファイナリーリスト（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/refinery_list_2026.pdf）
- ミルリスト（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/mill_list_2026.pdf）

持続可能なパーム油の調達パフォーマンスデータ

2030年までに当社が調達する全パーム油を、持続可能なパーム油に切り替えることを目標に掲げています。現時点の取組み進捗実績と目標は以下の表の通りです。

区分	実績			目標
	2023年	2024年	2025年	2030年
パーム油取扱数量	386,000t	376,000t	376,000t	—
<主要サプライヤー>	Malaysia	Malaysia	Malaysia	Malaysia
	Indonesia	Indonesia	Indonesia	Indonesia
RSPO Members	10／10（100%）	10／10（100%）	10／10（100%）	100%
Suppliers under NDPE policy	10／10（100%）	10／10（100%）	10／10（100%）	100%
< Certified Sustainable Palm Oil >				
RSPO 認証油	28.60%	35.90%	38.10%	—
< Traceability >				
Traceable to the mills	100%	100%	100%	100%

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：森林保護関連商品／食品

固形バイオマス燃料

伊藤忠商事では、経済産業省が2012年7月に開始した「再生可能エネルギーの固定価格買取（FIT）制度」に基づき、森林認証及びCoC認証制度等の第三者認証制度（PEFC認証、FSC認証等）に則り、合法性証明を取得した固形バイオマス燃料（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）を調達しています。

また、必要に応じて独自に第三者認証機関（JIA等）を起用し、燃料サプライヤーの認証管理が適切に実施されているかを確認し、合法性・持続可能性が証明された燃料を調達しています。万一、当社調達方針に違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーの取扱いを即座に停止の上、是正措置を求めるとともに、サプライヤーへの指導・支援を行います。

固形バイオマス燃料のパフォーマンスデータ

伊藤忠商事で取扱っている固形バイオマス燃料は、森林認証制度及びCoC認証制度等の第三者認証制度に基づき、合法性・持続可能性・トレーサビリティが確保された燃料です。

■ 一般木質バイオマス

合法性根拠の分類		品目	2023年度	2024年度	2025年度
認証材 or 高度な管理が確認可	森林認証制度等	第三者認証制度（PEFC認証、FSC認証、CoC認証等）に則り合法性・持続可能性、トレーサビリティを確保した材、または、第三者機関（JIA等）を活用し独自の取組みにより合法性・持続可能性、トレーサビリティを確保した材	100%	100%	100%

※ ライセンスNo. FSC® SCS-COC-000320／JIA-PEFC-COC-0610／SBP® SBP-06-51／GGL® GGL-887567／JIA® JIA24-003（伊藤忠の認証番号）

■ 農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料

合法性根拠の分類		品目	2023年度	2024年度	2025年度
認証材	第三者認証	GGL認証等の第三者認証により、合法性・持続可能性が確保された農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料（PKS等）	—	100%	100%

※ ライセンスNo. GGL® GGL-887567（伊藤忠の認証番号）
※ FIT／FIP制度に基づき、2024年4月1日より持続可能性（合法性）に係る認証取得が義務化

● 一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）への行動規範宣誓（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/jia_code_of_conduct.pdf）
● GGL認証に関するコミットメント（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/ggl_certification_requirements.pdf）

食品

カカオ豆・コーヒー豆

伊藤忠商事ではチョコレート・コーヒー製品の原料として、カカオ豆・コーヒー豆の取扱いがあり、コーヒー豆についてはUNEX社（グアテマラ）を子会社として集荷事業を運営しています。カカオ豆・コーヒー豆の栽培適地では、農園開発・生産において人権や自然環境への影響が指摘されており、企業の社会的責任を果たすため「調達方針」を設定し、環境や人権に配慮した持続可能な調達を推進します。

● カカオ豆調達方針（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/cocoa_beans_procurement_policy.pdf）
● コーヒー豆調達方針（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/coffee_beans_procurement_policy.pdf）

■ カカオ豆・コーヒー豆の取引経路

カカオ豆



コーヒー豆



■ カカオ豆・コーヒー豆の取引概要

内容	カカオ豆	コーヒー豆
取引概要	トレード	トレード、集荷選別
対象	単体・子会社	単体・子会社（UNEX社を含む）
主な買付先	ガーナ、中南米	ブラジル、ベトナム、グアテマラ他
主な販売先	日本、米国	日本、欧州、北米、アジア
取組み事例	サステナブル・カカオ豆の取組み	サステナブル・コーヒー豆の取組み UNEX社（グアテマラ）の取組み

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：食品

サステナブル・カカオ豆の取組み

伊藤忠商事は 2007 年よりサステナブル・カカオ豆の取扱いを開始。カカオ豆のトレーサビリティを一層強化し、人権・環境への配慮、農民の貧困撲滅、生活水準の向上に資するカカオ豆の取扱いを推進します。

■ サステナブル・カカオ豆の調達パフォーマンスデータ

	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	目標（2030年度）
サステナブル・カカオ豆	64%	65%	55%	100%

サステナブル・コーヒー豆の取組み

伊藤忠商事は約 15 年以上にわたりサステナブル・コーヒー豆の取扱実績があります。特に、UTZ・Rainforest Alliance・4C 等の団体による認証・顧客の定義するサステナブル認証のコーヒー豆の取扱強化を推進します。

UNEX 社（グアテマラ）のコーヒー産地取組み

伊藤忠商事はグアテマラにてコーヒー集荷を行う子会社である UNEX 社を通じ以下の取組みを推進しています。

項目	内容
小規模農家の技術支援	小規模農家の生産性向上のため、農業技術（蔭木の活用法、土壌管理等）の供与
移動病院の支援	近隣に病院の無い山岳地域に住むコーヒー生産者及びその家族への医療提供
保育施設運営の支援	児童労働防止のため、収穫に従事する労働者の子どもに対し、教育・飲食等を提供
女性生産者の支援	女性を中心とするコーヒー生産者団体（COMAL）との取組みを実施し、女性支援・ジェンダー平等の精神から農事指導等を提供

■ サステナブル・コーヒー豆の調達パフォーマンスデータ

	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	目標（2030年度）
サステナブル・コーヒー豆	37%	32%	34%	50%

乳製品

伊藤忠商事では生産・品質管理体制が整備された海外の乳製品サプライヤーから乳原料やチーズ等の乳製品を安定的に調達し、輸入しています。日本の乳製品供給体制は農業政策の一環として北海道を中心に国内での生産・供給体制が構築されていますが、昨今の国内消費量増加を受けて、TPP や EPA 等の貿易自由化協定のもとで緩やかに輸入機会が拡大しています。乳製品における主要な生産国（ニュージーランド・オーストラリア・欧州・北米・南米）の生産者団体や各企業は、徐々に持続的成長が可能な生産体制の構築に向けた取組みを開始しています。今後もより安心で安全な乳製品をお届けできるよう、各営業担当による定期調査等を通じて主要産地・サプライヤーの取組み状況を把握し、一層の関係構築に努めます。

生乳の安全性確保

乳製品のサプライチェーンにおいて生乳の安全性確保は最も重要です。酪農家で搾乳、集乳され、乳製品工場へ搬入された生乳は受入段階で抗生物質のコンタミテストが実施され、安全性が確認された生乳のみが使用される体制になっています。また、製造されたチーズ、バターは 10kg や 20kg の段ボール箱に、脱脂粉乳（粉ミルクは含まず）は 25kg 紙バッグを中心に製造工場内で個別包装され、製造日が印字されますので、製造工場内では生産日までトレース可能な状況となっています。肉牛や乳用牛の飼育に用いられるホルモン剤や抗生物質の基準は各国関係機関によって定められており、各乳製品メーカーは基準に基づいて自主管理規程を設けています。

牧場の持続可能性への取組み

一例として、伊藤忠商事にとって重要な供給拠点であるニュージーランドでは放牧中心の乳牛飼育が基本であり、牧場が荒れないように定期的に放牧地を変えながら飼育する等、生産性向上に資する取組みを進めています。また、ニュージーランド等では牧草のみを食べて育つ肉牛・乳用牛から生産されるグラスフェッドバターの製品開発・流通が始まっています。一般的なバターは穀物を中心に育てた牛のミルクを使うのに対して、グラスフェッドバターは牧草だけ、もしくはある割合以上で牧草のみを食べて育った牛のミルクを使用しており、酪農家の経済的負担が少ないというメリットがあります。

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：食品

食肉

牛肉サプライヤーの食品安全管理体制の確認

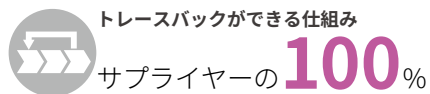
伊藤忠商事では、原則全ての牛肉サプライヤーについて、HACCP 認証や世界的に展開する食品企業が参加し食の安全に取り組む非営利団体、GFSI（Global Food Safety Initiative）が承認した認証規格等を確認し、牛肉を輸入しています。

イニシアティブへの参加について

持続可能かつサステナブルな牛肉生産を目指し、生産者から小売業まで業態が多岐にわたる企業が Global Round Table for Sustainable Beef、通称 GRSB というイニシアティブへ参加しています。伊藤忠商事は GRSB に参加している複数の参加企業との取引関係を構築しており、最新の動向等に関する情報交換を行っています。

トレーサビリティのパフォーマンスデータ

伊藤忠商事は食の安心安全を第一に考え、何よりお客様へお届けする商品が生産者までしっかりとトレースが図れることを大前提にしています。当社が取扱う全ての食肉（牛肉・豚肉・鶏肉）のサプライヤー（主に海外）では 100%、生産段階までトレースバックができる仕組みを構築しています。



内容	実績		
	2023年	2024年	2025年
食肉取扱量	約13万 t	約14万 t	約15万 t

HyLife Group Holdingsでのトレーサビリティ確立

HyLife 社では、養豚農場、配合飼料工場、豚肉加工までの一貫生産を行っているため、自社でサプライチェーンの管理・コーディネーションが可能です。この生産体制を活用し、トレーサビリティが確立された、安心・安全で高品質な製品の安定供給を実現することができました。

この一貫生産によりお客様の個々のニーズを養豚現場までフィードバックすることが可能となり、日本向けにカスタマイズをしたスペシャルティ・プログラムを確立、市場でも高評価を受けて、現在は対日向け冷蔵ポーク輸出量で北米最大規模の 1 社となりました。



豚肉加工過程

グループ会社・サプライヤーにおけるアニマルウェルフェアの促進

伊藤忠グループは、取扱っている食肉に関して、家畜が快適な環境下で飼養され、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であると考えています。このようなアニマルウェルフェアの取り組みが、生産性の向上や安全な畜産物の生産にも繋がるという考えに基づき、食肉関連のグループ会社・サプライヤーと共同して、現地の法律に則って、家畜を人道的に取扱う取り組みを推進しています。

Ⅰ 食肉サプライヤーの取組み

HyLife 社は取扱う豚を人道的に扱うことを最優先に考え、全従業員が全うすべき義務、責任としています。

具体的には豚の肥育段階において最も負荷がかからない環境を整え、栄養管理、飼育環境、健康管理に細心の注意を払っています。

HyLife 社の農場はカナダ品質保証プログラムの認証を受けており、また全従業員は動物の適切なハンドリングを行うべく、包括的なトレーニングを受けています。

Ⅱ グループ会社の取組み

グループ会社のプリマハム株式会社は、2023 年に「プリマハムグループ調達方針」を制定し、安全・安心かつ地球環境や人権及びアニマルウェルフェアに配慮した責任ある調達を推進しています。2023 年に操業を開始した宮城県の新農場では、豚のストレスを緩和するための飼養環境を整えました。今後、他農場においても豚舎の新設・拡大時にフリーストールの導入を検討しており、アニマルウェルフェアへの対応を進める予定です。

バリューチェーンにおけるサステナビリティ：食品

水産物

伊藤忠商事では水産物としては鯉鰯（かつおまぐろ）類を中心に取扱っており、インドネシアでは合弁のツナ缶工場 PT. Aneka Tuna Indonesia 社（ATI）をパートナーとして運営しています。鯉鰯においては各漁業団体によって適切に管理されているもののみを調達する方針を徹底しています。

※ 原料鯉鰯類調達方針（https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/raw_material_tuna_procurement_policy.pdf）

目標

高度回遊魚である鯉鰯類において漁業者における MSC※¹取得は限定的である現状下、缶詰原料用の鯉鰯のトレードにおいては漁業者にも働きかけ、2026 年度までに MSC 原料数量を、全体取扱数量の 10% 超を目指します。

ATI 社における一本釣り※²原料数量は、2013 年度の 8,000t から 2025 年度には 13,600t（ATI 社全取扱数量の 39%）と伸長し、世界でも数少ない一本釣り原料使用の多いツナ缶工場となっています。引続き一本釣り原料の確保・維持拡大に努めます。

※1 MSC（Marine Stewardship Council、海洋管理協議会）とは1997年設立の持続可能な漁業の普及に取組む国際NPO。本部はイギリスのロンドン。
 ※2 一本釣り漁法は魚を一本ずつ釣り上げる漁法で一度に大量に漁獲することがなく、持続可能な漁法であり、対象漁獲物以外の混獲も回避することができ環境に優しい漁法と言われています。

責任ある水産資源調達のためのサプライヤー調査

全ての取扱水産物において責任ある水産資源調達のため、各漁業団体と協力を推進し、サプライヤーの定期訪問調査を実施しています。定期訪問調査については、当社食品安全・コンプライアンス管理室と連動し当社社内選定基準に該当するサプライヤー 28 社に対し、毎年各営業担当が訪問調査を実施し、ESG の観点からも適切なサプライヤーであることを確認しています。
 特に取扱の多い鯉鰯類については IUU 漁業（違法操業、Illegal, Unreported and Unregulated）からの調達を行わず、「中西部太平洋まぐろ類委員会（略称：WCPFC）」等により適切に資源管理されている漁業者のみから、原産地の明らかな水産物の調達・仕入れを行っています。

認証取得とイニシアティブへの参加

伊藤忠商事では 2018 年 3 月に MSC（Marine Stewardship Council）における流通業者の認証、CoC（Chain of Custody Certificate）※¹ 認証を取得しています。

鯉鰯事業においては 2012 年に鰯資源の持続的利用を目的として設立された「責任あるまぐろ漁業推進機構」（略称：OPRT）に加盟し、先の自主管理規定に則った取組みを推進しています。

ATI 社においては、鯉鰯漁法の中でも最も環境に優しいとされる一本釣り原料の取扱いを強化しています。ATI 社においてはインドネシアの一本釣り協会（Indonesian Association of Pole & Line and Hand Line）に 2014 年に加盟し、FIP（Fishery Improvement Program）※²に使用されるデータの提供、インドネシアでの MSC 審査への協力等を行っています。

※1 CoC（Chain of Custody Certificate）とは MSC における「加工・流通過程の管理」において、MSC 認証を受けた水産物・製品のトレーサビリティを確保するための加工・流通業者に対する認証です。
 ※2 FIP（Fishery Improvement Program）とは漁業改善プロジェクトのことで、MSC 認証取得が難しい小規模漁業者や市場関係者が協力し、MSC に準拠する漁法で将来的な MSC 取得を目指し持続可能な漁業を目指し活動するプロジェクトです。



一本釣り漁獲風景

■ 認証取得等のパフォーマンスデータ

項目			2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度目標
当社取扱い 水産原料	MSC／CoC 認証取得原 料の取扱い	MSC／CoC数量	10,000t	12,500t	10,600t	10,000t
		当社取扱い水産原料 に占めるMSC／CoC 認証取得の割合	6%	6%	9%	15%
ツナ缶詰原料用鯉鰯		ATI 社一本釣り 原料数量	13,700t	16,600t	13,600t	19,600t



バリューチェーンにおけるサステナビリティ：繊維原料

繊維原料

近年、世界的なファッションブランドが、サプライチェーンにおける労働環境の整備及び衣料品廃棄問題等への対応として、素材調達におけるオーガニックコットンや再生ポリエステル等の環境配慮型素材への移行を宣言する等、ファッション市場にサステナブルの潮流が浸透しつつあります。こうした中、ファッションアパレル部門では、伊藤忠商事の祖業である繊維原料のトレードにおいて、当社が主体となって取扱う繊維原料を、段階的に環境負荷の低い原料へとシフトし、かつ、原材料の調達から販売までのトレーサビリティを確立していくことを基本方針としています。

インドのオーガニックコットン調達

■ インドのオーガニックコットン調達におけるトレーサビリティ



インドのオーガニックコットン調達の GOTS 認証※に関しては、認証取得したインドのジニング（綿花の収穫後に種と繊維を切り離す作業）工場から証明書付きのオーガニックコットン原綿を仕入れ、認証を取得した紡績工場に納品、同工場において紡績された糸を仕入れ、国内外の織・編工場等に販売しています。

また、オーガニックコットンのトレーサビリティに関しては、インドの綿農家のオーガニック農法への移行・ジニング工場や紡績工場の GOTS 認証取得サポート等の豊富な経験とネットワークにより、現在取扱っているインドのオーガニックコットン及び 3 年間のオーガニックコットンへの移行期間にあるコットンの調達に関して、綿農家まで 100% トレーサブルとなっています。

※ GOTS 認証：オーガニック繊維で作られた製品の認証のための要件を明確に示した総合的な基準であり、「認証された原料とそのトレーサビリティ」「ケミカルの使用について禁止と制限の規定」「分離と識別」「環境管理」「残留物の限界」「社会的規範」等から構成されている。

綿農家までのトレーサビリティ

100%

オーガニックコットン調達パフォーマンスデータ

オーガニックコットンについては、全て GOTS 認証を取得し、トレーサブルとなっています。

項目	2023年度	2024年度	2025年度
オーガニックコットン取扱量 (千 kg)	1,876	2,060	1,450
綿取引に占める割合	85%	90%	90%
オーガニックコットンのトレーサビリティ	100%	100%	100%
オーガニックコットンの GOTS 認証	100%	100%	100%

環境配慮型素材の拡充

ファッションアパレル部門では、数年前から天然素材をブランディングし、製品化して提案する取組みを進めてきましたが、昨今のグローバルアパレル市場におけるサステナブル素材への転換機運を受け、環境配慮型素材の拡充にも取り組んでいます。

2019年には、循環型経済の実現を目指す「レニュー（RENU）」プロジェクトを始動させ、第一弾商品として再生ポリエステルを展開を開始しました。

2021年3月には、針葉樹林由来のセルロース素材「クウラ（Kuura）」の試験展開を開始しました。フィンランド森林業界大手の Metsä Group と共同開発した新素材で、製造工場における再生可能エネルギーの使用や、製造工程における特殊溶剤の使用等による環境負荷の低減に加え、木材までのトレーサビリティを確立する等、革新的なサステナブル素材として注目を集めています。

今後も、環境配慮型素材の拡充に向けてグローバル企業との協業を加速していくと共に、中長期的な目標である製品化までのブランディング及びトレーサビリティの確立に向けて、紡績、織編、縫製等の各工程における認証の取得及び社内横断型ビジネスの拡大に取り組んでいきます。

＊ Canopy とのセルロースファイバー（MMCF）の調達方針について
https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/commitment_of_protecting_forests_2019.pdf

＊ レニュー（RENU）プロジェクト（P76）

＊ 伊藤忠商事が参画する Textile Exchange 「2025 リサイクルポリエステルチャレンジ」
<https://textileexchange.org/2025-recycled-polyester-challenge/>

社会貢献活動

方針・基本的な考え方

伊藤忠商事は地球的視野に立って「良き企業市民」として果たすべき役割を自覚し、地域社会、国際社会との調和を図り、持続可能な社会の実現に貢献しています。これらを実現するため、3つの重点分野からなる「伊藤忠グループ社会貢献活動基本方針」を定め、グループ会社等とも連携して活動しています。これらの活動は、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成にも貢献しています。

伊藤忠グループ社会貢献活動基本方針

伊藤忠商事の企業理念である「三方よし」は、「売り手よし」「買い手よし」に加えて、近江商人がその出先で地域の経済に貢献し、「世間よし」として経済活動が許されたことに起源があるとされています。「三方よし」に基づき、伊藤忠グループは、「事業活動による地域経済発展への貢献」と「事業地域および世界各地における社会貢献活動」を通じて、地域社会・コミュニティと協調して相互の発展を目指しています。企業理念とサステナビリティ上の重要課題に沿って、以下「次世代育成」「環境保全」「地域貢献」の3つを社会貢献活動の重点分野に定めています。

1. 次世代育成
- 事業地域を中心に次世代を担う青少年の健全な育成を支援する活動を行い、心豊かで活力ある社会の実現に貢献します。
2. 環境保全
- 環境保全活動を積極的に行い、社会の持続的な発展に貢献します。
3. 地域貢献
- 良き企業市民としてコミュニティ開発を推進し、事業地域社会との良好な関係を構築し、事業地域との対話・協議を行います。

代表取締役 上席執行役員 CAO

西口 知邦

1993年8月制定

2022年4月改訂

社会貢献活動の重点分野と事業との関わり

「SDGs への貢献・取組強化」は、2021 年からはじまった前中期経営計画「Brand-new Deal 2023」の基本方針の1つとして掲げおり、2024年に掲げた経営方針「The Brand-new Deal」の中でも引き続き当社の主要戦略のひとつとして位置づけられています。サステナビリティ戦略である「環境・社会・ガバナンス（ESG）の視点を取り入れたサステナビリティ上の重要課題」と、事業戦略の「SDGs への貢献・取組強化」、及び社会貢献活動の重点分野の関連は以下に示す通りです。

重点分野	「『SDGs』への貢献・取組強化」サステナビリティ上の重要課題への対応	
次世代育成	主要なSDGs目標	目標4：すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	重要課題	健康で豊かな生活への貢献
環境保全	主要なSDGs目標	目標15：陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	重要課題	気候変動への取組み（脱炭素社会への寄与）
地域貢献	主要なSDGs目標	目標17：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	重要課題	人権の尊重・配慮

社会貢献活動への支出額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
社会貢献活動（うち寄付金）	1,971 (161)	1,941 (154)	1,919 (477)

上記の内、2025年度主な寄付事例

(単位：百万円)

寄付先	金額	概要
一般財団法人 国民政治協会	28	国民政治協会に対する法人寄付
愛媛県今治市	50	今治市の地方創生推進事業を支援する寄付
EU・ジャパンフェスト日本委員会	3	欧州と日本の芸術文化交流促進プログラムについて、文化交流の一環としての寄付
滋賀県	1	当社創業の地である滋賀県の環境政策を支援する寄付

社会貢献活動

目標・アクションプラン

目標	2025年度行動計画	2025年度の実績	2026年度行動計画	SDGs (持続可能な開発目標)
次世代を担う青少年の健全な育成を支援する活動を通じた、心豊かで活力ある社会の実現。	1. 伊藤忠記念財団の支援。 2. フィリピンにあるKnKの青少年支援施設「若者の家」の支援。	1. 引き続き財団への支援を実施。財団は半世紀にわたる読書啓発・支援活動が評価され、公益社団法人企業メセナ協議会別ウインドウで開きます「メセナアワード2025優秀賞」を受賞。 2. 2009年以降、累計386人の子どもの受け入れ、衣食住等の様々なケアや教育を提供した。また、伊藤忠マニラ支店の社員が12月に毎年恒例のクリスマスプレゼントの贈呈で訪問した。	1. 伊藤忠記念財団の支援。 2. KnKを通じた海外の困難な状況にある子どもたちの支援。	
環境保全活動を通じた、社会の持続的な発展への貢献。	3.「滋賀県及び県立琵琶湖博物館との絶滅危惧種アユモドキ保全プロジェクト」の推進。 4.「奄美大島・宇検村とのマングローブ植林プロジェクト」の推進。年間3,000本の植林を目指す。 5.「絶滅危惧種アオウミガメ保全プロジェクト」の推進。	3. 前年度に繁殖に成功した幼魚の育成を継続するとともに、前年度同様に隣接水域（同一水系）のメスを導入して、1,000個体以上の繁殖にも成功。分散飼育を目的に他機関に750尾を譲渡するなど安定的な維持・飼育に成功。 4. 昨年度から引き続き宇検村・上智大学・日本航空と産学官連携で、マングローブ植林ツアーと植林地の環境調査を実施。宇検村の枝手久島にてこれまでに約2,400本を植林。また、マングローブ植林では初のJブルークレジット認証を取得（認証量:0.3t-CO ₂ 、植林面積:約1,073m ² ）。 5. アジア地域の海洋生物の保全に取組む認定NPOエバーラスティング・ネイチャーが小笠原海洋センターで行うアオウミガメ産卵巣数モニタリング調査とふ化後調査を2016年度から支援継続。小笠原のアオウミガメは近年著しい増減はなく安定していることを確認。 2025年10月、アオウミガメはIUCN（国際自然保護連合）レッドリストにおいて、絶滅危惧種から、絶滅の可能性が最も低いカテゴリーへ評価が引き上げられた。世界各地で保全活動による回復傾向が確認されたことが評価の根拠。ELNAは小笠原での長期モニタリング結果と地域評価に関するコメントをIUCNへ提供し、今回の国際的な評価更新に貢献した。	3.「滋賀県及び県立琵琶湖博物館との絶滅危惧種アユモドキ保全プロジェクト」の推進。 4.「奄美大島・宇検村とのマングローブ植林プロジェクト」の推進。 5.「小笠原諸島でのアオウミガメ保全・モニタリング支援」の推進。	
良き企業市民として、コミュニティ開発を通じた、事業地域社会との良好な関係の構築。	6. 創業地滋賀県への貢献。 7. 東京本社のある港区での貢献。 8. 明治神宮野球場での伊藤忠野球教室の実施。 9. 海外・国内拠点の活動の促進。	6. 滋賀県との社会貢献連携協定に基づき、①県立図書館への外国語絵本の寄贈、②滋賀県内での新入社員合宿研修を実施。①絵本は伊藤忠商事の海外拠点より集めたもので、2025年度は104冊を寄贈。寄贈絵本は累計で、51か国40言語2054冊②新入社員約130名が県内の農場等の事業者の下でフィールドワークを行い、地域活性化に向けた解決策を企画・提案。現場での体験を通じて、創業の精神「三方よし」を実践的に学んだ。 7. MINATO シティハーフマラソンに社員ボランティア17名が参加。港区立青山小学校の校外学習や都立青山特別支援学校の清掃学習（年3回）を受入れ。港区立青山中学校でのキャリア教育に協力。 8. 今年度も2月に開催。子ども達46名に、伊藤忠グループ20社からのボランティア社員がペアを組んで参加。子ども達のご家族等も合わせると総勢211名。 9. 海外拠点にて304名が各拠点でのボランティア活動に参加。	6. 創業地滋賀県への貢献。 7. 東京本社のある港区での貢献。 8. 明治神宮野球場での伊藤忠野球教室の実施。 9. 海外・国内拠点の活動の促進。	 

社会貢献活動

取組み：次世代育成

伊藤忠記念財団

1974年に伊藤忠記念財団（2012年に公益財団法人へ移行）を設立して以来、青少年の健全育成を目的とした社会貢献活動を継続。子どもの読書振興に関する長年の取組みが評価され、2025年には公益社団法人企業メセナ協議会が主催する「メセナアワード 2025」優秀賞を受賞。

- 伊藤忠記念財団ホームページ
(<https://www.itc-zaidan.or.jp/>)
- 伊藤忠記念財団活動紹介
(5分31秒)
(<https://www.youtube.com/watch?v=6B6u3SwdEo&t=4s>)

子ども文庫助成事業（1975年～現在）



「BRIDGING FOUNDATION（橋をかける基金）」
ベトナムの小児病棟にて読み聞かせ

電子図書普及事業



眉間に貼ったスイッチでパソコンを操作し、「マルチメディア DAISY」を楽しむ。

認定NPO 法人国境なき子どもたち（KnK） バングラデシュでの青少年支援



世界各地で子ども達に教育提供・自立支援をする認定 NPO 法人国境なき子どもたち（KnK）を通じ、バングラデシュにあるストリートチルドレンのための「ほほえみドロップインセンター」を支援。



© Taichi Koza

明治神宮野球場にて伊藤忠野球教室を開催



障がいのある子どもたちにも野球を楽しんでもらうことを目的に、2007年から継続して開催。伊藤忠グループ社員もボランティアに参加。



集合写真

取組み：環境保全

奄美大島・宇検村との マングローブ植林プロジェクト



2021年から世界自然遺産の奄美大島にある宇検村（うけんそん）とマングローブ植林を実施。宇検村での環境保全と地域振興を目的に JAL・上智大学と産学官連携で植林ツアーを企画し、社員も植林に参加。2025年には国内初となるマングローブ植林によるブルーカーボン・クレジットを創出（J ブルークレジット®認証、認証量：0.3t-CO₂、植林面積：約 1,073m²）。



植林後の集合写真

滋賀県、滋賀県立琵琶湖博物館との 希少淡水魚協働保全プロジェクト



2022年より滋賀県及び滋賀県立琵琶湖博物館と協働で、絶滅危惧種であるアユモドキ保全プロジェクトを開始。



絶滅危惧種 アユモドキ（提供：琵琶湖博物館）

小笠原諸島でのアオウミガメ 保全・モニタリング支援



認定 NPO 法人エバーラスティング・ネイチャー（ELNA）を通じてアオウミガメ保全を支援。アオウミガメは世界各地での長年の保全により2025年に絶滅危惧種対象外に。



アオウミガメ

東京大学大気海洋研究所 気候システム研究



1991年の旧東京大学気候システム研究センター発足当時からその趣旨に賛同し研究支援を継続。



気候シンポジウムの様子（2018年12月）

社会貢献活動

環境保全における実績

琵琶湖博物館で管理しているアユモドキのデータ

		2022年	2023年	2024年	2025年
飼育数※1	目標値	200	200	200	200
	実績	95	56	1,016	555※3
累積繁殖稚魚数	目標値	100	200	200	前年度+200
	実績	0	0	1,090	1,398
12か月後の平均全長（mm）※2	目標値	30	30	55	55
	実績	0	0	62.8	73.0

※1 飼育数の数値は、各年の12月31日時点
※2 各水槽の全数もしくは10%・20%（10個体～30個体）を抽出しての平均
※3 分散飼育を目的に約750個体を他機関に譲渡したため

小笠原諸島でのアオウミガメの産卵モニタリング調査及びふ化後調査のデータ

		単位	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2025年 前年度比	2025年 2000年比
調査規模	調査海岸数	父島列島	30	30	22	22	22	100%	
		母島列島	10	10	7	7	7	100%	
		聟島列島	10	—	8	8	8	100%	
	延べ調査回数	回	202	182	167	187	194	104%	
	延べ調査人員	人	934	957	798	922	889	96%	
調査結果	アオウミガメ産卵巣数	父島列島	1,200	1,700	1,400	1,700	1,600	94%	356%
		母島列島	330	300	280	500	450	90%	
		聟島列島	33	—	30	40	60	150%	
	ふ化率調査巣数（父島のみで実施）	巣	930	1,120	761	1,100	1,000	91%	
	海に帰った子ガメ（推測）	頭	44,000	56,000	48,000	70,000	63,000	90%	
	脱出率（脱出子ガメ数／卵数）	%	29	34	35	42	39	93%	
レビュー	小笠原のアオウミガメの増減数（推測）	—	2017年以降は著しい増減はなく安定。						
	将来の生息数予測	—	父島列島における推定稚ガメ生産数は約51,200頭／年、（成熟まで生存する）年間推定生存頭数は128頭／年。※						

● 未公表データのため数値は概数。表はELNAの活動報告（<https://www.elna.or.jp/greenturtle/itochu/>）より作成。
※ 脱出率（2017-2023年の父島列島での平均）32%、ふ化稚ガメの生存率0.25%から推定。

社会貢献活動

取組み：地域貢献

国内拠点での地域貢献活動

国内 7 拠点（2026 年 4 月 1 日現在）それぞれの地域で地域貢献活動を実施。拠点ごとの取組み詳細は、地域貢献 HP（<https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/community/index.html#activity-05>）をご覧ください。

創業地、滋賀県との取組み：社会貢献連携協定を締結

2022 年に滋賀県と、環境や教育分野など 6 項目を主とする社会貢献連携協定を締結。その取組みの一つとして、伊藤忠のグローバルネットワークを活かし、世界各国の拠点から外国語絵本を集め、滋賀県立図書館に寄贈。2021 年度からの累計寄贈冊数は 40 言語 2 千冊を超える。



海外拠点から集められた寄贈絵本

東京本社所在地、港区での取組み：小中学校との連携



港区立青山小学校の校外授業受入

海外拠点での地域貢献活動

世界 60 ヶ国、約 90 拠点の海外店（2026 年 4 月 1 日現在）それぞれの地域において事業活動による地域貢献に加え、地域社会の一員として、地域の課題は何か、伊藤忠らしい貢献を考え、実施。地域ブロックごとの取組み詳細は、地域貢献 HP（<https://www.itochu.co.jp/ja/csr/social/community/index.html>）をご覧ください。



デュバイのジェベルアリ工業地区の砂漠にてゴミ拾い活動を実施

地域雇用創出の促進

伊藤忠グループ傘下 Dole Philippines 社によるパイナップル生産事業

伊藤忠グループの Dole International Holdings（株）傘下の Dole Philippines 社（Dolefil）は 1963 年にフィリピン・ミンダナオ島に入植し、地域との共生を重視した経営を行うことで 60 年に亘る持続的な事業発展を実現してきました。Dolefil は農家支援として収穫物の買取り契約や重機の貸出、生産効率の向上ノウハウを提供し、農家の安定性を支援しています。加工工場では地元住民（先住・少数民族を含む）を積極的に採用し、現場作業に必要なトレーニングを提供し職場の安全性と製品品質を向上させています。

さらに、Dolefil の CSR 部門からスピンアウトした NGO である Mahintana Foundation, Inc. (MFI) と連携し、地域の産業や雇用の創出、環境保護、教育、生活支援に取り組んでいます。例えば、自社の木材パレット廃材を活用した地域の学校への椅子寄付プロジェクトを行っており、社員給与からの拠出金と Dolefil の追加拠出金を財源に、地域業者に製造を委託し、資材のリサイクルと雇用創出を組み合わせた地域創生を推進しています。

また、新たな生産拠点として、2022 年 4 月より西アフリカのシエラレオネにてパイナップルの栽培及びパイナップル加工品の生産を行っております。現在 1800 名超を現地で雇用、将来的には 3000 名以上の現地雇用を見込んでおり、雇用機会の創出、および地域経済の発展と生活水準の向上に貢献しています。



使用済み木製パレットを再利用した学童用の椅子。Dolefil は20年間で7万脚以上を地元の学校に寄付。



2022年7月からシエラレオネでのDole事業が本格稼働し、生活水準向上の一環として14基の井戸を提供。

ESGデータ (社会)

第三者保証

★マークを付した以下のデータについては、デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社による国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000 に準拠した第三者保証を実施。
独立した第三者保証報告書 (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/independent_assurance_report_j.pdf) 

基本情報

従業員の状況 (各年3月31日現在)

	単体					連結	
	従業員人数 (人)	男 (人)	女 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与 (円) ※1	従業員人数 (人) ※2	臨時従業員数 (人) ※3
2026年	★ 4,125	★ 3,046 (74%) ※4	★ 1,079 (26%) ※4	★ 42.0	★ 19,911,534	★ 114,570	★ 45,459
2025年	4,114	3,061 (74%)	1,053 (26%)	42.2	18,045,578	115,089	46,080
2024年	4,098	3,072 (75%)	1,026 (25%)	42.3	17,536,469	113,733	45,193
2023年	4,112	3,111 (76%)	1,001 (24%)	42.4	17,300,799	110,698	44,705
2022年	4,170	3,180 (76%)	990 (24%)	42.2	15,797,516	115,124	43,195

※1 平均年間給与は、2024年より休職者及び定年後再雇用等の有期雇用従業員を除いて算定
※2 連結従業員人数は、子会社を含む就業人員数 (受入出向者を含み、役員・他社への出向者・臨時従業員は除く)
※3 臨時従業員は、子会社を含む、契約期間が1ヶ月以上の派遣社員・契約社員・アルバイト・パートタイマーで、各年度 (期首人員数+期末人員数) ÷ 2で平均雇用人員数を算出
※4 人数のみが保証対象

オペレーティングセグメント別従業員数★ (2026年3月31日現在)

(単位：人)

	繊維	機械	金属	エネルギー・化学品	食料	住生活	情報・金融	第3	その他	合計
単体	319	425	172	364	415	232	251	42	858	3,078
連結	8,402	13,337	536	11,619	30,677	21,046	19,736	6,674	2,543	114,570

●連結の各セグメント従業員人数は、子会社を含む就業人員数 (受入出向者を含み、役員・他社への出向者・臨時従業員は除く)

地域別海外ブロック従業員数★ (2026年3月31日現在)

(単位：人)

	北米	中南米	欧州・CIS	アフリカ	中近東	東アジア	アジア・大洋州
現地社員	131	110	257	63	110	547	586
駐在員	58	21	59	17	24	62	108
実習生	19	4	17	1	6	16	22
総計	208	135	333	81	140	625	716

●地域別海外ブロック従業員数は、海外現地法人及び海外支店・事務所在籍従業員数

平均勤続年数及び自己都合退職率 (単体)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
平均勤続年数	男性	18年1か月	18年3か月	18年2か月	18年2か月	★ 18年2か月
	女性	18年5か月	18年3か月	18年0か月	17年5か月	★ 16年7か月
	合計	18年2か月	18年3か月	18年2か月	18年0か月	★ 17年9か月
自己都合退職率※1 (%)	男性	1.7	1.9	1.5	1.5	★ 1.6
	女性	1.5	1.6	1.7	2.0	★ 1.8
	合計	1.6	1.9	1.6	1.6	★ 1.7
新卒3年以内の自己都合退職率 (%)		2.3	6.7	6.9	3.7	2.2

●対象：総合職・BX職 (詳細はP152参照)・特別職
※1 自己都合退職者率＝自己都合退職者数 ÷ 各年度末の従業員数

労働時間・有給休暇

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
年次有給休暇取得率 (%)	61	63	66	69	71
年間平均総実労働時間	2,127	2,098	2,092	2,075	2,029
月平均残業時間 (時間/月) ※1	約16	約13	約12	約11	約10

※1 実労働時間が法定労働時間8時間を超える部分を集計

ESGデータ(社会)

ダイバーシティ

男女間賃金格差

(単位：%)

	全従業員	うち正規雇用従業員	うち有期雇用従業員
2025年度※1	56.9	57.9	59.3
2024年度※2	58.4	59.2	60.9
2023年度	58.5	59.3	52.5
2022年度	59.1	60.5	41.6

●算出方法は「女性社員の平均年収÷男性社員の平均年収」
※1 2023年度に導入した女性執行役員特例措置制度に基づき、2024年4月1日付、2025年4月1日付で登用した女性執行役員計10名を従業員に含みます。
※2 2023年度に導入した女性執行役員特例措置制度に基づき、2024年4月1日付で登用した女性執行役員5名を従業員に含みます。

男女別採用人数とキャリア採用比率

	男女別採用人数 (人)							キャリア採用 比率 (%)
	新卒			キャリア			新卒・ キャリア合計	
	男	女	小計	男	女	小計		
2025年度★	89	64	153	20	6	26	179	15
2024年度	95	60	155	22	5	27	182	15
2023年度	82	53	135	19	5	24	159	15
2022年度	73	34	107	8	6	14	121	12
2021年度	80	36	116	1	1	2	118	2

●各年4月1日～3月31日が対象

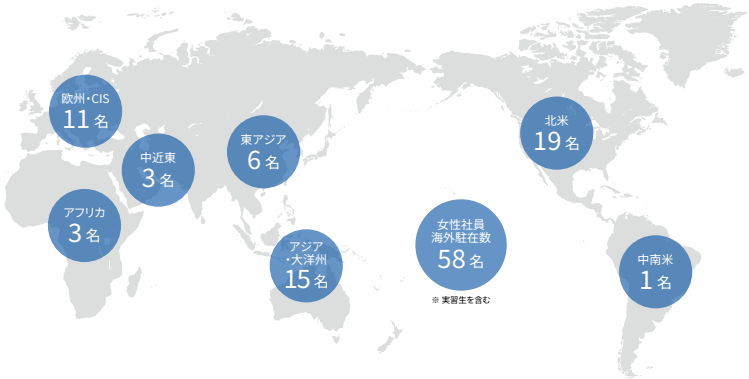
女性総合職、管理職、部長職級、役員及び執行役員比率(各年3月31日現在)

(単位：人)

	総合職			管理職※1			部長職級※2			役員及び執行役員※3		
	全体	女性	女性比率(%)	全体	女性	女性比率(%)	全体	女性	女性比率(%)	全体	女性	女性比率(%)
2026年★	3,332	443	13.3	2,573	261	10.1	378	10	2.7	53	15	28.3
2025年	3,318	416	12.5	2,542	229	9.0	394	6	1.5	47	10	21.3
2024年	3,308	395	11.9	2,522	223	8.8	392	3	0.8	41	5	12.2
2023年	3,331	375	11.3	2,541	219	8.6	401	3	0.7	38	4	10.5
2022年	3,395	359	10.6	2,569	210	8.2	413	3	0.7	41	4	9.8

※1 管理職は、総合職の中で一定以上の職階の者を対象にしている他、特別職で管理職相当の職位の者及び准執行役員も対象。
2025年以降の管理職には、2023年度に導入した女性執行役員特例措置制度に基づき、登用した女性執行役員を従業員に含む。
※2 部長職級は、管理職のうち、更に上級の職位の従業員で、執行役員及び准執行役員も含む。
※3 執行役員の人事制度改訂に伴い、集計対象を一部見直し。これに伴い、2023年及び2022年の人数及び割合を遡って修正

女性社員海外駐在状況(2026年4月1日現在)



ESGデータ (社会)

育児・介護関連制度取得状況

育児関連

(単位：人)

		育児休業等※1	育児休業等 取得率 (%) ※2	子の看護休暇	時短勤務	特別休暇	休業 復職率 (%) ※3
2025年度★	男性	108	128	133	0	2	96
	女性	37	103	165	87	27	
	合計	145	121	298	87	29	
2024年度	男性	75	96	109	0	4	100
	女性	38	103	139	80	23	
	合計	113	98	248	80	27	
2023年度	男性	51	53	102	0	5	96
	女性	45	100	145	74	22	
	合計	96	68	247	74	27	
2022年度	男性	39	52	67	0	4	96
	女性	48	100	125	89	19	
	合計	87	71	192	89	23	
2021年度	男性	32	34	71	0	7	100
	女性	47	104	124	94	16	
	合計	79	56	195	94	23	

※1 育児休業等には出生時育児休業（産後/パパ育児）及び育児目的休暇を含む。（ファミリーサポート休暇は2025年度以降含めています。）
※2 育児休業等取得率は、当期中に出生した従業員数（男性の場合は、配偶者が出生した男性社員数）に対して、当期中に育児休業等を開始した従業員数の割合（他社からの受入出向者数を含む）
※3 育児休業等復職率は、当期中に育児休業等を終了した従業員数に対して、当期中に育児休業等から復職した従業員数の割合（他社からの受入出向者数を含む）

介護・ファミリーサポート関連

(単位：人)

		介護休業	介護休暇	時短勤務	特別休暇	ファミリーサポート 休暇
2025年度★	男性	0	29	0	5	66
	女性	0	50	3	6	84
	合計	0	79	3	11	150
2024年度	男性	0	29	0	4	48
	女性	1	40	4	7	78
	合計	1	69	4	11	126
2023年度	男性	0	32	0	3	49
	女性	0	49	3	9	73
	合計	0	81	3	12	122
2022年度	男性	0	23	0	4	55
	女性	0	45	3	9	70
	合計	0	68	3	13	125
2021年度	男性	1	18	0	3	70
	女性	0	47	5	9	72
	合計	1	65	5	12	142

障がい者雇用率（各年3月1日現在）

	障がい者雇用率 (%)
2026年★	2.66
2025年	2.42
2024年	2.43
2023年	2.48
2022年	2.43

●集計対象は、単体、伊藤忠ユニダス（株）及び伊藤忠人事総務サービス（株）

ESG データ (社会)

海外ブロック従業員のマネジメント人材数 (2026年3月31日現在)

(単位：人)

	北米	中南米	欧州・CIS	アフリカ	中近東	東アジア	アジア・大洋州
マネジメント人材	85	35	79	9	28	343	196

● 本社管理職相当

多様性、公平性、包括性 (Diversity, Equity & Inclusion) に関連するワークショップ

年度	テーマ
2025 (対面・オンライン)	1. 新入社員向けプレコンセプションケアセミナー 2. 育児両立支援コミュニケーション講座 3. 家事・育児負担軽減セミナー 4. 他社取組事例から考えるLGBTQセミナー 5. 専門家によるプチ不調克服講座 (自律神経の整え方等)
2024 (対面・オンライン)	1. ITOCHU Femtech Junction! 2. キャリアを支えるフェムテック～更年期編、卵子凍結編～ 3. 女性活躍推進 (執行役員による講演) 4. LGBTQ当事者目線で理解を深める、オフィスで直面する課題 5. ワーキングマザー・ファザーの目線で理解する、育児と仕事の両立
2023 (対面・オンライン)	1. Femtech Fes!? (フェムテックの活用) 2. 女性活躍推進 (女性活躍推進委員会×BHP) 3. プレママ・プレパパレッスン (男性育休取得促進) 4. 介護との両立 (介護の基礎知識、遠距離介護) 5. LGBTQに関する基礎知識

人材育成

従業員の能力開発研修にあてられた時間／費用

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
年間の総研修時間 (時間)	112,574	87,841	115,649	125,055	120,793

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
一人あたり人材開発時間 (時間) ※1	27.0	21.4	28.2	31.0	29.8
一人あたり人材育成投資額 (万円)	26.9	39.6	55.5	60.6	66.4

※1 計算式：年間の総研修時間÷各年度末の人員数 (2024年度は休職者を除く)

主な研修参加人数

(単位：人)

研修名	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
事業管理クイックマスターコース	172	173	145	167	187
グローバルディベロップメントプログラム	0 (実施なし)	33	102	102	95
組織長ワークショップ	624	1,401	649	701	717
短期ビジネススクール派遣	7	16	36	37	39
若手短期中国語・特殊語学派遣	0 (実施なし)	5	15	13	14
中国語レッスン	189	193	233	203	217
キャリアビジョン支援研修 (のべ)	1,851	1,419	1,210	1,458	988

2025年度人権に関する研修実績★

(単位：人)

	参加人数
ESG 推進担当説明会	90
新入社員研修	155
新任課長研修	53
組織長ワークショップ	717
海外赴任前研修	221
グループ会社新任役員研修	95
サステナビリティ調査説明会	85
合計	1,416

ESG データ (社会)

労働安全衛生

労働安全衛生に関するデータ 単体従業員

	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度★	
	正規	契約	正規	契約	正規	契約	正規	契約	正規	契約
労働災害の罹災者数 (うち通勤災害罹災者数) ※1	5 (4)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (3)	3 (1)	7 (5)	2 (0)	10 (6)	0
死亡災害件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OIFR (疾病度数率) ※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
LTI (休業災害) の罹災者数※3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
LTIFR (休業災害度数率) ※4	0	0	0	0	0	4.91	0	3.76	0	0

●対象職掌：正規…総合職、BX職（詳細はP152参照）、特別職、受入出向 契約…嘱託、備員（パートタイム含む）
※1 労働災害の罹災者数：業務に起因して発生した休業災害及び不休業災害の罹災者数と通勤災害の罹災者数の合計値を示す。
労働災害の罹災者数の内訳は、転倒9件、その他1件。通勤時の転倒等を防止するため、荒天時は全社のイントラネットで安全に関する注意喚起を配信。
※2 OIFR：100万時間あたりの病気や疾病に該当する休業災害の発生率（病気や疾病に起因するLTIの罹災者数÷延べ労働時間×100万時間で計算）
※3 LTI（Lost Time Incident 休業災害）とは業務に関係した傷害や病気により、被災者が事故の翌営業日に勤務できない状態（労働災害）のこと。
翌営業日より後に休業した場合は集計対象としていない。
※4 LTIFR：100万時間あたりの休業災害の発生率（LTIの罹災者数÷延べ労働時間×100万時間で計算）

■ 業界平均との比較 (事業規模100名以上の卸売業・小売業対象)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
労働災害度数率	2.31	1.98	2.43	2.60	

●厚生労働省「令和6年労働災害動向調査」の概況より

健康・安全基準に関する研修・訓練の参加者数 単体従業員

(単位：人)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
健康・安全基準をテーマとして含む 一般研修※1	841	2,690	2,865	2,815	★2,984
健康・安全基準をテーマとして含む 人事研修※2	63	358	719	498	★47

※1 新入社員研修（総合職・BX職：詳細はP152参照）、新任課長研修、海外赴任前研修、東京本社での総合防災訓練の各参加者数の合計値
※2 キャリアビジョン研修と朝活セミナーに分類される、マインドフルネス講座、メンタルヘルスマネジメント講座等の各研修の参加者の合計値

2025年度 健康・安全基準をテーマとして含む主要な一般研修と受講従業員数

(単位：人)

研修名	具体的な内容	受講従業員数
新入社員研修	人生やキャリアのための自身の健康の大切さや、メンタルや生活習慣病について、また社内の健康管理体制について産業医と臨床心理士が説明。	155
新任課長研修	部下の状態を健康に保つための指導や管理方法について、ケーススタディを通して産業医と臨床心理士が説明。部下のケアのみならず、自身のケアについても指導している。	53
海外赴任前研修・ 海外語学実習派遣前研修	駐在中に起こりやすい健康問題や、日本と海外の医療環境／生活環境について、また駐在前の準備事項や駐在中の健康チェックの方法について産業医が説明。本人だけではなく帯同家族向けにも実施し、何かあった場合の相談／連絡先についても紹介している。	608

ガバナンス

A stylized, hand-drawn illustration of a multi-story office building, likely an Itochu building, rendered in shades of brown and blue. The building is set against a bright blue sky with light blue clouds. The illustration is positioned on the right side of the page, partially overlapping the white background.

Governance

コーポレート・ガバナンス

方針・基本的な考え方

当社グループは、創業者・伊藤忠兵衛の言葉から生まれた「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を企業理念とし、自社の利益だけではなく取引先、株主、社員をはじめ周囲の様々なステークホルダーの期待と信頼に応じて社会課題の解決に貢献することにより、世の中に善き循環を生み出し、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。また、社員一人ひとりが自らの商いにおける行動を自発的に考え、売り手や買い手のみならず世間に対しても、より善い商い、より善い未来に向けた「無数の使命」を果たすべく、「ひとりの商人、無数の使命」を企業行動指針と定めています。

当社は、この企業理念及び企業行動指針に則り、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築することにより、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針とし、この基本方針に従い、適正かつ効率的な業務執行を確保することができるよう、意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制を構築します。

充実したコーポレート・ガバナンスのためには、経営者による健全なリーダーシップの発揮と、透明で公正な意思決定の両立が不可欠であるとの考えの下、当社は、監査役（監査役会）設置会社として、法令上認められる範囲内で通常の業務執行に属する事項の経営陣への委任を進める一方、経営監視を強化するための施策を行ってきました。2017年度には、業務執行取締役を大幅に減員することにより社外取締役比率を3分の1以上に高め、経営の執行と監督の分離を促進し、今後も社外取締役比率3分の1以上を維持していきます。また、取締役会の諮問委員会として、社外取締役を委員長とし、委員総数の過半数

数を社外取締役とする「ガバナンス・指名・報酬委員会」及び社外取締役を委員長とし委員総数の過半数を社外役員とする「女性活躍推進委員会」を設置し、社外役員の目による経営監視を継続しています。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、独立性の確保を重視しており、（株）東京証券取引所が定める「独立役員」の要件に加えて、当社独自の独立性判断基準を策定しています。このように高い独立性が確保された取締役会において、経営陣による業務執行の監督の他、定量面または定性面から重要性の高い業務執行に関する審議も行っており、業務執行の監督が適切に行われることに加え、重要な業務執行については社外の視点からの検討も行うことができると考えています。

更に、当社は、株主・投資家等のステークホルダーに対する財務・非財務情報の発信もコーポレート・ガバナンス上の重要な課題の一つと認識し、様々なステークホルダーとの間の対話を更に促進する目的で「IR基本方針」を定め、適時・適切な情報開示に努めています。こうした対話の促進により、長期的な視点での当社の企業価値の向上に繋げていきたいと考えています。

当社としては、現状のコーポレート・ガバナンス体制は（株）東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」において標榜されている「攻めのガバナンス」の精神にも適うものであると考えています。一方で、当社が置かれた経営環境を踏まえた最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、引続き検討を続けていきます。

コーポレートガバナンス アクションプラン

リスク					機会			
コーポレート・ガバナンス、内部統制の機能不全に伴う事業継続リスク、予期せぬ損失の発生 等					強固なガバナンス体制の確立による意思決定の透明性の向上、変化への適切な対応、安定的な成長基盤の確立 等			
マテリアリティ	SDGs目標	インパクト分類	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合
確固たるガバナンス体制の堅持		ガバナンス	持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持・強化	コーポレート・ガバナンス	独立した客観的な立場から、経営に対する実効性の高い監督を行うと共に、意思決定の透明性を高め、また適正かつ効率的な業務執行を確保することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。	●当社独立性判断基準を満たす高い独立性を有し、各分野における高い見識をもって当社の経営に貢献することが期待される、複数の社外取締役を選任。 ●中長期的な業績の向上と、企業価値の増大への貢献意識を高めることのできる、透明性・客観性の高い役員報酬制度を継続。	各年の取締役会評価を通じて、取締役会の監督機能強化に向けた施策を継続的に実施。	●取締役会の多様性を維持（社外取締役 常時1／3以上：10名中4名、取締役女性比率：10名中2名、監査役に女性1名登用、企業経営経験のある社外取締役1名／社外監査役1名を選任）。 ●ガバナンス・指名・報酬委員会の委員長及び構成員の過半数は社外取締役（7名中4名）を維持。 ●女性活躍推進委員会の委員長は女性社外取締役。構成員について、社外役員比率、女性比率を過半数（夫々7名中4名）に引き上げ。 ●外部コンサルタントを起用し、取締役会実効性評価を実施。当社取締役会の実効性が引続き確保されていることを確認。

コーポレート・ガバナンス

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

2026年6月19日現在、当社は(株)東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」に記載された各原則をすべて実施しています。

詳細につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書 (https://www.itochu.co.jp/ja/files/corporate_governance.pdf)  をご参照ください。

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

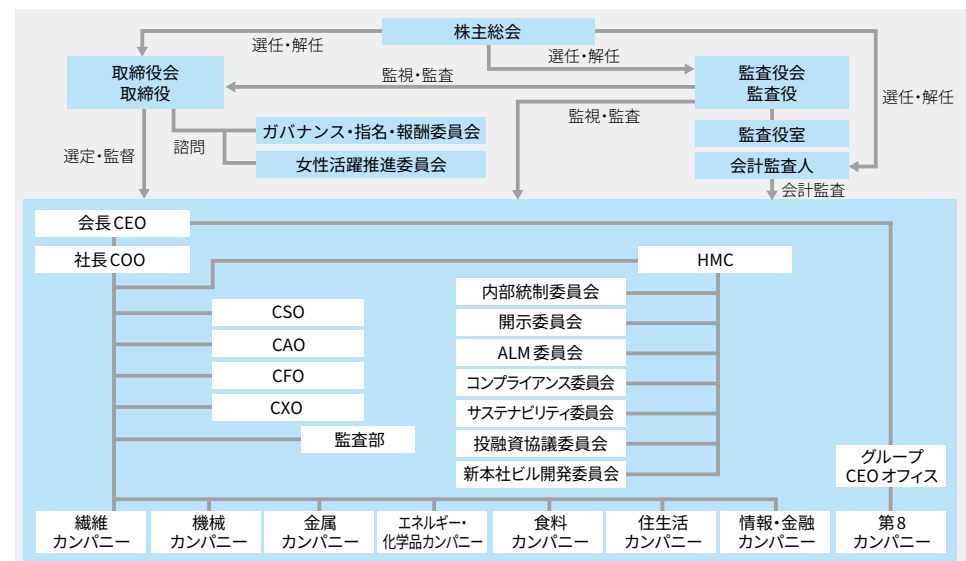
当社は、監査役(監査役会)設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しています。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、当社は、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、2017年度より取締役総数の3分の1以上の社外取締役を選任しており、今後も引続き社外取締役比率3分の1以上を維持していきます。また、取締役会の任意諮問委員会として、社外取締役を委員長とし委員総数の過半数を社外取締役とする「ガバナンス・指名・報酬委員会」及び社外取締役を委員長とし委員総数の過半数を社外役員とする「女性活躍推進委員会」を設置しています。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、独立性の確保を重視しており、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件に加えて、当社独自の独立性判断基準を策定しています。取締役総数の3分の1以上の社外取締役を含む取締役会及びその任意諮問委員会に加え、社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした現状の当社の企業統治体制は、当社の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に合致したものであると考えています。

体制・システム

伊藤忠商事は、適正かつ効率的な業務執行と高い透明性を確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」において、コーポレート・ガバナンス体制の根幹を以下のとおり定めています。

1. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
2. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
3. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
4. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図 (2026年6月19日現在)



※1 CEO = Chief Executive Officer COO = Chief Operating Officer CSO = Chief Strategy Officer
 CAO = Chief Administrative Officer CFO = Chief Financial Officer CXO = Chief Transformation Officer
 HMC = Headquarters Management Committee ALM = Asset Liability Management
 ※2 コンプライアンス統括役員はCAO。また、各ディビジョンカンパニーにはカンパニープレジデントを設置。
 ※3 内部統制システムは社内あらゆる階層に組込まれており、そのすべてを表記することはできませんので、主要な組織及び委員会のみ記載しています。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制早見表（2026年6月19日現在）

機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
取締役の人数（内、社外取締役の人数）	9名（4名） ※ 社外取締役のうち2名は女性、社内取締役一人あたりの平均海外駐在年数は5.5年。
監査役の人数（内、社外監査役の人数）	5名（3名）
取締役の任期	1年（社外取締役も同様）
執行役員制度の採用	有
社長の意思決定を補佐する機関	HMC（Headquarters Management Committee）が全社経営方針や重要事項を協議
取締役会の任意諮問委員会	ガバナンス・指名・報酬委員会及び女性活躍推進委員会を設置
取締役報酬体系 役員報酬制度の詳細について（P232）	① 月例報酬（固定）：役位ごとの基準額をベースに、気候変動及びSDGs／ESGの要素も加味したビジネス機会創出・業績拡大・リスクマネジメントへの対応を含む会社への貢献度等に応じて決定 ② 業績連動型賞与（変動（単年度））：連結純利益に基づき総支給額が決定し、役位ポイント等に応じて個別支給額が決定 ③ 株価連動型賞与（変動（中長期））：連結する2事業年度における当社株価の上昇額に、当社株価成長率と東証株価指数（TOPIX）の成長率との相対評価を加味して算定 ④ 業績連動型株式報酬（変動（中長期））：連結純利益に基づき取締役の役位に応じて報酬として支給される株式数が決定（BIP信託及びRS報酬制度） ※ 社外取締役には月例報酬のみを支給
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

取締役会及び取締役

概要

当社は、取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社です。

2018年4月1日付にて、取締役会長が最高経営責任者（CEO（Chief Executive Officer））、取締役社長が最高執行責任者（COO（Chief Operating Officer））を兼務しています。

取締役会は、社内取締役5名、社外取締役4名の計9名で構成されており、取締役会長が取締役会議長を務めています。毎月1回以上開催することを原則とし、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。

なお、社外取締役のうち2名は女性であり、また、社内取締役一人あたりの平均海外駐在年数は5.5年となります（2026年6月19日現在）。

2025年度は、取締役会を合計19回開催し、鉢村取締役、中取締役及び京田監査役の各1回の欠席を除き、全取締役及び全監査役がすべての取締役会に出席しています。また、5件の取締役会書面決議の提案があり、いずれも全取締役が同意の意思表示をし、全監査役が異議を述べなかったため、取締役会の決議があったものとみなされました。

2025年度において取締役会に付議された議題は合計81件であり（上記書面決議事項を除く）、主な議題は以下のとおりです（他に、個別の投融資案件や業務執行状況等を含む重要事項が付議されています）。

- 2024年度取締役会評価
- 2024年度女性活躍推進状況報告
- 内部統制システム構築・運用状況に関する報告（2回）
- サステナビリティに関する取組み
- 役員報酬制度

等

コーポレート・ガバナンス

2023年度～2025年度の会議開催

年度		取締役会	ガバナンス・指名・報酬委員会	女性活躍推進委員会	監査役会
2025年度	開催回数	19回	5回	1回	14回
	出席率	社外取締役	100%	100%	—
		社外監査役	100% (オブザーバー)	100%	100%
2024年度	開催回数	13回	5回	2回	13回
	出席率	社外取締役	100%	100%	—
		社外監査役	100% (オブザーバー)	75%	100%

年度		取締役会	指名委員会	ガバナンス・報酬委員会	女性活躍推進委員会	監査役会
2023年度	開催回数	17回	3回	2回	2回	14回
	出席率	社外取締役	100%	100%	100%	—
		社外監査役	100% (オブザーバー)	100%	100%	100%

※ 開催回数には書面審議を含まない。
※ 2023年6月23日付で、従来の「指名委員会」及び「ガバナンス・報酬委員会」を「ガバナンス・指名・報酬委員会」に改組しました。

監査役会及び監査役

概要

監査役会は、常勤監査役 2 名、社外監査役 3 名の計 5 名で構成されています。また、監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を 5 名（2026 年 6 月 19 日時点）配置しており、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属します。監査役会は、定時株主総会終了後、最初の監査役会において、翌年の定時株主総会までの期間の監査計画として、監査の方針、監査業務の分担及び監査実施計画を決定し、各監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に従い、取締役・執行役員・上席執行理事等の職務執行についての適正性を監査しています。会計監査人とは四半期レビュー及び内部統制監査に関する報告に加え、月次の定期会合で適時に情報を交換しており、会計監査人による監査の状況を監視するとともに、会計監査人との間で課題を共有しています。

監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters）については、当期の経営状況を踏まえた選定に関する意見交換を行っています。2025 年度の選定事項となった、ファミリーマートののれんの評価と CITIC Limited 投資の評価については、評価の前提となる将来キャッシュ・フローや割引率等について、担当部門及び会計監査人より詳細な説明を受け質疑を行いました。

監査役と監査役会は、監査の品質向上及び効率化並びにコーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与を目的として、会計監査人との間で、相互の監査計画・監査の実施状況及び結果、その他監査上の重要事項について、積極的に情報及び意見の交換を行う等連携強化に努めています。監査部と監査役の間では、内部監査計画を協議するとともに、定期的に内部監査における指摘や提言等について意見交換する等、密接な連携を図っています。

監査部は、会計監査人とも定期会合を持ち、密接な連携を図ると同時に、グループ会社の内部監査部署との関係強化にも努めています

コーポレート・ガバナンス

諮問機関

取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意諮問委員会として、取締役会下にガバナンス・報酬委員会、指名委員会及び女性活躍推進委員会を設置していましたが、2023年6月23日付で、ガバナンス・報酬委員会及び指名委員会を、社外取締役を委員長、社外取締役を委員の過半数とするガバナンス・指名・報酬委員会として改組しました。本改組は、関連することも多い指名と報酬及びその制度面を担うガバナンスを含めて同じ委員の下、一体して審議する体制とすることにより、議論の活性化を狙うものとなります。なお、女性活躍推進委員会は、社外取締役を委員長、社外役員を過半数とする構成で設置しています。

各委員会の役割、構成（2026年6月19日現在）及び2025年度の活動状況は下記のとおりです。

■ 取締役会の任意諮問委員会

名称	役割	構成	活動状況
ガバナンス・指名・報酬委員会	執行役員の選解任、上席執行理事の委嘱・解嘱、取締役・監査役候補者の指名、取締役・監査役の解任、役付取締役・役付執行役員の選定・解職、後継者計画の検討、執行役員・取締役の報酬制度、その他ガバナンス関連議案の審議	川名社外取締役（委員長）、岡藤取締役、石井取締役、西口取締役、中森社外取締役、石塚社外取締役、伊藤社外取締役（瓜生監査役がオブザーバーとして出席）	2025年度は合計5回開催し、すべての回に、出席対象の全委員が出席しています。2025年度に開催されたガバナンス・指名・報酬委員会に付議された主な議題は以下のとおりです。 ●2024年度取締役会評価の件（2025年4月7日）： 2024年度取締役会評価結果についての報告及び対外公表文案について、取締役会に付議することの了承 ●役員報酬制度の件（2025年4月7日） 月例報酬における当社への「個人貢献度」の一部変更、並びに2025年度取締役の業績連動型賞与の算定方法及びその個別支給額上限等について、取締役会に付議することの了承 ●後継者計画について（2025年9月25日） 役員の後継者計画について審議 ●役員報酬制度の件（2026年1月9日） 特例執行役員の報酬制度を一部変更することについて取締役会へ付議することの了承 ●2026年度役員人事について（2026年1月9日） 2026年度役員人事案について、取締役会に付議することの了承 ●役員制度の改定及び顧問制度創設の件（2026年1月16日） 上席執行役員の創設、及び顧問制度創設について取締役会へ付議することの了承 ●役員報酬制度の件（2026年2月25日） 業績連動型賞与の算定方法の一部変更、並びに2026年度取締役の業績連動型賞与の算定方法及びその個別支給額上限等について、取締役会に付議することの了承
女性活躍推進委員会	女性従業員の活躍推進に向けた方針・戦略や推進施策等の審議	伊藤社外取締役（委員長）、西口取締役、中森社外取締役、藤田社外監査役、小林社外監査役、茅野広報部長、西川人事・総務部長	2025年度は1回開催し、同委員会には全委員が出席しています。2025年度に開催された女性活躍推進委員会に付議された主な議題は以下のとおりです。 ●女性活躍推進の進捗状況と次期行動計画（2025年10月16日）： 女性管理職比率・男女間賃金格差に向けた具体策、及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の新たな目標設定について審議

主な社内委員会

社長及び取締役会による適切かつ機動的な業務執行に関する意思決定に資することを目的として、HMC (Headquarters Management Commit tee) 及び各種社内委員会を設置しています。HMC は、原則として社長が議長を務め、原則として会長、社長及び社長が指名する執行役員で構成されています。社長の補佐機関として、会社の全般的経営方針及び経営に関する重要事項を協議しています。

各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行っています。また、内部統制委員会等の一部の社内委員会には外部有識者を委員とする等、外部の意見を取り入れ、社長 COO 及び取締役会の意思決定に役立てています。2026年度における主な社内委員会とその役割は以下のとおりとなります。

名称	目的
内部統制委員会（委員長：CAO）	内部統制システムの整備に関する事項の審議
開示委員会（委員長：CFO）	企業内容等の開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議
ALM (Asset Liability Management) 委員会（委員長：CFO）	リスクマネジメント体制・制度及びB／S管理に関する事項の審議
コンプライアンス委員会（委員長：CAO）	コンプライアンスに関する事項の審議
サステナビリティ委員会（委員長：CAO）	SDGs／ESG対応（環境・社会関連。但しガバナンス関連は除く）に関するサステナビリティ推進事項の審議
投融資協議委員会（委員長：CXO (Chief Transformation Officer)）	投融資案件に関する事項の審議
新本社ビル開発委員会（委員長：社長 COO (兼) CSO (Chief Strategy Officer)）	東京新本社ビルに関する事項の審議

コーポレート・ガバナンス

役員の多様性の確保・選任の方針と後継者計画

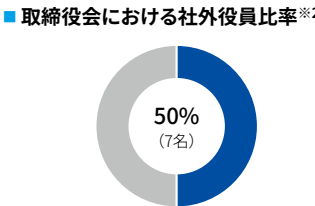
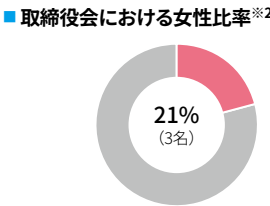
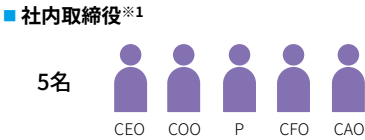
役員の構成

当社は経営の執行と監督の分離を促進することを目的として、2017年度よりモニタリング重視型取締役会に移行しています。適切な経営の監督を行うことのできる取締役会として、総本社職能各部統括オフィサーの他、複数名の社外取締役を選任して、その比率を3分の1以上としています。

社外取締役については、より専門的な視点及び多様性等を備える人材を選任することで、当社取締役会の機能を更に高めています。また、社外監査役については、財務・会計・法務に関する知識等を有する人材を選任することで、当社の経営に対する中立的かつ客観的な視点からの監視・監査を可能にしています。

氏名		現在の当社における地位、担当	2025年度取締役会 出席状況	2025年度監査役会 出席状況	在任年数※1	ガバナンス・ 指名・報酬委員会	女性活躍推進 委員会
岡藤 正広	再任	代表取締役会長 会長執行役員 CEO	19／19回 (100%)	—	22年	○	—
石井 敬太	再任	代表取締役社長 社長執行役員 COO (兼) CSO (兼) グループCEO オフィス長	19／19回 (100%)	—	5年	○	—
都梅 博之	再任	代表取締役 副社長執行役員 機械カンパニー プレジデント (兼) COO 補佐	19／19回 (100%)	—	4年	—	—
中 宏之	再任	代表取締役 上席執行役員 CFO (兼) CXO	18／19回 (95%)	—	4年	—	—
西口 知邦	新任	代表取締役 上席執行役員 CAO	—	—	—	○	○
川名 正敏	再任 社外 独立	取締役	19／19回 (100%)	—	8年	◎	—
中森 真紀子	再任 社外 独立	取締役	19／19回 (100%)	—	7年	○	○
石塚 邦雄	再任 社外 独立	取締役	19／19回 (100%)	—	5年	○	—
伊藤 明子	再任 社外 独立	取締役	19／19回 (100%)	—	3年	○	◎
猪股 淳		常勤監査役	—	—	—	—	—
高井 研治		常勤監査役	—	—	—	—	—
瓜生 健太郎	社外 独立	監査役	19／19回 (100%)	14／14回 (100%)	11年	※	
藤田 勉	社外 独立	監査役	19／19回 (100%)	14／14回 (100%)	3年	—	○
小林 久美※2	社外 独立	監査役	19／19回 (100%)	14／14回 (100%)	3年	—	○

※1 在任年数は、2026年6月19日時点のものです。
※2 小林久美の戸籍上の氏名は、野尻久美です。



※1 COO：COO (兼) CSO、P：機械カンパニー プレジデント
(兼) COO 補佐、CFO：CFO (兼) CXO
※2 取締役会の構成には、取締役及び監査役が含まれてい
ます。

コーポレート・ガバナンス

役員の多様性の確保

取締役・監査役の主な専門的経験分野（スキルマトリックス）

当社役員は、社内外を問わず、各分野における知見・経験や高い見識をもって経営にあたっています。社内取締役に関しては、知見・経験を有する分野とそのうち特に貢献が期待される分野を、社外役員及び常勤監査役に関しては、各役員の有する専門的な視点・高い見識を最大限活用すべく、特に当社経営において貢献することが期待される分野を特定しています。取締役会として備えるべき専門的経験分野・特に貢献が期待される分野を一覧化した、いわゆるスキル・マトリックスは以下の通りです。なお、これらの分野の選定理由については、P227をご参照下さい。

氏名 (生年月)	役職	性別	主な専門的経験分野／特に貢献が期待される分野									ガバナンス・指名・報酬委員会	女性活躍推進委員会	主な役割・経歴・資格等
			経営全般	グローバル	マーケティング／営業	自己変革／DX	SDGs／ESG	健康・医療	財務・経理 リスクマネジメント	人材戦略	内部統制・法務／コンプライアンス			
岡藤 正広 (1949年12月)	代表取締役 会長 CEO	👤	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	□		繊維カンパニープレジデント 社長
石井 敬太 (1960年10月)	代表取締役 社長 COO	👤	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	□		インドシナ支配人 エネルギー・化学品カンパニープレジデント CSO
都梅 博之 (1960年3月)	代表取締役	👤	○	◎	◎	○	○		○	○	○			アフリカ総支配人、欧州総支配人 機械カンパニープレジデント COO 補佐
中 宏之 (1964年1月)	代表取締役	👤	○	○	○	◎	○		◎	○	○			業務部長 CSO、CDO・CIO CXO、CFO
西口 知邦 (1967年4月)	代表取締役	👤	○	○	○	○	◎	○		◎	○	□	□	秘書部長、CAO
川名 正敏 (1953年11月)	社外取締役	👤	●				●	●				■		東京女子医科大学病院副院長 医学博士
中森 真紀子 (1963年8月)	社外取締役	👤				●			●		●	□	□	公認会計士
石塚 邦雄 (1949年9月)	社外取締役	👤	●		●					●		□		(株) 三越伊勢丹ホールディングス社長・会長
伊藤 明子 (1962年2月)	社外取締役	👤					●	●		●		□	■	消費者庁長官
猪股 淳 (1965年9月)	常勤監査役	👤	●	●	●									中南米総支配人 金属カンパニー プレジデント
高井 研治 (1965年9月)	常勤監査役	👤					●		●		●			エネルギー・化学品カンパニー CFO 監査部長
瓜生 健太郎 (1965年1月)	社外監査役	👤			●				●		●	※		瓜生・糸賀法律事務所代表弁護士・マネージングパートナー 弁護士
藤田 勉 (1960年3月)	社外監査役	👤	●	●					●				□	シティグループ証券(株) 取締役副会長
小林 久美 (1979年11月)	社外監査役	👤				●			●		●		□	公認会計士 税理士

※ 社内取締役については、知見・経験を有する分野を○、そのうち特に貢献が期待される分野を◎とし、常勤監査役・社外取締役・社外監査役については、特に貢献することが期待される分野を●としています。

※ 女性活躍推進委員会の委員には、上記の他、広報部長、人事・総務部長を含みます。

■ 委員長 □ 委員 ※ オブザーバーとして参加

コーポレート・ガバナンス

主な専門的経験分野／特に貢献が期待される分野の選定理由

分野	選定理由
経営全般	当社は、総合商社として広範な分野で事業を展開しています。全体を俯瞰したうえで、「三方よし」の理念のもと、企業価値向上を図るための経営計画・経営戦略等を議論すべく、本分野の知見が重要と考えています。
グローバル	当社は、総合商社としてグローバルな事業展開を行っているため、異文化や地政学への理解をベースとした、本分野の知見が重要と考えています。
マーケティング／営業	当社は、「マーケットインの発想」での「商人」としての営業力を発揮し、「稼ぐ」を推進することを、当社経営における重要な要素として認識しているため、本分野の知見が重要と考えています。
自己変革／DX	当社は、外部環境の変化に応じて柔軟に自己変革を遂げることで、総合商社としての総合力を発揮し、持続的な成長を実現しています。DXについても、これ自体を目的化することなく、既存の事業基盤を活かしながら、自己変革により、サプライチェーンの効率化等の早期の収益貢献が見込める個別案件を積み重ねています。以上を踏まえた取組推進のため、本分野の知見が重要と考えています。
SDGs／ESG	当社は、持続可能な成長を目指し、すべてのステークホルダーに貢献する資本主義、すなわち「三方よし資本主義」を標榜しており、気候変動への取組等、特定した7つのマテリアリティに本業を通じて取組み、「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に貢献するため、本分野の知見が重要と考えています。
健康・医療	当社にとって「人」は最大の財産であり、従業員の能力開発とともに、「健康力」増強こそが企業行動指針である「ひとりの商人、無数の使命」を果たす人材力強化の礎であるため、本分野の知見が重要と考えています。
財務・経理・リスクマネジメント	当社は、持続的な成長実現のため、強固な財務基盤構築、正確な財務報告作成、M&A等の案件審査におけるリスク分析を行うとともに、定量的な見地から職能が営業現場を支援する体制を構築しています。これらにより継続的に「稼ぐ」「削る」「防ぐ」を推進するため、本分野の知見が重要と考えています。
人材戦略	当社は、人材戦略を経営戦略の一つとして明確に打出しており、働き方改革の進化を通じた企業価値の向上等、当社の取組をより効果的に推進するため、本分野の知見が重要と考えています。
内部統制・法務／コンプライアンス	当社は、適正かつ効率的な業務執行を確保できるよう、経営の監視・牽制機能が適切に組込まれた体制を構築しており、継続的に体制の改善を図り「防ぐ」を推進すべく、本分野の知見が重要と考えています。

独立役員による牽制

独立性判断基準

当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準」については、コーポレート・ガバナンス報告書「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】における原則 4-9 についての開示をご参照下さい。

当社は、(株) 東京証券取引所の独立性基準及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」に基づき、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。当社による寄付については、直近の事業年度で 1,000 万円までとする軽微基準を定めており、更に軽微基準の範囲内である寄付については、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断し、独立役員届出書への記載を省略しています。

独立役員の状況

Ⅰ 社外取締役

川名取締役は、2025 年度に開催された取締役会 19 回のすべてに出席し、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。2025 年度はガバナンス・指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役会実効性評価等のガバナンス面、経営陣幹部の選解任や後継者計画、役員報酬等に関する議論を主導する等、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。また、当社が推進する健康経営に関し、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っています。中森取締役は、2025 年度に開催された取締役会 19 回のすべてに出席し、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。2025 年度は女性活躍推進委員会の委員長を務め、当社女性従業員の活躍推進に向けた施策について現場目線に根差した議論を主導するとともに、ガバナンス・指名・報酬委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化や後継者計画・役員指名の客観性の向上に貢献しました。また、内部統制・コンプライアンスや DX 分野において、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っています。

石塚取締役は、2025 年度に開催された取締役会 19 回のすべてに出席し、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。2025 年度はガバナンス・指名・報酬委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化や後継者計画・役員指名の客観性の向上に貢献しました。また、当社が推進するマーケットインの発想による成長投資の加速や人材戦略の分野において、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っています。

コーポレート・ガバナンス

伊藤取締役は、2025年度に開催された取締役会 19回のすべてに出席し、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。2025年度はガバナンス・指名・報酬委員会及び女性活躍推進委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化や後継者計画・役員指名の客観性の向上や女性活躍支援の加速化に貢献しました。また、当社が推進するマーケットインの発想による成長投資の加速や人材戦略の分野において、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っています。

社外取締役については、その客観的・中立的な立場から、当社の取締役会及び取締役会の任意諮問委員会において積極的に助言・提言を行う等、社内取締役に対する監視・監督機能と多様な視点に基づく経営助言機能を適切に発揮することにより、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性の確保・向上に寄与していると考えています。

Ⅰ 社外監査役

瓜生監査役は、2025年度に開催された取締役会 19回のすべてに出席し、また、当該年度に開催された監査役会 14回のすべてに出席し、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。2025年度はガバナンス・指名・報酬委員会のオブザーバーを務め、当社のガバナンスの更なる進化や後継者計画・役員指名の客観性の向上に貢献しました。

藤田監査役は、2025年度に開催された取締役会 19回のすべてに出席し、また、当該年度に開催された監査役会 14回のすべてに出席し、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。2025年度は女性活躍推進委員会の委員を務め、当社の女性活躍支援のための施策や女性登用促進に向けた取組みの加速化に貢献しました。

小林監査役は、2025年度に開催された取締役会 19回のすべてに出席し、また、当該年度に開催された監査役会 14回のすべてに出席し、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。2025年度は女性活躍推進委員会の委員を務め、当社の女性活躍支援のための施策や女性登用促進に向けた取組みの加速化に貢献しました。

社外監査役については、その客観的・中立的な立場から、当社の取締役会及び取締役会の任意諮問委員会において積極的に意見を述べる等、取締役の職務執行に対する監視・監査機能を適切に発揮することにより、取締役会の意思決定の透明性の確保・向上に寄与していると考えています。

コーポレート・ガバナンス

役員の選任の方針と手続

取締役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の取締役会として、適切な経営の監督及び重要な業務執行の意思決定を行えるよう、原則として、会長、社長及び総本社職能各部統括オフィサーの他、カンパニープレジデントの中から適任者 1 名を取締役（社内）として選任するとともに、取締役会の経営監督機能を強化するため、社外取締役比率を 3 分の 1 以上とする、複数名の社外取締役を選任します。社外取締役については、独立性を重視する観点から、(株) 東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び当社の「独立

性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、各分野における経験を通じて培った高い見識をもって当社の経営に貢献することが期待される者を優先的に選任します。取締役候補者については、上記の方針を踏まえ、また、知見、経験、性別、国際性等の多様性にも留意しながら、会長が原案を作成し、ガバナンス・指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。

■ 取締役の選任理由

氏名	選任理由
岡藤 正広	入社以来、主にブランドマーケティングビジネス等、繊維関連事業に従事し、繊維カンパニープレジデント等の要職を経て、2010年4月に代表取締役社長に就任して以来、卓越したコミットメント経営と現場主義を徹底し、優れた経営手腕とリーダーシップにより大きく企業価値を向上させています。2018年4月に代表取締役会長CEOに就任し、当社トップとしての実績と総合商社の経営全般、グローバルな事業経営 に関する卓越した知見を有していることから、取締役に選任しています。
石井 敬太	入社以来、主に化学品関連事業に従事し、インドシナ支配人、化学品部門長を経て、2018年4月からはエネルギー・化学品カンパニープレジデントとして、当社のエネルギー・化学品ビジネスの収益基盤の強化や電力販売分野への進出、蓄電池ビジネス等の次世代電力ビジネスの戦略構築を推し進めました。2021年4月に社長COOに就任、2025年4月からはCSOを兼務、2026年4月からはグループCEO オフィス長を兼務し、当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に関する卓越した知見を有していることから、取締役に選任しています。
都梅 博之	入社以来、主に機械関連事業に従事し、プラント・プロジェクト第一部長、同第二部長、中近東総支配人、アフリカ総支配人、欧州総支配人等、機械分野及び海外拠点長の要職を経て、2019年4月より機械カンパニープレジデントとして、当社の機械分野全般の経営及び事業活動を統括、新規ビジネス開拓や業務改革を推進する等、優れた経営手腕を発揮しています。2025年4月からはCOO 補佐を兼務し、当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に関する卓越した知見を有していることから、取締役に選任しています。
中 宏之	入社以来、主に繊維関連事業に従事し、食品流通部門長代行、業務部長、CDO・CIO、CSOを経て、2024年4月からはCXOとして、当社グループ（当社及び当社の関係会社）全体の業容・業態変革推進と、当社のデジタル化戦略や海外政策を推進し、優れた経営手腕を発揮しました。2026年4月からはCFO（兼）CXOとしてグループ全体の財務戦略及びB／S管理・リスクマネジメントを統括しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に関する卓越した知見を有していることから、取締役に選任しています。
西口 知邦	入社以来、主に繊維関連事業に従事し、ブランドマーケティング第一部長代行、(株) レリアン常務取締役を経て、2021年4月からは秘書部長として、経営トップの方針・意向を現場に落とし込み強力な実行力を支えるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも大きく貢献しました。2026年4月からはCAOとして、グループ全体における人事・総務政策の推進、法務・コンプライアンス体制の構築・強化、サステナビリティ経営の推進、コーポレートブランド拡大政策を統括しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に関する卓越した知見を有していることから、取締役に選任しています。
川名 正敏	東京女子医科大学病院の医師として長年従事し、同院副院長等の重要役職を歴任、同大学附属青山病院病院長としての病院経営の経験と医療に関する高度な知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、川名氏は、(株) 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
中森 真紀子	公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な企業経営者としての経験を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、中森氏は、(株) 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
石塚 邦雄	株式会社三越伊勢丹ホールディングスの社長・会長、日本経済団体連合会の副会長を歴任したことによる企業経営や小売業界に関する豊富な知見を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、石塚氏は、(株) 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
伊藤 明子※	国土交通省において、大臣官房審議官、同省初の女性局長（住宅局長）、内閣官房内閣審議官まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補等の要職を歴任後、消費者庁長官に就任した、消費者視点の課題全般についての行政官としての豊富な経験と高い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、伊藤氏は、(株) 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。 ※ 伊藤明子の戸籍上の氏名は、野田明子です。

コーポレート・ガバナンス

監査役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の監査役として、経営の監査・監視を適切に行えるよう、当社の経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を監査役として選任します。当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とし、社外監査役については、独立性を重視する観点から、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、高度な専門知

識や各分野での豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される者を選任します。また、監査役のうち最低1名は、財務及び会計について相当程度の知見を有する者を選任します。監査役候補者については、上記の方針を踏まえて会長が常勤監査役と協議のうえ、原案を作成し、「ガバナンス・指名・報酬委員会」での審議を経て、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決定します。

■ 監査役の選任理由

氏名	選任の理由
猪股 淳	入社以来、主に金属関連事業に従事し、金属経営企画部長、中南米総支配人、金属資源部門長等、営業・管理双方の重要役職を歴任した後、2024年4月より金属カンパニープレジデントとして、新たなビジネスパートナーの開拓や事業再建に取組む等、優れた経営手腕を発揮しました。国内外における幅広い業務経験と、優れた専門知識及び卓越した見識を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役に選任しています。
高井 研治	入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、経理部税務室長、経理部長代行、エネルギー・化学品カンパニー CFO、監査部長を経て、2024年5月からは(株)ファミリーマート常勤監査役を務める等、当社グループの経営・管理全般に関する豊富な経験・実績に加え、財務・経理の各分野における専門知識及び卓越した見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役に選任しています。
瓜生 健太郎	弁護士としての法律に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、瓜生氏は、(株)東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
藤田 勉	長年にわたる金融業界における経歴から高度な専門知識と豊富な実務経験を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、藤田氏は、(株)東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。
小林 久美 [※]	公認会計士としての金融・会計の経歴から、財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、小林氏は、(株)東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び当社独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しています。 [※] 小林久美の戸籍上の氏名は、野尻久美です。

執行役員の選任の方針と手続

執行役員は、原則、当社の職務等級制度における経営者候補層の中から高評価を得て、誠実な人格で高い識見と能力を有している者、または既に執行役員として選任されている者の中から、その職責を全うするために必要な知見と経験を有する者を毎年度選任します。加えて、多様な意見を当社の経営に反映させるため、女性の登用を積極的に進めることとし、特に今後の成長が期待できる優秀な女性を年齢に関わらず執行役員として選任します。常務以上の役位者及び上席執行役員（カンパニープレジデント・総本社職能各部統括オフィサー等の重要役職を担う執行役員）については、執行役員経験者を中心とした幅広い人材プールの中から、その重責を担うに相応しいと判断される者を選任します。選任の手続として

は、新任の者については役員の推薦に基づき、また、再任の者については執行役員としての業績評価を、常務以上の役位者及び上席執行役員（カンパニープレジデント・総本社職能各部統括オフィサー等の重要役職を担う執行役員）についてはそれまでの経験や評価を踏まえて会長が候補者を選定し、ガバナンス・指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。なお、執行役員が当社の執行役員規程に違反した時、その他執行役員としてふさわしくないと認められる場合には、会長（またはガバナンス・指名・報酬委員会委員長）による立案に基づき、ガバナンス・指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会の決議により適時に解任するものとします。

コーポレート・ガバナンス

後継者計画の検討

当社は、経営の持続性を高め、中長期的な企業価値向上を図るため、後継者計画を経営の重要課題の一つとして位置付けています。総合商社である当社を率いる CEO として、最も重要なスキルである「商人としての営業力」とビジネスセンスを持ち合わせ、当社の企業理念である「三方よし」を実践できることを前提としています。具体的な選任プロセスは、以下の通りです。

1. 会長 CEO による立案：中長期的な企業価値向上の実現に向けては、全社の事業内容に関する知識に加え、候補者の業務経歴・経験・人柄等についての深い理解が不可欠であることから、執行側による立案を前提とし、会長 CEO がガバナンス・指名・報酬委員会に候補者を推薦します。
2. ガバナンス・指名・報酬委員会での審議：社外取締役を委員長とし、かつ委員の過半数を社外取締役で構成するガバナンス・指名・報酬委員会において、「世間の目」、「一般株主の目」を併せ持つ社外役員の視点を反映させながら審議を行います。
3. 取締役会での審議：ガバナンス・指名・報酬委員会は、取締役会に審議結果を答申し、取締役会における議論を経て CEO を決定します。

CEO 候補者の育成方針

「商人としての営業力」を有する役員が活躍し、経験を積み重ねることができるよう、適切に役員を配置しています。複数名の候補者に対して、リーダーシップの育成やお客様との向き合い方を学ぶ機会を付与するため、本社・事業会社・国内外を問わず、常日頃から現場における難易度の高い業務経験を積ませています。

また、2024 年度からは上席執行理事を設置し、上席執行理事またはグループ会社へ移籍済の当社元執行役員の中から重要役職者へ抜擢する仕組みを整えることで、実力主義を徹底した経営人材プールを形成しています。

役員の責任限定契約・保険・補償契約

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、同法第 425 条第 1 項に定める最低限度額としています。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役及び監査役等が負担することになる法律上の損害賠償金・損害賠償請求対応等の費用等の損害を当該保険契約により、填補することとしています。但し、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外となっており、役員等の職務の執行の適正性は損なわれない仕組みとなっています。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しています。

補償契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役的全員との間で、会社法第 430 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号の費用及び同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する契約を締結しています。なお、各取締役及び各監査役が、法令違反を認識しながら行った行為、自己若しくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことに発生した費用等については、当社は、締結者に対して補償を行いません。

コーポレート・ガバナンス

役員報酬制度

役員報酬制度の概要

当社の現行の取締役報酬制度は「業績拡大と株価上昇のインセンティブ」を目的として設計されています。総報酬に占める変動報酬（業績連動型 賞与・株価連動型賞与・業績連動型株式報酬）の割合が高く、また、従来より算定式を含めて本報酬制度を対外的に開示しており、その透明性が 高いことを特徴としています。また、中長期的な企業価値の増大に対する意識を一層高めるため、報酬の一部として非金銭報酬である株式報酬を含めています。

2025 年度の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、①月例報酬、②業績連動型賞与、③株価連動型賞与及び業績連動型株式報酬（非金銭報酬／④ BIP 信託 及び⑤ RS 報酬）により構成されています。月例報酬は、役位ごとの基準額をベースに、気候変動及び SDGs／ESG の要素も加味したビジネス機会創出・業績拡大・リスクマネジメントへの対応を含む会社への貢献度等に応じて決定され、業績連動型賞与は当社株主に帰属する当期純利益（連結）に基づき総支給額が決定され、株価連動型賞与は当社の株価上昇額に、当社株価の成長率と TOPIX の成長率との相対評価を加味したうえで賞与額を算定する仕組みをとっています。2025 年度における取締役総報酬に占める業績連動型賞与の割合は約 32.3%、業績連動型株式報酬及

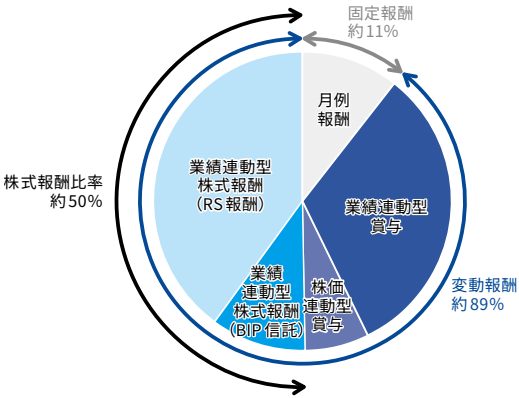
び株価連動型賞与の割合は約 57.1% です。2026 年度においては、業績連動型賞与の割合が約 32.0%、業績連動型株式報酬及び株価連動型賞与の割合が約 58.4% となる予定です。

業績連動型賞与及び非金銭報酬である業績連動型株式報酬の連動指標は、「当社株主に帰属する当期純利益」としています。当期純利益（連結）は、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かりやすい指標であるため株式市場の関心が高く、今後も指標としての重要性は揺るがないと考えており、また、従業員の賞与も当期純利益（連結）に連動させています。2025 年度の当期純利益（連結）の期初計画は 9,000 億円、実績は 9,003 億円です。

また、株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上をより一層意識することを目的として、当社株価を連動指標とする株価連動型賞与を導入しています。本賞与は連続する 2 事業年度における日々の当社株価の平均値の上昇額等を連動指標とし、公平性を担保するため、連続する 2 事業年度の日々の当社株価の平均値の成長率と東証株価指数（TOPIX）の平均値の成長率との相対評価を加味して算定する仕組みとしています。

	報酬の種類	内容	報酬限度額	株主総会決議
取締役	①月例報酬（固定）	役位ごとの基準額をベースに、気候変動及び SDGs／ESG の要素も加味したビジネス機会創出・業績拡大・リスクマネジメントへの対応を含む会社への貢献度等に応じて決定。	月例報酬総額として年額11億円 （うち、社外取締役分は年額2億円）	2025年 6月20日
	②業績連動型賞与（変動（単年度））	当期純利益（連結）に基づき総支給額が決定し、取締役の役位ポイント等に応じて個別支給額が決定。算定式は下記参照。	賞与総額として年額50億円 ※社外取締役は不支給	
	③株価連動型賞与（変動（中長期））	連続する2事業年度における当社株価の上昇額に、当社株価成長率と TOPIX の成長率との相対評価を加味して算定。算定式は下記参照。		
	④業績連動型株式報酬（BIP 信託）（変動・中長期）	当期純利益（連結）に基づき、取締役の役位に応じて、報酬として支給される株式数が決定。算定式は下記参照。	2事業年度分、かつ取締役・執行役員・上席執行理事を対象 ●当社から信託への拠出上限額：80億円 ●対象者に付与するポイント総数上限：450万ポイント（1ポイント＝1株として換算） ※社外取締役は不支給	2025年 6月20日
	⑤業績連動型株式報酬（RS 報酬）（変動（中長期））	毎事業年度の当期純利益（連結）の水準に応じて、当社株式又は当社株式を取得するための金銭債権を支給。算定式は下記参照。	●当社株式及び当社株式取得のための金銭債権の総額：年額30億円 ●対象者に発行又は処分される当社株式総数：年150万株以内 ※社外取締役は不支給	
監査役	月例報酬のみ		●年額400百万円	2025年 6月20日

2025年度取締役（社外取締役を除く）報酬構成比率



コーポレート・ガバナンス

取締役賞与及び株式報酬の算定式

2026年度の実績評価は、2026年度の決算が確定次第、下記方法に基づき算定の上、第103回定時株主総会終了後、支払います（BIP信託についてはポイントを付与、RS報酬については当社株式又は譲渡制限付株式取得のための金銭債権を支給）。

業績連動型賞与の算定式

総支給額

総支給額は、個別支給額の合計額又は50億円のいずれか少ない額です。

総支給額算定ベース＝2026年度連結純利益×0.35%※1×対象となる取締役の役位ポイントの総和÷55（1円未満切捨て）

個別支給額

個別支給金額＝総支給額算定ベース×役位ポイント÷対象となる取締役の役位ポイントの総和×担当組織当期純利益（連結）の計画達成率により決定する乗率※2、5×50%＋担当組織当期純利益（連結）の前年度業績比により決定する乗率※3、5×20%＋役職就任時に担当する組織の就任前年度業績比により決定する乗率※4、5×30%（1,000円未満切上げ）

※1 担当組織の業績評価を反映する取締役の総支給額算定ベースの算定にあたっては、上記「0.35%」を「0.48%」とします。

※2 担当組織当期純利益（連結）の計画達成率により決定する乗率：100%＋（担当組織当期純利益（連結）の計画達成率－100%）×2（乗率が負数の場合は0%、上限は200%）

※3 担当組織当期純利益（連結）の前年度業績比により決定する乗率：100%＋（2026年度の担当組織当期純利益（連結）÷2025年度の担当組織当期純利益（連結）－100%）×2（乗率が負数の場合は0%、上限は200%）

※4 役職就任時に担当する組織の就任前年度業績比により決定する乗率：（2026年度の担当組織当期純利益（連結）－就任前年度の担当組織当期純利益（連結））÷（就任前年度の担当組織当期純利益（連結）×10%）（乗率が負数の場合は0%、上限は200%）
但し、制度改定日である2023年6月13日時点で既に担当組織を持つ役職に就任している取締役については、就任前年度の担当組織連結純利益を2023年度の担当組織連結純利益に誘替えるものとします。

※5 2026年度の当社取締役のうち、担当組織の業績評価を反映する取締役の担当は、機械カンパニーであり、同カンパニーの2026年度の当期純利益（連結）の計画値は1,800億円（2026年5月1日に公表）です。取締役会長及び取締役社長の「担当組織当期純利益（連結）の計画達成率により決定する乗率」、「担当組織当期純利益（連結）の前年度業績比により決定する乗率」、及び「役職就任時に担当する組織の就任前年度業績比により決定する乗率」は、いずれも100%とします。
取締役会長及び取締役社長以外の取締役のうち、担当組織の業績評価を反映しない取締役については、「担当組織当期純利益（連結）の計画達成率により決定する乗率」、「担当組織当期純利益（連結）の前年度業績比により決定する乗率」、及び「役職就任時に担当する組織の就任前年度業績比により決定する乗率」に代えて、いずれも「全社計画比乗率」を用いるものとし、「全社計画比乗率」の算式は以下のとおりとします。
全社計画比乗率：100%＋（全カンパニー合算の当期純利益（連結）の計画達成率－100%）×2（乗率が負数の場合は0%、上限は200%）

役位ポイント及び2026年度の個別支給額の限度額は次のとおりです。

	取締役会長	取締役社長	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役上席執行役員 ／取締役執行役員
役位ポイント※	10.0	6.0	5.0	4.0	3.0	2.2
2026年度の個別支給額の限度額（百万円）	1,800	1,080	900	720	540	400

※ 取締役会長、取締役社長以外の取締役のうち、担当組織の業績評価を反映しない取締役については、役位ポイントに0.8を乗じる。

株価連動型賞与の算定式

株主と同じ目線に立ち、企業価値向上をより一層意識することを目的として、当社株価を連動指標とする株価連動型賞与を導入しています。本賞与は連続する2事業年度における日々の当社株価の平均値の上昇額等を連動指標とし、公平性を担保するため、連続する2事業年度の日々の当社株価の平均値の成長率とTOPIXの平均値の成長率との相対評価を加味して算定する仕組みとし、在任期間中の株価連動型賞与額総額を取締役の退任後に支給します。

2026年度個別支給額：以下①及び②のいずれか大きい額とします。なお、2026年1月1日を効力発生日として実施した普通株式1株につき5株の株式分割に伴い、2025年12月31日以前の当社株価終値の単純平均値は、株式分割実施後の当社株価終値に換算して算定します。

- ①（2025～2026年度の日々の当社株価終値の単純平均値－2023～2024年度の日々の当社株価終値の単純平均値）×6,500,000×2025年度と2026年度の役位ポイントの合計÷（108.8ポイント×2）×相対株価成長率※1－2025年度の株価連動型賞与
- ② 2023～2024年度の日々の当社株価終値の単純平均値×（相対株価成長率※1－100%）×6,500,000×2025年度と2026年度の役位ポイントの合計÷（108.8ポイント×2）－2025年度の株価連動型賞与

※1 相対株価成長率＝（2025～2026年度の日々の当社株価終値の単純平均値÷2023～2024年度の日々の当社株価終値の単純平均値）÷（2025～2026年度の日々のTOPIXの単純平均値÷2023～2024年度の日々のTOPIXの単純平均値）

2026年度中に退任または株価連動型賞与の対象者でなくなった者に対しては、2025～2026年度において対象者であった期間（以下、「2025～2026在任期間」という。）のうち、2026年度の株価連動型賞与として、以下①及び②のいずれか大きい額を支給します。

- ①（2025～2026在任期間の日々の当社株価終値の単純平均値－2023～2024年度の日々の当社株価終値の単純平均値）×6,500,000×（2025年度と2026年度の役位ポイントの合計）÷（108.8ポイント×2）×相対株価成長率※2×2025～2026在任期間における月数÷24－2025年度の株価連動型賞与
- ② 2023～2024年度の当社株価終値の単純平均値×（相対株価成長率※2－100%）×6,500,000×（2025年度と2026年度の役位ポイントの合計）÷（108.8ポイント×2）×2025～2026在任期間における月数÷24－2025年度の株価連動型賞与

※2 相対株価成長率＝（2025～2026在任期間の日々の当社株価終値の単純平均値÷2023～2024年度の日々の当社株価終値の単純平均値）÷（2025～2026在任期間の日々のTOPIXの単純平均値÷2023～2024年度の日々のTOPIXの単純平均値）

コーポレート・ガバナンス

算定式に基づき算出された金額が負数となる場合には、当該年度の個別支給額は 0 となります。

各取締役の役位ポイントは、業績連動型賞与の算定に用いられるものと同一です。但し、担当組織の業績評価を反映する取締役については、役位ポイントに 2 分の 1 を乗じます。

なお、取締役に対する株価連動型賞与は、業績連動型賞与と合わせた金額が取締役に対する賞与の限度額である 50 億円を超えない範囲で支給されます（上記算定式に基づく業績連動型賞与と株価連動型賞与の金額が 50 億円を超える場合には、業績連動型賞与を優先的に、限度額に充当します）。

業績連動型株式報酬（非金銭報酬）

当社は、業績連動型株式報酬に関し、2024 年 6 月 21 日開催の第 100 回定時株主総会において、役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを 2024 年度より導入することを決議しました。

また、当社は、2025 年 6 月 20 日開催の第 101 回定時株主総会において、BIP 信託の一部改定を行うとともに、BIP 信託とは別枠の新たな業績連動型株式報酬として、譲渡制限付株式（Restricted Stock）の付与のための報酬制度（RS 報酬制度）を導入することを決議しました。BIP 信託の改定では、当社当期純利益（連結）が一定の基準額を超える場合により多くの株式が支給されるよう業績に応じたポイントの算定式を変更するとともに、これまで信託内に累積し退任時に現金で支給されていた配当金を、配当金額に応じたポイントに置き換えて付与する仕組みに変更しました。併せて、かかる変更に対応すべく、BIP 信託において当社が拠出する金員の上限及び付与するポイントの総数の上限を改定しました。また、BIP 信託による当社株式等の交付は退任後に行うほか、RS 報酬については退任時まで譲渡制限を付すことにより、在任期間を通じて株主との価値共有及び中長期の企業価値向上への継続的なコミットメントを促す設計としています。業績連動型株式報酬の内容は下記のとおりとなります。

業績連動型株式報酬（BIP 信託）の算定式

BIP 信託により取締役（社外取締役を除く）には、信託期間中の毎年 6 月に、前年 7 月 1 日から同年 6 月末日までの期間を対象として、同年 3 月 31 日で終了した事業年度の業績及び当該支給対象期間の在任月数に応じて業績ポイントが付与されます。また、期末又は中間の配当基準日まで在任した者を対象として、各配当基準日時点の配当金に応じて配当金ポイントが付与されます。

2026 年度の実施に伴い、2026 年 6 月 30 日までに付与されるポイントについては、1 ポイントは当社 株式 5 株とし、0.2 ポイント未満の端数は切捨てるものとします。

株式交付ポイント＝業績ポイント＋配当金ポイント

業績ポイント＝役位ごとの基準ポイント×業績によるポイント算出率※ 1

×（対象期間の開始月である 7 月から翌年 6 月までの間の在任月数（1 月未満切上げ）÷ 12）（小数点以下切捨て）

配当金ポイント＝配当基準日時点の株式交付累積ポイント※ 2 × 1 株あたり配当金 ÷ 基準株価※ 3

役位ごとの基準ポイントと 2026 年度の役位ごとの上限は次のとおりです。

	取締役会長	取締役社長	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 取締役上席執行役員 ／取締役執行役員
役位ごとの基準ポイント	159,500	119,500	80,000	64,000	48,000	35,000
役位ごとの上限ポイント	350,000	260,000	175,000	140,000	105,000	75,000

※1 業績によるポイント算出率は、次の A－C の合計です。

(A) (2026 年度当社株主に帰属する当期純利益（連結）が 3,000 億円を超え、8,000 億円に達するまでの部分）÷ 100 億円 × 2% *

(B) (2026 年度当社株主に帰属する当期純利益（連結）が 8,000 億円を超え、1 兆円に達するまでの部分）÷ 100 億円 × 2% * × 2

(C) (2026 年度当社株主に帰属する当期純利益（連結）が 1 兆円を超える部分）÷ 100 億円 × 2% * × 3

* 担当組織の業績評価を反映する取締役については、上記「2%」を「1%」とします。

※2 株式交付累積ポイント＝業績ポイントの累積＋配当金ポイントの累積

※3 基準株価＝配当金支給日が属する月の前月の日々の当社株価終値の単純平均値

BIP 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。当社は、取締役等の退任後（当該取締役等が死亡した場合は死亡後）に、BIP 信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」）を業績等に応じて交付または給付します。

(1) 対象者：当社の取締役、執行役員及び上席執行理事（社外取締役及び国内非居住者を除く。2026 年 6 月 19 日時点の対象者は、取締役 5 名、取締役を兼務しない執行役員 31 名、上席執行理事 9 名。）

(2) 当社が本信託に拠出する金員の上限：2 事業年度を対象として、合計 80 億円

(3) 本信託による当社株式の取得方法：株式市場又は当社からの取得（原則、株式市場から取得します）。

(4) 対象者が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の上限：2 事業年度を対象として、信託期間中に対象者に付するポイントの総数（株式数）の上限は 450 万ポイント（年平均で 225 万ポイント）

(5) 業績達成条件の内容：毎事業年度の当社株主に帰属する当期純利益（連結）の水準に応じて対象者に付与するポイント数が変動。詳細は上記記載のとおり。

(6) 対象者に対する当社株式等の交付の時期：退任後

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権行使：本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しない。

コーポレート・ガバナンス

業績連動型株式報酬（RS 報酬）の算定式

当社は、2025 年 6 月開催の株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「RS 対象取締役」）を対象とした RS 報酬制度を導入しました。

RS 報酬制度により支給される報酬は、毎事業年度の当期純利益（連結）の水準に応じて、①当社株式又は②当社株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、RS 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社株式の発行または処分を受けるものとします。RS 報酬制度に基づく 2026 年度の報酬として RS 対象取締役へ支給される当社株式数は次のとおりです。

RS 支給株式数＝2026 年度の当期純利益（連結）÷ 1 億円× RS 算定係数×（対象期間の開始月である 4 月から翌年 3 月までの間の在任月数（1 月未満切上げ）÷ 12）（小数点以下の端数は切捨て）

役位ごとの RS 算定係数、2026 年度の役位ごとの RS 支給株式数及び RS 報酬に係る個別報酬金額の上限は次のとおりです。

	取締役会長	取締役社長	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役上席執行役員 ／取締役執行役員
RS 算定係数	50.0	22.5	17.5	7.5	4.0	1.75
RS 支給株式数の上限（株）	500,000	225,000	175,000	75,000	40,000	17,500
RS 報酬に係る個別支給額の上限（百万円）	900	410	320	140	80	40

RS 報酬制度に基づき支給される報酬として、RS 対象取締役に対して、当社株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合、RS 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社株式について発行または処分を受けるものとします。この場合における 1 株あたりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における（株）東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社株式を引き受ける RS 対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

RS 報酬制度に基づき支給される報酬としての当社株式または金銭債権の総額は、年額 30 億円の範囲内とします。

RS 対象取締役が当社株式の発行または処分を受ける前に任期満了、死亡その他の正当な事由により退任した場合または当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等がなされる場合は、当社株式に代えて金銭を支給することとし、これに基づき支給される報酬としての金銭の総額は、当社株式または金銭債権の総額と合わせて年額 30 億円の範囲内とします。なお、かかる事由に基づき金銭を支給する場合における金額は、金銭支給日が属する月の前月の日々の当社株価終値の

単純平均値を用いて算出するものとします。

RS 対象取締役に對して発行または処分される当社株式の総数は年 150 万株以内とします。但し、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社株式の総数または個別株式数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該株式数を調整します。本株式分割の実施に伴い、2026 年 1 月 1 日以降 RS 対象取締役に對して発行または処分される当社株式の総数は年 150 万株以内とします。

RS 報酬制度に基づく、RS 対象取締役に對する当社株式または金銭債権の支給にあたっては、当社と RS 対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

コーポレート・ガバナンス

役員報酬実績

2024年度及び2025年度の役員報酬実績は以下のとおりです。

	2024年度			2025年度		
	人員数 (人)	支給額 (百万)	内訳	人員数 (人)	支給額 (百万)	内訳
取締役 (うち、社外)	11 (4)	5,647 (81)	① 739百万円 ② 1,878百万円 ③ 871百万円 ④ 598百万円 ⑤ 1,561百万円	10 (4)	5,729 (93)	① 694百万円 ② 1,818百万円 ③ 395百万円 ④ 569百万円 ⑤ 2,252百万円
監査役 (うち、社外)	5 (3)	189 (60)	① のみ	5 (3)	229 (69)	① のみ
計 (うち、社外)	16 (7)	5,836 (141)		15 (7)	5,958 (162)	

※ ① 月例報酬、② 業績連動型賞与、③ 株価連動型賞与、④ 株式報酬 (BIP 信託)、⑤ 株式報酬 (RS 報酬)
※ 月例報酬については、役位ごとの基準額をベースに、気候変動及びSDGs／ESGの要素も加味したビジネス機会創出・業績拡大・リスクマネジメントへの対応を含む会社への貢献度等に応じて決定しています。

2025年度の報酬等総額が1億円以上である役員の氏名、役員区分及び報酬額の内訳は、以下のとおりです。

氏名	役員区分	月例報酬	業績連動型賞与	株価連動型賞与	株式報酬 (BIP 信託) ※1	株式報酬 (RS 報酬) ※1	合計
岡藤 正広*	取締役	191百万円	573百万円	140百万円	192百万円	889百万円	1,984百万円
石井 敬太*	取締役	107百万円	344百万円	84百万円	144百万円	400百万円	1,078百万円
小林 文彦	取締役	84百万円	228百万円	56百万円	72百万円	311百万円	752百万円
鉢村 剛	取締役	82百万円	222百万円	56百万円	72百万円	311百万円	743百万円
都梅 博之	取締役	81百万円	348百万円	35百万円	48百万円	311百万円	823百万円
中宏之*	取締役	55百万円	103百万円	25百万円	42百万円	31百万円	257百万円

(百万円未満四捨五入)

※1 上記BIP信託の金額についてはBIP信託に基づき2025年度中に付与したポイントに係る費用計上額、RS報酬の金額についてはRS報酬制度に基づき2025年度中に取締役(社外取締役を除く)6名に対する譲渡制限付株式報酬の予定額として費用計上した額をそれぞれ記載しています。
※2 *印の取締役の月例報酬には住宅手当が含まれています。

取締役会の実効性評価とトレーニングの方針

取締役会の実効性評価

当社は、2015年度以降毎年度1回、外部コンサルタントを起用の上、取締役及び監査役を対象とする取締役会の実効性に関する評価を実施し、ガバナンス・指名・報酬委員会における検討を経て、取締役会において分析・評価を実施しています(2016年度を除く)。
2025年度の取締役会評価結果の概要は以下の通りです。

取締役会評価実施要領

対象者	2025年度の全取締役(10名)及び全監査役(5名)
実施／ 評価方法	1. 外部コンサルタントを起用し、対象者に対するアンケート、及び個別インタビューを実施(回答は匿名ベース) 2. 対象者の回答内容について外部コンサルタントが分析・取りまとめを実施 3. 外部コンサルタントによる分析・取りまとめを参考としたガバナンス・指名・報酬委員会における検討を実施 4. 取締役会において分析・評価を実施
質問内容	以下の9つの大項目・計39問により実施 1. 取締役会の構成 2. ガバナンス構造・監督・取締役会の役割機能 3. 取締役会の運営・プロセス・支援体制 4. 人材 5. カルチャー・倫理・コンプライアンス 6. 任意諮問委員会の実効性 7. 取締役／監査役個人の実効性の発揮 8. 経年相対評価(前年度からの改善項目、今後継続的改善が必要な項目) 9. ポジション別相互評価・その他全般(任意回答)

本年度は、当社取締役会の実効性が全般として高い水準で推移してきたことを踏まえ、従来の継続性を重視した評価に加え、新たな評価観点を積極導入し、個別具体的な課題を、より解像度高く抽出・分析することを目的として評価項目を刷新しました。これに伴い、役員個人の自己評価やポジション別相互評価を新たに設けるとともに、アンケート結果をインタビュー時に共有したうえで、定性コメントに基づく深掘り分析を従来以上に重視しております。

コーポレート・ガバナンス

評価結果の概要

アンケート及び個別インタビューの分析を踏まえ、ガバナンス・指名・報酬委員会及び取締役会において審議を行った結果、当社取締役会の実効性は引き続き高い水準で確保されていることを確認しました。定量面・定性面の双方から、取締役会の構成、情報提供体制、任意諮問委員会の機能発揮等が良好に機能しており、当社取締役会は、経営の監督及び重要事項の意思決定の場として、高い実効性を維持していると評価しております。

定量面では、全般として高い評価水準が確認される中で、当社にとって重要性及び難易度の高いテーマについて、相対的に更なる高度化余地が示されました。この1年間で進展が認識されるテーマがある一方で、継続的な取組みが期待される領域も示されており、取締役会として、不断に議論と監督の質を高めていくべきテーマが明確になったと受け止めております。

定性面では、取締役会実務の安定性・効率性、意思決定と責任所在の明確さ、情報連携やステークホルダー対応、社外役員の知見活用・貢献などが、当社の強みとして確認されました。その一方で、連結グループガバナンス、DX・AIの推進と監督、人材育成・後継者計画については、当社取締役会がより高い次元の実効性を目指していくうえで、重点的に議論・監督を深めるべきテーマとして整理しております。

2024年度抽出課題への対応進捗状況

下記の通り、過年度の課題に対しては、いずれも着実な進展が確認されました。

課題	2025年度の進捗及び更なる取組余地
ダイバーシティ強化策の定着状況の監督と更なる進化に向けた議論	- 女性執行役員特例措置制度の維持・定着、女性活躍推進に関する強いメッセージ発信、交流会・面談等を通じたきめ細かなフォローの機会整備など、施策の実行と定着が進展しました。 - 一方で、抜擢人材の育成状況や成果の可視化、制度設計の出口や持続可能性、人材多様化の観点などについては、なお継続的な議論が必要であることを確認しました。
グループの持続的成長に向けたガバナンス強化策の監督	- 成長投資の質・監督の向上、重要リスクに関する報告の量と質の向上、ガバナンス・指名・報酬委員会における議論の充実など、監督機能の具体化が進展しました。 - 一方で、上場関連会社を含むグループ全体の監督の質の向上、市場への成長ストーリーの説明、リスク情報収集のスピード感、後継者計画の考え方の整理などには、なお取組余地があることを確認しました。

● 今後の対応（参考）（https://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/board_evaluation/index.html）

今回の結果を踏まえ、当社は今後、主として以下の観点から、取締役会の監督機能の更なる向上に取り組んでまいります。

1. 連結グループガバナンスの継続進化－全体の状況把握と統制の仕組み強化－

カンパニー主導の強みを維持しつつ、グループ全体最適の観点から調整・監督・統制機能を強化していきます。

2. 価値創出テーマとしてのDX・AI推進－論点設計と監督高度化－

取締役会として重点的に把握・議論すべきテーマを明確化し、業務効率化にとどまらず、事業変革や収益創出につながる取組みを監督していきます。

3. 持続的経営を支える人材育成－多様性とサクセッションの継続監督－

多様な人材の育成・登用・継承の状況について、取締役会として継続的に把握・議論し、将来の経営体制の強化につなげていきます。

当社は、今回の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性の維持・向上に努めてまいります。

トレーニングの方針

当社は新任の社内外の取締役・監査役を対象としたトレーニングの一環として、取締役・監査役に関する法令やコーポレート・ガバナンス等に関する研修を行っています。また、当社は、取締役・監査役に対して第三者機関による研修の機会を提供し、その費用は会社負担としています。当社では、取締役・監査役による経営監督・監視が効果的になされるよう、毎回の取締役会に先立って、社外役員に対して取締役会事務局及び監査役室を通じた付議案件のブリーフィングを毎回行っています。また、社外役員に対しては、当社の事業内容や経営課題が適切に認識されるよう、就任時の事業内容説明会、国内外事業の視察、社外取締役と常勤監査役との連絡会の開催、内部監査部門による社外取締役への活動報告、経営陣との定期的な面談、経営計画その他社外役員から要望があった事項についての社内説明会の実施等を行っています。

コーポレート・ガバナンス

グループガバナンス・内部統制・事業継続計画

グループ経営に関する考え方及び方針

当社は多数の連結対象会社を有し、日本及び世界各国において広範な事業を展開しています。その中で、グループの中核を担う当社は、経営方針や経営計画をグループベースで策定し、セグメントごとにその進捗状況を定期的にモニタリングしています。また、多様なリスクにグループとして適切に対処するため、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）をグループベースで整備しています。

具体的には、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、各子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努めています。また、当社グループの市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、環境・社会リスクその他様々なリスクに対処するため、各種社内委員会や責任部署を設置するとともに、必要なリスク管理体制及び管理手法をグループベースで整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。更に、当社は、グループコンプライアンスプログラムを策定し、法令違反等の事案発生を未然に防止するために必要な体制及び制度を構築・運用のうえ、定期的なレビューを通じて、その継続的改善に努めています。

事業ポートフォリオ戦略に関する基本的な考え方・方針

当社では、タイミングを捉えた戦略的投資の実行を目的として、当社単独で行う子会社の設立、パートナーとの共同出資、企業買収による経営参画・子会社化等の多様な手段の中から最適な形態・出資比率を選択しています。対象会社の上場・非上場を問わず、出資形態について定まった使い分けはありません。保有割合の維持・増加・減少等の資本政策については、投資実行後の各投資先の状況や業界特性等を総合的に勘案し、保有意義をきめ細かく確認したうえで、投資を主管するカンパニーにおいて検討されます。また、重要な投資先については経営会議において毎年度議論が行われ、これらの議論を踏まえて保有方針を決定し、その内容は社外役員にも共有されます。

なお、当社は、上場子会社・関連会社であるという事実のみを理由として、その解消を一律で行うべきとは考えていません。個社ごとに保有意義があると判断しているため、利益相反が発生しないような実効性のあるガバナンス体制を構築・維持するべく取組む一方、個社の当社グループにおける戦略的位置付けも踏まえ、選択肢を限定することなく、是々非々で個社ごとの資本政策を判断しています。

グループ管理体制における上場子会社・関連会社の取扱いに関する基本的な考え方・方針

当社は、子会社・関連会社管理に関する社内ルールにおいて、国内上場会社については特則を設けています。当該特則においては、経営の独立性尊重や株主平等原則に反する行為の禁止を謳うと同時に、コンプライアンス・内部統制等の内部管理に関する事項については、親会社・大株主として、適切な管理を行う目的で助言・指導を行う必要がある旨を定めることでバランスを取った管理を行うこととしています。なお、当社子会社に対しては、原則として当社グループ金融制度への参加を求めています。上場会社については、経営の独立性に鑑み、同制度への参加は任意としています。

また、各上場子会社・関連会社の経営安定化と収益拡大に寄与するべく、各上場子会社・関連会社と協議のうえ、当社から各上場子会社・関連会社に対する財務経理や法務等の専門知識を有する者及び各上場子会社・関連会社の海外展開・海外拠点の経営人材を派遣するとともに、各上場子会社・関連会社から当社営業部署・管理部署への人材の受入れを中心とする人材交流を図っています。

コーポレート・ガバナンス

上場子会社を有する意義

2026年6月19日現在、当社の上場子会社は、伊藤忠エネクス（株）及びプリマハム（株）です。当社において、各社を上場子会社として保有することのメリットとしては、それぞれに共通のものとして、知名度、信用力及び当社からの独立性に基づく取引先の拡大、当社と上場子会社間をはじめとするグループ内シナジーの拡大、上場会社の資金調達力を背景とした当該上場子会社に対する当社資金負担の軽減、優秀な人材の確保及び社員のモチベーションの維持・向上等が挙げられます。また、各社を上場子会社として保有することのデメリットとしては、それぞれに共通のものとして、経済的利益の外部流出、少数株主への配慮の必要性から生じる当社のグループ経営・戦略遂行上の制約、情報取得の困難性、上場維持コスト等が挙げられます。当社グループの経営戦略における位置付けや営業的な視点を踏まえた各上場子会社の保有意義は、以下のとおりです。

会社名	保有意義
伊藤忠エネクス（株）	同社は、国内の幅広い顧客基盤を活かし、既存エネルギー事業、電力事業に加え、新燃料販売、物流効率化事業、次世代ビジネス等を展開しており、同事業において当社グループが国内外で安定収益基盤を構築していくうえで、重要かつ不可欠な存在です。同社は当社グループの幅広い国内外ネットワークを活かし、SDGsを踏まえた新エネルギー分野での取組みや当社グループへの燃料供給事業等を推進しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。また、上場維持により、資金調達面において当社からの資金調達に加え、知名度・信用を活かした資本市場からの資金調達の可能性を確保できるほか、人材面においても、労働市場から有能な人材を確保することや従業員の士気向上に繋がるものと考えています。同社は、当社のグループ会社が上場したものであり、上記の上場維持のメリットを考えると、デメリットを踏まえても、上場子会社として保有することには十分に合理性があると考えています。
プリマハム（株）	同社は、食肉販売及び畜産加工品の製造販売を主要事業としており、当社グループの畜産バリューチェーンの中で最終製品の販売という重要な役割を担っています。同社主力商品に係る高品質な輸入原料の安定供給の確保や当社海外出資先との豚肉ブランドの共同開発等において、同社は当社グループの幅広い国内外のネットワークを活用しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。また、上場維持により、資金調達面において当社からの資金調達に加え、知名度・信用を活かした資本市場からの資金調達の可能性を確保できるほか、人材面においても、労働市場から有能な人材を確保することや従業員の士気向上に繋がるものと考えています。同社は、当社が段階的に株式を取得することにより当社の子会社となったものですが、上場会社であることにより、当社とのシナジーを追求する一方、他社とも幅広く取引を行うことでバリューチェーンをより強固なものとしており、上記の上場維持のメリットも考えると、デメリットを踏まえても、上場子会社として保有することには十分に合理性があると考えています。

上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社は、上場子会社につき、各社の独立性を尊重し、かつ株主平等の原則に反するような行為は行いません。特に、当社と当該上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、当該上場子会社としての独立した意思決定を担保するために、当該上場子会社に対して、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の構築を促しています。上述の上場子会社においては、一定数の社外取締役の選任や独立性のある取締役会諮問委員会・支配株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う特別委員会の設置等各社において、実効性のあるガバナンス体制を構築・維持していますが、引続き（株）東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」も踏まえ、更なるガバナンス体制の向上を促してまいります。なお、各上場子会社との連携を強化しシナジーを追求する一方、各上場子会社との間で取引を行う場合には、互いの経済合理性を追求することを前提として、市場価格を勘案する等、公正かつ適切な取引条件を決定しています。また、当社は、上場子会社の独立役員の選解任に関する議決権行使や独立役員の指名プロセスにおいて指名の機能を持つ取締役会諮問委員会の判断を十分に尊重しています。上場子会社毎のガバナンス体制の実効性確保に関する方策は、以下のとおりです。

会社名	ガバナンス体制の実効性確保に関する方策
伊藤忠エネクス（株）	同社は、当社との取引・行為に係る取引条件等については、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に設定しています。また市場価格が参照できない重要な取引・行為については、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会で審議・検討を行った上で、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において承認決議を行うことにより取引の適正性を確保しています。
プリマハム（株）	同社は、当社と原材料調達等の取引を行う場合は、他社から見積もりを入手する等して、市場の実勢価格を勘案して取引条件を決定しています。加えて、重要な取引については、代表取締役社長及び独立社外取締役3名で構成される経営諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会において取引の可否を判断することにより、取引の適正性を確保しています。同社は、独立社外取締役が過半数を占める経営諮問委員会を通じて、少数株主保護の観点から実効性のあるガバナンス体制を構築しています。

グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約

当社は、いずれの上場子会社ともグループ経営に関する契約や資本業務提携契約を締結してはおりません。

コーポレート・ガバナンス

上場関連会社を有する意義

2026年6月19日現在、当社は、複数の上場関連会社に出資しています。各上場関連会社において上場を維持することのメリットとしては、それぞれに共通するものとして、知名度、信用力及び当社からの独立性に基づく取引先の拡大、当社と上場関連会社間をはじめとするグループ内シナジーの拡大、優秀な人材の確保及び社員のモチベーションの維持・向上等が挙げられます。一方で、各社を上場関連会社として保有することのデメリットとしては、それぞれに共通するものとして、経済的利益の外部流出、少数株主への配慮の必要性から生じる当社のグループ経営・戦略遂行上の制約、情報取得の困難性、上場維持コスト等が挙げられます。

当社グループのグループ経営において、各上場関連会社の保有意義は、当社グループの販路を活かした売上拡大、海外展開や特定業界での経営における当社の知見の活用、当社グループのその他企業とのアライアンスによる競争力強化等が挙げられ、当社グループの一員として経営を行うことが、当社・各上場関連会社の双方の企業価値向上にとって有益であると考えています。各上場関連会社の保有意義は以下のとおりであり、先に述べた上場を維持するメリットを勘案すると、それぞれ上場関連会社として保有することに十分合理性があるものと考えています。

会社名	保有意義
東京センチュリー（株）	同社は、顧客起点の取引構想を担う「国内ビジネス部門、海外ビジネス部門」と、専門的なソリューションを持つプロダクト組織の「社会インフラ部門、トランスポート部門、モビリティ部門、企業投資部門」との有機的な連携等により、事業投資を含む多種多様なビジネスを展開しています。当社とは、従来より自動車や建設機械、航空機等の機械分野をはじめ、環境エネルギー、情報等の幅広い分野において協業関係にありますが、新たな事業領域における有望な出資先への共同出資や共同提案等を行うことにより、更に互いの業容を拡大しています。従って、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は、当社の上場グループ会社が他の上場会社との合併により誕生したものです。
日立建機（株）	同社は、建設機械の新車販売事業に加え、ファイナンス事業、レンタル事業、中古車販売等の拡大を推進しています。当社とは、従来より輸出トレードやファイナンス事業の共同展開等を通じて様々な取引関係を有しており、当社が建機事業で安定収益基盤を構築していく上で、同社は重要且つ不可欠な存在です。また、当社とは当社グループが持つ幅広いネットワークを活かし、米国を含む様々な地域及び幅広い事業分野での協業を推進しており、当社と当社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は、北米における旧代理店との提携解消に伴う、販売・サービス網の再構築と、（株）日立製作所との親子上場解消に際して、事業パートナーとして資本提携を実施したものであり、2026年4月以降、当社の同社に対する議決権比率は33.4%となっています。
（株）アイチコーポレーション	同社は、トラックなどの車体に高所作業機能を備えた機械を架装した高所作業車等の製造事業、及び国内外への販売事業を行っています。当社がこれまで培ってきた商用車ビジネスにおけるファイナンス、アフターサービス、中古車販売といったバリューチェーン拡大のノウハウや、当社ネットワークを活用した海外展開による協業を通じた事業拡大が期待され、当社と当社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は、（株）豊田自動織機との親子上場解消に際して、事業パートナーとして資本業務提携を実施したものです。
ウェルネオシュガー（株）	同社は、国内人口動態の変化や砂糖需要の多様化に対応するため、2023年1月に当社の100%子会社であった伊藤忠製糖（株）と東証プライム上場の日新製糖（株）が経営統合を行い、当社を筆頭株主として誕生した持株会社です。2024年10月には両社の吸収合併を実施し、グループ体制を強化しています。国内随一の製糖効率を誇る伊藤忠製糖と、東京・大阪等の大都市圏で高いブランド認知度を誇る日新製糖が合併したことで、国内シェア約3割の事業基盤を有し、商社トップクラスである当社の海外原料調達機能の提供や伊藤忠グループの中間流通・川下領域でのネットワークを活かした販売シナジーの更なる発揮等が期待され、事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は、当社のグループ会社と他の上場会社との株式交換により誕生したものです。
不二製油（株）	同社は、植物性油脂・カカオ・大豆等を原料とした食品素材の開発、製造及び販売事業を行っています。同社は植物性素材の開発において創業以来蓄積した独自の技術力を誇り、事業の高付加価値化とともにグローバルに展開していることから、当社の事業ポートフォリオにおいても重要な位置付けにあります。当社とは米国における油脂事業の共同推進に加え、原材料の安定調達や製品販売、人材交流においても当社グループが保有するネットワークを活用しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は、上場のメリットを勘案した上で、当社のグループ会社が上場したものです。
（株）センチュリー21・ジャパン	同社は、不動産仲介業のフランチャイズ（FC）を主要事業とし、同フランチャイズに加盟する全国約930店の顧客接点を有するに至っており、不動産事業において当社グループが安定収益基盤を構築していく上で重要な存在です。また、同加盟店及び顧客へのサービス拡充に向け、同社は当社グループが持つ幅広いネットワークを活用しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は、上場のメリットを勘案した上で、当社のグループ会社が上場したものです。
バラカ（株）	同社は、駐車場運営及び管理業務を主要事業とし、全国約48,000車室の駐車場を運営・管理を行っており、当社の建設・不動産事業バリューチェーンにおいて重要な役割を担っており、安定収益基盤を構築していく上で重要な存在です。同社は駐車場事業の拡大の為、当社グループが持つ幅広いネットワークを活用しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社との資本業務提携を開始後、相互の企業価値向上に資する関係であることが確認できたため、同社株式を追加取得し関連会社としたものです。

コーポレート・ガバナンス

会社名	保有意義
(株) ナルネットコミュニケーションズ	同社は、リース車両の整備受託事業を行っており、リース車両の整備を全国1万2千超の整備工場に差配しています。同社を起点とした自動車整備工場ネットワークに対しては、当社のタイヤ販売や物流サービスの提供も期待でき、加えて今後展開を見込む中古車販売事業において、同ネットワークにおける自動車整備機能の活用が期待できるため、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は当社のグループ会社が、他株主のEXITシナリオの一環で上場したものです。
西松建設 (株)	同社は、土木・建築工事及び不動産開発・保有を主要事業とする準大手ゼネコンとして、当社の建設・不動産事業バリューチェーンにおいて重要な役割を担っており、安定収益基盤を構築していくうえでも重要な存在です。同社事業の拡大の為、当社グループが持つ幅広いネットワークを活用しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社との資本業務提携を開始後、相互の企業価値向上に資する関係であることが確認できたため、同社株式を追加取得し関連会社としたものです。
サンフロンティア不動産 (株)	同社は、都心の築古ビルを買い取り、リノベーションにより収益性を高めて売却するオフィス主体の不動産再生事業者です。また、築古物件リノベーションのリーディングプレーヤーであり、家具・内装を備え即入居可能な賃貸オフィスであるセットアップオフィスにおいて業界トップクラスの実績を有しています。昨今の建築費高騰や築古物件ストック増加を踏まえ、当社は不動産アフターマーケットを重要視しており、リノベーション・バリューアップ事業へ当社が本格的に進出するうえで、同社との提携事業は重要な位置付けにあります。同社とは約1年間にわたり提携協議を重ね、2026年2月より資本業務提携を開始したものであり、相互の企業価値向上に資する関係であることを踏まえ、上場関連会社として保有することには合理性があると考えています。
(株) ベルシステム24ホールディングス	同社は、コンタクトセンター運営や経営課題解決型BPOサービス提供を主要事業としており、当社のデジタル事業群の中で顧客体験 (Customer Experience) の高度化という重要な役割を担っています。同社はAIやデータ分析等の領域において、当社グループの幅広い国内外のネットワークを活用しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は当社のグループ会社が、他株主のEXITシナリオの一環で上場したものです。
ウイングアーク1st (株)	同社は、帳票生成・文書管理やデータ活用に関するソフトウェア、クラウドサービスの開発、販売を主要事業としており、当社のデジタル事業群の中でITシステム開発・運用という重要な役割を担っています。同社は顧客基盤の拡充や自社ソリューションを活用した新規事業創出等において、当社グループの幅広い国内外のネットワークを活用しているだけでなく、電子帳簿保存法対応等で当社グループのDXも支援しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は当社のグループ会社が、他株主のEXITシナリオの一環で上場したものです。
スカパー JSAT (株)	同社は、衛星通信サービスを軸とする宇宙事業と、有料放送「スカパー!」を提供するメディア事業を主要事業としており、当社の情報通信分野の中で宇宙・衛星・メディア関連領域強化という重要な役割を担っています。同社はコンテンツやソリューションを活用したメディア領域や衛星画像・データを活用した宇宙・衛星領域での新規事業構築等において、当社グループの幅広い国内外のネットワークと連携しており、当社と同社は事業パートナーとして相互に企業価値向上に資する関係にあります。同社は、共に上場企業であった (株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズとジェイサット (株) の2社が株式移転による経営統合で設立され、上場したものです。当社は、両者の合併設立当初からの株主であり、当社と (株) フジ・メディア・ホールディングスの2社がITCパートナーズ (株) (現：伊藤忠・フジ・パートナーズ (株) (以下「IFP」)) を共同設立し、両社が保有する同社株式をIFPに現物出資する事で、IFPによる同社への出資比率が20%を超過し、同社はIFPの上場関連会社となったものです。
辻・本郷ITコンサルティング (株)	同社は、2万社を超える中小企業顧客向けに、管理業務の改善やセールス・マーケティングなどに係るコンサルティングから、その解決策となるIT機器・ソフトウェアの販売、システム開発及びBPOサービスに至るまで、一気通貫で提供することを主要事業としており、当社のデジタル事業群の中で中小企業向け事業基盤拡充の役割を担っています。同社は、顧客基盤の強化や、コンサルティング及びBPO領域での新規事業創出等において、当社グループの幅広い国内外のネットワークを活用しているだけでなく、当社グループも、辻本郷グループが有する中小企業顧客基盤を活用した事業連携を加速する等、当社と同社は事業パートナーとして、相互に企業価値向上に資する関係にあります。2024年に同社と資本業務提携契約を締結し、約27%の株式を取得したことで同社を関連会社としました。その後、筆頭株主の辻・本郷税理士法人グループ主導で、2025年12月に株式を公開し、上場関連会社となったものです。
(株) セブン銀行	同社は、国内外コンビニエンスストアをはじめ、商業施設や観光地、空港や駅等に設置された28,000台を超えるATMネットワークを中核とするプラットフォーム事業、リテール金融事業、法人サービス事業を主要事業としています。当社は、全国で約16,400店舗を展開するファミリーマートを傘下に有しており、同社のATMをファミリーマート店舗に導入することにより、来店客の利便性向上や店舗の付加価値向上が期待されるとともに、同社にとってもATM設置網の拡充及び稼働率向上につながるなど、双方にとって大きなメリットを有する協業関係にあります。加えて、同社が有する金融インフラ及び消費者との接点は、流通、決済、デジタル分野を含む当社の各種事業との連携可能性を有しており、中長期的には新たなサービス創出や事業機会の拡大を通じて、当社及び同社双方の企業価値向上に資する関係にあります。当社は、同社との資本業務提携が相互の企業価値向上に資すると判断し、同社株式を取得して関連会社としたものです。

(海外市場に上場する関連会社について)

なお、当社は海外においても複数の上場する関連会社へ出資しています。海外の上場する関連会社

社への主な出資理由は下記の通りです。

- 現地有力上場企業との戦略的業務・資本提携
- 当該国の特定業種への法規制への対応
- 国営企業との取引実施条件への対応
- 事業展開国での信用力向上

コーポレート・ガバナンス

上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

上場関連会社についても、当該関連会社との取引において利益相反が発生しないように配慮するとともに、資本関係・取引状況等、各社ごとの実態に鑑み、必要に応じ上場子会社に準じた対応を行っています。

各上場関連会社（対象は上記保有意義の記載対象企業と同一）に関する記載は 以下をご参照ください。

会社名	ガバナンス体制の実効性確保に関する方策、利益相反リスクの懸念が小さいことグループ経営に関する考え及び方針として記載されるべき内容に関連した契約
東京センチュリー（株）	同社は、当社及び当社グループ企業と営業取引関係にあります。それぞれの取引は、一般の取引先と同様に各会社と個別交渉を行い、同社独自の判断に基づき実行されていることから、当社からの事業上の制約はなく、一定の独立性は確保されていると考えており、少数株主の利益を害することがないように適切に対応されています。また、同社は、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名委員会を設置しており、取締役候補者の指名・選任にあたっては、同委員会の意見を参考に取締役会が決定しています。当社と同社の間でグループ経営に関する考え及び方針として記載されるべき内容に関連した契約は締結していません。
日立建機（株）	同社においては、2026年6月に開催された同社定時株主総会において、日本産業パートナーズ（株）代表取締役社長である馬上英実氏が退任し、当社代表取締役副社長執行役員 機械カンパニープレジデント（兼）COO 補佐である都梅博之氏が社外取締役に就任、同社取締役会は取締役9名のうち社外取締役6名（うち独立社外取締役5名）で構成されています。また、指名委員会等設置会社として、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会及び報酬委員会を設置しています。当社と同社の事業内容は競合関係になく、また同社において独立性を重視したガバナンス体制が確保されていることから、当社と同社の少数株主間の利益相反リスクへの懸念は小さいと考えています。なお、HCJIと同社の間で資本提携契約書を締結しています。
（株）アイチコーポレーション	同社は、独立社外取締役比率を半数以上にするとともに、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、当社からの独立性を十分に確保していることから、当社と同社の少数株主間の利益相反リスクへの懸念は小さいと考えています。当社と同社の間では資本業務提携契約を締結しているほか、当社、同社及び同社の株主である（株）豊田自動織機との間で業務提携契約を締結しています。
ウェルネオシュガー（株）	当社及び同社の株主である住友商事（株）並びに同社の間で資本業務提携契約書を締結しており、同契約内において同社の経営の独立性を確保することを基本方針とするとともに、同社の独立性、自主性及び既存の取引先との関係を尊重し、また同社の取締役会による株主共同の利益を図る観点から業務を遂行するために必要な施策の採択・実施を尊重することにつき、合意しています。
不二製油（株）	同社が当社グループとの①新規取引（年間10億円以上のもの）、②当社にとって重要と判断される事業提携案件が生じた場合には、両社間で少数株主保護の視点を踏まえて実施の妥当性について協議し、かつ判断の透明性と妥当性を確保すべく、取締役会で審議・決議を行っており、当社と同社の少数株主との間の利益相反リスクの懸念は限定的であると考えています。当社と同社の間でグループ経営に関する考え及び方針として記載されるべき内容に関連した契約は締結していません。
（株）センチュリー21・ジャパン	同社が主業とする不動産仲介業のフランチャイズ先と、当社及び当社グループとの間に、同社の独立性に影響を及ぼすような継続的な取引はありません。また、独立社外取締役・独立社外監査役による協議会を開催するなど、少数株主保護に配慮したガバナンス体制を構築しています。当社と同社の間でグループ経営に関する考え及び方針として記載されるべき内容に関連した契約は締結していません。
バラカ（株）	同社は、取締役7名の内、社外取締役を5名選任しており、透明性の高いガバナンス体制を構築しているほか、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を複数名選任するなど、少数株主保護に配慮した体制を整備しています。当社と同社の間では資本業務提携契約を締結しています。
（株）ナルネットコミュニケーションズ	当社及び当社グループ企業との個別の営業取引に際しては、一般の取引先と同様に各会社と個別交渉を行い、同社独自の判断に基づき実行されることから、当社からの事業上の制約はなく、一定の独立性は確保されていると考えており、少数株主の利益を害することがないように適切に対応されています。また、同社は取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置しており、取締役の指名・報酬に係る事項について同委員会が審議し、取締役会に答申を行う体制を構築しています。当社と同社の間でグループ経営に関する考え及び方針として記載されるべき内容に関連した契約は締結していません。
西松建設（株）	同社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）で構成される監査等委員会を設置しています。当社及び当社グループ企業との個別の営業取引に際しては、一般の取引先と同様に各会社と個別交渉を行い、同社独自の判断に基づき実行されることから、当社からの事業上の制約はなく、一定の独立性は確保されていると考えており、少数株主の利益を害することがないように適切に対応されています。当社と同社の間では資本業務提携契約を締結しています。
サンフロンティア不動産（株）	同社は、社外取締役を5名選任しており、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価・是正し監督機能を強化するうえで重要な役割を担っています。また社外取締役の独立性を担保するため、社外取締役の独立性判断基準を定めており、同社の株主において利益相反が生じる恐れがないよう制度を整備しています。同社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会の半数を社外役員で構成するなど、経営の独立性及び透明性を確保できる監督機能を備えていることに加え、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、委員の半数を社外役員で構成しています。当社と同社の間では資本業務提携契約を締結しています。
（株）ベルシステム24ホールディングス	当社グループ並びに第二位株主のTOPPANホールディングスグループを、同社の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している関連当事者に指定した上で、関連当事者取引の管理等に定める規程を定め、取引の規模や性質等によって取締役会の承認を要するものと要さないものとの基準を設けて運用しています。また、取締役会の承認の要否にかかわらず、毎期初には継続する関連当事者取引の承認を取締役に求め、その承認をもって取締役会による取引妥当性に関する監視を実施しています。当社と同社の間でグループ経営に関する考え及び方針として記載されるべき内容に関連した契約は締結していません。

コーポレート・ガバナンス

会社名	ガバナンス体制の実効性確保に関する方策、利益相反リスクの懸念が小さいことグループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約
ウイングアーク1st (株)	同社は、関連当事者取引の承認等に際しての事前諮問機関として、社外取締役及び社外取締役がその協議により指名する当社から派遣する取締役以外の者で構成される特別委員会を臨時の機関として設置する特別委員会規程を定めることで、経営の独立性及び透明性を確保し、経営に関する監督機能を維持強化しています。当社と同社の間では、資本・業務提携契約書を締結しています。
スカパー JSAT (株)	同社は、主要株主との取引については、必ず事前に審査を行い、株主共同の利益を害することなく、合理的かどうかを確認した上で実行しています。当社と同社の間でグループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約は締結していません。
辻・本郷 IT コンサルティング (株)	同社は、支配株主を含む関連当事者間の取引の公正性・妥当性を確保するため、社外役員が過半数を占める関連当事者取引委員会を設置するとともに「関連当事者取引管理規程」を制定し、取引開始前に関連当事者取引委員会及び取締役会において事業上の必要性、取引条件の妥当性等を検討・確認した上で承認を得ることとしています。これにより、第三者との取引条件と比較した取引の合理性・妥当性を厳格に審査する体制を構築し、不当な利益供与・享受を防止しています。また、取締役等の指名・報酬に係る評価・決定プロセスの独立性、公平性、透明性及び客観性を担保するため、社外役員を委員の過半数とする指名・報酬諮問委員会を設置しています。当社と同社の間でグループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約は締結していません。
(株) セブン銀行	同社は、支配株主との取引等を行う際には、銀行法上のアームズ・レングス・ルールを遵守し、取引の必要性及び取引条件が第三者との通常取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しています。また、少数株主の利益保護の観点から、取引条件の妥当性及び手続きの公正性を検討・判断するための特別委員会を設置し、独立した立場から十分に議論を重ねた上で最終判断を行うこととしています。更に、同社は独立社外取締役が取締役会の過半数を占めており、取締役会の機能を補完するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会を設置するなど、支配株主からの独立性を確保しています。当社と同社の間では基本合意書及び資本業務提携契約を締結しています。

コーポレート・ガバナンス

内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。以下、2026年6月19日現在における「内部統制システムに関する基本方針及び内部統制システムの運用状況」の概況を記

載します。（当社の「内部統制システムに関する基本方針」は2006年4月19日開催の取締役会にて決定され、直近では2024年5月8日付で一部改訂されております。）

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

1. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
2. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
3. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
4. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

1. 取締役及びその他役職員は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動指針」に則り行動する。
2. コンプライアンス統括役員（代表取締役）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

1. 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、CFO（Chief Financial Officer）を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
2. 開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(4) 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、環境・社会リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

コーポレート・ガバナンス

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) HMC 及び各種社内委員会

社長補佐機関として HMC (Headquarters Management Committee) 及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。

(2) ディビジョンカンパニー制

ディビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

(3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

1. 子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
2. 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。
3. 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、リスクカテゴリー毎にグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。
2. 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
3. 子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

6. 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

コーポレート・ガバナンス

7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(1) 重要会議への出席

監査役は、取締役会、HMC その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 報告体制

1. 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
2. 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
3. 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

8. 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

(1) 報告体制

1. 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
2. コンプライアンス統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。
3. 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、以上により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、十分周知する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査部の監査役との連携

監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

以上

コーポレート・ガバナンス

内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、各確認項目について担当部署を定め、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署（及び関連するその他の社内委員会）による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っております。内部統制委員会（2026年度）は、CAOを委員長、事務局を業務部とし、CFO、監査部長及び外部専門家（弁護士）が委員となって構成されている他、監査役も毎回出席し、意見を述べております。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される上記確認項目ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、財務報告の適正性確保のための体制、コンプライアンス体制、損失の危険の管理のための体制、及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況等の重要事項については、各担当部署からなされる個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用状況等を確認しております。

また、内部統制委員会における審議結果については、HMC及び取締役会に対しても年2回報告されており、取締役会において、内部統制システムの構築・運用状況等について最終的な通期評価を行っております。

内部統制に関連する主な社内委員会の開催状況（2025年度）は、内部統制委員会が2回、コンプライアンス委員会が2回、ALM（Asset Liability Management）委員会が15回となっております。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については定期的に内部統制委員会に報告されております。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は2026年5月1日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について2025年度における構築・運用状況等を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しております。

財務報告の信頼性を高めるための取組み

連結ベースの財務報告の信頼性をより高めるために、社内体制を構築し、財務報告に係る整備・運用状況を定期的に評価することにより、適宜改善を図っています。具体的には、各組織に内部統制統括責任者を任命して整備・運用を進め、監査部が評価し、各組織へフィードバックすることにより、継続的な改善活動を実行しています。この取組み全体を監査部が企画・管理し、重要項目はCFOを委員長とする開示委員会で審議のうえ意思決定をすることにより、全社的な内部統制の強化に努めています。

当社会社を含めたグループベースでのリスク管理の強化

当社グループの市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法をグループベースで整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューしています。「ALM委員会」が当社グループのバランスシート管理やリスクマネジメントに関する分析・管理に関する審議を行い、当社グループの資産の保全を図っています。

Ⅰ 投資プロセス



Ⅱ 集中リスク管理

先進国以外の国に対するカントリーリスクエクスポージャーを総枠で管理すると共に、社内の国格付けに基づく個別の国枠管理も行っています（国枠管理制度）。なお、国枠等については、ALM※委員会が審議を行い、HMCで承認しています。

※ ALM：Asset Liability Management

コーポレート・ガバナンス

Business Continuity Plan（事業継続計画）

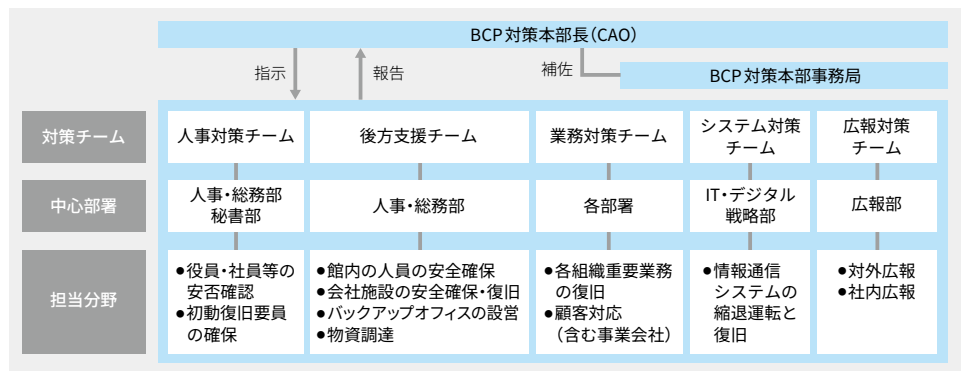
方針・基本的な考え方

伊藤忠グループでは、大地震等の自然災害、感染症の蔓延、国際武力紛争や地政学による紛争に起因するようなテロ等の事件、大事故、サイバーアタックを含むセキュリティインシデント等、不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるため、Business Continuity Plan（事業継続計画、BCP）を策定しています。

体制・システム

当社グループでは、BCP 対策本部長（CAO）の下、BCP 対策本部事務局が中心となり、事業継続計画の更新やBCP 対策の管理状況のモニタリング等を行っています。刻々と変化する不測の事態に備え、必要に応じて新たな方針や事業継続計画を CAO 決裁にて策定し、その内容について、重要性に応じて内部統制委員会及び取締役会に適宜報告することで、BCP 対策の強度を高めています。また、各事業セグメント・職能部に BCP 担当を配置し、組織別に重要業務、重要業務責任者、初動復旧要員などをまとめた個別の BCP を策定しています。大規模災害等による即座の対応が必要な場合は、事業継続計画及び個別の BCP に基づき、従業員の安全確保や事業継続の安定に努めます。

■ BCP 対策本部体制図（大規模災害時）



大規模災害時における対応

大規模災害発生時には、①初動復旧、②BCP 発動、③業務回復、④全面復旧の4つの段階に分け、それぞれの指揮命令者・対応事項を定めた計画を策定しております。

① 初動復旧

役員・社員の安否確認を行います。衛星電話や災害時優先回線、パソコンや携帯電話等（メール、アプリ等）のデバイスを使用します。また、オフィスの被災状況を確認し、施設・設備の復旧工事を行います。東京本社が被災した場合、大阪本社をバックアップオフィスとして運営し、その他にも代替オフィスの確保を行います。帰宅困難者への対応も行います。帰宅困難者対策条例に基づき、各拠点においては、オフィスに3日間程度籠城するための水・食料・災害用物資を備蓄しています。

② BCP 発動、③ 業務回復、④ 全面復旧

BCP 対策本部長がBCP 発動を決定した場合、直ちにBCP 対策本部を設置し、業務復旧作業を実施します。まずは最も緊急度の高い業務の再開に重点を置き、その後、業務範囲を拡大する段階を経て、平常時運用へと切り替えていきます。

大規模感染症の発生時における対応

また、新型コロナウイルスを含む大規模な感染症の発生時には、感染拡大の段階に応じた危機管理体制を定め、従業員の安全確保と感染拡大防止を最優先に、当社の各事業分野におけるサプライチェーン維持を通じて社会生活の安定に貢献するべく、感染拡大期においてもリスクを避けつつ重要業務を継続する体制を構築しています。

①初動復旧

- 災害を検知してから、初期対応を実施し、BCP 発動までに至る段階
- 被災地域の役員・社員の安否確認
- オフィスの安全確認

②BCP 発動

- BCP 発動してから、バックアップサイト・システム等の代替手段により、業務を再開し、軌道に乗せるまでの段階
- 代替手段への確実な切り替え、復旧作業の推進、初期復旧要員等の経営資源のシフト、BCP 遂行状況の確認、BCP 基本方針の見直し等、最も緊急度の高い業務の再開

③業務回復

- 最も緊急度の高い業務や機能が再開された後、さらに業務の範囲を拡大する段階
- 代替設備や代替手段を継続する中での業務範囲の拡大となるため、現場の混乱に配慮し、慎重に判断

④全面復旧

- 代替設備・手段から平常運用へ切り替える段階
- 全面復旧の判断や手続きのミスが新たな業務中断を引き起こすリスクをはらんでおり、慎重な対応が必要

コーポレート・ガバナンス

BCPの有効性を担保するための施策

- 緊急業務対応のためのバックアップオフィスの確保・整備
東京本社、大阪本社に加え、当社社員寮である日吉寮を、非常時に重要業務継続のためのバックアップオフィスとして優先的に使用できるよう整備しています。
- BCP 対策本部設営体制の整備・点検
BCP 対策本部は、緊急時にリモートでも設営できるよう体制を整備しています。リモート設営をする上で必要なシステムは、定期的に点検を実施し、常に利用可能な状態を確保しています。
- BCP 訓練の実施
BCP 対策本部メンバーによる BCP 訓練を定期的 to 実施しています。毎年異なる様々な状況を想定した訓練を実施することで、危機対応意識と総合的な危機対応力を高めています。

海外駐在員・出張者の安全対策

伊藤忠グループの労働安全衛生マネジメント (P165) は、代表取締役 CAO を健康経営最高責任者とし、労働安全衛生の管理の主体である各営業カンパニー・総本社・海外ブロックを人事・総務部が統括する体制で推進しています。

グローバルにビジネスを展開する伊藤忠商事では、海外駐在員は約 800 人、年間海外出張者は延べ 1 万人 (新型コロナウイルス感染拡大前の実績) に及ぶため、国際武力紛争や地政学紛争等により、現地での事業操業や駐在・出張に影響を及ぼす事態が発生した場合を含め不慣れな環境下でも安心して能力を発揮できる環境整備に向けて、健康管理にも取り組んでいます。海外安全対策については、現地と日本側の密な連携が重要であるため、本社に海外安全専任者を置き、世界 6 ブロックに配置された人事総務担当と、政治や経済、治安等に関する情報を常時交換し、社内やグループ会社へ対策を発信しています。また、セキュリティ専門会社との契約を通じて、情報を集めにくい地域についてもカバーできる体制を構築しています。

加えて 2019 年度より、治安の悪い国・地域への駐在赴任予定者や、そういった国・地域へ頻繁に出張が想定される従業員を主な対象とする海外危機対応実地訓練を社内にて実施しています。

事業活動における取組み

自然災害や人的災害、地政学リスク等に備えて、長期的なリスクへの対応措置として、日ごろから事業活動においては調達ソースや営業活動範囲の多角化を心掛けること等により、事業活動の安定を目指しています。

リスクマネジメント

方針・基本的な考え方

伊藤忠グループは、その広範にわたる事業の性質上、市場リスク・信用リスク・投資リスクを始め、様々なリスクにさらされています。当社グループは、リスク管理を経営の重要課題と認識し、COSO-ERM フレームワークの考え方を参考に、伊藤忠グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定め、将来の財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があるリスクを重要なリスクと考え、定期的な見直しを行いながら主要リスクを定めています。各主要リスクの責任部署が専門的な知見も踏まえて管理し、各リスク委員会や取締役会に報告する全社的なリスク管理体制及び手法を整備しています。

目標・アクションプラン

リスク						機会		
コーポレート・ガバナンス、内部統制の機能不全に伴う事業継続リスク、予期せぬ損失の発生 等						強固なガバナンス体制の確立による意思決定の透明性の向上、変化への適切な対応、安定的な成長基盤の確立 等		
マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合（レビュー）
確固たるガバナンス体制の堅持		ガバナンス	持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持・強化	リスクマネジメント	損失の危険の管理や企業集団の業務の適正を確保するため、グループリスクマネジメント体制を構築し、継続的な維持を実施します。	社内委員会・リスク管理部署の設置、各種規定・基準等の設定や報告・監視体制等のリスク管理体制の整備、有効性を定期的にレビューする。	リスク管理責任部署による連結リスク管理のアクションプランの策定と実行、社内委員会によるモニタリング&レビューといったPDCAサイクルを確立することで、中長期的に強固なガバナンス体制を堅持。	当社グループの主要リスクについて、各リスク管理責任部署による2025年度の連結リスク管理のアクションプランに対する進捗状況のレビューを半期に1度実施。当該期間に発生した事象へ適切に対応し全社的リスク管理体制は機能していること、及び2026年度アクションプランについて、内部統制委員会（2025年10月、2026年4月）に報告済み。

リスクマネジメント

体制・システム

全社的リスクマネジメントシステム

伊藤忠商事は、主要リスクの責任部署による定常的なリスク管理（第1線）、取締役会による監督のもと、HMC とリスクマネジメントに関連する各委員会による全社的なリスク管理（第2線）、そして内部監査部門による独立した視点での推進状況や体制に関する評価・保証（第3線）というリスク管理体制をおくことで、全社的なリスク管理を行っています。これは、COSO-ERM フレームワークが推奨する3ラインモデルに沿った体制となっています。定常的なリスク管理については、迅速な意思決定を実現するため各事業セグメントが委譲された権限の範囲内で管理し、リスク責任部署が状況をモニタリングしています。

このように伊藤忠グループでは、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。

また、半期に一度、主要リスクの責任部署が連結リスク管理のアクションプランのレビューを行い、主要リスク別に管理状況を内部統制委員会へ報告することで、管理体制の有効性を定期的にレビューしています。更に、このレビュー結果は取締役会にも報告されています。全社レベルでのリスク管理としては、原則として社長 COO が議長を務め、会長 CEO、社長 COO 及び社長 COO が指名する執行役員で構成される HMC 及び下部組織である内部統制委員会、開示委員会、ALM 委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、投融資協議委員会等において、各分野のリスクに関わる個別案件や社内制度を報告・審議する体制を構築・整備しています。各委員会の委員長は、CFO、CAO、CXO のオフィサーが務め、審議内容を決裁・了承します。重要事項については、その結果を、社長 COO 及び取締役会が決定する仕組みとすることで、適切かつ機動的な業務執行の実現につなげています。

例えば、当社グループでは、サステナビリティを推進していくため、人権・労働安全・気候変動・自然災害・新規投資時の ESG リスク等に関して、サステナビリティ委員会を中心に関連委員会と協議を経て、ESG リスクに関する方針や施策、及びリスク管理体制の浸透について必要な取組みを討議の上、年に1回以上の頻度で、取締役会への報告を行っています。

事業運営レベルのリスク管理体制

事業運営レベルのリスク管理としては、各カンパニーにおいてカンパニーの長であるカンパニープレジデントの諮問機関として DMC（Division Company Management Committee の略）が、各カンパニーにおける経営方針及び経営に大きな影響を及ぼす投資・融資・保証・事業等における重要案件を審議しています。委譲された権限を超えるリスクを負担する場合は、重要度に応じ、各種委員会を経て HMC 及び、または取締役会へ付議されます。

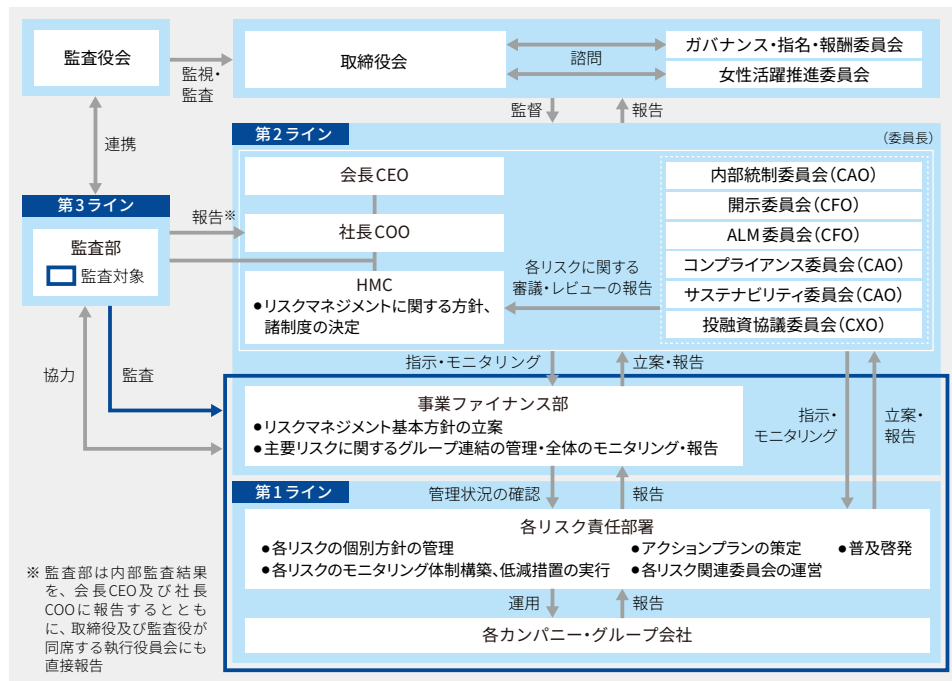
監査役会及び監査部の機能

当社は監査役会設置会社として、常勤監査役2名、社外監査役3名から成る監査役会を設置し、社外取締役を含む独立性の高い取締役会体制のもと、リスク管理やガバナンス全般について監督責任を担っています。特に監査役会は、取締役会から独立した立場でリスクマネジメント体制の有効性や重要リスクの監督・評価を行い、監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しています。当社の監査役は、全ての取締役会、及びそれぞれが委員を務める各諮問委員会・社内委員会に独立的立場で出席しており、また常勤監査役はその他の重要会議に出席する他、取締役・主要な役職者からその職務の執行状況を聴取しており、それぞれの専門的な知見やバックグラウンドを活かしつつ必要な意見を述べることによって、ガバナンスの信頼性の維持・向上に寄与しています。

内部監査組織である社長 COO 直轄の監査部は、独立的な立場から各リスク管理責任部署及び各カンパニー・グループ会社を対象に監査を実施し、会長 CEO 及び社長 COO に報告するとともに、取締役及び監査役が同席する執行役員会にも直接報告する等、デュアルレポートラインを構築しています。監査部は、監査役との間で内部監査計画を協議するとともに、定期的に内部監査結果や指摘・提言事項等について意見交換する等、密接な連携を図っています。

リスクマネジメント

■ リスクマネジメントのガバナンス体制図（2026年6月19日現在）



- 主な社内委員会（P224）
- 社外取締役の選任理由（P229）

伊藤忠商事に重要な影響を与えるリスクや新興リスクの見直し

伊藤忠グループの将来の財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があるリスクについて、本社の事業ファイナンス部が事務局となり、リスクマネジメント基本方針に定める18の主要リスクについて定期的な見直しを行っています。具体的には、半期に一度、主要リスクの責任部署が行う連結リスク管理のアクションプランのレビューにて見直しを行っており、また必要に応じて外部専門家のご意見を聴取することもあります。

新興リスクの有無については、外部専門家のご意見や半期のレビューの中で新たなリスクになり得るものの情報を集め、当社グループへの影響度合いを既存の主要リスクとも照らし合わせることで追加の必要性を検討しています。

主要リスク及び新興リスクの有無を見直した結果は、各リスクの責任部署から内部統制委員会に報告し、CAOが委員長を務める同委員会による審議を経て、「内部統制システムに関する基本方針」の構築・運用状況についてCAOが取締役会への報告を行っています。

上述の対応により、当社グループは景気後退リスクや地政学リスク、環境や社会に関するリスク等のマクロ環境要因の影響を踏まえた「リスク」と「機会」を十分に把握することに努めています。当社の事業モデルや競争力に長期的な影響を及ぼし得る新たなリスクとして、IT関連リスク（AI等の新技術を使ったサイバー攻撃の高度化・巧妙化等）や生成AIリスク（法令遵守、情報管理上の課題、人権侵害につながる恐れ等）を把握・対応しています。

これらのリスクに対しては、サイバーセキュリティや生成AI利用に関するガイドラインの作成・運用、専門チーム（伊藤忠サイバー&インテリジェンス株式会社等）による監視や訓練、社内教育等多層的な対策を講じています。対応状況は連結リスク管理のレビューで定期的にモニタリングし、必要に応じて方針を見直しています。そのうえで経営環境や時間的な変化に応じた柔軟な対応やビジネスモデルの変革を進めることで、安定調達や事業継続強度、更なる競争優位の構築を目指していきます。

● 参考：伊藤忠商事のAIX（<https://www.itochu.co.jp/ja/about/dx/index.html>）

リスクマネジメント

主要リスクへの対応

各主要リスクの責任部署は、以下の通り専門的な知見も踏まえたリスク低減措置を実行しています。単体・グループ会社、内容によってはバリューチェーン上の取引先や新規投資候補先についてもリスクを管理する仕組みを整備し、モニタリングしています。

リスク項目	責任部署（管掌オフィサー）	代表的なリスク内容	リスク低減措置
コンプライアンスリスク	法務部（CAO）	各種法令・規制等の法令遵守に関わるリスク	各組織（カンパニーを含む）のコンプライアンス責任者が伊藤忠グループコンプライアンスプログラムに基づき管理・指導。
法務関連リスク （コンプライアンスリスクを除く）	法務部（CAO）	各種規制の制約や法律等の変更によるリスク、規制強化・緩和によって被るリスク、法制度の運用や解釈が異なることで被るリスク、紛争（訴訟・クレーム）により損失（賠償責任等）が発生するリスク	紛争（訴訟・クレーム）に関しては、契約書等の事前チェックにより損失拡大リスクを軽減。法令変更リスクに関しては、各種講習会等を実施することにより注意喚起し、都度相談を受け付けることにより対応。
安全保障貿易管理に関するリスク	法務部（CAO）	外為法（安全保障関連）の遵守に関わるリスク、並びに他国の法規制・制裁状況等国際安全保障に関わるリスク	安全保障貿易管理室による集中管理。各カンパニーもしくは部門の安全保障貿易管理責任者と連携し適宜管理・指導。
関税関連リスク	法務部（CAO）	関税三法（関税法、関税定率法、関税暫定措置法）の遵守に関わるリスク	輸入通関管理及び関税管理マニュアル、輸出通関管理マニュアルに沿い、社内モニタリング、研修、日々の相談、法令周知、税関への定期報告会等を実施。
カントリーリスク	事業ファイナンス部（CFO）	国家そのものの行為、又は、その国家の置かれた環境により損失が発生するリスク	カントリーリスクエクスポージャーは定期的に事業ファイナンス部に集計し、主な国別投融資保証残高として開示。
商品価格変動リスク（特定重要商品）	事業ファイナンス部（CFO）	商品の相場変動等により、損失等が発生するリスク	金額枠・数量枠・期間損失限度を設定し、定期的に枠遵守状況をレビュー。
信用リスク	事業ファイナンス部（CFO）	取引先の契約上の債務不履行により、損失等が発生するリスク	取引先及び取引の形態ごとに与信額を設定し、原則として年次で与信額の見直しを実施。
投資リスク	事業ファイナンス部（CFO）	新規投資の実行、既存事業のモニタリング、撤退の意思判断に関わるリスク	新規投資については投資基準に照らした意思決定、既存投資はモニタリングを定期的に行い、保有意義の乏しい投資に対しては、EXIT選定基準を適用することにより資産の入替えを促進。
株価リスク	事業ファイナンス部（CFO）	株価の変動により、損失等が発生するリスク	株価変動に伴う連結株主資本への影響額を定期的に把握、モニタリングを実施。
為替リスク	財務部（CFO）	為替相場の変動により、損失等が発生するリスク	先物為替予約等のデリバティブを活用したヘッジ取引により、リスクを軽減。
金利リスク	財務部（CFO）	金利の変動により、損失等が発生するリスク	金利ミスマッチ額を把握した上で、金利変動リスクを軽減。
資金調達リスク	財務部（CFO）	金融市場の混乱等により円滑な資金調達ができなくなるリスク	現預金、コミットメントライン等の活用により十分な流動性を確保するとともに、調達先の分散や調達手段の多様化によりリスクを低減。
情報システム・セキュリティリスク	IT・デジタル戦略部（CXO）	●自然災害・人的災害（テロ等）、コンピュータ機器・ネットワーク機器の故障、プログラム・操作・手続のミス等の原因による情報システムの不稼動に関わるリスク ●情報システムに対する内外からの不正アクセスによる情報漏洩・改ざん・破壊等に関わるリスク	●情報セキュリティガイドラインや、サイバーセキュリティフレームワークの適用及び遵守状況のモニタリングを実施。 ●伊藤忠サイバー&インテリジェンス社による防御体制強化及び研修等を通じた注意喚起を実施。
労務管理リスク	人事・総務部（CAO）	労務管理上、発生する可能性のあるリスク（長時間労働、賃金不払残業等）	労働安全衛生マネジメントに基づき、現場からの相談・報告はカンパニー・総本社人総担当で集約し、人事・総務部へ連絡。必要に応じて顧問弁護士とも協議しながら適切に対応。
人材リスク	人事・総務部（CAO）	経営人材・業務人材等の不足・流出及び確保に伴うリスク	多様な人材を確保し、当社とグループ会社の連携も含めた継続的な能力開発と、働きがいのある職場環境の整備を通じて、適材適所の配置を実現。
財務報告の適正性に関するリスク	経理部（CFO）	適正な財務報告の作成・開示により、財務報告の信頼性を確保することに関わるリスク	会計基準の新設・改廃に関する情報収集担当者の設定、通達発行、イントラ掲載及びメール発信による周知伝達。
内部管理に関するリスク	経理部（CFO）	経理処理に関する規程やマニュアルに準じた運用が行われないことによる事故や不正の発生リスク	内部管理業務のモニタリングを実施。
環境・社会リスク	サステナビリティ推進部（CAO）	環境・社会関連法令等の遵守、サステナビリティ上の重要課題の推進等に関わるリスク	トレードや事業投資活動の開始又は継続における自社及びバリューチェーン上の環境・社会リスクの把握と対応状況のモニタリング制度の企画や、適宜他部署と連携したモニタリングを実施。

リスクマネジメント

取組み

リスク管理手法

伊藤忠グループのリスク管理は、一年を通して以下のような個別リスクのアクションプランの策定や半期のレビューを行い、その状況を全社的にモニタリングする仕組みを構築しています。このようなリスク管理のPDCAサイクルを回すことにより、複雑化・多様化するリスクの低減と未然防止に着実に取組んでいます。

1. Plan： 毎年主要 18リスクの管轄部署においてリスク防止・低減のためのアクションプランを策定（半期のレビュー）。潜在リスクを網羅的に洗い出した上、内部統制委員会において、取組むべきリスクや管理方針を審議し、CAO が方針を了承。
2. Do： 管理方針に基づき主要リスクの責任部署ごとに対策を実施
3. Check：半期ごと、対策状況及び翌期のアクションプランを取り纏め、内部統制委員会で報告を実施
4. Action：改善策や追加対策を実施

連結リスク管理アクションプランレビュー

半期に一度、主要 18リスクの責任部署が連結リスク管理のアクションプランのレビューを行っており、これは、コンプライアンスリスク、カントリーリスク、為替リスク等それぞれのリスク責任部署が、リスク管理に関する文書整備状況、体制、アクションプランについて単体、子会社への対応状況を報告するものです。事業ファイナンス部が取り纏め事務局として、内容を内部統制委員会へ報告することで、管理体制の有効性を定期的にレビューしています。更に、これらのレビュー結果は取締役会にも報告されています。

トレーニング

役員のリスク管理スキル

伊藤忠商事の取締役・監査役は、財務・非財務それぞれのリスクマネジメント経験を有するメンバーが経営にあたっています。しかし総合商社が直面する多種多様な社内外の環境変化や規模に鑑み、例えば全取締役・全監査役が出席する取締役会の場合において、全社リスクマネジメントの強化に資する外部情報やステークホルダーの要請等に関する知識を更新する機会を設けています。

更に社外取締役・監査役に対しては、リスク管理を含む当社グループの取組みへの理解を促進すべく、会長 CEO・社長 COO との面談や社外取締役と常勤監査役の連絡会、内部監査部門による社外取締役への活動報告等に加えて、カンパニープレジデントや総本社職能各部統括オフィサー一人ひとりと社外役員との面談を定期的の実施しています。また、執行側から社外役員向けの各種説明会も実施しており、環境、社会、コンプライアンスを始めとした当社が抱える各種リスクやその管理体制についての理解を深める機会を設けています。

更に、取締役会の開催にあたっては、毎回、社外取締役及び社外監査役を対象とする事前ブリーフィングを実施しており、投資案件等の個別案件については、案件内容だけでなくリスク分析と対応策についても説明を行い、当該案件のリスクを十分に理解した上で取締役会に臨むことができるよう工夫しています。

従業員のリスク管理研修

役職者を含む従業員全員を対象に、リスク管理責任部署が中心となり、取組むべきリスクの周知やリスク管理に関する研修等を毎年実施しています。特に近年は様々な階級の従業員別に事業投資に関する基礎知識から失敗事例に学ぶ研修まで、事業ファイナンス部や各リスク責任部署、カンパニー主催の研修を幅広く実施しています。カンパニーの場合は、業界や取扱商品特有の研修も関係者に行っています。

全従業員が受講必須である研修例	● 与信管理研修	● 情報セキュリティ研修
	● コンプライアンス研修	● サステナビリティ研修

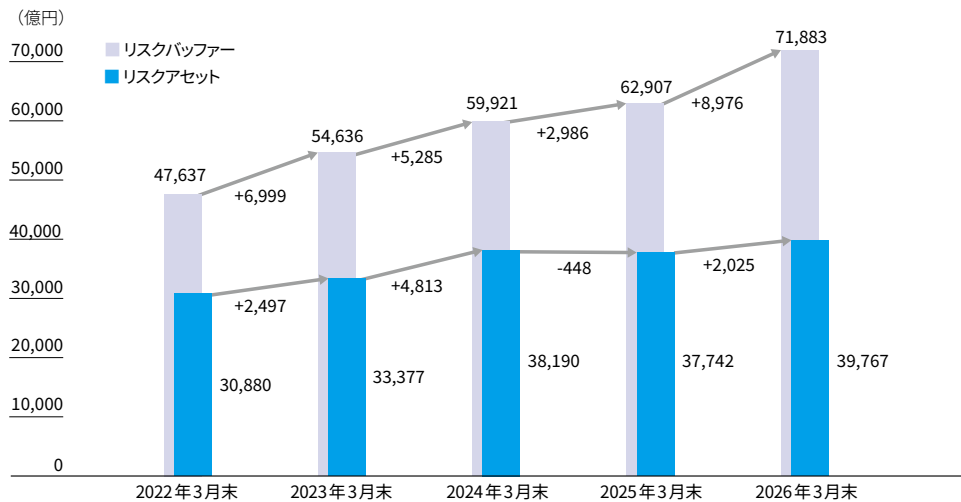
リスクマネジメント

リスクキャピタル・マネジメント※1と集中リスク管理

リスクアセットを厳格に管理

伊藤忠商事は、投資を含むバランスシート上の全ての資産及びオフバランス取引において、将来発生し得る最大毀損額をもとに「リスクアセット」を算定し、リスクアセットをリスクバッファー（連結株主資本＋非支配持分）の範囲内にコントロールすることを基本方針とした運用を行っています。今後、既存ビジネスの進化等に繋がる投資を推進していく方針のもとにおいても、リスクアセットはリスクバッファーの範囲内で維持し、厳格なリスク管理と更なる財務体質の強化に取り組んでいきます。

■ リスクアセットとリスクバッファー※2の状況



※1 株主資本コストを8%と設定
 ※2 リスクバッファー＝連結株主資本＋非支配持分

事業投資管理

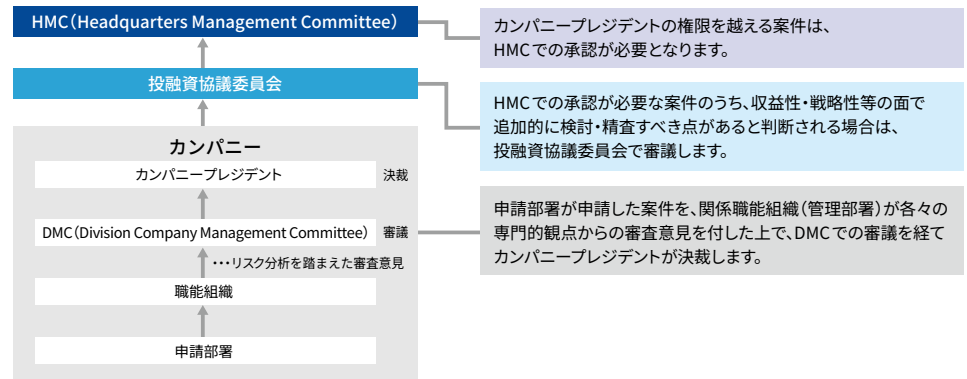
基本的な考え方

当社がビジネスを創造・拡大する際、業務提携と並び重要な手段となるのが事業投資です。強みのある分野でのタイミングを捉えた戦略的投資の実行を目的に、当社単独での子会社の設立、パートナーとの共同出資、企業買収による経営参画・連結子会社化等の多様な手段の中から最適な形態を選択します。投資は継続保有を原則とし、投資実行後は当社の機能をフル活用して投資先の企業価値の最大化を図り、トレード収益や配当等の収益を拡大しています。投資の大型化等もあり、事業計画・買収価格の妥当性精査を徹底しています。また、既存事業投資についても、事業収益の向上や低効率資産の早期 EXIT を図るため、EXIT 条件の厳格化、定期レビューの徹底を中心にモニタリングを更に強化しています。

Ⅰ 投資実行時の意思決定プロセス

各カンパニーに裁量権を委譲し迅速な意思決定を実現する一方で、投資リターン追求、投資リスクの抑制も図る重層的な意思決定プロセスを構築しています。

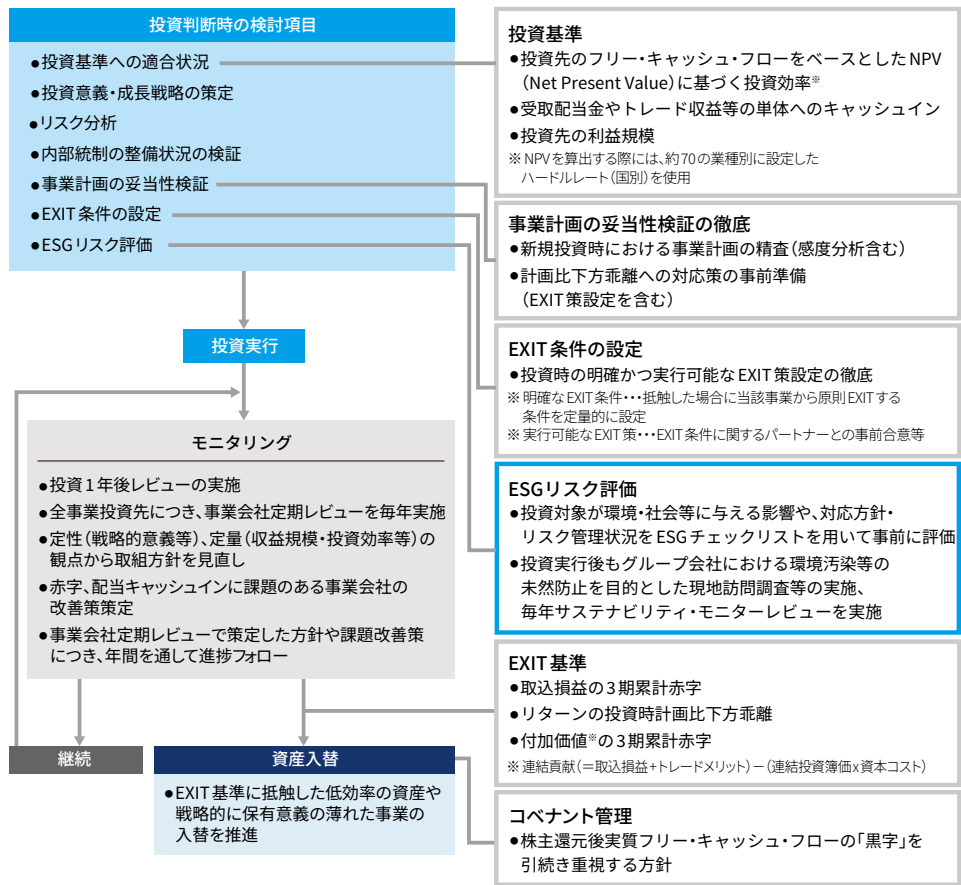
また、事業投資に際しては、市場の成長性・健全性、当社業績への影響度、リスク管理の可否等を考慮してリスク選好度を決定しています。



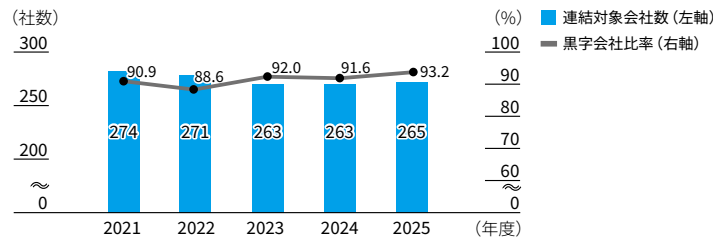
リスクマネジメント

事業投資プロセス

新型コロナウイルスの影響を始めとする急激な経営環境の変化の中で、タイミングを捉えた戦略投資とピークアウト・低効率事業の資産入替えを着実に実行しました。投資判断時における事業計画の妥当性検証含めた各種プロセスの徹底や、投資実行後のきめ細かなモニタリング等により、2025年度の黒字会社比率は93.2%と引き続き高水準を維持しました。



■ 連結対象会社数及び黒字会社比率



リスクマネジメント

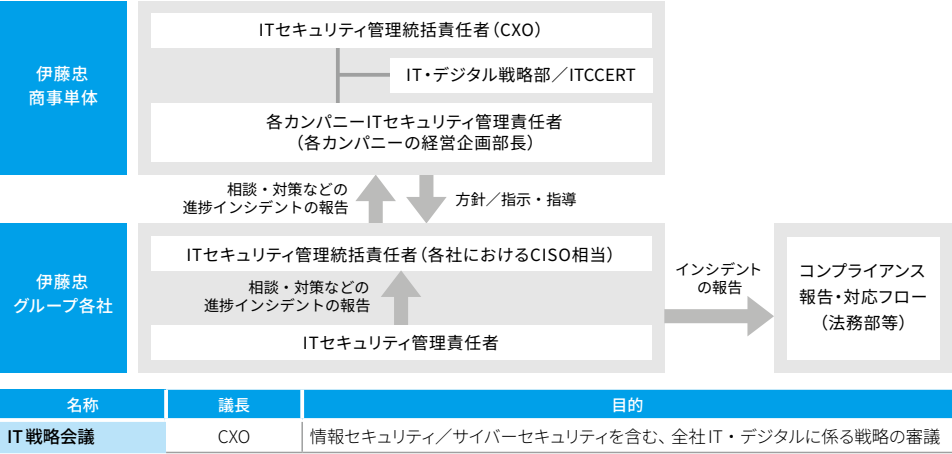
情報セキュリティ及びサイバーセキュリティに関するリスクマネジメント

方針・基本的な考え方

伊藤忠商事では、情報資産を消失・改ざん・漏洩、及び不正使用等の脅威から保護し適切に取扱うことが事業活動の継続的かつ安定的な成長に必要な不可欠であることを認識した上で、全ての役員及び従業員に対し情報の取扱いに関する行動規範と各種規程を定めています。また、この点は「情報セキュリティポリシー（<https://www.itochu.co.jp/ja/security/index.html>）」として公開もしています。加えて、情報システムの開発等委託・関連サービスの利用等を開始する際は伊藤忠商事が定める要件を満たしているか確認しています。当社の全ての役職員が、情報セキュリティポリシーに沿って情報の適切な取扱い・管理・保護・維持を行うべく努めていきます。

推進体制

伊藤忠グループは、情報化戦略及び情報セキュリティ／サイバーセキュリティ対策の統括責任者をCXOと定めています。CXOを議長とするIT戦略会議では、IT・デジタルに係る全般の戦略は勿論のこと、情報セキュリティ／サイバーセキュリティに係る施策の審議や、各種方針・規程類を含む管理状況のモニタリング等も行っています。その内容は適宜取締役会に報告され、高い情報セキュリティレベルを確保しています。



取組み

伊藤忠グループは、IT・デジタルを活用した経営を行っています。これらの経営基盤を支える高いセキュリティレベルを確保するため、規程類の整備、基盤の拡充、持続的かつ実効性の高いセキュリティの運用を通じて、継続的な当社グループの情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいます。

当社では、上級サイバーセキュリティ分析官をメンバーとした、サイバーセキュリティ対策チーム（ITCCERT：ITOCHU Computer Emergency Readiness, Response & Recovery Team）により、常時ログの分析やマルウェアの解析により最新の脅威情報を収集して事前予防を行い、また、事故（インシデント）発生時には即座にインシデント・レスポンス（原因調査、対応策検討、サービス復旧）を実施してきました。国内外の伊藤忠グループ全体のサイバーセキュリティガバナンスの枠組みとして、「伊藤忠グループサイバーセキュリティフレームワーク」を2022年から展開し、規定・体制・プロセスを定めることにより更なる強化を図っています。加えて2023年2月に伊藤忠サイバー＆インテリジェンス株式会社を設立し、「サイバーセキュリティ対策プログラム」をグループ各社に提供することで、フレームワークの持続的かつ実用的な運営を行っていきます。具体的な施策例として、以下の取組みを実施しています。

- グループ会社が持つ機器に対しリアルタイムに脆弱性を監視・検知し、侵害等の脅威を未然に防いでいます。
- グループ各社のセキュリティ対策を評価するために、セキュリティの専門家が攻撃者として疑似的なサイバー攻撃を行う演習を隔年で実施。
- サイバーセキュリティのリスクアセスメント、並びに、グループ向けに必要な最低限のルールを取り纏めた情報セキュリティミニマムスタンダードの遵守状況確認を毎年実施。

また、グループ会社を含めサイバーセキュリティ対策技術者の教育・育成にも取り組んでいます。結果、2025年度は重大なデータ漏洩やデータ違反が確定している事案はありませんでした。企業がここまでアクティブに体制を整備し、積極的に活動している例は国内では少なく、今後も持続的な成長を支えていく取組みを進めていきます。

加えて、情報管理体制を維持向上させるために、以下の教育・啓発活動も定期的を実施しています。

- 全従業員向けに、「標的型メール攻撃」訓練を年に2回実施。
- 国内外の全グループ会社従業員を原則対象とし、eラーニングによる「情報セキュリティ講座」を3年ごとに開講。
- 情報セキュリティ及び個人情報保護に関し、入社時の研修にて周知徹底する他、更新がある場合は、通達及び定期的なeラーニングにより国内外全従業員に通知・教育を実施。
- ITCCERTを講師とした伊藤忠グループ会社向け情報セキュリティのワークショップ開催及び講演会を年に数回実施。
- 業務継続計画に関わる訓練を年1回実施。加えて、第三者によるサイバー攻撃演習を年1回以上実施。

また、近年急速に普及する生成AIの利用及び開発にあたっては、情報の適切な取扱いに加え、プライバシー尊重・バイアス回避・AI生成コンテンツの識別等を考慮したガイドラインを設定、運用しています。

Business Continuity Plan（事業継続計画）

内部統制のページの Business Continuity Plan（事業継続計画）（P248）をご参照ください。

コンプライアンス

方針・基本的な考え方

- 全ての役職員は、高い倫理観をもって「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動指針」に則り行動する。
- コンプライアンス統括役員（代表取締役／ CAO）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

目標・アクションプラン

リスク	機会
コーポレート・ガバナンス、内部統制の機能不全に伴う事業継続リスク、予期せぬ損失の発生 等	強固なガバナンス体制の確立による意思決定の透明性の向上、変化への適切な対応、安定的な成長基盤の確立 等

マテリアリティ	SDGs 目標	インパクト 分類	取組むべき 課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合
確固たるガバナンス体制の堅持		ガバナンス	コンプライアンスの遵守徹底	コンプライアンス	いかなる時でもコンプライアンスを遵守することが会社・社会への貢献であるという従業員の意識を更に醸成します。	定期的な意識調査や現場訪問等を通して、各現場の声に耳を傾け、課題を抽出し、課題克服のための諸施策を構築、実施。	変化するリスク、社会からの要請及び現場での課題に対応した諸施策のモニタリングを実施すると共に、教育・啓発内容を常に充実させ、巡回研修等を通じて直接従業員へ訴えかけることの継続。	●2025年3月～5月：2024年度を対象とした伊藤忠グループコンプライアンス体制のモニター・レビューを実施。調査対象は本社全組織、国内支社、海外ブロック、グループ会社及びその孫会社の計447組織で、各組織の体制整備状況の把握と推進が目的。 ●2025年7月～9月：伊藤忠グループにおけるコンプライアンス体制整備及びコンプライアンス事案発生の未然防止を図るべく単体・国内外グループ会社269社の役職員61,317名（契約社員、派遣社員を含む）を対象にコンプライアンス意識調査を実施。回答者数 60,839名。 ●2025年11月～2026年2月：2024年度に再発防止策が策定されたコンプライアンス関連事案から再発防止策実施状況の確認の必要性の高い事案を抽出し、法務部としてモニタリングを実施（事案発生組織においては全件のモニタリングを別途実施済）。対象事案については、再発防止策が概ね適切に実施されていることを確認。 ●2026年2月～3月：単体従業員、派遣社員及び受入出向者全員に向け、単体向け巡回研修及び独占禁止法・取適法に関するeラーニングを同時に実施。受講者数 4,336名。 ●2025年度の国内グループ会社 巡回研修実施状況は以下の通り。 対象会社数：89社 受講者数：26,317名（含む孫会社、関係会社）。

体制・システム

```

graph TD
    CEO[会長 CEO] --> COO[社長 COO]
    COO --> HMC[HMC]
    COO --> CAO[コンプライアンス統括役員  
(CAO)]
    HMC --> HMC_Committee[コンプライアンス委員会  
委員長: CAO  
事務局: 法務部コンプライアンス室]
    HMC_Committee --> HMC_Experts[外部専門家]
    HMC_Experts -- サポート --> Legal[法務部コンプライアンス室]
    HMC_Experts -- サポート --> Other[他の関係職能部署]
    CAO --> Company[カンパニー]
    CAO --> Functional[職能部署]
    Company -- 海外ブロック --> Overseas[海外ブロック]
    Functional -- 国内支社支店 --> Domestic[国内支社支店]
    Overseas --> Target[コンプライアンス管理対象会社]
    Domestic --> Target
  
```

HMC : Headquarters Management Committee
 CEO : Chief Executive Officer
 COO : Chief Operating Officer
 CAO : Chief Administrative Officer

コンプライアンス

内部通報制度（ホットライン）

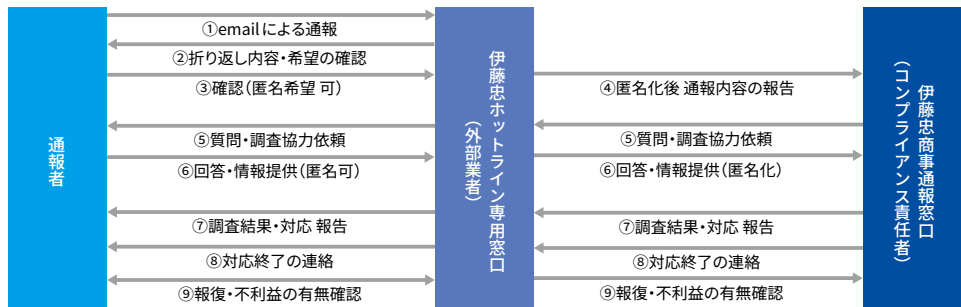
伊藤忠商事は、「内部通報規程」を策定しており、各コンプライアンス管理対象会社においても同様の制度を設けることで、内部通報者の保護を図るとともに、適正な処理の仕組みを定め、贈収賄行為を含む不正行為等の早期発見と是正を図りコンプライアンス経営の強化に繋げています。内部通報制度の運用状況は、定期的にコンプライアンス委員会に報告されています。

伊藤忠商事の内部通報制度は、国内外それぞれにおいて通報受付窓口を複数設け（専門業者及び外部弁護士を活用した外部の通報受付窓口等）、伊藤忠商事の役職員、伊藤忠商事との間で別途労働者派遣契約を締結する会社から当該労働者派遣契約に基づき当社に派遣されている者（派遣社員）、及び、グループ会社の社員等からの通報を受け付けています。また内部通報者に対する報復等の不利益な取扱いを禁止するとともに、匿名による通報を可能としています。通報の事実及び内容は秘匿されるほか、ホットラインの存在及び利用方法はイントラネットでの掲載やコンプライアンスに関する研修などを通じて周知しています。

過去 3 年間の当社窓口への内部通報件数は下表の通りです。

	2023年度	2024年度	2025年度
通報件数	113	126	113

■ 国内外通報受付窓口に通報した場合の流れ



取組み

コンプライアンス意識向上を目的とした社員教育

伊藤忠商事では、役職員一人ひとりが、高い倫理観の下、法令・社会規範等の趣旨を理解し、これを遵守するよう、コンプライアンスに関する継続的な教育・研修等を実施しています。

コンプライアンス巡回研修

伊藤忠商事は、コンプライアンス意識の向上と事案の発生を未然に予防することを目的に、実際に発生したコンプライアンス事案を教材として、下記の点も踏まえながら「コンプライアンス巡回研修」を伊藤忠商事の役職員を対象に毎年実施しています。

- 業務上必要な法律の遵守に関する意識の向上
- 贈収賄、独占禁止法等を含む幅広いコンプライアンス意識の向上
- パワハラやセクハラなどのハラスメントによる人権侵害防止に関する意識の向上

2025年度は、e ラーニングによる研修を実施し、4,336名の役職員が受講しました。

グループ会社各社においては、業態に応じた独自のコンプライアンス研修を役職員に対し実施するとともに、国内の主要なグループ会社の役職員に対しては、伊藤忠商事からの巡回研修もあわせて行い、2025年度は対面をベースとしながらも、個社の状況に応じて、ウェビナー、録画視聴の形式で合計 89 社、計 26,317 名が受講しました。

その他、仕事で直面する可能性がある場面別のアドバイス（Q&A 形式）や、腐敗リスクを未然に防止するため取る行動について教えている「コンプライアンスハンドブック」をデジタル化し、伊藤忠グループ全役職員が在宅勤務中でも参照できるように整備しています。

コンプライアンス巡回研修受講者

伊藤忠商事

4,336 名

グループ会社

21,981 名

合計

26,317 名

コンプライアンス

コンプライアンス意識調査の実施

伊藤忠グループではグループ役職員を対象に、隔年で「コンプライアンス意識調査」を実施し、企業理念の理解度を含めたコンプライアンス浸透の実態を把握し、具体的な施策に役立てています。9回目となる2025年度はグループ役職員のうち61,317名を対象に調査を実施し、60,839名から回答を得ました（回答率99.2%）。分析結果は各組織にフィードバックし、コンプライアンス推進体制の改善に活かされています。次回は2027年度に実施する予定です。

腐敗防止の取組強化方針

伊藤忠グループは、企業行動倫理規範に基づき反贈賄ポリシーを定め、日本国内外を問わず、公務員や民間の役職員に対して、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益を供与しないことを定めています。

- 伊藤忠商事では、米国の海外腐敗行為防止法（US FCPA）や英国贈収賄法（UK Bribery Act 2010）をはじめとする世界的な贈収賄規制強化の流れに鑑み、国内外の公務員及びこれに準ずる立場の者に対する不正な利益供与を広く禁止するため、「不正利益供与禁止規程」及び「4つの関連ガイドライン（公務員・外国公務員・ビジネスパートナー・投資）」を制定し、これらを厳格に運用しています。
- 不正利益供与禁止規程では、禁止されている不正利益供与に、通常の行政サービスに係る手続きの円滑化等を目的とした少額の支払いにあたるファシリティー・ペイメントを含み、民間の取引先に対する不正な利益供与にあたる商業賄賂も禁止しています。贈賄のみならず、役職員が民間の取引先から不正な利益供与を受けるケースについても、公私混同（利益相反等）に当たるとして、禁止しています。
- 公務員ガイドライン及び外国公務員ガイドラインでは、公務員・外国公務員との接待や贈答品贈与についての判断指針を示し個別審査を実施しています。
- ビジネスパートナーガイドラインでは、伊藤忠商事に対して役務を提供頂くビジネスパートナー（代理店、コンサルタント等を含む）の新規起用・契約更新に際し、漏れなくチェックを行う為のプロセスを明確にし、契約のプロセスを定めています。海外のビジネスパートナーについては、トランスパアレンシー・インターナショナルが公開している腐敗認識指数（Corruption Perception Index / CPI）をリスク認定の基準の一つにしています。ビジネスパートナーとの契約書を含む贈賄リスクと関係する可能性がある各種契約書においては、贈賄禁止条項を盛りこみ、不正支払（贈賄又は不正な利益供与）を禁止し、かつ当該禁止に違反した場合には、直ちに契約書を解除できるよう明記しています。
- 投資ガイドラインでは、投資案件の検討において、腐敗防止の観点からデューデリジェンスの実施や確認書の取得手続きを具体的に定めています。

伊藤忠グループ反贈賄ポリシー

1. 伊藤忠グループの反腐敗※・反贈賄について

伊藤忠グループは、法令遵守は当然のこと、コンプライアンスを徹底し、社会に存在を許される組織であり続けなければならないと認識しており、不正な手段によらなければ得られない利益は1円たりとて要りません。

伊藤忠グループにおいては、腐敗・贈賄リスクを排除するために「不正利益供与禁止規程」及び4つの関連ガイドライン（公務員・外国公務員・ビジネスパートナー・投資）に基づき、腐敗・贈賄に利用されやすい行為類型につき、申請及び承認手続、記録方法等に関するルールを定め、これを厳格に運用しています。

【伊藤忠グループ反贈賄ポリシー】

- 日本国内外を問わず公務員又はそれに準ずる立場の者に対し、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益供与を行わない。
- 民間の取引先の役職員に対し、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益供与を行わない。

2. パートナーの皆様へのお願い

伊藤忠グループが上記の反贈賄ポリシーを実現するためには、伊藤忠グループと共にビジネスに取り組んで頂いておりますビジネスパートナー及び投資パートナーの皆様のご協力が必要です。

伊藤忠グループでは、ビジネスパートナー並びに投資先及び投資パートナーにつき、デューデリジェンスの実施、別紙の確認書の提出、反贈賄条項を含んだ契約書の締結をお願いさせていただきます。

何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

2020年4月1日

伊藤忠商事株式会社

代表取締役会長CEO 岡藤 正広

※ 腐敗：受託した権力を個人の利益のために用いること。横領、詐欺、マネーロンダリング等。

コンプライアンス

- 役員及び社員教育・研修等で「伊藤忠グループ反贈賄ポリシー」「不正利益供与禁止規程」及び4つの「ガイドライン」の啓発・浸透を図り、日頃の管理業務へも落とし込むことで、不正利益の供与を含む腐敗行為の未然防止に努めています。特に贈賄リスクが高いとされるビジネス・地域に関与する可能性のある組織に対しては、贈収賄に特化した研修も実施しています。更に政治献金、慈善事業、スポンサー活動に関しても、寄付や協賛の実施が腐敗行為とならないよう、社内規程と照らし合わせ、社会的に公正かつ倫理規範を満たすよう、社内で定められた寄付・協賛の申請ルートに基づき実施しています。
- 「伊藤忠グループのコンプライアンス推進体制とマネジメント」で前述したモニター・レビューを実施する際、伊藤忠商事の各組織、海外拠点、コンプライアンス管理対象会社の、公務員・外国公務員との接待や贈答品贈与及び代理店及びコンサルタントの新規起用・契約更新の実施状況を確認しています。

違反事例

2025年度に当社が腐敗行為で摘発された事案、並びに罰金・課徴金を支払った事案はありません。

談合・カルテル防止に向けた取組

伊藤忠商事は、談合・カルテル等の独占禁止法違反行為への関与を防止することを目的に、「独禁法等遵守基本規程」を制定し、その下位規定として「カルテル・談合防止基準」、「複数組織間の競合時における独占禁止法遵守ガイドライン」及び「価格転嫁に関する独占禁止法ガイドライン」を制定しています。その他に「独占禁止法コンプライアンス・マニュアル」や、参照が容易な「独禁法Q&A」を策定し、各種のモニター・レビュー、教育・研修を通じて、独占禁止法遵守の周知徹底を行っています。更に社員からの相談窓口として法務部内に独禁法デスクを設けています。

なお、当社は2017年度から2018年度に公正取引委員会より受けた4件の排除措置命令に従い、命令事項を取締役会で決議し、決議内容の通知及び周知徹底を行いました。

税務

方針・基本的な考え方

伊藤忠商事およびその子会社（以下、伊藤忠グループ）は、税務に対する基本姿勢及び行動規範を示した「伊藤忠グループ税務ポリシー」を定め、その遵守により、税務コンプライアンスの維持・向上に努めます。租税制度の定めや意義・立法趣旨に則り、経済の実態と乖離した通常用いられない法形式の選択のような租税回避を企図した取引は行わず、適切な納税を行います。

伊藤忠グループ税務ポリシー

伊藤忠グループは、各国租税法、租税条約及び関連諸規定等（以下、「租税制度」）を遵守の上で適切に納税することを基本理念とし、事業を展開する国および地域、株主、債権者、取引先および伊藤忠グループ従業員を含む、全てのステークホルダーの利益を追求する。

1. 【基本理念】租税制度を遵守した適切な納税

伊藤忠グループは、租税制度の定めや意義・立法趣旨に則り、誠実な態度で税務業務に取り組み、租税回避を企図した取引は行わず、事業活動により稼得した所得に基づき適切な納税を行う。

2. 税務コスト適正化

伊藤忠グループは、基本理念を堅持したうえで、租税制度に基づき二重課税の排除及び優遇税制を適切に活用することで、税務コストの適正化に努める。

3. 各国・地域税務当局との信頼関係の構築、公正な関係維持

伊藤忠グループは、適時適切な情報開示を行い、グループ全体の税の透明性を確保する。また、適正・公平な課税がなされるよう、各国・地域税務当局に対して誠実な対応を行うことにより信頼関係を構築し、建設的な対話を通じて公正な関係維持に努める。

2017年12月制定
2023年4月改訂

コンプライアンス

体制・システム

CFO は税務管理（税務リスク管理を含む）を分掌する経理部を統括しており、当社の適切な納税義務の履行を監督しています。また、税務に関する職務執行の状況を取締役会に報告しています。

担当役員 中 宏之（代表取締役 上席執行役員 CFO）

また、伊藤忠グループは、伊藤忠グループ税務ポリシーに従い、グループ税務規程にて実施すべき基本事項及び業務遂行の基準を定めています。同規程を適切に運用すべく、当社 CFO をグループ全体の統括責任者、当社経理部長をグループ全体の運用責任者としています。伊藤忠グループとして適切な納税を行うべく、伊藤忠グループの各部署が、同規程に従い、必要な税務知識の習得、取引の適切な税務処理の検討、及び適正な税務申告等を行っています。

監査役は、税務ガバナンスに関して、グループ税務ポリシーの遵守状況を含め、ガバナンス体制の構築・運用状況について、監視し検証しております。

また、監査役会において、内部統制委員会におけるグループ税務ポリシーの遵守状況を含めた税務ガバナンス体制の構築・運用状況や評価結果等に関する審議内容を、同委員会に出席した常勤監査役から報告すると共に、監査基準等に基づきグループ税務ポリシーの遵守状況を含む税務ガバナンス体制の構築・運用状況を監査した結果を報告しています。

法人所得税の支払額

当社の最新数値は以下をご覧ください。

(https://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/compliance/index.html#income_taxes)

知的財産への取組

伊藤忠商事では、知的財産権関連ビジネスや日常業務において、他人が保有する知的財産権を侵害する行為の防止を徹底するため、役職員を対象とした講習会の開催による注意喚起や、関連法規に準じた社内規則等の整備を実施しています。また、会社の資産としての知的財産権の適切な管理、取扱いのため、職務発明・著作に関する社内規程、及び各種権利の出願・更新等のルールを明確化し、的確に運用しています。

製品安全に関する基本方針

伊藤忠商事は、取扱い製品に関する安全関連の法令に定められた義務を遵守し、お客様に対してより安全・安心な製品を提供する方針のもとに、カンパニーごとに「製品安全マニュアル」を策定し安全確保に努めています。今後も、社内教育の推進や、製品安全担当部署の設置・情報伝達ルート の確立、万が一製品事故が発生した場合の対応について見直ししながら、安全・安心な製品の提供に取り組んでまいります。

輸出入管理への取組

総合商社の活動の柱である貿易を適正かつ効率的に行うため、伊藤忠商事では継続的に輸出入管理の強化、そして更なる改善を図っています。

- 安全保障貿易管理においては、大量破壊兵器等の開発及び通常兵器の拡散防止を目的とした外国為替及び外国貿易法（外為法）遵守の為に体系的・総合的な貿易管理プログラムを策定し、厳格な貿易管理を行っています。この貿易管理プログラムは国連や米国制裁等の国際政治リスクを包括的にカバーする内容になっており、外為法遵守に加え、国際社会の責任ある一員として、国際平和及び安全を脅かすような取引に不用意に巻き込まれ、結果として当社のレピュテーションを毀損することのないよう、様々なプロジェクトやトレードに伴う潜在的リスクに対する審査も厳格に行っています。また、当社は、輸出管理が整備され良好な管理体制である企業として経済産業省から包括輸出許可の保有を認められています。
- 輸入（納税）申告を含めた適正な輸出入通関手続きを実施するため、社内輸出入調査（モニタリング）や輸出入通関・関税管理に関する研修等、社内管理規則に基づいた諸施策を実施し、関税コンプライアンス等の徹底を図り、更に活用が拡大している経済連携協定（EPA）に特化した研修を実施し、EPA の適正な有効活用や、ビジネスを新たに構築する上で必要な情報提供も行っています。こうした取り組みの結果、当社は横浜税関長より「法令遵守体制」（コンプライアンス推進体制）と「セキュリティ管理」が優れた事業者にとえられる「AEO 事業者」（特定輸出者及び特例輸入者）の承認を取得しております。

コンプライアンス

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

伊藤忠商事は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係・取引を遮断することを基本方針としております。これを実現するために、役職員への教育啓発の定期的な実施に加え、新規取引における全件調査など、取引相手等が反社会的勢力に該当しないことの事前調査を徹底し、必要な社内体制の整備・強化を行っております。

インサイダー取引規制

伊藤忠商事は、役職員によるインサイダー規制への違反を防止するため、「内部者取引等の規制に関する規程」を定め遵守徹底を図るとともに、定期的な研修を行っています。なかでも投資先や取引先等の重要事実を知得した場合の対応については、「インサイダー情報の報告・管理体制に関するガイドライン」を策定し運用しています。

情報管理に対する考え方

伊藤忠商事は、情報の取扱いに関し、「情報セキュリティポリシー（<https://www.itochu.co.jp/ja/security/index.html>）」を制定し、当社の全ての役職員が情報の適切な取扱い・管理・保護・維持すべく努めています。また、全ての役職員を対象とする「情報管理規程」を定め、高い情報セキュリティレベルを確保することにより、経営活動に必要な情報の適切な管理を実現するための行動規範を示しています。具体的には、個人情報管理、文書管理、ITセキュリティ管理に関する規則や基準を定め、個人情報や機密情報の保護及び漏えい防止に努めています。

個人情報保護に関する考え方

個人情報を適正に管理・保護することは、当社の社会的責務であることを認識し、「個人情報保護方針（<https://www.itochu.co.jp/ja/privacy/index.html>）」を制定しています。また、全ての役職員を対象とする「個人情報管理規則」を制定し、個人情報の管理責任者の設置及び個人情報の適正な取得・利用・提供・管理・廃棄等に関するルールを定めています。個人情報保護関連の法令や社内ルールに違反する行為が認められた場合には、就業規則に基づき、懲戒処分を含め厳正に対処しています。

さらに、コンプライアンス統括役員である CAO が決定した伊藤忠グループコンプライアンスプログラムでは、個人情報保護法対応ガイドラインをコンプライアンスプログラムの付則として設け、個人情報の流出・漏えい事案が発生した場合の対応方針を定めています。

個人情報モニター・レビュー

伊藤忠グループは、定期的に単体及びコンプライアンス管理対象会社に対して、個人情報モニター・レビューを業務部、法務部、IT・デジタル戦略部主催で行っています。12回目に当たる 2023 年度は、2023 年 9 月から 12 月にかけて、伊藤忠商事、海外ブロック及び国内外コンプライアンス管理対象会社 136 社に対して個人情報管理体制の確認を実施しました。その結果も踏まえて伊藤忠商事およびグループ会社での改善のための啓発活動を継続するとともに外部弁護士のアドバイスを通じた体制の構築および運用支援を行っています。

コンプライアンス事案（違反事例）への対応

伊藤忠商事の各組織、海外拠点及びコンプライアンス管理対象会社において、腐敗防止をはじめとする法令・社内ルール違反等が発覚、または、違反発生リスクがあると判断された場合、所定の基準・手続に従い、当該組織のコンプライアンス責任者が中心となり、内部調査・原因究明・再発防止策等の事案対応に当たります。コンプライアンス関連事案については、発覚から事案対応の終了報告までコンプライアンス室を通じて、CAO に報告されます。

また全社的な見地から検討を要する重大なコンプライアンス事案については、CAO の指示、又はコンプライアンス室からの要請に基づき必要な調査が実施され、実態解明を行い、社内規程に照らして適切な処分を行います。

贈賄を含む法令違反等に関与した役職員については、社内処分の要否を各社の社内規程（就業規則等）に照らし検証し、また必要に応じて社内外の関係部署・専門家との相談・協議等を経た上で、社内規程に定められた基準・手続に従い適切な処分を行います。

伊藤忠商事では、外部関係者等への対応・報告・公表の要否を検討の上、必要に応じて適切な対応を実施しています。

なお、伊藤忠商事では、2025 年度は対外的な開示が必要とされる重大なコンプライアンス違反（顧客の個人情報取扱に関連する事案を含む）はありませんでした。

サステナブルファイナンス

伊藤忠商事の創業の精神である企業理念「三方よし」のもと、グローバルに事業を行う伊藤忠グループは、地球環境や社会課題への対応を経営方針の最重要事項のひとつとして捉え、企業行動指針である「ひとりの商人、無数の使命」を果たすべく、持続可能な社会の実現に取り組んでまいりました。当社のサステナブルファイナンス（環境・社会の持続可能性に貢献する資金調達）の活用は、こうした伊藤忠グループの方針を幅広いステークホルダーの皆様にも認知頂くとともに、「SDGs」への取組みをより一層推進することを目的としております。

■ サステナブルファイナンス実行事例

実行年月	内容	評価機関	評価（実行時）
2015年5月	日本政策投資銀行「DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付」私募債 ● 参考：プレスリリース (https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2015/150518.html)	日本政策投資銀行	「AA」 (最高評価)
2021年3月	米ドル建て無担保普通社債（SDGs債） ● 参考：プレスリリース (https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2021/210324.html)	Vigeo Eiris	「Robust」 (良好)
2023年9月	三井住友信託銀行 グリーンローン ● 参考：プレスリリース (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/news/2023/230929.html)	日本格付研究所	「Green1 (F)」 (最高評価)
2024年3月	みずほ銀行 「Mizuho 人的資本経営インパクトファイナンス」 ● 参考：プレスリリース (https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2024/240325.html)	みずほリサーチ&テクノロジーズ	「AA」 (最高評価)
2024年9月	みずほ銀行「Mizuho Eco Finance」	みずほリサーチ&テクノロジーズ	—
2024年12月	福岡銀行 グリーンローン ● 参考：プレスリリース (https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2024/241219.html)	日本格付研究所	「Green1 (F)」 (最高評価)
2024年12月	三井住友銀行「SMBc 社会課題解決推進支援融資」 ● 参考：お知らせ (https://www.itochu.co.jp/ja/news/news/2025/250131.html)	日本総合研究所	—
2025年9月	円建て無担保社債（オレンジボンド） ● 参考：プレスリリース (https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2025/250905_2.html)	Impact Investment Exchange (IIX)	「Aligned」 (適合)
2025年12月	横浜銀行 グリーンローン	日本格付研究所	「Green1 (F)」 (最高評価)
2026年1月	十八親和銀行 グリーンローン	日本格付研究所	「Green1 (F)」 (最高評価)
2026年2月	福岡銀行 グリーンローン	日本格付研究所	「Green1 (F)」 (最高評価)
2026年8月	滋賀銀行 グリーンローン	日本格付研究所	「Green1 (F)」 (最高評価)

サステナビリティボンド

フレームワーク

当社は国際資本市場協会（ICMA）が定めるグリーンボンド原則 2018、ソーシャルボンド原則 2020 及びサステナビリティボンド・ガイドライン 2018に基づき、以下の SDGs 債フレームワーク（サステナビリティボンド・フレームワーク）を策定しました。

● SDGs 債フレームワーク (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sdgs_framework_jp.pdf) 

セカンド・パーティ・オピニオン

当社が策定したフレームワークについて、Vigeo Eiris より、サステナビリティボンド・ガイドライン等の原則との適合性に対する外部評価（セカンド・パーティ・オピニオン）を取得しました。

● セカンド・パーティ・オピニオン（Vigeo Eiris）(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sdgs_spo_jp.pdf) 

レポーティング

資金充当レポート及びインパクトレポート（影響評価報告）（2022年5月）

2021 年 3 月に発行した SDGs 債による調達資金 USD500M に関して、SDGs 債フレームワーク 3.2 項に則り、適格事業への取組みに充当しました。また、調達資金が充当された適格事業による環境・社会へのインパクト（効果）を算定しました。

● 資金充当レポート及びインパクトレポート（影響評価報告）(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sdgs_allocation_and_impact_report_jp.pdf) 

発行後レビュー（2022年5月）

当社が作成した資金充当レポート及びインパクトレポートについて、ムーディーズ ESG ソリューションズより発行後レビューを取得しました。

● 発行後レビュー (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sdgs_independent_review_jp.pdf) 
● 本件に関するプレスリリース (<https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2021/210324.html>)

サステナブルファイナンス

オレンジボンド

フレームワーク

当社は Orange Bond Initiative™ が定める Orange Bond Principles™ に基づき、以下のオレンジボンド・フレームワークを策定しました。

※ オレンジボンドフレームワーク (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/news/2025/_icsFiles/afiedfile/2025/08/19/OrangeBondFramework_1.pdf) 

セカンド・パーティー・オピニオン

当社が策定したフレームワークについて、Impact Investment Exchange (IIX) より、Orange Bond Principles™ との適合性に対する外部評価（セカンド・パーティー・オピニオン）を取得しました。

※ セカンド・パーティー・オピニオン（Impact Investment Exchange）
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/news/2025/_icsFiles/afiedfile/2025/08/19/OrangeBondExternalReview.pdf) 

グリーンローン

フレームワーク

当社はローン・マーケット協会 (LMA) 等が定める「グリーンローン原則 2023」および環境省が定める「グリーンローンガイドライン 2022」に基づき、以下のグリーンローン・フレームワークを策定しました。

※ グリーンローン・フレームワーク (https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/green_loan_framework_jp.pdf) 

適合性に関する第三者評価

当社が策定したフレームワークについて、(株) 日本格付研究所より、グリーンローン原則およびグリーンローンガイドラインとの適合性に対する第三者意見を取得しました。

※ 適合性に関する第三者意見（(株) 日本格付研究所）(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/external_evaluation_jp.pdf) 

レポーティング

三井住友信託銀行：資金充当レポート及びインパクトレポート（影響評価報告）（2025年12月）

2023 年 9 月に三井住友信託銀行株式会社よりグリーンローンにて調達した資金に関して、グリーンローン・フレームワーク 3.2 項に則り、適格事業への取組みに充当しました。

※ 資金充当レポート及びインパクトレポート（影響評価報告）
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/allocation_and_impact_report_jp.pdf?251226) 
※ 本件に関するプレスリリース (<https://www.itochu.co.jp/ja/csr/news/2023/230929.html>)

福岡銀行：資金充当レポート及びインパクトレポート（影響評価報告）（2026年1月）

2024 年 12 月に株式会社福岡銀行よりグリーンローンにて調達した資金に関して、グリーンローン・フレームワーク 3.2 項に則り、適格事業への取組みに充当しました。

※ 資金充当レポート及びインパクトレポート（影響評価報告）
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/allocation_and_impact_report_jp_2026.pdf) 
※ 本件に関するプレスリリース (<https://www.itochu.co.jp/ja/news/press/2024/241219.html>)

社会からの評価

FTSE4Good Index Series・FTSE JPX Blossom Japan Index・FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index 銘柄に選定

FTSE4Good Index Series は、環境・社会・ガバナンス (ESG) の対応に優れた企業のパフォーマンスを測定するために設計されたもので、金融商品の組成ツールや、リサーチ、参照基準、ベンチマークとして広く利用されます。

FTSE JPX Blossom Japan Index 及び FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index は、環境・社会・ガバナンス (ESG) 総合型指数として年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) の ESG 投資銘柄選定に活用されています。



FTSE4Good



FTSE JPX Blossom
Japan Index



FTSE JPX Blossom
Japan Sector
Relative Index

FTSE Russell (FTSE International Limited と Frank Russell Company の登録商標) はここに伊藤忠商事が第三者調査の結果、FTSE4Good Index Series、FTSE Blossom Japan Index、及び FTSE Blossom Japan Sector Relative Index 組み入れの要件を満たし、本インデックスの構成銘柄となったことを証します。これらはグローバルなインデックスプロバイダーである FTSE Russell が作成し、環境、社会、ガバナンス (ESG) について特定の対応を行っている企業のパフォーマンスを測定するために設計されたもので、サステナブル投資のファンドや他の金融商品の作成・評価に広く利用されます。

MSCI 日本株 ESG セレクト・リーダーズ指数

MSCI 日本株 ESG セレクト・リーダーズ指数は、親指数 (MSCI 日本株 IMI 指数) 構成銘柄の中から、各 GICS® 業種分類の銘柄数 50% を目標に、ESG 評価に優れた企業を選別して構築される指数です。

当社は、2020 年 12 月に MSCI ESG 格付け評価にて総合商社として初めて「AAA」を獲得して以来、この最上位ランク評価を維持しています。



2026 CONSTITUENT MSCI日本株
ESGセレクト・リーダーズ指数

2026 CONSTITUENT MSCI日本株
女性活躍指数 (WIN)



伊藤忠商事の MSCI ESG Research LLC またはその関連会社 (MSCI) のデータの使用や、MSCI のロゴ、商標、サービスマークやインデックス名の使用は、MSCI による伊藤忠商事の後援、宣伝、販売促進を行うものではありません。MSCI のサービスとデータは、MSCI またはその情報プロバイダーの資産であり、現状を提示するものであり、保証するものではありません。MSCI の名称とロゴは、MSCI の商標またはトレードマークです。

THE INCLUSION OF ITOCHU CORPORATION IN ANY MSCI INDEX, AND THE USE OF MSCI LOGOS, TRADEMARKS, SERVICE MARKS OR INDEX NAMES HEREIN, DO NOT CONSTITUTE A SPONSORSHIP, ENDORSEMENT OR PROMOTION OF ITOCHU CORPORATION BY MSCI OR ANY OF ITS AFFILIATES. THE MSCI INDEXES ARE THE EXCLUSIVE PROPERTY OF MSCI. MSCI AND THE MSCI INDEX NAMES AND LOGOS ARE TRADEMARKS OR SERVICE MARKS OF MSCI OR ITS AFFILIATES.

Dow Jones Best-in-Class World Index・Asia Pacific Index 銘柄に選定 (13年連続)

世界の代表的なサステナビリティ指数である「Dow Jones Best-in-Class World Index (DJBIC World)」及び、アジア・太平洋地域を対象とした「Dow Jones Best-in-Class Asia Pacific Index (DJBIC Asia Pacific)」の構成銘柄に、13年連続で選定されています。DJBIC (2025 年 2 月 10 日以前は DJSI) は、S&P グローバルが実施する「経済」「環境」「社会」の 3 つの側面から企業活動を分析・調査する Corporate Sustainability Assessment (CSA) に基づいて、対象銘柄を選定しています。同インデックスシリーズは企業のサステナビリティ・パフォーマンスを測るベンチマークの国際基準として、企業行動に大きな影響を与えていると考えられます。

社会からの評価

S&P Global Sustainability Yearbook 2026において業界内評価「Top 1%」獲得

S&P Global 社が企業のサステナビリティの取組みを評価する Corporate Sustainability Assessment (CSA) の結果、Trading Companies & Distributors セクターで「Top 1%」のスコアを獲得し、「Sustainability Yearbook 2026」に掲載されました。(2026年2月現在)



ジェンダー・ダイバーシティ指数「Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index (GenDi J)」銘柄に選定

GenDi J は、Equileap が提供するジェンダー・イクオリティ・スコアを活用し、確立されたジェンダー・ダイバーシティ・ポリシーが企業文化として浸透している企業、及び、ジェンダーに関係なく従業員に対し平等な機会を約束している企業に重点をおいた指数です。(2026年6月現在)



Morningstar, Inc.及び／またはその関連会社（単体／グループに関らず「Morningstar」）は、伊藤忠商事が、「指定されたランキング年において、職場でのジェンダー・ダイバーシティに関して、Morningstar日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指数（除くREIT）（「インデックス」）を構成する銘柄の最上位のグループにランクされた」という事実を反映するために、伊藤忠商事がMorningstar日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト（除くREIT）・ロゴ（「ロゴ」）を使用することを承認しました。Morningstarは情報提供のみを目的として伊藤忠商事によるロゴの使用を承認しております。伊藤忠商事によるロゴの使用はMorningstarが伊藤忠商事を推奨するものではなく、また、伊藤忠商事に関連する有価証券の購入、売却、引受けを推奨、提案、勧誘するものでもありません。当インデックスは日本の職場のジェンダー・ダイバーシティを反映するようにデザインされておりますが、Morningstarは、インデックスまたはインデックスに含まれるデータの正確性、完全性、または適時性を保証しません。Morningstarはインデックス、またはロゴに関して明示的にも暗黙的にも保証を行わず、インデックス、インデックスに含まれるデータまたはロゴに関する商品性および特定の目的または使用への適合性の保証を明示的に否認します。前述のいずれにも制限することなく、いかなる場合においても、Morningstarまたはその第三者のコンテンツプロバイダーは、いずれかの当事者によるインデックスまたはロゴの使用または信頼に起因する（直接的・間接的に関わらず）損害について、Morningstarが当該損害の可能性について認識していたとしても、いかなる責任も負わないものとします。Morningstarの名前、インデックス名、およびロゴは、Morningstar, Inc.の商標またはサービスマークです。過去のパフォーマンスは、将来の結果を保証するものではありません。

グローバル環境株式指数「S&P / JPXカーボン・エフィシエント指数」銘柄に選定

S&P / JPX カーボン・エフィシエント指数は、GPIF が採用しているグローバル環境株式指数。Trucost による炭素排出量データをもとに世界最大級の独立系指数会社である S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが、TOPIX の構成銘柄を対象とし、時価総額をベースに同業種内で炭素効率性が高い企業、温室効果ガス排出に関する情報開示をおこなっている企業の投資ウェイトを高めた指数です。(2026年4月現在)



CDP

● CDP 気候変動

CDP 気候変動は、企業の気候変動に対する対応状況等を評価しています。2025年度、当社は A 評価を受けました。

● CDP 水セキュリティ

CDP 水セキュリティは、水セキュリティに関する企業の取組み状況进行评估しています。2025年度、当社は A 評価を受けました。

● CDP サプライヤー・エンゲージメント評価 (SEA)

CDP SEA は、CDP 気候変動質問書におけるガバナンス、目標、スコープ3排出量、バリューチェーンエンゲージメントに関するパフォーマンスを評価しています。2025年度、当社は A 評価を受けました。



当社の「CDP 質問書（気候変動・水セキュリティ・フォレスト）2026」への回答は以下をご覧ください。
(https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/cdp_questionnaire_2026.pdf) 

社会からの評価

SOMPO サステナビリティ・インデックス銘柄に選定（15年連続）

本インデックスは、SOMPO アセットマネジメント株式会社が 2012 年 8 月に運用を開始した ESG 評価が高い企業に幅広く投資する年金基金・機関投資家向けの ESG 運用プロダクト「SOMPO サステナブル運用」において、独自のアクティブ・インデックスとして活用されています。



環境省第7回 ESG ファイナンス・アワード・ジャパン 「環境サステナブル企業部門」金賞受賞

本アワードは、ESG 金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、仲介業者、企業等について、その先進的取り組み等を表彰し、広く社会で共有し、ESG 金融の普及・拡大につなげることを目的としています。環境サステナブル企業部門の審査では様々な事業会社との相対評価がされる中、脱炭素への潮流を事業機会と捉え、クリーンテックビジネスに注力している点等が高く評価されての受賞となりました。



大和インベスター・リレーションズ 「インターネットIR表彰 サステナビリティ部門」最優秀賞

本賞は、大和インベスター・リレーションズ社が、国内上場企業のホームページを対象に評価します。サステナビリティ部門ではトップページ、全体方針、環境、社会、ガバナンス、サポートの 6 つの項目に対し、基本方針、社会課題への考え方、体制、定量的データ等を評価、当社は最優秀賞を受賞しました。



「Gomez ESG サイトランキング2025」全業種総合第1位（5年連続）

本ランキングは、上場企業のウェブサイト情報の充実度を評価するために実施されており、伊藤忠商事のサステナビリティレポートを含むサステナビリティサイトが高く評価された結果、最優秀企業に選出されました。

調査項目は「ウェブサイトの使いやすさ」「ESG 共通」「E（環境）」「S（社会）」「G（ガバナンス）」の 5 つから成り、主要ユーザーである株主・投資家だけではなく、幅広いステークホルダーの視点を盛り込んで設定されています。



ダイバーシティ関連

令和7年度なでしこ銘柄

「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしたもの（2026 年選定／経済産業省・東京証券取引所）



ダイバーシティ関連

令和6年度「Next なでしこ 共働き・共育て支援企業」

「共働き・共育てを可能にする男女問わない両立支援」が特に優れた上場企業を選定するもの（2025 年選定／経済産業省・東京証券取引所）



社会からの評価

ダイバーシティ関連

令和6年度東京都女性活躍推進大賞（事業者部門）「優秀賞」

女性の活躍推進について優れた取組を行っている企業や団体、個人を「東京都女性活躍推進大賞」として表彰するもの（2024年選定／東京都）



ダイバーシティ関連

令和2年度女性が輝く先進企業表彰 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）賞

女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組み及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰するもの（2020年表彰／内閣府）



ダイバーシティ関連

新・ダイバーシティ経営企業100選

多様な人材が活躍できる機会や環境を提供する優れた企業を選定するもの（2016年選定／経済産業省）



ダイバーシティ関連

えるぼし認定（2段階）

女性の活躍推進に関する状況等が優良である企業を認定するもの（2016年取得／厚生労働省）



ダイバーシティ関連

プラチナくるみん認定

仕事と育児の両立支援の取組みに特に優れた企業を認定するもの（2016年取得／厚生労働省）



ダイバーシティ関連

平成29年度 均等・両立推進企業表彰 厚生労働大臣優良賞（ファミリー・フレンドリー企業部門）

仕事と育児・介護との両立支援のための取組みについて、他の模範となる取組みを推進している企業を表彰するもの（2017年選定／厚生労働省）



〇ファミリー・フレンドリー企業部門

平成29年度

社会からの評価

労働安全衛生・健康経営関連

健康経営銘柄2025

健康経営優良法人ホワイト500

従業員の健康管理を経営的な視点から考え戦略的に取り組んでいる企業を選定するもの（経済産業省・東京証券取引所）

※ 2016年度以来10年連続で健康経営優良法人ホワイト500に選定。



労働安全衛生・健康経営関連

がん対策推進企業アクション推進パートナー表彰

厚生労働大臣賞（2018年選定）

がん対策推進パートナー賞「検診部門」（2023年選定）

がん対策推進優良企業賞（2023年から3年連続選定）

がん対策に積極的に取り組んでいる企業に対し、総合的にがん対策が進んでいる企業を表彰するもの（厚生労働省）



労働安全衛生・健康経営関連

がん患者の治療と仕事の両立への優良な取り組みを行う企業表彰優良賞

治療と仕事の両立に関する優良な取り組みを行っている企業を表彰するもの。（2018年 2月選定／東京都）



労働安全衛生・健康経営関連

ベストプラクティス企業選定

年1回実施する過重労働解消キャンペーンの一環として、長時間労働削減に向けた積極的な取り組みを行っている「ベストプラクティス企業」を各都道府県ごとに1社のみ選定するもの（2017年 11月／東京労働局）

労働安全衛生・健康経営関連

日本の人事部 HR アワード2018

企業人事部門 優秀賞

人事・人材開発・労務管理等の分野におけるイノベーターを表彰する表彰制度（2018年 11月）



労働安全衛生・健康経営関連

第1回 がんアライ宣言・アワード ゴールド受賞

がんを治療しながら働く「がんと就労」問題に取り組む民間プロジェクト「がんアライ部」が、がん罹患者が治療をしながらいきいきと働ける職場や社会を目指して創設したアワード（2018年 10月）



第三者保証報告書

本第三者保証報告書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の国際保証業務基準（ISAE）3000 及び 3410 に準拠して実施された保証報告書に添付されている環境・社会パフォーマンス指標（P273～P274）に対する保証報告書です。



独立業務実施者の保証報告書

2026 年 7 月 27 日

伊藤忠商事株式会社

代表取締役社長 COO 石井 敬太 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号

代表取締役

後藤 知弘 

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、伊藤忠商事株式会社（以下「会社」という。）が作成した ESG データの「環境」及び「社会」に記載されている 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日の★マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下「保証業務の対象となるサステナビリティ情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、ESG データの「環境」及び「社会」のサステナビリティ情報に注記されている算定及び報告の規程に準拠して保証業務の対象となるサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。この責任には、不正な虚偽かを問わず、重要な虚偽表示のない保証業務の対象となるサステナビリティ情報を作成するために必要な内部統制を整備及び運用することが含まれる。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づき、国際会計士倫理基準審議会が公表した「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第 1 号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムを整備及び運用している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、保証業務の対象となるサステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会が公表した国際保証業務基準 3000 号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び国際保証業務基準 3410 号「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法及び報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、並びに以下を含んでいる。

- ・ 保証業務の対象となるサステナビリティ情報の算定及び報告に適用される規程の適合性及び利用可能性の評価
- ・ 不正又は誤謬によるサステナビリティ情報に生じる重要な虚偽表示リスクの識別及び評価
- ・ 見積手法の適切性及び適用の一貫性の評価
- ・ 事業所の往査
- ・ 保証業務の対象となるサステナビリティ情報の表示の妥当性の検討

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類及び時期が異なり、その範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準よりも相当程度に低い。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、保証業務の対象となるサステナビリティ情報が、報告書のサステナビリティ情報に注記されている算定及び報告の規程に準拠して作成されていないと信じさせる事実はすべての重要な点において認められなかった。

以 上

サステナビリティ推進部からのメッセージ

サステナビリティレポート 2026をお読みいただきありがとうございます。

当部では、気候変動への対応、自然資本・生物多様性を踏まえた事業分析、バリューチェーン全体での人権尊重の取組み、ならびに SDGs 達成への貢献に向けた各種施策を推進し、当社グループのサステナビリティ向上に取り組んでいます。

また、近年、国際的にサステナビリティを軸とした情報開示の重要性が一層高まっていることを踏まえ、本レポートは 2026 年より「ESG レポート」から「サステナビリティレポート」へ名称を変更しました。環境・社会・ガバナンスにとどまらず、より広い視点から当社グループの取組みをお伝えすることで、企業価値の向上を図るとともに、ステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。



伊藤忠商事株式会社

〒107-8077 東京都港区赤坂 2 丁目 17-22 赤坂トラストタワー

TEL：03-3497-2121

<https://www.itochu.co.jp>